

今田信一著

改訂

最上紅花史の研究

高陽堂書店

題簽
加藤
諄





紅花

左の紅花屏風は、東根・六田の画家青山永耕が、幕末の文久頃に描いたものである。彼の生地が最上紅花の主要生産地であっただけに、その描写が実に写実的で、干花の生産と流通の状況を写して余す所がない。

第一景は農家の豊かな春祭り、第二景は花鳥の遠望で、早くも京都からの買付け商人の姿も見える。第三景では、農家の庭先における干花加工の様子、第四景では荷問屋の荷造り作業を写しているが、両景共に筆細かに、しかも躍動的な場面を捉えている。

第五景は紅花船の敦賀入港の状態で、二十艘程の船が見えるが、船印からすれば、殆どが山形の有力紅花商人であることが知られ、史料的にも貴重な場面である。最後の第六景は京都の老舗(美濃屋の店頭で、最上紅花荷が何十駄と積まれ、二階座敷では取引きの交渉が行なわれている。如何にも京都らしい風俗も丹念に描かれていて面白い。(長谷川吉内氏蔵)



3

2

1



6

5

4

序 文

その地方の農業経営の進歩の程度は、一般に労働力の集約の度合、貨幣経済の浸透の深淺、生産技術の高低などを指標として論じられる。そして、東北地方のそれは常に近畿以西の地方に比して後進的と言われてきた。しかしこういう概括的な見方の中にあつて、近世初期以来「商業的農業」を漸次発展させて来た村山地方は、むしろ近畿型の性格を持っていたことは、最近の多くの研究によって立証されて来たところである。

村山地方における商業的農業の中心を占めた商品作物は、近世三百年を通じて紅花であつた。この紅花は「最上紅花」の名をもつて、日本の染料原としては「阿波藍」と並び称され、三都の需要に應じて来た。そのために、早くから前期的商業資本の投入が行なわれ、生産と流通の構造、機能が整備されて、東北地方でも特異な進歩的農業経営の地帯を形成したのである。このことは言うまでもなく、生産と流通という作用を通じて、農村社会経済史の展開の上に重要な役割を果した。

戦後、地方史の研究が著しく進んだが、その中であつて、最上紅花のもつ意義が新たな視点から見直され、多くの研究者によってその対象に取り上げられた。研究の課題は各方面に亘り、これまで詳細な分析的論考が数多く学界に発表になつてゐる。特に生産と農村経済の問題、都市市場と在方市場の構造および流通の問題、商業資本形成の問題、或は地主制成立過程の問題など、幅広い研究業績があるが、これで課題が尽きた訳ではない。将来はさらに研究の分野が開拓され、深められて行くことであらう。

ただ目下の処、最上紅花の持つ生産と流通の経済史的意義を、全体的に歴史的に把握しようとした試みは少ない。著者は戦前に故渋沢敬三先生の指導を受けて、「最上紅花史料」を公刊したが、戦後の新しい研究の視野からすれば、正に反故的存在となつてしまつた。戦後になつて、伊豆田忠悦氏によつて二、三の優れた概説的論考が発表になつたが(日本産業史大系・東北地方篇、その性格上、充分に言い尽くせない点のあることは止むを得ない。その後を受けて体系日本史叢書・産業史Ⅱ)、世に出そうとする本研究は、近世の最上紅花の生産構造とその流通過程が、村山郡内の社会経済史上どの様な意味を持ち、歴史的にどのよう展開して来たかを、可能限度の資料に依拠して叙述しようとした試みである。勿論、この研究の根底をなしているものは、先学によつてなされた研究成果で、その学恩に対しては深く感謝しなければならぬ。

この稿を起こそうと決心する迄には、多くの方々の激励と指導とを賜つたが、いよいよ出版の段階に至つては、三春伊佐夫氏が主となつて刊行会を組織し、井場書店のために支援の労を惜しまれなかつた。柏倉亮吉氏を代表とするその刊行会には赤塚長一郎、阿部西喜夫、伊豆田忠悦、今泉享吉、梅津保一、沖津常太郎、工藤定雄、佐藤不二雄、三春伊佐夫、横山昭男の諸氏が名を連ねて下さつた。題名は特に早稲田大学教授・加藤諄先生から戴いたものである。なお巻頭写真については所蔵者長谷川吉内氏の並々ならぬ御配慮をいただいた。共に記して心から御礼を申上げる。

昭和四十七年九月一日

目次

序章 最上紅花の概説

第一節 紅花文化の發展 3

第二節 近世の紅花生産地 6

第三節 最上紅花生産の起源 9

第四節 最上紅花發展の素因 14

第五節 流通機構の組織化 20

第六節 本書のねらい 22

第一章 生産高と品質の評価

第一節 生産高の向上 27

最上流の干花製法 27 年産「最上干駄」29 生産高の全国的地位 35 栽培面積の拡大化 37
生産者の収益性 44

第二節 最上紅花の評価と相場 50

最上紅花の一般的評価 50 最上紅花の相場の概観 51 京都市場における最上紅花 55

第三節 品質低下の問題点 61

生花生産の不適正 61 量産主義の傾向とその弊害 66 耕種法の未熟 69 干花加工上の不正 74
出荷業者の量目の不正 78 新興生産地の品質向上 83

第二章 幕藩財政上の最上紅花

第一節 荷役制度の整備 89

幕藩の紅花荷役制度 89 紅花荷役と幕藩財政 94 荷役徴収率の更改と口留番所の整備 97
山形藩の抜荷防止対策 107 公領代官の市場統制策 111

第二節 金納源としての紅花収入 119

貢納米の金納化 119 堀田藩の高掛金と紅花収入 121 戸沢藩財政の紅花収入依存 126
上ノ山藩の指定花買宿と役銭 130 農民層分解の進行 132

第三節 幕藩庁の紅花栽培奨励 136

山形藩の奨励策概要 136 紅花種移出禁止令 143 郡中議定による紅花種の密移出対策 145

米沢藩の生産事情 151 庄内地方の作付禁止令 154

第四節 紅花専売制の不成立 159

上杉藩の紅花買上制 159 水野藩の専売制と工業化の計画 164 織田藩の専売仕法 168
専売制不成立の地域性 172

第三章 紅花商人の成立と発展

第一節 紅花の集荷機構 179

目早とサンベ 179 目早仲間成立と変質 181 小仲買人サンベの性格 187 花買宿の発達 190
荷問屋の発生 194

第二節 山形・花市場の変遷 198

花市場の成立 198 花市場の機能の低下 203 花市場の衰亡 207

第三節 江州・伊勢商人の市場開拓 211

日野商人の山形進出 211 日野系・村居家と浜村家 214 山形・八幡商人の系譜 218
天童・日野屋の変遷 220 伊勢商人の活躍 221

第四節 近世中・後期の山形紅花商人 227

発展の概説 227 佐藤一族の発展 233 長谷川一家の活躍 240 永寿講と長明燈 243
その他の山形紅花商人 248

第五節 在方紅花商人の勃興 251

商品物資の生産と在方商人の発生 251 在方紅花商人の成立期 257

近世中期に成立した在方の紅花商人群 259 上層農民の干花加工業参加 266 干花加工農民の経営構造 268

第六節 異色の在方紅花商人 275

山間に成立した稲村家 275 尾花沢盆地の紅花商人たち 283 柏倉家の特殊な機構 289

支配人から成長した本木家 296

第七節 上方商人との取引形態と代金決算法 302

産地直買いと宿 302 相対取引法と為任取引法 307 相対・委託取引法の実際 310

京都・荷問屋の卸売り 316 代金の決済法 318 代金回収不能と出世証文 324

第四章 複雑な輸送慣行

第一節 羽州街道の駄送 333

山形・大石田間の紅花輸送法 333 紅花駄送慣行の強化 337 新河岸設置問題 343

脇街道駄送の禁止 346 宿駅継立に関する諸規定 352

第二節 北海廻り敦賀經由の輸送法 358

大石田の川下げ規定 358 北海運漕と敦賀荷揚げ 362 海上輸送と破船対策 366

敦賀・大津間の輸送法 375 運賃及び輸送日数 379 大津荷問屋の不正行為 382

第三節 陸路江戸廻りの輸送法 368

江戸廻りの送法 386 笹谷街道駄送の勧誘 395 江戸廻り出荷量の推定 398

第四節 奥州紅花荷の羽州通過 402

伊達藩の紅花移出制度 402 仙台紅花の羽州通過 403 南部・奥仙紅花の大石田河岸出し 407

第五章 紅花流通機構改革運動の展開

第一節 紅花問屋仲間制度の成立 413

紅花問屋仲間稲荷講の結成 413 紅屋仲間講の分立 418 紅花問屋と紅屋の公認 420

第二節 問屋制度反対運動の展開 426

不安内在の問屋制度 426 自由相対売買慣行の復活運動 429 旧制復活運動の失敗 436

運動態勢の弱体 438

第三節 機構改革運動と問屋制度の廃止 442

紅花売買場所の新設請願 442 大阪に新問屋設置 445 紅花売買場所設置に付再願 447

勸定奉行の審理 450 紅花問屋株仲間の廃止 456

第四節 紅花世話所の仮設承認 461

旧問屋の紅花荷宿経営 461 紅花世話所設置計画 463 紅花世話所仮設の承認 467

旧問屋系商人の策謀 469 定問屋制復活運動 473

次

目

第五節 紅花会所開設計画の運動 477

紅花会所設置計画 477 生産農民の反対 483 第二次紅花会所設置運動 487

第六節 公領名主たちによる新改革案の提唱 492

名主たちの企画する紅花世話所 492 内仲間の結成と荷受問屋新設案 495

第七節 機構改革運動不成立の問題点 502

審理の遅延と奉行所の立場 502 消極的な町方商人 507

第六章 問屋制度改変に伴う新事態の発生

第一節 江戸打越荷の問題 515

問屋仲間制度の禁止と復活 515 江戸打越荷禁止令要求 517

打越荷禁止令の成立と最上商人の動向 521

第二節 京都における紅花撰花問題 532

撰花仲間の成立 528 撰花制度の混乱 537 撰花仲間に対する抵抗 539

御服御用仲間と紅染屋の協力 542

第三節 大阪紅花仕入問屋組織の成立 546

撰花問題の波及 546 紅花仕入問屋仲間組織 548

第七章 最上紅花衰退の原因

第一節 新産業政策の影響 555

明治初期の産業政策 555 新産業の紅花生産に与えた影響 559

第二節 外国染料輸入による打撃 562

中国紅花・印度紅花の輸入 562 化学染料による圧迫 565

第三節 最上紅花衰亡の実態 569

明治期における生産の推移 569 最上紅花商人の変質 571 京都・最上屋の場合 576

第四節 最上紅花復興計画 581

明治二十年前後の復興計画の失敗 581 皇室御用としての紅花の保存 587

結語

次 付索引

目

序章 最上紅花の概説

第一節 紅染文化の発展

古来、山形県の文化・経済・交通・運輸などの母胎をなして来た最上川の中流地帯に位する村山地方は、豊かな田園をなす盆地で、古名を最上郡と称した。この盆地の畑地帯から産出した特産紅花を、「最上紅花」と通称する所以である。

最上紅花が村山地方の特産商品作物として生産され、高い経済性を發揮して来る歴史は案外に新しく、中世の極く末期から近世の初期にかけての頃からと見られる。そもそも、紅花が大陸から伝来して、日本で栽培されるようになったのは既に上代のことで、古事記や万葉集に呉藍とか末摘花などの名をもって現われて来る。その華麗な染色は正倉院御物に見られるし、同御物の鳥毛立女屏風の美人、奈良薬師寺の吉祥天像、同法隆寺金堂壁面の菩薩像などは、何れも口紅や頬紅を施しており、上流貴族たちの生活文化の中に紅の使用が流行していたことが知られる。更に平安時代に入ると、貴族文化の発展に伴って、紅の需要はいよいよ増大して来たことは言うまでもない。

貴族社会において、染織のことが制度化されたのは既に大宝令に見える所で、織部司に染戸があり、また内染司に染師が置かれている。平安時代に入って、藤原忠平が延長五年（九二七）に上申した延喜式の中、巻十四縫殿寮の部を見ると、御服や齋服の紅染のことが規定され、また、染め方の用度などについても精しく記されている。一例を上げれば黄丹綾一疋を染めるについての用度は、紅花大十斤八両、支子一斗二升、酎一斗、麩五升、藁四圍、薪一百八十斤などあり、明らかに紅染が行なわれており、しかもその用度は、近世の本紅製造の用度と殆ど同じであること

が注目される。

さて、この紅花は当時どの地方から徴用・集荷されたものであろうか。このことは同じく延喜式の主計上の項に明瞭に定められている。即ち、生産地の中男（一七才―二〇才男子）の輸作物の一つとして賦課されているのである。紅花をもって輸作物に指定されている国は、全国六八カ国中次の二四カ国であった。

伊賀 伊勢 尾張 参河 駿河 甲斐 相模 武蔵 安房 上総 下総 常陸
信濃 上野 下野 越前 加賀 越中 因幡 伯耆 石見 備後 安芸 紀伊

中男一人の輸作物は、それぞれの国の特産物として種々多様に亘り、品目毎に貢納額が規定されていた。紅花の場合二両が規定であったが、伊賀国は生産額が多かったものか、特例として七斤八両と規定されているのが驚異である。当時の重量計算法は二四銖をもって一両、三両をもって大両、一六両をもって一斤としており、一斤は唐目で一六〇匁であるから、一両は一〇匁に当たる。従って大部分の中男は二〇匁ずつの貢納となっていた。

後年、全国随一の紅花生産国となった出羽国が除かれていることは、奇異の感があるのであるが、延喜式では「飛驒・陸奥・出羽・壹岐・対馬等国島不輸」と規定し、中男の一切の貢納は免除されていたのである。輸送路の関係や地理的な事情によって、特に除外されていたものである。当時の農民階層が紅染の衣料を用いることは有り得なかったから、中男作物から除外されている国々や、紅花の貢納を規定されていない地域には、その生産は行なわれていなかったと見てよい。

平安朝期における宮中・貴族社会に使用された紅花は、縫殿寮の染色のみならず、内蔵寮の場合を見ても諸祭幣帛

に大量の紅花を用い、また染織に使っているが、これらを総計すれば莫大な量に達するであろう。その量を調達確保するために、前記二四ヶ国の中男たちが負担する義務栽培を考えると、想像以上の労苦があったものと思われる。しかもそれは、商品作物ではなくして、全く収奪的作物であったのである。

武家時代に入ると、生活は一般に質実になったから、前代のような華美な染織も少なく、紅花の使用もおのずから減じたが、令制が変わった後も宮廷には染殿が設けられ、染物の宮廷工業化は続けられた。やがて、武家社会にも服飾や武具類に紅染が応用される時代を迎えると、染織技術は宮廷以外に独立専門化が見られるようになった。しかもこの技術が宮廷に発達した関係から、最もすぐれた染色業は京都にはじまったことは言うまでもない。特に京都の加茂川の水質が紅染に適していたのみならず、多くの画工たちもおったから、次第に京染の名をもって発展した。しかし、この頃の原料紅花の生産地は明らかでない。

安土桃山時代から江戸時代を通じて、天下泰平の時代における文化の発展については、ここに詳述する必要はない。豊臣秀吉によって作り上げられた豪華な桃山文化、元禄時代の華麗な町人文化、化政時代の一般的な奢侈の滲透に伴う庶民文化など、染織技術を著しく発展させたことは言うまでもない。京都の西陣織・友禪染などは、紅花がなければ成立しなかったと言っても過言ではない。化粧用として欠かせない小町紅なども同様である。

村山地方に生産される紅花が、最上紅花の名をもって全国随一の特産となるのは、まさにこの時代からで、近世染織文化を盛り上げた意義は大きい。

第二節 近世の紅花生産地

さて、近世に入ってから生活文化の急速な普及発展を見ると、染色・化粧に必要な紅花の需要がいよいよ増大して来るが、その生産地を果して何処に求めたものであろうか。延喜式当時の二四ヶ国は、商品生産ではなくして全くの貢納用の輸作物であったから、そういう制度の廃止と共に、その国の気候・風土から適応作物であった所は交易物資として残り、生産性の低い所は既に廃れていた。また、運輸交通の便が整って来るにつれて、新興生産地も現われ、次第に特産地化の傾向を示して来た。それらの産地も近世初頭では史料的に捉えられず、中期以降になって漸くはっきりして来る。諸書に紹介された若干の例を示そう。

日本鹿子(元禄四年版)

相模 伊賀 上総 長南紅花 出羽 最上紅花 筑後 薩摩

買物調方三合集覽(元禄五年版)

伊賀 相模 出羽 最上 出羽 薩摩

日本国花萬葉記(元禄十年版)

出羽 最上 上総 長南 相模 かまくらより出る 筑後 薩摩 伊賀

目早報告書(享保十六年調査)

出羽 山形最上地方 奥州福島 三春 仙台 肥後 尾張 遠州 相模

和漢三才図会 (正徳二年版)

相模 鎌倉 出羽 最上 上総 長南 筑後 薩摩

羽州最上及山形之産為良 伊賀筑後次之 豫州今治 攝播二州又次之

紅花売値段書上帳 (文化八年、天保十一年)

武蔵 下総 常陸 水戸 奥州 郡山 奥州 仙台 出羽 最上 出羽 庄内 南部 盛岡 紀州 山城 大和

重訂本草綱目啓蒙 (弘化四年版)

奥州仙台より出るを上品とす 出羽の山形これに次ぐ 同州谷智 (谷地) 奥州三春これに次ぐ

(其他省略)

以上は近世における生産国の大要であるが、これをまとめると、延喜当時から近世期を通じて生産した国は伊賀・相模・上総の三カ国で、その外に武蔵・下総・常陸・信濃・下野・紀伊の六ヶ国がつづいている。このうち信濃は前書には現われていないが、明治八年刊の「日本物産字引」に「信濃各所」と見え、若干の生産があったのである。それに、近世に入ってから生産国となったものに、出羽・筑後・伊豫・播磨・陸奥・薩摩・肥後の七ヶ国がある。これらの国々には、近世中期以降になって加わったものもあり、近世初頭から明治初期にかけて、一貫して産出したのは伊賀・相模・上総・出羽・筑後・陸奥・薩摩の七ヶ国であった。しかし、これらの国々以外は非生産地であった訳ではなく、自然条件の適った地方には、若干の生産が見られたことは言うまでもない。天明四年(一七八四)に京都の呉服師たる山田屋・越後屋の紅染下職であった大森屋権兵衛から、御役所に提出した口上書⁽¹⁾には次のように産地と産額

を述べている。

御尋ニ付口上書之寛

一、東国紅花奥州仙台、羽州山形其外近江近国より造出候を、先(ヅ)東国紅花と唱申候。但尾州・信州・遠州・三州其外右近国何れも少々宛出候へ共、乱花にて西国同様ニ取引仕候

一、西国紅花

紀州・筑州・石州・伯州、此外大和・伊勢・美濃乱花にて西国同様取引仕候

右之通ニ御座候、且年々諸国より少々宛作出候故、微細ニハ難相分御座候 以上

年 月 日

年々紅花京着平均

一、東国紅花凡千貳參百駄

一、西国紅花凡五六百駄

但和州・勢州・濃州其外共 都而西国花と唱申候

右之通ニ御座候、尤東国西国共年々ニ貳百駄斗之増減は御座候、右申上候員數、大津・伏見問屋相糺候儀ニ而ハ無御座候、今年迄之平均凡之處申上候 以上

天明四年辰五月

御役人中様

大森屋権兵衛

これによれば、全国の生産を東国花と西国花に分類し、前者には奥州・羽州・近江近国・尾州・信州・遠州を、後者には紀州・筑州・石州・伯州・大和・伊勢・美濃を上げているが、その外にも「年々諸国より少々宛作出候故、微細ニハ難相分御座候」とあるように、量の多少を問わなければ、全国的に広く分布していたことが知られる。なお、天明の時点における生産額は、東国花が大凡千二、三百駄、西国花が大凡五、六百駄、その製品は奥州・出羽物の餅花に対し、その他の諸国物は乱花（花卉のまま乾燥）である旨を附記している。

第三節 最上紅花生産の起源

最上紅花栽培の発祥年代は不明である。「山形の紅花は、伝説に依れば慈覚大師か安然大師の頃に移植したものと云われるが、これは全くの宗教的開拓に関する説話に過ぎない。

生産の有無を別として、本県内の史料で紅花という名称の現われて来るのは、天正五年（一五七七）に谷地の館主白鳥十郎が織田信長に名馬を献じて歓を通じたのに対し、信長からその返礼として送られた多くの高貴珍品の中に、「紅五十斤」が加わっていることである。当時の村山地方にはまだその生産が無く、或は少なくとも、貴重な染料であったことを示すものであろう。次に天正七年に、山形城主最上義光が湯殿山権現に病氣平癒を祈願した際、その奉幣

として斗帳・神馬と共に「上紅花壹貫仁百匁」を納めることを誓約した次の文書⁽³⁾がある。

敬白湯殿権現へ立願之事

此度煩氣就然重而福泉坊為代官来年四月八日ニ斗帳神馬上紅花壹貫仁百匁差添可奉相捧候如存平癒之所謹而奉拝

々々

天正七年 己卯 八月廿八日

源 義 光 花押

文中「来年四月八日」とあるのは、湯殿山の山開きの日を指している。同山は例年八月八日に閉山し、翌年四月八日に開山するのである。このように、義光もまた紅花をもって貴重品としたことは、前者の場合と同様である。

紅花が貴重品なことは言うまでもないが、当時、村山地方にその生産があったかどうかは、これらの史料では確かな解決は出来ない。米沢には、蒲生家から上杉家に伝わったと称する文禄四年（一五九五）の「邑鑑」があり、上長井・下長井から御役作物としての紅花生産のことが記録されている。仮りにこの書が学界で言われているように慶長末年（一六一四頃）のものとしても、置賜地方の一部では文禄・慶長頃に早くも課税の対象となり得る程の生産があったことが知られる。

これに対し、村山地方の場合を考える手がかりとなるものに、保科家の「家世実記」といふ記録がある。保科正之が会津から山形に移封になったのは寛永十三年（一六三六）のことであるが、その年の九月十六日に新領内からの他所出し産物の手形のことについて令達し、出荷役の徴収を行なっているが、この品目の中に紅花が上位に上げられて

おり、しかも「右如先々堅可相改」と大石田における手形改の励行を命じている。このことは注目すべきことで、保科藩以前に既に課役移出物資として藩庁から掌握されていたことを示すものである。しからば「先規」とは何時を指すか、これを決定する有力史料は今の所見当たっていない。思うに、大石田河岸が川船仲継所として成立した山形藩主鳥居忠政の寛永二年（一六二五）に当てるのが妥当ではあるまいか。大石田がはじめて仲継所となったのは最上氏時代の慶長十九年（一六一四）であるが、従来の仲継所たる清水港との紛争もあって、まだ充分に機能を發揮するには至らなかったと見られるからである。

仮りに慶長にのぼせるにしても、寛永二年とするも、置賜地方の「邑鑑」成立時代と隔たること僅少の時代に、村山地方もまた役物としての紅花栽培の普及がはじまっていたことは明らかである。しからば、何時ごろ、どういう経路をたどって移入されたかという事になると、これもまた皆目不明である。推測するに、上方との交易に当たっていた目ざとい商人たちによる移入ではなかったろうか。特に「諸国往還之津」と言われた酒田などにおいて、上方の需要と商品価値の高いことを知る機会が多く、種子の入手も可能であったと思われる。農産物は収益性と適地性が高ければ、以外に早く普及するものであるから、文禄・慶長ごろには早くも特産化の傾向を帯びて来たのであろう。

村山と置賜で何れが早いかは速断は出来ない。しかし、「東置賜郡史」などでは、最上地方からの影響をうけて移入したものであるという見解をとっている。事実、置賜地方の栽培地分布を見ると、両地方の重要交通路たる中川街道、吉野川沿岸の小滝街道、最上川に沿う荒砥街道を経て南下している状態を示しているのである。この移入経路は、青芋の場合と同様である。米沢藩の「諸廳根元記」によれば下長井方面に生産される優良な青芋は、最上地方からその根を取り寄せたものであるというが、その頃、紅花もまた同じ手段で置賜地方に普及して行ったもので、その発祥は村山地方にあったと見てよいであろう。

紅花の栽培法については、ここにその一切を省略する。具体的には元禄十年七月に公刊された宮崎安貞著の「農業全書」をはじめとする多くの農書に詳しい。また、明治五年冬に東京博物館から発行された「べに一覧」やその頃出版の「殖産略説」中の「紅藍著説」などは、栽培法・管理法・摘花法から、干花製造法まで、実に詳細に叙述している。特に文政一三年に大蔵永常の著した「農家業事」は紅花栽培法を詳説しているが、その中に「出羽流紅花の作り方」という一項を設け、「出羽国村山郡長崎村百姓代弥右衛門」が役所に書上げたものを載せている。この書上書は村山地方としては注目すべき栽培技術の記録で、その内容は「紅花蒔付より摘入迄の事」を、村山地方の具体的な生産技術と自己の経験とを織り交じえて、一五項に分説しており、生産者必読のものと言えよう。

これらのものは何れも専門書に属するが、それに比し、山形の早期の紅花荷主たる後藤小平治が享保十五年（一七三〇）に書記した「名物紅乃袖」⁴という一書は、内容的に整ったものではないが、山形における生産と流通の状態を達者に描写している。享保頃の生々とした活動的な場面を捉えるためには、まことに貴重な史料と言えよう。

以上のように、紅花の栽培が最上地方に定着して、その生産が流通の上に乗って来るのは、中世末期、天正から文禄、慶長期にかけての頃であろうと、一応の考察をして来たが、最近になって新たな示唆を示える二つの新説、新資料が出て来たので、ここに附記しよう。

その一つは、最上紅花の原流を暗示する問題である。

千葉県長南町在住の船木音羽氏の説で、「室町期の中頃、康正年間（一四五五）に、上総国の長南氏が、関東管領側に攻略された際、落ち延びた一族の人々が、長野方面から遠く出羽国に逃れて住みついたが、たまたま持っていた僅かの紅花の種を園地に蒔いて育て、望郷の念を紛らわしていたのが源流となり、やがて最上紅花の生産に発展したのである。」

というのである(山形新二四)。

上総の長南地方と言えば、延喜(九〇一)の昔から、良質の紅花の産地として、名を成していた地方だけに、この説は一つの伝説的説話としても、何となく信実性をもつ、興味ある問題を含んでいるように思う。なお、県内各地に多く散在する長南姓の人々は、当時の落人の末裔であるという。

この船木氏の説については、山形・千歳の渡辺喜兵衛氏の紹介もある。然しこの長南紅花の流入説を裏づける確かな資料は未だ出て来ない。

もう一つは、最上紅花生産史上、今の所その上限を探る上に極めて貴重な資料で、鈴木勲氏によって解説、紹介された、谷地の浄土真宗・大谷派の安楽寺に秘蔵されて来た、本山からの「志納金品領収書」である。

「志納」というのは、本山に対する門徒、信者たちの寄進行為のことであるが、その領収書の一通を見ると、安楽寺の檀家と思われる彦衛門、新介、藤右衛門内(妻)、さいもん五郎(さいもんごろう)という四人の者が、「花一斤」宛を、新門様に寄進していることが知られるのである。

勿論、ここでいう「花」とは「紅花」のことであろう。ただ残念なことに、受領月日だけで年号を欠いている。

安楽寺という寺は、伝える所に依れば、元亀、天正の頃、名和家の末孫で、岩木村(旧北谷地村)の隠士であった宗介という者が、同地の山中、現お寺山附近に創したものであるという。

他の領収書に「もがみ谷(地方)□内・なわの宗介」、「谷地村・惣」、「なわのちよう志ん」、「でわのなわ」等の名が見えるが、この宗介こそは同寺の開基となった釈浄心・名和宗助で、元亀、天正期の人となるから、「花」の領収書もまた同時代のものと判断して間違いはない。

とすると、寄進の対象となった「新門様」とは、天正二十年(文禄元年 一五九三)に、東本願寺第十二世の門主を嗣いだ教如上

人である。

「新門」とは次代の門主たるべき人をいうのである。教如が新門となったのは永祿九年（一五六六）九才の年から、天正二十年迄の二十七年間であったから、こういう時代考証からしても、「花」の寄進は永祿、元龜、天正期頃のことと推定される。

従来、最上紅花の栽培は、既に述べたように、側面的資料から、莫然とながら、天正期頃にその起原を求めて来たのであったが、この資料によって、確実にその年代を天正に上せ、しかも尚若干上まわることになった。

それにしても、岩木村周辺の山麓地帯に、どのような経路と指導を経て紅花の生産を見るに至ったか、最上紅花史研究上真剣な問題となつて来た。（鈴木 勲「中世出羽村山地方における参照」
真宗教団の一存在」）

尚、附記したいことに、志納品として「布」や「わた」が出て来ることである。これらを含めて、「なわ宗介」という人物の素性、中世後期の案外に早い時期の特殊交易性産業の開発など、これかなの研究課題が多い。

第四節 最上紅花発展の素因

村山郡内の紅花生産は、中世末期頃から明治の初期に至るまで、殆ど後退することなしに発展を続け、常に全国生産額の過半を占めて、最上紅花の名を謳われて来た。この実態については章を改めて述べるが、近世中期以後の最盛期においては、栽培面積大凡千数百町歩、販売金額大凡数万両に達した。しかも紅花は地元の消費作物ではなくして、全く上方の染色工業地帯の原料需要に応ずる商品作物で、換金性・収益性の高さから見て、国産随一の産物と称され

た。東北の農業は従来とかく後進的であると見られ勝ちであったが、村山郡内の畑作農業構造の中における紅花の占める地位、その生産と流通の型体などからすれば、従来の観方は大巾に修正されるべきものである。

村山郡内における紅花生産の發展は、何と言つても、生産基盤の適性にあつた。すなわち、村山盆地内には主流をなす最上川が中央を縦貫し、東西から多くの支流を合わせ、それらの兩岸に広がる畑地帯は、土性が極めて肥沃であつた。また盆地性の気象条件も、紅花の栽培には最適であつた。前記長崎村(中山町)の百姓代弥右衛門は作付地について、「真土の場所宜しく御座候、しかし真土八年により紅花立枯に相なり候こと有之、砂間は餘り立がれニも相成不申(云々)」と言ひ、「農業全書」では「土性極めてよく、光ありてうるはしきは、作れる花の色もよく、染付よし、黄赤黒の土の尤肥良なるをゑらびて作るべし」と教えているが、村山盆地の扇状地帯はまさにこの通りの土性であつた。また、「本草綱目」で「晨乗露采花」と言つていふように、摘花は朝露や朝霧のあるうちがよいとされているが、この点も盆地の気象としては最も適した条件であつた。

しかし、もっと重要な社会的条件として、村山盆地内における支配的構造の特殊性が与えた影響が考えられる。換金性の高い商品作物の發展は、確かに郡内の経済力を強めたが、支配者たちの財政々策として紅花を直接課税対象としたのは、僅かにその出荷に際しての荷役制度に止まり、商品生産としての成果を領主や代官が権力をもつて掌握し、その利潤を直接収奪しようとはしなかつた。それは困難な事情を知つていたからである。幕末期の山形藩や天童藩では藩營の一括販売を計画し、或は実施の段階に移し、その収益をもつて財政の危機を脱出する一部に当てようとしたが、何れも成功しなかつた。それは、既成の強大な特権商人の圧力によつたものであるが、もっと根本的なことは、公私領支配体系の複雑に細分化された村山郡内の事情が、自藩自領内だけの問題として、そういう社会経済制度の重大な改革を行なうことを不可能にしていたことである。

このように、農民の生産や商人たちの流通を制度的に拘束することが弱く、ために正規の貢納の責任さえ果しておれば、殆ど自由な立場に置かれていたことが、やがて需要の増大と農民の生産意欲が結びついて、その発展を盛り上げる原因となった。

農作物の作付統制については、全くその例が無い訳ではない。例えば稲作に関して晩稲を禁止したり、田に麦や菜種の二毛作を停止したことなど、米の増収のためには各公私領共に規制を加えており、時には基盤整備として湿田の廃止を指令したことなどもあるが、畑作については殆どその例を見ない。しかも、畑作物を専売制のような領主商業的収奪の対象になし得なかったとすれば、前記のように、栽培・生産率の上昇は当然である。一部買上制を敷いた米沢藩の農民たちの、紅花栽培に対する消極的な態度や、栽培禁止の方向を示していた庄内藩の状況などに比見すれば、村山郡内の発展の一因が理解出来るであろう。

消長はあったが、紅花の流通には京都や江戸に公認された問屋名目の制度が成立していたのに対し、産地の荷主や問屋には、免許制はあっても、規制条件は稀弱なものであった。仲間制度を組織化し、仲間規約を議定して活動内容を統制していたのは目早業者の場合に過ぎず、その他は比較的自由であった。藩の保護下にあった山形の花市が衰微したのも、公私領制間の取引きの無規制が原因していた。もちろん、公私領では他管内との密売や抜荷を嚴重に取締ったが、いよいよ複雑化する行政区分と、流通構造の変化に伴う郡内広域取引きの傾向は、取締りをますます困難にした。一見自由化の方向を辿るこの流通事情は、町方商人の発展を促したのみならず、在郷市場の成立と在郷商人の勃興進出を可能にした。

ここに一応、村山郡内の複雑な支配機構について具体的に触れておこう。元和八年（一六二二）に最上家の領国体制が崩壊すると、村山郡内の支配関係は早くも分解し、新たに山形には二二万石をもって鳥居左亮忠政を、上山には

序章 最上紅花の概説

四万石をもって松平丹後守重忠を、白岩には八千石をもって酒井長門守忠重を、左沢には二万石をもって酒井右近直次を、新庄には六万八、二〇〇石をもって戸沢右京政盛を配し、さらに寒河江領二万石は蔵入地として鳥居の預所となった。その後、寛永九年（一六三二）の白岩一揆によって酒井忠重領を没収して公領となし、続いて同十三年には寒河江・谷地を公領として独立させ、ここに代官統治が始まる。その後、山形の領主更迭が頻繁に行なわれたが、その都度藩領が縮少

天保13年当時の村山郡内各所領

区分	支配所	領主・代官	石高	村数	構成比
公領	柴橋陣屋	} 代官・添田一郎治	42,445石	68	39.9%
	寒河江		23,320	23	
	尾花沢	} 代官・大貫次右衛門	34,798	52	
	東根		43,311	46	
	計		143,874		
在地藩領	長瀬山城	米津伊勢守	6,422	7	22.1
	上山城	松平山城守	17,843	34	
	天童城	織田伊勢守	18,966	20	
	山形城	秋元但馬守	36,577	町29村7	
	計		79,807		
飛地藩領	北目陣屋	常陸土浦・土屋 采女正	13,007	18	30.8
	北口	出羽新庄・戸沢 能登守	17,329	18	
	柏倉	下総佐倉・堀田 備中守	41,521	46	
	山辺	奥州白河・阿部 能登守	26,954	26	
	左沢	出羽松山・酒井 岩見守	12,260	77	
計		111,071			
預所	漆山陣屋	出羽米沢・上杉弾正大弼	9,271	4	2.6
旗本領	深堀陣屋	高力健三郎	3,000	3	0.8
朱印地外			13,592		3.8
合計			360,614		100.0

注 石高は石以下を4捨5入

(梅津保一氏調査史料により作製)

され、逆に公領の増加が見られ、それに伴う代官所の設置が増加するという状況で、統治機構は実に細分化され複雑化したのである。例を幕末期の天保十一年に求めれば、その錯綜度は前表のようになる。

以上のような支配機構の下においては、郡内全体にかかわる如何なる問題でも、虚心に相互調整し、協力的に処理することは困難であった。まして、広域流通の時代に入っている時に、経済問題を自領だけの計画で処理し、実施しようとすることは不可能にちかく、生産者や商人たちの自由行動を黙認せざるを得なかった。勿論、藩政に損害をもたらす不法行為に対してはしばしば禁令を出しているが、それすら殆ど励行されなかったのである。仙台藩その他一国を領有する大藩においては、庁内に国産方を置き、或は物産会所を設け、問屋に特権を与えるなどして、生産の発展を指導し、流通の円滑化を図って、藩の利潤を上げているが、村山郡内は前記の理由からそれが出来なかったのである。仙台藩や水戸藩の紅花が良質を旨としたのに対し、村山郡内の紅花が量産主義に陥り、品質において兎角の批判を受けるようになった原因もここにある。

取引き上の制度として幕府公認となったものに、享保末年に京都に出来た紅花問屋仲間組織がある。生産地との流通を独占化したものであるが、その特権から生じた多くの弊害が、生産地の自由な立場を守ろうとする紅花商人や生産者たちの鋭い反撃によって、やがてこの仲間制度は崩壊する。その後、京都の紅花商人たちの不正に対抗するために、生産地側が自主的に流通機関を新設しようとする動きがあったが、これすら飽くまでも自由化を主張する勢力に圧されて成功しなかった。この問題は主として公領側に主導権があって、私領側は殆ど関知していない。このように、流通機構の整備問題一つを見ても、公領内にも賛否両論が激しく対立し、私領は不参加という不一致振りであった。ここにも無統制下の競争と発展という現象が生じた。

次に、輸送路の整備によって、旧来の封建的領内経済から全国的広域経済に移行可能になったことである。すなわ

ち、陸上駄送路として羽州街道をはじめとする主要路線の改修がすすみ、水上運漕路としては最上川の難所の開鑿、各河岸制度の確立と輸送制度の充実など、隔地間交易が至便になった。このことが、商品生産物の増産と輸送の安全迅速性を高めたのみならず、集荷・取引きの中心をなす荷問屋の発生を促し、その機能を發揮させた原因となる。

もう一つ考えられることに、最上紅花の原価相場の低廉ということがある。村山郡内における換金作物の生産上昇は、たしかに農民の現金収入を豊かにし、文化的な消費生活を除々に高めた。しかし、東北の辺隅に所在する村山郡の農民生活の程度は、上方のそれに比すればまだまだ低かった。天明八年（一七八八）に古川古松軒の書いた「東遊雜記」は、当時の山形の町について「町家みな草葺のみにて、端ばしの民家は非人小屋見る如く、佗しき市中なり」と述べているが、山形ですらこういう状態であったから、一步農村にはいれどもっと貧しいものであったに違いない。これに応じて日常の衣・食の生活なども、上方のそれに比較すれば充分とは言えなかつた。また、近世中期頃から著しく農民階層の分化が進み、無高の水呑や小作階層のものが多く発生して来たことも周知の通りである。こういう生活程度の低い階層を低賃銀をもって生産・加工の段階に使役するとすれば、干花の原価が低廉になるのは当然である。

染料紅の需要増大に伴い、この点に着目した京都の紅花問屋が、村山郡内の荷問屋や干花集荷業者に前金を投じて盛んに集荷させたので、おのずからその生産は伸びた。享保頃から最上紅花の品質が粗悪化し、京都の紅花問屋からしばしば警告を受けるようになったことは後章で詳述する。たしかに干花の品質が低下したことは事実であるし、さらに量目に不正が行なわれたことも事実である。しかし全体がそうであったとは言い切れない。最上紅花の粗悪化を強く指摘する京都の紅花問屋の内心を探れば、或は最上紅花の相場を抑制しようとする一種の伏線的意味をもっていなかっただろうか。別に言えば、紅質の勝れた最上紅花の生産価格と相場価格を引き下げ、しかも大量に生産させよ

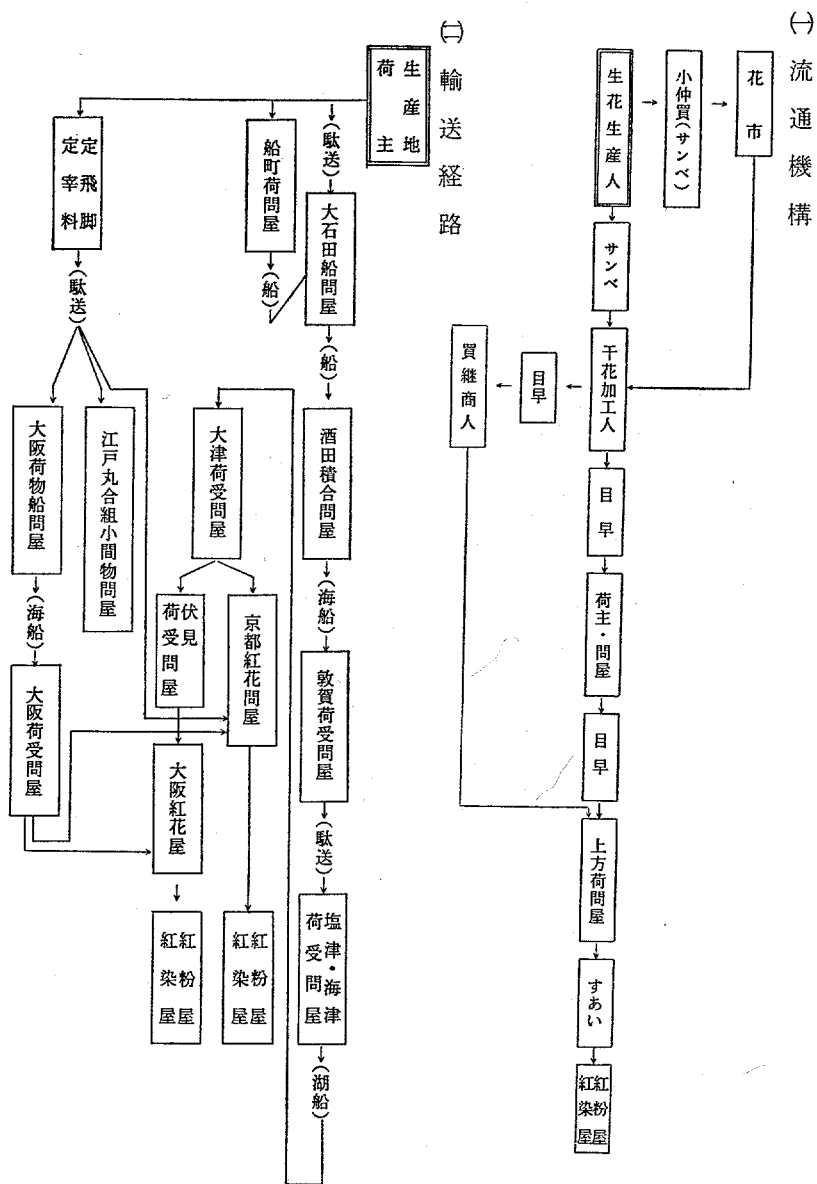
うとする問屋側の意図的な宣伝がひそんでいなかったかということである。それは兎も角として、最上紅花の生産を促進させた原因の一つが、上方商人の商法にあったことが上げられよう。京都の紅花商人は品質の低下を非難する一方において、「殊に秀優なるは仙台の南仙並に最上の松沢、早場の西山とす、是等の花を以て染得れば、光沢鮮明比類なく、永く褪色の憂なし」と言っている程であるから、その増産にはあらゆる点に配慮していたのである。

第五節 流通機構の組織化

以上のように、生産面にも流通面にも特別な規制を設け得なかったことは、商業的性格の強い農業生産性を高め、紅花の産額をいよいよ向上させた。それに応じて、町方の紅花商人の成長を促したのみならず、やがては農村市場の成立を見るに至ったので、宝曆・明和期を一つの転換期として、町在共に問屋・荷主の乱立の傾向を顕著に示して来る。またそれに伴って、各荷主や問屋に所属する小集荷業者、京都の紅花商人に対する買次業者、取引き上の仲介幹旋を司る目早業者など、その性格を明確にした専門業者の分化・独立など、流通型態がおのずから組織的に整備されて来るのである。それだけにまた複雑化したとも言えよう。

次にこの流通機構並びに輸送路について、概観的理解を得るために、二つの図表を掲げよう。なお、農村市場の展開につれて、生産地における干花加工の農民参加があり、集荷・加工・販売の段階は、複雑に分化するが、大系的には大きな変化はない。

序章 最上紅花の概説



第六節 本書のねらい

これまで、東北地方の農業は、土地の所有形態や生産の構造などの点を、関西方面のそれと対比させて、とかく後進的であるかの如く指摘されることが多かったように思う。それは、自作農家数に対する小作農家比の低率、生産構造の粗放、貨幣経済浸透度の薄弱、或は生産技術の未成熟などを上げて規定して来たようであるが、東北地方全体の農業を、一律にこの規定の中に捉えることは当を得ない。明治以降の資本主義の発展に伴って、新たに商業的農業地帯として勃興して来た所とは、おのずからその姿に差異はあるうが、近世において既に多くの商品作物を生産していた村山地方などは、前記の何れの対比項目を検討してみても、後進的というには余りにも進歩的な要素をもった特殊地帯であった。

近世における村山地方の商品的畑作経営を見ると、中世の末期から白鷹山麓や、最上川上流の五百川郷、月布川上流の山間地帯には、全国的にも勝れた青苧の産出があり、それよりやや後れて、平野部の畑地帯には紅花の栽培が見られるようになる。つづいて近世の初期頃から蠟・漆などの林産物が目立ち、また、真綿・荏油・紙・煙草など、地域毎の特産的加工品の生産も著しく展開する。これらは何れも他国他領との重要な交易物資であったから、その生産に奨励と保護を加え、出荷役徴収の対象とした。ここに村山郡内の農業経営は早くも自給自足を立前とする領域経済から脱出して、広域流通の経済に参加して行くが、このことが社会に色々な面で影響と変化を与える。

生産物販売の一般化とその進行は、農民たちに現金収入の機会をもたらしたが、近世中期以降は紅花の販売収入が

その過半を占めて来る。この現金収入の増加は、やがて従来の自給生活を購入消費生活に変えて行く。例えば、衣料の面では苧滓から綿に、布子から木綿着に、蚊遣りから蚊帳に変わり、食では北海の五十集物類の移入が増加して来たし、嗜好品の流入も早期に現われて来る。また、商品作物の生産技術の進歩も加わって、自給肥料依存の畑作経営に、中期頃から早くも魚肥のような金肥の使用度も高まり、いわゆる「金遣い経済」の傾向が急速に進むのである。

この貨幣経済の高度化は、やがて農村社会に分解作用を促す結果となった。消費生活の向上による過大な金銭の放出、しばしば発生する凶作による収入の減少、それに加えるに苛酷な徴税政策も加わって、中小農層の疲弊を招くのである。そこに現われて来たのが零細農民相手の金融業者で、彼等は耕地を抵当に高利貸付けを行なうことによつて、その土地を集積した。こういう高利貸的地主やその転身である地主的豪商は、近世中期以来特に紅花生産地帯に多く発生していることは、多くの先学によつて証明されている所である。この土地の集中分散の傾向は、後期に降るにつれてさらに顕著に現われて来る。近世における村山地方の商品生産農業の発達と、それによつて変化を遂げた農村の社会構造や、生産と流通の機構と機能の問題など、社会経済史的な立場から分析された勝れた業績が、学界に数多く発表されているので、それらの成果を踏まえながら、本書では研究の基礎的部分を占める最上紅花の生産と流通の歴史を、忠実に詳述して見たいと思う。

先ず序章では、以上の如く最上紅花発展の基本問題の概説と本書のねらいの概要を述べたが、第一章では、最上紅花の一般的な理解を得るために、その生産と品質などを概覧し、第二章では、幕藩財政の基礎を支える経済資源としての紅花に対し、幕藩が如何なる保護と奨励策を講じたかを見た。つぎに流通機構に及んで、第三章には町在における紅花商人の発生と成長の過程を述べ、第四章では複雑な輸送の慣行に触れた。京都の紅花商人との取引関係は、流
通上最も重要な問題であるだけに、長年月に亘つて改革論争が展開されたので、第五章にはその経過を詳述すると共

に、その中に成長して行く在方商人並に生産農民の意識の変化を取り上げたのである。第六章に上げた江戸打越荷事
件や京都に発生した紅花撰抜き問題などは、最上紅花に直接的な影響が少なかったから、その経過の概説に止めた。
最後の第七章には、明治初期における最上紅花の急速な衰亡の実態を捉えて、その原因を考察すると共に、紅花商人
たちの変質について略述し、ついでに、明治中期から現代に至る栽培復興に関する若干の傾向について触れておい
た。

- (1) 三井文庫蔵「紅花一件之控」
- (2) 山形経済志料第一集
- (3) 山形県史(旧) 第一卷
- (4) 山形市七ツ松・地福寺蔵史料(山形市史編集資料第三号所載)今田信一解題考証
- (5) 拙稿「最上紅花研究の動向」(山形県立図書館発行「図書館だより」四三号)

第一章 生産高と品質の評価

此書乃係... (The text is written vertically in cursive Japanese calligraphy on a textured background. It appears to be a letter or a document related to the quality improvement project mentioned in the caption below. The characters are dense and difficult to read precisely due to the cursive style and the texture of the paper.)

品質改善願書
 (元文三年 長尺)

第一節 生産高の向上

1 最上流の干花製法

紅花の栽培法については各種農書に譲り、ここに、商品化される干花の製造法について概説しておこう。前記長崎村百姓代弥右衛門のいわゆる最上流の製造法（1）によれば、大凡次の通りである。

摘とり候花を桶に入、水を少々入踏付候、尤此ふミ方にも加減有之、それより水を餘慶に入、花の黄氣きじろを能あらい出し、箆ざるに入取上水を切、それより大へき（鹽）又は薙に揚置一、二夜もねせ置、夫より壹寸位にまるめ、是を薙ざるにならべ、其上に薙をかぶせ、上より踏付平くなると、其まゝほし立申候、花の丸め方ハ国々により違ひ御座候、最上は本文之通、米沢は手のうちにまるめ、直に薙へうつし申候、会津は三角に蕎麦形そばがたといたし候

もう少し精しく説明を加えよう。摘み取った生花から先ず雑物を除去し、花卉の根元をよく解いて、俗に「半切」という大鹽に入れ、花がかくれる程度に水を加えてよく踏み、黄氣という雑汁を除く。この汁は荒黄氣と言って自家用花染めに用いる。次に、踏んだ花を箆に移して清水で洗い、黄氣を充分に流す。この作業を花振りと言ひ、荒振り・中振り・揚振りの三段階を経る。黄氣が少ない程鮮かな紅が出るので、花振りは三段階に限らない。但し雨の日に摘んだ花は、雨のために自然にこの黄氣が流れているので、この作業を減じてもよい。この黄氣のことを「紅藍著説」

では「紅花の葉と花瓣に含むあくなり」と説明している。

次に花寝せという作業に移る。三尺に六尺位の広さで深さ五、六寸、底に花藁を敷いた花蒸籠というものにひろげ、適當の水をかけて藁を被い、日陰に置くこと二、三日、その間毎朝若干の湿りを与えるか朝露をかけ、よく腐熟させるとやがて粘り気が生じて来る。いわゆる醗酵させるのであるが、余り寝せ過ぎると花流れという状態になり、黒色に萎じて真紅まべにの出来が著しく悪くなる。この加減が最も大切な手練である。寝せた花を再び半切に入れ、さらに踏むか揉むかすれば全くの餅状になる。「べに一覧」や「紅藍著説」では、黄気を洗い流した後、「其イマダ全ク乾カザル前ニ、径一寸程、厚二分程ニ固ム」と述べているが、最上流ではこの方法は採らない。また仙台方面では框を用いることなく、黄気を濯ぎ流したばかりで餅にしないものを、木の台の上に厚さ三、四寸にほごし並べ、それを重ねて寝かすと説いているが、こういう方法も最上地方には見られない。

乾燥させるには、この餅をちぎって二錢銅貨大にまるめ、花藁に並べて天日に乾かすのであるが、斑のないように乾燥させるには、日当たりのよい広場が必要で、一日三回位ずつ返えず作業を行なう。明和年間に出来た「風流松木枕」という本に、「扱東側に見えたる寺は覚生寺と申て阿弥陀堂也、専称寺と申寺の下屋敷也、此二階座敷は専称寺御院家様の御慰の涼所、此座敷より此紅花干場にて、六月時分は賤男賤女紅花に掛取る有様、亦々能御慰たり」とあるのは、当時山形の町内を流れていた万日河原の紅花乾燥風景である。これを返えずのは殆ど老人・女・子供の賃仕事で、享保頃に書かれた「名物紅乃袖」に「六月ハ三ツ四ツのわらべ共迄錢を取ること、猶大人ハ云ふに不及」と述べている。

出来上った干紅花を俗に花餅と言ひ、その大きさは産地によって異なる。「紅花俗傳」には「最上之紅餅大如錢、西国之紅餅圓形三四寸許」とあり、「重修本草綱目啓蒙」には「ゼニバナト云ハ、扁クツネテ錢ノ形ニシタルヲ云、

集解ニ捏成薄餅ト云是ナリ(中略)、奥州ノ者ハソノ形小ニシテ薄シ、コレハ瓣ヲトリテ少シツツ集メ、席ノ上ニナラベ、其上ニ席ヲ蓋ヒ、オモシヲカケ、錢形ニ造ルモノナリト云、肥後ヨリ出ルハ大サ二寸許、厚サ五分許、圓形ニシテ硬シ、コレハ竹筒中ニ入レ擣カタメ、出シテ切りタルモノナリト云、又筑後ヨリ出ルハ薄クシテ大サ三寸許、是ハ奥州ヨリ出ルモノト其製同ジト云」と、産地におけるそれぞれの相違を上げている。

また、干花の一種に乱花というのがある。これを「蘭花干」と書く場合もあるが、この方法は、生花をそのまま蒔にひろげて天日に乾かすか、或は一旦清水に浸してからよく絞り、それを乾燥したものである。花餅が主として染料製産に用いられるのに対し、乱花は普通薬用に使われる。「本草六部耕種法」では「最上紅花ハ餅トナサズシテ、乱花ニ乾シタルモノ多シ」と書いているが、これは当たらない説で、「本草綱目啓蒙」の重修版には「錢花ニ成サズシテ、瓣ヲ摘採タルマ、ニテ出スモノアリ、コレヲツミナリト云、又ジバナトモ云、唐山ニテコレヲ散花ト云、伊勢・美濃ヨリ出ルハ皆ツミナリ也、葉ニハ多クコノツミナリヲ用ユ」として、最上紅花の散花や乱花には全く触れていない。「紅藍著説」に「花卉雷益ニテ摺リ固メ売ルアリ、是ヲスリ花ト云、惟羽州本庄近傍石ノ脇ノミ此品ヲ作ル」とあるが、これは全く特殊な技法で、他の産地には見えない。

弥右衛門書上では、生花から干上る花餅の分量について「摘とりの花百目ほし揚候而、七匁位より拾匁ぐらいまでに相なり申候」と述べている。もちろんこの分量は、その年の作柄や土地の適否によって大差はあるが、大凡の干上り率は七分から一割位であったと見てよい。

2 年産「最上千駄」

「最上千駄」というのは、村山地方における紅花の年産額を単的に表現した言葉である。この短い表現の中に、生

産者の豊かさと誇りとを感じとることが出来るであろう。最上というのは、言うまでもなく村山地方の古名であり、千駄というのは千紅花の年産概数で、一駄は三二貫目に当たる。

さて、近世における最上紅花の生産は、どのような量的発展を遂げて、千駄という表現に達したのであるか。村山地方は周知の通り複雑な行政区に分散していたので、村山地方全体としての総量を把握することは不可能に近い。寛政十年（一七九八）の史料に「羽州より毎年京都江為差登候紅花、平均走り斗五百駄宛も有之候由」とある。「走り」とは早期出荷のこと、いわゆる早場物のことであろうから、年間に見積ればその倍以上にも達していたものと思われる。また、文化五年（一八〇八）の記録には「村山郡より作り出候紅花、豊凶の差別ハ御座候得共、壹ヶ年凡七百五十拾駄」と見込んでいる。しかしこの二例は、後章に詳述する流通機構改善に関する訴状に述べられたものであるから、或る種の意図を含むものであって、直ちに実数と見る訳には行かないが、ただ極端に操作された数ではあるまい。

次表は、生産高すなわち移出高の推移をやや精しく示したものである。この表のうち元禄期までの分は、山形松平藩が紅花荷役の対象とした駄数であるから、藩内に限る生産量としては大体正確なものとして見てよい。それ以外のものでも、「大町念佛講帳」の如きものは、私意を含まない民間記録であるから、実数に近いと考えられる。それにしても、作柄や一般の情報に基いた記録である限り、統計的に正確なものとは言い難い。

本表によれば、寛文から寛政期までの上昇率は至って緩慢で、凡そ五〇〇駄から七〇〇駄の間を上下していたようである。その中で宝暦五年（一七五五）は一、一〇〇駄、谷地地方だけでも三五〇駄という異常な増高を示しているが、これは大豊作による一時的な現象に過ぎない。「大町念佛講帳」ではこの年のことを「初春は三月中日和能（中略）、紅花草生近年無之出来に御座候（中略）、遅まき程沢山ニ而、駄数も近年無之出申候、当地より千花共に三百四

第一章 生産高と品質の評価

干花の年度別地域別生産額

年次	紀元	村山全域	山形地方	谷地地方	其他の方 地	引用史料
寛文7年	1667		460			雞肋篇下
元禄6年	1693		342			古実録
7	1694		473			//
8	1695		467			//
10	1697		439			//
11	1698		306			//
12	1699		342			//
享保10	1725	400		48		大町念佛講帳
11	1726			120		//
13	1728		300	78		//
15	1730			60		//
16	1731	415	317	65	天童40	阿部家 目早史料
20	1735		550	120		大町念佛講帳
元文2	1737	500		200		//
宝暦5	1755	1,100		350		//
9	1759	500				//
10	1760	560				//
明和2	1765	700				//
//	//	900				念佛講年代鑑
3	1766	1,000				//
7	1770	700				大町念佛講帳
寛政2	1790	620				//
8	1796	1,200				//
12	1800	1,400				//
文化8	1811	600				//
文化9	1812	1,000				//
文政4	1821	500				前小路中組契約帳
幕末期		1,200				農務局史料
?		1,000				鈴木与右衛門史料

注 片馬以上は四捨五入

山形地方は主として山形藩内及山形荷主取扱分

谷地地方は谷地荷主取扱分

(山形故実録, 谷地念佛講帳其他による)

五拾程出申候、尤直段上花五拾兩より三拾五兩迄仕候、凡最上紅花千百駄程酒田着申候由」と記録に留めている。なお「当地」とは、谷地の紅花荷主の活動範囲で、いわゆる河北地方から河東の野田・蟹沢地方に及ぶものであることに注意したい。

しかし、以上の生産表はそのまま受けとる訳には行かない。それは飽くまでも正しい調査の手續きに基づいたものでないからで、平年の生産も事実をもっと多かつたものと思われる。「酒田市史料篇三」に採録されている「増口錢諸用控」は、酒田船問屋の公的な史料を内容としたもので、その中の明和五年（一七六八）の記事によると次の通りで、宝曆五年の生産額と大きな隔たりはない。

（明和五）
子年紅苧下り高

春下り

一、紅花四拾壹駄片馬 青苧貳百七拾五駄片馬

秋下り

一、紅花九百拾駄外ニ小荷 青苧千百駄外ニ小荷

二口メ紅花九百五拾駄 青苧千三百七拾五駄

外小荷

即ち、この年に酒田に着荷した分は、春下りと秋下りを合して九五〇駄になっている。そのうち、春下り四一駄余は前年度生産分であるから、五年度生産分は九一〇駄余となるが、その外に来春廻しになった分と、さらに陸送の若干分を加えれば、全生産量は一千駄前後に達したであろうと推定される。

第一章 生産高と品質の評価

同じ史料によって、もう一つの例を示そう。明和八年十月に、江戸表から酒田船問屋に対して「酒田湊を累年沖出し仕候紅花大概、累年何程宛可有之候哉、最上紅花斗ニ候哉、又ハ御領内ニ而も作り候紅花も沖出在之候哉（云々）」という紹介があった。その理由は不明であるが、その頃、京都における紅花流通機構改革のため、幕府に対する請願問題が起きていたので、判決のための基礎資料の調査であつたろうと思われる。これに対する酒田からの返答書は次の通りで、調査の対象となつた三カ年分共、八五〇駄前後で、前者の場合と同様、陸送分その他を加えれば九〇〇一、〇〇〇駄近い生産量を考えることが出来る。

覚

丑年分沖出
一、最上紅花 八百六拾五駄 壹駄四箇付(一、二、三)

地 同

拾四駄半
値段壹駄ニ付三拾四兩

寅年分沖出

一、最上紅花

八百三拾駄

地 同

拾駄
値段壹駄ニ付三拾壹兩

卯年分沖出

一、最上紅花

八百三拾八駄

地 同

五駄
値段壹駄ニ付三拾四兩

右者累年紅花沖出仕候分御尋ニ付、丑・寅・卯三ヶ年、沖出之分如此ニ御座

候 以上

卯和心
卯十月

尾 関 又兵衛 印

此節月番ニ付

安永～天明期生産額

年 度	古花	新花	計
安永7年	500駄		500駄
8	43駄	680駄	723
9	85	600	685
天明元年	33	645	678
2	940		940

(酒田市史, 史料篇三
「増口銭方諸色控」による)

こういう増産の傾向は、第五章第三節で詳説するように、京都の紅花問屋仲間株の停止以後の自由売買制のために現われた、一時的な好況によることで、やがて安永期に入ると次第に下降線をたどり、天明二年（一七八二）の九四〇駄という増加年を除けば、大体七〇〇駄近い数量が酒田に下った。この安永から天明にかけての期間は、流通問題もしばらく無風期にあった事情もあり、生産がやゝ緩慢化していたことは前表で明かである。

寛政期以前の生産高が年平均七〇〇駄程度であったことは、大津史料でも明らかである。安永七年（一七七八）から天明二年（一七八二）までの五カ年間に、敦賀から大津に着いた紅花荷は、総計で三、一一〇駄であったから、年平均にすれば六二二駄となる。この量は殆ど最上紅花と推定してよいものであるから、その外に若干の江戸出荷分を加えれば、概ね七〇〇駄位の総生産量と見て大差はない。

それが、寛政期を境として急速に上昇し、いわゆる「最上千駄」の好調時代を迎える。言うまでもなくそれは、上方における需要の増大に伴う商品性の向上、各藩庁の国産奨励、生産技術の進歩、さらに、消費生活の充実と現金収入を図るための農民たちの生産意欲の向上に由るものであろう。

もう少し生産の実態を見てみよう。寛政八年（一七九六）のように「畑方日照ニ付（中略）、紅花宜敷駄数凡千弐百駄位」、同十二年（一八〇〇）のように「順気春分ハ日照ニ付、草生相応ニ、七月迄順氣宜（中略）、紅花当駄数千四百駄余、誠ニ前代寛無之事」と、特に豊作を謳歌している年だけでなく、文化九年（一八一二）のように、紅花成育のためには必ずしも適順でなかった天候であっても、「紅花仕入方、惣照ニて干揚例年より劣り候様ニも相見得候

へとも、相応之仕入方ニ御座候、駄数之儀ハ千駄位出来候風聞ニ御座候」と記録されているように、生産高は千駄以上(3)に安定して来たのである。寒河江市鈴木与右衛門家の史料「出羽国村山郡産物拾三品御役物」から、紅花の部分を摘出して、平均千駄の妥当性を裏付けよう。

一 紅花三拾貳貫包 壹駄 此冥加永七拾八文 但 金壹両ニ付永四貫文割
永壹貫文割ニ而御上納仕候

拾ヶ年平均 千駄之余出来仕候 此代金五万両ヨ 但 壹駄ニ付
金五拾兩替之積り

この史料には年月を欠いているが、代官所の荷役徴集の更改過程から見ると、「金壹両ニ付永四貫文割」という規定は、明和三年（一七六六）から実施され、その後、文化六年（一八〇九）に至って「相場金壹両ニ付調錢六貫四百文」と改正になっているから、鈴木家史料は明和から文化にかけてのもので、生産高から推定するに、恐らくは寛政期前後のものである。文面から推量すると公的な調査報告書らしく、紅花の生産「拾ヶ年平均千駄之余」の見積りをもって、役金徴収の大凡の基礎としていることは注目してよい。「最上紅花千駄」はこの頃から定着するのである。

3 生産高の全国的地位

山形・堀田藩庁で、領内の国産振興および財政確立の基礎資料とするために、享保十六年（一七三一）に紅花商人や目早共に命じ、領内のみならず諸国の紅花生産高の調査を行なった。その結果は別表の通りで、当時の全国各地の総生産高は一、〇二〇駄となっている。実地調査の困難な時代であったから、最大の需要地たる京都方面の入荷状況などを手懸りとして、その概数を把握したものであるが、全国的生産の状況と、その中に占める村山地方の地位を

知る上に、貴重な調査資料である。

本表によれば、村山（最上）は既に全国生産地の筆頭に立ち、それに仙台・福島・西国方面と続いている。村山地方の年産四一五駄は、全国総生産高の凡そ四六%という高率を示しているが、この時代には上総や伊賀方面からも若干量の生産があったから、総額において多少の増加を見越しても、全国最高の地位に変わりはない。

最上紅花のこの地位は、近世から明治にかけて不動のものであった。明治十九年に紅花栽培の復興を計画した山形県が、その販路・需要の現況および将来性について、農商務省に意見を求めた。それに対し、同省の農務局から「応答録」の形で一般に公表されている。その中で、近世末期頃の全国生産高を二、〇〇〇駄、そのうち最上紅花六〇〇駄と、やや低目に発表しているが、それでも最高位であった。次いで県は、明治二二年一月に再度の照会を行なったが、その際、同省では応答の資料として、東京府下の本紅製造問屋組合と京都府下の紅商組合に対し、審さに過去の実情と将来の可能性について諮問した。その際の答申書によると、生産高は前者と相当の開きがあり、全国総生産高を二、〇〇〇駄〜二、四〇〇駄とし、その五〇%前後を最上紅

享保期における
全国生産額

産地	生産概数
全 国	1,020 <small>駄</small>
出羽最上	415
奥州福島	120
〃 三春	30
〃 仙台	250
西国肥後	100
尾 張	10
遠 江	10
相 模	15
其 他	(不明)

(阿部孝吉家
史料による)

近世後期における全国紅花生産高（生産地別）

産地	農務局調査	東京問屋調査	京都紅屋調査
全 国	2,000 <small>駄</small>	2,000 <small>駄</small>	2,400 <small>駄</small>
最 上	600	1,000	1,200
常陸(水戸)	500	400	300
下総(水海道)	—	200	—
武蔵(早場)	300	500	450
紀伊, 大和	—	200	120
仙 台	300	—	350

注 早場—武蔵国忍領, 大宮, 桶川, 鴻之巣, 玉川

調査—20年3月 農商工報号外

22年7月 大日本農會報96号

概数報告のため計数何れも不合

花に当っている。両者からの報告数量を産地別に表示したものが右表であるが、最上紅花の首位は動かなかったのみならず、各地の生産高も概ね妥当なものと思われる。

4 栽培面積の拡大

紅花は近世の初頭から、最上川中流およびその支流沿岸の地味の肥沃な畑地帯に、広く栽培されて来た。ただ、寒河江川上流の白岩山内、月布川沿岸の左沢山内、最上川上流の大谷・五百川方面の山間盆地帯は、恐らくは中世期頃から商品として優れた青芋の生産が中心となっており、村山郡内の北部を占める尾花沢盆地帯は、その土性・風土が紅花の適応性に欠けているので、栽培は殆ど望めなかった。

天明八年（一七八八）に、幕府の巡見使に随行して東北地方から北海道まで審さに視察した古川古松軒が、その見聞を「東遊雜記」という紀行文に綴った。彼は上山から山形への途次、長谷堂附近の赤羽毛峠から山形郷中を俯瞰した印象を、「原野大いに開け、およそ十萬石もあらんと覺しき所、畳を敷きたる如き田所なり、この節紅花盛りに、満地朱をそそぎたる如く、うつくしきこと何にたとえん方なし。かよふの土地は上方・中国・西国にいまだ見当らず、誠に勝れたる風土なり」と、その豊かな光景を、羨望的な筆で讚嘆している。この記事は六月十六日、すなわち太陽曆の七月十九日のものであるから、盆地内の畑地はまさに紅花の最盛期であった。

また、同じ天明七年に寿鶴齋の書いた「東国旅行談」には、「夏の花のさかりにハ、古坂といふ所より檜下といふ所までハ、十一里か間の在々谷々、みな紅花を作て營とする、是を山の内花といふ」と、七ヶ宿峠から上山盆地に至る紅花畑の盛況を叙している。「東遊雜記」といい、この「東国旅行談」といい、他国からの旅人たちの印象的紀行文であるから、若干の誇張もあるうが、普及期に入った天明頃の紅花畑の見事さを描き尽くしている。

紅花の商品価値が高まるに従い、その栽培地は市街地の小園地にまで及んだ。明和四年（一七六七）に武州川越から山形に移封になった秋元藩の、町奉行たる山瀬遊圃の手記「山形雜記」を見ると、「最上紅花之事御家中末々迄田畑を被下置候事故、菜園地丈を除き、他は紅花を作る習し故、無人之方は格別、春作は紅花を作る。元徳用の訳に而、多分紅花畑に成る」とある。貧乏家中の現金収入を得るための妻女たちの経営であった。これより先、明和元年（一七六四）に藩主松平乗佑が三州西尾に転封後、領地は上地されて幕領となり、城廓は破却、家中衆の住宅を取り毀して耕地に転換した。秋元家入部の時の市街地は既にこういう状態であったから、直ちにこの耕地を分轄して、再び住宅地となし、一戸毎に園地を分与した。家中衆はこの園地を自給用の菜園としたが、残余の分には紅花を栽培したので、市街地に美しい紅花畑が出現した。山瀬遊圃の目には珍しい山形風景として映じたことは言うまでもない。

さて、村山盆地における紅花作付反別は、どれだけあったろうか。勿論、時代によって差異があり、また盆地内全体として把握出来る史料もない。そこで先ず、局地的に明らかかな例を上げて考察を進めよう。元禄五年（一六九二）八月の「上ノ山領仁田村委細書上帳」⁽⁶⁾によって、同村（寒河江市）の紅花栽培面積を見ると、次の記事で明らかかなように、本畑で二四%、新田畑では実に三二%に達している。仁田村は最上川畔に大部分の畑地を有し、紅花生産では地方の一中心地であったが、絶えず水害に襲われていたので、元禄期の本新畑紅花作付反別の合計一五町六反余というものは、年によって流動的なものであった。

畑方拾六町八反七畝拾壹歩

本畑

四町歩程 例年紅花作申候

内

拾式町八反七畝拾壹歩程 麦・大豆・大根・其外雜穀作り申候

畑方三拾五町七反九畝六步

新畑

拾壹町六反歩程 例年紅花作り申候

内

式拾四町壹反九畝六歩程 麦・大根・大豆・其外雜穀作り申候

「谷柏村御用留帳」天明六年（一七八八）の条によると、同村（山形市）の畑地は七町七反九畝廿歩と割合に少ないが、そのうち四町一反五畝廿歩程は大麦を主体とし、跡作に荏油・菜・大根・蕎麥・長命草などを栽培し、残りの三町六反四畝歩程を紅花畑に用い、その跡作として大豆を配している。これは村山地方の一般的な畑作付体系であるが、四七%に近い畑地を紅花に当てていることは、驚くべき普及と言えよう。この調査書は「申十月」の「御尋ニ付乍恐奉申上候」もので、前者と同じように公用文書であるから、内容的には正確な数字と見られるが、或はもう少し伸びるのかも知れない。

紅花の需要の上昇と有利な換金性によって、その栽培地域は平野部からさらに山間の畑地帯にまで広がった。紅花の商品価値を知った農民たちは、土質や風土の若干の不適性や、耕作上の多少の不便などを考慮外にして、経済性の高い作物を導入しようとすることは、昔も変らぬ農民心理である。白鷹山麓の畑谷村（山辺町）の例を見よう。ここは、古来良質の青苧産地として知られた山村で、寛永十六年（一六三九）の調査では、青苧畑として登録した面積が三町三反七畝二七歩で、この反別はその後の青苧畑役を賦課する基準となった。しかるに一五〇年後の天明八年（一七八八）に、同村から雜課税の旧例を答申した書上帳を見ると、「然ル年久敷義ニ付、年々青苧枯くさり等出来、當時ニ而ハ壹町壹反七畝歩ならでハ無之」、残り二町二反二七歩は紅花や麦の作付地に転用している。この場合の理由

とする「枯くさり」は表面的な申立てで、実態は青苧よりも収入の多い紅花の栽培に切り替えたのであろう。

小物成御尋ニ付書上帳

畑 谷 村

一 鏝拾貫七百八拾九文 青苧畑役

此反別三町三反七畝廿六歩^(一町)

(中略)

此 訳

老町壹反七畝歩 当時年々青苧仕付申候

貳町貳反廿七歩^(一町) 当時紅花麦作仕付申候

この天明八年を時点とする畑谷村の転作率は、課税対象青苧畑の実に三分の二に当たっており、当時、同村の所有する畑地は一一町八畝一步であったから、仮りに転換畑凡そ二町二反一畝歩を紅花作付に当てたとすれば、全畑地の二〇%となる。この利用率は、平野部の利用率に比較すれば必ずしも多いとは言えまいが、日常の食生活上、大量の雑穀類を必要とする山間部の畑作付計画から見れば、看過することの出来ない面積と言えよう。

最上川の支流・乱川の扇状地帯の上部を占める東根から関山にかけての山内は、酸性度の強いノバク地帯で、近世初期も早い寛永頃から、関山煙草の産地として知られて来た所である。土性から見れば、紅花の栽培地としては決して適応した地帯とは言いが、近世中期以降は、この煙草経営の中に紅花が割り込んで来る。煙草の完全収納は十二月頃になるので、農家の現金の最も枯渇する七月頃に商品化の出来る紅花は、この地方にとって重要な作物となっ

た。

寛政年間と推定される未年の伊藤家文書に、この扇状地上にある山口村（天童市）の主要畑作物の作付率を、「三分通程麦作、三分通程紅花作、四分通程たばこ作」と宮崎代官所に報告している。しかし、この報告書作製の原案としては、「三分五厘程麦作、二分通程紅花作、二分通程たばこ作、二分通程雜穀作、五厘程度屋敷地、壹反壹畝廿七分青芋畑」という計算であった。報告書よりむしろの方が山口村としての一般的作付構造であつたろうと思われ。寛政頃の山口村の本新畑合計は八六町九反八畝余であつたから、この作付比率に配分すれば概ね次のよう、紅花畑は一七町三反七畝程になる。

同じ扇状地帯の中でも、扇頭部附近および野川の沿岸は多少生産機構を異にし、文化五年（一八〇八）の小山田家文書によれば「猪野沢村・沼沢村・関山村・観音寺村・野川村・後沢村・沢渡村・万善寺村・八ヶ村之儀、たばこ重作」で、「紅花少々宛作村」という経営で、その比率は「たばこ六分通、紅花一分通」、残りの三分通りは荏・大小豆・その他の野菜・雜穀など、自給用作物に振り当てられていた。さらに同文書で見ると、煙草一反歩の収量は上物で凡そ一二〇斤、売買相場は一兩に五〇斤ほどであつたから、反当収入は二兩二分ほどになつた。この年の主産地における紅花一畝の相場は四八兩位で、反当にすれば六兩で、約二・五の倍率となる収益があつたが、前記村々の土地柄としては収量も品質も劣るので、安定性の高い煙草に重点が置かれたものであろう。しかし単一作物にのみ頼ることの危険性を考慮すると、その補助的作物として紅花を配したことは、賢明な経営であつたと言えよう。

山口村畑地作付構造
(寛政頃)

項	品目別作付反別	
	作付率	作付反別
畑總反別		86.98
内青芋畑		12
差引反別		86.86
内 麦 畑	0.35	30.40
紅花畑	0.20	17.37
煙草畑	0.20	17.37
雜穀畑	0.20	17.37
屋敷地	0.05	4.34

以上、各特色のある二、三の地点について作付反別の実態に触れたが、次に農家戸別毎の栽培状況を見よう。その一例として別表に示したのが北目村の具体相である。北目村とは現在の山辺町の大字北垣で、近世後期には天童織田藩に属した。同藩が安政二年（一八五五）に紅花専売制を実施するに際し、管下各村から作付の状況報告を求めた史料である。北目村の報告書は、作付畑反別を米の立附反別をもって表示しているが、当時の慣行からすれば、畑の一俵場は普通畑で一反歩に相当していたから、

本表はこの基準で算出したものである。北目村は生産地としては決して勝れた場所ではないが、作付戸数は全戸数四五戸中二二戸で、

与四郎の六反歩、吉重郎の四反歩などを筆頭に、一反歩以上の作付農家が一四戸、平均して一反四畝歩となる。これは僅か一ヶ村の実例であるが、もって他を類推することが出来よう。

その外、戸別の反別は明らかでないが、前記元禄五年の仁田村の場合は、本百姓・水呑・名子を合した家数が九〇軒を数えるから、紅花畑一五町六反歩余を一戸平均にすれば、一反七畝余となり、流石に主産地らしい普及振りを示している。この例は北垣村の例と異なり、総戸数割であるから、実経営者のみの平均は、一反七畝を遙かに越すものと見なければならぬ。

北目村（北垣）個人別作付反別

作付者	立附反別	換算反別
	俵斗升	畝
院次	1.00	10.0
惣工門	10	2.5
五郎右衛門	1.00	10.0
勘兵衛	10	2.5
源次郎	1.05	11.0
市蔵	1.00	10.0
七兵衛	1.00	10.0
七右衛門	20	5.0
市右衛門	2.00	20.0
藤内	2.00	20.0
源右衛門	15	4.0
七郎平	10	2.5
吉右衛門	15	4.0
吉重郎	4.00	40.0
源次郎	2.00	20.0
藤九郎	1.00	10.0
万七次	15	4.0
弥平四郎	15	4.0
与孫助	6.00	60.0
四兵衛	2.00	20.0
九兵衛	1.00	10.0
	3.00	30.0
計	30.35	308.7

注 畑1俵場は約1反歩
1俵を4斗として換算

さて、村山地方全体としての作付反別はどのようになっていたか。これを調査することは史料の制約があつて極めて困難である。そこで、一つの操作を試みて概数を算出してみよう。その手がかりとなるのが、生花の生産量と、それから加工される干花の生産量の関係である。文化三年（一八〇六）の書写本「古代諸用聞書集」⁽¹⁾によると、一反歩につき干花は三貫目〜五貫目、平均して四貫目の収穫があるといひ、明治初年に発行された「べに一覧」や「紅藍著説」では、反当生花三〇貫目、干花はその一〇分の一、すなわち三貫目と記している。前者は村山地方における一般を示し、後者は全国的な傾向を述べたものである。しかし、これらは何れも平年作の場合であつて、「紅花ヲ得ル分量ハ、其年ノ出来方ト土地ニヨリ大差アル」（紅藍著説）ことは言う迄もない。

例えば、幕末の物産書上帳類によつて干花の仕上がり率を見ると、次項に引用した二表（四三・四四頁）で明らかのように、柴橋村（寒河江市）が平均七分止まりであるのに対し、沢畑村（河北町）の場合は平均九分止まりを示している。この両村は共に山寄りの地帯であるから、若し最上川沿いの上畑地帯であるならば、一割の干上がり率を収めることは困難でない。上山藩で享保二年（一七一七）に小物成を更改した際の規定によると、「干花百目ニ生花一メ目」の割をもつて課税計算の基礎としている。

以上の史料から、一反歩の生花生産量を三〇貫目〜四〇貫目、それから干し上がる干花の率を七〇〜一〇%と仮定し、年間の干花生産高を一駄三三貫目、平均一干駄をもつて算出の基準として作付総反別を推計すると、大凡下表のようになる。それを見れば、最広一、五二四町歩から最狭八〇〇町歩の間にあるが、諸種の状況を勘案して推量すれば、近世後期の総作付反別は一、二〇〇町歩前後と見て大差はあるまい。この推定反別は、当時の村山地方における畑地総面積に対して、どの位の比率を占めるのであろう

村山地方における
紅花栽培面積概算

1反歩 生花 貫	干上 り率	1反歩 干花 貫	作付反別 町反
30	0.07	2.100	1,523.8
40	〃	2.800	1,142.5
30	0.10	3.000	1,066.7
40	〃	4.000	800.0

か。近世の畑反別を把握することは至難であるが、「村山郡大昔石高調」⁽¹²⁾という近世後期の記録と思われる史料の記載する所では、「田面大略三万五千町歩位（中略）、田面之大略三分通り位と見込ミ、畑面壹万五千町歩ト見込ミ、但すたり地・道共ニ」と概算している。明治八年の旧山形県（現村山地方及最上郡）の畑反別は二〇、四二九町六反余であつたから、⁽¹³⁾先の数字は概ね正しいと見てよろしかろう。とすれば、紅花の栽培率は八%〜一〇%と推定することが可能となる。この率は、雑穀・野菜など日常食料品、青苧・煙草・漆樹などの特用作物の作付地、それに紅花の不生産地や原野などの荒地を含む総畑地に占める利用率としては、相当に高いものと言えよう。

5 生産者の収益性

後章に詳述する明和九年（一七七二）の一件書類に、「羽州之儀ハ雪国ニ付、畑方一作ニ而困窮仕候得とも、紅花斗りに而漸々取繞罷有（中略）紅花一色之助成を以、是迄御年貢無滞御上納仕来、百姓渡世相送り申候」と記しているように、紅花の販売収入は生産農家の重要な渡世資金となり、不可欠の上納源であつた。もちろん、村山郡内の畑作商品作物としては青苧・煙草・漆・蠟など、地域的な資金源はあつたが、郡全体から見れば紅花の収益性には遙かに及ばなかつた。

郡全体の収入を見るには、生花あるいは干花の生産額と相場価格の相乗積を求めればよいが、先ず概数を示した二三の例を上げよう。寛政十年（一七九八）の三井家文書に「羽州より毎年京都江為差上候紅花、平均走り斗五百駄程宛も有之候由、壹駄金五拾兩宛ニ積り、此代金貳万五千兩」、同じく文化九年（一八一二）の史料に「最上・仙台ニ而船積荷高千駄と見込、此金四万兩」とある。また文化五年（一八〇八）の生産地記録によれば、「村山郡より作り出候紅花、豊凶之差別ハ御座候得共、壹ヶ年凡七百五拾駄と見込、壹駄ニ付平均四拾兩替ニ積り立、金高三万兩ニ

第一章 生産高と品質の評価

慶応2年度 柴橋村干花生産額

生産者	生花	干花	生花100	
			対干花	対干花
衛 衛	11.100	888	8.0	7.0
兵之兵	8.450	592	7.0	5.5
衛 衛	14.600	803	5.5	6.0
衛 衛	1.850	111	6.0	5.5
衛 衛	11.200	616	5.5	7.0
衛 衛	11.200	784	7.0	8.5
衛 衛	10.350	880	8.5	7.0
衛 衛	2.000	140	7.0	6.5
衛 衛	9.850	640	6.5	7.0
衛 衛	6.500	423	6.5	7.0
衛 衛	6.800	476	7.0	7.5
衛 衛	8.200	615	7.5	5.5
衛 衛	5.300	292	5.5	6.0
衛 衛	5.200	312	6.0	6.5
衛 衛	1.100	72	6.5	8.0
衛 衛	7.100	568	8.0	5.5
衛 衛	3.100	165	5.5	5.0
衛 衛	4.200	210	5.0	7.5
衛 衛	3.600	270	7.5	6.5
衛 衛	5.100	332	6.5	5.5
衛 衛	6.200	341	5.5	7.5
衛 衛	8.300	623	7.5	5.5
衛 衛	6.200	341	5.5	7.0
衛 衛	3.000	210	7.0	6.0
衛 衛	2.200	143	6.5	7.0
衛 衛	3.000	180	6.0	7.5
衛 衛	7.200	504	7.0	5.5
衛 衛	11,000	605	5.5	7.5
衛 衛	820	65	7.5	6.0
衛 衛	5.100	306	6.0	5.0
衛 衛	3.200	160	5.0	7.0
衛 衛	5.200	364	7.0	6.5
衛 衛	3.300	215	6.5	7.0
衛 衛	2.700	189	7.0	5.5
衛 衛	3.600	198	5.5	6.5
衛 衛	3.500	228	6.5	8.0
衛 衛	3.600	288	8.0	7.5
衛 衛	3.100	233	7.5	5.5
衛 衛	2.100	116	5.5	7.5
衛 衛	4.100	308	7.5	6.5
衛 衛	3.500	228	6.5	7.0
衛 衛	2.300	151	7.0	6.0
衛 衛	3.200	192	6.0	5.0
衛 衛	5.000	250	5.0	7.0
衛 衛	3.000	210	7.0	6.5
衛 衛	3.000	195	6.5	5.5
衛 衛	6.100	336	5.5	7.5
衛 衛	7.100	533	7.5	7.0
衛 衛	5.100	357	7.0	7.0
計(49名)	262.520	18,250	7.0	

(長井政太郎氏採録一生産物取調書上帳)

及候」ことが知られる。
 紅花の相場は極めて不安定で、その変動が激しかったから、年収に大きな隔差があり、一概に決定する訳には行かない。しかし幸いなことに、庶民の年次記録である「大町念佛講帳」や「念佛契約講年代鑑」などに、享保年間から明治初期に至る約一六〇年間の紅花相場が記録されているので、それと対照すれば、前記史料に見える収入は大体当を得たものと言えよう。
 さらに「谷地町志」(天正五年)には、天明元年(一七八一)から慶応二年(一八六六)までの八六年間に亘る、年々平均相場相場価格を表示しているが、それらの史料に見える所では、一駄価格の最高は慶応二年の九七両、最低は文政七年(一八二四)の二四両で、八六年間の平均価格は四七両余となる。近世後期の年平均生産高を「最上千駄」とすれば、収入平均額は四万七、〇〇〇両で、最高九万七、〇〇〇両から、最低二万四、〇〇〇両の間を上下していたと

いうことになる。

次に、生産農家一戸当たり

の収入を考察してみよう。紅

花生産地帯の農村は、これま

で多くの先覚者たちが論証し

ているように、近世中期以降

は農民層の分解が深刻な所で

あったから、大農地主層に成

長したものは別として、一般

零細農家の生産は案外に少なく、その収入は、六月から七月にかけての端境期における渡世資金にも不足した。前項

に、安政二年（一八五五）の北目村における戸別作付反別を示したが、ここに柴橋代官所管内の柴橋村（寒河江市）

と松橋村（河北町）の戸別生産高を表示しよう。共に慶応二年の史料によるものであるが、主産地とは言い難い地域

であるから、史料的には必ずしも適切ではないことを念頭に置いて本表を見ると、両村を通じて生花の一五貫目余が

最高で、干花にして一貫目を越したものが僅かに二人に過ぎない。慶応二年の干花相場は前記の通りであるから、一

貫目値段は三両余に当たる。この値段をもって干花生産高と対象すれば、中小農個人別の紅花収入の、如何に零細で

あったかを窺うことが出来る。

これに反し、主産地になるとその様相は全く異なる。北村山地方の野田・蟹沢（東根市）は最上川沿岸の紅花栽培の適地で、質量共に勝れた産地である。弘化四年（一八四七）に西里村要害（河北町）の紅花荷主本木林兵衛が同地

慶応2年度 松橋村干花生産額

生産者	生花	干花	生花100 対干花	
			匁	匁
衛郎三郎	5.300	424	8.0	
兵衛五郎	4.800	430	9.0	
次郎	2.300	184	8.0	
徳方	4.150	332	8.0	
直利	2.200	176	8.0	
四重	8.500	680	8.0	
右衛門	12.500	1.000	8.0	
郎助	11.200	896	8.0	
兵衛次郎	2.300	184	8.0	
右衛門	15.300	1.377	9.0	
兵衛次郎	3.130	282	9.0	
兵衛次郎	2.200	198	9.0	
兵衛次郎	6.800	612	9.0	
兵衛次郎	5.300	477	9.0	
兵衛次郎	2.300	184	8.0	
兵衛次郎	11.200	896	8.0	
兵衛次郎	3.600	288	8.0	
兵衛次郎	1.800	144	8.0	
兵衛次郎	1.300	104	8.0	
兵衛次郎	800	64	8.0	
兵衛次郎	4.500	360	8.0	
兵衛次郎	9.800	784	8.0	
兵衛次郎	1.900	152	8.0	
兵衛次郎	2.400	168	7.0	
兵衛次郎	3.000	217	7.0	
兵衛次郎	1.800	126	7.0	
兵衛次郎	5.300	477	9.0	
兵衛次郎	3.170	285	9.0	
兵衛次郎	800	72	9.0	
兵衛次郎	780	62	8.0	
兵衛次郎	2.100	168	8.0	
兵衛次郎	1.800	140	8.0	
計(32名)	131.560	11.949	9.0	

(著者蔵史料一右同)

第一章 生産高と品質の評価

方から集荷した分だけでも別表の通りで、最高は権三郎の一一兩、次位が長作の九兩二分、次郎助・杵兵衛の二人が七兩台、その外にも相当に高額の所得を収めているものが多い。また、西村山区の高屋（寒江市）なども前者と同様の立地条件で、同年の本木集荷分は、一三名の農家中一〇兩以上が三名、五兩以上が五名、三兩以上が二名となっている。この弘化四年の穀類相場は町米一俵一分六〇〇文、大豆一俵二朱六〇〇文、小豆一俵一分に一〇〇文返えりであったから、これと対比すれば、主産地における紅花収入の、農家経済に占める地位が、如何に高かったかを理解することが出来る。

次に大農経営者の場合の畑作と紅花の関係を上げよう。清水村（天童市）の細矢藤四郎家は、天明二年（一七八二）頃に新田百姓として発足したのであるが、享和三年（一八〇三）には本百姓となり、所持地石高凡そ五石四斗、安政元年（一八五四）には二四石七斗六升に伸びた自作精農家である。同家に文久二年（一八六二）から明治九年まで一五ヶ年間の田畑の収穫量と、商品化された作物の値段とを記録した「百姓働キ物見俵覚帳」という簿冊がある。これは、幕末から明治初期にかけての、畑作商品作物の転換期における、精農家の経営をさぐり得る好個の史料である。

同家では、米・大小豆・大小麦など、自家消費の余剰分は商品化しているが、畑作物の中には、最初から換金を目

蟹沢村干花販売代金（弘化4年）

販売人	代金	販売人	代金
	兩分朱		兩分朱
長九郎	3.2.0	与吉	3.1.0
杵兵衛	7.0.0	次助	3.3.3
藤右衛門	2.2	次郎	7.0.2
庄三郎	1.3.2	茂吉	2.3.0
作助	2.1.2	惣治郎	5.2.0
小京	3.3.0	岩蔵	5.3.2
加兵衛	1.1.0	喜十郎	4.2.0
加右衛門	2.1.0	長作	9.2.0
幸四郎	6.1.2	惣吉	2.0
万助	2.3.0	長松	1.0
権内	2.2	万蔵	2.0
伊八	4.3.0	権三郎	11.0.0
忠右衛門	7.1.0	三郎	1.1.0
万蔵	6.0.0	三要	4.0.1

注 朱以下切り捨て
（著者蔵「本木家紅花仕入帳」による）

的とした作目が多い。紅花・菜種・荏・胡麻・藍・煙草などはそれに属する。これら商品作物の生産高と販売価額を表示すると次のようになる。これによれば、紅花の作付反別は大凡二反歩前後と推定され、販売収入は二〇兩〜三〇兩に達したものと見られる。この記録をさらに検討すると、慶応元年（一八六五）度の雑穀類販売分を加えた総収入

細矢家における紅花及商品畑作物の収入

年次	紅花		花		菜種	荏	胡麻	干藍	煙草
	實収	代金	干花	代金					
文久2年	69,530		ノ	西分米 21.2.0	4畝(3分) 3 (不明)				
3	66,330				5 (1畝3分) 5 (2.0)				
元治元年	63,700				6.5 (不明) 4 (2.0)	2畝 (2町) 1.5 (2.0)	0.6 (不明)	2,400 (1.2.2) 24,800 (1.2.0)	
慶応元年	77,850	27.0.0							
2			33.0.0						
3									
明治元年									
2			7,000	11.0.0	3 (不明) 4 (12月5.1)	1 (12月5町0) 2.0(1分)に1并6合		2,400 (1.2.2) 24,800 (1.2.0)	
3			9,800	38.1.0	3 (不明) 3 (不明)	1畝4斗 (不明) 3斗5升(2.0.0)		(不明) (1.2.0) 22,300(3.0.1余)	
4			5,700	17.2.0	3 (不明) 3 (不明)	1畝4斗 (不明) 3斗5升(2.0.0)		25,400 (4.3.2) 22,300(3.0.1余)	
5			6,500	27.0.0	3 (不明) 3 (不明)	3斗5升(2.0.0) 1畝 (3町)		25,400 (4.3.2) 6,400 (4.1.0)	
6			6,200	22.3.0	4.2 (不明) 4.2 (不明)	1斗 (不明) 1 (2.2)		6,400 (4.1.0) (不明) (4.2.2)	230連 (不明)
7			6,200	18.1.0	2 (不明) 2 (不明)	2 (不明) 2 (不明)		56,400 (不明) 46,400(5町400文)	70 (不明)
8			6,100		2 (不明) 2 (不明)	2 (不明) 2 (不明)		46,400(5町400文) 28,600(4.73.緯2)	124 (不明)
9					3 (不明) 3 (不明)	3 (不明) 3 (不明)		2.7 (不明)	130(100連5町)

第一章 生産高と品質の評価

は、概算七八両に及んでおり、その中の紅花の販売高は二七両、総収入に対して実に三五%の高率となる。全体として感じることは、さすがに精農家だけあって、紅花を基幹作物として、さらに多くの商品作物を配したことは、再生産費の拡充のための健全経営であったということである。

- (1) 大蔵永常著「農家業事」
- (2) 三井文庫史料
- (3) 北村山郡史
- (4) 大津市史(下)
- (5) 柴田秀夫家蔵「大町念佛講帳」
- (6) 寒河江市史編纂叢書 第二集
- (7) 東村山郡史
- (8) 明治大学刑事事博物館蔵「山口村文書」
- (9) 同 前
- (10) 武田泰造氏蔵文書
- (11) 楨久右衛門家蔵記録
- (12) 明治大学刑博蔵「柏倉家文書」
- (13) 明治九年県治一覽
- (14) 北村山郡史
- (15) 文部省史料館内
- (16) 北村山郡史

第二節 最上紅花の評価と相場

1 最上紅花の一般的評価

最上盆地（山形盆地）は、地形・気象・風土など、紅花栽培の立地条件としては、全国的に最も勝れた地帯である。そのために、近世初期以来非常な速度で普及したのみならず、品質の点でも頗る良質のものが生産された。御大奥御用の御召物などは、殆ど最上紅花をもっと染色されたことは古来の慣行で、京都の御用商人たちも、最上産の「紅花之儀古来随一之出来」と賞讃したのである。正徳三年（一七一三）に刊行された「和漢三才図会」では、全国各生産地の品質の順を、「羽州最上及山形之産為良、伊勢筑後次之、豫州今治撰津二州産又次之」と述べ、最上紅花をもって最上位に置いている。

後項に詳説するように、享保の末年頃から次第に品質が粗悪になるが、それでも、文政十年刊の「經濟要録」に、その著者佐藤信淵が「紅花を作ることは、羽州村山・最上の二郡頗る其法を得て、極上品を出す。其他諸州に此れを作る者多しと雖も、上品あること鮮し。凡そ紅花を作らんと欲せば、宜く右二州の種子を得て蒔くべし」と述べているが、これが最上紅花に対する一般の常識的評価であった。後年、仙台地方に普及するに及んで、量産においては最上に劣るが、品質の点ではむしろ凌駕する。小野蘭山は弘化四年刊の「重訂本草綱目啓蒙」の中に、「奥州仙台より出るを上品とす、出羽の山形これに次ぐ、同州谷智（谷地）、奥州三春これに次ぐ」と言っているが、まさにその通

りであった。しかし、明治三十年に京都府内務部が編纂した「京都府著名物産調」では、再び最上紅花をもって上位に置き、「武州桶川・羽州最上・陸前仙台・常陸水戸・其他紀州等に産し、且良質なるは最上地方とする」と記しているのである。

以上、諸書に述べている最上紅花に対する評価は、何れも不当なものではない。立地条件から見れば、紅花は確かに適地適作の商品作物として、国産第一のものであったし、栽培技術の面からしても、「最上流作法」と言われる程、独自の勝れたものを持っていた。従って、それらが品質の向上に好影響をもたらさない筈はない。しかしそれは、花生産までの段階に言われることであって、干花加工の過程においても同様の結果が得られたとは、必ずしも言い切れない問題があった。例えば採花の場合にその適期を違えたり、摘花の方法が粗雑であったりして、生花そのものの品質を低下させることが多かった。また、加工段階において、集花量と加工資材・労働力などの不調和から来る拙速生産、あるいは加工業者の営利慾から不正粗悪な干花を濫造するなど、京都の業界方面からしばしば不信を買った。すなわち、原料としての生花の優良性が、そのまま製品としての干花の品質にまで及ばない憾みがあり、一般的評価を正当なものとして受け止めることには多少の問題があろう。この点については後に詳述する。

2 最上紅花の相場の概観

元文五年（一七四〇）十月に、京都町奉行所が最上紅花商人代表に対して、享保十七子年（一七三二）以来の最上郡中紅花荷高と、売付値段の調査報告を求めたことがある。その時の口上書を見ると、荷高については「最上郡中と申候而も、在々所々数多、殊ニ奥州紅花入込候故、数之儀難相知」とその精査の不可能を述べ、概数を「多キ年八百駄位、中分之年七百駄位、少年六百駄位」と報告している。これに対する売付値段については、「元來、紅花之儀

其品多御座候得ハ、多分之高下御座候（中略）、上中下之内ニ又々高下御座候へハ、何ノ年ニ何程と申儀難相知レ奉存候、猶又、相場ものニ御座候へハ、一ヶ月二ヶ月之内直段相違仕、直段之儀難申上候」と陳述した。しかし、奉行所からの再三の要求によって、止むを得ず谷地地方における値段を下表のように書上げている。公の相場調査としては、恐らくはこれが最初のものである。

紅花相場の浮動性は、他の物資の場合と同じように、市場における需給によって定まるが、特にその品質の善悪が決定的なものであった。明和の末年から安永にかけて、紅花世話所設置問題が起きた当時の反対運動史料に、「紅花値段高下之儀は、紅花摘立日数十二三日之間ニ御座候処、其節、一日二日置ニ雨続有之候得は紅多罷成、直段宜敷、若し、其年雨続無之候得は、日照花ニ而紅薄ク、直段下直ニ御座候而、直段高下之儀、其年其節之天氣次第ニ売買仕候」と見える。例えば、明和三年の生産地における生花売買値段の変動は別表の通りで、雨天続

最上紅花値段書上（享保17～元文4）

年 度	荷 印	仕 払 法	値 段	京 都 仕 切 人
享保17(子)	余印1駄	現銀手取	古金31兩	若山屋勘右エ門
〃	〃 〃	〃	〃 29	〃
〃	㊦印	〃	〃 28	〃
享保18(丑)	△印	〃	〃 30	〃
〃	㊦印	〃	〃 28	〃
享保19(寅)	余印	延 売	古銀1、500匁	〃
〃	△印	〃	〃 1、650	〃
〃	㊦印	現金手取	古金36	〃
〃	〃 〃	〃	〃 51	〃
享保20(卯)	余印	〃	〃 18.2分	〃
〃	㊦印	延 売	古銀2、200匁	〃
〃	止印	〃	〃 2、300	〃
元文元(辰)	㊦印	〃	文銀2.470	〃
〃	㊦印	現金手取	古金24.1	近江屋九郎兵衛
元文3(午)	天印	延 売	文銀3.670	松任屋 増之助
元文4(未)	天印	現金手取	文金65	伊勢屋利右エ門
〃	余印	〃	〃 49	松任屋 増之助

注 元文2年度分不明

(頼久右衛門家史料による)

第一章 生産高と品質の評価

きや晴天続きの日のものは安く、雨天の翌日のものは高値であることが知られる。この年の生産の一般的な概評は、

「春順気能、田畑草生宜敷御座候、紅花まきは前年より多御座候、大方は雨花に御座候、生花百目に付四拾五文・五拾文迄、日照花八拾五文より九拾文迄、山かた之儀は百拾文まで仕候」という状況で、生花相場で既に四五文から一一〇文迄の格差があったから、干花もそれに応じた高下の生ずることは当然と言える。

相場の変動は例年の比較においても安定しない。特に享保期の後半や宝暦の初期、明和の後半から安永の前半にかけては、やや長期に亘って安値の傾向が見られた。「大町念仏講帳」などの記録する所によれば、

- 享保十二年 駄数多出来、京着値段利潤無御座候
- 十四年 旱枯にて出来高不足ニ御座候
- 十五年 六月七日より十四日迄、大雨止むことなく降り続く、仍之紅花悉くくさり申候

生花 100 匁相場の変動 (明和3年)

取引日	山形市場		地場(西根、寒河江)	
	相場	備考	相場	備考
6月 8日	50文	売買初		
9	不明			
10	//			
11	65	雨降り		
12	70~90			
13	90~100			
14	85~77		60文	初摘
15	65		朝60屋70	
16			60~65	
17			55	
18			50	
19			50	雨花
20			70	
21			60~55	雨花、水上り
22			45~40	雨花、水上り
23			20	雨花
24			65	雨なし
25			45	朝雨

(西根村渡辺吉兵衛家一「年中行事帳」による)

年々相場調 (元禄12—享和3)

年度	相場(谷地)調	京都調	年度	相場(谷地)調	京都調
元禄12年	両 48~40		宝暦 8年	両 62~70	両 50~75
13	35~36		9	40~45~70	50~67
14	33~34		10	51~52	60~63
宝永元	22		11	34~40	60~47
享保元	60		12	35~45	38
2	36~40		13	22~45	上40~48 中38~34
3	37~40		明和元	22~41	
4	80		2	41~36	
5	不明		3	65~44	
6	不明		4	40~34	
7	新金47~50	乾金50~57	5	30~22	
8	32~40	新金25	6	30~45	
9	21~	25	7	28~35	
10	40	25	8	22~41	
11	26~27	25	安永元	20~38	
12	20~30	25	2	25~40	
13	30~40	25	3	45~50	
14	20~23	25	4	53	
15	15~20	15~18	5	47~48	
16	20~27	15~18	6	97~105	
17	32~33	20~25	7	64~75	
18	21~22	20~25	8	40~47	
19	20	20~25	9	44~52	
20	25~28	20~25~27	天明元	42~43	
元文元	15~26	40	2	35~36	
2	古金24~25	46	3	27~33	
3	文金50~70		4	43~50	
4	64~75		5	不明	
5	35~40		6	35~50	
寛保元	42~30		7	54~55	
2	20~45		8	50~60	
3	48~55		寛政元	55~70	上62~67 中55~60 下40~45
延享元	40~45	文金38~44	2	78~80	上68~75 中58~65 下42~48
2	60~70		3	62~63	
3	34~40		4	45~50	
4	84~90		5	35~40	
寛延元	57~63		6	42~45	
2	44~50		7	58~63	
3	38~45	38~44	8	50~40	
宝暦元	30~38	45	9	43~48	
2	35~40	45	10	45~70	50
3	25~50	54~57	11	45~55	
4	57~65	57~66	12	37~45	
5	50~35	66~62	享和元	33~37	
6	35~45	50	2	24~28	
7	55~83~150	50~100	3	38~43	

漸々干上ケ申候

注 地相場は谷地村々契約帳による一拙著「最上紅花史料」所載
京都相場は「名代云送聴書」その他による一「近世紅花問屋の研究」所載

元文 二年 上方表、其節不景氣之風聞、紅花之事値段之風聞候得共いまだ売付不申候由也

などと、安値の原因を述べているが、これを要するに、豊作による生産過剰、天候不順や虫害による品質の低下、京都業界の不況による需要の減少などが主因をなしている。

したがって、これらと反対の条件において高値を示すことは言うまでもない。その若干の例を、前記史料などから引用すれば、

安永七年 当春順氣宜敷、紅花草生も相應に候処、五月中不勝之天氣に而、以之外かしけ、育兼、悪作ニ相成、五六分之作合ニ相成、夫故値段糶上る

文化八年 九月上旬に至り、江戸より紅花買人多下り、所々ニ而三拾八九兩、上品四拾六七兩位迄買入有之候

文政四年 大石田集出荷高五百駄余、去年迄千駄余出荷致候処、格別出荷不足ニ而、上方衆も仙台相場ハ壹駄百十五兩ニ商仕候様ニ付、出荷候上物ハ八拾兩ニ商ひ、庄内ハ上物五拾五兩、右ニ付花屋共儀利益致候などとあつて、相場騰貴の事情が窺われる。

3 京都市場における最上紅花

京都における紅花問屋名目が認められた享保頃の問屋の性格は、遠隔生産地の荷主からの委託販売を行ない、一定の口銭を受取る、いわゆる「荷受問屋」であったが、この制度では往々にして悪質な手段がとられ、生産地荷主に大きな損失を与えた。即ち、荷受問屋の本領たる白地（あからさまの意）売買の法式をとらず、「買人売人引合せ不申、殊ニ直段何程ニ何ヶ月延ニ而、誰方へ売払候と申儀も荷主方へハ為相知不申、問屋共心之儘ニ取捌、商人共江ハ下直ニ勘定仕切渡、紅屋共江者高値ニ売渡」すような、不明朗な処置が多かったのである。このことがやがて、第五章に

詳説する紅花流通機構改革問題を引き起こした重大な原因の一つとなつたのである。

明和二年（一七六五）以降は、問屋名目の廃止によって、生産者や在方荷主と京都の紅花屋の相對自由売買になつたので、不正行為が減少し、羅り買いの傾向が生じて、生産者側にはむしろ有利であつたが、しかし、時によると紅花屋たちの共同謀計によって、甚だしく買いたたかれる場合があり、相場は絶えず不安定であつた。

次いで、天明三年（一七八三）以来の御広敷御用紅の撰花問題が起るに及んで、撰花仲間に対立する御用達紅染屋仲間・御服飾仲間などの混乱は、前時代とは全く別の意味で、京都における紅花相場を無統制に陥しいれた。勿論、撰花仲間の特権が附与された当時、その条件として、値段は時の相場に従い、不当な吊り上げや非分横暴の行為はしないこと、余分の懸り物などは一切行なわれないこと等を締約したのであるが、業界機構の対立混乱や、生産地直買いの競争は、おのずから相場を崩し、業者自体の経営を苦しめ、休業或は株の譲渡を止むなくされるものの続出を見るに至つた。この無統制な相場を正常化し、公定相場を設定するために、文化八年（一八一）十一月に、京都の奉行所から相場の報告と、その公示を命じられた。即ち、在京の紅花商人仲間や産地直買荷主仲間の規定として、毎年七月と十二月の二回、その月の二十三日・二十四日のうちに、紅花上中下三段階の相場書を奉行所に提出し、なお、仲間惣代年行事から、京都の洛中洛外に公示しなければならぬ制度で、これによって紅花相場の統制を図らうとしたものである。その時の惣代からの請書は次のようである。

御 請 書

一、私共仲間同商売之者共々諸品売出し直段之儀、向後毎年七月十二月兩度、此外売物等仕候節、夫々上中下売値段書仕、諸色仕入元直段御札御掛御役所江、七月十二月とも廿三日廿四之内無相違指上可申候、尤不時

ニ格別高値等茂御座候ハ、臨時ニ書上候様可仕旨被仰渡奉畏候、依之一同連印御請書奉指上候、 以上

但以来仲ケ間惣代年行事之内兩人並ニ仲ケ間無之候ハ、同商売人之内申合、兩人ツ、印形仕書上候様可仕候事
文化八年未十一月

三条東洞院西へ入ル丁

村山屋 七兵衛

蛸薬師富小路西へ入ル丁

市村屋 弥三郎

幸いにして、京都府立総合資料館に文化八年十二月から天保十一年十二月までの三〇年間に亘る相場書が、「大御奥御用紅花売値段書上帳」として残っている。別掲はそれを隔年毎に表示したものであるが、京都市場における相場之最も高いのは仙台物で、それに次ぐのが常州水戸物をはじめとする武州・下総など関東物である。それらに比較すると、最上物は大体一〇両前後低廉で、仙台物の中物が最上の上物に相当していたものと見られる。最上地方の紅花商人たちが、近世後期に入ると盛んに仙台物を買ひあさるようになるが、その原因は、仙台産の上質物に着目するようになったからである。

相場公示制度の設定は、市場価格の公正を図り、その混乱を防止する目的のものであったことは言うまでもない。その外に、幕府は物価の抑止政策の面からもこの制度を重視し、値段の決定に干渉している。例えば、文政二年七月に幕府が物価の低減を令示した際、京都奉行所は幕府の意を受け「近來米直段下直ニ御座候處、諸品直段者高直ニ付、此已後米直段ニ准シ、可成丈諸品引下ケ可申、尤直段引下ケ候而茂、品物劣り候様ニ而ハ無詮事ニ付、諸事正路ニ売買可仕（云々）」と、紅花相場の引下げをも指令したので、同年九月には生産地毎の価格を一様に一駄につ

產地別年次別紅花公定値段

(單位：兩)

年度	武州下總	常州(水戸)	郡	山	仙	台	最上	庄	内	南部盛岡	紀州	山城大和
文化 9	(7月) (12月)	上	68 62 57	70 62 54	60 55 50	60 53 48	50 43 36	45 40 35				
		中	63 57 50	50 45 40	—	55 48 43	45 37 32	38 35 30				
11	(7) (12)	下	57 46 37	60 52 43	38 32	64 52 40	50 42 32	43 38 35				
			54 45 35	57 49 41	36	62 53 42	50 42 37	43 39 35				
13	(7) (12)		55 45 35	53 43 33	45 38 31	55 45 35	48 40 32	40 35 30				
			50 44 38	48 40 36	—	53 46 39	48 40 32	—				
文政元	(7) (21)		63 54 45	58 49 40	50 47 44	58 52 48	50 43 35	46 42 38				
			60 51 42	55 49 43	—	65 58 50	48 43 33	—	54 49 44			
3	(7) (12)		50 40 30	60 53 46	50 44 38	54 42 30	48 39 30	38 29 20				
			50 43 36	60 52 44	40	55 45 35	48 41 34	38 33 28				
5	(7) (12)		80 67 54	86 68 52	68 58 48	92 70 48	66 52 38	48 42 36				
			47 62 50	80 63 48	56 56 44	80 62 42	60 49 38	42 38 34				
7	(7) (12)		58 48 38	60 49 38	—	55 41 27	44 34 24	24 22 20				
			53 43 33	55 44 33	—	52 38 24	41 31 21	22 20 18				
9	(7) (12)		76 63 50	80 64 54	70 61 52	85 70 52	78 65 52	52 47 42				
			64 55 46	70 60 50	56 52 48	66 59 52	64 54 44	46 43 40				
11	(7) (12)		83 73 63	80 71 62	66 61 56	85 73 61	70 64 55	60 52 50				
			80 70 60	77 69 58	63 58 51	82 70 58	73 64 58	57 52 47				
天保元	(7) (12)		94 85 76	98 88 78	84 79 74	98 87 76	82 74 64	62 58 54				
			82 73 64	88 78 68	72 67 62	87 77 60	72 64 56	62 58 54				
3	(7) (12)		60 50 40	64 54 44	55 48 41	61 53 45	52 45 38	40 35 30				
			55 45 35	56 48 40	50 43 36	54 47 40	49 39 32	46 31 26				
5	(7) (12)		72 62 52	—	—	76 67 58	68 57 46	54 50 46				
			67 57 47	—	—	71 62 53	62 52 42	49 45 41				

第一章 生産高と品質の評価

き凡そ一兩内外の引下げを実施している。最上紅花の場合を見ると、当時の売値相場は上四九兩、中四一兩、下三二兩二分であったが、改訂値段によるとそれぞれ四八兩・四〇兩・三二兩と公示された。また天保十二年五月にはじまったいわゆる天保の改革に際しても、同様の措置がとられており、谷地大町念仏講帳は「紅花之儀ハ、春打立後れ候間出方不足、高値ニ候処、御蔽止上方へ被仰出候間引下」と報じている。この年の最上紅花相場は新花の出初めは七五兩位したが、物価抑制令によって六〇兩まで下落した。しかしこの政策は一時的な効果を示しただけで、「九月より追々引上げ」、秋には九〇兩にまで騰貴している。同年十二月に至ると、幕府は各種問屋株仲間・組合を廃して、一切の商品の自由売買を許可するが、これ以後の紅花相場の変動は一段と激しくなってくる。

次に、生産地の地払い相場と上方渡し相場の関

7	(7)	90 78 66	88 79 70		92 78 62	78 66 54	68 62 56		68 58 48	68 58 48
	(12)	84 72 60	82 73 64		86 72 58	72 60 48	62 56 50		62 52 42	62 52 42
9	(7)	70 58 46	80 67 54		74 65 56	62 50 38	52 48 44		50 45 40	48 43 38
	(12)	68 56 44	76 64 58		68 60 52	60 48 36	48 44 40		48 42 36	45 40 35
11	(7)	94 81 68	96 84 72		94 81 68	96 84 72	80 75 70		66 57 48	66 57 48
	(12)	98 84 70	98 82 76		100 92 84	78 68 58	64 60 56			

注 (1) 隔年毎に掲げた (2) 産地毎に上中下の相場を掲げた (京都府立総合資料館蔵「最上國文書」による)

文政2年改訂値段

産地	品質	此度値段	
		是迄	此度
武州総州	上中下	56.0 45	55.0 44.0
	上中下	33.2	33.0
常州水戸	上中下	59.0 48.0	58.0 47.0
	上中下	38.2	38.0
奥州郡山	上中下	49.0 45.0	48.0 44.0
	上中下	41.0	40.0
奥州仙台	上中下	63.0 49.0	62.0 48.0
	上中下	36.2	36.0
羽州最上	上中下	49.0 41.0	48.0 40.0
	上中下	32.2	32.0
羽州庄内	上中下	43.0 37.2	42.0 37.0
	上中下	32.2	32.0

(京都府立総合資料館「紅花売値段書上帳」による)

係、それらの相場と公定相場との相異を示したのが次表である。これを見ると、天保元年の異状な特例を除いては、概ね適切な流通値段になっているものと思われる。天保元年の異例は天候に支配された生産の激減によるもので、その生産状況については、「五月廿日より洪水に相成り、同廿七日より廿八日大洪水ニ相成る。紅花之儀へ、川面テ（川筋）不残押流シ、岡畑ハ虫付ニ而、最上惣高式百駄斗出来申候」と記録されているように、水害・虫害のために著しく減産し、相場の暴騰を来したが、翌二年の記録には「紅花之儀ハ春中より生花宜敷、摘方随分ニ御座候、于花之儀ハ近江より買入当郡着、直段七月より追々引下ケ、当時（十月）上方相場損毛之由ニ御座候」とあり、相場に混乱を生じたが、その他の年度においては三者の取引き値段は妥当な線であった。

以上最上紅花の相場の変動について述べたが、これらの史料で見る限りは、京都市場における最上紅花の商品的地位は、需要数量と生産数量の面では、確かに全国最高を示しているが、品質および相場観点から見ると、むしろ中等品に位置付けられていたのである。既に述べたように、最上紅花は一般的には全国随一の優良品と評価されていたにも拘らず、何故にこのような地位に甘んじなければならなかったか、それには次に述べるような多くの要因があった。

紅花地相場と京都相場の比較

年 度 (7月)	最 上 物			最 上 地 方	
	京 公	都 定	都 相	地 相	上 相
	兩	兩	兩	兩	兩
文化 9年	50	43	36	25~35	並35~36 上45~50
10	55	45	33	30~36	引当40
12	48	37	28	32~35	
14	60	49	39	上40~41	上53
文政元	50	43	35	上40	
2	45	38	31	上48	
11	73	64	55	42~58	64~65
12	75	65	55	45~57	
天保元	82	74	64	56~57	85
2	64	51	38	46~62	
3	52	45	38	37~38	35~40
4	62	50	38	25~40	42~55
6	76	65	58	45~68	
10	78	64	50		65
11	72	62	52	50~60	

(最上地方の相場調は谷地契約帳類による)

- (1) 榎久右衛門家蔵史料
- (2) 東村山郡史
- (3) 前出「大町念仏講帳」
- (4) 京都府立総合資料館「最上屋文書」
- (5) 前出「大町念仏講帳」

第三節 品質低下の問題点

1 生花生産の不適正

最上紅花の品質の低下は、その需要の増大と生産の増加に伴って、早くも享保頃から顯著に現われて来て、京都における相場価格は仙台花に劣り、殆ど二〇兩台に留まっている。当時、村山地方でも名声の高かった谷地花でさえ、享保十年代の京都相場は、前表(五二頁)でも明らかのように下落している。地方の中心市場たる山形の紅花荷主たちはこの傾向を憂慮し、享保二十年(一七三五)の六月に会合を開いて協議した結果、その主要原因は「畢竟、花之摘様悪敷罷成候」⁽¹⁾ことにあるとなし、藩の権力にすがってその改善を図ろうとした。その訴願をうけた山形堀田藩庁では、重要な財源となっている国産品であるから、直ちに領内生産者に対して、摘花改善方を布達した。このために享保から元文にかけの生産品はやや不評を免れることが出来た。

しかし、この傾向は全く一時的なものに終わった。生産農民たちは、需要の増加に伴う量産主義に陥り、粗製濫造

の弊が再発するに至った。京都の紅花問屋筋では、重要な取引き生産地たる村山地方の干花が年々粗悪化すること、紅粉屋や紅染屋に与える影響の重大さを慮り、元文三年（一七三八）に問屋一四軒は山形の集荷業者をはじめ、郡内各地の取引関係者に飛脚を差し立て、品質の改善に関する要望書を寄せた。いまその直接の書状は残っていないが、次に述べる史料⁽²⁾によってその内容を窺い知ることが出来る。

当時の山形には、重立った紅花仕入宿として十日町に一六人、七日町に八人、横町に二人、八日町に三人、旅籠町に四人、合計で三三人が活躍し、花の仕入れから干花の加工に当たっていたが、京都からの要望に接すると、各町の検断役一〇人と協議の上、摘花から加工までの生産過程について、詳細な留意点および禁止事項を検討した。そして同年五月にその結果を藩庁に提出し、藩権をもって改善條項の勵行方を生産者とその他の関係業者に指示されるよう請願した。その前文に述べているところが、即ち京都からの申し入れ内容を取り入れた請願目的である。

^(山形) 当所紅花之儀、古来々随一之出来ニ御座候へ而、御召類染来、直段宜御座候処、近年ニ至出来不_レ宜、直段仙台花等ニ劣申候得而、其上駄数も年々減少仕候由、如何様之品ニ而出来不_レ宜、駄数不足仕候哉と問屋中評議御座候所、近年、花之摘様句をまたず、未熟成を摘逸^(ハヤツ)テ無理摘ニ仕候故、花ニ紅薄ク、縦雨花ニ御座候共、相仕立候得而紅薄ク、尤未熟ニ摘候種ニ御座候得而、其悪鋪種を蒔入候間、花之草生不出来仕、輪掛リ無数、咲出前ニ掛リ、或ハ曲リ、虫付候癖出申候得而、摘出不足仕、駄数減少候哉と遠察仕候得而、自今摘様古来之通熟花ニ至候得而摘取、未熟之花摘入不申様ニ申合、其上、御上之御威光を以、相直候様ニ相願可然（云々）

次に列記している改善内容は五項目に亘り、逐一具体的に述べているが、その重要な点を摘出すれば、概ね左のよ

うに要約することが出来よう。

- 一、古来之通熟花斗摘取、未熟成花堅摘取不申、尤ほうし(胞子)等決而摘入不申候様ニ被為仰付被下置、朝露之内四ツ時(午前十時)限ニ摘取候様ニ被為仰付被下置度奉存候
- 二、市場ニおいて花相調候宿共(中略)、当年より買出屋九ツ時(〇時)より八ツ時(午後二時)、或ハ七ツ(午後四時)暮を限ニ買仕廻い、暮過候得而ハ商買不仕様ニ被為仰付被下置度奉存候、然上ハ、御百姓手前ニ而も御制禁相守リ、四ツ(午前十時)時を限ニ摘切り、九ツ(〇時)時々市場へ持出し、商売可仕哉と奉存候
- 三、紅花水花玉ニ致し商売仕り候ニ(中略)、花玉ニきせ(着せ)懸不申候様ニ御町在さんべ共、并他所者之儀ハ当町さんべ宿ニ而、此段堅申聞候様ニ被為仰付被下置度奉存候
- 四、紅花買人共、生花ニ而相調候儀、去ル子之年(享保十七年)御停止ニ被為仰付候、猶以生花ニ而堅相調不申様ニ、被為仰付被下置度奉存候(中略)、生花花屋ニ而沢山ニ相調候而ハ、自然と手当も無数、花之採みなしも薄御座候得而、不出来罷成候、(中略)、若し生花相調候者在之候ハ、十日町・七日町市場より吟味仕候様ニ被為仰付被下置度奉存候
- 五、(上略)、生花ニ而一夜圍い置候得而ハ、花腐り、おろし粕同前ニ成候得而、其上、性能キ花迄供づれニ成リ、花之不出来第一之基ひニ御座候、依之置花決而不仕候様ニ、さんべ共并さんべ宿ハ被為仰付、其上、十日町・七日町市場之者共吟味仕候様ニ、被為仰付被下置度奉存候

以上をさらに要約すれば、生花生産農家は採花の適期を誤らず、作業は午前一〇時を限ること、摘花に際しては夾

雑物を混入しないこと、仕入商人は花の仕向けを粗末にせず、買ひ方は正午から午后四時を限ること、さんべは正路に商売して、着せ玉・置き花をしないこと等となろう。これらは何れも生産地側の常識的なもので、それすら守れなかつた所に、干花の粗悪化と生産量の減小が指摘される原因があつた。しかし生産者やさんべたちの慣習的な不誠意は、簡単に矯正出来ないと思つた仕入宿や町役人たちは、紅花市場の特権を与えられている十日町と七日町に、さらに不正行為に対する監視権・取締権を行使出来るよう併願した。

この請願の根本をなすものは、「当国紅花之儀、根元土地相応之物産」で、その振興はやがては「御町在諸人相賑い、渡世も仕り候」基をなすものであるから、「往昔之通り、仙台・福島之出来ニ勝レ、宜ク相捌ケ申候様ニ仕度」という所にあつた。このことは、言うまでもなく領内の経済と藩の財政に関する重大な問題であるから、藩庁では直ちに受理し、請願書に「右願之趣、大小之百姓并名子・水呑・寺社門前之者迄令被見、前書之通相心得可罷在者也」と後書して、その取締りを指示したのである。

これをうけた町方では、五月廿四日付で「追付紅花売買之時分ニ相成、自他領之者共大勢入込、火之元并ニ盜賊等茂紛入可申候間、兩事別而入念油断仕間敷候、隨而紅花之儀ハ当地産物之第一ニ候所、近年不出来ニ而、駄数も古來之通無之様ニ相聞候、然者自然と困窮之基ひに成行候間、摘採候ニ訳も有之様相聞候ニ付、右之通以書付申御觸候」という前文を付して触れ出した。内容は七項から成っているが、先に提出した請願内容と殆ど同様のものである。

京都からの要望書は、谷地郷二五人の花買仲間にも到着した。京都問屋の言う粗悪の程度は、「其日、紅花下直成日は摘前之花ヲ残置、又高直成日は摘前ニも無之ヲ無理ニ摘切申候故、紅之おろし口殊之外不同ニて、羽二重以上之ものハ染り兼」るものが多いといふもので、不良の原因となるのは、全く摘花期を相場の高下によって定め、いわゆる摘み前という花の適旬を無視していることにあると指摘しているのである。谷地郷の仲間たちは、山形の商人たち

がとつた処置と同様に、所領庁たる新庄の戸沢藩庁に対し、藩権をもって生産者の自覚を促がされるよう請願した。言うまでもなく、藩庁としてはこれに異論の筈はなく、直ちにその旨を生産地に指令したが、それと同時に、二五人の仲間名をもつて、郷内産地の各村名主および百姓たちに、次のような趣旨の徹底方を要望している。⁽⁴⁾

(前略)

元来、谷地辺ハ土地も勝レ不申、其上摘口も別而悪敷候と、兼而京都ニ而も申唱候儀、猶又當年ハ脇ニ御私領者右之通被仰渡、摘口念入候へ者、当近辺例年之通ニテハ京都着為登、くらべものニ罷成候而、脇之花ガ□□リ候而者、殊外谷地花之沙汰悪敷、来年ハ花買旅人当所へ入込不申候へハ、近隣之難儀此事ニ奉存候、此旨御百姓中よくよく御吞込被成、御仲間御吟味ニ而、随分被入御念、熟花斗り御摘、勿論ほうし白根交り不申候様ニ被成可被下候

一、先年ハ、花種壹升蒔ニ而貳貫メニも三貫メニも罷成候所ニ、近年其半分ニも及不申候儀者、直段之高下斗りニ者寄り不申筈、草おへも見事、其上、春夏之天氣順和ニても、元来無理摘ミ之生悪敷種ヲ蒔付候故、咲時ニ至り、或ハかれ又者咲出薄ク、花之よわへ短ク罷成、畑数斗りついやし而も、荷高先年之半分も出来不申候、各々様方之蒔付高、又ハ先年作り付不申村ニにて作り出候へ共、荷物不足成わけハ、如此ニ可有之と察入候、此段能々御工夫可被成候

右之通り上方ハ以書付ヲ委細申来候間、御百姓御仲間能々被仰合、摘口随分被入御念可被下候、先年者當国ニ斗り出来仕候所ニ、近年者肥後・肥前・尾州・濃州・相州・福島・仙台ハ作り出之、右国之者年毎ニ出来宜罷成、当国者年々飽相ニ罷成候而者、肝要之産物位悪敷致候儀、扱みなけかわしき御事ニ奉存候、売手買手も永ク渡世

仕度奉存候故、如斯申候（下略）

以上の二例は、山形藩および新庄藩という私領の場合の対策で、紅花の品質の低下と、それによって起こる販売価格の下落は、国産振興と財政強化の点からすれば、私領としては放置の出来ない重要問題であった。そのために、商人仲間から提出された請願事項は直ちに承認されて、それぞれの厳達となったのである。その際、公料側ではどのような処置に出たものか、史料制約があつて不明であるが、恐らくは私領側同様の布達を出したものと思われる。

しかしながら、後にも述べるように、行政的に複雑な村山郡内としては、生産手段を統一的に規制し、同等に取締まることの困難さがあつて、公私領共に期待する程の効果を超えることは出来なかつた。山形藩などでは、宝曆の末頃まで同様の指令を出すこと数回に及んでいることは、取締りの困難さを物語っている。

2 量産主義の傾向とその弊害

近世における盆地内の畑作経営、その作付体系には、殆んど変化が認められない。寛永十年（一六三三）の「白岩目安」によれば、近世初期の一般的な畑作物としては大根・大豆・麦・油菜・瓜・茄子・稗などを主作し、その外の換金的作物として綿花・麻・漆・蠟などを生産している。明和元年（一七六四）の山形三日町の畑作物を見ると大豆・小豆・麦・粟・大根・菜・蕎麦・荏草・紅花・たばこなどで、前者と殆ど変りがない。江俣村（山形市）羽角家が記録した寛政四年（一七九二）の「畑作物寛」は、当時の畑作物の種類を詳記している。それによると麦・菜種・紅花・大豆・牛蒡・菜・大根・葱・里芋・長ささぎ・胡麻・茄子・南蛮・棉・小豆・蕎麦・たばこ・瓜・西瓜・菊・からとり・大和いもなど、凡そ二十数品目を上げているが、大綱としては同様である。

慶応四年（一八六八）に山口村が差出した「村明細帳」を見ると、「上畑江・紅花・大豆・小豆・麦等蒔付、其外粟

・稗・黍・麦・蕪・大根等、夫食足合ニ相成所重ニ作付」と報告している。ここに言っている所の「夫食足合」ということが、流通の未熟な時代の畑作の作付体系を規制している根本をなすものであったから、主作をなすものが雑穀や野菜に限られたことは当然である。

しかし、これら夫食の足合いになる雑穀や野菜類の生産だけで、日常生活が成り立つものではない。幕藩庁の財政々策、或は農民たちの上納・夫食対策以外にも、貨幣の流通・商品経済の農村滲透は、換金作物の振興を次第に駆り立てた。各農山村が、紅花をはじめとする煙草・青苧など、商品性が高く、それだけに換金収入の強い特用作物の栽培については、「是ハ年々村方小前共之重作ニ而、売代金を以而、御年貢並夫食米買入相続」し、或は生活諸用品掛売りによる資金、借入金返済資金など、殆ど商品作物の販売金をもって充当しなければならない実情であったから、夫食足合い上から掛け替えない作物の作付反別を制限しても、紅花などの増産に当てる必要にせまられた。山村・寛政六年（一七九四）の差出帳に「畑作物、麦・紅花・大豆・小豆・荏之類仕付仕候所、紅花仕付、土地不足御座候」と述べていることは、紅花の作付を重点的に見る畑作経営の状態を現わしているものと言えよう。

紅花生産地帯として有名な仁田村（寒河江市）の報告では、別項でも述べたように、元禄の初期には既に総畑地面積の凡そ三〇%を紅花畑に充当しており、また、その附近の石川村（同前）や蔵増村（天童市）などは、紅花生産の最盛期たる文化頃に、「御支配之内、産物と申ハ紅花一色ニ御座候」と書上げている。こういう主産地における作付面積率は、さらに拡大されているものと見られる。しかし、夫食代用作物や野菜類も必要最少限は確保しなければならなかったから、畑地帯では早くから多毛化経営の傾向が現われて来たことが注目される。前記羽角家の場合は凡そ次表の通りで、六ヶ所に分散されている紅花畑や麦畑の多毛化を図って、耕地利用の拡大化による他作物の生産に努力している。この態度は、前記山家村の一般的傾向と対照的である。

以上略述した紅花栽培面積擴張の傾向は、結論的に言うと、肥培管理を充分に行ない得る小中規模経営によって、良質のものを生産しようとする努力よりも、むしろ量産で勝負しようとする傾向が、生産者の考え方を支配していたということである。その結果は、労働力の問題などもからんで、生花の摘み方や販売までの処理が疎かとなり易く、自家経営による干花加工の場合も、行き届いた作業が不可能になる恐れが充分にあった。さらにまた、この作付地の拡大は、次項に述べる作付換地の必要を阻害する結果、生花の生育に悪影響を及ぼし、干花の品質を一層低下させる原因を招いたものである。

また、無統制の作付拡大は生産過剰の傾向を来たし、取引相場にも影響を及ぼしたことは言うまでもない。京都の紅屋はその使用の目的によって、品質の異なる干花を必要量だけ購入するので、最上紅花の際限の無い生産量が、総て取引きの対象になり得るとは限らない。のみならず、京都における業界の年間使用量は、大凡二千二、三百駄が限度であったと見られるから、過剰生産分は売れ残りになるか、法外の安値で取引させざるを得なかった。生産諸国で屈指の良質品を出す水戸藩などでは、そういう危険を避けるために、寛政頃には早くも生産調整を行ない、品質と価格の向上に留意していることが、同藩の「国用秘録」⁽⁷⁾に見える。

羽角家の作付体系（寛政4年）

主 作 畑	間作跡作	二 毛 作 物 品 目
紅 花 " " " " " " " "	間 作 " " " " " " 跡 作	大 豆 油 菜 小 豆 蕎 麦 た ば こ 芋 里 芋 菜
麦 " " " " " "	" " " " " " " "	大 根 長 さ ぎ 胡 麻 大 根 里 芋 棉 花 ば こ
葱 苗 油 菜 芋 里 芋 苗 た ば こ 苗	" 作 間 作 " " " "	里 芋 " " 油 菜 葱 苗

(武田喜八郎氏蔵、「羽角家畑作物覚」による)

江戸京江為登候産物仕入惣く、リ之事

(前省略)

一、紅花式千駄京都中ニて在之時は萬染物堅紅諸細工ニ在之由、式千駄之外付入候時は甚下直ニ間や共申合仕切

指出候間、小百姓へ猥ニ為作申間敷候、紅花壹駄ニ付五拾兩位中直段ニて仕切金成ル也、如此ニてハ損無之也

常陸水戸領より紅花式百駄位

出羽国山形より千駄余出ル

奥州薊田郡辺より五百駄ツツ出ル

こういう調整は、主産地として注目すべき経済政策であるが、村山地方では山形藩でも公料代官でも全く放置の形であったように見える。それは、紅花の外に代わるべき勝れた換金作物をもたなかった村山地方の畑地帯に対しては、止むを得ない無策の策とでも言うものであったろうか。それに比して常陸地方は古来、紫根・こんにやく・煙草など有名な換金作物を有し、これらと共に養蚕を奨励しており、「国政秘録」の著者坂場流謙は「大イニ富める事を捨置、瑣細の産業に勞し身を終る事、誠に愚智ともいへるべし」と極論して、重要作物の多様化を喚起しているのである。

3 耕種法の未熟

下総国佐倉・堀田藩の飛地領たる柏倉の代官瀧小右衛門は、殖産振興に幾多の良策を布いたが、寛政六年(一七九四)正月に公布した農民戒飾の「覚」⁽⁸⁾には特に畑作振興の問題に触れ、「惣而植物草木ニかきらす、其土地を見斗ひ、土地相応いたし、御益ニ茂相成り、其所之為ニも相成候品相考可申候」と述べて、適地適作の生産原則を明示してい

る。もちろんここで言う御益作物とは、いわゆる四木三草を指しており、その三草の中に、村山地方の特産紅花が重要な地位を占めていたことは改めて言うまでもない。

しかしこの瀧代官の覚書では、紅花栽培の適地について具体的に言及せず、「是等之趣、農業全書ニ委數相見江候」と、参考書を示しているに過ぎない。「農業全書」は説明するまでもなく、元禄期の著名な農学者宮崎安貞のあらわしたもので、その中に紅花栽培の適地として「うゆる地の事、土性極めてよく、光ありてうるはしきは、作れる花の色もよく、染付よし、黄赤黒の土の尤肥良なるをゑらびて作るべし、高き田の性よきは猶宜し」と述べている。即ちこれを参考にせよという指示である。この説からすれば、村山盆地は殆ど第三紀層で、土壤は沖積土および洪積土から成り立っていて、紅花栽培地として古来その適地とされ、さらに盆地の中央を南から北に最上川が貫流し、東と西から多数の支流が注いでいるために、盆地性の強い気象条件を備え、紅花の生育に一層よい風土的影響を与えて来たのである。ただ、盆地東部の扇状地帯の一部は、表層にノバクと称する酸性度の強い黒色紛末状の土壤が分布している。かかる特殊なノバク地帯では、強度の酸性性によって紅花の生育が抑制されるから、例年その状態のままに連作することは、決して望ましいことではない。現在の技術では、耕起前に消石灰を散布して、土壤矯正を行なっているが、以前はこういう配慮が殆どなかったから、長い間にはおのずから花の品質が落ちた。しかし、換金性の高さから見れば、不適地と言えども敢えて作付けを続けなければならなかった。

また、紅花は嫌地性の強い作物であるから、土壤改良の未熟な時代には、この欠点を避けるために、例年作付地の転換を行なう必要があった。しかるに、紅花の需要増大に伴なう作付面積拡大の傾向は、この転換を殆ど不可能にした。先にも触れたが、仁田村の如きは、元禄五年（一六九二）の調査によれば、新田畑約三五町八反歩のうち、実に一町六反歩を紅花畑に当てており、ノバク地帯たる山口村（天童市）でさえ、近世後期には三分の一の畑地が紅花

畑になっていたのである。⁽¹⁰⁾かかる普及の状態では、普通畑作物の作付体系から見て、輪作の換地を求めることは困難であったから、中小農家においては、止むを得ず連作しなければならぬのが普通である。

連作の結果、犯され易い病気は炭そ病である。この病気は花まがり病、またはまくれ病といい、紅花にとって最も恐しいものである。元文・寛延頃の「大町念仏講帳」記録に、「紅花之儀、草生殊之外宜く御座候所、咲前時分ニ相成殊之外つみ出無数」とか「春日和ニ而、紅花仕付心能、草生も能候所、咲前に罷成候而立枯・輪枯、其上つみ出無之」など見えるが、この滅収の原因をなしたのは、全く炭そ病に犯された結果で、勿論、花の品質も極めて不良なものに終わったのである。連作はとかくこういう被害を蒙ることが多かった。

この恐るべき炭そ病は、主として土壤伝染によるが、種子伝染もまた忽せに出来ない。これを防除するためには、別に採種畑を設けるか、または無病健全な花から採種することが大切である。現在では、浸漬用水銀製剤で消毒する方法が行なわれているが、当時はこういう化学的消毒法がなかったから、炭そ病の絶滅を期することは困難であった。

次に、不良未熟な種子の蒔付けという問題がある。元文三年（一七三八）に山形の紅花集荷人たちが藩庁に訴願した品質向上策の一部に、「近年ニ至候得而、花之蒔畑数減少も不仕、⁽¹¹⁾還而追年蒔相増候所ニ、御百姓手前ニ而紅花売高も不足仕、年々駄数も減少仕候へ、如何様之儀と奉存候処、此度從京都申越候趣を以勤弁仕候得者、近年紅花未熟成を摘取、其熟せざる種を以蒔付候ゆへ、草生不出来仕、花ニ輪数すくなく、咲出勢ひよへく御座候ゆへ、摘高不足仕、自ら御百姓之因窮ニ罷成候、且ハ駄数も不足仕、乍恐氣之毒ニ奉存候」と陳述している。即ち、作付面積が増加しているにも拘らず、年々収獲が減少しているのは、未熟な花を摘み採り、それから採種した不熟種を蒔付ける結果であると言っているのである。

もう一つ播種以前の種子の処理の問題がある。最もよい種子は採種後三年目のもので、農家ではこれを「蒔前」と称するが、中々それだけの年数を保存することは出来なかつた。その原因は、他国・他地方の生産地との間に、種子の売買が行なわれて、年によっては播種用に不足を来たし、止むを得ず一年ものの新種を蒔き付けなければならなかつた。一年ものの種子は勢力が強過ぎて、却つて立枯れにかり、減収の原因となつた。しかしその処理法さえ充分であれば、新種に越したことはない。

長崎村(中山町)の百姓代弥右衛門が役所に提出した「紅花蒔付より摘入迄の事」⁽¹²⁾では「紅花種之儀ハ、寒中より七八十日も水ニひたし置、夫より取あげ日にほし立、春三月土用五七日前より土用にかけて蒔付申候、尤去年の種子にては余勢強すぎ而、却而立がれなどに相なり候に付、多分去々年の種子をまきつけ申候」と言っているが、これが羽流播種の定法であつたらしい。また、宮崎安貞の「農業全書」では「酒に浸すこと一宿、灰糞や土に合せて蒔くべし」とあり、その外にも「五右衛門種」と言つて、新種の場合には種子を熱湯中に浸すこと凡そ二分ばかり、これを冷却してから木灰をまぶして蒔く等、立枯れを防ぐための秘法もあつた。これらの播種技術の地方色を、明治初期に出来た「紅藍著説」や「諸色教草」では次のようにまとめている。

寒ノ入ヨリ翌春ノ彼岸前七日程迄水中ニ浸シ置キ、後はヲ乾カシテ蒔ク 山形辺此法ナリ

或ハ亦、冬至ヨリ四十五日・五十日水ニ浸シ置キ、日ニ乾シ 仙台辺此法ナリ

亦今年取タル種子ヲ翌年下種セス、一年ヲ隔テ蒔ク法モアリ 仙台ニテ是ヲ三年蒔ト云フ

然レ共、今年取タル種ヲ水ニ浸シ置キ下種スル方、花ヲ附クルコト多シ、猶百ト八十トノ如シ、水ニ浸シ蒔ク法

ヲ勝レリトス 山形

第一章 生産高と品質の評価

今年採りタル種ヲ直チニ冬至ニ蒔テ、雪ノ覆フニ拘ラズ置ク法モアリ、是ヲ年々蒔ト呼ブ、斯クノ如クスレバ、花
 弁ヲ得ルコト多シ、然レ共豊凶アリテ、其収納多キヲ年々期シ難シ 仙台
 蒔付けまでの種子の処理に、これだけの方法があるのに、作付け反別の増加に伴う労働力の不足、或は農民特有の
 研究心の不足は、仙台の如き新興生産地の意欲的な栽培の改善には遙かに及ばなかった。肥裁管理などにおいても、
 前記弥右衛門の報告では「肥しは多分下肥にて、又油かすなど相交、蒔付け候節にいたり肥し致し申候」程度であり、
 追肥や中耕なども「蒔付け候已後、肥し等は致し不申候、さくり（中耕）式度程切不申候得ば、余の薬草にまけ申候」
 と言っているように、管理
 も充分行き届いたものとは
 言い難い。
 下表はこの地方の篤農家
 における作業日誌である。
 面積は不明であるが、半田
 家では基肥として在粘五貫
 目を投入しているが、逸見
 家の場合は明らかでない。
 しかし肥料購入の記事が見
 えるから、若干の金肥は使
 用しているのであろう。そ

伴田家紅花作業経過（明和5年）

旧 曆	新 曆	作 業	備 考
3. 11	4. 27	花畑整地	肥料在粘5メ
〃 12	〃 28	花畑からみ	昼過家内
〃 13	〃 29	紅花種蒔	
4. 20	6. 4	花畑草採	
5. 16	〃 30	〃	
〃 17	7. 1	〃	
〃 18	〃 2	〃	
6. 12	〃 25	花摘始め	

（「谷柏村御用帳」による）

逸見家紅花畑作業雇人（天保11年）

雇 人	月 日	新 曆	作 業
おなつ	3.18	4.20	花畑こしらえ
林助	4. 4	5. 5	種まき
久治	〃16	〃17	谷地より肥つけ
おきの	5. 6~8	6. 5~7	花畑きり
おもし	〃20~21	〃19~20	花畑（きり？）
おきの	〃 〃	〃19~20	〃
林助	6.24	7.22	花つみ
おきの	〃29	〃27	花つみ
おもし	7.24~25	8.21~22	花から引き
〃	〃26	〃23	花から打ち

（逸見家「人足日料帳」による）

の外は堆肥や下肥に過ぎなかった。除草中耕は両家とも二回、追肥は不明、一見して肥培管理の粗放さが窺われる。このように、耕種法の改善が一向に進まず、旧法になじんでいる以上、増反による増産はあっても、品質の改良等は中々望めなかった。

4 干花加工上の不正

前項で述べた品質改善策は、生花の第一次生産者たる農民への警告と、生産地及び花市場における生花取引業者に対する注意の喚起に重点を置き、第二次の生産者たる干花加工業者に対しては、一言も触れていない。これは全く片手落ちの方策といふべきで、京都における最上紅花の悪評は、かかって生花の生産段階における不正にあるという印象を強くうける。もちろん、干花加工業者から生花生産者に対する要望であったから、干花加工上に問題があったとしても、それは業者自体の反省と自粛、或は業者間の協定と統制によって改善されるものとして、敢て触れなかったものかとも思われる。しかし、事實はこれに反し、粗悪品製造に関する強い自粛や、品質向上についての協定など行なわれた例は殆どなく、次に述べるような加工上の問題は、後年に至るまで遂に改善が出来ず、しばしば京都の業者仲間から警告を受けている。

例えば、花餅に米粉を混入して量目をふやす不正行為がある。享保以前の花餅は最上地方も一般に大振りであったから、干花加工の場合、その形が崩れないようにするため、粘着剤として若干の米粉を加えることが必要であったが、その後、いわゆる「チョッポリ型」に変わってからは、その要はなくなったのである。それにも拘らず、加工業者の中には、量目を誤魔化す目的をもって、多量にそれを使用する者が絶えなかった。特に中期以降になって、生花の大量生産農家が、自ら干花加工業にも参加するようになること、かれらは技術が拙劣であるばかりでなく、密かに過

分の米粉を使用する場合が多かったから、農村地帯から集荷される干花の中には、特に不良品が出廻った。こういう実態について「名物紅乃袖」が次のように述べていることから見れば、享保頃から次第に多くなって来る在方の手前干しに際して、特に花粉混入の悪習が目立って来たのであろう。

近年、手前干に紅花をいたし、是を山家中買し、売買御座候、能花ハ不足ニ而、中々下沢山に候、水花下直ニてうりかね、畑より沢山出、仕廻遅ク罷成、売かね、手干に仕候、町ニてハ粉なしにも致候得共、在辺ニてハ必米の粉を沢山ニ入申事に候、仮能花逆も籠相ニ見候てハ、難調物に御座候、上方衆へ干花御目にかけて申節ハ、大勢中買山家共持参仕、兎や角取持候様ニいたし、うり附申事ニて、粉五匁三匁如何程入ル不入之儀考候得共、其程難斗奉存候訳ハ、干花袋入見申ニ、花不足ニ而、目合ニ斗掛リ申候へハ、粉入申儀多候様ニ被存候、御遣口之儀ハ不存候得共、見分、紅花不足ニ出可申かと考申候

米粉混入のことは、著者の後藤小平治が指摘するように、公然の事実であつて、買入側にも注意を呼びかけているのであるが、藩庁や町方の役人がこの問題を取り上げて、業者に警告を發したのは漸く明和五年（一七六八）以来のことである。それまでは、十日町や七日町の市場権を握り、花買人でもあり干花加工業者でもあつた仕入宿の者たちは、生花生産者やサンベたちの行為に対しては厳しかったが、自分自身の不正に対する自戒自肅の念に乏しく、干花そのものゝ品質改善には目を被うていたことに因る。

明和四年に山形が所領替えになり、こ、数年公料であつた所に、武蔵・河越から秋元氏が入部して再び藩領となるに及んで、早くも紅花の経済性に着目、翌五年五月に紅花の摘方と干花加工に関する注意を申し渡した。¹⁸⁾

町在共紅花作り義、山形近辺別而多作り候由、然ル所ニ近年紅花摘候時節ははやめニ摘候義など、又ハ不宜手入致、紅花貫目ふへ候様ニ致候由風聞有之候、依之自紅華直段も下直ニ相成候趣相聞候、紅花之義ハ当国畑作第一之作ニ而、百姓格別(マ)之助成相成事故、左様之手入等致聞敷候、右躰之義相募候而者、所之衰微ニも相成事故、以來者右躰之義無之、古來之通正路取扱、通用宜様ニ可仕候、此旨末々之百姓共送具可申渡候 以上

五月廿四日

山田 勘左衛門
遠藤 加右衛門
戸部 市十郎
町年寄 三人名

この通達をうけた月番町年寄は、五月廿八日付をもってこの旨を領内各関係者に移牒(タ)した。それを見ると、摘方については別に触れず、「近年者紅花へ別而手入いたし、花粉等いたし商売候族も有之、隠ニはな粉有と書付掛置、商売躰ニ致義有之候間、当年より花粉商売決而相止可申候、干花致候者共も正路ニ干揚可申候(中略)、近年仙台花カ直段劣候儀者、畢竟手入致候義故と被存候(中略)」と、一つには花粉の使用禁止と、一つには花粉商売の停止を命じたのである。

このように、不正手段によって利潤を負ることが、百姓根性或は商人利口と評される所以で、これを矯正するためには、業者の自覚を高めるか、行政的に検査制度のようなものを設ける以外に方法は無い。仙台地方の紅花生産は、宝永頃(一七〇四)から相当額に達し、宝暦以後(一七五一)になるといよいよ増産されただけに、品質においても最上紅花を遙かに凌いだのである。その原因をなしたのは、生産者の気質にもよろうが、当時、仙台藩で

は既に「国産方仕法」なるものを制定して、領内主要特産物の売買に強い統制と監視を行なっていたことによるものと見られる。

寛政十年（一七九八）に刊行された、仙台領内の「封内土産考」によると、「封内紅花を出す事、その先多からず、四五十年來よりこの産業倍せり、刈田・柴田・登米・佐沼・西磐井、是等の地抽んで多し、右載する所、最上の産を以て上品とせり、今然らず、当国の産を好とす、最上にて製する者、米の粉を交ゆ、是れ秤り目方を倍して、佃を貧らゐなり、当国の製、外に比するものなし、故に京師・江府に送り、其の価、最上の産に減ぜずとなり」と述べて、最上紅花の不正を批判しているが、村山地方は行政的に統制措置が不可能であった所に、不正行為の横行し易い原因がひそんでいた。それは、紅花生産地たる最上地方、即ち村山地方の公私領が甚だしく分散的、移動的で、一藩が単独に統制措置を構じてみても、その効果が稀薄であったのである。これに反し、仙台地方は殆ど一藩一藩を形成しており、したがって「国産方仕法」なども徹底し、良質紅花の生産も出来たのである。

最上紅花の品質不良は、最後まで需要者側の不評を買った。生産が殆ど減退した明治十年代の状況に対して、政府の農務局では「（上略）此間、我紅花は殆ど市場に根跡を現はさず、僅に出づるものは、只管収利の多からんことを欲し、残花帯のみならず、枝葉までを混じ、其甚しきに至りては米粉、粉糠を投じ、斤量を重からしめ、以て買者を瞞着せんとするより、益々価格の低落を招き、一度この奸手に係れば、再これを買取るものなきにも拘はらず、愈々濫造を事とするを以て、僅に式三駄を持ち來るも容易に売捌くことを得ず、荷主は旅寓に数日を空過し、幾分を投売して帰郷し、残花は旅店の物置に放任し、棄てて顧みるものなく、貴重商貨にして此の如くなるものは、畢竟粗製のもの偶々あるも、濫造の弊前日に異ならず」と酷評を加えている。紅花生産の減少は時流で止むを得ないが、ここに

至ってもなお悪評を免れなかったのは、やはり「自ら招きたるもの」と言わざるを得ない。

花生生産人や干花加工人の不正手段は、やがてその信用を失墜し、産業の衰微と農村経済の低下を招く結果となるので、江戸時代の有名な行政家・谷本教（一六八九—七五二）は、その著「県令須知」の中に、上総国の干花加工業者の不良製品が上方商人の信用をおとし、販路を失なって大損害をうけたことを例示し、「農の心へにも成へき事なり」と論じているが、これは最上紅花にとっても全く他所事ではない。

紅花を先年は上総にて作り替るに、能出来て上方へ売けるに、もとよりメ目にて売買しけり、一年紅花を入し桶の下へ砂を入れて売けるを、上方のもの知ずして買ければ、残らず腐りて用にたたず、大分の損せしを上方の腹にすへかねて、又来年は大分買調ふべきと申越しけるゆへ、ただ集めて又例のごとく砂を入置きけるに、去年の紅花皆捨りし事をいひて買ざれば、多くの支度空くなりて、作人も手も損しけり、夫よりして、上総にて紅花を作る事をやめたりといへり、農の心へにも成へき事なり。

以上のことは、必ずしも紅花についてのみ言えることではない。その他のものでも、直買いに不便な遠隔地取引の場合や、生産道義の低いものを相手とする場合に起り易い問題であったことは言うまでもない。

5 出荷業者の量目の不正

干花一駄の量目は、時代によって多少の差があり、古くは三〇貫目をもって一駄としたこともあるが、通例は三二

貫目を基準としている。先ず、五〇〇匁をもって一袋とし、一六袋をもって八貫匁造りの梱となし、さらに四梱を梱包して一駄とするのである。この場合、風袋と称する袋目は二〇匁限りをもって定法としていた。

しかるに、最上紅花の需要が上昇するにつれて、暴利を貪る悪辣荷主の中には、この袋目を重くして、入目が正味五〇〇匁を欠く不正の傾向が現われ出したのである。この悪習は寛政頃から次第に一般化し、京都の取引先から甚だしく信用を失うようになったのである。この被害を直接的に蒙る紅屋仲間、寛政十二年（一八〇〇）の正月二十四日、京都の紅花取扱荷主衆に対し、生産地からの出荷に嚴重な規制取締りを行なうよう要望している。特に御用紅屋という地位にあるものたちはこの問題を重視し、同年二月十五日には次のような口演書を送り、それを生産地荷主にも通達方を要望すると共に、今後欠目の荷物を発見した場合には、契約値段の中から相当の値引きを行なう旨を申し入れるに至った。

口 演

一 紅花目入之儀、前々正味五百目之定ニ候而御取引致来候処、五百目有之候者近年少ク、甚だ不同ニ而迷惑仕候、且袋紙も追々重ク相成困入申候、依之当新花ノ定之通五百目宛無相違有之候様被成、袋目も式拾目迄ニ相成候様、国方江御通達可被下候、万一目欠有之候ハ、直段之内ニ而欠引いたし可申候間、此儀御承知被成置可被下候 以上

御用紅屋行事

寛政十二年

吉野屋六郎兵衛 印

申 二月

紅花御荷主

御 衆 中

そこで、当時京都の荷問屋行事に当たっていた藤屋忠兵衛・最上屋喜八・市村屋弥三郎らは、御用紅屋行事吉野屋六郎兵衛の口演内容を熟議検討の結果、寛政十二年の新花から「国方荷造之節、五百目ツ、掛廻シ致為差登候得共、遠路海陸登り候儀、道中ニ而目減等出来候事者無扱候間、欠引等致候儀者難相成候、併花干揚之善悪ニ而、当地江着之上、格別目輕之品茂有之候ハ、其花ニ対シ、直段ニ込メ売買可致」ことを決議し、四月十四日附でその旨を羽州最上および奥州仙台の荷主衆中に通報した。しかし、産地の反撥による入荷減少を警戒して、その申し入れはやや軟弱で、「新花より袋詰之節被入御念、目方等御改メ可被下」という程度のものに過ぎなかった。

案の如く、この警告は強気の生産地には効果が薄く、掛目不足はいよいよ募る傾向にあった。悪辣な生産者に至っては、専用の紙袋を漉く場合に砂などを混じて、規定の風袋二〇匁を三〇匁余にも作り、その超過分だけ正味で減量するという不正を行っていた。京都の業者はその後もしばしば口上書をもってこの悪習に抗議したが、中々矯正出来なかったので、某寅年の正月に至って、産地の各荷主に對し、次のような口上書を送り、規定の遵守方を厳達している。

口 上

一 紅花目入之儀欠立候ニ付、是迄度ニ御掛合申上候へ共、兎角輕目多、紅屋衆中ハ欠引之儀被申出、既ニ去夏

も書付を以申上候處、一向無其申斐、別而昨秋ハ存外之輕目ニ付、此度者紅屋衆中ハ欠引之儀嚴鋪被申出候、尤も、袋目も式拾目と申上候得とも、三拾目余之袋相見江、弥以欠立困り入候、已来、袋目ニ不拘正味五百目取引ニ可致様、紅屋方一統ハ申来候間、此段左様御承知可被下候、右之儀、先年ハ数度申上候へと茂、目入相直候儀無之、却而年々輕目多分ニ相成候、依而、当寅年新花ハ正味五百目取引ニ相定メ、輕目之分ハ欠引仕候間、目方誠情御吟味御改爲御登可被成下候、此段御在京御荷主方へも申上置候得者宜鋪御聞達可被下候 以上

寅正月

京都

紅花屋中

御荷主中様

指摘しているように、袋目超過分を一〇匁とすれば、一駄において正味六四〇匁の量目が不足することになるので、取引きに際してその分だけ割引き精算されることは当然のことである。一部生産者側の心無しの悪徳行為が、最上紅花全体の信用に及ぼす影響が大きかったのみならず、相互の感情問題もからんで、京都の紅屋たちに「近來、紅花之取引甚六ヶ敷(云々)」と嘆かせるのである。こういう悪弊の発生を容易にする原因は、遠隔地取引ということにあり、これまで数度に亘る勧告・警告も単なる口演書の發送に止まり、充分に効果を上げることが出来なかった。そこで、天保六年(一八三五)の暮に、当時在京中の生産地荷主や支配人の集合を求め、直接この弊害の除去について相談の上、一つの議定を締結し、翌七年の四月にこの定法をもって取引きすることを発表したのである。⁽¹⁹⁾

口上書

(前文省略)

一、(省略)

一、近来袋詰目欠多有之、取引六ヶ鋪、仲ヶ間一統申合、目欠之向者取引致間鋪相定、自然不足之分者一統評義之上残し置、急度及引合可申事

一、近来、袋紙ニ土砂を入、又者手厚ニ拵、不実意之致方、右様之袋者御求被成間敷、尤前々式拾目ニ限候得共相改式拾式匆限、其餘重目有之候ハ、取引遠慮致、一統評議ニ相懸可申事

右之通定法相立取引仕候 以上

申 四 月

京 都

紅 花 屋 中

この議定において、従来の袋目二〇匆に対し二匆までの過超を認めたこと、袋の不正製造を具体的に指摘したと、違反荷については従来の値引法を廃して取引を一旦中止し、紅屋一統の評議にかけてその処置を決定すること等を述べていることが特色である。この嚴重な相互協定が、どの程度の効果を収めたか不明であるが、恐らく根絶する迄には至らなかつたものと思われる。

紅花荷の目欠け問題は、袋目の不正に限ることではなかつた。関東から仙南地方にかけてのいわゆる東国筋の船廻し紅花荷には、抜取目欠というものが夥しかつた。これは以外な事実で、船中において行なわれる抜取りであつたら、監視は中々不可能であつた。こういう犯罪は取調べも困難であつたから、京都の紅花屋仲間、大阪に着船の節「嚴重ニ相改、疑敷荷物等於有之者切解相改可被申、当着之上其許不吟味抜袋等有之候ハ、無用捨弁金請取之可申候、依之、船掛り江も得と其旨御懸合可被成」旨を、文政八年(一八二五)八月に大阪の荷揚間屋に申し入れてい

る。このように、目欠という不正行為は、遠隔地流通では中々阻止出来ない問題点であった。

6 新興生産地の品質向上

最上紅花の品質は、京都の紅花屋たちが強く指摘するように、確かに粗悪になって来たが、もう一つ視点を變えて言われることは、他の生産地の紅花が質量共に著しく伸びて来たために、相対的に見て、最上紅花の評価が落ちたということである。

例えば仙台藩では、享保以後になると商品作物の生産が増加して来るが、それに伴って、それぞれの商品を一手に売買するいわゆる「一手問屋」なるものが発生し、やがてそれが藩の専売仕法に組み入れられて、天明二年（一七八二）には「国産方会所」の設立となった。しかしこの制度は永続せず、十年足らずで廃止となり、間もなく問屋請負制に變更されるが、何れにしても、紅花その他の増産と他領出荷には積極的であったから、一面には農民に統制的弊害を与えたとしても、一般的には良質の紅花が生産されるようになった。

しかし、紅花を熟畑に増殖することに対しては、政策的には必ずしも積極的ではなかったようである。この点、南仙台地方では或る程度黙認されていたようであるが、それでも地方の支配者や豪農地主たちは、熟畑利用による無制限な増産に対しては警戒の態度であった。大河原の紅花商人・高橋屋忠次郎が、安政六年（一八五九）九月に御国産紅花問屋の許可願として提出した文書に、「第一御国産沢山ニ無之候而者、御国益ニも罷成不申候所、去レハ迎、大麥・大豆等之食料之品を相控、作方仕候而者不相成」と、特用作物の増殖による一般畑作物の減収を恐れているが、こういう考え方は、支配者の一致している意見であったらしい。この作付制限が却って豊産よりも品質の向上に重点を置いた経営方針を強めた原因ともなった。

高橋屋忠次郎は、本畑における作付制限を考える反面、国益として優良紅花の増産計画を提起していることは注目される。それは、紅花栽培地として新たに開畑事業を推進奨励することであった。この構想は、一般畑作物の減収を考慮することなく、しかも国益の増収を図るという勝れた方策であった。高橋屋のこの案をもう少し具体的に見てみよう。

前記文書に述べている所によれば「荒所起返、亦ハ川筋通居揚川原、野山空地之場所、新地開発之儀主一ニ仕、御那村切御村役付方江茂打合、專指配仕居候儀」とあるように、村役人の許可を得て、自ら荒蕪地の開発事業を支配している。しかも新地における作付実績からみると、「起返開発之地より出産之分者、何少年も上品ニ出来仕、直段も宜敷きより、作り人弥々出精制道仕候」ほど、良好な成績を収めているというのである。この開墾地は村々の零細農たる紅花作人たちの手によって整備されたが、やがて強力な資本力を持つ高橋屋の所有に帰する。同地方の開墾事業は高橋屋が実施以前から徐々に行なわれており、殆ど紅花の栽培地として使用していた。そこから生産されたものは、南仙物として勝れた品質をもっていたが、それは、起返り地の肥沃な土壌が成育を助け、兼ねて嫌地性の強い紅花によい結果をもたらしたものと思われる。

次に武州・下総・常州水戸方面から生産される紅花も、最上物に比べれば上質物であった。安政二年（一八五五）正月の文書に、武州桶川宿附近の生産状況について「当最寄村々者薄地にて、諸作実法悪敷、畑地も紅花に相応之場所有之、其地味ニ寄銘々紅花を蒔付、年々五月中旬農繁之時節咲始候ニ付、老人子供等之手業ニ摘取、商物ニ仕上ケ候儀ニ而、纔之薄地ハ相応之紅花代料取揚、御年貢上納足合相成候程之産物」と言っているように、一般的には地味の薄い地方ではあったが、畑地は概して紅花の栽培に適していた。

この附近は、紅花生産地帯としては新興地で、明和・寛政頃から急速に発展して来たのである。安政二年二月に江

戸小間物問屋丸合組から町奉行所に提出した「紅花荷物商法取調申立候書付」によれば、「御当地近郷近国者、寛政
度之頃、私共仲間之内通式丁目庄次郎地借柳屋五郎三郎召仕太助・半兵衛と申者、羽州最上辺之紅花種を仕入、武州
桶川宿近村二面、上村百姓七五郎と申者江相渡蒔附候處、其頃者作方手馴不申、少分之荷高ニ御座候處、桶川宿・上
尾宿・大宮宿、浦和宿最寄在、江蒔付、逐々作増（云々）」と見え、また同じ年の八月の文書にも「月番惣代之もの
江も相尋候處、七拾年程以前より作付候儀之由、古老之申傳ニ候旨申之、全天明・寛政年間より之儀と相聞」、前者
の内容と「申口符号仕候」と述べている。これによれば、武蔵附近の紅花栽培は、天明・寛政頃（一七八一—一八〇
〇）に最上紅花の種を移入したものであることが知られる。

柳屋五郎三郎は、江戸丸合組の有力な紅白粉取扱い商人で、江戸という都市消費市場の附近に、新たに紅花の生産
地を開発しようとしたもので、当時の流通機構から言えば、独占企業としての紅花問屋制度も、江戸打越荷物取締制
度も廃止されており、全くの自由取引時代であった。そのために、生産が増大するにつれて、京都の紅屋たちが罷り
下って盛んに仕入れ活動を行なったが、中でも若山屋喜右衛門の手代忠助、或は吉文字屋彦市などは、江戸の業者と
示談の上、寛政・文化期から大量に集荷している。関東の新興生産地帯は、奥州や羽州の立地条件と異なり、輸送に
は甚だ便利であったから、上方紅花商人の進出も多く、上品物の生産指導も随時適切に行なわれていたのである。特
に武州桶川近傍から生産されるものは、定期的に他地方より早かったたので、京都からはいわゆる「早場物」として欲
迎されていた。

以上概観したように、新興生産地物が何れも品質が向上しているにも拘らず、長い伝統をもつ最上物の品質は概し
て停滞的であったために、相対的に見て、需要者側の最上物に対する一般的評価が低下したことは言うまでもない。
しかもなお、上來述べ来たったように、粗悪化の傾向に陥りつつあった最上物が、品質の点で新興生産地物に抑えら

れたことは当然であった。

- (1) 平清水家文書
- (2) 同 前
- (3) 山形市史史料編二「事林日記」
- (4) 著者蔵史料
- (5) 西村山郡史
- (6) 武田喜八郎氏蔵史料
- (7) 水戸彰考館文庫蔵
- (8) 東村山郡史
- (9) 寒河江市史編纂資料叢書第二集
- (10) 明大刑博蔵。「山口村史料」
- (11) 平清水家蔵文書
- (12) 大蔵永常著「農家業事」
- (13) 〓 (14) 山形市史史料編二。「事林日記」
- (15) 農務局録事 第九六号 明治三二―七発行
- (16) 著者蔵史料
- (17) 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」
- (18) 明大刑博蔵「柏倉家文書」
- (19) 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」
- (20) 高忠古文書叢書第一号「奥州大川原紅花の巻」
- (21) 〓 (22) 大日本近世史料「諸問屋再興調四」

第二章 幕藩財政上の最上紅花

第一節 荷役制度の整備

1 幕藩の紅花荷役制度

支配者たちが、領・管内に生産される米以外の特産物、特に換金性の高い商品作物を課税の対象にして、財政の増強を図ったことは、既に中世末期頃から見られる。文祿四年（一五九五）の調査と伝えられる（慶長末年編とも言われる）「邑鑑」^{〔1〕}には、米沢蒲生領のうち、上・下両長井郷の「御役植物」として、漆・桑・青苧・紅花・楮・柿などを記載しているが、そのうち、紅花を生産している村は三五カ村で、これらの特産物は蒲生氏の財政上の有力な基盤として掌握され、何等かの形で課税されて来たのである。そして、近世の上杉藩時代になると、これらの御役植物はいよいよ保護と統制が加えられ、御買上げという地域産地毎の法定額の制定となって、藩の専売制が成立する。その外、他領から米沢を通過するこれらの荷物に対する荷込銭と荷出銭も一定の役銭として徴収した。

村山地方で特産品に対する課役制度が何時頃から始まったか明らかでない。他の地方とも同じように言われることは、天正十八年（一五九〇）の大閣検地に際して示された「出羽国検地條々」^{〔2〕}に、「屋敷麻畠者上畠なみに年貢可取事」とあり、麻畠については上畠一反永百文に準じた賦課率を定めている。この際、麻畠に認定された畑地が、その時点において青苧や麻が栽植されていたものに限ったものかどうか、検地の基準は明らかでないが、その後もこの検

地の結果が殆ど踏襲され、少なくとも寛永の保科検地以来、特別の場合以外は青苧畑としての登記面積に変更異動は行なわれなかつたようである。かくして青苧の場合は高率の地租と出荷役と二重の運上が徴収され、財源の強化資源に当てられた。

紅花の生産は青苧より時代的にやや後れ、初期検地頃には地租課税の対象となる程の面積が無かつたのみならず、青苧の栽培と異なつて、栽培地が必ずしも一定していなかつた關係上、紅花畑として定面積を把握することは不可能であつたから、特定の地租徴収制度は設定されず、他の特産物と同様に、商品として移出する場合の荷役運上の形で強化された。

この荷役の設定は、特産商品物資の生産が増加し、それに運輸事情の好転と広域流通機構の整備の上に立つて行なわれたものであるが、村山地方の場合は史料的にその時期を明らかにしていない。現在知られている所では、山形保科藩の記録が最も古いものと思われるが、それも寛永を上っていない。保科家が鳥居家と交替して山形二〇万石に封ぜられたのが寛永十三年（一六三六）で、その八月廿七日に山形に入部すると、翌九月の十六日には財政確立の手段として、早くも大石田船に対して物産移出手形のことを令し、その荷役について次のように確認させている。³⁾

九月十六日

物産他所出之節、大石田船江加判之者手形ニ而通候様被相定

大石田船口ニ而産物加判之者手形ニ而可差出条々、青苧拾把迄は役なし、紅花・真綿・蠟漆此三廉壹貫目迄は役なし、紙・武具之類・弓鉄炮鐘此三廉役なし、鷹女油・荏胡麻・木実・楮・油荏以下一切停止、右如先々堅可相改、但保科民部・北原采女・篠田半左衛門・一瀬勘兵衛此四人之手形ニ候ハ、何ニ而茂可相通

候、其外之手形一切相用間敷旨被相定之

続いて十一月にはこれらの出荷役取人として、藤沢八郎右衛門と後藤九郎左衛門の二人を任命してその徴収に当たせた。この記録には各品目に対する免税の最低移出量は規定されているが、課税基準となるものは明示されていない。それは「右如先々堅可相改」と附言されているように、この制度が確認される以前、即ち保科氏が入部する以前の規定に準じていることを意味する。

物資の輸送は古来最上川を利用することが常道であったが、前にも触れたように、酒田と上郷(村山地方)との船継権については、最上氏時代から清水河岸と大石田河岸にしばしば争われて来たことで、それが大石田に確定したのは漸く寛永二年(一六二五)からである。当時の山形藩主鳥居氏は、元和八年(一六二二)最上家の改易によって、岩城から二二万をもって山形に移封されたのであるが、実高が不足していたので、翌九年には左京繩と称せられる苛酷な検地を施行し、高率の貢納を命じたことは有名である。この検地によって村々の石高を決定すると共に、いわゆる小物成と称する雑税をも賦課している。普通小物成は郷帳に記載されて、年々一定額を上納するが、その外にも帳外の小物成の一種に浮役と称するものがあつた。物資の移出税たる荷役などはその一つである。鳥井藩では財政増強策として小物成制度を設けた際、浮役制度をも定め、出荷許可証たる手形を發行してその徴税を行なったものと推察される。

しからば、当時の出荷税率の規定はどうであつたろうか。前記のように、寛永十三年の保科家「家世実紀」では「如先々」と書記しているだけで、詳細のことは不明である。しかるにそれから三二年後の寛文八年(一六六八)に、山形松平藩から鶴岡酒井藩に出した覚書⁽⁵⁾によると、紅花・青苧・真綿・蠟・漆に関する年々の出荷高と役金のことを

明記し、その後書に「右之通、從羽州山形上方へ商買人毎年指登候役金並錢之直段、古より如右定來候也」と附記しているが、その内容は次の通りである。ここで言っている「古より如右定來候也」の「古」とは何時を指しているのか、若し寛永十三年以来改訂が行なわれなかったものとするれば、この荷役課税の標準及び錢の兩替基準は、寛永十三年以前の鳥居藩の規定をそのまま踏襲しているものと判断してよいであろう。

覚

一 紅花荷物 年中ニ四百五六拾駄

此役金壹駄ニ付金壹歩ツ、

一 青苧荷物 年中ニ四百三四拾駄

此役金壹駄ニ付金壹歩錢八百六拾七文宛 但錢ハ壹歩ニ付壹メ三百文古より定來之直段也

一 真綿荷物 年中ニ拾六七駄

此役金壹駄ニ付金貳歩宛

一 蠟荷物 年中ニ五拾貳三駄

此役錢壹駄ニ付錢壹メ五拾壹文 但錢壹歩ニ付壹メ三百文古より定之直段

一 漆荷物 年中ニ拾五六駄

此役錢壹駄ニ付錢壹メ五百壹文 錢直段同斷

右之通從羽州山形上方へ商買人毎年指登候

役金並錢之直段古より如右定來候也

(以下四項省略)

寛文八年四月五日

松平下総守 加判

岡田 豊前守殿

松浦猪右衛門殿

これによれば初期の紅花出荷役は、一貫目以下の少額については免税を認めるが、それ以上は一駄につき一步の割合で課税するというのが定法であったことが知られる。

出荷役は支配関係によって多少の相異があったらしく、享保二年(一七一七)五月に御国廻りとして幕吏有馬内膳・小笠原三右衛門・高城孫四郎の三人が来た際、上山松平藩が作った藩内状勢要覽(6)に、紅花役について「生紅花壹目ニ付式拾文、干紅花壹駄ニ付金壹歩、但端壹目三拾式文」と記している。この徴収規定は享保二年に改定されたものであるが、その以前の規程は明らかでない。この場合、生花と干花の両方に課税したものでなく、計算の基準を示したものであることは言うまでもない。すなわち、上山藩の徴税基準は、天保一〇年(一八三九)の記録(7)にも言っているように、「干花百目ニ生花一メ目」という比率で領内の干花生産高を抑え、さらに「御領分ニ而干候」という前提での規程であったから、生花の生産高を把握すれば、おのずから干花の生産高と税収の予想が立ったのである。

小物成

一 干紅花 一駄金壹分 但三十メ目入

但御領分ニ而干候ニ付干花百目ニ生花一ノ目之役錢掛出候様ニ享保西より改り候

一 生紅花 一ノ目ニ付廿文ツ、

2 紅花荷役と幕藩財政

本途と称する本年貢以外の附加税たる小物成は、夫米などを除けば、總じて永錢で金納することが本態で、その賦課率は長年に亘って目立つ変化はなかった。従つて、農民の販売する米その他の商品作物の価格が上昇すれば、相對的に領主得分たる小物成の価値は減少することになる。紅花その他の荷之口役と称する移出税は、時代と共に多少の更改はあったが、價格に対する一定率ではなかったから、紅花の好況時代を迎えると、生産者側が非常に有利となるのに反し、幕藩庁側に立てば収入低下の現象を來たす性格のものであった。しかも出荷役は、出荷數量を基準として賦課されるので、幕藩庁にとっては例年不安定な収入であつたと言える。

村山地方の各幕藩領で出荷役の対象となつたものは、紅花・青苧をはじめ、煙草・漆・蠟など小商品十數目になっているが、さて、これらの中で紅花荷役の実態を幕藩別に見ようとする、その史料は至つて少ない。それぞれの年間出荷高を明らかにすれば、大凡の推計が可能であるが、そういう史料も整っていない。次に各藩の若干の例を上げておこう。

山形に松平忠雅が移封になつたのは元禄五年（一六九二）七月の末であるが、同十三年に転封になる迄の故実を記録したものに「山形故実録」がある。幸いにして、その中に「元禄五年從申年年々荷之口御役」というものが収録されてお、松平藩の約八カ年間に亘る荷役の実態を明らかにしている。それによつて同藩の荷役の総額と、その中に

第二章 藩幕財政上の最上紅花

含む紅花分を抽出して作表したのが下掲のものである。

これによれば、松平時代の山形藩における年間荷役収納額は凡そ四〇〇両から五〇〇両になるが、そのうち紅花の荷役は凡そ一三〇両から一八〇両程度で、荷役全額の三〇%から三五%を占めていたのである。この額は、松平藩の蔵入金総額からすれば恐らくは僅少のものであろうが、仮りに当時の米価相場と比較して、凡その貨幣価値を推測しよう。即ち、元禄十年の夏米の地相場は一〇兩につき三八俵から四〇俵、同十三年の秋米相場は三〇俵から四〇俵であつたから、平均三五俵とみて計算すれば、荷役一七七両の場合は、凡そ六二〇俵分の藩収があつたことになる。

新庄戸沢藩では、延宝二年(一六七四)に「手形なくして一切不可相通」もの十七品を「御判所留物之覚」として領内に明らかにした。その中には紅花もまた含まれていた。享保八年(一七二三)六月に示された出判制度によると、大半の品目は「本メ出判」をもって留口の通過が出来たが、紅花をはじめ青苧

・麻糸・紙・むらさき・あかねの六品は「新庄は問屋、清水は庄屋出判」という形式がとられた。この規定は時代によって多少の修正を加えられつつ後年まで継続したものであろう。

松平藩紅花荷役収入

年次	荷之口役		紅花		
	総計		出荷高	荷役	
元禄5年	138兩3歩 (183.0)	195×129文 429文)	27駄9,300文	10兩	955文
6	290.1 (425.2)	556貫498文 998文)	342.7,200	128.1歩	370
7(カ)	386.2 (490.3)	459,190 409)	473.12,000	177.1	870
8(カ)	381.0 (500.1)	525,212 512)	467.12,000	175.1	103
10	332.0 (272.1)	561,779 779)	439.500	159.3	325
11	347.1 (463.3)	396,452 352)	306.8,800		
12	314.1 (413.3)	343,402 130)	341.片馬		
13	337.2 (444.3)	361,198 432)			

注()内ハ兩=換算 (「山形故実録」—「山形經濟志」料所載による)

出判料の徴収については「増訂最上郡史」で「藩末に近づいてからの新法らしい」と述べているが、同領の上谷地代官所史料によれば、明和・安永頃には既に徴収しているので、恐らくは出判制度の確立時代から、御判所留物に対する出判料は制定されていたものと見られる。なお、この史料に出ている平賀恵八は、明和安永期の上谷地代官であった。

紅花三拾九駄青苧三拾六駄晒蠟四駄式箇

此出判料百四拾五匁五分

内式拾九匁壹分四厘 五分一
取次者被下申候

残百拾六匁四分四厘

(上調宛心)
「但金貳両壹分請取 三匁六分返り銀」

右之通請取申候 以上

(明和五年)
十二月廿二日 平賀恵八

北口町 庄屋 中

出判料というのは出荷手形の発行手数料として徴収したもので、谷地郷関係荷についての手形は、谷地北口にあった上谷地代官所で発行していたのである。この請取は各庄屋を通して行なわれたが、この請取書に見える紅花三九駄という数量は、北口村分だけであるから、局地的生産市場における出荷量としては決して少ないものではない。しかし出判料に限る収入であったから、青苧・晒蠟の出判料を加えても、凡そ二両一分ほどに過ぎなかった。

新庄領における荷役は紅花運上という小物成の形で徴収される。戸沢藩がこの制度を設けたのは、「地方勤役中萬

覚書」⁽¹²⁾によれば、「享保年中、小物成御取立ニ相成候由」とあるから、余り古い制度ではなかったらしい。成立当時の小物成総高は約五、五〇〇兩程度で、そのうち、青芋・綿・紅花の運上総計が一五兩二分に過ぎず、総額から見れば微々たるものであった。紅花の生産が藩領全域に及んでおらず、領内としては殆ど上谷地郷に限られた生産物であったことによるもので、藩経済を左右するほどの収入には至らなかった。

上山の松平藩の荷役制度については先にも触れた通りであるが、その徴収方法は、上山町内の二日町と新町とに紅花役所を設けてその事務に当たった。「上山藩奉行日記」⁽¹³⁾によると、元禄十二年（一六九九）には新町の忠兵衛が、宝永二年（一七〇五）には二日町の彦兵衛が、紅花を取り引きする紅花宿に指定された記録があり、紅花役所はこの指定宿に開設されたのである。その組織は町江納方一人、徒目付一人、斤是取一人、中間一人であるが、「取込候節至増人」の規定で、斤是取は目方を計量し、中間は役判監すなわち出荷手形に検印を捺す仕事に当たった。この外に、在方の金谷・小倉などにも納方一人を出張させているが、これは抜荷を防ぐ意味をもっていたのである。

役銭徴収額は、その年の出荷高によって不同であったことは言うまでもないが、天保十年（一八三九）の調査によれば、例年大凡「銭貳百五拾メ文内外」⁽¹⁴⁾であったという。しかし、当時既に上山藩の勸業政策は養蚕奨励に変わっていたので、紅花荷役は漸減の傾向にあったものと思われる。

3 荷役徴収率の更改と口留番所の整備

荷役は幕藩庁の財政々策であるから、時代の経済事情や財政の状態、或い貨幣価値の変化などによって、その率が更改されたことは当然である。大体は領主の更迭ごとに改訂されていたようであるが、村山地方のように公私領の甚だしく細分化・錯雑化している所では、流通上の支障を来さないために、改訂には公私領共に議定をもって、その

時期や賦課率を一定していた。その結果、現在知られている改訂分は別表の通りであるが、端数分については一貫目迄は無役、それ以上は一貫目ごとに元禄五年の場合は四七文、明和三年の場合も同額であった。

紅花荷の上方輸送は、大石田河岸から最上川の水運を利用するのが普通であったから、大石田に船役所を設け、ここに役人を配置して荷之口役を徴収することが、最も合理的で確実な方法であった。保科藩が寛永十三年（一六三六）に制定した荷役徴収制度は既にこの方法をとっており、藩吏保科民部・北原采女・篠田半左衛門・一瀬勘兵衛の発行した通荷手形によって大石田船役所が徴収したのである。また、寛文九年（一六六九）十月の「大石田ニ而役物之覚」⁽¹⁵⁾を見ると、新任の山形奥平藩は直ちに税法を更改し、大石田の総左衛門と七郎右衛門の二人にその徴収事務の担当を命じている。

紅花の荷之口は、必ずしも大石田河岸のみに限ったことではない。陸上の運輸交通状態が整備して来るにつれ、江戸廻り荷の陸送が行なわれて来たし、また、仙台花などで山形を通過し、大石田河岸に發送されるものが多くなったから、各幕藩領域の接点に設けられた「口留番所」が次第に強化され、陸送荷物に対する改め方や荷役徴収の一部は、その番所において実施したのである。元禄十年（一六九七）頃の山形藩の番所は、松原・新山・長谷堂・畑谷・狸森・築沢の六ヶ所、および大石田河岸に設置されていた。⁽¹⁶⁾しかしこれは、時代によって多少の変更があった。

幕領いわゆる御料の出荷物改めは、公私領全域の口留番所で行なわれたが、化政期頃の「荷物出口御料私領ヶ所附帳」⁽¹⁷⁾

紅花荷役の変遷

紀元	年号	1 駄量	荷役
1668	寛文8年	一ノ	金1歩
1669	寛文9	30	銀6匁
1686	貞享3	32	金1歩 銭 500文
1692	元禄5	32	金1歩 銭 500文
1729	享保14	32	金1歩 ² 朱
1766	明和3	32	金1歩 永 125文
1809	文化6	32	永78文 1分

(東村山郡史, 北村山郡史等による)

によれば、幕府設置のものとしては大石田をはじめ一・二カ所、それに私領設置のものが左沢領一〇カ所、山形領八カ所、新庄領一カ所、長瀨領一カ所、柏倉領一カ所、上ノ山領二カ所、合計で三五カ所になっており、それぞれの役所に印鑑を渡しておいて、通り手形を改めさせている。御料として荷役を徴収するのは、勿論、御料内から出荷する分のみに限ることで、その方法は、大石田川口および名木沢口を通過する分については、通り切手の改めを請けると同時に、役永を納入することとし、関谷村・下柳渡戸村・行沢村・山寺村・関山村・黒沢村・築沢村・志津村・高野村・関根村の一〇カ所通過の場合は、役永はその荷物を指出した村方の名主に納め、通り切手の改めを請けるだけであった。その他の私領内に所在する口留番所は通り切手で通過出来たのである。

この規定は、文化六年（一八〇九）六月の「荷出御役永御取締」に際し、郡内各代官所から荷出役永の更改と共に触れ出されたものである。これ以前の紅花荷役一駄に付金壹歩永一二五文という規定は、明和年間に定められたもので、以来四十数年を経ており、社会経済の事情に適應しないものになっていた。そのために、一般に改正要望の聲が高まっていたのである。即ち文化五年には当時の金銭相場に見合う役永の改正を願ひ出たので、代官所は翌六年六月に「紅花三拾式貫目壹駄ニ付此永七拾八文壹分」と改めた。当時、公料村々から提出した「請書」⁽¹⁸⁾に改訂の事情が明らかである。以下その主要な部分を掲げよう。

差上申御請證文之事

紅花三拾式貫目壹駄ニ付

一 永七拾八文壹分

(其他十一品省略)

右者羽州村山郡村々々他国出仕候紅花外拾貳品御役永之内、安永年中ハ請負人方江取集上納仕来候処、去年中御取締方被仰出候ニ付御取調御座候処、明和年中御伺済金壹両ニ付調錢四貫文、銀は六拾匁替ニ而、其節御定之通りニ而者、当時高値故難儀仕候ニ付、今般御伺済之上、当時之相場金壹両ニ付調錢六貫四百文、銀六拾匁替之積りを以、銘々御役永当り御仕出、内三分二直下、三分一御役永書面当りを以相納可申旨被仰渡奉畏候、尤荷物他国出之節、大石田船方御役所并名木沢口・築沢口・志津口・黒沢口、右五ヶ所并御料私領口留御役所江、兼而其村々役人ハ印鑑差出置、通切手ニ品限荷数并宛所相認、荷主村役人印形之切手差出、改を請荷物附送り、右五ヶ所之外他国出口九ヶ所ハ、重立候出口江茂無之ニ付、出荷物有之節ハ前広ニ御支配御役所江願出、通切手取之口々改所江指出、御料ハ名主、私領ハ口留番所改を請荷物相通、右船方御役所并名木沢式ヶ所江ハ、荷主ハ直ニ御役永其時々相納、其外口々改所之分ハ切手斗り差出改を請、御役永ハ荷物出候村方名主方江取立置、一ヶ月限御用序御支配御役所江相納可申（以下省略）

文化六巳年六月

なお、この御請書には、別に「継添御受印形書」¹⁹がついている。その内容は、村々名主が通り切手を出す場合の事務的なこと、名主たちの御番所勤務のこと、勤務上の誓約のこと等を述べたものである。築沢村・志津村・黒沢村から差出したものを例示すれば次の通りで、若し不取締りの場合は「私共何分之義ニも可被仰付」と誓約している。

前書羽州村山郡村々々他国江出荷物、紅花外拾貳品之分、荷物差出候村々名主通切手を以差出候筈ニ付、右村役印鑑御渡置可被成候間、通切手ニ引合、荷物員数者品限委細控帳ニ相記、入念改之相通し、右帳面ハ壹ヶ月限り品限寄立置、右帳面之写江通切手其月限り御役所江差出改請可申旨、尤志津口・築沢口式ヶ所ハ、是迄有来候口

留所江名主相詰居、黒沢村者追而改所御普請可被仰付候得共、夫迄者百姓家又者商ひ店等借請、是又名主相詰相改可申候、為御取締と御役所ハ茂時々御見廻り被成候間、抜荷物等者勿論、都而等閑之義無之様入念取斗可申旨被仰渡、一同承知仕奉畏候、然ル上者、抜荷物等ハ不及申上、若不取締之筋有之義を後日被及御聞候ハ、私共何分之義ニも可被仰付、依之前書ニ継添御受印形差上申候 以上

巳 六 月

川崎平右衛門様

柴 橋

御 役 所

黒 沢 村
志 津 村
黒 沢 村

文化六年のこの規定では、他国出荷物通切手の認方案文や、御料私領村々口留番所の仕法等⁽²⁰⁾についてもそれぞれ明示されて、荷役の徴収に手落ちの無いよう留意されていることが注目される。これらの規定はその後改正されることなく、幕末まで継続されたようである。

御料口留番所

一 大石田川船方役所

一 名木沢口

右式ヶ所通切手差出改を請役永可相納事

一黒沢村 一築沢村 一志津村 一関山村 一関谷村 一下柳渡戸村 一山寺村

一高野村 一関根村

右九ヶ所通切手差出改を請荷物可相通事

但役永者荷物出候村方名主方可相納事

左沢領口留

一左沢原町口 一市野沢村 一送橋村 一杉山村 一大船木村 一月布村

一栗木沢村 一船渡村 一立木村 一八ッ沼村 一拾ヶ所

山形領口留

一松原口 一新山口 一長谷堂口

是ハ三ヶ所出口之分ハ山形町問屋場ニ而通切手請取出荷物相改書替手形山形役所江承知印いたし差出候ニ付

印鑑壹枚差出可申事

一下條町口 一銅屋町口 一圓應寺町口 一薬師町口 一鉄砲町口 一八ヶ所

合印鑑六枚可差出事

新庄領口留

一古口村 一

長瀬領口留

一上ノ畑村 一 名主善左衛門

第二章 幕藩財政上の最上紅花

柏倉領口留

一 壱ヶ所

但 上廿日 山形領 狸森村
下十日 柏倉領 小白府村 二而相勤候

上ノ山領口留

一 檜下村

一 川口村

合印鑑三拾式通

柴橋料

村数七拾八ヶ村

名主九拾三人

一 印鑑帳

八通り

内 四通 当支配与認
四通 川崎平右衛門支配所と可認

一 印鑑札

但 壱ヶ村当廿四通り

ノ印鑑三拾式通り

右者已六月廿日差上候 ^{文化六} 以上

紅花生産の中心地帯をなしていた山形藩の口留番所は、前記元禄頃とは余程の変更があり、この化政期頃には松原・新山・長谷堂の外は廃止され、別に城下の出入口に当たる下条町口・銅町口・円応寺町口・薬師町口・鉄砲町口に設けられ、合計八ヶ所になっていた。元来、口留番所というものは、領域経済下における領内生産物資の、他国他領

に流出することを防止する目的で設置したものであったが、当時は、凶作年以外は抜荷の取締りと、荷役関係業務が中心となっていたので、山形城下のこれら口々でも、出荷物資に対する通り手形の改めには、厳しい注意を怠らなかつたのである。

文化六年の公料における役永の改正、および出荷手続とその取締りの改正は、私領側においても当然順応しなければならぬ問題であつたから、公料代官所に懸け合い、その口留番所に対する通り切手の外に、増手形をもつて通過出来るよう了解を得ると共に、公私領間に出買いした物資の他国他領移出に際しては、集荷地所領別に行ない、自領に持ち込み発送は禁止の事を相互協定した。これは、公私領共に荷役徴収の確實を期する上の重要な問題であるから、特に確認し合つたのである。従来、山形藩では紅花の他領出買いは固くこれを禁止し、抜荷の防止に努めて来た所であるが、公料側の管轄庁と協定したのはこれが始めてであろう。

(前項省略)

一、右諸役物、御料所村々ニ而買取候荷物、御私領町村江持運、又者御私領町村ニ而買取候荷物、御料所村方へ持送り荷造致、他国出候義致間敷候、是又御料所懸合之上相極義ニ付、心得違無之様可致候、尤停止物之義者是迄之通可相心得候

(後書省略)

六月廿七日

寺社役所 印

口留番所の不正通荷或は抜荷は、陸送の場合が多かつたから、山形藩の場合の発送手順を見てみよう。紅花荷の陸

送は、江戸の需要に応ずるものか、急を要するもので、江戸を経て上方登せのものに多い。その送路は殆ど橋下から金山峠を越して七ヶ宿にかかるので、松原番所を通過するのが普通であった。領内から集荷されたものは、先ず荷主が荷問屋に発送方を依頼すると、荷問屋は町奉行所に届け出て、「出口御判」すなわち「通り手形」を受け、所定の荷役銭を徴収して発送することになる。この荷役銭は一ヶ月分を取りまとめ、月末毎に精算納入するのが慣例であった。御判請求には、町内の検断の加印も必要であったが、これは絶対の条件ではなかったらしい。他領荷については、その地の荷口役人の発行した通り手形に、町奉行の出口御判を受けて松原口を通過する。もちろんこの場合は御判だけで、荷役銭の徴収はない。次に御判手形の例を示そう。

(自領分の例)

一紅花五駄巻筒 但四箇附

正味 拾六箇
拾貫目入 五箇
拾貫五百目入

此御役金式両巻分ト

錢九百六拾四文

右者江戸之源七ト申者御当所ニ而相調候、国元江持參仕旨、依之松原村口出御判可被下候、尤御役金錢当月廿九日急度上納可仕候 以上

(天保十五年)
辰九月八日

宿十日町

佐藤 利兵衛

表書之通無相違可相通者也

町奉行 (印)

松原口御関所 改中

(他領分の例)

一紅花三駄巻筒

但し正味

九貫目入
九貫五百目入
七箇
六箇

右者荷主織田兵部小輔様御領分天童藤吉、同所ニ而相調、江戸表江為差登申由候、則同所荷口役人々通状参申候
依之松原口出御判可被下候 以上

(天保十五年)
辰九月十六日

宿問屋

小林半四郎

加判検断

加藤 作□

表書之通無違相可相通者也

町奉行

松原口御関所 改中

口々の出荷役制度は凡そ以上の通りであるが、その外にもこの役に対する附課税のようなものがある。即ち、口永とか出判料と称するものである。出荷役に課せられる口永は口米を代納化したもので、口留番所の費用の一部に当てられる性格のものであるが、一旦は藩庁の収入に当てて、費用は別格に藩庁から交付されていたのかも知れない。出

判料は出荷手形の発行手数料で、他幕藩領からの通荷の場合も許可料として徴収していた。天保五年（一八三四）の「紅花運賃定法控²³」によれば、当時の紅花荷役は一駄につき永七拾八文壹分で、これに対する御口永は式文三分、出判料が永八文三分の規定であったから、合計で永八拾八文七分で、新庄領の場合は御役永・出判料を加えて銀二匁、それに役方として三厘壹毛の割で徴収している。

4 山形藩の抜荷防止対策

特産品の移出税たる荷役を確実に徴収するためには、言うまでもなく、移出量を正確に掌握する必要がある。山形藩が早くから紅花市の開設に特権を与え、その保護に当たったのは、商業都市としての発展を目的としたものであったが、もう一つ重要な意味は、サンベや紅花商人たちの密売買や不正移出の防止にあった。即ち、花市場以外で行なわれる取引きは、ややもすると抜荷を誘発する原因となり、それだけ荷役の徴収減を来たす結果を招くのである。

花市場の保護政策については、その項に詳述したからここでは省略するが、市場外取引きの形態は享保の末頃から次第に盛行して来る。藩庁や十日町・七日町の市場では、寛保から宝曆期にかけて、規定外の売買取引に関する禁止令をしばしば発令しているが、生産・流通機構の変化と拡大に伴う農村市場の発展という背景の下では、既にその取締りは不可能で、特定市場の衰亡は年々顕著に進行するに至った。この傾向はやがて抜荷の増加と荷役の減収ということにつながって来る。

勿論、抜荷という行為は敢て紅花のみに限ったことではなく、他領移出の商品全体に行なわれることであったから、前項でも触れたように、幕藩共に口留番所を設けてその防止に努力して来たことであるが、抜荷のいよいよ横行して来た元文期頃からその取締りを強化した。先ず、元文六年（一七四一）の二月十五日付で「諸役物中、津留外へ

致持參候ハ、其品相達候上、其町檢断共印形之上、送状以可相通候事」を通過している。このことは旧来の規定であつて、事新しいものではなかつたが、寛保四年（一七四四）正月には、口留番所通過手続きの時間制限を行ない、夜間の通り荷を一切禁止した。「荷口諸御役物、唯今迄ハ昼七ツ時過迄も書替指出申候処、自今昼八時限御腰印被差出候筈ニ被仰出候間、御役物分昼八ツ時迄之内御腰印申請候様（云々）」というもので、従来の午後四時限りのものを、午後二時迄に繰り上げ、夕刻以後の手續きは認めないことにしたのである。

明和元年（一七六四）以来山形藩領が一時公料となつて、代官前沢藤十郎の管知する所となると、抜荷の取締りはいよいよ厳しさを加える。宝暦年間の禁止令は「さんべ共売買キケ間敷儀、一切仕間敷候」という程度の注意で済んだが、明和二年に公布した前沢代官の禁止令は、抜荷を行なつた者、および些かでもこれに荷担した荷主・荷宿に對して、罰則を設けてその励行を計つた。⁽²⁾

山形町ハ出荷物之儀、馬附ケ其外背負荷物類之売荷物、抜荷有之趣相聞候、不依何者已来抜荷物見付ケ次第、追落候者有之者、御役錢斗取立、其荷物被下候間可得其意候、尤抜荷物為致候荷主者不及申、右荷宿共後日ニ相聞候者越度可被仰付候条、得其意町々裏家・店借并寺社門前等迄、急度可申触置候（云々）

酉四月二日

前 藤十郎

北条長左衛門

翌三年六月七日には、より厳しい布達を出した。その令文中に「此節者專諸出荷物有之時節（云々）」と言つてゐるが、この日付は太陽曆の七月十三日に当たつており、紅花の出荷期になつてゐた。この布達では前年通りの違反罰

則の外に、前令同様「山形町口々江、抜荷改之者差出候得共、猶又追落候者江者、御役錢斗取立、右荷物ハ為御褒美被下候」²⁵⁾と、抜荷の発見を一般にも協力方を求めているのである。

山形町内から抜荷を根絶出来なかつた理由として二つ考えられる。その一つは花市場の項でも触れたように、町内の花買人共が他領に買い出し、その地で干花に加工して、その地の荷主と馴れ合い出荷をすること、その二つは他領の花仲買人が生花のまま無役で他領出しをすることである。前者についてはしばしば触れて来たので多言を要しないが、その取締りの方法としては、他領買いの生花は「城下江引取干上候様」に目早どもから懸け合うこと、若し「無掬子細有之、他所ニ而干花いたし度節者、願之上受差圖」けることと規定した。そして寛政九年（一七九七）五月の布達では、「紅花者当所産物之第一ニ而、生花干上ケ迄之手入ニ者、幼少之男女迄も夫々渡世に相成、所々潤ひに相成候事ハ何も存知可有之事（云々）」と、条理を尽くして抜売買の禁止を論ずるのである。²⁶⁾

第二点の生花他領出しは、合法的には無役であるが、こういう制度を悪用して、公然と抜荷を行なうことが可能であった。このため、秋元藩庁では寛政四年五月と同八年六月の二回に亘り、無役他所出しを停止すると共に、他所商人に対しては、生花を干花に換算して役錢を徴収するという旨を布達した。²⁷⁾

生紅花無役ニ而他所江出候趣相聞候、以来生紅花たり共無役ニ而他所出シ候義停止候、併他所商人当所ニ而紅花相調、口々津留外江持送り候ハ、生紅花拾貫目ニ而干花壹貫目之割合ニ役錢差出可相通候、左茂無之罷通候ハ、津留番々相答候之様申渡候条、此段可得其意候

一、さんべたり共前条同断

一、差急候品故、通り手形ニ者不及候得共、紅花相調候者ハ貫目何程ト申候書付取之、右書付も役錢一所ニ津留

番人江貫目相改、過貫目有之候へ、其貫目有たけの役錢可相納事

但津留無之口々者、其所之名主・檢断江相断、役錢相納可通事

(改政四)
子五月廿四日

山形における花市場の特権は、抜荷を防止しようとする藩の政策を背景に發展したが、天明の初期には既に七日町の市が廢絶し、十日町もまた衰微の一途を辿ったことは、關係項で明らかにした通りである。これは全く社会經濟の変動に基づく現象で、藩庁や町役が如何にその復興に努力しても、最早望み得ない情勢であった。抜荷禁止条例の矢継早やの公布は、市場政策に代わるものであったが、単に生産・流通の激しい変化に対応出来なかつたのみならず、藩財政の貧困に食い込んで、特権商人に成長しているものが多い領内の業界には、禁止令も一片の通牒として、何等の権威も持つものではなかつたらしい。

藩庁として見れば、紅花の抜荷はたしかに財政に影響する所が大きかつたに違いないが、さらに重要なことは、抜荷の悪風が紅花の場合のみに限らず、他の商品役物にも累を及ぼす恐れのあることであつた。秋元藩ではこの点を特に理由付けとして、享和三年(一八〇三)九月に次の通達を出し、「此旨前々其向江者申置候得共、未行届候哉ニ付、猶又申達候間、能々相弁可申候(云々)」⁽²⁸⁾と、哀願にも似た申し渡しを行なつたのである。

城下商人干紅花或者葉煙草等之内、役錢相納候を厭ひ候哉、他村江馴合出買致し、其所ノ荷造揚登せいたし候ものも有之哉ニ相聞、不埒之事ニ候、役錢損失而已ニ拘り候義ニ無之、外役物茂右ニ准シ、自然猥之基ひニ相成候義ニ付、以來他所出買致し候共面々之住所江引取、駄數・貫目等相改、定之役錢相納候上ニ而訴出可申候、乍

去、若差障意味有之者、願書を以可申出、糺之上筋合相立候へ、願通可申付候、此旨前々其向江者申達置候得共、未行届候哉ニ付、猶又申達候間、能々相弁可申候、此上心得違之もの有之旨相聞候節者、糺之上申付方有之候之間、兼而其旨可存候、尤他所商人たり共、当所止宿ニ而他村江罷在干紅花仕入候もの共江者、其宿々ニ而右之趣申合、心得違無之様可致候

九月廿一日

しかし、既に権力的な支配力を失いつつあった藩としては、流通の機能を握る大規模荷主の了解と支援を得て、画期的な専売制でも施行しない限り、この悪弊の進行を阻止することは全く不可能の状態に陥っていたようである。

5 公領代官の市場統制策

前記、文化六年の荷役銭の改正および荷之口の整備強化の基をなしたものは、請書の中にも現われているように、明和三年（一七六六）の規程で、紅花や青苧を含む小商品の移出、或は荷役徴収法に対する幕藩の統制的な態度が明確に打ち出されたことにある。村山郡にとつての明和期は、色々な意味で画期的な時代で、統制を強化せざるを得ない原因があったのである。

先ず行政面では、最上家以来藩領として統治されて来た山形が、明和元年（一七六四）に藩主松平乗佑が三河国西尾に転封以後、短かい期間ではあったが、同四年に秋元家が来城するまでの満三年余、始めて公料に編入されたのである。村山郡内における私領の公料化政策は、領主の交替毎に強められて来たのであるが、明和の山形藩領の公料化によって、村山郡内の主要部分殆ど幕府の直轄する処となった。その中には紅花の中心的市场をなす山形をはじめ、

主要な在郷市場と生産地が含まれており、そういう地帯を直轄下において、生産と流通を把握しようとする幕府の計画的行政であったと見られる。

しかし、当時の村山郡内の経済事情は、幕府が考えたようなものではなかった。宝暦五年（一七五五）の大凶作を中心とする停滞的な凶作の影響を受けた生活の逼迫は、明和期に至っても回復していなかった。山形が公料になった時は、会津城主の松平肥後守容頌の預り地として、前沢藤十郎が代官に任命された。この前沢が着任早々年貢滞納の夥しい状況を見聞して、その原因の調査を行なった。その結果判明したことは、京都の紅花問屋の非理不法の独占的処置に禍されて、農村が甚だしく疲弊したことであった。これが凶作の影響と重なり合ったので一層その生活が窮迫し、前年度の最後の納期たる紅花収穫期に至っても「納方遅く、御上より御催促有之候得共、兎角及延引」という状態が続いていたのである。

幕藩庁の財政を苦しめたものは、こうした夥しい滞納の問題ばかりではなく、事実上の収納額の減収という問題があった。一つは生産者の抜荷―すなわち密売であり、一つは荷役徴収役人の不正によるものである。この二つは特に口留番所の通過荷に多く見られる脱税行為で、取締りも困難な事情にあった。こういう違反を犯すようになった原因は、生産者に言わせれば、京都の間屋たちの暴利収奪によって生ずる収入減に対する反抗的手段であった。

生産者はこの問屋制度の廃止を幕府に訴願した結果、明和二年七月にその目的を達したが、抜荷の取締りや荷役徴収の権限は、生産地代官の責任に属したことであるから、山形藩領の公料化を機会として、制度の改正を行ない、徴税の確実化による増収に力を注ぐことになったのである。この方針を具体的に進めるには、公料の拡大されたこの時点が最も好機で、一挙に支配的統制を加え、直轄地の生産と流通とを適確に把握することによって、幕府の財政的基盤を確立しようとしたのである。この立案は紅花問屋名目の禁止直後から柴橋代官会田伊右衛門、旧山形領代官前沢

藤十郎、尾花沢代官柴村藤三郎、寒河江代官宮村孫左衛門（漆山・長瀬・東根の各陣屋をも支配）の四人の審議によるもので、幕府勘定奉行の許可を得、明和三年（一七六六）正月に一斉に管下郷村に触れ出された。⁽²⁾

覚

（二品省略）

一紅花役

三拾貳貫め老駄ニ付

金壹分永百貳拾五文ツ、

壹ノめ内ハ無役

但老ノめ以上ハ老ノ目ニ付錢四拾七文ツ、

（一〇品省略）

右者羽州御料之村々商荷役之儀、直段不同之品多候間可遂吟味旨、去酉年(明和二)被仰渡候ニ付、同役申合、支配所限令吟味候処、別段之子細も無之、私領上地之村々相交、引有を以取立来候ゆへ、当時ハ直段区々ニ相成候ニ付、其趣相伺候処、当戊年(明和三)ノ書面之直段を以一同ニ諸荷役可取立、但金壹兩ニ付銀者六拾匁、錢者四貫文替之積たるへき旨被仰渡候間可得貴意候、且只今迄荷役取立之儀、村方より役所江通切手願出候分ハ、手代駄数相改役金取立通切手相渡候も有之、又者村方ニ取立人有之、駄数を改、通切手も其者ノ差出、老ケ年分ノ取立金を一集ニ役所江相納来候も有之、或者取立人江十分一を被下、又者不被下候茂有之、区々ニ而不取ノ旨相伺候処、向後者村方之取立人ヲ相止メ、支配所限役所ニ而相改荷役取立、私領之口留番所江も手代之印鑑を差遣置、通り切手相渡候

様被仰渡候間、其旨令承知、猥なる儀無之様可相守もの也

戊 正月

宮村孫左衛門

羽州村山郡村々名主組頭年寄

この「覚」では、流通や徴税面での不正問題については直接指摘せず、改訂のねらいを「私領上地之村々相交、引有を以取来候ゆへ、当時ハ直段区々」と、郡内における荷役銭の徴収基準に混乱を来たしていることを重視している。これを矯正するために、従来の諸荷役銭を改訂し「当成年々書面之直段を以、一同ニ諸荷役可取立」旨を規定して、その統制化を図った。第二の要点は荷役徴収の手續の改正である。これまでの仕来りからみると、村々によって相異があり、「村方より役所江通切手願出候分ハ、手代駄数相改役金取立、通切手相渡」す所もあり、また「村方ニ取立人有之、駄数を改、通切手も其者々差出」す所もある状態であった。こういう不統一な行政こそ抜荷の横行や、村役人の不正を醸成する原因ともなったので、それを改めて「支配所限、役所ニ而相改荷役取立」ること、私領の口留番所には「手代之印鑑を差遣置、通切手相渡候様」にして、徴税の確実を期したのである。

しかし、この新规定の実施は必ずしも順調ではなく、一部の生産地帯に抵抗が起きていることが注目される。明和三年五月に宮村孫左衛門代官の支配下にある長瀬陣屋附三八ヶ村から提出された「荷出口銭御免願」³⁰などはその代表的なものである。元来、この地帯から生産される「紅花・青苧・たばこ三品之儀、村々ニ而荷作仕酒田湊江差下候直売之分、前々々村々名主送り状を以附送口銭差出候」というのが慣例で、生産者の直売りに対する処置は非常に寛大なものであった。特に口銭の徴収などは村々名主によって適当に行なわれていたのである。

こういう慣例は、農村内部に干花加工業が成立する宝暦前後から次第に一般化したものと見られる。加工業に参加

出来た農村の豪農商たちは、干花の売買取引には、山形や在郷の旧来の市場組織を通さずに、直ちに酒田湊に差下すという直売買の形をとるようになったのみならず、青苧や煙草の如きは無口銭も黙認されていたのが実情であった。この二品は一駄の単価が低廉であったから、正規の荷口銭を掛けられることは、生産者の経済が許さなかつたのである。

正月に発表された「覚」に対する反発は主として旧慣習の復活に向けられた。史料が不足で事情はつかみにくいが、同年三月頃には長瀨陣屋附村々の代表が協議しており、その結果の一部と見られる史料に、当時の相場と荷口銭の関係について「重もなる産物は紅花・青苧・煙草の三品にて、当時の売買代価は紅花ハ壹駄ニ付三拾兩、口銭ハ金壹分永百貳拾五文、青苧ハ壹駄ニ付七兩、此口銭壹分銀拾貳文八分、煙草ハ壹駄ニ付壹兩程、此口銭貳百四拾文つゝ相納申候(云々)」とある。これを見れば紅花は別として、青苧や煙草の場合のその値段に比して荷口銭率が非常に高率を示しており、従来慣例から見れば、生産者の容認出来るものではなかつた。そこで出されたのが「口銭令御免願」である。その願書は目下発見されていないが、同年五月に代官宮村孫左衛門から江戸勘定奉行所に出された「伺書」⁽³²⁾にその大綱が述べられており、さらに宮村代官の意見として願の筋の妥当性を認めている。

羽州村山郡村々

荷出口銭御免願ニ付伺書

右者羽州村々々差出候諸荷物口銭之儀、去酉年増方吟味之上、(別冊二)当国差メ之ため、役所々口留番所通切手相渡、口

錢役所江取立候積、会田伊右衛門・前沢藤十郎・柴村藤三郎・私連名を以奉伺御下知相受候処、御代官所長瀨陣屋附三拾八ヶ村々差出候紅花・青苧・たほこ三品之儀、村々ニ而荷造仕酒田湊江差下候直売之分、前々々村々名

主送り状を以附送口銭差出候処、此度役所切手ニ相成口銭差出候而者、作物仕当ニ合兼、御年貢ニも引足不申村方困窮仕候間、是迄之通直売之分者口銭御免、村々名主送り状を以附送候様仕度旨相願候間、吟味仕候処、右村々々東根・天童・大石田三ヶ所三市場江差出候分者、市場ニ而買請候商人共荷作仕、切手取立口銭相納来候得共、村々ニ而荷作仕酒田湊江差下、直売候分者口銭差出不申候段村方申立候通紛無御座候、右村々畑作之儀、紅花・青苧・たはこ土地相応ニ付作付仕、酒田湊江積下、代金を以御年貢納来候、勿論、酒田湊江下候中ニ者運賃藏敷等之引方も御座候処、青苧者壹駄ニ付金七兩程、此口銭金壹分銀拾式匁八分ツ、たはこ壹駄ニ付金壹兩程、此口銭式百四拾文ツ、新規ニ相納候而者、畑作仕当合兼、御年貢ニも引足不申、村方困窮ニ相成候義相違無御座候、右二品之儀者是迄之通口銭差免候様仕度奉存候、紅花之儀者壹駄ニ付金三拾兩程、此口銭金壹分永式百五拾文ツ、取立候ニ付、差而難儀ニ相成候筋ニも無御座候間、以来紅花者直売之分者、口銭取立方之儀も是迄々相増候、尤取メ之ためニ御座候間、二品直売之儀も切手之儀者役所々相渡候様仕度奉存候、依之奉伺候 以上

明和三年五月

御勘定所

宮村孫左衛門

即ち、生産者側の要求する第一点の口銭免除に対しては、この地帯の生産性と収益の状況、さらにこの収益と貢納の関係から見れば、青苧やたはこの場合は、「通口銭差免」が適当であるという意向であった。この二品は単価の低廉な所に新たに高率の課税になっているので、代官も「新規に納め候而者、畑作仕当合兼、御年貢にも引足不申、村方困窮ニ相成候儀相違無御座候」と、生産者の願意を容認せざるを得なかったのである。

これに反し、紅花に対してはその見解を異にする。即ち、当時の紅花直段の相場が凡そ三〇兩とすれば、課税額の金壹分永式百五拾文は「差而難儀ニ相成候筋ニも無御座」と見ている。まして当時の生産上昇の状態からすれば「紅花者直売之分者口銭取立方之儀も、是迄相増候」筈であるから、荷役の徴収は規定通り行なって然るべきであると述べている。

ただ生産者側の要求する徴収方式の復帰については、代官所も承認するわけには行かなかった。もともとの新規定の根本をなす考え方は、荷役銭の増収にあり、そのためには、前記のように抜け荷や村役人たちの不正を除去すること、荷役銭を直接役所において徴収することによって、従来の区々な課税方式を改め、在方における農業生産の商品流通を掌握しようとするのであったので、この点の要求を入れることは、改正の精神を全面的に放棄するに等しい。宮村代官が伺書の最後に、紅花の場合は勿論「取メ之ために御座候間、右二品直売之儀も、切手之儀者役所相渡候様仕度奉存候」と言っている所以は、全くここにあったのである。

この伺書に対して、勘定奉行所がどのような決断を下したか、徴すべき史料は見つかっていない。しかし、村山郡内四代官連署を以ってこの年の正月に御触れを出したばかりの改正令を、僅か五ヶ月後に、宮村代官配下三十八ヶ村のみの要求で変更されたかどうかは疑わしい。ただその成否は別としても、宝曆・明和期頃から農村の商品生産が急速に高まって来たこと、農村内部に干花加工業者が勃興して来たこと、それに伴って在郷市場が発展し、集荷業を兼ねる上層農民や地方荷主たちの「直売り」の傾向が増大して来たことなど、生産と流通の著しい向上と変化を見ている現地の代官としては、これを一方的な権力をもって掌握することの困難さを認めざるを得なかったということを重ね視しなければならないであろう。

- (1) 山形県史 (新) 「鶴城叢書下」
- (2) 山形県史 (旧) 第一卷
- (3) 山形市史編集資料第七号保科家「家政実記」
- (4) 著者蔵「最上記」
- (5) 山形県史(新)「雞肋編下」
- (6) 西郷村史所載「羽島家文書」
- (7) 同前
「嘉藤家文書」
- (8) 山形経済志料 第四集
- (9) 柴田秀夫家蔵「大町念佛講帳」
- (10) 増訂最上郡史
- (11) 明治大学刑事博物館「細谷家文書」
- (12) 増訂最上郡史
- (13) 上山繁昌記所載
- (14) 西郷村史所載「嘉藤家文書」
- (15) 東村山郡史
- (16) 山形古実録
- (17) 明治大学刑事博物館「山口村文書」
- (18) 北村山郡史、中山町史資料編(兩者照合訂正)
- (19) 中山町史 資料編「秋葉家文書」
- (20) 同前
- (21) 山形市史史料二「事林日記」
- (22) 三春伊佐夫氏蔵史料
- (23) 山大博物館蔵「二藤部文書」

(24) 〱(28) 山形市史料編「事林日記」

(29) 北村山郡史

(30) 〱(32) 明治大学刑事博物館蔵史料

第二節 金納源としての紅花収入

1 貢納米の金納化

封建制度下における幕藩の貢納徴税の基本が、近世を通じて米という現物納であったことは、ここに改めていうまでもない。これは、物資流通の極めて未熟な領国的経済政策の下にあっては、最も必要かつ確実な徴税方法であった。しかし、米の隔地輸送には幾多の不便と困難があり、それに伴う弊害があったのみならず、近世中期頃から急速に発展して来た貨幣経済が、上層階級の日常生活に滲透して来るにつれ、幕藩庁では次第に高率徴税と同時に、物納の金納化の問題を取り上げる必要に迫られた。即ち、増徴の問題は「定免制」の施行となり、金納化の問題は「石代金納制」の強化という形で現われて来たのである。

このうち、高率徴税は当然の結果として、農民のいわゆる作徳米の減少を招き、現物納制を維持している地帯にあっても、完全貢納を果たし得ない状態にしたので、農民自体から「石代金納願」を行なわざるを得なくした。特に畑作地帯での現物貢納は、夫食の不足を来たす恐れが多いので、石代金納を要望する声が高かった。安政六年(一八五

九) 四月に、山口村(天童市)外七ヶ村の名主たちが連署して、柴橋代官林伊太郎に対し石代納方を願ひ出たが、これをうけた代官は、幕府勘定所にその指示を請うた。その際の「御廻米之内石代金納伺書」⁽¹⁾を見ると、石代納の一般化して来た歴史的な推移について、次のように述べている。

(前略) 書面村々之儀、山内又者山附畑勝、夫食拂底之土地柄ニ付、最寄村々々買足相統致し候ニ付、往古ハ御年貢皆金納ニ候処、寛保度松平大和守上知之節、畑方金納・山方金納・下米金納願⁽²⁾・青米金納・不熟米金納等之名目を以て石代被仰付、寛延年中、金納直段羽州山形外四ヶ所上米平均値段江三斗高、山口村者定石代之外、其之餘村々をも願石代之名目を以て、御廻米之内歩通ニて金納被仰付来候処、天保五年大貫治右衛門支配之節、都而皆御廻米被仰付難洪申上候へとも、利害之趣も有之難默、山口村定石代之分相除き、皆米納ニ取計候へ共、皆御廻米相成候而へ、眼前村方相統難出来候ニ付、翌末年、願之上、御廻米之内定式ニ臨時石代納被仰付、相統罷在候(云々)

このように金納制が一般化すると、一部の余剰米は当然商品として流通面に乗じ、換金化されるのであるが、それは地主的土地所有者に限られたことで、余剰米を持ち得ない中小自作農や自小作農、さらに小作農階層者には縁の薄いものであった。そこで、米穀による現金収入の低い農民は、畑作による商品的換金作物の増収に力を注ぎ、田を畑に転換する傾向さえも強くなった。村山地方の畑作商品作物には、紅花・青苧・煙草・漆などがあるが、年度の納税完了が翌年六月頃をもって極限とすれば、農家にとって、その頃の最も有力な財源となるものは、紅花以外になかった。幕藩の税制には「本途」と称する正税の外に、「小物成」と言う雑税・附加税があったが、幕領の場合はこの小

物成の大部分が貨幣納になっていたから、これらも殆ど紅花の売上代金をもって充てるのが慣例になっていた。

2 堀田藩の高掛金と紅花収入

各藩庁では徴税源としての紅花収入は早くから重視して来たことで、延宝七年（一六七九）六月に山形の奥平藩庁が夫食払米代の返納督促を行なった際、「前方申渡候通、夫食御払米代金、紅花売立次第取集、青山半左衛門方へ可被相納候」と令し、翌七月には再び「其村兼而断有之紅花・青苧等拂可申候、何と而夫食金遅り被申候哉」と、村々役人にその遅延を厳しく詰問している。藩庁としては、紅花の生産期に一举に未納分の解決を図ろうと焦っている様子が窺われる。

もう一つ、山形堀田藩の場合を見よう。未納分の取立てを紅花期においたことは前者同様であるが、必ずしも完納を見るまでには行かなかつた。生花の売り代金は取引きと同時に生産者に支払われるのが普通であるが、荷主や買継間屋と京都の紅花問屋との決済は早くても秋口になるので、生産地全体としての完納能力は、生産地における取引期と一致するものではない。そういう事情を考慮せずに取立てを強行しようとする問題が生じた。この督促に接した村方は、新手の対策として紅花や青苧の現物を抵当として藩庁に提出し、上納の延期を願い出たり、或は現物をもつてそのまま代納にしようと試みたこと等もある。享保十五年（一七三〇）は特殊の例であるが、開花期の六月中旬は連日の降雨で、花は殆ど腐り、干花の出来も甚だしく不良であった。そのために生産量も少なく、上納金の目あてもつかなかつた村方は、堀田藩庁に対して紅花の抵当納入を願っている。しかし、勿論それは藩庁の許可にはならなかつた。

堀田家とても財政は不如意であつたが、特に初代正虎は、享保十四年十月に大坂城代を命ぜられ、その赴任の途中

において、翌年正月二十三日伊勢龜山で急死、二代正春もまた十六年二月九日に卒去という不幸続きで、財政的にはいよいよ窮迫したらしく、御城米の酒田入質も目立って多くなっていた。この借入金返済のために、正春卒去後間もない三月に、領内各組に対して高掛金の賦課が申し渡された。例を岡組(岡村外)にとれば一三三兩二分余で、この村負担金及び分納額・納入期限などは、下表の通りに指示された。⁽³⁾

しかし前年の紅花不作の影響などで、農村の経済事情が悪く、この上納は第一回分からその予定に達せず、藩庁の苦慮も深刻であったと見え、大庄屋を通じて再三の催促が行なわれている。特にこのたびの高掛金は現金を必要とするものであったから、前年の如く、農民・村方から現物引当願の出されることを警戒した藩庁では、先手を打って、四月末には早くもその禁止を触れ出すという有様であった。⁽⁴⁾

享保16年 岡組村々高掛金

組内村	高掛金		分納額及上納期限			
			一期3月25日	二期4月10日	三期4月25日切上納	
			両分	文	両分	文
岡村	8.3	永 45.84	3.0	3.0	2.3	永 45.84
土橋村	12.0	235.02	4.0	4.0	4.0	235.02
中野目村	13.2	22.90	4.2	4.2	4.2	22.90
南蔵増村	31.3	9.08	10.2	10.2	10.3	9.08
北蔵増村	29.2	222.32	9.3	10.0	9.3	222.32
高野村	3.2	53.98	1.1	1.1	1.0	53.98
窪野目村	14.0	91.28	4.3	4.3	4.2	91.28
今町村	7.1	148.46	2.2	2.2	2.1	148.46
大清水村	12.1	204.92	4.0	4.1	4.0	204.92
小以	132.2	1,033.82				
永金直シ	133.2	33.82				

(中山町史資料編一柏倉九左衛門家「御用帳」による)

則

(前二項省略)

一紅花・青苧引宛候儀、是又不罷成候、去年中引当を相願、上納及延引候間、当年ハ兩品引当之願決而不罷成候

四月

清右衛門

弥次右衛門殿

最初の頃の藩庁の督促は割合に穏便で、例えば四月二日の状況の如きは「殊之外御質入米請返シ金指支候間、早々相納候様」の程度であったが、四月の末頃になると「以之外不足ニ相納候、ケ様ニ組下村々未熟ニ取立候而ハ不埒千万成事ニ候、厳敷申付早々取立上納候様」にとか、或は「三度之日切も相濟候所ニ不納之段、以之外不届至極之由、奉行中ニも被申(云々)」とか、大庄屋に対して配下村々への嚴重な督促を指令するのである。五月に入ると、未納村々に吟味役人が巡回して直接督促に当たったが、五月二十四日から始まった吟味は特に厳しかったらしい。岡組の大庄屋、柏倉九左衛門などはこの事態を憂慮し、配下村々に次のような書状を出して、早期円満解決を望んでいるが、これも完納までには至らなかった。

高掛御用金不納為御吟味之、御代官様御上下七人ニ而、昨廿四日松原(松原組)江被遊御出候、夫々段々不納之組江御廻被遊候様ニ被仰候間、何とそ其前ニ上納可有之候、又候御吟味請候へ而ハ以之外ニ候條、随分村々御出精取立、早々上納皆濟無申迄候 以上

五月廿五日

柏倉九左衛門

このために、命を受けた九左衛門は日夜奔走しており、六月五日の通知書によると「北蔵増・高野不納之者共召

連、明六日四ツ時（午前一〇時）、南藏増へ御越可有之候、窪目・今町・大清水は屋が相廻り可申候間、不納之者共他出不申様ニ御申付置可有之候」と村々庄屋に触れており、不納者に一々面接して督促に努めたが遂に完納にまで漕ぎつけることは出来なかつた。結局、藩庁役人としても大庄屋としても、最後の期待は紅花にかけられたのである。

高掛金相残候分、紅花前近寄候ニ付、頃は餘り催促も不致差置申候、最早紅花咲候間、早々取立上納致候様ニ、村々庄屋共江可被申付候、此節油断被致候而は申分ケ有之間敷候、随分可被申付候、尤居掛之村ハ皆済被致候得共、藏増之方大不納ニ候間、急度可被申付候 以上

六月十七日

吉原増右衛門

柏倉九左衛門殿

右之通被仰付候間、紅花代金を以急度取立、一兩日中ニ皆済可有之候、此節遲滞候得而ハ申分ケ無之候間、随分御出精皆済可有之候 以上

六月十八日

柏倉九左衛門

南北窪 今 大（村々庄屋衆宛）

高掛リ御用金之儀、紅花も出候所、一切村々が上納無之由、以之外ニ此間も被仰付候間、早々取立上納皆済可有之候 以上

六月廿一日

柏倉九左衛門

南北窪 今

村下ニ印形留御戻し可有之候

尚々大清水村へハ別紙申越候 以上

先日も申触候通り、高掛リ金納残段々日延ニ致置候、最早御差支共有之候間、当月中ニ不残納候様ニ村々江可被申付候、尤少残候村々ハ明日致持參、皆済致候様ニ可被申付候 以上

六月廿六日

吉原増右衛門

柏倉九左衛門殿

右之通被仰付候間、高掛金納残之分早々取立、明日皆済可有之候、紅花も終ニ罷成候所、此間ハ一切上納無之旨
以之外ニ候間、紅花代錢取立、明日中ニ皆済可有之候 以上

六月廿六日

柏倉九左衛門

南北 窪 今 大

右村々庄や御衆中

追啓 中野目村・高野村右両村へ申入候高掛金、御皆済之様ニ承候ニ付、前書村付ニ載不申候、若少々も懸御座候ハ、明日中ニ御上納可被成候、以上

紅花代金の収入期をねらった強硬な督促によって、九月の初め頃まで漸く完納に近い成績を納めることが出来たが、九月四日に締め切った所では、まだ「蔵増村上納金三分五百文ほど不足ニ相見」える状況であった。この頃は領内上郷の組々も殆ど完納になったのにも拘らず、岡組の蔵増村だけが遅れた理由は不明である。この村は最上河畔に畑地を所有し、農産諸商品の多い所であるが、特に高額所得は紅花で、上納金は例年紅花の売上代に依存していたのである。しかるにこの年は村山地方は大旱害で、一般に紅花の生産駄数は不足したが、こういう年は、紅花をもって換

金の中心作目としている地帯の現金収入が予想外に少なかったことは言うまでもない。蔵増村が最後まで残った原因の一つは、この辺にあったものかと思われる。

3 戸沢藩財政の紅花収入依存

このように、藩が徴収すべき貢納金や払米代金等の上納期限を、商品作物の換金時期に合わせたのは、敢て山形藩に限ったことではない。新庄・戸沢藩は、藩領凡そ六万石のうち、凡そ四万石が寒冷地帯たる現在の最上郡にあつたため、米穀その他の生産性が低く、その商品化率も低調であつた。従つて、藩の経済維持のためには、残り凡そ二万石の藩領たる上・下両谷地帯にかける期待が大きく、前金納は勿論、御用金或は才覚金と称して、絶えず莫大な割付けを行なつた。この地帯は新庄藩の穀倉地帯であるのみならず、紅花の主産地を形成している地帯でもあつたからである。

左表に示した前納金は若干の例であるが、その殆どは藩主在府中の費用か、或は藩の御納戸金不足に充当するものであつた。安永九年（一七八〇）の例を見ると、藩財政窮乏の折から「くり合せ六ヶ敷き私共手元故、江戸へ為登金之内、此方御役所入用に遣い申し」、江戸為登金に不足が生じたから、翌年分の上納米金等の繰り上げ納付方を、上谷地郷北口代官・門屋永蔵を通じて郷民に命じている。

最初代官にその意向を達した月日は不明であるが、恐らく五〜六月頃であつたと思われる。これに対して門屋代官は、農家はまだ紅花の収穫前で時期が悪いこと、しかも今

蔵増村田畑耕作状況

組別	年代	田耕地	畑耕地	畑作物
蔵増村南組	天明8年	町反畝歩 37.2.5.5	町反畝歩 43.7.7.27	大小豆、紅花、煙草、荳、麦、大根
全北組	全	96.8.9.28	115.7.2.5	大小豆、紅花、煙草、荳、麦、蕎麦、菜、大根

(村方差出明細帳—秋元家文書による)

第二章 幕藩財政上の最上紅花

年は紅花の生育が不良で、減産が予想されることを理由に、前納金の要請は無理なことを報告した。この報告に接した藩庁では「先納金の儀、花前ニハ成兼可申段被仰聞、猶又当年紅花大違ニ而、中々急々上納致兼可申旨被仰聞、御尤之御事委細承知」と、その実情を認めながらも、財政計画としては既に「先納金を江戸為登金ニ含置」という事前措置をもつて進めていることであるから、六月晦日まで是非上納するよう督促方を依頼すること両三度に及んでいる。その結果は明らかでないが、六月晦日は太陽暦の七月三十一日に当たっており、生産農民への売上げ代金は既に支払われていた筈であるから、この要求に応ぜざるを得なかったものと思われる。

戸沢藩が窮乏化せる財政を補填するために、あらゆる機会に農民の紅花売上げ代金を狙って搾取したことに對しては、直接生産に従事する零細農民の反撥を買ったが、紅花商人や荷主を兼營する地主層にとつても、花時の上納は甚だ迷惑なことで、藩庁や代官の要求を拒否して、郷村市場の發展と農民の經濟を守ろうとしている。例えば、文政五年（一八二二）六月に戸沢藩の江戸表御用として、上谷地郷村々に百三拾兩の先納金を申し付け、その月の十五日（太陽暦八月一日）を以て納期としたのであるが、上谷地郷にとつてこの時期は、正に干花の集荷期に当たっていたので、紅

上谷地郷9カ村先納金割符例

年 度	割符金	理 由
安永8年	150兩	
9	75	藩庁諸雑用
文化元	150	盆前江戸為登金
4	(不明)	松前騒動、戸沢藩300人出張
5	500	藩主入部雑用
13	300	藩主江戸出府入用金
文政3	500	藩主江戸大役被仰付
5	130	江戸表入用金
〃	150	江戸為登金
6	500	
10	95	
〃	400	
11	300	
〃	250	江戸為登金
〃	365	
天保8	588	
〃	200	江戸御用金
弘化5	300	
嘉永元	650	

(鹿野家蔵「御用留帳」による)

花荷主級の地主たちは「当時ハ花仕入ニも相成候事故、何レ茂十五日迄ニハ調達も六ヶ敷」旨を申し立て、藩庁の要求を拒否している。紅花仕入金^①の不足は当然生産者に対する支払いの遅延を来し、その結果は、生産者の再生産の意欲を殺ぎ、市場の衰微を招くことを警戒したからに外ならない。

しかし藩庁側の態度は飽くまでも執拗で、「度々之儀故、催促がましく御役方御遣候儀甚だ氣之毒」と、一応は表面的な儀礼を繕いながらも、「此度ハ別而御急場之御様子之趣ニ相聞（うかが）ひ候間、右之所ハ何も格別ニ働キ呉れ候而、是非非十五日上納之程、宜敷御願申入れ候」と、村々庄屋衆に懇願し、遂にその目的を達した。この年の先納金はこれだけで済んだ訳ではない。七月十七日には藩主上府費用として百五拾兩の追加徴収が申し渡されている。しかもその上納期限が同月の廿二日というから、村方では僅か五日間に調達しなければならなかった。これに対する村方の反応は不明であるが、紅花の利潤部分、再生産のための剰余部分は、この二回の前納金によって全く吸い上げられてしまったに違いない。

近世中期以後の戸沢藩の財政的窮乏は深刻で、殊に宝曆や天明の凶饑以後は甚だしかった。そのため、当時、江戸で鍋釜類を新調した場合「戸沢と書けば金氣が早く抜ける」という評判さえ立ったという笑えない話さえ伝わるのである。この窮乏を乗り切る唯一の手段として、上納という形の収奪が農民に向けられた。これに対する農民たちは、諸役銭の滞納という消極的で無言の抵抗を試みたのであるが、いよいよ紅花の収穫期が迫ると、藩庁や北口代官から滞納金の督促が行なわれるのが常で、郷村の経済事情を熟知している現地代官や、徴税事務を直接担当する村方役人の立場は、例年苦境に立たせられた。

例年、只今頃ハ諸役錢上納有之所ニ、当年ハ一切沙汰無之候、先月ハ紅花も売買有之候由及承候、只今之節取立不申候得而ハ、青苧迄ハ遠き儀ニ御座候、御役所ハ毎日我等（北口代官）方へ御催促ニ候故（云々）

寛延二年（一七四九）六月

紅花も段々過候様及承候、役錢御取立上納可被申候（云々）

宝曆二年（一七五二）六月

最早紅花最中、役錢取立之時節ニも有之候間、先ツ、去年之村割之通り取立指置（云々）

宝曆九年（一七五九）六月

最頓紅花之時節ニも相成候間、出入金此節御取立有之候ハ、一兩日中ニ可遣候（云々）

以上、若干の例を示したが、山形と新庄の二藩が、藩財政の一部を担当する諸役錢の徴収に際し、商品として換金価値の高い紅花の収入を如何に重視し、それをもって、如何に重要な徴税源と考えたかが伺われよう。元來、紅花の生産をはじめとする特産物農業の發達は、自家消費を目的としたものではなくして、社会の生活文化の向上に伴う需要の増大、流通の拡大、適地適作などの上に成立したもので、その収入の剰余分をもって、自家の經濟生活の豊かな基盤にしようとしたものである。しかるに、いよいよ發展の段階に至って、生産と流通の一部が支配者に掌握され、さらにその利潤は上納の名目で搾取されるという形になった。即ち有利な農業生産をやっているにも拘らず、その反面、絶えず没落の不安を持っているのが、村山地方の中小農民の実態であつたとも言える。

同時にまた、前記の例に示した様に、時代的に督促の文言などに變化の見られることは注目すべきことで、古いも

のほど高圧的であるが、中後期になるに従って、むしろ哀願調になって来る。これは、藩庁の封建的支配権力や経済的实力の崩壊過程の進行を示しているものであろう。こういう中にあっても、村山郡内の諸藩の農業政策、わけても紅花など郡内の特産物に対する保護奨励に関する施策は、先に述べたように案外に低調で、農政に具体的指導面が欠除していたように見える。正に農民の進歩的な生産の上に安坐の形であった。

4 上ノ山藩の指定花買宿と役銭

享保十五年（一七三〇）の書と推定される「名物紅乃袖」という本に、

「南郷の花は上野山へ掛り、紅花結構の由、昔之格ニ而かたしめの花出候得へ、北方方花見事之様ニ申候（云々）」と南郷花の評判を記し、山形・十日町の花市場に出す量を、

「十之物七分八分ハ北在より出候、三式分ハ南在より出申候（云々）」

と見える。また天明七年（一七八七）に寿鶴齋の書いた「東国旅行談」に上ノ山領内の花の盛りの景を、

「其の花のさかりには、古坂といふ所より橋下といふ所までハ、十一里が間の在々谷々、みな紅花を作て営とする、是を山の内花といふ。」

とその見事さを述べている。

上ノ山藩領の紅花生産額を把握することの出来る資料は整っていない。上ノ山市史編纂室の井上啓氏の試案に依れば、豊凶、年度によって大差があるが、作付反別凡そ七〇町歩前後、生産高九〇駄前後と見ている。（同市史編集資料

第二章 幕藩財政上の最上紅花

しかし「上山見聞隨筆之六」の記事を見ると、
 「安政度御上より御触出にも、養蚕専らに成りて、畑にハ桑木多く植付、又養蚕の為に田畑の手入も自然廻り兼
 ねる状況となり、藩庁の産業政策の変更によつて、幕末期になるに従い、紅花生産は次第に減少した。
 上山藩も、紅花をもつて藩財政の一助としたことは、他藩の場合と同じであつたが、その取引制度に他と異なる機構
 があつたようである。

中川郷村々御役

郷	村	御	役
仙	石村	一五	八一 一文
金	谷村	一五	一八二
高	野村	一五	〇〇〇
永	野村	一五	〇〇〇
小	倉村	一一	一二二
権	現堂村	一〇	〇〇〇
小	泉村	五	五六五

上山見聞隨筆下

(上市市史編集資料13)

即ち、年毎に藩が指定する紅花宿という取引、売買の場所を設置し、そこに藩役人が出向いて取引を監査し、一定の役銭を徴収したものである。

「秦氏手控」などを見ると、元禄、宝永、正徳頃には新町の忠右衛門、二日町の彦兵衛等が指定された記録がある。この宿のことを「紅花御役場」とも言つて、それが開設されると、町方から交代に世話人や茶番等が出て、雑用に當つた。

また、在方生産地に対しては、村々の願出によつては干紅花の製造が許可され、それぞれ運上金の徴収が行なわれた。前記資料天保八年の記録に中川郷の村々が

「郷中ニ而勝手次第ニ干紅花仕候様相願申上候所、早速御免ニ相成、以御運上ヲ村々ニ而干花候様ニ相成候(云々)」
 と見える。

この場合もまた村々に藩役人が出向いて、役銭の徴収を行なった。前ページの表は当時中川郷で干紅花御免の村々と、御役賦課の状況である。

5 農民層分解の進行

近世中期以降の生活文化の發達は、地方農村にも貨幣經濟の滲透を促がした。農村の商品作物たる紅花・青苧・漆・蠟・煙草などの移出に対する見返り物資として、生活必需物資たる古手・木綿・繰綿・砂糖・生菓などが、上方から新たに移入されたし、徐々にはあるが、農業技術の進歩に伴って、新しい農具や金肥の購入も多くなつて来た。かくして、従来の自給的領域經濟は、早い速度をもつて広域流通經濟に移行した。即ち、いわゆる米遣いの經濟と言われた時代は、金遣いの經濟に変化したのである。

農業技術が進歩したとしても、農作物の生産成長には限度があり、第一次生産で終わる経営の弱点は必ずしも収益の増大を伴わない。そういう生産環境の中にあつて、一般的社会文化と消費生活の向上するということは、農村の疲弊を促がす大きな原因となった。加えるに、搾取的貢納という重圧が次第に加わつて来たので、小作人や自作人等低所得者の貧窮化が顕著になり、農民階層の分解作用が急速に進んだことは言うまでもない。別表は秋元藩領三六ヶ村の階層構成を示したもので、不明一二ヶ村を除いた二四ヶ村について見ると、その三分の一弱に当たる九ヶ村は、高持生姓に比して名子・水呑など無高階層が高率になっている。中でも村内或は近村に大地主の發生している所ほど、その率は甚だしく高い。狸森村・田井村・高橋村などはその例である。こういう無高階層の貧困者や或は高持百

秋元領農村の階層構成

村名	年代	家数	高持	無高	内訳		其他
					名子	水呑	
狸森村	明和元	126	28		98		
高野池村	安永6	35					
清谷村	(不明)	52	16		36		
谷松原村	天明6	28					
平塩山	明和元	103	103				
菅長	天保13	222	180		37		5
分郷	(不明)	82					
山洗	明和元	36	26		10		
貫津	明和元	230	127		103		
十文字	天明14	17	8		9		9
田井	文化12	14					
黒沢	寛政2	196	160		36		
七南	天保13						
大楯	明和6	67	半百姓}共	40		6	2
杉下	文化12	73	三分一}	15			1
上下	明和元	67		31	58		
高北	明和7	57		34	36	58	
荒大	天明8	79		54	23	23	
上高	天明8	40		36	25	25	
三二	宝曆10	609	586	4	23		
飯塚	明和6						
中前	明和6	142	69		73		
今	安永6	44	19		25	18	7
	安永6	57					
	天明8	210					
	天明7	127	57		70	34	36
	天明7						
	(不明)	88	54		34	15	19
	天保13	262	76		186	95	91
	明和元	22	9		13		
	安永4	32					
	明和元	95	53		26		
				高持名子	6		
				高持名子	10		
				高持名子	6		
				高持名子	10		
	明和6	107					
	(不明)	88	65		22	12	10
	明和7	33	19		13		1

(山形市史編集資料第8第9号による)

姓の中でも低所得農民たちの経済生活は、地主や豪商からの借金によって漸く支えられていたが、その返済期になると、微々たる生産収入の殆どが吸い上げられて、その貧困さはいよいよ募ることになる。

宝曆頃の村山郡内の農民の言を借りれば、「六月に至候而ハ夫食一切無御座、困窮の百姓至極難儀之時節、紅花出来売買仕候而、益迄ハ漸ク渡世仕」という実態であった。これはむしろ中層農民の姿で、それ以下の者は納税資金も越冬資金も無く、紅花期や青苧期を返済期限に高利の借金を余儀なくされる。次に例示する借用証文は、御物成米不足のため、月割五分の高利を以て、金式両を借用したが、紅花摘み立ての六月を返済期にすることを約定している。

午之紅花引當金借用申証文之事

一金式両者

但し通用金也

右者當巳之御物成米不足申ニ付、其段貴殿江達て御頼入、右金子只今儘ニ請取借用申所実正明白ニ御座候、尤返済之義ハ来年之六月中紅花摘立ヲ以、月割五歩之利足加へ元利急度返済可申候、万一其節ニ至り及遲滞候ハ、請人之者引受、貴殿江御損毛御苦勞毛頭相掛申間敷候、為後日紅花引當金借用證文仍而如件

当村

金借用人

今藏

弘化二年

巳十二月日

渡辺善次殿

受人 半助

ついでに、約束の期限に至っても返済が遅延している場合に、債権者が出した催促状(せうじょう)の一例を掲げよう。これは年号不明成年の七月四日付で、原町村（天童市）の某から、紅花の大産地として有名な大堀村（東根市）の債務者某に

宛てたものである。

—省略—先達而^ら度々御願申上候金子之儀、最早や此節紅花も売払ニ相成候、依之御工面被成下、一先元利共御返済被成下度奉願上候、是迄も追々延引ニ相成、何分ニも手支ニ而迷惑ニ奉存候、是非此節ハ上納金並種々金子差詰り居候間、此段御賢察被成下、乍繰言右金子一两日中御返済可被成下候—略

村山地方の俗言に「坊主（僧侶）の正月、百姓の六月」とあり、また民謡の花摘み唄に「花の六月二度あるならば枯れた枝にも花が咲く」と唄われ、何れも紅花採取期の農村の豊かさ、農民の喜びを表現しているが、零細貧農層にとつては、心中に自嘲的な感情を秘めた表現に過ぎなかった。売却代金はそのまま上納金に充てられ、夫食代金に支払われ、借金返済に廻るといふ農民にとつては、容易に直接生活上の財源とは成り得ないのが実情であつた。まして紅花が不作に終わった年の農民の経済生活は悲惨であつた。文化十四年（一八一七）などはその例で、新町村（河北町）名主から尾花沢代官に提出した書状に「私共村方儀へ、紅花・麦作等仕候而、右代価ヲ以年々御年貢金之償ニ出来候村方ニ御座候処、先達雨天統ニ而、当六月六日^ら大雨降統、尤私共村方ハ最上川通畑多ク有之場所ニ候、追々出水仕、紅花摘入最中一面ニ水上り押流、漸々二、三分通相殘申候、誠以百姓共相歎、御上納金償方ニ当惑仕、夫食米可相調手段も無之罷在候」といふ一節がある。

また、天保十二年（一八四一）は旱害のために、一部の生産地は大被害をうけた。郡内でも上品物の生産で有名な長瀨村（東根市）の名主たちが、連署をもって代官所に出した報告書の一節に「就中紅花も虫付、其上まくれ枯ニ而、平年之三分一も摘取不申、当月皆済金上納方も如何可仕哉」と途方に暮れている実情を訴えている。

紅花は確かに村山郡内随一の商品作物で、全体的に見れば経済力を高め、生活を向上した。しかしその反面、地主階級の發達を促がし、在郷商人の出現を招き、反対に没落農民の増大をもたらしたと言えよう。平年ですら、一部上層農民を除けば、夫食に当てるべき米の絶対量の少ない農民たちにとっては、換金価値の高い紅花だけが、現金収入を支える唯一の財源として、その生産の向上に努めて来たのであるが、農民たちの期待以前に、幕藩の収奪的な課税行政の対象となり、別章で述べたように、京都の紅花問屋たちの高率利潤追求の好餌として捉えられるに至ったのである。

(1) 東村山郡史

(3) 中山町史 資料編一「柏倉家文書」

(6) 著者編「戸沢藩御触書類纂」

(8) 著者蔵史料

(10) 高橋内蔵介家文書

第三節 幕藩庁の紅花栽培奨励

1 山形藩の奨励策概要

元禄・享保頃からの上方文化の向上に伴って、紅花の需要が増大するにつれ、最上紅花の量的生産が急速に伸びたが、その反面、品質の低下が著しく目立ち、京都方面における商品的価値が低落の傾向を示すに至った。これを

憂慮した京都の紅花問屋筋は、元文三年（一七三八）に厳しい勸告を發したことは、別に述べた通りである。この勸告を受けた最上地方の紅花荷主たちは、各管内毎にその改善策を講じ、藩庁や代官所に意見を具申し、生産者および集荷業者に令達されるようお願いしている。これに対する代官所の処置は史料的に不明であるが、山形堀田藩や新庄戸沢藩では、町方役人や名主、或は荷主などを通じて改善策の徹底方を申し渡した。

これを受けた山形の町会所では、日を置かずに生産者および業者一般に、藩庁の趣旨を通じている。藩庁から令書の出たのは元文三年五月廿三日で、太陽曆に換算すれば七月九日に当たり、既に紅花の摘採期も迫っていたので、町方役人は早くもその翌日に、次のような「覚書」を發して、注意を喚起したのである。

覚

追付紅花売買之時分ニ相成、自他領之者共大勢入込、火之元並ニ盜賊等茂紛入可申候間、両事別而入念油断仕間敷候、隨而紅花之義ハ当地産物之第一ニ候所、近年不出來ニ而、駄數も古來之通無之様ニ相聞候、然者、自然と困窮之基ひに成行候間、摘採候ニ訳も有之様相聞候ニ付、右之通以書付申御触候

一、未熟之紅花摘候故、他領之花ハ相劣候様ニ、於京都申ならし候様ニ相聞へ候間、決シテ花之若キヲ摘取申間敷候事

一、花之内ほうし摘入間敷候、且又花之白根をも入間敷事

一、朝露之内斗リ摘候て、四ツ時分ヲ限り摘採、少も無理摘ナルヲツミ入申間敷事

一、紅花市場にて昼九ツ時ヲ買始、暮時前迄ニ買終り候様ニ可致候、夜ニ入一切売買仕間敷候事、附、山花之節ニ至り候節ハ、夜ニ入商買致候様ニ可申事

一、さんべ共、紅花(註)たまニ致候ニさせ花懸ケ候義、堅ク無用ニ可仕候、生得之花之善悪ニ随ひ商買可仕候

一、前々相触候通、買人共生花ニテ相調不申様ニ申付候所ニ、一兩年猥リニ有之様相聞候、是又弥相守可申候、

尤紅花仕入之義、弥以無龜抹出来宜敷可致義肝要たるへき事

一、さんへ共、置花(註)かこい候義、先達而申触候通、猶又堅ク停止之事

右之通可相心得候、尤喧嘩・口論・かさつかましき義も無之様ニ、さんへ宿急度可申聞候、右之趣町中寺社門前迄

(以下無記載)

五月廿四日

月番

惣 太 夫

以上「覚書」の内容は、前文と条文七ヶ条からなっているが、それをさらに分析すると、前文は紅花売買期における、町内一般の風紀取締りに関するもの、条文の方は生花生産者に対する摘花上の注意事項、紅花市場開設に関する時間の制限、さんべや買人たちの売買に関する留意事項などに分類することが出来る。「専称寺事林日記」によれば、殆ど似た内容の布達が、松平藩時代の宝曆三年(一七五三)・同四年・同十一年・同十四年、秋元藩時代の明和五年(一七六八)にも出されている。しかし後年になるに従って、新しい重点事項が追加されて来ることに注意したい。各年度の項目を表示すれば大凡次のようである。

これらの大半はさらに後にも詳述する予定であるが、若干の問題について触れておこう。先ず、京都から下つて来る買人共の売買取締りで、前々から彼等の直接生花買いは禁止事項であるが、最近はこの掟を無視し、生産地に赴い

第二章 幕藩財政上の最上紅花

て生花を買い集め、特定の在郷農民に干花加工を依頼する傾向が生じて来たので、それに警告を出したことである。出買いの進行はおのずからさんべ衆や加工業者の専門的領域を侵すことになるので、領内の業者の權益を保護する上の、当然の処置であった。このことは、宝曆三年になると「紅花売買之儀、市場定之通り十日町・七日町にて斗売買可致」と市場権の擁護をはっきり打出して来るのである。

翌四年には市場売買制を一層強化の通知を出すと共に、さんべ共に対しては「水花板にのせ売買候様ニ」と、「紅花玉小振ニ不仕売買候様ニ」との二点を指示し、「布木綿ニ包、ほほかむりのまま」市場に持出すことを禁じ、公正な市場取引きを申し付けている。この頃のさんべは仕癖せが悪くなり、或は「売買キケ間敷」ことが多く、或はさんべ仲間が密かに申合わせ、わざと「喧嘩口論等申掛、店を騒がし売買の障ニ罷成」ることを引

事項	元文3年	宝曆3年	宝曆4年	宝曆11年	宝曆14年	明和5年
風紀取締事項	火元・盜賊要心 喧嘩・口論禁止	○ ○	○ ○	○ ○	○	
摘花上の注意事項	未熟花摘花禁止 苞子・白根混入 禁止 早朝(朝露)熟花 摘採	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○ ○	○
市場開設の注意事項	紅花市場時間制限	市場外 売買禁止	○	○ ○	○ ○	
さんべ・買人取締事項	きせ玉・置罎禁 止 買人の生花買禁 止		○	○ ○ ○	○ ○ ○	
干花加工上の禁止事項						花粉混入 禁止

(専称寺事林日記)

起し、自分達に有利な取引きを誘うことが多かったので、その取締りを厳にしている。

謀略をもって利潤を得ようとするのは、決してさんべ共だけではない。買人共は出来るだけ相場を下げるため、市場における買い方を遅らせ、その上同志が申合せ、「見せ並ニ相調不申様ニ我儘ニ仕事致」すことが多かったため、その悪癖の矯正手段として、「少ニ而も怪敷儀相聞候ハ、御当地商人者勿論、他所商人ハ、其宿々御詮義之上、急度可被仰付」と、不正に対する処分の意志を表示したのが、同十一年の布達である。そしてこの取締りの方針は、そのまま同十四年の布達に引きつがれている。

以上の令達の基本をなしたものは、前記のように元文三年の「覚」であり、品質改善に関する事項は、生花生産者に対する摘花上の注意だけに過ぎなかったが、秋元藩時代になって、はじめて干紅製造工程に及んだ。同藩が武蔵国川越から山形に移封になったのは明和四年（一七六七）であるが、これより二年前には京都における紅花問屋仲間が解散させられ、自由売買制になって、市況も漸次活気を呈して来た時代に入っていた。従って、取引きされる干花の品質の良否については、買人から直接的に批判を受け、売買に影響する所が大きかった。当時、買人や京都の紅屋側から最も非難を受けていたのは、干花業者が「不宜手入致、紅花貫目ふへ候様ニ」、風袋を重くしたり、干花製造に際して、いわゆる「花粉」を混入したりすることが顕著な悪弊となって来たので、明和五年（一七六八）にその禁止を厳命している。

品質の向上策や、或は公正取引きに関する問題については、概要以上のような点を指摘してその改善に当たつて来たが、積極的な増産対策は一向に示されていない。堀田藩は延享三年（一七四六）に山形から下総国の佐倉に移封になったが、山形周辺の四六ヶ村、凡そ四万石が飛地分領として残ったので、柏倉（現山形市内）に陳屋を置いてその統治に当たらせた。この堀田氏の分領政治は極めて熱心であったが、特に寛政期頃の代官滝小右衛門は、農政について

留意を払った人であった。

彼は寛政六年（一七九四）正月に、農民の生活規制に関して、実に二五ヶ条におよぶ「覚」を公布した。その中の一項に四木三草類の増殖について触れ、何れも土地の適正を見別けることの大切なことを指示し、藩の奨励作たる草在の栽培に関しては、藩の手代や村役人にその監督責任を負わせて増産を図っている。ただ、指示する内容は至って一般的で「惣而之植物草木ニかきらず、其土地を見斗ひ、土地相応いたし、御益ニ茂相成り、其所之為ニも相成候品相考可申候」と選地の重要性を述べているが、扱てその具体的な面になると「是等之趣、農業全書ニ委敷相見江候」と述べているに過ぎない。篤農代官とは言いながら、これだけでは抽象的な基本方針の指示に過ぎず、まだ有効的な農政とまでは行かなかった。

寛政七年（一七九五）の暮から翌春にかけては珍らしい暖冬で「卯寛政七暮雪ふり不申候、草履ニ而年礼いたし申候」という記録すらある。積雪は正月十二日（本陽暦二月二日）頃からはじまったが、滝代官はこの異常天候の農作に与える影響を憂慮し、七年十二月には早くも翌春の農耕心得を示し、その冒頭に「雪消候ハ、早々取掛リ可申候、早春之油断は、最早時ニおくれ候得は、取返ししかたき事ニ候間、少しも油断懈怠有之間敷」と警告している。続いて翌八年の正月・二月と連続して訓諭を發し、饑歲襲来の防止に当たると共に、特に麦と紅花の作付けに関しては、春雪を警戒するよう、時宜に適した指示を行なった。

當辰年之儀、季候悪儀ニ茂無之候得共、旧冬寒中雪も無之暖氣有之候處、早春は雪も度々降余寒強ク候ニ付、當辰年之季候如何可有之哉、未早春之儀ニ付難斗候得共、世俗ニ雪は豊年之貢物と申候得共、可降時節寒中雪無之、春雪は萬一麦作紅花杯之差障リ、其外諸作之ためニは善悪如何有之哉、年中之心配リ有度事ニ候

紅花生産の向上を図ることは、紅花以外の有力な換金作物を持たない山形藩としては、領民の経済力を伸張する上の必須の問題であつた。にもかかわらず、積極的に増産を目ざす農政は少なかつた。言うまでもなく、畑地における作付構造は、自給態勢に主眼を置かなければならない地域にあって、無制限に紅花栽培を拡大することは危険であつたから、増産指導は反収の増大化と、品質の改善による価格の向上を重点的に指導せざるを得なかつたものである。そういう一般的経営の中にあつて、たった一回、開墾耕地を紅花栽培地に充たさせた事例がある。

明和元年（一七六四）に山形藩主松平乗佑が三河國の西尾城に転封後、山形藩領は一時会津松平藩の預り地となり、それと同時に、山形城の二の丸と三の丸は破却されて、新田畑に開發された。「山形領主記」は当時の模様を「江戸表御下知之由ニ而、御城内二、三ノ丸平地悉く田畑ニ致し、前代未聞之事共也」と記している。この時、三ノ丸の開發畑が総て紅花畑に利用されたのである。即ち、安永四年（一七七五）頃に書記されたと思われる「山形城地記」に「明和三戌年秋九月、三ノ丸之内紅花畑ニ被仰付、運上指上開作可仕旨、請負之者人札仕候」とある。当時の代官前沢藤十郎は、領内農民の年貢上納の不成績を憂い、その対策として行なつた殖産事業であつた。但し開發反別や請負いの具体的なことは知られていない。

山形領が預り地となつていたのは明和四年までで、足掛け僅か四年に過ぎず、改めて川越城主但馬守秋元涼朝が入部して再び私領となつた。その時の山形城内は既に前記の有様で、家中の住むべき家は一軒も無かつたので、先の開墾地を家中衆に分讓して再び住宅を建設したが、「山形雜記」を見ると、「御家中末々迄田畑を被下置候事故、菜園地だけを除き、他は紅花を作る習し」とあるように、前沢藤十郎の業績は、秋元領になつても、その家中衆に継がれて「徳用之訳ニ而多分畑花畑に成る」と喜ばれているのである。

近世における村山郡の行政上の一大欠陥は、しばしば説明しているように、無統制の状態に置かれたことである。中心地の山形藩は領主の交替が激しく、行政の一貫性が見られず、その他小藩が分立して、独自の藩政を布いていて、互いに不可侵の領域を守っていた。その中にまた多くの公料が混在して、数ヶ所の代官所や陳屋によって管知されるという複雑な行政区分をなしていたから、村山郡全体としての統一的な行政や施策は中々望まなかった。紅花生産の振興が、村山郡全域の重要な経済政策であるにも拘らず、共同の問題として為政者側が有力な具体策を講じ得なかったのは、こういう情勢が原因をなしていた。そのために、関係庁がとった若干の品質改善策や増産計画なども、その内容的な問題は、殆ど管下の村役人や生産農民から上申された意見を、そのまま承認して触れ流がす程度の場合が多く、従って、権威ある指導性にも、永續性にも、郡内全体に亘る一般性にも欠けていたことになる。近世後期になると、郡内の村方自体がこの欠陥を自覚し、共同の振興態勢を整えるようになるが、この問題については、改めて後項に詳説する。

2 紅花種移出禁止令

紅花栽培の成績は、自然的条件に左右されることは勿論であるが、播種用種子の健全によるものが大きい。性合の悪いものや不熟なものでは、如何に適地播種を行ない、適正管理をしても、品質の勝れたものを生産することは出来ない。また最上紅花は近世中期頃から次第に品質が低下し、京都市場における信用をおとすが、それは、品種や栽培技術の欠陥というよりも、むしろ、摘花から干花加工に至る過程において、粗製された結果によるものであった。

それは兎も角、最上紅花と言えば近世を通じて全国に謳はれていた作物だけに、諸国諸藩の中には、旧来の畑作物系の中にこの紅花栽培を導入しようとする試みの出て来たことは当然考えられる。その場合、種子は何所から入手し

たかというと、第一に最上紅花の生産地農村が上げられる。後期の事例であるが、江戸近在を中心とする関東方面の紅花は享和・文化頃から急速に発展するが、その種子は当時村山郡内に下った紅花直買商人たちが移入し、その栽培を指導しているのである。

このようにして生産が広く伝播して行くことは、村山郡内の農村経済と幕藩財政の基礎の安定強化の点から見て、実に警戒を要する問題で、種子の無制限移出を放置傍観することは出来なかった。この種子の他領移出は既に古くから行なわれ、その対策も考慮されていたが、山形藩などでは松平忠雅が在城した元禄年間に紅花種の移出取締り方について、「他所より参り候ハ、其所之役人ヲ通手形参不申候ハ、遣申間敷候、荷口方ニ而書替遣上申候、御領分ハの花種は、何方にも出し不申筈」と、領内からの紅花種の荷口通過を規制し、次年度播種用の確保に当たった。藩としてこの基本的態度はその後も変らなかつた。

しかし、闇取引や密売買は中々跡を絶たなかつた。安永六年（一七七七）は仙台・最上共に不作のため種子が不足し、「花種斗升ニ而老貫五百文ぐらい仕候へ共、調候ニハ一切無御座候、仙台花種悪く、今年出来悪ク候故、種最上ニも無御座」、翌年春には「紅花種不足ニ付、何年ニも竟無之高直」という実情であつた。この不足の傾向が他の生産地も同様であつたとすれば、当然最上地方の種子が狙われたであろうし、値段の高騰は、闇売買の横行を許したことになる。

この種子の流出は、寛政から文化頃にかけて、関東方面の新産地に一層増大して来た。藩や代官所では、これによつて生ずる管内の生産の減退を憂慮し、しばしばその禁止を令したが、一時の収益に惑わされた一部農民と悪辣な商人の結託によつて、その密売は止まなかつた。これを黙認するにおいては、やがて御年貢上納にも影響し、引いては郡内衰微の原因を招くと見た柴橋代官所は、文政十二年（一八二九）に、次のような警告を触れ出して、反省を求め

ている。

當郡紅花種之儀、先年も取締方申渡候得共、近年猥りニ相成候故、既ニ去秋売荷等ニまきらし、多分他国ニ持運
ヒ致売買候趣相聞へ、右ハ国産第一之品ニテ、御年貢筋ニも相響キ、追々他国ニ作付候而へ、當郡衰微之基ニ
付、相心得可申事

このように、代官所や藩庁が種子の流出に気を配っても、徹底した取締りが出来なかったことには、根本的な原因
がある。即ち、しばしば述べて来たように、他国に類例のない程、行政地域が公私領に細分化され、複雑化していた
こと、そのために、郡民全体に関する同一の利害問題、或は各管轄庁の行政対策など、統制的に施行することは全く
不可能であった所に、総てが不徹底に終わる主因があったのである。

3 郡中議定による紅花種の密移出対策

交錯的・散在的な入組み支配によって生ずるこの弊害を、直接被るのは各領民であり、全郡民であったことは言う
までもない。それは敢て紅花種の流出問題に限ることではなくして、広く日常生活の規制、凶饗対策としての救済問
題、さらには商品流通に関する社会経済の問題など、支配地域毎に区々であったは、郡民全体の均等利益の享受には
ならない。そこで、支配者層の打開し得ない、打開しようとしてない郡民全体の問題を、郡民自身の力で、それを代表
する惣代名主や大庄屋の結集力で解決しようとしたのが、いわゆる村山郡内に展開した「郡中議定」である。この組
織と活動は天明期前後から、各公料代官所管内の惣代人たちの協議によって始められたが、後年これが益々活動的に
なるにつれて、問題によっては私領側もまた参加するようになる。

紅花種の他国他郡出し禁止・取締りのことが、郡内公私領の共同の課題として、郡中議定に現われて来るのは文政以降のようである。即ち、文政三年（一八二〇）は紅花の開花期にかかつて雨天勝ちの天候となり、紅花は半作になつたのみならず、雨腐りのため種子の実入りが悪しく、翌年の播種量にも不足の状態であつた。この悪作の傾向は他国も同様で、特に被害の大きかった水戸・古河など関東方面の生産地では、翌年度の種子獲得のため村山郡に入り込んだので、郡内の必要量は益々減少するに至つた。ここにおいて、郡内公料の惣代たちが協議の上、山形・上ノ山等の私領方にも協力を要望して、密売の防止に努めることになり、公料村々役人一統の連印をもって、その向々代官に対して禁止令の発動方を願ひ出たのである。次の願書は長文であるが、当時の模様を精しく伝えているので、その全文を掲げよう。

乍恐書付ラ以奉願上候

一、羽州村山郡御領御私領村々之儀、往古ハ紅花第一之産物ニ而、御領所村々之儀、御年貢石代金并畑方金納諸役永之儀も、米穀之払高無之、酒田湊一方口ニ而、他国江之売口一切無之候ニ付、紅花を引当テニ仕、多分ハ六月皆済ニ奉願上、御年貢金上納仕来候所、近年他国所ニおゐて紅花夥敷作附仕候故、当郡之紅花直段自然と下落仕、一統難渋困窮仕候得共、古来ハ仕付来候儀ニ付、外作物江振替候儀も難相成仕業ニ候得者、無抛仕来之通作附仕候儀ニ御座候、然ル所、当辰年之儀五月下旬ハふり出し、六月中旬迄降続、一日も快晴成ル儀無之、其後追々快晴罷成申候処、間もなく日々之雨天統ニて、根葉共ニ枯ニ相成候故か咲立無甲斐、例年之半作と申程之儀ニ（候脱カ）、右ニ准紅花種実入不申候内、追々之雨天ニ御座候間雨腐りニ相成、蒔種ニ可仕性合無之、尤蒔種之儀ハ水ニひたし候而沈ミ候程ニ無之候へ者用立不申候処、志ゐ那（批）勝ニて自分ノ之蒔た

ねにも間ニ合不申もの多分有之、猶又志け地(湿気地)之場所ハ蒔種一粒も無之儀ニ御座候得ハ、大勢之内ニハ余計取入候ものも有之候間、融通仕候ハ、来巳之年之蒔種ニハ大躰間ニ合可申儀と存罷在候処、関東水戸・古河并奥州仙台辺ニテ、近年影敷作附仕候処、是亦雨天勝ニテ悉ク雨腐ニ相成、別而水戸・古河辺ハこと／＼皆無之由ニテ、同国ノ商人共大勢罷越、当郡商人共と馴合、蒔種ニ相成候性合相撰せり買ニ仕、影敷買入駄送仕候由粗風聞有之候間段々相糺し候所相違無之、左候而ハ当郡之蒔種来ル春ニ至リ不足仕、ひしと差支候儀ニ付俄ニ驚入、尤当郡之儀、右奉申上候通御料内私領こと／＼入会、右躰之儀も有之節ハ、御私領へも申合候上ニ而御願仕候得共、左候而ハ日間も相掛り延引仕候内、不残持送り之儀ニ付、先達而御領所惣代共ノ山形・上ノ山町役人へ頼遣候処、是又同様之類難渋ニ御座候、其向之御領主様御役所へ奉願、早速口々江差留呉候得共、最頓其以前／＼ニ過半持運候由、尤商人之儀、自国之愁困窮等ニハ聊不相構、自己之利欲而已ニ拘リ、他国之商人へなれ合、扱亦百姓之内ニも蒔種余計所持仕候ものも、直段高直ニ候得ハ、隣家之難儀をも不厭売払候ものも有之儀ニ御座候間、差留メ候而も容易ニ者相構不申、諸所口々無道所之山林嶮岨之無差別、洩通候儀も御座候間、何卒御威光ヲ以御差留被下候様奉願度、且亦紅花種之儀新種ニ而ハ出過候而、咲立際ニ至りあるいハ曲り、或ハ立枯ニ相成、一切咲立不申儀も有之候儀ニ御座候処、右躰之儀ニ而新古共ニ不足ニ相成、来巳一年ヶ成ニ蒔付候而も、翌午年ニ至リ必至と差支可申者歴然之儀、特亦氣候之儀難斗ひ、来巳の年万一水戸・古河辺之様ニ雨腐り等ニテ、午の年ニ至リ蒔種悉く皆無之様ニ相成候ハハ、前書申上候通、御年貢上納可仕様も無之、其外困窮之もの共、早春ノ日用之飯料塩噌亦ハ蚊張等ニ至る迄、紅花を引当ニ仕取統候儀、年来之仕避相成候様もの数多有之候ニ付、誠以一統難立行、潰れ退転之百姓も出来可仕儀も難斗ひ、歎敷儀ニ奉存候、依之当郡御私領へも惣代共ノ間合之處、同様之趣意ニ御座候得ハ、御国主之御領分と違ひ、御領御

私領共村毎之様ニ入念(ま)候儀ニ付、御留メ奉願候而も容易ニ御取上ケも有之間敷、見合延引仕候方も有之候処、御領所一統奉願候ニおゐてハ幸候儀ニ而、別心も無之、御取上之上ハ、定而御領所御役所ノ御私領向ニ御役所へ、御問合も可有御座候儀、左候節ハ、御領所同様ニ奉願度之段申儀ニ御座候間、何卒右之通ニ被為聞合訳、御勤弁之以御慈悲ヲ、村山郡一統紅花種他国他領出し御差留被下候様奉願候、外五ヶ分御役所へハ、其向ニ郡中ノ同様之趣意ニて奉願候儀ニ御座候間、乍恐御問合之上御糺被下度、御一統御差留被下置度奉願上候 以上右願之通被為仰付被下置候ハハ、村山郡村ニ一同莫太之御救と難有仕合奉存候 以上

文政三年十月

村ニ役人連印

田口五郎左衛門

御 役 所

この願書に接した尾花沢代官田口五郎左衛門は、直ちに關係私領方にその旨を連絡したが、新庄戸沢藩などの一応の意見としては、「御料と一所ニ相成、口ニ差留之儀ニ致候ハハ、口留番所ニても相立候入用等割合參候而ハ、迷惑ニも可相成哉、夫故、此方ニてハ御領分切ニ他国他郡出しさえ不致候ハハ可然と存候、尾花沢へも何なしニ、他国他郡出し決而不致候様可申付と斗り致挨拶候」と、必要經費の割賦などを危惧する向きもあり、この辺にも私藩の經濟的弱体化を露呈している。しかし結局は十二月に至って幕藩庁共に管下各荷口番所に対して、紅花種の移出に関する取締令(10)を發するに至ったのである。

先達而村々々願書差出候紅花種他国他郡出差留之儀、最寄御料私領申合、出産物留方口々相違候間、得其意、心得違之もの無之様、小前末々迄不洩様可申聞候、此廻状早々順達、留り村々可相返者也

(文政三)
辰十二月十六日

御役所

当時は既に封建制の崩壊期を迎えていたので、幕藩庁一致のこの禁止令も殆ど規制力が無く、一時的な効果だけで全く永続性はなかった。文政十二年(一八二九)十一月廿五日に奥州白川阿部氏の飛地支配所たる山ノ辺陳屋の布達(1)によると、「当郡紅花種猥ニ他国江不差出候様、先年茂相触候処、近年猥ニ相成、売荷等ニ紛し、多分他国江持運売買致候趣相聞、以之外之事ニ候」とあり、前記のような大規模の郡中議定によって、漸く幕藩庁の禁止令交付にまで到達した問題も、十年ならずして悪弊の再発を見るに至ったことが知られる。この場合も、各支配者層の積極的な結による対策が出て来なかつたので、再び郡内惣代たちの議定が先行し、口留番所の嚴重な取締り方を要望して、漸くその処置をとって貰つたのである。先の禁令が出た当時の抜荷は殆ど間道を通っていたが、その後は密売方法も大胆になり、一般商品荷に紛らわして留口番所を堂々と通過するという状態であつたから、同年十一月の禁止令布達(2)は「御料私領申合之上、口々改所ニ而嚴敷相改、若心得違之者有之候ハ、急度御沙汰可被及候間、小前末々迄も心得違無之様、急度可申渡候」と、内容的には相当厳しい態度で臨んでいる。それだけに、惣代たちの押し上げが利いたものであらう。

郡中惣代たちによるこの郡中議定は、公私領の境界を越えた広域行政を押し進めるものとして幕末まで行なわれ、紅花種移出禁止の問題も、その後も事ある毎に協議されてその徹底を期している。いま資料的にわかっているものだけでも、天保二年(一八三一)十月、同六年十月、万延元年(一八六〇)十月に見えており、その理由とするものは

「紅花作之儀著当郡第一之産物ニ候処、近々諸国ニ多分之紅花作り出候故、自ラ当郡紅花価下落いたし、不輕難儀、右者当郡紅花種諸他国他郡へ洩出候故」⁽¹³⁾にあつたことは言うまでもない。これらの議定は惣代たちの自主的なものとして各村に通達された反面、公私領役所にも訴願されたので、その都度新たに禁止令の公布となつたのである。

これらの中でやや特色のあるのは天保六年七月の布達であろう。この布達は天保四年（一八三三）のいわゆる巳年の大凶作以来、連続的な紅花不作に原因する。現存する河北町の契約記録による紅花の作柄は、四年は「紅花之儀ハ不作ニ而摘出無之候」、同五年は「紅花之儀ハ大不作ニ御座候」と見え、特に同六年は「土用中冷氣勝ニ而雨天統、畑方紅花大悪作」に陥り、種子は不熟であつたために、郡内に生産される次年度播種用の分も次第に欠乏して来たことを報じている。こういう状態は他国他郡の生産地にも見られ、それらの生産地用種子の不足分補充のためには、商人たちが村山郡内に入り込み、値段を糶上げて買いあさることが予想されるので、郡中では事前にその流出防止を決議し、公私領役所に掛け合つた結果出されたのが次の禁止令で、⁽¹⁴⁾未然の策としては適切なものであつた。

紅花種之儀、雨天統ニ而実入方不宜ニ付、来申年蒔種不足可致処、当年余国ニ紅花不足之趣相聞候間、自然商人共直段能買入方ニ罷越可申、小前末々之ものハ利潤ニ迷ひ、一郡之不益ニも不心付、隠売等可致も難斗ニ付、御料私領ニ茂共ニ掛合之上、嚴敷他国出差留候條、右之趣不洩様小前連印之請取可差出候、荷物改所ニおゐてハ入念相改、若紅花種持送りもの有之候ハ、差留置可訴出候、心得違之儀於有之者嚴敷相糶候條、其旨相心得可申候、此廻状刻付を以順達、留リ村々可相返もの也

(天保六)
未七月十日

御役所

紅花種子の流出は、播種用だけには限らない。種子には良質の油分を多量に含んでいるので、搾油用に利用する目的をもって集荷される場合がある。荏油の外に、一般的なお源としての菜種の栽培については、新庄戸沢藩等では寛延二年（一七四九）に既にその奨励を令している所で、収益性が高かったから、換金作物としての普及は一般に速かった。そのために農民の夫食としての麦作が急激に減少するという結果を招いたので、柴橋代官所などでは天明二年（一七八二）に菜種の作付を禁止し、「少分たり共菜種植付候ものよりハ、錢拾貫文差出之可申候」という罰則まで令した。しかし菜種油の利用が食用として或は燈油として生活化するにつれ、益々増植の傾向にあったので、天保元年（一八三〇）にはまた作付停止の旨を厳達した。このことが却って逆効果を来たし、油類の価格が暴騰する結果となり、農村の油消費生活を苦しめたのである。

公私領の惣代会議ではこの油価抑制対策として、天保四年八月に「水油直段引揚に付、荏種・紅花種、其外油ニ可相成品、他国他郡出留」のことを、各関係役所に訴願しているが、さらに天保七年・万延元年（一八六〇）には郡中議定として、同様のことを願ひ出て、油源資料の郡内確保に留意している。この問題は直接的には紅花の生産保護につながる訳ではないが、種子の利用という点から見れば、また大切な意味を持っていたと言えよう。

4 米沢藩の生産事情

米沢上杉領内の商品作物として主要なものは青苧・漆・蠟・煙草などで、これは近世を通じて変わらなかつた。天保三年（一八三二）に出来た「脊曝」に「米沢にても古よりの産物青苧・蠟・蓑若の三品は、自国の用を足し、且他国へ迄出し、莫大の国利を得」と述べており、紅花をもって国産には加えていない。鷹山公の中興政治を補佐した竹俣當綱（寛政五歿）は、その著「国政談」において「紅花、右むかしより此地の産なり、然れとも出方不足にして最

上領の製におよびかたく候」と言つて、その經濟性については必ずしも高く評価していない。しかし、藩の貢制および藩財政の上から、米や他の特産物と共に、紅花もまたその対象となつて、藩の貢租体系の中に加わつていた。

置賜地方における紅花栽培の起源は不明であるが、蒲生家領有時代（一五九一〜九八）の文禄四年（一五九五）に調査編輯したと伝えられる、置賜の上・下長井郷「邑鑑」によれば、紅花を御役植物の一つとして村々に記載している。この「邑鑑」は現在の見解では慶長末年頃の編とされているが、内容的には恐らく文禄頃のもの伝えていと思われるから、置賜地方の紅花生産は既に中世末期に見られ、漆・桑・青苧・楮・柿などと共に、御役植物として貢制の中に組み入れられていたのである。

紅花はその生産額からすれば決して多いものではなかつたが、特産地帯では換金作物として農業経営にかなりの地位を占めることになるので、その保護については留意するところがあつた。これも「邑鑑」と同様後世の作と見られているが、蒲生氏に替わつて米沢に居城した直江兼統が、領内の農民を戒飭する目的をもつて書いたと言われる「地下人上下共身持之書」（四季農戒書）に、紅花の栽培や摘花作業について次のように記し、特に女子の出精を督励していることが注目される。

地下人上下共身持之書

（紅花の項のみ摘出）

一、二月半之比は（中略）紅花畑の支度いたし、吉日を以たねをまくべし

一、六月（中略）、紅花ある所は花かごを持、畠に出、つま袖をひらめかし、紅花を摘む所も有、中には、紅花よく出来し候ものは朝起し、女子供まで相かせぐ故なり、不出来なる所の女房は大茶をくらひ、其よめ子供迄

だらくものと知べし(云々)

直江の米沢入部は慶長三年(一五九八)であるが、上杉家がまだ越後在城時代の重臣として、領内の経済政策を重視し、文禄三年(一五九四)には上杉所領庄内二郡郡代に「土貢かたニ取候蠟・漆・布綿・くれない(傍点筆者)、其外しなしな、京着利分之者もとめ可為上事」を命じているが、早くも紅花の商品性に着目、その京着利潤を高めようとしている程であるから、米沢入部と同時に、領内にすでに生産されていた特産物の増産に力を注いだことは当然であった。この直江の保護増産政策は、前時代の御役植物指定による貢制強化と対応するものとして、特産物の上納、すなわち藩の買上制による専売制の機構確立を進めるのであるが、この点については後節に譲る。

上杉領内の年間生産額を知る資料は至って少ないが、概して言えることは、最上紅花のそれには遙かに及ばなかったのである。初期のことはさて置き、村山地方の最盛期に入っていた寛政期ですら、「樹畜建議並衆評」(寛政四年)によると「他邦出入を尋候処、入荷ハ無之、寛政三年の出荷数七駄と二十一貫目と申出候得共、取合て八十四五駄」位に過ぎず、最上紅花の数十分の一程度に止まった。前述のように、竹俣當綱が「出方不足にして、最上領の製におよびかたく候」と言った所以である。

上杉藩における紅花は、当路者も言っているように「民利国益」の特産物の一つに違いなかったが、この地方の農業商品の生産構造から見ると、古来良質の青苧の産額が顕著で、旧上杉領たる越後との流通関係が、その生産を支えていたのである。従って、そういう生産基盤の固まっている地方で、紅花が伸びる余地は殆どなかったものと見られる。享保十五年の「郡中青苧真綿紅花上納帳」によると、郡内一四一ヶ村のうち、青苧・真綿・紅花を上納している村が七〇、真綿・紅花の上納村が五八に対し、紅花の上納村が一三に過ぎない。これをもってみても、上杉藩の

農村における商品生産は、青苧と養蚕が主態となっていたことが窺われよう。

このような一般的情勢から、藩としての紅花増産政策は案外に消極的であった。例えば「国政談」では紅花は「むかしより此地の産なり」と言いながらも、その産額・品質の最上紅花に劣ることを認め、「土地の多らみ有之哉、そのほといかか計りかたし、能々其製する者ニ問ひ尋て、年々植まし候儀相成ル物ならハ、心を尽すべき事ニ候」と、頼りない意見を述べている。また「樹畜建議並衆評」においては、「多く作り候ハ、民利御国益ニ相違有ましく候へ共（中略）強て申付候てハ行れかたく候へハ、作得たる村々へ作らせ、隣ニ羨せ候仕方ニ止り可申、又御国産用と申日ニ至り候ハ、御国にて多く費し可申、おのづから作り可申事と存候」という域を脱していない。

置賜地方の場合は、特に干花加工技術において劣っていた。小松地帯は地方的な一生産地を形成しており、井上庄七兄弟らが寛政二年から干花加工の技術的研究に入ったが、それに対してすら当路者は深い関心を示さず、紅花は「御当地に相應之品物ニ候処、製方並作り様共いまた十分不仕中小松村井上庄七兄弟三人存寄申出、水花買入、製法作り様の事相試罷在、此事成就仕候は、民利御国益相開ケ可申」という一部の衆評もあったが、一般的には「紅花之儀、御代官所に御任被成可然と奉存候」という空気も強く、結局は藩庁の勸業政策面には強化されずに終わった。

5 庄内地方の作付禁止令

庄内地方における紅花栽培の状況は、余り詳しく知られていない。生産量が少なかったからであろう。栽培の歴史からすれば、村山地方や置賜地方に比較すると時代が下り、「念珠園村郷土資料」や温海村文書の「役儀勤書控帳」に見える所では、漸く安永期（一七七一—一七八〇）頃からではないかと思われる。村山地方の生産が著しく伸びて、年産一千駄を越すようになるのが宝暦・明和期からであるから、恐らくはそれに刺激されて、次第に栽培を試みる者が

出て来たものであらう。

明治初期に出来た「殖産略説」中の「紅藍著説」では、「羽後酒田在ハ鳥渡河原村・大宮村・黒森村、是又五、六年前ハ一村ヨリ少クモ十駄ニ下ラズ」と述べているが、言うが如くであるとすれば、酒田附近三ヶ村の幕末頃の生産量だけで三〇駄に達したことになる。酒田湊の「増口銭方諸色控」などを見ると、安永・天明頃の「地紅花」の沖出が数十駄に上っている。坂野辺新田の肝煎役善七が、酒田の鎧屋宗右衛門と結んだ嘉永四年（一八五二）七月の紅花売却契約書¹⁸に「銭百文ニ付拾匁也、但目方有合上下なし之定ニ候」とあるから、坂野辺方面にも普及していたことが知られるし、余目地方にも若干の生産があったから、一時は相当の生産が見られたらしい。

集荷機構などにもまた不明な点が多い。天童青柳家文書¹⁹を見ると、年号不明成年八月廿五日に、酒田の商人長浜五平から青柳兵右衛門の代理人勇蔵に宛てた「売目録」がある。「紅花五百匁入七拾六袋メ三拾八貫」、その代金凡そ三拾貳兩永四拾八匁余の精算書で、「右之通売代金不残相渡此表出入無御座候」と記しており、支出内訳の中に三拾五匁の取次料が入っている。とすると、長浜は青柳屋の依頼をうけて、誰かに売り付ける任務を果たしていたもので、その仲介手数料を貰っていた業者であったことになる。なお、この目録面に記載された諸経費の中に、凡そ六拾壹匁の御役と、凡そ六拾五匁の口銭がある。この口銭というのは、目録面からだけでは明確でないが、考えように依つては二通りに解釈される。即ち一つは最上川口における荷口銭であり、一つは仲買人に与えたいわゆる集荷口銭である。前者であるとすれば、諸経費の中に手板金なども計上される筈であるが、それが見えないことから考えれば、或は後者であるかも知れない。仮りにそうとすれば、この目録面の紅花荷は、酒田附近に青柳屋に依頼されている集荷仲買人がおって、その仕事に当たっていたものであらうと理解される。

庄内花の買い付けに、最上商人が進出していたことは事実である。山形浜村家の「覚帳」によれば、安永七年（一

七七八)の項に、庄内花一駄四袋が上方滞貨の旨が覚書として見えているから、浜村家の庄内進出が知られる。また谷地柴田家に対する京都近江屋九郎右衛門の「仕切」を見ると、柴田屋は最上紅花と共に庄内紅花壺駄片馬拾五袋を送っている。その商標が何れも柴田屋の令印になっているから、これは明らかに柴田屋の集荷によるものであった。

以上概観したように、庄内紅花の集荷流通の状況は、一部は酒田商人の手を通じて他に売却されたが、大部分は最上商人によって集荷されたものと見られる。元來、庄内紅花の生産地は最上川や旧赤川の沿岸に散在する小範囲内に限られ、集团的に栽培されたものではない。従って、産額も少なく、専門の集荷業者や荷主が成立し得る状態ではなかったため、最上商人の進出は、むしろ彼等の望む所であったと思われる。

庄内紅花の品質を知る史料には欠くが、「紅藍著説」は「臙脂ノ価」の項において、「是亦其年ト土地トニヨル、山形辺ハ金壹兩ニ付目方式拾目程ナリ、○酒田ハ目方一匁ニ付金貳朱也、即一兩ニ目方八匁ナリ、他ニ比スレバ貴シ」と述べている。随分高価な報告であるが、その真偽は別としても、花の品質は最上紅花に比して良好であったものと見られる。「大町念仏講帳」天明年(一七八一)の条に「庄内紅花壺駄ニ付三拾四、五兩位ニ御座候所、出来宜敷金五拾五兩位ニ売捌申候、最上紅花之儀ハ、上五拾壹兩位ニ売申候」という記録があるから、庄内地方に作付けが行なわれるようになった頭初は、良質物の生産があったものであろう。最上商人の集荷進出も、この点に着目したものである。しかし、その後は品質が劣り、京都相場は最上紅花に及ばなかった。

高率の利潤性を知った庄内米作農民の間に、紅花栽培が次第に普及の傾向が出て来るが、やがて庄内藩の米作農政によって拒否される結果を招くに至った。例えば、天明二年(一七八二)温海組村々肝煎は「拙者支配下之儀ハ御田地不足、買食之村々ニ而御座候ニ付、古來より大小百姓共一統雜飯を給相統仕來候所、二三年前より定畑一圓紅花作仕、雜穀ハ勿論菜蕪之類迄一向取入不申候間、自然と雜穀給候者無、古風取失可申と氣之毒千萬ニ奉存候」と、紅

花の普及のため、古来常食として来た雑穀や野菜類の生産畑地の減少を憂い、さらに、紅花を手作りにする農民たちは、衣類など自由に手染めにして着用し、最近甚だ不似合いな風俗になりつつあることを指摘して、紅花作付の禁止方を役所に願ひ出た。言うまでもなく、紅花は庄内藩にとっては重要物産ではなく、むしろ当時の新興作物に過ぎなかつたから、この請願は直ちに容れられ、次のような厳しい禁止令となつて温海組村々に布達された。

(一例)

其元支配於村々近年紅花植付候由、以之外不宜候間、以後右紅花植付不申様、急度可申渡之旨仰付候、此段大小百姓共え厳重可被申付候 以上

(二例)

覚

(四項省略)

一、近年一統紅花作致候事甚不宜候、依之當寅年より右紅花作為仕申間敷事、若不相用之者有之候ハ、村役人罷出苟私可申事、此段心得違無之様に、大小御百姓え可被申渡候事

右之通今度改申付候間可被致沙汰候 以上

(天明二)
寅正月

本間善藤太

特に後者の如きは、単なる禁止令だけでなくして、若しこれに背いて栽培する者がおつた場合は、発見次第「村役

人罷出苅払可申事」という一項まで附加していることが注目される。これらの例は、温海組村々に限られたことであるが、庄内藩の産業政策としては、他の地域の組々に対しても、積極的な奨励を行なったことは認められない。飽くまでも米作を經濟の基盤とする庄内藩としては当然の態度であったから、酒田を中心とする若干の畑地帯に栽培されたのみで、地方物産にまでは發展することなく終わった。

- (1) 山形市史料編二「事林日記」
- (2) 東村山郡史
- (3) 著者蔵「念仏講年代鑑」
- (4) 東村山郡史所載「山形領主記」
- (5) 丹野正氏蔵「山形城地記」
- (6) 山形經濟志科四「山形古実録」
- (7) (8) 著者蔵「念仏講年代鑑」
- (9) 鹿野家蔵「御用留帳」
- (10) 明大刑事博物館蔵「山口村御用留帳」
- (11) (12) 北村山郡史
- (13) 山形市史編集資料 第四号
- (14) 著者編「谷地町凶鐘志」
- (15) 明大刑事博物館蔵「山口村御用留帳」
- (16) 鹿野家蔵「公用書留帳」
- (17) 著者蔵史料
- (18) 左藤久蔵家文書
- (19) 山形大学蔵「青柳家文書」

第四節 紅花専売制の不成立

1 上杉藩の紅花買上制

領主が管下の特産物を、定法として収納することは、たとえその代金が仕払われるにせよ、専売制につながることは言うまでもない。置賜地方においては、先にも触れたように、早くも蒲生家時代に、紅花は青苧などと共に御役植物として指定し、買上制を実施しており、上納されたこれらの物資は、何等かの形で領内ないしは他領の商人に専売されていたものである。

この制度はやがて上杉藩に受けつがれ、幕末まで重要な経済制度として継続された。上杉の武将直江兼続が蒲生氏に代って置賜地方を支配するようになったのは慶長三年（一五九八）からであるが、その一四年に直江から下長井代官・須田善石衛門に宛てた書状の一節に、「兵服為用所、紅花青苧上方江可遣由尤ニ候、手判之儀平林所江申遣候條、調次第可差越候、兵服之用所計ニ不可限候條、調次第ニ如何程成共可遣候事」と見える。これは、藩の必要な衣料など、一般経費の一部に充当するため、紅花と青苧を或る程度藩が買上げ、これを上方市場に販売しようとする試みを、須田代官に指令したものである。

その後、寛永から万治頃にかけて「御買綿・同紅花青苧、二割出より外につよきはかり目とるましき事。」或は「青

苧・綿・紅花毎年用所之程取上、其外ハ百姓くつろきにも可成間、売ちらしにさせ可吟味事」というような布達をしばしば出して、秤目を強めて余分に買上げることが禁じ、残余の分は百姓の得分として、自由販売に充てさせることを規定するなど、領内特産物に二つの流通形態を整えるに至った。この間、藩の買上げ分については、諸役と同様「其村中より急度可相勤事」と、いわゆる「村総請」制として、貢納態勢を確立したのである。また、定法買上げ以外を「払紅花」という名目で自由販売にまかせたことは、生産者の経済的自立と、再生産力を保護するための措置で、注目すべき政策であった。

藩の法定としての紅花の買上高は、寛永二十年頃は「用所之程」或は「御蔵用之程」と言っているように、漠然とした表現をとっているが、二割以上の増買いを禁じていることからすれば、買上高に一定の規程があったものと見られる。それが、「取立定法」「直段定法」として法的に制定されたのは、青苧などの場合と同様、慶安・明暦期頃からであろうと推定されている。この定法制定の確たる資料を欠くが、後年の編になる「郷村手引」によると、紅花の定法は二一三貫七七〇匁五分、その代銀二貫一三〇文目七五となつてゐる。「諸庁根元記」や「要情秘録」なども、殆ど同様の数を載せているが、寛政二年の「管見談」には「紅花は百匁に付銀一匁つ、賜るなり、御国中にて都合八駄余り召さるゝとなり、青苧・真綿・紅花の三品は青苧御蔵へ納め、荷造りの繩薦、御役人の薪迄納る事なり」とあり、しかもこの買上高は「村々にも相定置御取立之事」と、古法通りの「村総請」をとっているのである。

納入期日は、例年六月土用前から七月一三日頃までに完納すべきことを規定し、それに背反し、或は完納を怠つて、脇々に密売したような場合には、当人は勿論のこと、その村の肝煎・組頭まで、曲事として処罰されたのである。

紅花は土性風土に著しく影響を受ける作物であるから、藩の買上額は村により地域によって差異のあることは言うまでもない。また一応の定法的基準はあつても、甚だしく生産減の場合は、或る程度の引き方も認めた。さて、領内

第二章 幕藩財政上の最上紅花

置賜郡中・紅花上納額 (享保15年定納帳)

村	上納額	村	上納額	村	上納額
大野	236	田尻	3,650	小上山	454
佐野	118	和泉	4,196	山尾	670
下野	295	中下	222	長嶋	320
深箕	780	伊佐	1,062	塚	289
正和	83	沢	1,349	其口	111
萩	472	原	1,117	田	1,180
横野	472	川	455	敷金	202
石那	8,370	原	524	屋堀	346
大石	2,360	岡	1,107	田	431
上石	2,095	田	4,614	及	485
大伊	3,518	出	2,360	柴	200
上野	295	川	1,022	庭	322
九野	1,038	添	1,007	玉	1,210
平山	686	黒	1,881	口	725
川山	1,038	池	267	小	807
南北	1,487	今	一	立	124
勸王	5,593	三	1,402	関	124
生代	785	時	523	内	496
僧	一	寺	204	笹	887
藤	3,858	松	282	網	537
玉	4,120	鍋	2,821	李	784
川	5,000	懸	9,403	東	1,168
十	9,367	入	163,775	大	76
高	7,045	石	889	西	766
五	2,655	計	1,644	桑	177
馬	5,216	村	844	梓	577
中	876	村	523	堂	132
宮	1,180	村	489	古	496
館	5,900	村	840	高	1,062
鮎	7,871	村	1,881	高	231
漆	3,292	村	940	黒	236
太	641	村	940	竹	964
上	1,366	村	1,362	村	40,459.6
小	1,756	村	1,433	村	785
浅	一	村	940	村	638
広	5,487	村	1,882	村	539
山	1,180	村	799	村	130
森	6,276	村	1,881	村	916
大	1,656	村	1,631	村	720
梨	1,726	村	1,033	村	458
白	749	村	513	村	1,569
李	5,015	村	743	村	196
金	一	村	330	村	197
蒲	3,762	村	124	村	1,050
五	一	村	496	村	391
秋	7,045	村	454	村	5,119
黒	590	村	207	村	12,708
高	295	村	557	村	216,942.6
	944	村	4,956	村	

② 第一段 青芋・真綿・紅花・其他定納村
 第二段 綿・紅花定納村
 第三段 紅花上納村
 計 141ヶ村一但し五十川村再出

村々に示された定法買上額はどのようであつたらうか。享保一五年（一七三〇）に、青苧役方の加藤八右衛門が書記しておいた「郡中青苧真綿紅花上納帳」を見ると、紅花は郡内一四一カ村から上納しており、その総額は大凡二七貫目であるから、古来の定法額に達していることが知られる。これらを村別に表示すれば前表の通りである。

さらにこれを、天保年間の編になるという「上杉領村目録」によって地域別の定法買上高を示したのが次表である。これを見れば、下長井郷西通りの七五貫目を最高として、同郷東通りの五八貫目、北条郷の四五貫目と続き、中津川郷地区は全く無い。この表はそのまま地区の生産率の多少を示すものである。

上杉領内の紅花は上納制が採用されていても、他の特産物に比較すれば、量産が極めて少なかったから、その専売流通の機構は余りはっきりしていない。寛政二、三（一七九〇、一七一）両年度における藩の買上げ高と払方の状況を見ると大凡次表の通りであるが、二年度は、「紅花摘入時ニ差掛り、水腐ニ相成り迷惑」という年柄であつたから、定法額の五〇％程は代納となり、町場入札払いになつた分は僅か三駄と一〇一斤に止まつた。翌年はやや順調な上納成績で、その八〇％が商人たちに入札払となつた。しかし、九二斤の払い残りが生じたことは、領内紅花の市場における評判が必ずしも良くはなかつたことを示すものである。青苧の場合は、大蔵の稲村家などもその入札に参加しているが、紅花についてはそういう実績は見られない。

買上げ高は、両年共に定法額の二一四貫目より多少上廻っているが、これは出目高を加算しているからである。出

紅花の地方別定法買上高

郷名	村数	買上高
上長井	45	16,886.2 ^分
中郡	17	13,535.3
内中津川	14	—
北条郷	54	45,392.1
下長井東通	26	58,364.3
下長井西通	25	75,208.85
小国南方	24	2,557.79
小国北方	31	2,561.23
外中津川	11	—
合計		214,405.76

（天保年間編一「上杉領村目録」）

目というのは、生産高の増収に対する買上げ高の過超分のもので、「要情秘録」に「紅花出目ハ大概百匁ニ付式拾壹匁三分余出増也」とある。しかしこの出目も際限なく増し買いをした訳ではなく、「樹畜建議並衆評」に「出目と申出候は、貫目の掛出しニても可有之、掛出しを込て七駄前後ニ候時ハ、是亦追々の願ニ用捨の下りたるにても可有之候」と言っているように、結局は「御蔵御用程」を限度として、残余の分は生産者の自由処理にまわしたのである。

かくして、藩の買上げ制―専売による紅花の収入が、藩財政上如何なる地位を占めていたのであるうか。仮に文化六年（一八〇九）の「御蔵金銀銭納帳」に記載された紅花代納額は次のようである。

十月廿五日

一、拾七兩三分ト錢八拾文

文化六年分紅花代納分

但兩替六貫五百式拾文

奥山孝右衛門・中村織右衛門納

十二月廿五日

米沢藩紅花買上高及払高

項	寛政 2 年	寛政 3 年	備 考
買 上 高	2,4140斤 93匁 7分	2,647斤	◦ 出目共 ◦ 1斤=100匁
内 代 納	1,137, 093. 7	365. 5匁	
正 紅 花	1,287	2,282	
御 用 小 印 払	45	33	
御 方々 様 其 外 代 払	116	57	
町 場 入 札 払	3匁 101	2,100	
払	1,342	2,190	
内 前 年 残 物	55		
残 高		92	

(「樹畜建議並衆評」による)

一、百四拾六兩三分式朱

文化六年分紅花入札払代

奥山孝右衛門・中村織右衛門納

右の代納分と入札払代の二口を合計すれば、金百六拾四兩式朱ト錢八拾文に過ぎなかつた。これから「紅花は百匁に付銀一匁つ、賜るなり」という定法によって買上げ代金を差引けば、その蔵入り利潤はいよいよ僅少になる。しかし当時の窮迫した上杉藩の財政再建策から見れば、特産物買上げ専売制強化のためには、一つの大切な部分を占めていたものであらう。

2 水野藩の専売制と工業化の計画

天保の幕政改革に際し、物価抑制対策の一つとして、十二年（一八四一）十二月には問屋仲間の組織を禁止、続いて十三年十月には、諸大名に令して自国および他国の物産の専売を禁止して、商品の自由流通の円滑化を図り、もっぱら物価の安定を期したことは周知の通りである。このために、他国の諸藩において施行されていた専売制度は一時中断した。しかし、翌十四年九月、水野忠邦の失政罷免によって、改革諸案も失敗のまま終末を告げるに及んで、藩権による専売制の企業が再び諸藩に盛り上がり上がつて来た。山形・水野藩もまたこの機に乗じて、はじめて紅花の専売制設置の検討に入ったのである。

山形藩は弘化二年（一八四五）に領主の交替があり、上州館林に移封になった秋元家の後を承けて、水野忠邦の長男忠精が、浜松六万石から山形五万石に減封されて領主となった。紅花専売制はその後間もなく計画されたもののよ

うである。水野転封の発令は同年の十一月末で、城池及び領地の引渡しを完了したのが翌三年七月であるが、「山形の歴史」(川崎浩良著)によれば、藩主忠精が入部したのは嘉永二年(一八四九)八月で、専売計画はそれ以前、弘化四年頃に藩庁で検討されていたものようである。

幕末期における藩経済復興のために、「最上紅花と号、近国迄一円に仕付、売買に相成候」特産商品作物の経済的価値に着目し、従来の山形藩として実施出来なかつた紅花の専売制を、転封早々の水野藩が始めて実施を企画したといふことは注目すべきことである。しかし、この新規政策が果して誰の発案で、どのような仕法計画であつたか、現存する史料では判明しない。

この計画は、前記のように水野藩の山形移封直後のことで、藩吏たちはまだ山形の経済事情・商業機能その他、実施の基礎となるべき領内の実態について、まだ充分な調査研究を行なつていなかった。そこに、この問題の蹉跌を来した原因があつた。弘化四年(一八四七)七月、藩の某要人から提出された「山田幸右衛門江相渡候山形御産物廻漕之儀ニ付書付」⁽³⁾なるものを見ると、「山形之模様柄」を審さに述べて、専売制実施の容易ならざること、むしろ不可能なことを逐一説明しているのである。その中で、特に重要な理由として列挙している点は次の四項であるが、結論的に言うならば、当時、山形の商業経済、流通市場を掌握している商人や目早と称する仲介業者の実力、或は山形商人と言われる豪商層の気風から判断して、「御国産新規御目論見相成候而も、当時、御必至困窮之御勝手ニ而ハ、容易ニ御自力ニ而之御成就ニ可成様無御座候」と、藩の財政力の貧困さと、それから来る藩権の弱さは、専売制の断行は不可能に近い旨を力説しているのである。その論点は概ね次の四点に集約される。

一、元方荷主者御用達長谷川吉郎次・村居清七・佐藤利兵衛・福島治助、此四人専ら之家業ニ御座候、何れも相

応之富家に御座候、御領主之御威光ニ而も、容易ニ変革相成兼候事と奉存候

一、山形之人氣ハ山国之儀ニ付、とかく情強ク、あしくとも先之仕来を守りよしとのみ心得、新規之事ハ何様よき記事ニ而も、納得いたし兼候と申風俗ニ御座候

一、山形御用達共前條四人のもの共、去る午年御所替より壺ヶ年ニ相成、いまた御恩沢を蒙る事薄く、上之御評判宜を承り候而も、長く山形御在城ハ不被遊と既ニ口外ニも発し候程之氣味ニ而、御用相勤候も自然踏止かね候事と奉存候

一、諸荷物取捌之ため、目早六十人程も有之候程之儀ニ付、御城下之潤沢ハ不少事ニ御座候、御手捌之御目論見ニ而ハ、容易ニ成就致間敷(云々)

この意見書では、若し右のような諸事情を排除しても、専売計画を強行しようとするならば、事前工作として「上方其外身分相応之引受人江、山形身元之ものニ得と談判、引合行届候上ニ無之而ハ、改申間敷と奉存」と、実に慎重な配慮を考えている。専売となれば、言うが如く特権商人たる豪商、既成の紅花商人たちの理解と協力がなければ不可能な問題であることは言うまでもない。しかも従来山形藩の例から見れば、水野藩もまた短命藩主と見ている御用商人たちの賛同を得ることは、至難の業と言わなければならなかつたのである。

専売制を考えた目的は、言うまでもなく窮乏化の進行している藩財政を立て直しの一助にしようとしたことにあるが、この計画が見込み薄であるとすれば、特に商人たちの反対も予想されず、しかも六〇人の「目早之もの家業変じ候而も喜び候様、第一之工風敷」と、特産物を地元産業に生かす新しい企画を提案している。それは、地元において新規に紅花染木綿の製造を開発して行こうとするもので、その収益を藩で握ろうとすることは、確かに勸業政策上か

ら見れば卓見であつたと言えよう。

即ち、「紅花木綿之儀、紅花之仕入之節、其水ニ而染上候品ニ付、反數ハ聊之儀ニ可有之、上方引受人江山形元方之ものと相談引合整候上ハ、上方より数万端之白木綿を山形へ相廻し、全く之紅染ニ仕方、又上方其外へ相廻り候様相成、御国益可相成と奉存候」という意見である。しかし、この大胆で貴重な意見も遂に事業として成立した形跡はない。山形には三山行者に対する土産品として、若干の花染木綿の生産が副業的に行なわれていたが、決して産業化していたものではなかつた。それは企業的でない素朴な民芸的・宗教的生産であつたからこそ歓迎されたもので、言うが如き、この遠隔の地に数万反の白木綿を入れて産業化を図ることは、保守的な山形で望み得る業ではなかつた。

結局は水野藩の紅花専売制の計画も新産業の企画も不発に終わり、「彼等（紅花荷主や御用達商人）之利潤相増候ハ、矢張御領主之御蔵之実候道理と奉存候」と言っているように、原料紅花の増産を計ることにより、荷主たちの収益を上げることの方が、やがて領主としての経済基盤を強固にする所以であるということに落ちついたのである。このことは別言すれば、藩独自の力による封建的な経済復興計画は不可能で、全く御用商人たちの巨大な経済力に頼る以外に方法が無くなり、引いては、いよいよ特権商人の勢力の伸長を促がす結果を招いたことになつた。

これを要するに、水野藩の紅花専売制や工業化が計画検討の段階で中止となつた原因は、長年に亘つて培われて来た紅花商人たちと目早衆の強力な流通態勢に対抗し、新機構を以て領主経済を立て直し得るだけの藩権力を既に喪失していたことにある。さらに見るならば、山形商人たちが集荷する干花の生産地域が、藩の領域内に限ることなく、少なくとも最上地方南半の全公私領域に及んでいるので、仮りに水野藩内だけの専売制を強行しても、殆ど意味が無かつた。当時水野藩が領有していたのは、山形町内三ヶ町とその近郊二ヶ村に過ぎず、領内の生産量だけをもち、藩独自の専売制を敷くことも、工業化を計ることも覚束ないことであつた。しかも幕末期には、近郊領内に有力

な紅花荷主は殆どいなかったために、他管内商人の進出、或は京都の間屋との直接取引が行なわれ、藩権による統制計画には協力の意向を示さず、ために一時的な計画に終わらざるを得なかったものと見られる。

3 織田藩の専売仕法

天保二年（一八三一）に高島から天童に移城した織田氏は、通称二万石と言われる小藩であったから、それだけに藩財政も極めて貧困で、その財政維持のためには、家臣給付に対する高引法を行ない、産業振興を目的として将棋駒の製造を勧めたことなどは、周知のことであるし、忸怩の画家安藤広重の肉筆の絵画を領内に頒布して、その代金を藩財政の一助にしたという挿話も有名である。しかし、これらにも増して注目すべきは、永続こそしなかったが、次に述べる紅花専売制の断行であろう。

藩権による国産商品作物の経済的掌握、即ち紅花の専売制に踏み切ったのは、山形藩の前記計画に後れること僅か数年、安政二年（一八五五）の四月である。その目的とする所は全く藩財政の立て直しにあり「紅花御登之儀ハ、御身帯向之御基相立、御勝手道御引直シニ相成り、永年之御為筋此一事ニ限り候事」と言っている通りである。最初の計画として先ず宇都宮藩の家老間瀬久太夫なる者の世話をもって、江戸伝馬町に居住する諸色問屋頭取「駒込勘ヶ由、御国産之紅花年々御引請御約定」を締結したのである。織田藩と駒込との間に結ばれた特約には、生産者に対する前金貸しの外に、「駒込勘ヶ由口入ヲ以、多分之金子御借用」という藩財政にとっては重要な問題が含まれていることは見逃せない。

山形藩の失敗に鑑みれば、この計画の成否は天童藩内の有力紅花商人の協力如何にかかっていた。藩庁では計画が練られていたこの年の二月に、従来町名主を勤めていた御用商人格のもので、御徒士目付に格付けされていた仲野真

子七・工藤六兵衛の兩人を、御中小姓に昇格させて紅花御用掛に任命し、大庄屋佐藤弥三郎並びに添役共と協力して「此度之儀ハ、格別ニ令粉骨」るように仰せつかった。天童町内及び近郊領内には、山形商人のごとく、藩權に対抗出来る程の有力な紅花商人は成長していなかったから、専売制には問題はあつたけれども、止むを得ず承伏せざるを得なかつたものであろう。

藩庁ではこのように制度実施の基礎を固めておいて、四月早々に管内に布達し「生花干花共ニ聊二而も他領江売払候儀ハ堅停止被仰付候、若又隠し候而他領之もの江少々たりとも売払候儀有之候ハ、当人ハ嚴科ニ被仰付、其村之三役組合迄屹度御咎被仰付候」旨を、小前百姓にまで諭し、請書を差し出させる一方、領内村々名主に命じて個人毎の紅花蒔附面積を調査、その書上帳を提出させた。これは藩庁が実施の基本資料として、推定生産量を播種期に把握しておく必要上からの調査である。北目村（山辺町北垣）の「紅花蒔附書上帳」で同村の作付状況を見ると、戸数四五人中、作付け二二人、その立附面積メ三一俵二斗五升場（凡そ三町二反歩）と報告されている。

施行設計が一応完了した所で、藩庁では同年五月晦日に家臣長谷部肇をして江戸代官所に許可申請書を提出させた。その内容は多くに触れず「兵部少輔領分羽州天童産物紅花荷物、今般致直廻、通町組小間物問屋之内、丸合組紅花取扱候もの共ニ限相渡、商法之通為売捌候得者、領分百姓共農間助成ニも相成候ニ付」願の筋を許可されたいと言うのである。しかしながら、当時の情勢からすれば奉行所でも簡単に許可を与える訳には行かなかつた。

即ち、先にも述べたように、天保改革期における幕府の経済政策によって、天保十二年（一八四一）に一切の間屋株の禁止を見たが、僅か十年後の嘉永四年（一八五一）には、その再興令が出されると共に、新設問屋株をも認められたのである。このために、江戸の旧紅花問屋が元組として復活したのに対し、仮組と称する新興問屋の発生があり、両者間に対抗・軋轢なども生じ、また一方には、江戸打越荷問題などで激しく論争されて来ていた時代で、商品

の流通機構の整理再編成の段階を迎えていたのである。天童藩の申請に対して幕府の間屋再興係が「当時、武州并奥州筋紅花商人共、上方為登荷物取締之儀、丸合組総代々願出御吟味中之儀ニ付、右ニ拘り候儀ニも可有之哉」と、自らの決論を避け、江戸の諸色掛り名主どもに、天童藩計画の内実取調べを命じたのも由あることである。

内命を受けた堀江町名主熊井理左衛門と村松町名主源六は、密々探索の結果を報告しているが、その内容を見ると、「諸商売手広以来、京都江出店いたし候奥州商人手付之もの共、奥羽江出買いたし相場買荒候ニ付、従来彼地住居手広之商人共國中買集、直段相場を上方出買商人ニ被羅上、自然元買値段江差響、且作方之人氣も不宜様相成候間、御領主御家来江申立、国産仕法相立候得者、不同之直段穩ニ買集方行届、御領主御益筋ニも相成、農家風儀も質朴ニ古復可致と之主意ヲ以、今般御申立相成候由」と本来の目的を述べ、結論としては「当時御吟味中之荷元筋江相拘候意味合ニ者相聞不申候」のみならず、「商法ニ相振（触）候義者無御座様奉存候」と有利な報告をしている。

奉行所ではこの調査に基いて、通町組小間物問屋のうち、紅花を取扱う丸合組の者に限り仕法を立てさせ、専売することを認め、その仕法を丸合組に命じて報告を求めた。その仕法内容は凡そ次の通りである。

- 一、紅花産物參着次第、五郎三郎外四人之もの江御達次第、御蔵元江罷出、見本受取、銘々直立仕候積
- 一、紅花考袋目方正味四百七拾五匁、袋目式拾五匁、右ニ而考袋五百匁ニ相定、六拾四袋を以考駄と相定、相場相立取引致し候事

但御品渡之節御立合之上、荷物切解目方相改、軽目有之候ハ、欠引可被下候事

- 一、紅花日本品劣候歟、濡痛等有之候ハ、相当之直引相成候事

- 一、紅花荷物御扱之節、御当地景氣弱ニ而、上方表江為積登相成候節者、考箇ニ付銀考匁六分ツ、問屋口錢申受

候事

一、引受紅花代金之儀者、当日々六十日目相納可申候事
但重力質者買請直段見込之事

許可が下りたのは同年六月で、太陽曆にすれで七月下旬、天童地方は既に干花処理の最盛期に入っていたので、幕府でも急速に許可したものであろう。

かくして成立した天童藩の専売制が、果たしてどれ程の成果を納めたか、現在の所、それを知り得る資料は見つかっていない。しかしながら、実施後僅か数か月を経た同年の十月に、紅花御用係工藤六兵衛が、「故障の筋有之」という漠然たる理由をもって、国産方頭取役を辞任しようとしている事実は、制度実施上に重大な抵抗のあったことを思わせる。それは何であったかは不明であるが、予想するとすれば、第一に小藩内の生産地に対する外からの侵蝕であろう。逆に言えば、領内生産者の抜荷のために、予想通りの生産量を確保出来なかったという、藩力の弱体が経営の自信を失なわせたことが考えられる。多くの実例を上げるまでもなく、柴橋代官所附長崎村の柏倉文蔵などの仕入帳によると、天童領内の多くの村々から、大量の仕入れを行なっているので、専売量の減収は当然のことである。

次には、水野藩の場合と同様に、旧流通機構の勢力に対抗出来なかったことが考えられる。天童町内には商人として青柳清兵衛・仲野半四郎・相沢兵助などがあり、何れも紅花を取り扱っていたが、機構の上から見ると、仲野や相沢は独立商人である反面、山形の大屋佐藤利兵衛と取引きや金融の面で密接な接触をもっており、徴力な藩権では自由に支配出来なかったものと見られる。さらに加えるに、前述の如く、当時の江戸は流通機構の再編制で混乱しており、そういう渦中に入ることの危険と、専売制により旧来の京都筋の間屋と絶縁することの不利を感じたことも想像

される。

第三に、同じ専売制でも、その目的は差し迫った藩財政の立て直しにあり、駒込勤ヶ由との契約に際し、既に駒込の斡旋をもって、「多分之金子御借用」という金融関係の条項が加えられていたことは前記の通りである。こういう条件下では、藩独自の政策による専売制とは言いながら、実際的には江戸問屋側の独占買占めの傾向が強くなり、藩自体の得る利潤効果というものは甚だしく稀薄で、専売制を強行する意味が失なわれることは言うまでもない。別而言之、江戸の商人資本を太らすために、生産者が犠牲にされるといふ結果になった。これに対する生産者の直接的反応は不明であるが、少なくとも協力態勢は得られなかったに違いない。

第四には、天童日野屋の崩壊が、天童商人に与えた精神的影響も考えられよう。一時隆盛を極めた日野屋が、経営上の不手際から再起不能に陥ったのは、丁度この安政期で、紅花御用係を辞任した工藤六兵衛などは、官職に就いて自己の経営を疎かにすることは、内心日野屋の如き破綻を招く恐れがあると感じたに違いない。のみならず、小藩の弱体財政の中において与えられる特権などにも、殆ど期待の望めない情勢下にあつては、さらにその感を深くせざるを得なかつたものであらう。

以上のような客観的情勢から推測すれば、天童藩が最後の復興の手段として実施したこの専売制も、遂に予期した効果を納めることが出来ず、やがて自然中止になったものと思われる。

4 専売制不成立の地域性

普通に見られる諸藩の専売制とは、その制度・組織において多少の相異はあるが、村山地方の特産品についてその専売を実施したのは、左沢・酒井藩領代官が行なった仕法をもって最初とする。文政三年（一八二〇）二月に左沢代

官所では「是迄、青苧所持之面々売買等致し候処、右代金滞り、迷惑之事ニ粗相聞、左様相成候而ハ難渋たるべく候」という表面的理由をもって、領内に生産する青苧の独占権を、越中国・高岡の青苧問屋たる宝屋弥左衛門に許可したのである。

しかし、抜荷による密売買横行取締りの不徹底、専買権者を一人にしぼったことに対する生産者側の反対、宝屋の専買仕法の不履行に対する不満などがあって、三年足らずで失敗してしまった。その後文政九年に至って、青苧荷役の確実な増収を図るために、不正売買の防止策として、他領・他藩からの仲買人の侵入の取締り、口々通り荷切手の厳正、密売買の監視の強化、村役人として管内生産額の把握、番所および他領境の村々における荷物改めなどに関し、改めて厳しい覚書を交付して、先の制度に代わるべき手段をとった。しかし、近接行政区からの協力と理解が得られず、これもまた効果を収めることは出来なかった。

酒井藩左沢代官所の仕法は、上杉藩のとった買上げ制による専売仕法とは異なり、領内生産地の名主や大庄屋に生産の実態を調査させ、その全産額を特定契約問屋に売り渡すよう領内に命じ、問屋から若干の権利金を取得すると、密売買を監視して荷役金の増収を図ることにあった。その失敗の原因は、要するに流通制度の偏狭な統制に対する生産者側の反抗と、複雑な公私領の中において、左沢代官所だけの単独統制の強行にあった。

山形藩や天童藩の失敗は言うまでもなく、幕末に近い万延元年（一八六〇）の九月に、柴橋代官所管内に起きた「国産取締会所」設置計画が成功しなかったのも、同じ理由に依ったものと思われる。この年、柴橋代官所管内の豪農地主たる沢畑（河北町内）の堀米四郎兵衛や、米沢村（寒河江市内）の工藤八之助等が、外国貿易開始以来、急速に発展して来た生糸、地方特産商品たる紅花や青苧などの販売につき、その相場価格の安定を図るという理由をもって、国産取締会所の設置方を代官に建言したのである。その内容は、郡内のいわゆる「身元宜敷者」どもが一切の責

任運営に当たり、「実意ニ取引仕、相互利益相成」るようにしたいということに⁹あつた。渡辺信夫氏がかつてこの問題に触れ、「幕末における地主豪農を中核とする諸改革に連なるものであり、その方向を示すもの」と論じているように、注目すべき計画であつたが、実現までには至らなかつた。

この計画について、当時の郡内事情から彼等の意図を忖度するに、幕末期の混乱している社会に、政治力を發揮していた農村の新興支配勢力が、古い封建権力と結託して、国産品の流通を掌握しようとしたものであるが、色々な意味で自由意識の高まつて来た幕末期の生産農民側に、地主豪農たちの意図する特権的・独占的な封建的態勢の再編成に対する反撥もあつて、計画の強行は出来なかつたものと思われる。

しかし、もっと根本的な原因は、幕領や私藩毎の単一的・直接的な支配統制の出来なかつたことにある。近世後期の村山郡内は、幕領だけでも寒河江・柴橋・尾花沢の三代官所に支配され、その他の地域は山形・上山・天童・新庄の諸藩、さらに遠隔藩の飛地として各陳屋の統治下にあり、それらを合すれば実に一五の行政区になつていた。しかもそれらの統治村々が複雑に錯綜していたので、いわゆる領国経営は極めて困難であつた。物産の流通關係一つを例証しても「当郡産物他所荷出之儀、大石田船方御役所御改者勿論、外口留番所三拾四ヶ所共、最寄次第改を請荷出いたし来り候処、近年猥ニ相成、其村方々之産物他所江出候節、村役人々之通手形も無之、勝手次第第口々無役ニ而荷出之向も有之¹⁰」、御役永の取立てにも支障があつたが、取締りの無統制はこれらの不正行為を阻止することは中々不可能であつた。この問題は郡中議定として採択されているが、それでも決定的な効果を収めることは出来なかつたのである。

前項で述べた上杉藩の買上制は、置賜地方の殆どを領国下におき、しかも安定した長期政権のもとにおいて、はじめて可能であつた経済政策で、村山地方のような行政区の分散地帯においては、統制権力の弱体化と、領内生産地の

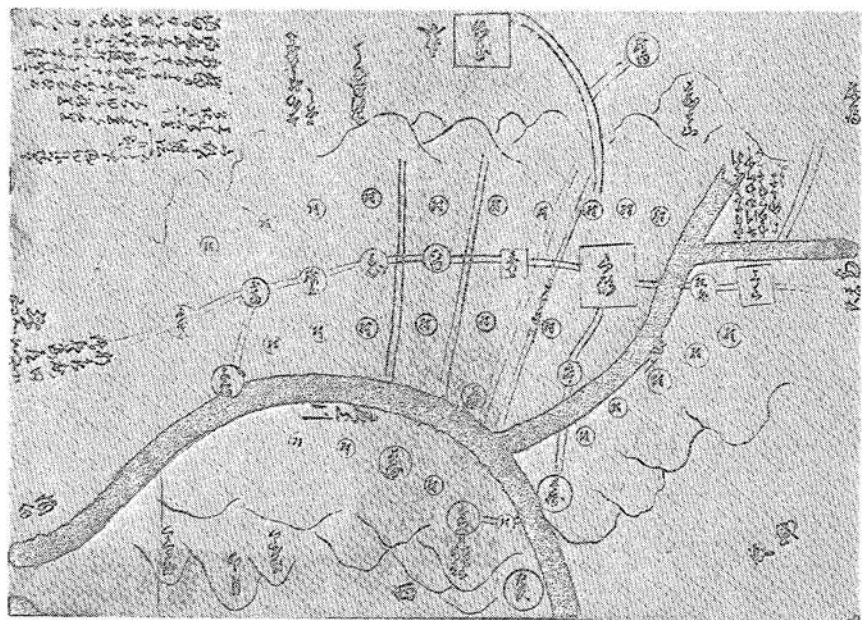
散在性による管理の不徹底が作用して、遂に専売制は成立しなかったものと見られる。

また、山形のような大場は城下町より既に商業都市として成熟し、長谷川・村井・佐藤・福島の如き紅花商人たちは、貧困な藩の御納戸を掌握する特権商人でもあったから、藩は彼等の意向を無視して新経済政策を強行することは、事実不可能であったことは前述の通りで、まさに、封建制崩壊の時機が迫っている中の足掻きに等しい試みは、成立する筈はなかったのである。

- (1) 「藩政成立史の総合研究」所載
- (2) 著者蔵史料
- (3) 「山形経済志料」第一集
- (4) 〃(5) 北目村(山辺町)文書
- (6) 「大日本近世史料」「諸問屋再興調四」
- (7) 同前 「諸問屋再興調七」
- (8) 伊豆田忠悦氏「青芋と最上紅花」
- (9) 堀米四郎兵衛家文書
- (10) 山形市史編集資料第四号

第三章

紅花商人の成立と発展



京都商人直買用生産地々図

第一節 紅花の集荷機構

1 目早とサンベ

村山地方の商品流通機構の最先端にあつて、その機能を握っているのが目早とサンベである。共にこの地方の特殊な称呼名であるが、いわゆる「牙僧」のことである。牙僧という職業は早く中世に見えるが、近世になるに従つて、流通機構が漸く整い、問屋・荷主・仲買という取引組織が体系化して来ると、この牙僧の活動が重要な地位を占めて来たのである。その定義を「日本経済史辞典」から引用すると、「問屋と小売商人、又は生産者と問屋との中間に在し、概ね自己の名前において大量取引をなすものを仲買と云い、之に対し依頼者の名義を以て契約し、少量取引を仲介するものを『すあい』と称するに至つた。江戸にては之を才取と称すること多く、上方にては鳶とも呼んだ。」とある。

この定義に従えば、目早もサンベも共に牙僧に含まれるが、最上地方で呼ぶ両者は、性格的に多少の相異があつた。即ち、天明年間に出来た「仲真舊記并契約議定書」の中の「目早渡世之訳合書上」では、凡そ次のように述べ、両者の区別を立てている。

一、国産之紅花・蠟・漆・油・青苧を始、商人手先ニ相成取次渡世之者百有余人、近在郷江走廻、諸品之高下ヲ

見分、売買口目早(ク)見出し候者五拾人、商人中目早(ク)と名付しより、仲間渡世之者ヲ目早と唱ひ来り候この説明によれば、商人の手先となつて生産物の集荷取次ぎを業とする者がサンベで、諸品の相場を見定めて、問屋や買次商人に売買斡旋を行なう者を目早ということになる。天明頃の山形領内には前者が一〇〇人余、後者が五〇人もおつて、各々の性格を別にして、流通機構の一端を担っていたのである。目早の相場立て特権は後述するように近世中期に確立し、後期幕末まで守られて来ているが、次第に荷問屋との結託が強くなって、他国より入り込む商人の自由集荷や素人買を抑圧する傾向さえ生ずるに至つた。嘉永二年(一八四九)以降山形藩主となつた水野家の史料は、目早の権限と弊害について次のように述べて、その性格を明らかにしている。

- 一、山形表御産物廻漕取捌之儀、第一最上紅花と号し、近国迄一圓に仕付売買に相成候得共、於山形は先々より目早と唱候もの凡六拾人程も御座候而、荷主之手先に相成、他国より入込候賣人(買か)或は白人買杯いたし候もの、取引自由之働出来不申、相場之高下悉く此目早之扱に而取引極候事と及承申候
- 一、山形城下至而繁昌御座候間、凡近国之諸品悉く山形へ持出し、夫より他国へ出し、又上方或者江戸其外之諸品に而も、一旦山形へ着荷之上、近国へ売捌相成候御儀御座候間、是等之ために、目早と申者荷主之手先に相成、捌方出来いたし、荷主共相互に荷数捌方之多少知れざる様に相成居候趣に承及申候

紅花に限らず、蠟・漆・油・青芋などの商品生産が発展して来る初期の段階においては、目早も後述のサンベもその性格がはっきりしておらず、殆ど両者を兼ねた業務であつたと見られるが、荷問屋や取次問屋が次第に確立して来

る延宝から元禄期頃になると、上方の紅花商人が山形に下つて来て、問屋と直接取引を行なうような場合が多くなつたので、仲介業者としての目早の独立を促したものであろう。

2 目早仲間の成立と変質

目早の性格が確立し、流通機能の円滑を図る上から必須の存在となるに及んで、享保十六年（一七三一）には藩の公認する所となつた。前記「目早渡世之訳合書上」によると、この年、山形の堀田藩が国産紅花の増産計画を考えたらしく、その基本資料として、領内の紅花商人および目早たちに、村山郡内並びに諸国の生産調査を命じ、その報告を徴したことがある。この時の苦勞と功績に酬いるため、特に目早たちに対し、目早としての特権を与えたのである。この公認を得た目早たちは、間もなく「目早仲間」という株仲間を結成し、売買口銭の協定を行なうと共に仲間制度公認の代償として、藩庁に一定の冥加金を上納することによって、組織の整備と強化を図つたのである。

目早^(マヤ)仲真相定御届ヶ奉申上候処、売買口銭之儀御尋ニ付、是迄何程之口銭と申定茂無御座候得共、売買向働次第太儀料申請渡世仕候段申上候処、紅花始諸商ひ向口銭無之候而者、目早ニ而渡世も難相成筈ニ付、口銭之儀相定申立候趣被仰付候ニ付、一同難有奉存候、左之通り奉書上候（注一―次表）

この書上によれば、享保期までの目早は全くの自由業で、何等の統制も組織も制度化しておらず、従つて口銭も各人の「売買向働次第」に、「太儀料」名目で申し受けて渡世していたに過ぎなかつた。公認後は藩の要請もあつて、諸品の目早口銭を協定したが、紅花の場合は一駄について、売人・買人の両者から各金一步宛の口銭を、公定料金と

して請け取る権限を規定し、そのための冥加金として、口銭の四分を上納することにしたのである。当時の仲間議定の詳細なものは現存していないが、その後、綿・塩の荷問屋に不正事件が発生、目早もまたそれに連座したらしく、天明年中に至って、仲間の正常化を図るために、旧来の目早仲間申合事項を改訂して凡そ次のような「定」を議定した。

定

- 一 御公儀様御法度之趣堅相守可申事
- 一 目早渡世之儀者、商人衆中之致仲立、大前之金子等被相任候商賣ニ付、心底相慎ミ、匱忽無之様正直第一ニ可心掛事
- 一 国産之紅花商者六月中々相始候ニ付、其已前ニ惣致寄合、其節万端匱末無之様申合せ可致事
 - 附リ 紅花買子ニ罷出候節ハ、大金受取大事之渡世ニ付、無懈怠出精可致事
- 一 博奕掛之諸勝負ハ、兼而御制禁ニ者候得共、仲真之者右様之場所江決而立寄仲間敷候事
- 一 商取組之手附金並取引金等、一金たり共自由いたし、商人衆ハ断ヲ請候ハ、仲真相除可申事
- 一 商向ニ付故障等出来候ハ、早速仲真寄合、右懸り合之家江罷越、不引取片付可申事
 - 寄合入用ハ其者ハ為差出可申事
- 一 寄合之儀遅刻之者仲真相除キ可申事
 - 附リ 無挨拶合有之出席相成兼候者ハ、世話致方迄急度相届可申事

目早口銭協定額

品目	单位数量	口 銭	
		売人より	買人より
紅花	1 駄	金 1分	金 1分
渋紙	1 両分	銭 50文	
蠟	1 貫目	銭 20文	銭 13文
水油	1 樽	銭 100文	銭 100文
青苧	1 駄	(無記入)	

(山口村阿部家文書による)

- 一 一定宿無之客仕、綿塩売出度段相頼候ハ、買手形預り置売出シ可申事
- 一 賣買之商人衆江乗合商之儀ハ可為法度候間、御触も有之候得共、心得違無之様急度相守可申事
- 一 附リ 取引之節、賣買共ニ客仁江最寄候者於有之、内乗ニ無紛候得者、不及評議仲真相除キ可申事
- 一 敬老、若輩ニ致添心、礼儀糺商引等可致事
- 一 附リ 名前之手形利払損払等ニ而、外客江人手ニ而紛廻候共、消シ印無之内者名前掛リ掛相逢不申ニ付、深ク致穿鑿請取可申事
- 一 綿塩其外諸国共ニ口銭ハ現金ニ貰請可申事
- 一 商取組之節、其家ニ江先ニ參リ候仲真有之者、先ニ之用濟聞立候上、諸相場等咄出し可申事
- 一 仲真寄合之節、用談已前ハ可為禁酒
- 一 附リ 喧嘩口論堅相慎可申事
- 一 株式讓渡之儀ハ、仲真内ニ而不承知之者尙人有之候共、不相成旨申かため候事
- 一 附リ 休株之者悴を渡世ニ差出し度候節ハ、世話方江願出し差図可相任事
- 一 一年ニ世話方江筆墨紙料差出し可申事
- 一 御呼出し之節者不及申、問屋元寄合入用相掛リ候ハ、世話役之分相除キ、残り仲真ハ早速差出可申事
- 一 右之条ニ堅ク相守可申候、万一於相背ハ仲真相除候共、一言之儀申間敷候、其連印致置候、仍而如件

議定は以上十六ヶ条から成立しているが、その内容の主なもの、商人の仲立をして大金を預かる商売であるから、
危忽のないよう、正直第一に心掛けること、商人から預かった手附金や取引金などで不正を行なわないこと、商人衆

へ乗合商いは禁制とすること、口銭は総て現金で請け取ること、商取組に際しては仲間の交渉を乱さないこと、株式譲渡や休株再興に際しては仲間の承認を必要とすること、世話方に年々筆墨料を差出すことなどで、この規則違反者に対しては、除名処分という罰則を設けて団結を固めた。

この仲間議定が行なわれる数年前、「仲真一同問屋附ニ相成、仕来之口銭之内四分御上様江御冥加奉上納渡世致（云々）」⁽⁴⁾ということが認められ、問屋と目早との機能的な結合関係が強化された。「問屋附」という意味については適切な解釈に苦しむが、仲間議定の第二項「目早渡世之儀者商人衆中之致仲立」という内容を示すものと思われる。山形には宝暦頃から上方諸品の仕込問屋の発生が目立って来るが、その仕入れ或は卸しの場合、問屋の側に立って仲介・斡旋の勞をとるといふ職務内容を打ち出したものである。紅花取引の場合は、山形の紅花問屋・荷主と、京都の買人との間の相場の調整、荷量の調達、取引き契約と手金の授受など、流通機能上最も大切な面を掌握することになり、最早、目早なくしては紅花の取引きは不可能な市場になった。

このように、目早仲間の性格が確立して来る天明期の山形は、別項で詳説したように、十日町や七日町の紅花市場が廃れ、従来の仕入宿はサンベを役使して産地から直接集荷せざるを得なかったのみならず、上方から直買いに下って来る紅花商人をも、山形の市場にのみ留めることは出来なかった。これは商業町たる山形としては非常な痛手であった。こういう事情下において、流通過程の中に目早制度を明確に位置づけたことは、発展しつつある山形の問屋中心の商業型態に、大きな時期を画したものと見えよう。

この反面、荷問屋たちが目早の仲介・斡旋に依存しなければ、円滑な取引きが不可能になると、目早の中にはこの特権を悪用して、市場を乱す場合も生じて来た。一例を上げると、悪辣な目早は相場の変動を予知すると、取引きに当たって他人名義を用い、代金決済に際して若し不都合な事態が生ずれば、その責任を名義人に転嫁して、再起不能

の損害を与えるようなことが絶えなかった。また、幹旋料としての口銭や手金を受け取ったまま契約荷量を渡さなかったり、高額の代金を踏み倒したり、多くの問題が発生したのである。

また、農村における花生生産の増大、干花加工の普及に伴って、領内商人の集荷方法に統制が欠け、抜荷が目立つて多くなつて来る。これにつれて、目早仲間の議定運用も次第に緩み、特に仲間加入の規制などは殆ど有名無実の狀態となつた。すなわち、仲間以外の商人で目早同様の取引き世話を行ない、公然と口銭を要求するものが出現するに至つた。これらは勿論冥加金を上納しない潜り業者であるにも拘らず、公認目早自体が多くの違反行為を行なつてゐるために、その横行を取締る実権を失つて来た結果による。

もう一つ重要なことは、目早たちの「札商い」的變質である。商業都市としての山形が本格的な發展期を迎えると、仕込問屋・卸問屋の豪商が進出したのが、彼等の投機性を狙つたのが「札商い」である。これはいわゆる「相場商い」で、「不束之売物」を取次いだり、或は「代口物も不致所持、端書等ニ而売買」するこの商売が、多くの場合、取引き上に危険を含んでいたことは言うまでもない。山形の有力商人の中に新旧交替が見られる原因の一つは、「札買い」に投資した失敗にあつた。

藩庁では目早業者のこういう不正・弛緩・變質が、領内わけでも山形の社会経済界に及ぼす影響、藩を支えている基盤の弱体化を考えると、目早の性格を本筋に戻すことが重要な課題となつた。そのために、しばしば目早の正常化を図る目的をもって藩令を布達し、町検断にその取締り方を命じている。特に秋元藩ではこの問題を重視し、寛政九年（一七九七）の如きは一月と五月の二回に亘り、次のような札商い禁止令を嚴達して彼等の反省を要望し、堅実な取引の立て直しを図つた。

一、近来町方商人共酒田湊を見習、札商いたし候ニ付、去ル^(寛政五)五年停止被申出候之處、近頃相場商杯与名目を替、代口物茂無之品、目早共口錢等之利欲ニ拘り、不束之売物取次候ニ付、限月ニ至リ差引甲乙及出入、度々訴出候ニ付、以来相場商者勿論、代口物も不致所持、端書等ニ而売買いたし候儀者、嚴敷停止被申付候

一、目早共御地領^(地)之もの名前ニ而取次、又者金主なと、取拵、差引相滞候節、御地領掛^(地)リニいたし候儀聞々有之、不埒之至及聞候ニ付、此度目早共不残呼出、嚴敷申渡請印申付候、然上者商人共一統前書之趣急度相守、不束之商等不仕候様被申付候、万一心得違之者茂有之候ハ、急度咎可申付旨申付有之候、此段町内商人共江不洩様可相触候

巳正月廿五日

(前文及一、二項省略)

一、商売物之儀、正品物無之札を以売買いたし候儀者法度ニ候条、先達而相触候通ニ候、緞令正品物有之候とも、品数不揃等ニ而、始終出入も可相成商ひ事ハ、取組為致間敷候、他所引合之商者、猶以品物之有無能々可相糺事

一、紅花時節ニ至、町家店々ニ而干花売買いたし候節、近年者目早渡世不致、外商人も其場江立入、目早同様売買之取持致し、相談整候得者、口錢配分取候ものも有之趣相聞候、以来目早渡世之者之外売買之取持いたし候とも、口錢配分取候儀致間敷候旨、町家一同申付候間、此旨可存事

(一項及後文省略)

巳五月

しかし、このように進行しつつあった目早の動向・変質については、藩権や町役の監視をもってしても、中々阻止することは出来なかつたらしい。その後、目早仲間としての機構や統制をどのように改革したか不明であるが、水野家史料によれば、嘉永頃（一八四八）の山形には有力な目早が六〇人ほどもおつて、それぞれ荷主の手先となり、紅花の売買は勿論、諸品の取引きに欠くべからざる役割を果していたことに変わりはなかつた。勿論、札商いへの変質はいよいよ濃く、そのまま明治期に入つて全くの札商い業者となるのである。

3 小仲買人サンベの性格

通称サンベと呼ばれる小集荷業者は、目早たちのような仲間組織も、売買上の特殊な権限も持っていなかつたし、公的な制限規定や仲間としての拘束もなかつたようである。紅花サンベの場合は、干花加工业者や荷主・荷問屋の手先となり、買子となつて、あらかじめ仕入金の前借りをして、生花生産者の庭先から直接買い集めて来るいわゆる畑前商人である。独立のサンベは自己資本をもって集花し、それを町場の花市場に持ち出し、干花製造を専業とする花仕入宿と取引きを行なうか、或は在郷の花宿に持ち寄つて自由売買をしていたのである。

紅花サンベは紅花の生産増や、干花加工业普及に伴つて発生したが、享保期に出来た「名物紅乃袖」に「山家と申候て、仲買の者在々々生花買出し、市場に持参（云々）」とあるのは、その性格を示す初見のものであり、山形藩秋元家（明和四年
弘化二年）の家臣・山瀬遊園が書記した「山形雜記」に、「半夏一つ咲と申て無間違咲也、夫より二、三日之中に咲揃を見て、サンベと申して、町方がボテイ籠を昇ぎ、数人買手入込（云々）」とあることは、サンベの業態をよ

く表わしている。しかし、流通機構の未成熟な中期以前には、目早との業務区別は明確でなかったから、在方の称呼慣例としては、後世まで両者を総称してサンベと呼ぶ場合も多かった。

諸商品生産物の巡回集荷に従事するサンベには、これを専業としているものが多かったが、紅花のように極く短期間に集荷・処理を必要とするもの場合は、加工業者や大規模集荷業者は、専業者の外に、臨時雇傭としての専属サンベを使用することが多かった。これは、売り人である生産者側に言わせればサンベであるが、雇傭人側では普通「買子」と称し、集花資金の前渡しだけでなく、集花に必要な資材としてボテイ（昇き棒）や箆の類まで貸与する慣習もあった。

紅花サンベを含む一般サンベ稼業に、特別な営業権が附与されていたかどうかは、史料的にはまだ明らかでない。上山・松平藩の町方サンベ業者たちがその営業権を確保する目的をもって、幕末の文久四年（一八六四）『元治元年に、町内のサンベ業者に限り、サンベ鑑札の交付方を藩役に請願した例があるが、それは許可にならなかった。「上山見聞随筆」によれば、この年「町方の仲買さんべ共に於て、サンベ鑑札を願ひ上げ、在方のサンベに鑑札御下渡無之様にと願ひあげたる処、此事御聞届け無し」と見える。その不許可の理由は明記されていないが、恐らくは、専業権を公認することによって、町方のみに仲買人の偏在することは、直接生産地帯における流通の渋滞をきたし、また、生産物取引きの最盛期に、重要な役割を果たす臨時サンベの成立や、買子の活動を制約する結果となると判断したためと思われる。

サンベ仲間としての活動を規制する定めはなかったらしいが、山形の花市場に出荷する場合の心得方については、藩庁および町会所から厳しい指示事項が示された。その内容は何れも最上紅花としての品質を保護し、粗悪化を防止することにあった。この問題については、別に「品質の低下」の項に述べておいたから省略するが、元文三年（一七

三八) 五月に、京都の紅花問屋から最上紅花の品質が著しく粗悪になったことを指摘されて以来、その改善に関する問題が俄かに表面化し、その責任の一端を負うサンベたちに対する上司の取締りが嚴重になって来たのである。

詳細且つ具体的な品質改善策については、十日町・七日町の紅花仕入宿から藩庁に上申した意見を基本にして、町中に触れ出されたが、そのうち、サンベを対象とする項目について見ると、花市場出しは暮過ぎ以後を禁止すること、商品は水花玉に限り、きせ玉・置花等の不良品の販売を禁ずることの二点が中心をなしている。これらの指令はその後もしばしば出されているが、年によっては、さらに新しい事項も附加される。「事林日記」宝曆四年(一七五四)の触書を引用しよう。

覚

(前三項省略)

一、さんべ共、紅花玉ニきせ花いたし候義、且又置花之類一切仕間敷候

一、紅花売買之義、市場定之通十日町・七日町ニ而斗売買可致候、直買之者右市場之外ニて相調申間敷候、且又先年願之通知相究候、水花板にのせ売買候様ニ可申付候、尤紅花玉小振ニ不仕売買候様ニ可致候、布木綿ニ包、ほくかむりのまゝ持出候ハ、買取不申様ニ可申付候

一、さんべ共売買キケ間敷儀、一切仕間敷候、或者さんべ共仲真^(マコ)ニて申合、喧嘩、口論等申掛、店を騒し、売買の障ニ罷成候義、決て為致申間敷候、外々来ルさんへ共江宿々より急度可申聞候

永田次郎兵衛

五月廿二日

特にサンベ共の不正売買と風紀の問題は、花市場衰微の重要な因をなすので、上記のような触はその後も継続的に出されている。しかし、流通経済の広域化によって、市場の特権勢力を失いつつあった中で、前項で述べた目早たちの変質も、このサンベ稼業者たちの所業も、遂に取締まることは出来ないで終わった。

4 花買宿の発達

紅花生産のはじまった極く初期の頃は、生花の取引市場が未発達であったから、干花加工の段階まで、生花生産者自体の手で行なわれる場合が多かったのであるが、生産が高まるにつれて、生産と流通の機能分離が起こって来たのは当然である。それは、加工に要する労働力や設備の制約、加工品の品質の不統制、干花集荷の業務的不便などが主なもので、要するに生産機構の合理化の要求が、おのずから分業化・専門化を促したものと見られる。

これらの点について、もう少し具体的に述べて見よう。「名物紅乃袖」は享保期の事情を「近年手前干に紅花をいたし、是を山家^(サンベ)中買し、売買御座候、能花ハ不足ニ而、中々下沢山に候、水花下直ニてうりかね、畑より沢山出、仕廻遅ク罷成、売かね、手干に仕候」と言っているように、生花生産が高まって来た所に、毎日の市況の変動によって、残花が生じた場合には、止むを得ず手干しをしたが、その製品は「中々下沢山」で、商品性は至って低かった。それは、既に発生している加工專業者の技術には及ばなかったことを示している。

加工設備の問題については、特に「紅乃袖」の著者が「惣而入用多候共、小屋餘慶仕度奉存候」と述べているように、小屋その他の乾燥場設備が充分に整っていないければ、干花加工は容易な業でなかったのである。このことは加工專業者に対しても言われることで、「日照の年ハ早速干上り候得ハ、其節ハついへ之様ニ被存、仕切算用御客様へ如何氣之毒、又ハ外の花屋々も仕切高ニ候得ハ、申訳も難立候、如斯あれは迎、雨之年ハ不自由千万、くさりも出候て

申分無之、難儀ニ奉存候、干場も右之通、日照の年ハ場所も入不申候得共、雨之年ハ大分の紅花一度に出し申故、場所無之候得ハ干場ニあまり、天氣に成候ても取干不申罷在」という危険に陥ることが多かった。

これからみれば先ず干場や収納庫の設備が先決で、それらに対する投資力の不足な零細農民や小商人にとって、大量の干花製造は不可能に近かったと言えよう。それに前述したような技術的な問題、洗い場としての用水の問題、或は労力の問題もあり、享保前後の農村の低い経済力と生産構造からすれば、農民は生花という第一次的生産の段階にとどまり、その生花は仲買サンベの手を通じて、第二次的干花加工業者に移るのが、在郷農村における生産構造の自然な常態であった。

加工業を経営するものは、主として生花仕入宿と称するものであるが、大規模の干花集荷問屋の中には、加工作業を自己の経営の中に組み入れて、地場における生産過程を掌握しているものもあって、一概に専業者として捉えることは出来ない。これらの加工業者は目早の斡旋によって、京都の紅花商人と取引高の契約を結ぶか、或は各人の思惑によって製品量を決定し、それに必要な生花を仕入れることになる。

この生花仕入宿という干花加工業者は、在郷市場にも散在していたが、享保期頃まではその数は僅かで、大部分は上方商人との取引関係の深い山形に集中していた。前記「紅乃袖」の記事によれば、旧来「町中に紅花買申者宿共ニ廿軒斗も御座候」とあるが、紅花の需要が伸びるにつれて、自己資本に乏しい輩まで多くの下人を雇い、多額の融通資本を投じて設備を整え、加工を始めるようになった。そのために、享保末期頃の山形の状況は「近年ハ五十四五軒、六十軒程花屋御座候様ニ相見へ申候」ほどで、花の時期には町中に関係業者がひしめき合うようになったのである。

これらの中でも、十日町の安田・有沢・北条などの花屋は、特に経営規模も大きく、「御客之仕入花ニ不構飯仕

入、掛り物多候得共、小屋乾場惣而のもの迄支度致置、不自由ニ無之様仕候故、紅花も心能出来、その上あつらへも多、廿駄三四拾駄も調被申、代表的な業者であつたという。その他、元文三年（一七三八）の平清水家文書によれば、紅花仕入宿仲間として勢力のあつた各町内の業者は、下表に示した通りで、紅花市場として最も有名な十日町に居住する一六軒を最多とし、七日町・横町・旅籠町に散在するものを合せれば、実に三三軒に達している。外にも各町内に中小業者がおつたから、「紅乃袖」に言っている六〇軒内外という数字は、必ずしも過大なものではない。

「宿」には単に花宿と称するものと、花仕入宿又は花買宿と呼ぶものがある。前者はサンベ宿とも言われ、一定の所属関係を持たないサンベ共が、自由に集荷した生花を持ち寄って売買する場所という性格が強いが、後者の場合は、サンベ衆を通じて生花ないし干花を集荷し、他の荷問屋と取引を結ぶ仲買業的な面が強い。仕入宿はさらに、上方紅花商人との直接取引も行なうので、荷問屋の性格も備えていた。そのために上方の紅花商人たちは絶えず相場連絡を怠らなかつたのみならず、産地に出買いをする場合には、これら仕入宿をもって定宿に指定し、そこを根拠地として自からも必要量の獲得に当たつた。後年の例であるが、京

山形町内紅花仕入宿経営者名（元文3年）

町名	宿数	業者名
十日町	16軒	与次兵衛、弥五兵衛、嘉右衛門、治兵衛、平右衛門、留兵衛、久左衛門、次郎兵衛、左治兵衛、与兵衛、茂左衛門、半左衛門、甚八、伝七、庄右衛門、忠兵衛
七日町	8	伝兵衛、勘七、勘蔵、弥次右衛門、十次郎、弥太郎、与三郎、源兵衛
横町	2	清右衛門、六左衛門
八日町	3	儀左衛門、善太郎、作兵衛
旅籠町	4	清次郎、玄瑞、喜左衛門、忠次郎
計	33	

（平清水深家蔵文書による）

都の吉文字屋は「例年紅花買宿」⁽⁸⁾として、山形の福島屋治助、楯岡の吉田勘右衛門を、また若山屋は山形の山口屋甚兵衛を指定している。こういう場合の仕入宿は、買次問屋としての性格をも現わしている。

山形のような中心の町場に成立した仕入宿や荷問屋の加工作業は、在郷の地主階層や大商人が加工業に進出し、或は生産農民自体や仲買人が手干しを営むというように、農村の生産機能が拡大して来ると、町場の加工業は次第に侵蝕されて来る。生産地に手干しが普及するのは、大体宝暦期を境としてのこと、この頃から農民層の分解に伴い、一方には経済力に勝れた地主的商人が発生し、在方市場を形成して、町方市場に対抗し得る実力を示すようになる。寛政十年（一七九八）頃の三井文庫所蔵史料の一節に、その変化を次のように述べている。

紅花調方、始者生花百姓方江罷越調申候、盛りニ相成候得ハ多分之事故、百姓城下江持参いたし候ニ付、買宿ニ罷在候而相調申候（云々）、干花ニ相成百姓手方之分、始者買宿へ持参いたし相調申候、町在中買之分者屯人ニ而式三駄も出来いたし事故、其所々江罷越相調申候

しかし、その手干生産量は同史料で「百姓紅花作り方之者共、凡七分通り者其日限りニ生花ニて売払来り申候、凡三分通り暮し方宜敷百姓手干ニいたし相払申候」と指摘しているように、生産地手干し分は寛政頃でも漸く三分通りに過ぎず、七分通りは生花のまま仕入宿や地主的商人層に売り渡されたのである。寛政以後在郷市場もいよいよ整備されて来るが、そうになると、群小の自由発生的な花宿と称するものは次第に縮小されて、在郷地主的商人の経営傘下に吸収されて行くし、そういう地主商人の支配下にあった生花生産農民は、彼等の従属的に手干し作業を行なうようになったから、生花のままの取引きは次第に減少する。山形の花市場が、天明期（一七八〇代）前後から全く衰微し

たという事実は、十日町や七日町にあった多くの仕入宿が、在郷の新興勢力に圧倒されたことを物語っている。

5 荷問屋の発生

享保頃の山形には、紅花仕入宿とは多少性格を異にした、専門の荷問屋に近い業者も発生していた。旅籠町の後藤小平次などにその例を見ることが出来る。この家は、古くから津軽侯の本陣を勤めていた程の旅籠屋で、紅花商いを兼営していた。しかし、本業の関係から、他の紅花仕入宿のように、生花を仕入れて干花加工までの作業が可能であったかは疑問である。恐らくは干花の集荷が中心で、上方の紅花商人との間に存在する買継荷問屋でなかったかと思われる。史料としては若干不完全であるが、享保十五年（一七三〇）戊七月の「指引目録」という仕切書を見ると、そういう性格が窺われる。

指 引 目 録

一金五百両者 但し考分判符印ニ而請取

内

金百八拾三兩考分四匁四分三厘三毛

是者手前仕切表則仕切ニ而わたし

金五拾貳兩貳分八匁七分七厘五毛

是者干紅花三駄五袋之代手前

仕切表ニ而わたし

(注) この後多少切れ

金七拾兩壹分拾貳匁六分七厘

是者草刈六左衛門へ仕切表渡し

金貳拾兩三分〇切れ 〇七厘

是者後藤平三郎へ仕切表渡し

金拾八兩貳分三匁壹分五厘

是者永田二郎兵衛へ仕切表渡し

金四拾七兩三分貳分四厘

是者土屋与次兵衛へ仕切表渡し

金五拾五兩壹分壹匁六分九厘六毛四

是者後藤小左衛門へ仕切表渡し

金廿壹兩貳分四匁壹分

是者鈴木忠右衛門へ仕切表渡し

金九兩貳分四匁四分

是者藤田長左衛門へ仕切表渡し

□^(九カ)口小以メ

金四百七拾九兩三分

銀拾貳匁七分三厘四毛七

指引残り

金廿兩式匁式分六厘五毛三

(注) この後多少切れ

右□紅花□致□受取金銀相□ □

残金相渡此表無出入相済候若相違候ハ、重而指引可致候

為後日之仍而如件

享保十五年

戌七月

羽州山形

後藤小平次

松坂屋弥右衛門殿

同 吉兵衛殿

宛名の松坂屋弥右衛門については知る所がないが、恐らくは上方の紅花商人であつたらうと見られる。この松坂屋からの仕切表は五百兩という高額で、当時の紅花相場は新金で三拾兩と四拾兩位であつたから、平均で計算すれば凡そ十五駄分に相当している。この年村山地方は「近年無之花へ水上りにて、おか畠へかれ申候而殊之外不足」という年柄で、山形近郷の干花生産高は凡そ三百駄位であつた。このうち、小平次が松坂屋に發送した分だけで二十分の一という額に上っている。

五百兩のうち式百三拾六兩は小平次分二口合計であるから、七駄ほどは小平次の集荷分で、残余の八駄ほどは共同

出荷が寄託荷である。指引目録に見える寄託人は七人であるが、紅花商人としての素性・性格を明らかにしていない。この史料より八年ほど下る前記元文三年の紅花仕入宿仲間名簿と対照してみても、六左衛門・二郎兵衛・与次兵衛などが、それぞれ草薙・永田・土屋の姓を名乗っていたものとすれば、享保史料に出ているそれらの人々は紅花仕入宿であったことになる。後藤平三郎や同小左衛門は小平次の同族で、仕入宿を経営していたものであろうか。何れにせよ、小平次を買次荷間屋として、他の七人は干花の集荷業者か、或は干花加工業者で、まだ荷間屋としての実質的勢力までには至らなかった商人層であったことが知られる。

以上から見ると、一概に紅花商人と言っても、その経営内容は単一でなく、サンベ宿があり、仕入宿があり、荷間屋があり、それぞれの特色を持ちながらも、中には仕入宿と荷間屋の性格を兼ねるものもあって、多くの商人を一樣に規定し理解することの出来ない複雑さがあつたようである。

- (1) 山口村阿部孝吉家史料「自早渡世之訳合書上」
- (2) 「山形経済志料」第一集
- (3) 前出阿部家史料
- (4) 全 前
- (5) 山形市史史料編「事林日記」
- (6) 山形市地福寺蔵 「山形市史編集資料」第三号登載
- (7) 「山形経済志料」第一集
- (8) 高橋武彦編「高忠古文書叢書」第一号
- (9) 山形市地福寺文書

第二節 山形・花市場の変遷

1 花市場の成立

紅花市場は略して花市場と言うが、普通は単に花市と呼ぶ。干花加工業が一般に普及せず、その技術も幼稚な時代は、生花は特定の花市場に搬出されて、専門加工業者と取引するのが慣例であった。そういう取引市場で最も大規模で整備されたのは、山形の花市場である。この市場が成立した年代については明らかにされないが、山形が交易的町場として組織化され、しかも、最上紅花の生産が高まりかけて来た寛永期頃に当てるのが至当であろう。前記「目早渡世之訳合書上」によると、「寛永年中正月十日、地之利を見立石ヲ居、町割繩張被遊」、十日町以下三三カ町を定めた際、十日町に市神を建て、それ以南に正月初市を開いて賑わったという。さらに続けて「其後、御札ノ南者神前ナル故ニ、生花市場ニ被仰付、歳増ニ繁昌ニ相成」と、花市場の成立を伝えているが、その年月を明らかにしていない。最上紅花が移出税対象の商品として記録に出て来るのは、寛永の末年、保科藩領時代からのもので、寛文年間には干花生産量も明瞭になって来る事実から察するに、山形における一般商品の交易市場機構の中に、特設花市場として認められて来るのは、やはり保科藩前後の経済政策によったものと思われる。

発生頭初の花市立場権は、十日町に限り公認されたものかどうか不明であるが、生花生産の著しく伸びて来る元禄頃には、既に十日町と七日町に市場権が固定していた。元禄年間に編述されたという「山形故実録」を見ると、両町

の項に「紅花時は、十日町之内勝手次第出店いたし、紅花買申候」、「紅花時ハ七日町之内下之町ハ、紅花売之出店場」とあるから、十日町は以前は御札場より南に限られていたものが次第に乱れて全面開放的となり、七日町の場合は下之町に限定して出店が許されていたのである。

成立前半の花市場の機構およびその機能は凡そ以上の通りであるが、その後、市場の發展に伴って、十日町に市場拡張運動が起きた。宝永四年（一七〇七）六月に、従来御札場から南方に限られていた市の立場規程を変更して、正規に横町まで延長を希望する運動であったが、市場開設の場合は、町および立前衆の持つ権利は、古来独占的なもので、利害を伴うものだけにそれを変更させることは容易なことではなかった。この拡張運動もまたそういう伝統的仕来りに阻まれて失敗した。しかもこの運動が契機となって、花市の町場割が整備され、組頭たちによって規約化されるという特権の強化が打ち出されたのである。この時の覚書を見ると、従来の町場を三ツ割にし、各年順番に市場として使用することにより、町全体の平均的繁昌を図ること、新しく紅花市場を設置することは一切認めないことを町年寄衆から申し渡され、町内組頭一六名の連印をもって、一札を結ぶに至った。

花市町場割付之覚

亥年立前

東 長左衛門ノ伊右衛門迄

子 年

同 伊右衛門ノ多兵衛迄

丑ノ年

亥年立前

西 権三郎ノ与兵衛家並屋敷迄

子 年

同 弥兵衛ノ喜兵衛迄

丑ノ年

同 多兵衛ハ弥右衛門迄

同 伝九郎ハ新兵衛迄

右之通年々番前之所ニ而紅花売買花市相立可申候

宝永四年丁亥六月

御札ハ横町ノ方ハ花市場願被申候故、町年寄衆迄申上候ハ共、古来御札ハ南ハ相立候市場ニ候ハハ、新方に願申上候義不罷成候由被仰聞候間、古来之町場ハ南ハ三ヶ所ニ割付、隔年ニ相立候様ニ被仰付候

一札之事

一、此度町内不残にきあいのため、花市場古来定来候町場より三ヶ所割合仕、当年ハ各年ニ相立筈ニ相談之上町場割仕、当年ハ花市場相定売買仕候、向後相定之通無相違各年ニ市場相立可申候、為後日判形仍如件

宝永四年丁亥六月十二日

組頭 六左衛門

(外一五名 省略)

この機構の確立と、後に述べる元文三年(一七三八)の市場機能の改革とによって、山形の花市場は、一応の整備を遂げることになったのである。

それ迄の花市場の構造は、前記のように「勝手次第」の outlet であったというから、特殊市として、両町の立前衆による店割り制限もなく、開設の期間や時間等も一定していなかったらしい。しかし、山形周辺のやや温暖地帯の開花期は、播種期の関係から「半夏(七月二日頃)一つ咲き」、天童以北および河西地方は「土用(七月二十日頃)一つ咲き」であったから、摘花作業は太陽暦で七月五日頃から大凡七月末、八月初め頃に亘る。従って花市の開設期間はその摘花期間とほぼ一致していたものであろう。しかし、この市場の利用圏は確実に捕捉することの不可能な事情もあ

り、必ずしも一ヶ月の長期に亘る開設とは断定出来ない。

享保頃の地方別出荷量は、上山在から概ね二、三分通り、天童在から七、八分通りで、その外にも寒河江方面から若干の売り人が出ていたようである。南郷、即ち上山藩内は、蔵王山系と白鷹山系に依って囲まれた盆地で、その中央を須川が貫流しており、紅花の生産地としては最適で、その量こそ余り多くはないが、良質のものが生産され、山形市場では南郷ものとして歓迎された。市場開設中の賑わいについては諸書に紹介されているが、「名物紅乃袖」は享保頃の模様を次のように述べている。

紅花市場、七日町十日町兩所へ、勝手くゝに罷出相調申候、先十日町の辺、花屋ニ而沙汰仕候は、南郷の花ハ、上野山へ掛り紅花結構之由、昔之格ニ而かたしめの花出候得ハ、北方ハ花見事之様ニ申候得共左にあらず、南郷ハ狭ク北郷ハ廣シ、十之物七分八分ハ北在より出候、三式分ハ南郷より出申候ゆへ、惣而十日町へ北在ハ山家買出し持參仕候、中々北在より十日町へ花持參不致候ハ、市場も淋しく立兼可申様ニ被存候、然ば、花のよき悪鋪不及論、時節の運かと被存候

仲買・サンベたちは、在方生産地から集荷した生花を市場に持參し、「水ニひたし、木綿のきれ三尺斗成物かねのてにぬい、是にて丸クしぼり、水のたらく出候を、しとみ又ハ板・板戸にならべ、五ツ六ツ十廿持出」して売り競うのであるが、「紅乃袖」の筆者はその光景を「遠国と云ながら、買人売人の有様丸はだか、肌着斗、或ハ笠ミのを着し、物々鋪出たち、只狂人のことく、余国より来り見物せしハ、うたてき事なり」と、その取引きの熱氣を描写している。山形案内記に「風流松の木枕」というものがある。前書同様、後藤小平治の書いたもので、明和年間に来

た。その中の七日町の項にも花市を紹介して、「この杭より七日町と云、軒数九十七軒、此町紅花時分の最中は市場を立、京都の紅華中買の旅人下りて売買仕る、他国の衆はしらぬ、其時分は男も女も狂人のごとく姿を崩し、いつ櫛の齒入たる儘やら、赤裸に成、何か一ヶ月の儲か一年中の暮しとなりぬこと故、前後を争ひ、親兄弟の見境へもあらばこそ、我劣じと買ふことなり、昼夜の境なく賑ひ申なり」と、そのすさまじさを精叙して余す処がない。但しこの描写は明和年間のものではなくして、前者同様、享保頃の七日町の市場風景を描いたものであろう。実は、次項に述べるように七日町の花市場の繁昌は、明和頃には既に衰微していたのである。

花市開設の時刻にも、はっきりした制限規定はなかったが、「松の木枕」の最後に言っている「昼夜の境なく賑ひ申なり」ということは、必ずしも当を得た表現ではない。仮りに事実であっても、夜間までの賑わいは、最上紅花にとっては、決してよろこばしいことではない。

紅花取引きの夜間に及ぶことは、元文三年（一七八三）の平清水家文書に「近年花市場ニおいて花相調候宿共、見世出遅く、七ツ時（午後四時）或ハ暮ニ掛り買出し、夜ニ入四ツ時（午後十時）九ツ時（午後十二時）迄も買入申候」とあるように、享保頃からの慣習であったと見られるが、この夜間取引きは、生花の処理に甚だしく悪影響をあたえ、引いては干花の品質低下を来たす重要な因をなしたことは言うまでもない。仕入宿主たちがこの弊風を矯正するため、元文三年六月に藩庁に対して、市場開設の時間を正午から暮時に限るよう、その取締り方を要望した。しかしこの規制は後年まで守られなかった。その原因の一つは、京都に紅花問屋仲間成立以来、生産地における買い急ぎが多少弱まったために、農民の摘み方が緩漫となり、市場出しがおのずから遅れ勝ちになったこと、もう一つは、買値値を下げる目的をもって、仕入宿自体が計画的に見世出しを遅らしたことにあった。このような訳で、花市場の開設時間を制限するということは遂に出来なかつたようである。

2 紅花市場の機能の低下

花市場の繁昌は、商業都市山形の一つの象徴的なものとなっていたが、その最盛期は元禄から享保期にある。寛保三年（一七四三）の史料に、「十日町・七日町・旅籠町紅花市場、住古々相立売買仕来、他町三而直買之紅花一切相調不申、両町市場ニ限相調来候」と言っている様に、花市場公認の時点において、両町にのみ売買の独占権が附与され、町規としてその特権保護に当たって来たことに繁昌の原因がある。しかし、享保期を過ぎる頃から、その盛況も漸く衰退の兆を示して来る。

それを誘発したものに、享保二十年（一七三五）京都に公認紅花問屋仲間の成立がある。その目的は、自由競争買いによる紅花相場の変動を防止することにあつた。その上、遠隔地間の流通機構としては、迅速且つ安全を期する上に、重要な役割りを果す筈の制度であつた。しかるに、この独占権は間もなく幾多の弊害をもたらし、山形の花市にも悪影響を及ぼすに至つた。

公認問屋の性格は、もともと京都における荷受けの業務を果たすものであつたが、成立して間もなく仕込問屋に變質の傾向を示し、生産地に買人を遣わして直買いを行なうようになった。それにつれて、山形の仕入宿や加工業者の中の買次ぎ商人は、委託量確保のために、専属の買子やサンベたちを、生産地で直接的に大量の集荷に当たらせるものが生じて来た。また、農村における作付地の拡大と生産量の増加、干花加工の普及は、農村市場の成立を促がし、京都の間屋と直結するようになったので、山形の花市場出店が漸減の傾向を現わして来たのである。

十日町・七日町の花市関係者は、こういう傾向の見えはじめて来た元文三年（一七三八）に、堀田藩庁と連絡の上、「買人共生花ニて相調不申様」と出買いを禁じたが、効果を収めることが出来なかつたので、寛保三年（一七四三）

閏四月に再び花市衰微の状況とその原因について詳述し、「先格之通、紅花仕入直買之もの共両町市場へ罷出、水花或ハ生花ニ而も勝手次第売買仕候様被為仰付度(云々)」と、藩庁に願書⁽³⁾を提出した。この頃は紅花買人たちの産地進出は益々激しくなり、花市場の不振は紅花仕入問屋やサンベ・花買宿まで、強くその影響を受けるようになったのである。

乍恐以書付奉願候御事

一、紅花之儀御國産物之第一御座候得ハ、紅花上産を以御百姓様ニ罷成、御町中之者共渡世相統仕(中略)十日町。七日町。旅籠町紅花市場往古々相立賣買仕来、他町ニ而直買之紅花一切相調不申、両町市場ニ限相調来候町規ニ御座候、然ル處近年古来之格相失ひ、紅花直買之者共、他町或ハ遠在迄罷越相調候者共数多在之、近年両町市場見世粗減少仕、他領并遠在之口入込者すくなく、花市場賑ひ薄御座候得ハ、両町之もの共迷惑至極ニ仕り、別而一兩年以來見世粗不足ニ御座候故、紅花買人共おのつから見合ニ罷成、昼之内見世出来兼、平日同然之儀御座候得ハ、紅花賣買之儀夜ニ入或ハ夜更候得ハ買出申候故、市場之相賑ひ不罷成、直買紅花仕入問屋・さんべ并宿等迄難儀至極ニ奉存候、畢竟直買之者共、他町或ハ遠在迄罷越相調申候間、見世粗減少仕、自然と夜更至商賣仕候故と奉存候、依之當夏々向後紅花直買之もの共両町市場ニ罷出、生花にても水花ニ而成共、相對勝手次第第二賣買仕候様被為仰付被下度奉願上候(以下省略)

寛保三癸亥閏四月

十日町願主

久右衛門(外六六名略)

七日町願主

伊右衛門（外四九名略）

十日町組頭

嘉右衛門（外一四名略）

願書を受けた堀田藩庁では、時宜を失せず五月七日（六、二八陽曆）付をもつて、願意に対応する注意書⁽⁶⁾を公布し、商人は勿論生産農民に至るまで、その徹底方を申し渡した。内容は前文を加えて八ヶ条から成り、生産上の心得から、サンベ共の集荷・販売の在り方、市場開設の改善等に及ぶものであるが、その主要な点は次の二項にしぼられる。

- 一、古来より十日町・七日日両町紅花賣買之市場相定、買人共ハ市場ニ而買求候處、近年他町又ハ在々迄罷越相調之様罷成候ニ付、惣而及難儀候趣相聞へ候儀ヲ、今年よりさんへ共ハ格別、直買之もの市場外ニ而相調候義令停止候、右両町市場（外脱か）へ罷出調候もの有之者、市場之者共致吟味、其旨申出候様ニ申付置候事
- 一、さんべ共ハ随分處々にて買出し、市場へ持出可致商売候、市場之外ハ売買之義堅無用ニ可仕候事

紅花市場の特権回復を願ひ出た人々は「十日町・七日町之儀（中略）、往古より紅花市場被為仰付相立来候町規御座候」と述べ、また藩庁でも「古来より十日町・七日町両町紅花売買之市場相定、買人共ハ市場ニ而買求候」と、その町規を認め、互に市場機能の確認を図っているのであるが、思うほど簡単に解決はつかなかつたようである。町規と言ひ、藩則と言つても、それは飽くまでも堀田藩領内のみに通用することで、他藩や公領には何等の拘束力を持つものではなかつた。当時の堀田藩領は山形各町の外に古館組・平清水組・上野組・谷柏組・松原組・落合組・植木組・要

害組・蔵増組など、旧南村山郡の一部と東村山郡の大半、約一〇万石に亘ったが、必ずしも紅花の主産地を抑えていたとは言いがたい。高嶺・天童以北、長崎地方、最上川以西の寒河江・谷地など、重要産地は殆ど管知外にあったから、山形の新興商人に従属するサンベや集荷人たちの、領外における取引活動を規制監督することは事実上不可能なことであった。

宝曆期を迎えると、在方に成長しつつあった新興市場はいよいよ勢力を増大し、町方市場に対抗して来る。これにつれて、山形の花市立前衆の焦り方は深刻で、藩庁および町役を通じて、例年のように出買いを禁じ、花市の復興を策するが、宝曆十四年（一七六四）六月に触れ出した次のような通達を最後に、その後しばらくは情勢を静観するようになった。

覚

一、紅花売買之時方ニ候間、御自他之者共大勢入込可申候間、火の元用心別て入念、諸事昼夜致油断間鋪候、勿論喧嘩口論無之様ニ相慎可申候

一、紅花摘様之儀、朝露之内熟花成を摘取候様ニ可心掛候、ほうし白根者勿論、未熟成花決而摘入申間敷候

一、買人共見せ出し候儀、遅く無之屋時々始、日々相応之売買可致候、下直ニ可致心掛候而、見せ出シ遅ク、或ハ買人共申合、見せ置不申様我か儘仕方致間敷候、少しニ而茂怪儀相聞候ハ、御当地商人共勿論、他所商人者其宿々御詮儀之上、急度可被仰付候

一、さんへ共紅花ニさせ花致候義、且亦生花之類一切仕間敷候

一、紅花市場之儀、定之通十日町・七日町ニ而斗売買可致候、直買之儀ハ右市場之外ニ而相調申間敷候、且亦先年願之通如相究り候、水花切ニ参由（たゞ）売買可致候、尤紅花玉小ふりニ不仕売買候様ニ可致候、ほふかむり之儘

持出候者買取申間敷候

一、さんへ共売買抜ケ間敷儀一切仕間敷候、或へさんへ共仲真ニ而申合、喧嘩口論等申掛、店を騒、売買之障ニ罷成候様成義、決而致申間敷候、外々来りさんへ共へ者其宿々々急度可被申聞候、右之趣前々相触候通急度相守様ニ、從御役所被仰出候間、早々町内へ不洩様可被申聞候 已上

右之通申承候間為念申入候 已上

申六月十日

江口茂右衛門

水口久右衛門

明和期に入ると、流通制度の大改革があつて、特定の花市場の機能はいよいよ弱められ、その存続の意味を喪失するに至つた。即ち、明和二年（一七六五）に幕府は従来の花市場屋仲間制による専売権を廃止し、京都における紅花商人の自由取引を認めた結果、生産地における売買機構にも大きな変化を生じ、これまでもしばしば述べたように、在郷の仲買と花買人、或は新興商人と京都の紅花商人との直接取引が顕著になつて来た結果によるのである。これ以来、十日町や七日町の市は單なる三齋市として、一般交易市場化し、山形としての異色ある風景を漸次喪失する結果を招くようになった。

3 紅花市場の衰亡

山形藩のとつて来た花市場の保護政策は、商業都市としての經濟發展のため、いわゆる「町内不残にきあい（賑わい）のため」であり、さらに、花市場以外の出買禁止は、幕藩の財政々策の章で触れたように、領内における出荷

役の増収を企図したものであった。こういう重要な意味をもつ花市場の衰微は、町場にとっても藩庁としても、拱手すべき問題ではなかった。

在方商人の勢力の伸張、京都紅花商人の在方市場への直接進出と商業資本の投下、町方紅花荷問屋と在方商人との経営提携など、紅花流通の上からも、或は、商業都市としての立場からも、その影響は軽視出来なかつたので、七日町では、天明元年（一七八一）五月に藩庁に対して、生産者の庭先売買の禁止と、花市場の特権回復のことを請願した。言うまでもなく、藩庁では直ちにこの願を承認して、その趣旨を領内に申渡した。その内容の第一は市場売買の勵行と庭先取引の禁止であり、第二はサンベ以外の者の在方出買いの禁止である。

先年於七日町紅花市有之候処、近年等閑ニ相成紅花市相止候、此度相願候ニ付、先年之通申付候、依之追付紅花売買之時節相成、自他領之者共大勢入込事ニ候得者、火之元盜賊之用心昼夜入念油断仕間敷候、紅花売買之儀、右市場江持出し致売買、自分宅ニ而者売買仕間敷候、尤在方江さん遍へ之外直買罷越候儀可為無用候、右之趣領分町々江相触候間、此段地中門前之者江も申付候 以上

壬五月十七日

追而領分ニ被罷在候同宗并配下へも通達可有之候

新井甚五左衛門

樋山十蔵

法祥寺 瀧門寺 光禪寺 長源寺

しかし、既に生産および取引の形態に大きな変化をきたしていることを無視して、単なる藩令をもって、旧來の

花市を復興させることは不可能に近いことである。果たせるかな、在町の新興商人たちやサンベたち小前のものども、在郷の生産者たちから、取引きの自由を統制して、花市場の独占権を擁護復活しようとする、藩庁の時代錯誤的な政策に対して、激しい反撃が起きた。この在町挙つての反対勢力に驚いた藩庁では、僅か二十日後に、先の花市復興のための出買ひ禁止令を、撤回せざるを得ない醜態をさらすに至つた。⁹⁾「万端只今迄之通(云々)」ということは、妙な表現であるが、藩は元文期以降衰退を続けて来た花市の再興を思い止まり、自由取引きを公然と認めたことになる。

先達而於七日町紅花市之儀相願候ニ付、前例之通申付候処、在町小前之者共難儀之趣粗相聞候間、各紅花市相止、万端只今迄之通申付候、此段地中門前共江(茂)可被申付候 以上

六月一日

○印

(以下前に同じ)

花市復興計画の失敗は、表面的には前記の諸点に原因を求めることが出来るが、もっと深い内在的な問題があった。即ち、七日町や十日町の紅花商人たちが、市場という流通機構の復活によつて、紅花の集荷権・専売権を再び把握しようとした策謀に対する反感が強かつたことである。近世中期の後半頃から成長しつつあつた在郷の干花加工业者、或は干花集荷商人たちは、一方においては高利金融資本家として、一方においては土地集積者として、地域の生産と流通の二面を掌握し、おのずから都市商人と性格の異なるものに發展していたので、商業資本ないしは金融資本にのみ支えられていた都市商人よりも、或る意味ではより安定的な存在であつたと見られる。在方にこういう勢力を占めたものは、旧来の上層農民や支配階層に多かつた関係から、地域的な親近感や村落成立機構などからいよいよその勢力を扶殖することが出来、流石の藩権も山形商人の強引な掛け引きも遂に及ばなかつたものと思われる。

前記、天明元年の市場復興願は、残存の史料から見れば、七日町単独の請願であつて、十日町もまたこれに同調したものが明らかでない。しかし、述べ来たつたように、生産・流通事情の変質が花市場の衰亡を招いたものとすれば、仮りに十日町の請願がなかったとしても、七日町と同じような運命に立つていたことは言うまでもない。

花市の開設は、大場たる山形に限つたことではなく、売買の便宜から、生産地の中心的な郷市場にも季節的に特設された。寒河江から落裳部落にかけての最上川沿岸の畑地帯に、「花買場」という地名がある。伝えるように、摘んだ生花をサンベ衆に畑前渡しをした場所とすれば、それは古い時代における自然発生的な一つの花市場であつたろう。元禄二年（一六八九）の「楯北村（寒河江市）差出明細帳」¹⁰によると、寒河江の新町には毎月九日・十九日・廿九日、同じく七日町には七日・十七日・廿七日と、各三齋市が開設されていたが、安永六年（一七七七）の同村差出帳¹¹によると、この市日の外に「六月九日・十五日迄、紅花市毎年新町へ市立申候」と、紅花市の特設が加わつてゐる。この紅花市日を新たに規定した年月は不明であるが、元禄以後の生花生産の増加によつて、従来の無統制な花買場とは別に、紅花市場を特設整備したものであろう。また、宝曆十年（一七六〇）の「天童宿村々差出明細帳」¹²に、「紅花市場五日町ニ前々々立来り、在々々売ニ参リ申候」とあり、天童にも既に宝曆以前から開設されていたことが明らかである。在郷町たる谷地や楯岡・長崎などは、定期の交易市場が立つていたが、史料的に紅花市の存在は確認出来ない。寛保二年（一七四二）「長崎村差出大概」¹³に「六月廿八日・晦日迄三ヶ日市相立申候、此節ハ他所他国者入込申候」とあり、一見花市場を思わせるが、これは帷子市で花市ではない。こういう特定市の開設されない場所は、定期市を利用するか、商人所屬の手先買子やサンベたちの自由集花にまかせておいたものであろう。

このように、生産地域毎に市場が出来たことが、前記のように、山形の花市を苦境に追い込んだ一因でもあるが、生産地における自由集花活動が激しくなるにつれ、在地の支配者的有力商人を中心とする小集荷人・サンベ・生産者

の集团的結合が出来て、生花取引機構としての在方花市場をも、おのずから不要なものとしたので、山形の花市場に
ついで自然消滅するに至ったものと見られる。

- (1) 「山形経済志料」第四集
- (2) 「山形市史編集資料」第一三三号
- (3) 「山形経済志料」第二集
- (4) 「山形市史編集資料」第一三三号
- (5) 同 前
- (6) 同 前
- (7) 山形市史 資料編「事林日記」
- (8) 〃(9) 「山形市史編集資料」第二号「龍門寺書留帳」
- (10) 〃(11) 寒河江市史編集資料叢書
- (12) 〃(13) 明治大学刑事事博物館蔵「柏倉家文書」

第三節 江州・伊勢商人の市場開拓

1 日野商人の山形進出

山形という町は、南北朝期の延文元年(一三五六)に、斯波兼頼によって始めて城下町として形成された所であるが、

その後裔たる最上義光は、むしろ商工業の町として経営したのである。その結果、近世初頭頃から町方商人の抬頭とその活躍が顕著になって来るが、その経済的基礎を固めたものに、江州商人の一団があったことは見逃せない。いまそれら商人の進出や発展の経過を詳述する余裕を持たないが、近江商人と呼ばれる人々の系譜から見れば、凡そ日野商人と八幡商人の二系統に大別され、山形地方への進出、或は定着の年代からすれば、日野商人の方が八幡商人よりも若干早いものと見られる。

その代表的商人に山形の村居家(旧村井)と浜村家がある。伊豆田忠悦氏(1)の研究によれば、「井筒屋浜村家と村居清七家は、江州薩摩村出身の兄弟を先祖」とし、その後、共に日野に出て商人化したものと言う。近世の初期には早くも行商人として、羽州方面に進出したが、山形に定着して経済の基礎を固め、村居家は元禄頃には十日町に豪壯な店舗を構え、文化年間には三軒分の抱屋敷を有し、秋元家の用達を勤める程の富を蓄えるに至った。

その間、日野商人は行商の形をもって、山形に進出する者が著しくなったが、享保頃から彼等の掛け売り商法の弊害が長ずるに及んで、その進出禁止令が発せられた。即ち山形藩主堀田氏は享保六年(一七二一)に領内に対し、「日野商人方より、古手買掛致候族有之候様相聞候、畢竟宿致候者有之故之義ニ候、向後一夜之宿、暫之腰ヲモ掛申間敷候」と、一般領民の日野行商人に対する便宜の貸与を禁じたのであるが、このことは、間接的には日野行商人の進出を締め出したことになった。日野商人の掛け売り商法は、寛文・延宝頃から向上して来た商品作物の換金期を、代金の仕払期としたいわゆる貸し売りなので、特に紅花の生産地には頗る調法されたことは言うまでもない。特に元禄以降に入ると、上方物資に対する農民の購買欲が高まり、旧七月の上半期分の仕払い額が高み、農村経済を圧迫しただけでなく、藩にとっては、このために滞納者が増加し、藩財政に影響することが大きくなったのである。

行商掛け売り禁止の表面的・直接的理由はたしかにこの点にあった。しかし、もう一歩さぐれば、その目的はもっ

と重要な所にあつたものと見られる。元禄頃からの商業界を見ると、近世初期に山形に定着した近江商人の一部や、最上家臣の末裔で商人層に転向した資本家、或は旧來の地元商人などの中には、既に小売り商人に商品を卸す商人売り、いわゆる問屋に發展しているもの、手広の雜貨を商っている店先売り、いわゆる小売り商人などが成立し、山形町場の商業活動はいよいよ繁昌の時代を迎えていた。藩の經濟的基礎はそういう商業資本に支えられていたのであるから、そこに進出して来る行商人の勢力によって、町場の安定勢力を破られることは、商業經濟の保護政策上黙認を許さない問題であつた。

この禁止令の發動によって、山形という行商市場を失つた日野商人は、やがてあらたな活路を在郷農村に求めるようになる。このような情勢下にあつて、同じ日野商人の流れを汲んでおりながら、既に山形の商權を掌握し、荷問屋としての基礎を固めていた村居家の如きは、蓄積された資本力をもって、次第に藩の財政に結びつき、特權商人として優遇されていた。堀田藩の日野行商人排斥政策の如きは、或はこういう既成勢力の自衛手段として、藩庁に働きかけた策謀があつたのではあるまいかという疑問の節も感じられる。

地方における商業の發達は、近世中期頃から漸く顯著になつて来るが、それは狭小な領域經濟から広域流通經濟への進展に伴うものであることは言うまでもない。それは、商品性の高い生産物資の増産と、売却による余剩利潤の取得向上を基盤とする所の、一般社會經濟の拡大と消費生活の生長の上に成立する。近江商人の山形進出は、正に村山地方における商品作物の發展期をねらつたもので、取り扱つた商品の内容は、古手・木綿・繰綿・蚊張など、上方の文化的日用品が主なものになつており、その返えり荷として、紅花や青苧を仕入れている。寛文八年（一六六八）の記録によれば、「從羽州山形、上方へ商買人毎年指登候」荷物の量は、「年間紅花四百五六拾駄、青苧四百三四拾駄、真綿拾六七駄、蠟五拾貳三駄、漆五六駄」ほどに達している。これら大量の登せ荷が、總て近江商人の手を経た返え

り荷と見なすことは早計であらうが、それにしても、上方市場と直接関係の深かった村居家や、その他の近江商人の商業資本の動きは大きかったものと思われる。

2 日野系・村居家と浜村家

村居家の独立資本が確立して来るのは近世中期頃からであらうが、もともと、有力な上方商人との経済関係を持たなかったと見られる同家が、商業をもってその地位を固めて行くためには、地元商人と提携することによって、その資本に頼る以外にはなかったと思われる。後に述べるように、早くから稲村家の経営に参加している事實は例証の一つである。古い資料は至って不足であるが、京都の松任屋徳兵衛から稲村家に出した寛延三年（一七五〇）の紅花勘定仕切⁽¹⁾を見ると、△印の紅花一駄六袋の銘柄がすべて「今天」となっているのが注目されよう。この△は村居家の屋号であるから、村居家は当時に稲村家と提携し、その資本をもって紅花の集荷を行なっていたことが知られる。

その後、両家は縁戚関係を結ぶことによって、天明頃からの協力態勢はいよいよ緊密さを加え、村居家の実力と手腕は、稲村家の経営に積極的に立ち入るようになり、多額の稲村資本を運用し得る実力を占めるに至った。寛政年間⁽²⁾の例を見ると、四年（一七九二）には一、四〇〇両、八年には一、五四〇両、一〇年には二、八三〇両、十一年には三、五〇〇両という大金を動かして両者の利潤を上げている。そして文化年間には万福丸・万代丸という五百石積みの商船を所有する、山形有数の荷問屋に成長し、遂に秋元・水野両山形藩の御用商人という地位を獲得するに至った。これは全く近江商人の典型的な存在と言えるであらう。

紅花商人としての村居家の史料は、現在殆ど散逸してしまつたが、稲村家文書に若干見ることが出来る。その一つに寛政六年（一七九四）の「最上仙台紅花仲間⁽³⁾」という帳簿がある。これは村居清七から稲村七郎左衛門に紅花買方

を報告したものであるが、これによれば、村山地方の集荷業者数名をもって「仲間買」という組織を作り、その集荷圏を村山地方から仙台方面にまで拡大していったことがわかる。天保頃になると、山形の長谷川家などは盛んに仙台方面に進出するが、村居たちのこの進出が先鞭をつけたものと言えよう。報告書から仙台花買口を示せば次の通りである。

覚

(最上花省略)

ノ八百四拾七袋

金六百八兩三分ト四匁八分八

仙台花買口

②仙花

宮 村田

(省略)

ノ五百九拾袋

酒田着

代金五百三拾兩三分ト永三匁壹分

内

八ッ割三金百九拾九兩ト永四匁式分八七

横町勘右衛門叁分

引残而金仲間分

八ツ割五金三百三拾壹兩貳分ト永廿三匁八分一

最上
仙台 紅花仲間

メ金九百四拾兩貳分ト四匁壹分七

「最上仙台紅花仲間」の機能を見る史料には乏しいが、主要生産地に仲買集荷人を配し、村居が荷受人、荷問屋としての実質的な機能を握り、この仲間の資本的実権を持っていたのは稲村であった。報告書の後半にはさらに青苧集荷状況を記録し「右之通指引表ニ而出入無之相済申候」と言っていることから見れば、紅花の仲間買いに対しても運用金は稲村から前渡しになっていたことが窺われる。

この仲間組織は、稲村の屋号を冠して「金仲間」と称するが、村居の実に巧妙な商法と言えよう。組織の運用金が総て稲村からの出資金であるとすれば、村居にとっては最も安全確実な経営であったことは言うまでもない。仲間の一人に楯岡の森谷弥五兵衛が加わっている。彼の場合は青苧の集荷に重点があったが、最上盆地北部地帯の紅花も買集めた有力仲間であった。前記紅花買付け報告に山形横町の勘右衛門の名が見える。仙台買いについて総代金の八分の三という大口を出資しているが、このものは正規の仲間というよりも、むしろ一時的に共同出資者として参加したのであらう。

村居家は近江商人の出自だけに、その商業経営に遺憾なく手腕を発揮し、自己資本をもって繰綿など上方物資の卸問屋となった外、水野藩時代には藩米の入札地払いなどを受けて、山形町内屈指の豪商、藩経済を支える特権商人に成長したのである。

山形七日町の浜村家の経歴も、その詳細を伝えていないが、前記のように、近世初期から日野商人の系流として村居家と共に山形に繁栄し、中期頃からは雜貨商人としていよいよ手広な業者に成長した。商品としては、自家醸造の味噌が主要なものであったから、その原料大豆の仕入れが大きかったが、さらに地方物産としての紅花や蠟などの買付けも目立っている。その外、遠隔地物資として上方物の塩をはじめ、砂糖・練綿・藍玉・干鰯などの外に、北海道の五十集物類などを取引品目とする卸し問屋でもあった。その利益金は商業拡大資本に再投入した外、他の豪商の常法でもあるように、金融資本に投下しており、特に明和期頃から質貸しや無尽貸しが急激に増加の傾向を示して来る。

同家の紅花問屋としての現存史料は至って乏しいが、宝曆六年（一七五六）以降、文化期に至る店卸帳と見られる「覚書帳」によれば、明和二年（一七六五）度分から紅花が記帳されて来ており、安永三年（一七七四）の如きは、前年度の未払分として、京都に五駄三丸四〇袋が滞貨している。この量から察すると、年間の集荷高は恐らく二、三〇駄に達していたものであろう。

特に注目されることは、庄内紅花の買い付けを行なっていることである。安永七年正月の店卸結果を見ると、「庄内花八拾三両 一駄四袋上方有」とあり、翌年度分には「鴉渡川紅花五拾八両式分拾弍上方ニ有リ」と記録されている。庄内紅花は品質が一般に劣っていたから、ややもすると売れ残りが生じ易かったものらしい。その外に仙台紅花の集荷も行なっているが、これら地元以外の紅花の買い付けが如何に行なわれたか、上方との取引き関係がどのようなであったかは、残存の史料面から窺い知ることとは出来ない。

紅花商人としての浜村家の活動は、以上の史料から推測するに明和・安永期頃からであるが、この時代は既に山形の紅花市の衰退期に入っており、紅花商人の生産地直買いが激しくなっていたのである。この集荷機構の変化は町方・在方に多くの新興荷主や問屋の発生を促したが、これまで雜貨荒物商として広く地盤を築いて来た浜村家も、また

その経営の中に紅花の集荷業を取り入れたものと見られる。それだけに活動的で、旧特権問屋や既成商人の独占を抑え、先記のように庄内花や仙台花にまで、その集荷圏を広めたのである。

3 山形・八幡商人の系譜

山形における日野系商人は、この村居・浜村の両家によって代表されるのに対し、八幡系商人の数は遙かに多いが、それは八幡町出身の西谷一族と、倉橋村出身の中村一家をもって代表される。しかも、西谷家も中村家も苗字は異なっている。出身の系譜からすれば元は西谷系の同族団で、何れも日野商人よりやや後れて近世中期に山形に店を張ったが、近江に本店を有する出店の形をとった特殊な存在であった。即ち、西谷伊兵衛は西谷善太郎を本店として、貞享三年（一六八六）に十日町に出店、続いて善太郎の弟に当たる善九郎を本店とする西谷清兵衛が同じく十日町に出店した。また、西谷惣右衛門は前記西谷善太郎一家の出であり、西谷金兵衛は同権右衛門を本店としている。中村林兵衛・喜兵衛の一家は、山形で西谷伊兵衛店に仕えた番頭格のものが、後年独立して中村姓を名乗ったのである。その外にも、八幡町の西川久左衛門の出店たる西川孫七なるものが十日町におったことが知られている。

八幡系の商人は、山形のみならず仙台・福島地方にも多くの出店を設け、相互連絡を計りながら商圏の拡大強化に努めたが、八幡にある本店同志もまた「仙台最上福島仲間」、或は単に「最上仲間」と称して組織的な団結を図っている。この仲間は宝暦十四年（明和元年一七六四）に規約を結んで「恵比須講」と称した。参加人員は一〇名であるが、その中には、山形に出店を持つ西谷善太郎・同善九郎・同権右衛門・西川久左衛門と、後述する天童・内池家の本店内池宗十郎の五名が参加している。規約によれば、年三回ずつ会合し、商売上の諸連絡・打合せを行なうと共に、京都・大阪の間屋筋に対して共同の行動を取るなど、八幡商人の勢力扶植を目的としたものであった。

山形の出店は、地方市況に対する独自の判断と、本店の京阪市況の思惑による指揮によって經營されるが、移入商品の主なものは古手類・練綿・畳表・薬品・生蠟・砂糖・蚊張などで、その見返り物資は言うまでもなく紅花や青苧で、いわゆる「のこぎり商法」を開拓した。本店に送られたこれら粗原料は、それぞれの加工業者によって製品化され、本店を通じて山形方面に逆移出の経過を辿るので、本店としては二重三重の利潤を獲得することが出来たのである。

山形における八幡商人の活動は、前記のように上方商品の卸販売を目的とする荷問屋經營が主で、その傍ら、店舗販売を行っていたが、紅花や青苧の原料収荷量は、地元の荷問屋に比較すれば、必ずしも多いものではなかった。しかし、本店と地元商人との直接取引関係においては、相当の大量に及んでいたらしく、例えば、宝沢（山形市）の会田六郎右衛門と西川久左衛門の間の残存仕切（しきり）を見ただけでも、宝曆十一年（一七六一）五月分が凡そ二〇駄片馬金一〇〇六兩二歩と銀一五匁余、翌十二年五月分が三駄余、金一五四兩三歩と銀二匁程、明和元年（一七六四）八月分が最上紅花と仙台紅花を合して、大量四三駄に及んでいる。西川はこれらの紅花を京都の山形屋八郎右衛門や松任屋徳兵衛に売り渡しているが、西川久左衛門が荷受け人となるについては、山形の出店たる西川店が事務的な処理に当たったものである。

享保頃、西谷系統の出であろうと思われるものに、近江屋作右衛門という商人がいた。別章で詳説したように、享保十四年（一七二九）に紅花二駄を上方に発送した際、その費用目録（めき）を作ったが、これは、最上紅花売買定法の基準を知る上に、後世までの参考史料となった。しかし、この作右衛門の系統が、その後山形の紅花商人としてどのような活躍をしたものか、現存史料から捉えることは出来難い。

4 天童・日野屋の変遷

山形の近郊市場としての天童もまた江州商人の発展した郷町である。「八幡町史」によれば、近江八幡出の商人岡田伝右衛門が、早くも元和・寛永頃に天童に支店を設け、さらにこれと前後して、八幡の米屋・内池家もまた同地に進出、出店を持ったことを報じている。この二軒がどういふ経済事情に着目して天童に進出したかは全く不明であるが、天童は古い城下町で、近世には宿場として日市なども立っていたから、山形市場に対抗する一つの拠点として選んだものであろうか。しかし、当時の天童およびその周辺はまだ商品生産が低く、一般の経済生活もまだ低調な在郷であったから、消費力を基盤とする商業の発展は期待出来ず、やがて出店を閉じるに至った。

その後、新たに進出して来たのが、日野の植村長右衛門家である。年代が明らかでないが、この出店を日野屋と称し、一家の伝三郎なるものに支配させた。月布村（大江町）の大泉家の「元禄九年貸金帳」を見ると、「天童日野屋清兵衛七百両」とあるのは、この日野屋と思われる。融資の目的は不明であるが、経営の資本金調達というよりも、むしろ日野屋が地元民に対する金融資金に利用したものであろう。しかし、この日野屋も文化頃に至ると経営に失敗し、やがて、日野町の中井家はその権利を譲渡してしまう。

植村が経営した天童日野屋の取引きは、言うまでもなく本店を中心として行われなが、早くからこの中井家との関係を結び、享和頃には、中井家の京都支店との間に紅花・漆・大豆などの地方特産商品と、古手・繰綿などの上方物資の相互移出入をもって、両者の取引き関係を深めていた。その後、天童日野屋の業務が次第に不振に陥るが、中井家は日野屋の勢力挽回に力を貸し、資金の融通を行なったり、或は家財の整理などに協力したが、遂に日野屋・植村家の復興はならなかった。

そこで、中井家二代の光昌なる者が、日野屋の経営機構を全面的に変更し、中井家の仲間店として、その実権を握ったのであるが、文化三年（一八〇六）頃には一切の権利を買収して、新たに、中井家の出店としての天童日野屋を経営するに至ったのである。商品内容は従来と殆ど変わりはなかったが、別に油絞業と金融質屋業を手広く兼営した。しかし、経営責任者の放漫商法、幕府の緊縮政策に反する菜種油の増産による欠損、農村の経済的疲弊に伴う質屋営業の資金回轉の停滞などによって、文久元年（一八六一）には閉店の止むなきに至った。¹⁰⁾

以上のように、天童における日野系商人は二百数十年に亘ってつづいて来たが、紅花に関する取引資料は殆ど残っていない。天童近在は山形の北郷として中期頃から紅花の勝れた生産地に発展するが、その七〇八割は山形商人の集荷する処で、残りの二〇三割が天童商人によって購入されたに過ぎない。そのみならず、天童には石沢豊治・伊藤仁八・中野半四郎・工藤六兵衛・青柳清兵衛など、近世後期の紅花商人の続出を見ているので、一商人の集荷分は限られたものであった。このような在郷町としての諸条件は、商人としての規模の大きさに比して、中井家の紅花の取引量は余り目立った存在とはなり得なかつた様である。

5 伊勢商人の活躍

山形や天童を、近江の日野商人や八幡商人の一大拠点として、最上紅花の荷問屋を経営したものが多く、川西の紅花生産地帯を掌握したものに、伊勢出身者たる寒河江の中村家のあったことは注目すべきである。この中村家は、元来は伊勢松坂に本店を有する茶商人で、元禄頃から最上地方に茶の行商に来たが、その七兵衛なるものが故あって寒河江に定住し、支店を開いて茶を販売する傍ら、享保頃からは、紅花と青苧の集荷業をも開始し、京都方面との取引商人となった。茶の販売については、年度毎に本店にその決算報告を行なっているが、紅花と青苧に限って何等の

報告をしていないことから察するに、全くの自己資本をもって独立営業したものと思われる。

五章で詳説するように、享保二十年（一七三五）四月に、京都における紅花問屋制度が公認となり、それに伴って「向後本人者勿論之儀、手代ニ而も紅花出所之国々江罷下り、直買致間敷候」と、生産地における京都商人の直買いが禁止になったので、商利に目覚めものは、これを機として産地の紅花商人に転身した。この年の「大町念仏講帳」に「諸人難儀ニ存候所、存知之外最上商人之内ニ而買手多く、値段引上ケ（云々）」と、案外の好況を喜んでいるが、中村家が逸早く紅花に着目して、その取引を開始したのも、そういう情勢を捉えたものに外ならない。

享保二十年の中村家の紅花の集荷状況を見ると、次に示す史料で明らかのように、集荷範囲は地元寒河江を中心として谷地・山形方面にまで及んでおり、寒河江では主として生花を集め、干花製造は六郎兵衛という熟練者に委託している。また山形方面で集荷した生花は、その産地で委託加工しているらしいが、谷地の場合は干花で集荷したものと見られる。出荷した干花総量は八駄片馬と廿五袋、御役金・雑費・運賃などを加えて、買代合金二二五兩と銀一三匁七分の支出になっている。

（享保二十年）

卯之紅花覚

一金百拾七兩三分式百廿八文

生花式千廿メ八百目代

ならし廿八文七分上り 両かへ四メ九百廿文

一同三拾兩三分壹貫百四十三文

諸事かゝり物 酒田迄運賃共ニ

壹駄ニ付金五兩壹分程宛

二口メ金百四拾八兩三分百四拾壹文

壹駄ニ付金貳拾五兩壹分 酒田着也

但五駄片馬廿五袋ニ作り也

右寒河江かい 六郎兵衛殿方ニ造ル

金老兩壹分五匁過(後書)
一金五拾兩貳分九百七拾文

谷地作り 腹松印 貳駄

壹駄ニ付貳拾五兩壹分四百八拾五文

酒田着也

金四兩貳分過(後書)
一腹竹印壹駄

山形作り

代金拾九兩ト三匁六分五厘

但水花三匁七分貳厘貳毛上

兩かへ四貫九百六拾文

右之かり物
一金四兩ト三匁七分五厘

右ハ御役金御用諸事入用也

メ金貳拾三兩七匁四分 大石田着也

壹太ニ付壹分四匁貳分

酒田ハ大津迄

メ廿三兩七分十一匁六分

三口合金式百式拾貳兩貳分ト五百匁也

外二

一金壹兩壹分拾貳匁貳分 酒田ノ敦賀迄入用

一金壹兩壹分拾匁五分 敦賀ノ大津迄入用

合金式百式拾五兩拾三匁七分

しかし、中村家は前述の通り伊勢松坂の中村店の寒河江支店であったから、自己資本による紅花商を兼営しても、その資金の一部は他から融資していたらしく、元文元年（一七三六）の決算書によると、利息払いだけでも十兩貳分と十匁四分三厘を支払っている。しかも、京都における公認紅花問屋の不正取引によって、むしろ損害を受けることが多かった。次表は享保二十年から寛保元年に至る七年間（元文三年明）の収支決算表であるが、凡そ七〇兩に及ぶ欠損を見ている。もっともこの欠損分は青苧の利潤で埋めているようであるが、紅花に対する投資は次第に引き締めて、延享元年（一七四四）の紅花仕入れの実体は別表の通りになっている。こういう地方紅花商人の経済を苦境に陥れたことが、やがて公認問屋制度の廃止運動を誘発する主因となったもので、元文五年（一七四〇）頃からこの運動に参加した寒河江商人代表の六郎兵衛は、恐らくはこの中村家の有力生花集荷人（荷人）で、一方では干花製造業者でもあった前記六郎兵衛で、中村七兵衛の代理人格で活躍したのである。

中村家が取引していたのは京都の紅花仲買問屋近江屋九郎兵衛であるが、同じ仲買問屋の仲間に伊勢屋利右衛門（12）という有力者がいる。享保十六年（一七三一）に書かれた谷地・荒町の皇太神宮に関する「伊勢講序文」という記録

第三章 紅花商人の成立と発展

を見ると、寛文の末年に、伊勢の人で福田四郎左衛門なる者が谷地に來たつて定住し、商売をなして家産を興すに及び、荒町（谷地町内）に皇太神宮を勧請して村の鎮守神とした。その子章山は京都に登つてさらに家業を盛んにし、父の遺志を繼いでこの社地を広め、田畑の寄進を行なつた。

章山には子が無かつたらしく、その養嗣子となつたのが竹岡理右衛門で、享

中村家延享元年度紅花買入高及雜費

月 日	買場所	買生花	代 金	仕上千花	
月 日		ノ	兩 分 文	ノ 匁	
6 8	長 崎	200	20.0	420	32.900
9	〃	90	5.1	9,400	14.200
10	〃	63	5.1	5,700	15.400
11	〃	123	12.1	800	28.100
14	〃	136	17.0		} 29.000
〃	谷 地	48	6.0	210	
16	長 崎	49.600	6.0	1,670	} 15.600
17	〃	32	4.0	220	
計		741.600	80.0	570	135.200
外ニ		諸入用	15.0	502	
計		二口計	95.0	1,072	
外ニ		口 錢	3.0	庄兵衛へ	
			1	庄兵衛内儀へ	
			1	六郎兵衛へ	
			1	七郎兵衛へ	
		雜 費	3分695文	袋紙22帖代	
			2,000	4駄作り賃、	
				繩、麩、其他	
總 計			100.1667		

(中村家紅花青学帳による)

中村家紅花売買損益表

年 度		元 値	払 値	利 金	損 金
享保20年	13駄	324兩2分11匁7分	301兩8匁2分6厘		23兩2分3匁4分4厘
元文元					
〃 3				25兩2分	
〃 4	4駄 5袋	285兩22分251文	200兩3分10匁		84兩2分500文
〃 5	1駄25袋	46兩475文	60兩	13兩3分	
寛保元	3駄小荷1	103兩	91兩3分		11兩1分

(中村家紅花青学帳による)

保十六年に商用で谷地を訪れた際、同地の有志と語らって伊勢講を結び、拜殿の造立に尽力した。このように、福田家が再三に亘って谷地々方と往来した商用の内容は、史料的には明らかでないが、伝える所によれば、京都の紅花商人としてその集荷に来谷したもので、享保二十年に紅花問屋十四軒が公認された際、京都の仲買問屋の一人として認められた伊勢屋理右衛門である。理右衛門は利右衛門とも書き、書類によって必ずしも一定していない。但し、享保頃の問屋関係文書では利右衛門としているものが多い。

この伊勢屋は、その後一時経営が不振に陥り、元文四年（一七三九）の末頃に、「潰れ」を申し立てて、最上紅花商人に多大の損失をかけた。即ち、第五章で述べる元文五年からの紅花問屋制度反対運動が勃発した時の訴状の一節に「去冬拾四軒の内いせ屋利右衛門潰レ被申候様ニ最上表へ申参候ニ付、年々問屋潰、大分損銀相懸リ候故、商人も可仕様無之仕合と申、右理右衛門潰と申参候而も、去十二月当月迄ニ相談（云々）」と見えるように、村山地方の取引地帯の紅花商人に大きな経済的混乱を与えた。寒河江の中村家が元文四年に莫大な損金を来たしたのは、恐らくは伊勢屋破産の打撃であつたろうと思われる。

伊勢屋はその後復興して有力な仲買問屋になり、京都に数軒の伊勢屋を名乗る紅花商人を成立させ、幕末まで最上紅花の取引き問屋として存続するが、明治期に至って紅花の需要が減ずるに及んで、再び苦境を迎えたのである。伊勢屋理右衛門がまだ盛りの頃、京都加茂祭の当日、店頭を飾ったという「紅花製法之図屏風」⁽¹⁴⁾一双は、明治四年四月に山形の佐藤利兵衛家に譲られた。この屏風は横山峯山が伊勢屋の需めによって、前双は文政六年に武州地方の、後双は同八年に奥州大河原金ヶ瀬附近の紅花生産の状況を達筆に描写したもので、譲渡一札には「竹岡理右衛門」と署名している。この氏名が享保の「伊勢講序文」に現われる竹岡理右衛門と符号していることは、いわゆる伊勢屋理右衛門の祖が享保以前に谷地に來たつて、既に紅花商人としての基礎を築き、さらに京都に登つてからの紅花取引きの

一つの有力基地を作ったことを明らかにしている。

「上山見聞隨筆五」を見ると、「紅花の事に就てハ、昔し高橋庄三郎氏に於て、蠟及紅花等商業の事聞及ふ、同家にて年々紅花を京都に送り（云々）」とあるが、この高橋家の遠祖は、貞享頃（一六八四〜）伊勢国松坂から来藩した、所謂伊勢商人で、藩領内の紅花の集荷に当たった。三木屋（鈴木）清三郎家も大きな紅花商人であったが、その出所、系譜は明かでない。

- | | | | |
|-------|-------------------------|---------|------------------|
| (1) | 日本産業史大系 伊豆田忠悦氏「青芋と最上紅花」 | (9) | 江頭恒治氏「中井家の研究」 |
| (2) | 齋藤保吉氏「陸羽の文化発達と近江商人」 | (10〜11) | 寒河江市史編纂委員会蔵中村家文書 |
| (3) | 山形県史（新）「雞助篇」 | (12) | 福田家蔵文書 |
| (4〜5) | 山形大学博物館蔵「稲村家文書」 | (13) | 榎吉右衛門家蔵史料 |
| (6) | 浜村家蔵文書 | (14) | 山形美術博物館所蔵 |
| (7) | 著者蔵史料 | (15) | 平佐藤利兵衛家文書 |
| (8) | 山形県史（旧）卷二 | | |

第四節 近世中・後期の山形紅花商人

1 発展の概説

紅花の集荷・販売を商業部門に組み入れた在郷商人が、早くも近世中期に現われ、山形商人に対抗出来る実力を持

つ者もおつたが、その数はまだ至って少なく、大蔵の稲村、寒河江の中村、河北地帯の柴田・逸見、尾花沢の鈴木などをその代表として上げ得るに過ぎない。それが、明和二年（一七六五）の紅花問屋仲間制度廃止後の自由取引き制になると、その数は急速に且つ著しく伸びて来るが、一般的には実力の程度はまだ割合に低く、保有する流通資本とその運用、抱えている生産者および取引者層の厚みからすると、地方商業の中心都市として発展して来た山形の商人には遙かに適わなかつた。

山形には前記のように、近世初期から近江の日野系や八幡系の商人が定着して、独特の経営方式と手腕とをもって勢力を張っていたし、西谷・中村一族のように、近江にある本店との間に彼我の特産物資の「のこぎり式商法」を行なう流通機構の上に立って、商業的権勢を張っていたので、その勢力の及ばない特殊地帯に成立していた稲村家などを除けば、在郷商人としての実力は、山形商人に対抗出来る余地はなかつた。のみならず、明和以後の在郷市場の情勢は、自由取引きの発展、干花加工業の普及によって、それまで大商人に従属していた有力集荷人に独立化の傾向が強くなつた結果、在郷商人の経営勢力は分散的弱体化を示すに至つた。

これに反し、山形藩の中には一時日野行商人に圧迫を加えた例もあるが、一般的には城下町としての商業政策を重視して、商人を保護すると共に、資本力の豊かな豪商には或る種の特権を附与することによって、その経済力と結びつくことに意を注いだ。山形藩は幕府の村山地方統治政策によって、転封毎に小藩となつたのみならず、特に財政の危機に立たされている弱体藩主の入り部を見るようになったので、その貧困財政をもって藩政を執って行くためには、領内の財政基盤を強めて徴税の強化を図るか、商人の経済力に依存するか、その方法はなかつたのである。その結果として、商人の特権的成長をますます強めたことと言うまでもない。

山形における近世中期、元禄・享保頃の紅花商人については、前節でもしばしば述べたように、その大方は仕入宿

が中心であつて、自己資本によるいわゆる荷問屋の機能を持つてゐる地元商人としては、十日町の安田・有沢・北条旅籠町の後藤屋などに過ぎず、多くは近江商人の定着者によつて掌握されてゐた。しかし、近世中期の後半頃から、地元在来商人層の伸張が著しくなり、山形の商業界の一方を掌握するようになる。そういう新興勢力の発展の基盤をなしたものは紅花であつた。

この傾向は特に寛政期頃から顕著になり、文化・文政から天保期にかけて最高潮に達する。先ず次の表を一覧しよう。但し、依拠した史料に制約があつて、網羅してゐないことは言うまでもないが、中でも、天保・嘉永・明治期のものは、附言してゐるように、京都の荷問屋たる最上屋との取引商人に限定されてゐるので、若し他の問屋との関係商人を拾えば、その数はまだ増大するであろう。表示した紅花商人の中で、最も長期に亘つて栄えた者としては長谷川吉郎次・村居清七・福島屋治助・佐藤利兵衛・紅屋久太郎（佐藤長右衛門）・三浦屋権四郎・市村屋五郎兵衛・長谷川吉内・高橋伊之助・佐藤利右衛門などを以て代表される。

山形商人の発展の基礎的条件が紅花にあつたことは前述の通りであるが、その後期の経営内容を見れば、必ずしも紅花取引のみによつて蓄財したものとは言えない。商業の年間的主態をなしてゐるのは、上方物資たる繰綿・木綿・太物・古着などの衣料品や、砂糖・塩・小間物・北海道の五十集物など、食料品や雑貨類の豊富な卸売り、即ち卸問屋業であつた。資本の豊かな者は、地元生産品で換金性の高い紅花や青芋を現金買ひにして加工業地帯に出荷し、その代金をもつて上方物資を直買ひして山形に移入するという経営の仕方を行なつたから、その利潤は二重に加算されるのである。在方の商人も同じ方法であつたが、山形商人の場合は、山形という大消費都市と、広汎な近郊村落とを抱えていたので、在方商人よりも遙かに高度の需給関係を占めることが出来た。

山形商人の取扱つた前記商品の仕入れ先は殆ど大阪であつて、三浦家が弘化三年（一八四五）に記録した「大阪諸

花商人

嘉永4年	嘉永7年	安政2年	文久年間	明治6~7年
長谷川吉郎次 村居清七助 福嶋屋治助	長谷川吉郎次 村井清七助 福嶋屋治助	村居清七助 福嶋屋治助	長谷川吉郎次 村居清七助 福嶋屋治助	長谷川吉郎次 村居清七助 福嶋屋治助
		藤屋伝吉	藤屋伝吉	
佐藤利兵衛	佐藤利兵衛	佐藤利兵衛	佐藤利兵衛	佐藤利兵衛
		高嶋藤右衛門		紅屋久太郎
			吉野屋吉兵衛	
三浦屋権四郎 市村屋五郎兵衛 鈴木彦兵衛 長谷川吉内 山口甚兵衛 油屋佐吉 岩瀬屋太惣治 高橋伊之助 伊藤茂右衛門 小林七右衛門 佐藤利右衛門 井筒屋伊惣次	市村屋五郎兵衛 長谷川吉内 佐藤利右衛門 西谷清兵衛 米沢屋勤兵衛 市村屋清右衛門 眞壁忠助	三浦屋権四郎 市村屋五郎兵衛 長谷川吉内 西谷伊兵衛 有川四郎治	三浦屋権四郎 市村屋五郎兵衛 鈴木彦兵衛 長谷川吉内 岩瀬屋太惣治 高橋伊兵衛 伊藤茂右衛門 佐藤利右衛門 笹川長六 西谷金兵衛 柴崎喜兵衛 木綿屋嘉兵衛	三浦屋権四郎 市村五郎兵衛 長谷川吉内 高橋伊之助 佐藤利右衛門 笹川長六 中村喜兵衛

天保前後 明大刑博蔵史料, 天保4~9年 山大博物館蔵最上屋文書(仕切帳), 内帳), 嘉永7年 諸問屋再興調四, 安政2年 浜村貞質氏蔵史料(大室志), 文久年間 山大博物館蔵最上屋文書(紅花仕切下書帳)

天保頃に村

居新六郎が書

記した「微量

可笑記」(別

名微量骨算)

には、大阪仕

入物として蠟

蠟・綿・砂糖

の他に、各野

菜の砂糖漬類

佐藤家の上方取引商人と仕入商品名

場	所	商人名	取扱商品
大	阪	細井屋徳兵衛	砂糖 紅花
		桜井屋基三郎	〃 〃
		島屋清兵衛	〃 〃
		扇屋与兵衛	綿 古着
		桜井屋庄三郎	〃
		淀屋太兵衛	〃
		日高屋半兵衛	荷問屋
		木屋市郎兵衛	〃
		松坂屋新三郎	〃
		桜井屋正十郎	〃
		細井屋庄兵衛	木綿
		帯屋権兵衛	〃
		平野屋源七	砂糖
		山坂屋吉兵衛	〃
		小山屋新兵衛	〃
		今宮屋伊兵衛	古着
		大和屋又三郎	〃
		榎並屋平右衛門	〃
		和泉屋太良兵衛	〃
		京	都
銭屋小八	〃		
油屋新助	木綿		
柏屋太郎兵衛	蠟		
和泉屋半兵衛	旅人宿		
亀甲屋半七	紅花問屋		
日野屋徳右衛門	〃		
伊藤準蔵	〃		
美濃屋勤七	木綿		
美濃竹ノ鼻	大沢文助		

(川崎浩良著「山形の歴史」による)

・金物類・各種衣類・夜具類などから、真田紐・傘・提燈など「何によらず仕入可被成、尤夫に目のつかぬものハ世間うとく、商下手なり」とか、「都而京坂ハ色々調物氣を付申と、利徳之物有り、是ハ其身の器量次第」と教えている。山形の商人は何れも利に聡かったから、紅花の収入は殆ど大阪物の仕入れに注ぎ込んで、莫大な利潤を収める。その他、山形商人の気風はいわゆる投機的面に対する関心も非常に高く、米や大小豆・小麦・煙草などの買いつけ、特に米・綿・砂糖・塩・生糸などの先物売買、即ち「札商い」を行なって利殖を計り、増大した貨幣的富は、一方では長谷川家や村居家の如く、土地投資による商人地主として農業生産をも支配し、一方では佐藤家・福嶋家・三浦家の如く、高利金融業を兼営して資産の利殖に努めた。これらの豪商は、当時既に窮乏化の進行しつつあった領主財政を支えるものとして、秋元藩・水野藩の御用商人を命ぜられ、一種の特権を与えられたが、その反面では、常に藩

第三章 紅花商人の成立と発展

水野藩御用商人の家業

格付	氏名	屋号	紅花関係	主家業	住所	明治7年 立附米	
御用達 士御用 格達	長谷川吉郎次	㊦	荷問屋	練綿、太物卸	十日町	1,099俵	
	長谷川吉内	㊦	〃	呉服太物店	十日町		
	村居清七	㊦	〃	練綿太物卸	十日町	1,358	
	佐藤利兵衛	㊦ 大屋	〃	練綿太物卸	十日町	115	
	福島治助	㊦ 福島屋	〃	綿砂糖古手蠟	三日町	320	
	新御用 達	佐藤久太郎	㊦ 紅屋	〃	紅紛製造	三日町	200
		佐藤利右衛門	㊦ 大屋	〃	呉服太物古着卸	十日町	
		三浦権四郎	㊦ 三浦屋	〃	太物小間物店	四日町	
		鈴木彦四郎	㊦	〃	五十集物、砂糖卸	五日町	145
	臨時御用達	中村林兵衛	㊦ 近江屋	〃	呉服太物御袈裟	十日町	
渡辺吉兵衛		㊦ 吉野屋	〃	薬種、砂糖	四日町		
佐藤清兵衛		㊦ 足利屋	〃	呉服太物店	十日町		
渡辺安兵衛		㊦ 若松屋	〃	金物店			
豊田仁兵衛		㊦ 松坂屋	〃	種薬	八日町	359	
市村五郎兵衛		㊦ 市村屋	〃	小間物太物書籍	六日町	194	
新関善八			〃	醤油	北着町	213	
丸屋喜七		㊦ 丸屋	〃	呉服太物店	八日町	144	
山口利七			〃		上町	204	
以下30名省							

(注) 主家業は安政二年版行の「東講商人鑑」による。

の御用金調達を受けなければならなかつた。

2 佐藤一族の発展

山形の紅花商人として特異な存在であった佐藤利兵衛とその同族団の活躍を見よう。同家の祖は九良右衛門貴当と言いい元は最上家の家臣で、長谷堂戦にも出陣したが、後に帰商して十日町に屋敷を賜わり、綿を商ったと伝える。同家の過去帳によれば寛永七年(一六三〇)に歿し、常念寺に葬られた。その後における商家としての史料は絶えるが、享和三年(一八〇三)に歿した七代目の利兵衛によってその基礎が固められ、八代目の利兵衛貴象たかきみから十代目の利兵衛貴保の間、山形屈指の豪商に発展したのである。

しかし、そこまでに至るにはおのずからの段階がある。文化八年（一八一二）の「十日町宗門帳」によれば、当時は既に十日町の一角に屋敷四軒分を所有する富豪であったが、家族構成を見ると、まだ三〇才代の利兵衛夫婦と子女三人、それに下男下女を加えて漸く七人家族であったから、手広な商業経営の状態にあつたとは思われない。その頃、江州八幡から進出していた本西屋伊兵衛と余西屋清兵衛が佐藤家の屋敷を店借りして、豪勢な店舗を張って上方との物資交流を行なっていたことから察するに、佐藤家の資本も或はこれに投じられていたのかも知れない。佐藤家の屋号は大屋号であるが、この今印の発想は、両西屋家の屋号の一部を組み合わせたものとも、或は両西屋家が佐藤家の屋号を分解して、その一部ずつを譲り受けたものとも伝える。その何れにせよ、佐藤家と西屋家の深い関係が窺われる説話であろう。

この間、佐藤家は両西屋家から近江商人のたくましい商魂と商法を学びとって、商人としての成長を続けるのである。そして、やがて紅花荷主として産を為すのであるが、その時期は明らかでない。同家の商業関係資料として初見のものは、後にも述べる宝曆から明和にかけての佐藤長右衛門家に関する「金銀請払帳」であろう。これによれば、佐藤利兵衛が宝曆十二年（一七六二）の八月から長右衛門の商用で京都に上り、紅花や青芋の取引業務に当たっていたから、当時は長右衛門家の有力な差配権を握っていたことが知られるが、この頃から近世後期の商人として名を為す素地を築いたものであろうか。

佐藤利兵衛家には紅花に関する仕切や預り手形、或は荷為替に関する書類が凡そ数十通保存されている。この多数の資料を整理してみると、その上限は文政五年（一八二二）で、船町の船問屋阿部三吉から出された紅花六六袋の預り手形である。これ以後、明治初年に至るまでの史料が連続的に見えることから推測すれば、商人としての基盤は宝曆以前に出来たとしても、紅花荷主としての地位を確立したのは、前記のように天保八年（一八三七）に歿した八代

利兵衛あたりと見るのが至当であろう。

紅花荷主とし最盛期に入った頃の同家の取引状況を見る恰好の史料として、嘉永七年（一八五四）『安政元年十月から翌年三月まで、京都の紅花問屋との間に行なわれた「紅花仕切帳」がある。年代からすれば、十代利兵衛の活躍期に相当するもので、その頃は、別家して間もない弟の宇兵衛なるものが、本家利兵衛家の商業関係を差配していたらしい。この仕切帳に記載された紅花商い分を整理してみると凡そ別表の通りで、発送袋数は一二問屋分合計凡そ七千袋、駄数に換算すれば一一〇駄、当時の最上紅花生産駄数一千数百駄の実に一〇分の一に近い数量となる。代金の決済に際しては両者間の諸差引き関係もあるから、仕切表が必ずしも紅花代金総額を示していないことを考慮しても、凡そ金五、六〇〇兩ほどの高額である。

出荷先は京都及び大阪の著名な紅花問屋を対象としているが、この年度の実績を見る限りでは、伊勢屋源助・綿屋勇蔵関係が最も多くて一千兩代、続いて伊勢屋利右衛門と大阪の嶋屋清兵衛が八百兩代の取引である。ただ嶋屋の場合は、凡そ二二駄分に対する仕切表が非常に少なく、八八四兩程に止まったことは、伊勢屋仕切に「諸差引残金」と但書のある場合と同じく、嶋屋からの大阪表雜貨買付け代との差引精算が行なわれた結果によるものである。即ち、大阪は山形商人によっては燼・晒蠟・砂糖・繰綿・古手類などを始めとする日用雜貨品の仕入場で、嶋屋もまた砂糖を主とする諸品の下し問屋であったと同時に、最上紅花の仕入問屋を經營していたので、佐藤家は紅花代金の一部をもって、嶋屋からそういう諸品を買い込んでいたものと見られる。

大阪からの日用雜貨仕入れの実態を見る史料は乏しいが、一例として某申年から酉年に亘る一ケ年間の「御注文古手仕切帳」を見ると、二戸部家を通して今宮屋伊兵衛・扇屋与兵衛・榎並屋平右衛門・大和屋又三郎の各店から、実に一、〇五七兩二歩余の古着類を仕入れているが、これらもまた主として紅花代金をもって払われたものと思われ

嘉永7.10~2.3 佐藤家紅花仕切状況

上方荷問屋	仕切月	袋数	計	価額	計	
伊勢屋源助	9~10月	220	} 1,172	兩分朱匁		兩分朱 1083.3.2 銀45匁.86
	11	491		234.2.0	1.84	
	3	70		553.2.2	22.48	
	〃	(古花) 391		66.2.2	5.62	
				229.0.2	15.92	
伊勢屋利右衛門	(不明)	555	} 1,045	諸差引残金		846.0.1 31.65
	12	160		504.2.2	18.71	
	3	330		71.1.2	2.17	
綿屋勇藏	10	67	} 1,155	諸差引残金		1049.0.3 50.12
	11	705		504.2.2	18.71	
	12	159		270.0.1	10.77	
	3	235		71.0.2	3.75	
最上屋喜八	10	84	} 435	諸差引残金		320.0.0 12.18
	11	186		71.0.2	3.75	
	12	165		687.1.2	27.63	
岐阜屋八郎兵衛	11	349	} 668	諸差引残金		594.1.0 16.86
	12	319		107.2.2	8.43	
				183.0.1	10.31	
				40.2.2	3.75	
吉文字屋彦市	9	85	} 242	諸差引残金		184.2.2 6.56
	10	74		299.0.0	2.81	
	12	83		295.1.0	14.05	
西村清九郎	11	160	160	133.0.2	—	133.0.2
近江屋治右衛門	12	164	164	148.1.0	5.62	148.1.0 5.62
若松屋喜十郎	(不明)	70	70	57.3.2	5.62	57.3.2 5.62
嶋屋清兵衛 (大阪)	9月 節句切	295	} 1,396	諸差引残金		883.3.2 38.40
	9	224		137.0.2	9.37	
	10	149		123.3.0	12.17	
	9晦切	154		78.1.2	0.93	
	10	187		68.2.2	6.56	
	11	273		169.2.0	2.81	
3	114	215.3.0	6.56			
河内屋藤兵衛 (大阪)	(不明)	86	} 228	諸差引残金		154.2.0 7.49
	10	142		90.3.0	—	
総屋久三郎	(不明)	155	155	139.0.1	—	139.0.1

(佐藤家蔵「紅花仕切帳」による)

る。近世後期になると上方の古着類の需要が一般に著しく伸びて来たので、山形のみならず在郷の卸問屋まで、この仕入れを行っており、その利潤は予想以上に大きかったのである。

同家の商業経営を見ると、後項でも改めて述べるように、同族团的結合が非常に強かったらしい。嘉永頃に出荷したものの中には、分家に当たる④佐藤利右衛門の紅花荷を始め、古くから關係の深かった⑤金紅屋久太郎、或は北部方面の集荷業者として有名な楯岡の⑥吉田勘右衛門の荷が目立っているのみならず、その他の集荷人に対する融資、為替業務を中心とした金融面などで、それぞれの活動を支えている。

佐藤家は荷問屋として發展したのみならず、他の業者たちの紅花発送に際しての為替取引業務の大きかったことは見逃がせない。同家には天保元年（一八三〇）からの荷為替証書が若干残っているが、それを船荷為替と岡荷為替に分類して表示すると凡そ別掲の通りである。そのうち、岡荷となったものは大体において江戸出荷であったから、その数量も僅少であるが、京都・大阪出荷の場合は殆ど船荷となり、荷為替を組むことが多く、中でも楯岡の吉田勘右衛門、山形の市村屋久太郎・竹原屋祐太郎などの金額が大きい。為替は代金決済に便宜があったのみならず、為替主としては資金運用の面でも大いに助かったことは言うまでもない。

三日町の佐藤長右衛門は紅屋久太郎で、その通称を金紅久と言った。「最上名産千歳紅」の製造元として有名であるが、近世中期頃から紅花・青苧の荷問屋としても上方に知られた業者であった。この家の史料に宝曆十二年（一七六二）から明和二年（一七六五）にかけての前記「金銀受払帳」がある。紅花専売制による京都問屋の横暴が目立ち、それに反抗する最上商人の運動が奏効して、明和二年九月に紅花問屋名目廃止令が出るが、その直前の取引き資料として注目されるものであろう。その凡その内容をまとめたのが次表である。

宝曆十三年に出荷した総量は一三駄片馬で、長右衛門の差配格たる佐藤利兵衛が京都に登り、五軒の問屋に売り付

佐藤利兵衛家紅花荷船為替

年月日	船荷為替主	引当	為替金	荷受人	備考	
天保元.8	吉田勘右衛門(楯岡)	4丸	49兩	近江屋 佐 助 (京都)	福島屋宛 佐藤利	
2.8	青柳屋 勇 藏(宮崎)	8	80	伊勢屋 源 助 (〃)		
3.9.5	木 口 市之助(山形)	4	30	綿 屋 勇 藏 (〃)		
7.8	市村屋久兵衛(山形)	18	210	吉文字屋彦市 (〃)		
		20	190	伊勢屋 源 助 (〃)		
7.9	市村屋久太郎(〃)	12	245	若山屋喜兵衛 (〃)		
		8		吉文字屋彦市 (〃)		
		4		〃 (〃)		
7.8.5	(無記入)	8	75	伊勢屋 源 助 (〃)		福島屋宛
〃	油屋兵左衛門(落合)	4	40	(無記入)		
12.9	紅 屋 久太郎(山形)	8	(無記入)	井筒屋善右衛門(〃)		佐藤利宛 二藤部
安政 3.8	竹原屋祐太郎(〃)	8	205	伊勢屋 源 助 (〃)		
		5		伊勢屋理右衛門(〃)		
		3		岐阜屋八右衛門(〃)		
		3		河内屋藤兵衛 (大阪)		
安政 6.9	吉田勘右衛門(楯岡)	50		320	(無記入)	
		60	1004余			
		南部, 奥仙, 奥福産	259余			
元治元.9.	吉田勘右衛門(〃)	5	800	近江屋 佐 助 (京都)		
		12		河内屋藤兵衛 (大阪)		
		8		{ 近江屋佐右衛門		
		14		嶋 屋 清兵衛 (大阪)		
		5		吉文字屋彦市 (京都)		
		5		伊勢屋 源 助 (〃)		
		15		西村屋清九郎 (〃)		
		36		伊勢屋利右衛門 (〃)		
		8		最上屋 喜 八 (〃)		
		4		伊勢屋 源 助 (〃)		
慶応 3.9	吉田勘右衛門(楯岡)	6	100	羽州屋久右衛門(大阪)	別口	
		9	近江屋太右衛門(〃)			
		10	西村屋清九郎 (京都)			
		5	近江屋源右衛門(〃)			
		4	伊勢屋理右衛門(〃)			
		4	吉文字 彦 市 (〃)			
		4	油 屋 喜 助 (〃)			
		12	(不明) 最上屋 喜 八 (〃)			
		5	伊勢屋 源 助 (〃)			
		4	近江屋 佐 助 (〃)			
		4	伊勢屋理右衛門(〃)			
		4	羽州屋久右衛門(大阪)			
		7	河内屋藤兵衛 (〃)			
		8	伊勢屋理右衛門(京都)			
		4	(不明) 吉文字屋彦市 (〃)			

(佐藤利兵衛家史料による)

佐藤利兵衛家紅花荷岡為替

年月日	岡荷為替主	引当	為替金	荷受人	備考
天保8.3.16	小嶋屋十右衛門(山形)	5丸	35兩	近江屋源七(江戸)	
弘化2.7.	有川屋 弥 藏(山形)	20	(不明)	〃	
安政元.3.17	玉井平右衛門(山形)	8	50	(不明)	
〃 4.10	(不明)	6	40	近江屋源七(江戸)	

(佐藤利兵衛家史料による)

第三章 紅花商人の成立と発展

けた。その売り代総額は四一五兩一分であったが、「紅花青亭元直附」によって商標別原価を総計すると、四四三兩一分余となるから、差引き二六兩二分五〇〇文程の欠損であった。この年の最上紅花は「雨統ニ而大方雨くさり黒く罷成申候、依之四拾五兩位迄上り候所、沓駄ニ拾五兩まで当所ニ而高事売買いたし候」という作柄で、「京都売付拾兩づつも利分相見え申候」との風評であった。この予想外の騰貴は全く品不足に原因する。それにもかかわらず、紅久は何故に欠損を招いたのであろうか。その理由は明らかでないが、紅久の出荷が終えたのは、当時の手板によれば七月中で、京都における売り付けは、十月から翌年の三月までかかっているから、その間の相場の変動によると思われる。それにしても些か疑問の残ることは、京都の荷問屋側に何等かの動きがなかったかという点である。一応の邪推をめぐらせば、異常な暴騰を抑止する方法として、雨腐りなどを理由に、最上紅花に対する不買の傾向を誘発する策謀がなかったかという点である。紅久の場合、買付け元値が近來稀な高値であるのに比し、秋以降の売値が極端に下落していることは、想像するような事情を暗示しているかのようと思われる。

紅久店宝曆十三年紅花出荷精算

京 都 問 屋	荷 送 量	売 り 値	元 値	差 引
山形屋八郎右衛門	清紅 1駄	30 兩0分	34. 兩0分	△ 4 兩0分
伊勢屋 源 助	光紅 1	73. 0	31. 2	0
	谷紅 1		41. 2	
若山屋喜右衛門	金紅 1	203. 0	38. 0	△ 13. 3
	稀紅 2		59. 2	
	雨紅 1		36. 3	
	〃 1		27. 2	
	大紅 1		28. 1	
松任屋 徳兵衛	里紅 1	34. 0	26. 3	△ 8. 3
	天飛 1		42. 3	
	皆紅 3箇		18. 2	
	丸紅(古)1		6. 1 181文	
伊勢屋利右衛門	乘下 2	51. 0	13. 1	△ 1. 0 250文
	仙善 1駄		250 38. 3	
計	13駄2ヶ	415. 兩3分	443兩1分 431文	△ 27兩2分 431文

(筆者蔵「紅久金銀受払帳」による)

紅久は天保頃に一時経営不振に陥った時期があったらしく、佐藤利兵衛から資本の援助を受けたこともある。嘉永頃の佐藤家仕切を見ると、紅久自体が荷主となつてゐるよりも、むしろ佐藤家に委託してゐる場合が多く、嘉永七年（一八五四）—安政元年頃には佐藤利兵衛・同利右衛門と共に「三人仲間」を組織して、共同出荷をしてゐたこともあり、或は福島治助を支配人として経営に当たつたことも見える。しかしその後はよく勢力を挽回し、幕末には水野藩の御用格の一人として特権商人の地位を獲得するに至つた。以上の如く、紅久は近世中期から紅花商一筋に連綿として伝つた山形の代表的商人と言つてよい。

三日町の福島屋治助は、寛保二年（一七四二）に山形の西郊沼木村から出て来た人の裔と伝えられる。先祖は山形商人の勤勉力行型の人で、福島方面に行商に出て次第に蓄財し、後に三日町に店舗を設けて繰綿・古手類を取り扱つた。これが屋号福島屋を称した理由であるという。経営に紅花商いを取り入れたのは恐らく化政頃からであろうが、最初は京都の吉文字屋彦市の紅花買宿としてその基礎を築いた。やがて、佐藤利兵衛家と養子縁組が成立して親戚関係に入ると、両家の共同出荷の傾向が強くなるが、天保期を境として、全く独立した荷問屋の形をとるようになる。

紅花荷問屋としての福島屋の実力は、最上紅花の衰退期に入つても衰えなかつた。京都の最上屋喜七との取引を見ただけでも、明治六年花の仕切額が三、一六〇両、翌七年花の仕切は二、二三五両に及んでおり、この外に紅屋久太郎分の依託関係が七年に一、八二二両もある。¹²この額は佐藤家や長谷川家と比較しても、はるかに巨額で、山形の紅花商人中最高の実績を収めている。このことは、明治期に入つてからの山形商人の姿質を物語るもので、紅花生産の衰微期にあつて、独り福島屋のみが最後まで紅花商人として踏み留どまつていたことが知られる。

3 長谷川一家の活躍

第三章 紅花商人の成立と発展

谷長川家は土着のもので、前記文化八年の「十日町宗門帳」によれば、その頃はまだ家主儀兵衛方の借家人であった。材木町が本籍地で吉郎治と称し、後に大富商になって長谷川を作り上げた。その二男和五郎が分家して長谷川となり、三男吉内は長谷川の祖となり、共に商人として栄え、山形の財閥団を形成した。長谷川が紅花荷問屋として開始した年代は明かでないが、最上屋関係の仕切を整理してみると、天保四年（一八三三）には金一八四両三分と銀二四匁余であったものが、安政三年（一八五六）には金五五九七匁二分二朱と銀一三七匁四一七に伸びている。これは、二二年間に三倍以上の伸長を示したことになる。最上屋以外の紅花荷問屋とも取引関係があったので、それらを加えたら実に莫大な額に上るであろう。

長谷川家の集花投資は、最上地方よりもむしろ仙南地方に行なわれたことが特色で、村田（岩手県）（柴田郡）の有力集荷問屋たる大沼屋正七が手先ぎとなっていることは注目される。天保年間の例をあげれば次表の如くで、最上屋仕切の宛名は長谷川吉郎治及びその代理又は支配人の肩書を有する大沼屋正七となっており、銘柄が仙金・仙旭・仙通・仙司・仙辻・仙田・仙登・仙岩・仙佳・仙徳・仙輝などと、総て「仙」を冠していることから、明らかに大沼屋の集荷した仙台物であることが知られる。大沼屋が集荷したこれらの紅花は殆ど江戸に廻して大阪に廻漕したらしいことは別の資料で窺われる。

長谷川吉郎治家の最上屋喜八に対する出荷仕切高

天保4年	仕切総額	安政3年	仕切総額
	兩分朱匁		兩分朱匁分
5月30日	54.2.2 一	9月30日	1050.1.2 61. 2.37
6. 30	96.2.0 一	10月30	794.1.0 23.42
7. 30	113.0.0 1.87	11月晦日	1646.3.2 4.200
9. 30	109.0.2 4.60	12月晦日	2097.0.2 48.56
10. 30	230.0.0 6.52		
11. 30	410.1.0 10.30		
(不明)	109.0.2(-4.50)		
(〃)	724.0.2 5.62		
計	1846.3.0 24.41	計	5597.2.2 137.417

註 天保5年 山形大学博物館蔵「最上屋仕切帳」
安政3年 京都府立総合資料館蔵「最上屋仕切下書帳」

買付け高の詳細は不明であるが、奥仙台から南部地方の産地も或る程度の掌握をしていたらしく、奥仙の山ノ目駅の鈴木屋庄左衛門、仙台・水沢大町の小沢屋平治、一関大町造出しの千葉新助などの商人は、何れも⑧長谷川家の紅花買宿を勤めていたことは注目すべきことである。紅花荷問屋としての同家の勢力は、実に最上地方から奥州の生産地全域に及んだのである。

⑧長谷川家の分家に当たる⑨長谷川吉内家は、「山形商店史」(山形商業学校編)によれば「弘化年間呉服反物業を創始」とあるが、紅花商人としては、天保の初期には既に開始されている。しかし頭初の経営方式は、独立荷主としての性格が薄く、集荷したものは殆ど本家長谷川の手を通じて出荷されていた。その集荷舞台は本家同様仙南地方で大沼屋正七が集荷責任者となっており、次頁下表のように發送荷問屋は長谷川吉郎次名義であった。

かくの如く、分家当時は本家の経営に依存する所が大きかったが、自己資本の拡大化に伴ない。嘉永頃からは独立経営に移行したらしく、最上屋との取引を見ただけでも、自己名義の出荷量が増大して来る。次表は安政三年(一八五六)の秋から同五年七月までの最上屋仕切額で、その成長過程が明らかに認められよう。安政三年度分だけの比較で見ると、本家長谷川の分が凡そ六、〇〇〇両の仕切であった(前表)のに対し、分家吉内分は凡そ三、一一〇両内外で、本家の半ば以上の荷量を動かし得るだけの大荷主に発展している。

一兩長谷川家は、共に仙台紅花の集荷に重点を置いたが、その理由を考えると仙南地方には大河原の高橋忠助と

長谷川家の大沼屋に対する投資

仕切年月	大最上屋仕切	沼屋仕切	対切
	兩	分	朱
天保5年1月	400	—	—
" "	335.3	0.0	20.60
" "	548.1	1.2	11.24
" "	148.2	0.0	—
8. 5	586.2	2.2	9.37
" "	461.3	3.2	12.18
" "	360.3	3.2	5.60
9. 4	536.1	1.2	23.42
" "	265.0	0.0	9.36
" 6	1221.0	0.3	30.42
" "	580.0	0.0	25.25
" "	1052.0	2.2	48.68
" "	187.1	1.0	10.77

(山形大学蔵「最上屋仕切帳」による)

第三章 紅花商人の成立と発展

いう大荷主を除くと、巨大資本を有する商人が割合に少なかったから、投資に都合がよかったこと、両家の資本を利用した村田宿の大集荷人・大沼屋正七などの協力があったこと、山形及び村山地方には既成の勢力が、強く集花園を掌握していたために、活躍舞台を他に求めざるを得なかったこと等が上げられよう。また、仙台で集荷したものの輸送路は、殆ど江戸廻りの方法によっているが、これは大量であったために、笹谷越えして山形に送る不便を避けたこと、さらに、嘉永から安政にかけてのいわゆる「紅花荷江戸打越一件」の解決以後は、「渡海中海上難事有之候得者、荷主并廻船問屋立合、一船積合荷主同様、船法相守可申候」という約定が成立し、海上輸送の安全性が高められたことなどによるのであるう。

4 永寿講と長明燈

山形商人の中に、最も早く同族团的意識をもって結合し、組織化されたのは近江

長谷川吉内家の最上屋出荷仕切額

年 度	仕 切 額
安政3年秋	両分朱匁 57.1.0. 1.87
11月晦	1465.0.2.42.64
12. //	1585.3.0.44.96
同4年3月節句	325.1.2. 5.62
閏5. 晦	462.2.2.18.74
9~10	591.0.2.15.92
11. 晦	601.1.0.12.17
12. //	1281.0.2. 4.66
同5年3月限	394.2.0.17.80
5月節句	332.2.0. 8.90
5 晦	547.1.2.16.86
7盆前	823.1.2.18.72

(京都府立総合資料館文書による)

長谷川吉内家仙台紅花買付最上屋出荷高

年 度	荷 問 屋	商 標	数 量	仕 切 金
天保5年正月	長谷川吉郎次	仙金, 仙旭	144袋	両分朱匁 144.2.0.
6. 6	〃	仙口		540.2.0.3.75
8. 一	〃	仙桂, 仙天等	363	400.0.1.6.56
9. 一	〃	仙金	237	265.2.2.9.37
〃	大沼正七(村田)		266	213.2.0.7.96

(山形大学博物館蔵「最上屋仕切帳」による)

商人系の西谷一家であろう。宝曆十四年(明和元年一七六四年)に本店主たちによって組織された「恵比須講」がそれで、別に「仙台最上福島仲間」と称して、それぞれの地方に持つ出店・支店の統制を図ったので、山形の西谷一家はその仲間として相互間の協力態勢を固めた。旧来の在地商人に伍して、彼我の物資流通面に勢力を張るためには、こういう組織が重要な役割を果したことは言うまでもない。近江商人の進取的・発展的な性格を表わしたもので、近江商人が遠隔地に進出して各地に成功した原因である。宝曆末年は京都の紅花問屋廃止運動の最盛期で、やがて明和二年にはその効を奏し自由売買制になったことはしばしば触れて来たが、近江商人はその直前に素早くこれを察知して、自由市場に対応出来る姿勢を確立し、地方に散在する出店の協力体勢を整えたものと見られる。

山形の商人たちは、近江商人のこういう気風や目敏しさや、或はその経営の方針などについて、絶えず刺激を受けて来た所で、古来排他的と評された山形商人の間にも、同族団結合の傾向が見えて来る。それは仮令計画的に組織化されるまでには至らなくても、天明三年(一七八三)七月に、市村茂助と同一郎治が世話人となって、宮町の両所宮山門前に奉納した石燈籠には、一族商人一六名が名を連らね、中には酒田店・仙台店・京都店を経営していたものも見える。言うまでもなく、献燈の目的は、「海上安全・商売繁昌」を祈願したものである。また嘉永三年(一八五〇)五月に、三浦権四郎・渡辺吉兵衛が同宮に狛犬を寄進しているが、元を糺せばこの兩家は祖を同じくする一族であったと言われる。

商売上の実質的な協業化の例としては、先に佐藤家や長谷川家の場合に述べたが、特に幕末期に宗家佐藤利兵衛を主軸として結成された「永寿講」の如きは、その最も整った組織で、規模も大きかったようである。これが出来たのは文久二年(一八六二)の春であるが、それ以前から、一族親戚の三都仕入商人に対しては、一定の定法をもって多額の融資を行ない、相互の経営の拡大強化を図って来たことは、次の文書(註)によって窺われる。

當年相改定法書寬

- 一 昨年貸分者当亥五月晦日迄元利共ニ無間違返済可致事
- 一 返済方も毎月の朔日より五日迄無間違返済可致事
- 一 当年三都仕入分者当亥二月朔日貸渡可申事
- 一 貸方も相定金高丈ヶ月の朔日より五日迄内貸渡可申事
- 一 当年貸分来子五月迄之内ニ元利共無間違返済可致事
- 一 利足等之儀者は迄相定之通卷月ニ付金卅兩へ考歩割
- 一 近年定商売歳増致候而も難破船並貸たをれ損毛有之候而も決而願ケ間敷事致間敷事
- 一 近年者各方ニ而定商売の外色々売買致族も有之候ニ付縱何程損毛貸たをれ並難破船等有之候而も決而願ケ間敷事致間敷事

一 当亥年より三都仕入分用達貸渡金子高左ニ

一金千三百兩也

山口惣藏方へ

一金千三百兩也

高田為治郎方へ

一金千三百兩也

高田金兵衛方へ

一金三千兩也

佐藤利右衛門方へ

メ金六千九百兩也

右之通当年々相改定法之通堅ク相守可申事、尤近年者御地頭様并漆山陣屋へ両方御用等歳増承付、尤御扶持等迄も頂戴致居ニ付、難相断ニ付相動申候、近年各方定商売歳増出情致歳増用達頼ニ付、難有仕合ニ奉存候得共、近

年操合等至而不宜付、手前定商売仕入物等歳増致不申ニ付、当年々相改定法之通堅ク相守被成下、尤返済方も聊無間違返済可致様堅く相守被成下度、右御承知有之候ハ印判被成下度、仍而定法如件

亥正月

佐藤理兵衛

山口惣藏殿

高田為次郎殿

高田金兵衛殿

佐藤理右衛門殿

定商売という点から見れば、金主の佐藤家は繰綿太物卸店で、分家の利右衛門は呉服太物古着卸店、親戚の高田為次郎は小間物卸店、同金兵衛は和漢薬種所、山口惣藏は小間物商であったが、いわゆる三都仕入れ商売の傍、何れも手広く紅花商を行っていたものである。

さて、永寿講はこれら一族の商売繁昌を目的として組織されたものであるが、その規約や活動の内容を精しく見ることの出来る史料は残っていない。ただ、その講員を知り得るものに、大阪の住吉神社に奉納した一对の「長明燈」があって、当時の隆盛さを誇っている。文久二年（一八六二）三月の建立で、高さ二尺四寸五分の舞台上に、高さ二〇尺五寸に及ぶ壮大な花崗岩作りの燈籠が立っている。竿柱正面に縦書に「長明燈」、台座正面に横書で「永寿講」と刻されている勇渾な大文字は、当代有数の書家たる京都の貫名苞敬（松翁）が書いた。

これを奉獻するに就いては、竿柱刻銘に明らかなように、住吉神社の神官田中和佐太夫が執事となり、世話人には佐藤利兵衛・同利右衛門・同卯兵衛が当たり、地元の永寿講員および上方商人の莫大な出資と寄附金が寄せられた。

第三章 紅花商人の成立と発展

永壽譚員と長明燈寄進者名

長明燈寄附人名	屋号	令との関係	寄附金額	刻名場所
佐藤利兵衛	山形 令	本家 10代	} 16貫100匁 3,900	竿石 世話人
佐藤利右衛門	〃 ㊦	分家 初代		
佐藤卯兵衛	〃 田	〃 〃		
福島治助	〃 羽	令より養子	25匁	右側台石上段
近江屋林兵衛	〃 余	余の本家	1貫500匁	
寒河江佐右衛門	米沢 ㊦	㊦の2代目出	〃	
白田弥治右衛門	大谷 ㊦	㊦に嫁	〃	
山口甚兵衛	山形 ㊦	㊦初代妻	〃	
佐治吉左衛門	〃 ㊦	令から養子	〃	
仲野半四郎	天童	(取引出入)	〃	
高田為次郎	山形	令10代の妻	10匁	右側台石下段
大和屋惣右衛門	〃	(取引出入)	〃	
紅屋久太郎	〃 余	(〃)	〃	
渡辺八右衛門	秋田	(〃)	〃	
小松治郎兵衛	山形	令の縁戚	5匁	
近江屋喜兵衛	〃 因	令から養子	10	
高田金兵衛	〃	高田為次郎1族	5	
吉田勘右衛門	楯岡 ㊦	(取引出入)	〃	
大和屋惣助	山形	(〃)	〃	
大島屋彦吉	〃	(〃)	10	
相沢兵助	天童	(〃)	5	
八文字屋太右衛門	山形	(〃)	5	
上方商人 21軒	大坂、京都		31貫500匁	
亀甲屋 半七	京都		1.500	
美濃屋 勘七	名古屋		1.500	
大沢文助	美濃		1.500	
計(銀に直して)			73.970	
献燈式皆諸入用			40.928.5	
差引残銀			33.041.5	

(佐藤家蔵「永壽譚」誌其他による)
(縁戚その他の関係は令家祖母談話)

これらの人名は台座の左右に刻されているが、文久三年二月に整理された「永寿講」誌⁽⁷⁾によれば、各人の醸出金額は前表のようで、そのうち、台座右側に刻名されているのが講員であろう。関係別に見ると、縁戚が一三名、取引き出入商人が九名、計二三名からなる組織であったと思われる。上方商人分を加えた醸出総額は銀で凡そ七四貫、そのうち献燈に凡そ四一貫を要し、残額凡そ三三貫で別に河内国道明寺と大阪天満宮に、それぞれ金燈籠一基ずつを奉納した。

台座刻名の商人数は、寄附台帳面よりも多くて五二名になっているが、とにかく、佐藤家の経営に密接なつながりをもって、山形商業の一面を掌握していたことは驚くべきことであろう。大阪商人の中には細井戸屋徳兵衛・桜井屋甚三郎・島屋清兵衛・錢屋伝兵衛・同小八のように、最上紅花の取引き関係をもっていたものが多かったが、その他に線綿商・木綿商・古手商・砂糖商・蠟商などもおった。しかし、何れも商品の単一的専門商人ではなく、広い意味の雑貨問屋であった。永寿講員もまたそういう性格の商人ではあったが、紅花の荷主を兼営していた点では同一であり、その代金は殆ど上方物資の仕入に充当していた。そして、講員たちの商業経営の堅実な発展のために協力し合い、拡充に必要な資金面の融通には今佐藤家が当たっていたのである。

住吉神社境内の燈籠の中に、もう一対の着目すべき「紅花燈籠」がある。天保七年に諸国の紅花荷主中および京都の紅花屋連中が奉献したものであるが、この燈籠については後に述べる。

5 その他の山形紅花商人

山形の紅花商人群は、二、三の旧家を除けば、概説の項で述べたように、近世中末期から急速に勃興し、特に寛政頃から著しく成長して来た。中でも豪商級の人々は、上方物資や北海物の卸問屋として、村山地方全体に及ぶ商圏を

第三章 紅花商人の成立と発展

握って、商業都市山形の面目を發揮した。これらの豪商たちは蓄積資本の運用について、一面では高利金融業者としての機能を高めたが、それと同時に村居家や長谷川家の如く、土地集積に投資したものもある。明治八年の地主調査によれば、村居清七の立附は一、三六〇俵、長谷川吉郎次分は一、一〇〇になっている。

さて、前記以外の大商人層についても、紅花荷問屋としての内容と、その發展過程を述べるべきであるが、現在では史料的に不可能であるから、「井上喜八家紅花仕切下書帳」という特に制約された史料に基づいて、既に紅花生産の衰微期を迎えようとしている明治六年の、最上屋に対する山形商人の出荷状況を見ると、概ね次表のようになる。これを見ると、福島治助の合計三、一六〇兩を最高に、二、〇〇〇兩代が長谷川(吉)・佐藤・高橋、一、〇〇〇兩代に佐藤(利)・市村・紅屋と続いている。それ以下の長谷川(吉)・村居・三浦・笹川・近江屋などは、早くも新産業に転向の気配を現わしているのである。

この年の最上屋との取引き商人には、表に掲げた山形商人の外に、在方商人として、楯岡の青沼好藏、前田沢(朝日町)の今井五郎八、大石田の渡辺喜助などが見えるが、この頃は恰も政府および県の新殖産政策が指示強化されて来た時代で、農村の紅花生産地帯は、桑園または茶園などに転換されつつあったので、在方旧来の紅花商人は、その專業としては最早成り立たず、早くも生糸荷主に転向したり、或は地主化するに至った。サンベタ

最上屋に対する山形商人の紅花出荷状況(明治6)

商人名	出荷数量	仕切代金	
		兩	分朱匁
長谷川吉郎次	1963 袋	2882.1.1	29.56
長谷川吉内	103	126.2.1	—
佐藤利兵衛	1663	2857.3.0	21.40
佐藤利右衛門	1252	1983.1.0	11.47
村居清七	320	543.0.0	5.61
福島治助	922	1029.0.0	3.74
〃	(不明)	2130.2.1	6.73
市村五郎兵衛	938	1649.2.1	9.15
〃	(不明)	861.1.0	0.79
高橋伊之助	1492	2532.3.0	14.36
三浦権四郎	288	401.3.0	4.31
紅屋久太郎	1088	1822.0.2	8.98
笹川長六	349	568.0.3	5.18
近江屋喜兵衛	161	285.2.2	1.87

(山大博物館蔵「井上喜八家紅花仕切下書帳」)

ちの任務も同様で、養蚕業の発展に伴う「桑サンベ」「糸買い」などに活動の新舞台を見つけて行った。それに比して山形に割合に多く紅花荷主の存続したのは、継続し得る経済的能力があったこと、旧来の上方紅花商人との取引き関係の深さがあること、在方紅花荷主の廃業に伴う干花加工業者との新たな取引きが成立したことなどによるものである。

- (1) セツ松・地福寺蔵「紅乃袖」
- (2) 山大博物館蔵「三浦文庫」
- (3) 川崎浩良著「山形の歴史」
- (4) 著者探訪史料
- (5) 川崎浩良著「山形の歴史」、後藤嘉一著「山形商業史話」
- (6) 同 前
- (7) 著者蔵史料
- (8) 佐藤利兵衛家蔵文書
- (9) 山形大学博物館蔵史料
- (10) 大町念仏講帳
- (11) 著者蔵史料
- (12) 山形大学博物館蔵「最上屋文書」
- (13) 後藤嘉一著「山形商業史話」
- (14) 山形市史編集資料第一三集
- (15) 佐藤利兵衛家文書
- (16) 「東講商人鑑」
- (17) 佐藤利兵衛家蔵史料

第五節 在方紅花商人の勃興

1 商品物資の生産と在方商人の発生

山形と上方の商品流通は、近世初期から近江商人の進出によって開拓されたが、貨幣経済の浸透と消費生活の向上に伴って、商業都市としての山形は急速な膨張を続ける。この傾向はやがて地元民の商人化を招くことになる。殊に、中世以来の土豪或は支配階級の有力者、最上家没落によって武士の帰農・帰商したもので、資本蓄積のある一部の人々は次第に商人化して、土着の上方商人と互角の取引き関係を結び、上方からの移入物資については卸問屋と店前売りを兼営し、地元物産については集荷問屋を営むに至った。

これらの大商人は、山形という町場に集結していたことは、物資の集散事情から当然であるが、在方に散在する大生産地には、町方商人の発展と前後して、集荷業者や荷主の成立したことも、また充分に想定されることであるが、早期在郷商人の実態については、史料的な制約があつて、殆ど明らかにされていないので、側面から若干の考察を加えておこう。

寛永十年（一六三三）に、領主酒井忠重の苛斂誅求に対して発生した、白岩郷（現栗河江市西栗川町）の百姓一揆の目安状を見ると、同地方の農業生産物の中に綿花・麻・漆・山蠟など、商品性の高い作物が誅求の対象となつて注目

される。これらは、藩主や藩士たちの消費原料になったものもあるが、むしろ商品化されて、その収益を藩財政の一部に入れられた部分が遙かに多かったものと思われる。とすれば、白岩という地方城下町には、藩が放出するこれらの物資を請け負って、山形の大商人に取り次ぐか、或は自力をもって需要地商人に出荷する買継的商人層が存在していたことが考えられよう。

紅花が村山地方の特産となる以前には、青苧がその首位を占めていたことは周知の通りである。その主産地は左沢山内（大江町）と五百川郷（朝日町）で、古くから「七軒苧」という銘柄をもって、奈良・江州・北越方面の麻布製産地に出荷されていたから、生産地帯には集荷業者や荷主に類する商人が活躍していた。世上に流布されている物語本に「羽州太郎村継母志やけん沙汰古実今物語」というものがある。その発端の部分に、太郎村（朝日町）の青苧商人、能登屋九郎左衛門が登場する。

その太郎村は村高僅か四四〇石程度の小さな山村に過ぎないが、古来、五百川郷西部山麓の青苧生産地帯の有力な集散地で、能登屋はその中に成立した青苧荷主であった。物語りの内容は題名が示す通りで、その大筋は実話に近いものと言われ、寛文頃の能登屋の繁昌について「爰ニ寛文拾三五ノ年、左沢御領分ニ於て太郎村と申所有、此村ニて能登屋九郎左衛門といふ、近国ニ名高き分限有けるハ、京都迄青苧荷物百駄余リツ、差登せ、又ハ庄内・仙台へも夫の向品々の商物を、数多手代共へ為持廻しける」と紹介している。

継母邪匿の事実審理に際して行なった能登屋九郎左衛門の口述を別本⁽²⁾によって見ると、「我儀、京都へ青苧・紅花差登せ置き候ニ付私弟の巳之助ト申者支配人ニ為登置候所、右巳之助病氣ニ付、私登り候様ニ早飛脚參候故、私飛脚同道ニ而三月五日京都へ罷登り（云々）」という一節があり、青苧のみならず、平野部の紅花にも手を伸ばしていたことがうかがわれる。しかもその経営は単なる買次ぎ荷主ではなくして、自己資金による出荷問屋で、京都には支配

人を遣わして取引きに当たらせていたという。これは、近世中期頃から明らかになる山形商人の流通機構と殆ど同じ形態である。

この能登屋の存在を単なる物語の偽作の人物と否定出来ない理由は、次に述べる青苧荷主たちの驚くべき活躍にある。それは直接能登屋と無関係であるが、同地方には能登屋と同時代に多くの青苧商人が実在していたことを見れば、太郎村に能登屋のような大商人がおっても、少しもおかしくない。

五百川郷は最上川を挟んで東西両郷に分かれるが、能登屋をもって西五百川郷の代表的商人とすれば、東五百川郷には鈴木与右衛門・同八兵衛、その隣村・大谷村には白田六郎右衛門など、実に注目すべき青苧商人がいた。何れも地方豪族の系譜に属するもので、近世初期には早くも商人化し、奈良の青苧市場を取引き舞台として成長した人々である。有名な「奈良晒」は慶長頃から発達したと言われるが、その原料としては品質の最も優れた村山産の最上苧や置賜産の米沢苧を多く使用したので、主産地帯にはおのずからその取引き商人の発生を促したことになる。

鈴木・柴田・白田等の初期的商人記録は残っていないが、奈良における財力的活躍の側面を裏づける貴重な史料がある。即ち、近年奈良国立文化財研究所の発表⁽³⁾や、山形県立図書館の三春伊佐夫氏の現地調査報告⁽⁴⁾などによると、延宝年間に行なわれた奈良西大寺の弥勒菩薩座像の修理に際し、これらの商人たちが、並々ならぬ尽力をしている事実が明らかにされた。いまは、その内容を詳説することを省略するが、僅かその一端に触れて、五百川郷青苧商人の存在だけを明らかにしておこう。先ず延宝四年（一六七六）の修理当時、胎内各所に墨書された記事の中から五百川商人名を拾ってみると、次の通りである。

弥勒菩薩奉再興施主

羽州最上五百川鈴木与右衛門

台座施主同国大谷白田六郎右門

南都奈良秋田屋助左衛門

休心 清心 宗清 清祐

有縁無縁
十方衆生

惣法界為成仏再興者也

延宝四年丙辰八月吉日

敬白

(以上 頭部納入物支え板)

出羽国村山郡五百河住

柴田八兵衛

(以上 膝前内部)

これらの胎内墨書の外に、修理当時の胎内納入物がある。一つは柴田八兵衛の、一つは山形の佐藤三良兵衛のもので、何れも桐箱入で、尊像頭部に納入されている。そのうち、前者の箱書には次のように墨書され、中に「南無弥勒菩薩名号帳」一冊が入っている。

延宝四年

奉納弥勒内心三千三百三拾三昧所

丙辰八月吉日

東五百河
柴田 八兵衛

名号帳によれば、柴田八兵衛の最初の發願は「弥勒内心三千三百三拾三躰也、一躰ニ一字礼拜ニ而欲奉納」ということであつたが、「俄ニ犯起病、過半以板行」これに替へたと述べている。さらに、この名号帳の奉納并に白田六良右衛門の台座寄進について

右之意趣者最上之住人 南都者東向中之町ニ商道有テ数年居住ス 其比其於藏中菩薩之中興ニ縁有テ如斯并ニ台座之施主 羽州最上之大谷 白田六郎右衛門

雖為遠心我心ニ望達而致建立者也 施主者不及申ニ 願ハ此功德ニ仍而 弥勒菩薩之御出世ニ為相シ也

延宝四年丙辰八月吉日

と書記している。ここで特に注目したいことは、柴田八兵衛は「南都者東向中之町」に、「商道有テ数年居住」していたという点である。この柴田八兵衛家は同七郎兵衛家の分家に当たる家柄で、或はその支配人格で奈良に長期滞在し、奈良の青苧問屋と見られる秋田屋助左衛門と、密接な取引き關係を結んでいたのであろうということである。

なお、この修理奉納については多数の結縁者のいることは見逃がせない。白田一族の外記・弥十郎・甚四郎・惣十郎、柴田一族の庄右衛門・権兵衛、海野一族の藤左衛門・善左衛門、長岡一族の仁兵衛・藤左衛門・外右衛門、大谷一族の五郎兵衛・重兵衛、その外に今井伝十郎など、東五百川郷および大谷方面の有力者が名を連らねている。これらは相互間に縁戚關係が多く、柴田・鈴木・白田などを中心とする集荷仲買の性格で結びついていたらしいが、中・後期になるに従つて、独立商人に成長して来るものが多い。以上の史料によって、延宝頃の在方青苧商人の流通機構

の一端がうかがわれるであらう。

もう一つ重要な納入箱がある。箱蓋の中央に「奉納弥勒内心御念仏老万遍」、右に「延宝四年丙辰八月吉」、左に「最上山形佐藤三郎兵衛」とあり、さらに「弥勒名号書秋田屋助左衛門」と添書がある。その中に次の三点が納入されている。

延宝三稔八月八日附

奉書写御念仏

佐藤三郎兵衛

延宝四年辰六月十三日 奉書写御念仏

出羽之國最上山形之住者

佐藤三郎兵衛

南無阿弥陀仏 今月今日敬白

佐藤三郎兵衛

このうち「南無阿弥陀仏」の名号一葉は特に着目すべきもので、各地の関係商人と思われる者およびその家族・用人など、実に百名以上が結縁者として名を連らね、中には敦賀の清水、海津の石田、太口（駄口）の村田、大津の川口など、近世を通じて羽州と上方との間に交易される諸物資の荷揚げ問屋や、敦賀・海津間の陸送を担当したと思われる馬さし等の見えることは、運送史上からも貴重である。但し、佐藤三郎兵衛の素性は明らかでない。恐らくは地方の小集荷業者を相手とする町方荷主であったらう。

これらの結縁者たちは、尊像修理に使用した金箔の奉納も行なっている外、修理完了後の延宝七年には、出羽国最上・下原（山辺町）住の佐藤市兵衛なるものが、同寺の金堂に仏画の絵馬を奉掲している。下原地方は青芋の重要な

産地であったから、この人もまた在郷に成立した有力な青苧商人で、奈良方面との取引き関係の深い者であったと見られる。

2 在方紅花商人の成立期

前項において、寛文・延宝期に成立した最上青苧商人と奈良の青苧市場との結びつき、さらに奈良における財力的活躍を述べた目的は、農村の商品生産の発展に伴なう、在方商人の早期成立を裏付けたいたために外ならない。村山地方の紅花生産の起源は明らかでないが、寛永十三年（一六三六）に山形に入部した保科正之が、その年のうちに、領内の特産物たる青苧・紅花・綿・漆・胡麻油・荏などに対して出荷課税制度を強化している事実から見れば、青苧商人が近世初期に発生しているように、紅花の場合もまた、その生産地には集荷商人や荷主問屋の性格をもつ有力商人が案外早期に成立していたのではないかと思われる。

若し、遠隔生産地にそういう在郷商人の成立が後れていたとすれば、山形のような町場に定着している若干の上方商人や、在来の町方商人の力だけで、在方に散在的に生産される紅花を、上方との流通市場に乗せることは困難であったに違いない。前項で触れた山形の青苧商人・佐藤三郎兵衛の名号一紙には、山形をはじめ村山郡内のいわゆる最上商人と推定される幾人かの人名が見えるが、それらの人々は単に青苧商人であったばかりでなく、紅花をも含めた荷問屋ではなかつたろうか。

慶安から寛文にかけての山形藩主・松平下総守忠弘は、山形町内とその近傍および漆山・天童・東根分を合わせ、一五万石を領していたが、その領内役物としての特産品に、紅花四百五、六拾駄、青苧四百三、四拾駄(5)があり、何れも領内の商人を通じて上方に出荷していた。これだけの生産・出荷量には、荷役錢課税の関係から、他の公私領

管内の生産分は含まれていないことは当然である。従つて、山形藩領外の寒河江・谷地・山野辺・長崎・蔵増・楯岡方面に生産された紅花は、その地方の別な集散機能を持つ商人たちによつて集荷・売買されていたものと思われる。問題は管轄の相異ばかりではない。生花は長時間の貯蔵に堪えず、その日のうちに処理をしないと、品質を低下する恐れがあったから、中心市場たる山形から遠距離にある生産地帯では、どうしても集荷商人や或る程度の加工業者をすら必要としたのである。

しかし、経営能力に長じておれば、誰でも商人になり得た時代ではない。そこには先ず第一に資本という条件があり、第二には生産農民を掌握出来る支配者としての信用も欠かせない条件であつた。農山村の片隅には、中世末期からの土豪・地侍の系譜を引くものや、戦国争乱の世を遁れて来て、帰農している武士の流れを汲むものが多かつた。彼等は社会の変化に乗じて、密かに財力を蓄え、時機の到来を待っていたが、商品生産農業の発達につれて次第に商人化し、自ら流通機構の中に参加し、或は商業資本家としての金融業者に転身するものが現われて来た。

二、三の例を上げてみよう。月布村（大江町）の大泉家は、寒河江・大江家の勘定奉行の裔であると伝えられ、月布川流域の青苧商人となつた一方、村山地方切つての大金融業者として活躍したことは周知の事実である。大蔵村（山辺町）の稲村家は飽海の鳥海山麓から出て来た豪士で、村山地方随一の青苧・紅花商人になつたことは、随所に述べたことである。下原（山辺町）の佐藤家は最上家の家臣で、帰農後は醸造業を営み、傍ら青苧その他の物資を扱う商人となつた。天童の青柳家は天童氏歿落後帰農、蟹沢（東根市）の阿部氏は中世の野川館主の孫と伝えられ、何れも青苧・紅花・煙草など、地方物産の集荷販売業者となつた成立の古い商人たちであつたと言われる。

村山地方における在郷商人の発生順序からすれば、山間・山麓地帯の青苧商人が早く、紅花商人はそれよりもやや後れ、活動的になつて来るのは近世初期の中頃からと見られ、ついで、それら大商人に従属する生産者および小仲買

人の發生を促がし、さらに摘花作業や干花加工に必要な日雇勞務者の發生など、割合に早期から除々に生産地の職能構造を變えて行く傾向が現われていたものと思われる。

3 近世中期に成立した在方の紅花商人群

谷地（河北町）は古來、最上川西部地帯における物資の集散地として、在郷市場の中心を形成して來た所で、近世に入ってから、最上川畔に抱えている畑地は、良質の紅花生産地となった。享保頃から京都の紅花問屋として屈指の發展をした伊勢屋理右衛門の始祖・福田四郎左衛門は伊勢の出であるが、寛文頃早くも谷地の紅花に着目して來住し、紅花商人としての基盤を固めた。また、谷地や慈恩寺の寺社建立に多くの私財を投じた出羽屋藤藏は、享保年中に紅花商人として來谷し、産を為した人であり、元文頃からの紅花問屋仲間制廃止運動に挺身した柘屋甚右衛門や青柳屋喜惣治なども、享保から谷地に在住して紅花商を営んでいた京都出の商人である。

これら外来商人の影響を強くうけた谷地在來の商人の中にも、元禄頃から紅花を取扱うものが続出し、享保・元文期には三五人の花買仲間が活動し、山形の町方商人に対抗していた。中でも土屋勘右衛門・堂ミヤ（田宮）五右衛門・同忠右衛門・伊藤左兵衛・細矢太郎左衛門などは、前記の柘屋や青柳屋の運動に協力的な紅花商人であって、在郷市場商人としての機能を發揮していた。

寒河江もまた谷地と同じような性格の在郷町で、近郊の畑地は勝れた紅花の生産地であったから、早くから地域的な花市場なども開設され、有力紅花商人も多かった。別に述べた中村七兵衛家は、茶商人として元禄年間に伊勢から來住したが、享保頃には紅花・青芋商人に転じている。鈴木忠助・中村六郎兵衛・太田藤四郎なども、具体的に知られる取り引き史料は残っていないが、同時代の有力な紅花商人である。

次に、元禄期の代表的紅花商人であった逸見家およびその協力者たちによる経営の一面を見よう。逸見家は中世末期に甲斐国から西里村（河北町）に來住した帰農豪士で、寛文檢地の頃は田畑屋敷合して四町三反歩余を所有する地主となったが、やがて名主として村を支配するようになる。同家の紅花商人としての経営の一端をうかがうことの出来る史料が一通ある。⁽⁶⁾

紅花買上ケ目録

一、式千五百四拾貳貫目 但シ水花

代七百三貫三百八拾文

両かえ九百十文かへ
此金百九拾三兩拾三匁一分

一、千花八駄七分 但シ菘駄ニ貳百斤入

此掛リ物

一、金拾八兩貳分七匁貳分 兩かへ九百廿文ッ、 御役金 繩筵

飯米 小遣

人足賃

花粉菘柴 （マコ）

袋かミ次賃

方ミ礼共

三口合テ

金貳百拾壹兩三分五匁三分

菘駄ニ付金貳拾四兩壹分五匁九分六リンツツ

内訳

一、老駄

竹屋長左衛門殿

代金貳拾四兩壹分五匁九分六リソ

一、貳駄百四拾斤

逸見庄左衛門殿

代金六拾五兩貳分十四匁六分

一、五駄

西田 七兵衛分

代金百貳拾壹兩貳分十四匁八分

合八駄百四拾斤

代金貳百拾壹兩三分五匁三分六厘

外ニ金壹兩壹分六匁運賃金ニ相添御渡分也

右之通御座候、若勘定相違御座候ハ、重而可被仰付候、荷物之義ハ京都若山屋勘右衛門方へ一所為登申候、殊ニ入用掛物長面庄五郎殿ニ御座候、為後日紅花買上ケ目録仍而如件

元禄十一年

西田 七兵衛

寅ノ七月五日

逸見庄左衛門殿

同 次郎兵衛

秋場 庄五郎

この「紅花買上ケ目録」は、どういふ性質のものか解釈に苦しむ点があるが、目録の形からすれば、逸見庄左衛門は既に京都の紅花問屋・若山屋勘右衛門と取引きしている荷問屋で、その生花集荷については谷地の業者竹屋長左衛

門と西田七兵衛に依頼したものと見られる。この場合、集荷資金は恐らく逸見家から出ているのであろう。集荷された生花二五四二貫目は、総て加工専門業者たる秋場庄五郎の処で干花化され、若山屋に対する出荷手続も秋場が行なったのである。こういう一切の差配には西田が当たったものであろう。経営の形からすれば、生花集荷業と加工・出荷業務が分離し、資本家の逸見家がこれを統轄支配していたもので、当時の在郷の荷問屋は、大体こういう形態をとっていた。

進歩的な経営能力があっても、十分な資本蓄積のないものは、その融資を他に求めなければならない。元禄・宝永頃の紅花商人柴田弥右衛門にその例を見ることが出来る。柴田家は越後国柴田出身の帰農豪族で、近世初期に谷地に定住し、松橋上組の名主となった柴田因幡の裔である。開業当時は経営資金に不足していたらしく、尾花沢の鈴木八郎右衛門（清風）にその融通を仰いでおり、元禄から宝永にかけての鈴木家の「金銀貸入帳」に見る所では凡そ次表の通りである。

柴田弥右衛門家は令の屋号をもって、その後長く紅花集荷問屋として発展し、京都の若山屋喜右衛門との取引が深かったが、七代弥右衛門が天明元年（一七八一）に死亡すると、紅花集荷業をしばらく廃業したので、弟の弥之助がその権利を継いで独立開業して令号を名乗った。しかし天明二年の近江屋九郎兵衛からの紅花仕切は弥之助宛になつてゐるが、商標にはまだ令号を使用している。これは過去長年に亘る信用取引を意味するもので、令印の紅花が京都方面で評価が高かったことが知られるであろう。しかし、文化頃にはこの商標の使用を止め、全く令号をもって取引するようになった。

谷地でこの鈴木家の資本を利用した紅花商人は柴田家に限らない。本表に明らかなように、西田半兵衛・土屋利兵衛・古川七右衛門・丹野三七郎などいるが、これらが相互請人になつてゐることが注目される。柴田・古川以外の融

第三章 紅花商人の成立と発展

資金は何れも少額であるが、紅花の急速な生産増に対応して、小規模の紅花商人が乱立しており、何れも自己資金だけでは追いつけなかったのである。こういう傾向は敢て在郷だけではなく、大場の山形にも不身上者の紅花屋が続出した。「名物紅乃袖」は享保頃の情況について「不身上のやから、無下人或は無土蔵も、其上、家賃鋪金等に入置申候仁も、紅花の頃へ、金銀天より降思ひをなし、身の様宜敷不相応のもてなし、老駄・式駄荷物引請、当分能様ニ仕出し候、ケ様のこと故軒数多罷成候」と言っているように、その経営振りは何れも不如意であったものと思われる。

もう一つの経営方法に共同出資の仕方がある。後期の例で、適切ではないが、文政五年（一八二二）の堀米四郎兵衛と吉田藤兵衛の關係にそれを見ることが出来る。堀米家は在地の土藪的存在で、文化年中から松橋村（河

鈴木八右衛門と谷地紅花商人の貸借関係

年 度	借入金	借 用 人	請 人
丑年(元禄10カ)	50 ^兩	西田半兵衛 西田七兵衛	
	50	〃 〃	
	840	柴田弥右衛門 柴田弥吉	
	200	〃 〃	
	20	〃 〃	
辰年(元禄13カ)	300	柴田弥右衛門	
	25	〃	
	25	〃	
	38 ^余	〃	
午年(元禄15カ)	100	〃	古川七右衛門 丹野三七郎
	5	土屋利兵衛	
	50	柴田弥右衛門	
	200	古川七右衛門	
酉年(宝永2カ)	37 ^余	〃	理右衛門 伝右衛門 太郎兵衛 宗信
子年(宝永5カ)	40	丹野三七郎	古川七右衛門
	300	柴田弥右衛門	
	300	柴田弥右衛門	
丑年(宝永6カ)	30	丹野三七郎	鈴木清右衛門

(鈴木家「金銀貸入帳」による)

北町)の名主となり、嘉永頃には五七五石の高持ちであり、吉田家は荒町村(全前)の紅花商人として、中期頃から幅を利かしていた家柄である。この二人がどうして協業態勢に結びついたか速断は出来ないが、思うに、堀米四郎兵衛もまた紅花市場に参加しようとする意図があったのであろう。吉田藤兵衛は、紅花商人としては豊かな経験を持っていたから、共同出資の形で自己の経営の中に誘い入れたのかも知れない。かくして文政五年に集荷したものが干花で三駄五袋、その外、送料・出荷役永・荷造料などの雑費を加えて一六兩三步一〇文となった。これを二等分して五八兩一步二朱五文宛の支出と精算されたのである。しかし経営規模の大きさは、この仕切一枚からだけでは判断出来ない。

仕切

一、紅花三拾八袋

中沢

代金貳拾壹兩也

一、同五拾三袋

十兵衛殿

代金三拾兩ト永貳拾壹匁七分五厘

一、同拾四袋

次郎七殿

代金八兩三分式朱ト永六匁七分五厘

一、同貳拾七袋

本飯田

代金拾五兩貳分式朱ト永七匁七分

一、同六拾三袋

弥之助殿

代金三拾七兩貳分式朱ト永五匁四分三厘

メ三駄五袋

(外に諸掛省略)
合金百拾六兩三分ト拾文

右二ツ割

金五拾八兩壹歩式朱ト五文

藤兵衛殿分

金五拾八兩壹歩式朱ト五文

四郎兵衛分

(以下省略)

文政五年午十月七日

吉田 藤兵衛 殿

堀米 四郎兵衛

以上二、三の実例をもって、中期頃における紅花商人の発生と経営の形態を見たが、彼等が様々な手段を講じて商人化した目的は、言うまでもなく、地元農村で生産された商品物資を掌握して、その利潤を得ようとしたことにある。しかし、その中の有力商人、或はそれに直結する生産農民たちは、単なる利潤追求から発展して、旧来の特権的株仲間に対する反抗、独占的市場の開放、生産側による新規流通機構の編成運動などに立ち上がるのである。それは、第五章に述べる谷地の柵屋や青柳屋を中心とする抵抗運動の流れを汲むものであるが、宝曆頃の谷地の久兵衛・儀兵衛・長之助・石川長右衛門、榎岡の喜兵衛・伊右衛門、漆山の半左衛門、明和頃の高橋村の五兵衛、五平治、寛政頃の白岩の治兵衛など、何れも新興商人或いは有力生産農民で、彼等の独占的市場排除の運動は、前後実に、数十年に亘る執念的なもので、山形の既成商人などを除外した、全く在郷に発生した所に、新しい現象として注目すべきものがある。

4 上層農民の干花加工業参加

紅花流通の問題や、紅花市場の構造の問題を論じた多くの先学者たちの発表によれば、町方の花屋と言われる紅花問屋の独占的な干花加工業が、在郷商人或は生産地の上層農民の間に滲透して来るのは、大体、宝曆から明和以降であると見ている。たしかにこの時期は最上紅花の生産と流通史上の一大転期である。即ち、明和二年（一八六五）という年は、山形藩領が一時幕領となり、従来の特権商人がややその勢力をそがれる年であり、また、享保二十年（一七三五）以来成立して来た京都の紅花問屋仲間制度が、村山地方の在郷商人および生産農民の三〇年にわたる抵抗によつて廃止され、自由取引制を挽回した年でもあった。それ以降、農村市場の活気が急上昇を示し、続出した紅花商人と上層農民の干花加工業への参加は、町方特権商人の領域をおびやかす、京都の紅花問屋との直接取引が増大して来たのは事実である。

しかし、先に農山村の青亭商人の早期成立について例証したが、紅花の場合にも局地的には寛文・延宝頃から次第に生花の集荷、干花の加工業者の発生を見ていたのである。それは外来商人の定着したものか、土豪・支配層の商人化したものかの相異はあるが、流通の機能においては、町方商人と差異はなかったものと思われる。極く限られた少数の史料をもつて結論づけることは危険であるが、時代的に若干下る元禄十一年（一六九八）の逸見庄左衛門文書によれば、前記のように干花の集荷は見られず、生花だけで一五四二貫目を集荷し、加工はその専業者と見られる秋葉庄五郎に任せている。それは資本家と技術家の一種の協業化であるが、その主態は飽くまでも逸見家側にあったことは言うまでもない。こういう形の経営は初期には案外に多かつたらしく、享保頃の寒河江の中村家にもその例を見ることが出来る。

在郷の資本家的商人が、生花買入という形で産地を掌握することは、生花の相場権を握ることが出来た。特に、支配層や地主層のものが生花集荷業者になった場合は、その支配的権力を有利に行使したことは言うまでもない。そうして集荷した生花を、自分の経営で干花の加工を行なうとすれば、その利潤はさらに増大するので、生花集荷業者は進んで干花加工業を兼営し、荷問屋の性格を強めて来た。前記逸見家の場合は、生花代が一九三兩一三匁一分、加工費が一八兩二歩七匁二歩、二口合して二一一兩三歩と銀五匁三分で、一駄単価が二四兩一步と銀五匁八分六厘に当たった。この年の谷地々方における干花相場は不明であるが、翌年の京着相場は三八兩〇四〇匁で、その後の数年間は三五兩前後を保っている。仮りにこれを標準として計算すれば、製品八駄七分で三〇四兩二歩、それから二一一兩三歩を差引けば、実に九二兩三分の収益となる。生花集荷商人たちが、産地における生産過程と流通機能とを握る魅力を感じるようになった原因はここにある。

村山郡内における商品生産の向上を目指す努力は、元禄頃から次第に強まり、やがてその安定的成長期を迎えると、上層農民には剰余的利潤も漸く高まって来た。彼等の中に、従来の生花販売の不利な条件を自覚し、自ら干花加工を行ない、最も有利な条件で製品を荷主や問屋に販売しようと試みる者の出て来たことは当然の進歩であると言えよう。寒河江中村家の享保二十年（一七三五）の「紅花買付帳」を見ると、谷地から二駄、山形から一駄の干花を購入しているが、これは既に干花加工に参加している農民層の成立していることを示すものであろう。

商品生産の発展は、農民に直接貨幣経済に接触する機会を与え、その結果、消費生活の向上を見たが、このことが、やがて物価上昇の一因となる。谷地々方における米価の変動をもって例証すれば、元禄の後半は一〇兩につき四〇俵前後であったものが、享保の前半には二〇俵前後に騰貴する。これは必ずしも消費生活のみに対応する現象ではないが、一般的なもの騰貴という経済的变化は、享保頃から農民の分解作用を著しく進める。別言すれば、村山地方

における紅花を主軸とする商品生産の發達が、こういう結果を招いたとしても過言ではあるまい。零細化し困窮化した農民たちは、僅かな生花売上げ代金をもって「年中買掛り諸払」に当てなければならなかったし、山形や在郷町の花市場に持ち出した者は「穀物あるひは塩、そのほか、所に乏き品々と交易」¹⁰⁾するのが精一杯で、剰余金などは到底及びもつかなかった。

このような經濟社會の変動下にあつて、幸いにして上層農民になり得た者には、手作り紅花の加工のみならず、零細農民或いは隷屬農民の生産する生花を買得して、加工販売をする傾向が益々發達して來た。これを數的に実証し得る史料は乏しいが、農村の記録たる「大町念仏講帳」に記載している年々相場表を見ると、宝曆の前半頃までは、生産地の生花相場および京都相場に止まつており、その後になると、干花の相場相場がしばしば現われて來るようになる。このことは、明らかに農村に加工業の普及して來たこと、従つて荷主との取引きに、干花をもつて行なう農民層が多くなつて來たことを示すものである。

5 干花加工農民の經營構造

さて、宝曆から画期的に普及して來た上層農民の干花加工参加の場合、その經營規模或はその經營構造はどのようなものであつたらうか。結論的に言えば、これらの人々は、もともとの紅花商人ではなくして、紅花の季節に臨時的に開業する地主階層であつたから、生花の自家生産量も多く、最初はその手干しを主体として行なわれたのであるが、やがて經營の拡大化を図るにつれて、村内および小範圍の近村における支配關係農民の生花を集荷して加工したのである。規模からすれば従来の専門業者にはおよびず、その製品の販売は上方の紅花業者と直接相對取引きよりも、むしろ地方の上位荷主に売り渡す場合が多かつた。次に二、三の例を見よう。

谷柏村(山形市)の半田家は、近世の中期頃から同村内でも上層農民の階層に属し、村役としても支配的立場の家柄であった。同家の紅花生産に関する経営の状況については、既に渡辺信夫氏によって詳細に分析され、報告が行われている。⁽¹¹⁾ それによると、同家の干花加工は延享四年(一七四七)に初見となっているが、それはまだ本格的な経営とは言い難く、当時の一般農家で「水花下直ニ而うりかね、畑より沢山出、仕廻遅く罷成うりかね、手干に仕候⁽¹²⁾」という程度を出なかつたものようである。同家の安永八年(一七七九)の記録に

林鐘(六月)三日

紅花 壹ノ九百廿文め 但九十文かへ

壹貫七百拾文

右之花藤助へ売候処、町へ払下直段故、持返し干花ニいたし、手前ノ小屋ニてねせ申候

と見える。即ち、この年の生花をサンベの藤助に売り払ったが、山形における花相場が下値のため、藤助は半田家の小屋を借用して干花に加工したというのである。このことは、安永頃に至っても、半田家はまだ加工業者としての充分な機能を發揮していなかったことを示している。

前記渡辺氏の調査統計によると、半田家の干花加工が本格化して来るのは天明期(一七八一〜八八)頃からで、この傾向は恐らく他地方の上層農民にも言えることであろう。寛政十年(一七九八)の京都・紅花商人の史料に⁽¹³⁾「干花ニ相成百姓手方之分、始者買宿へ持参いたし、相調申候、町在中買之分者、吾人ニ而式三駄も出来いたし(候)事故、其所々々江罷越相調申候」とある。即ち、従来は殆ど町方商人や大規模な在郷商人によって占められていた干花加工が、一部農民にも経営するものが現われ、干花を対象とする集荷人が出て来たために、京都からの直買商人は在

郷にも進出するようになったことを物語っている。

半田家の干花加工は、寛政頃を境として飛躍的に増大し、自家生産の生花の外、他の生産者からも生花を購入して加工に充てるようになる。次表は文政・天保期の紅花経営の概要であるが、半田家に対する生花の売渡し人数は天保元年（一八三〇）の一三人、翌二年の一五人を最高として、その他の年度は一〜六人程度に過ぎなかった。

寛政十年（一七九八）の京都商人史料に「百姓紅花作り方之者とも、凡七分通者其日限りニ生花ニテ相払来り申候、凡三分通者暮し方官數百姓手干ニいたし相払申候」とあるが、半田家のような在地上層農民以外の中小農民にまで、干花加工が拡大浸透する所まででは行かなかった。

その理由は、単に加工技術の未熟さや、加工設備の不足からだけではない。西里村（河北町）の逸見武家に残る天保十一年（一八四〇）度の

半田家の紅花経営

年 度	自家生産生花 ノ 匁	(代金)		代 金		代 金	
		貫 文	ノ 匁	貫 文	ノ 匁	兩分朱	貫 文
文政 3年	14.560	8.015	4.870	2.417			
4	9.660	8.154	2.908	2.098		1.3.0	
5	16.080		4.810	3.664		2.2.2	0.200
6	29.431	18.004	7.185	4.637			
7	14.770	5.893	4.950	1.825			
8	19.980						
9	12.580		2.320		1.570	1.3.2	0.625
10	10.660	5.719	3.645	1.878			
11	11.485	7.440	3.820	2.409			
12	21.300	17.223	4.577	3.935	2.300	3.1.0	
天保 1	10.920	6.406	46.645	26.990	4.100	7.3.0	
2	19.890	11.323	60.490	37.607			
3	2.485	1.173	12.305	6.622			
4	16.240	7.404	5.725	2.478	2.100	1.3.1	
5	6.565	4.777	22.825	16.101	3.100	3.1.3	
6	12.320	6.527	17.125	8.915	2.460	2.3.0	
7	9.550	5.656	7.910	3.637	1.300	2.1.0	
8	14.265	11.478	24.710	17.749	3.300	3.3.1	
9	15.000	13.868	0.100	0.070		1.2.2	
10	11.100	6.014	5.510	2.785		1.3.2	
11	9.470	11.429	1.200	1.260		1.1.2	

(渡辺信夫氏調査による)

第三章 紅花商人の成立と發展

鈴木庄蔵家干花加工概況（弘化五年）

村	売人	買高	備考
北口	小助	3.220	約5畝歩分
	久蔵	6.790	
	円吉	4.830	
	治郎助	4.360	
	権四郎	15.190	
	金七	450	
	与吉	810	
	留吉	970	
	勘兵衛	5,600	
	勘助	14.210	
工藤小路	花	23.520	91×270 2反6畝分
		24.250	
		13.350	
		7.250	
		22.900	
		5.900	
		8.500	
六北横	八蔵	8.500	約6畝歩分
	文次	8.600	
	友治	8.000	
大久保	(不明)	8.400	約6畝歩分
	(〃)	19.760	
横北	政治	3.400	約7畝分
	藤吉	7.800	
	〃	14.300	
笹川	勇蔵	5.900	
計		238.260	内他人分 147×290
代金		兩分文 27.3.297	
干花にして古計代金		48袋265匁 4袋	目切引 伊藤仁八売り代
		52.161	
		31兩3分2匁 143文	

(著者蔵「鈴木家諸式覚帳」による)

「人足日料帳」を見ると、この年の花摘みは六月廿四日（新曆七月廿二日）から始まり、この月一杯かかっているが、丁度この期間は田方の二番除草期に入っており、しかも三番除草の始めにかけてが干花加工期に当たっているのである。従って、労働力の不足な農家においては、田畑作業に対する労働力配分は到底不可能な時期であった。これに若干でも養蚕を加味した経営農家の場合は言うまでもない。こういう季節的事情から考えれば、農村における干花加工は、労働力提供者としての従属的性格の協力者を抱えているか、或は賃取労働者を雇い入れるだけの経済力を持ったものに限られたことは当然であった。干紅加工農家は専門の加工業者や荷主とその性格を異にし、手作り分を中心として僅かの買入れ花を加工するに過ぎないから、サンベの生花集荷などに依存することは割合に少なかったものと見てよい。従って生花を買得する範囲も至って狭く、殆ど村内のものに限ぎられていた。次表は弘化五年（~~嘉永元年~~一八四八年）に谷地

・北口の豪農鈴木庄藏家の生花買得とその加工状況である。

これによれば、鈴木家の手作り分は九一貫目余で、作付反別概算は二反六畝分にあたり、残余の一四七貫目余は、近村たる大久保・笹川の二名を除けば総て町内の農家分である。しかも推定作付反別を見れば、北口の藤吉の七畝歩を最高として、その他は何れも零細である。この際、鈴木家と売り人との関係は不明であるが、恐らくは小作人か名子、いわゆる「出入り人」と称される階層の農民たちであったろうと思われる。鈴木家は紅花荷問屋を経営していなかったから、この干花は古花分と合して五二袋余を、三二両三分二朱余で全部楯岡の荷問屋伊藤仁八に売り払ったが、諸払差引一兩二朱余の利潤となった。

これだけの干花に要した労力は不明であるが、「人高取調帳」による家族構成は、男女共に一名で、そのうち八才以上のものが六人、それに年奉公人が男二人、女三人の計五人、さらに、一年の大半を日雇として来ている男一人、稼働力は総計で一二人となっている。恐らくは最盛期にはさらに若干の日雇者を使用したことであろう。

干花加工経営において、半田家や鈴木家のそれに比して特異な存在は、新吉田村（河北町）の鹿野家である。その詳細な分析は、渡辺信夫氏の幾多の研究に譲るが、天保末期から明治初年にかけての概況は別表の通りで、その中から、生花の外に干花の購入をも行っていたこと等が、特徴的に指摘することが出来よう。

天保十年度の購入量を見ると、生花では手作り分凡そ一四貫目余に対し、購入量は凡そ一二二貫目に達し、さらに干花として一四貫六〇〇匁近くを購入し、小規模荷問屋の性格を示している。鹿野家はもともと近世初期の新田開墾地主で、歴代世襲名主を勤めて来た家柄であり、この年の生花売買関係者二〇名を見ると、その多くは鹿野家と本家・分家の関係か、或は地主・小作の関係にあり、その点からすれば、村方地主制を中心とした市場構造と言えよう。

鹿野家に対する干花販売者は、天保十二年（一八四一）には五名いるが、天保十年の生花販売者とは全く別人であ

第三章 紅花商人の成立と発展

から、これらの人々は当時既に手干加工を行っていたものと見える。そのうち三五郎は水呑で、他は高持百姓であった。組頭を勤めていた平助の干花販売金額は凡そ一八両に上っているが、この年の干花の相場は一駄七五両ほどであったから、この販売額を作付反別に直せば、二反歩前後の農家であったことになる。さらに明治四年（一八七二）の鹿野家に対する干花販売状況を見ると一二人におよび、その階層から分類すると高持百姓（持高六石前後）五名、水呑百姓（小作）五名、不明二名となっている。

もう一軒、造山（河北町）の日塔家の場合を見よう。同家は村内の中流農家であるが、同家出身で大阪に紅花問屋を営んでいる羽州屋久右衛門の關係もあり、季節的に干花集荷業を営んでいる。安政五年（一八五八）の同家の「紅花買入帳」を見ると、手干のもの約七貫七〇〇匁を加えて、約三〇貫四〇〇匁を集荷したが、それは全部干花であった。集荷範囲は居村周辺の一〇ヶ村に亘っているが、何れも重要な生産地には属さない地域であった。売り渡し人もまた零細な生産者で、一貫目以上四貫目までのものが、三五人中僅かに五人に過ぎず、その他の三〇人は何れも一貫目以下で、一〇〇匁にも達しないものが一三人も見える。

取引關係を見ると殆ど個人売りで、持参すると代金は其場渡し現金買入である。サンべらしいものとして、村内に久治郎、田代村に源重郎・与三

鹿野家の紅花経営

年次	生花			干花			販売代金
	自家生産	生量	購入量	生産量	購入量	購入代金	
天保10年	14.160	121.630	15.2.0	112.315	51.485	23.2.3	0.350
“ 12年							
“ 15年	32.000	407.075	38.3.2				
安政 2年			8.0.2				65.0.0
元治 2年							95.0.0
明治 4年			29.3.2	(94匁)		217.2.2	311.2.2

(渡辺信夫氏調査による)

郎などが見えるが、これらに対しては前金を渡しておらず、当日決算を行ない、謝礼として酒一升や若干の茶代を渡しているに過ぎない所を見ると、これらは専属或は特に委託したサンベとは思われぬ。

日塔家の経営の如きは、幕末頃になるに従って続出して来る小規模業者の型体で、過少生産者の便宜を取り計らった臨時の地主的経営であつたろうと思われる。

干花加工業がこのように農村内部の下層農民にまで普及して来たことは、実に注目すべき傾向である。近世中期以来の在郷市場の生産機能は、生花生産業者と干花加工経営者と殆ど分業的に成立してしたのであるが、幕末期に近くにつれて、この分業形態に大きな変化をもたらし、生花生産者は自力によって加工し販売するようになる。慶応三年（一八六七）に柴橋代官所に提出した管内村々の「産物取調書上帳」の残存史料⁽¹⁶⁾を見ると、柴橋村（寒河江市）にしても沢畑村（河北町）にしても、またやや下つて明治五年（一八七三）に県に提出した中郷村（寒河江市）の「田畑産物大凡取調帳」などを見ても、干花加工は総て生花生産者自身の手によって行なわれている。

こういう傾向が現われて来た原因は、幕末期からの養蚕業の進出にある。このことについては第七章において詳説するが、外国貿易による生糸生産の有利性は、上層農家をして急速に養蚕業に転向させたために、干花加工を続行することは、季節的にも労働力の配分の上からも不可能となった。従つて、生花生産者は止むを得ず自力をもつて加工し、製品は専門荷問屋に売り渡さざるを得なくなったのである。

(1) (2) 武田喜八郎氏蔵本

(3) 大和文化研究第七二号、長谷川誠「西大寺弥勒菩薩坐像」

(4) 山形新聞（四五・六・二二）三春伊佐夫「山形商人奈良でも活躍」

(5) 山形県史「雞肋編下」、山形経済志料（三）「袖中雜録」

- (6) 逸見武家蔵史料
- (7) 鈴木八郎右衛門家史料
- (8) 堀米常夫氏蔵文書
- (9) 「大町念仏講帳」
- (10) 寿鶴斎著「東国旅行談」天明七年
- (11) 渡辺信夫「江戸時代後期における農村市場の形成とその構造」文化第二三ノ二
- (12) 七ッ松・地福寺蔵「名物紅乃袖」
- (13) 〃(14) 三井文庫蔵史料
- (15) 著者採訪史料

第六節 異色の在方紅花商人

1 山間に成立した稲村家

村山・置賜の両郡に跨る白鷹山塊の山中に成立している全くの僻村、大蔵村(山辺町)の豪商稲村家は、近世の中期から後期にかけて最も異色のある存在であった。伝える所によれば、その祖稲村備後安房なるものが、故あって近世初頭に庄内鳥海山麓から移住して来て、この山村に隠棲定住したものと云う。商業経営をはじめたのは元禄期の三代兼倍からで、この山間山麓に点在する村々の特産たる青苧・漆・蠟などに着目してその集荷に従事し、兼ねて上方物資の移入を開始したが、林山物生産の立地条件に恵まれて次第に成長した。そして、享保頃には早くも商業資本と

商圏とを確立し、平野部の畑地帯における大豆や煙草の集荷にも着手するに至ったのである。

同家の商業簿冊として保存される「万福帳」のうち、最も古い方に属するのは享保年間のものであるが、完全記帳でないために、青芋など含まれていない。別表は記帳の一部概要を見たもので、経営の一端をうかがうことが出来る。蠟の如き山間物資は自力をもって集荷しているが、大豆・荏油・長命草（煙草）の如きは特に集荷人を使役している。これは早くから集荷機構の組織化を図っていたことを示すものである。しかしその集荷人の機能が単なる集荷人なのか、或は出荷事務をも委任された経営の代行人かは明らかでない。

元文・寛保期頃からの稲村家の商業は一段と発展する。別表に見える諸商品の外にも、米穀・絹糸など、商品性の高いあらゆるものを集荷販売すると同時に、上方産の生活物資、北海産の五十集物類は言うまでもなく、馬喰にまで手を伸ばすという、実に勢力的な取次問屋となった。商圏も次第に拡大し、盛りの頃は最上川沿岸の五百川・大谷の両盆地、村山平野の南半から置賜盆地に及び、広汎な地域の商品交易を手固く支配したのである。

稲村家が最上紅花の集荷に着手した年代は不明であるが、残存史料では寛保期を上限とする。しかし同家の経営能力から見れば、青芋などと共に早期に開始されたものである。稲村家の所在する大蔵村という山間の小盆地は、紅花の生産地ではないのみならず、集荷・発送という作業も地理的悪条件に支配されていたので、その経営はおのずから平野部の同業者とは異ならざるを得なかった。すなわち、出来るだけ手元に直接集荷する不便を避け、主要生産地の有力業者を経営の傘下に入れ、それに資金を渡して集荷に当たらせると同時に、加工・荷造・発送までの一切の業務を委託して、最後に仕切り勘定を行なうという方法をとるようになる。

その処点設定に二つある。一つは町方商人との提携であり、一つは在方加工業者の包摂で、この方法は地理的に不利な条件を補う賢明な策であった。前者は経営の拡大化に大きな便宜が得られたし、後者は生産地の直接集荷と加工

第三章 紅花商人の成立と発展

に堅実な役割を果たした。山形の村居清七家や阿部久右衛門一族などとの関係は前者に属し、大寺村(山辺町)の高橋九四郎家などは後者の代表的なものと言えよう。先ず前者の關係機構のうかがえる二つの史料を示そう。

覚

一金式百両ハ 但シ小判也

右者紅花御調金健ニ請取申候、御指図被遊候通相調、御荷物為相登可申候、此内如何様之儀共出来仕候共、少茂相違仕間鋪候、為後日之仍而如件

寛保二年

成六月十二日

阿部久右衛門

同 久左衛門

同 藤兵衛

同 太四郎

稲村 七郎 治様
同 七郎左衛門様

御使

伝 内殿

紅花買仕切

稲村家享保5年の商業概要

種	品目	数量	集荷地	集荷人
集荷物資	大豆	521俵	長崎	新三郎
	山蠟	35駄		
	外大坂登蠟	15ノ目入68箇	柳沢 土橋 岡 小塩 三河	伊七 半兵衛
	荏油	21石654		
大豆	750俵	山寺 東山 十文字 風間		
長命算	90駄			
移入物資	白木綿	50反		
	塩古鯨手	2箇 { 上物48枚入 中物40 // }		
	鮪昆希	75斤		
	切茶糖	11		

(稲村家万福帳による)

吉
△印紅花三駄
但 式園付正味三拾式貫入
卷園ニ付五百匁袋三拾式入

代金五拾三兩貳分ト貳百五拾文

酒田着壹駄ニ付金七拾兩三分ト四百五文

飛
△久印同 七駄
右同斷

代金三百四拾四兩壹分ト百拾文

右同所着壹太ニ付四拾九兩ト七百五文

メ金三百九拾七兩三分ト三百六拾文

右之通代金請取此表無出入相濟申候 以上

寛保二年

戌九月

山形市十日町

阿部久 四郎

同

久左衛門

稲村七郎治様

同 七郎左衛門様

共に寛保二年（一七四二）のものであるが、この中に阿部姓を名乗るものが五名も見える。そのうち、久左衛門は山形の十日町で「紅花仕入宿」を行なっていたことが知られ、他の四名も同族で、同業経営者か或は同族間の仲買人であつたろうと見られる。何れも稲村家の傘下に所属し、「御指図被遊候通相調御荷物為相登」のために、二〇〇兩の前金を請け取っているが、その他にも別に集荷資金が渡されたらしく、寛保二年度の秋の買仕切面では凡そ四〇〇兩に達し、その集荷量が一〇駄、何れも稲村の屋号△印を商標として、酒田湊經由で上方に発送しており、全く稲村

第三章 紅花商人の成立と発展

家の代行荷主を勤めていたものである。

村居家が稲村家の商業と結合したのは、年代的に不明であるが、寛延三年（一七五〇）に京都の松任屋から稲村家に宛てた紅花仕切書³⁾によると、最上紅花一駄六袋、代金四一兩二分と銀三匁七分五厘の荷物は、その商標が稲村の金印になっているが、発送の屋号が村居家の金印であることは、資金は稲村から出ているが、業務的にはやや独立性を帯びている。それは従属的關係よりも、むしろ業務提携という色彩が強く、後年になると、稲村家を中核とした組合制度を発足させたり、或は稲村家の商業資本を支配する実権をも握ったことは下表でも明らかである。両者の關係密度は他者の場合より非常に高く、しかも幕末頃まで継続的で、紅花のみならず、青苧や蠟などは稲村家の資本をもって米沢藩の蔵物にまで進出している。なお、村居の独自の活動については前項に述べた通りである。

また、稲村家には阿部家や村居家のような買次商人的性格のものと、その性格を全く異にする従属業者があったことは注目される。高楯村（山辺町）の喜七の如きはその有力な一人である。喜七は同じ稲村姓を名乗り、稲村家が高楯・山辺方面に所有する土地の管理人、すなわち「田屋」で、同時に稲村家の集荷人、或は干花加工人を兼ねていたのである。そして、自ら「羽州最上高楯村紅花屋」と主家の屋号を称して稲村家の集荷業務を代行していた専属的仲買人と言える。喜七はさらに文吉・卯三郎・治兵衛・甚内の四人をサンベとして使役し、近在の

稲村家対村居家の代金差引関係

品度	品目	代金	精算渡金	差引
寛政 4年	青苧・漆・紅花・蠟・繰綿	1397兩3分余	1254兩	143兩2分余
8	最上花・奥仙花・楯岡苧・蠟	1532余	1484.2余	47.2余
10	紅花・楯岡苧・漆・繰綿	2827.3余	2479余	348.2余
11		3445.1余	3034.2余	410.2余
享和 3	米沢蔵蠟・米沢苧	600.2余	508.1余	98.2.2余

(稲村家「差金帳」による)

稲村家紅花集荷人仕人決算

項目	金額	説明	明
生花	1374兩120匁	171兩3歩49匁872文 (3兩31匁22文) 174兩3歩31匁22文	
掛り物	480文 14匁364文 2歩2朱 — 2朱540文 2匁120文 1匁400文 350 937 1匁文 260 1匁320 2分 — 2歩 — 2匁170文 1匁560 200 360 5匁554 2匁800 585 500 330 1匁900 1兩3歩2匁100文 200文 300 100 850 380 1匁400文 200 416 192 80 70 1兩1歩600文 80 400 60 640 480 4匁文 1匁60文 2歩 — 5兩1歩52匁338文	文吉買算違イ 筵敷2052枚賃踏手返し 文吉方へ買口銭 卯三郎方へ同断 治三郎甚内方へ同断 女共日雇代14人分 彦兵衛方へ酒代払 孫兵衛方へ同断 門太郎方へそば切代 洪紙式枚調代 間之助日雇11日分 弥四郎日雇17日分 与助同断19日分 仁八よ日雇15日半 おきよ日雇 彦兵衛娘日雇 七兵衛へ酒代 そば切の節 干り撰り銭 柴代 ふこ代 ぼてふり1ツ てんびん 3本 はんぎり 2ツ 花筵700枚 彦兵衛へ干場礼 作右衛門へ小屋干場礼 基三郎六兵衛へ礼 ちらうそく代 繩代 若衆へ酒代 袋詰ノ節酒代 荷筵16枚 同こも32枚 衛符16枚(荷札) 袋継糸代 袋数243枚代 荷造すり繩160尋 荷繩600尋 荷造酒代 荷造日用 舟町迄4駄駄賃 大石田迄付賃 御役銀4駄分 日雇取飯米代	
小以	1匁		
二口合	180兩83匁36文 (13兩1歩150文)		
金ニ	193兩1歩150文		

(稲村家史料による)

生産地から生花を集め、干花加工を行なって主家名義で京都の間屋に荷送りする荷主的な任務をも果たしていた。別表は寛政十二年(一八〇〇)度の「紅花仕入目録」を例に、喜七の経営内容を示したもので、これによると、サソベ集荷の生花量は一、三〇三匁四一〇匁、それに喜七手作り七〇匁七一〇匁を加えて一、三七四匁二二〇匁となり、その価額は金にメめて一七四兩三歩と三一匁二二文である。これだけの生花を干花に仕上げた四駄になったが、加工・荷造・発送などに要した労力を概算すると、男六〇数人、女三〇数人、合計して凡そ一〇〇人という延べ人数になる。このことは、紅花生産期における日雇労働者の発生と、貧窮小農民層の経済の面から注目される。

この年の集荷は五月廿二日（太陽曆七月十三日）から六月六日（七月廿七日）までの十五日間に亘り、中でも最盛期の廿七日の如きは一日の生花集荷量が実に三二〇貫目に達した。この処理には多くの労力を要したのみならず、干場や保存場所も臨時に必要としたことは言うまでもない。喜七家ではこのために彦兵衛・作右衛門の庭先や小屋を借用しているが、甚三郎や六兵衛に対する礼金なども、恐らくはそれに当たるものと思われる。十五日間に使用した莖数だけでも二、〇五二枚に登っている程であるから、半月間に四駄の干花加工を行なうために、これだけの臨時日雇者と加工設備を必要としたことは、農村における生産と労働の形態に分化が生じて来たことを示している。

紅花荷主としての稲村家は、以上のような組織に総てを託した訳ではなく、不便な山間に在りながら、自体でも加工生産を行なっていたようである。寛保三年（一七四三）の同家の出荷仕切に、△印直干紅花四駄、△印一駄片馬余、△印三袋、△金二四七兩三分余を、京都の若山屋喜三衛門に発送したものである。このうちの△印四駄は直干とになっている所から見ると、これは生花を集荷して自宅加工したもので、△印と△印は干花を集荷したものであろう。この輸送には一族の稲村六右衛門が宰領として出京し、代金の決済に当たっている。

しかしながら、紅花買次商人としての稲村家の場合は、前記のように立地条件に制約されて、自家単独経営よりも協力組織網を強化することが先決であった。まして、宝曆・明和期を境として、農村における干花加工が普及し、在地商人の進出が著しくなってくると、そういう形態で対抗する以外はなかった。元禄・享保期は稲村商業の基礎確立期とすれば、第二期の寛保から寛政頃にかけては、その充實發展期と見られるが、文化以降になると頼りにした協業体に分裂の兆が現われ出した。

紅花の場合のみならず、他の換金作物についても言われることは、著しく生産性が向上して来たことで、それに伴って農民の消費生活が高まり、町方にも在方にも生産農民に直接的に密着する商人層の發生を促すに至った。こうな

ると、在地条件に恵まれない稲村の存在価値が稀薄になって来たことは言うまでもない。稲村家所属の紅花集荷業者も同様で、かつては同家の資本に依つていたものも、次第に独立仲買商人に成長するようになったので、これまで粗放的大規模経営によって捉えて来た商圈も、細分化せざるを得なかつたのである。

稲村家を衰亡に追いやつた原因の一つに、取引先の事業不振のために、品代金不払いによる損失がある。例えば、寛政十年に酒田の荷問屋尾関又兵衛との間に生じた為登塩凡そ四八〇俵滞り問題、酒田地払い大小豆代金凡そ二三〇兩不払問題、その他諸品売代金凡そ一、五〇〇兩仕払い不履行問題などに関し、文化元年（一八〇四）に訴訟を起したが埒が明かず、遂に万延二年（一八六一）に至つて漸く「私方（稲村）仕入諸荷物上下共無口銭無藏敷ニ而急度相働無籠抹御取計可被下⁶⁾」という事で内済になり、代金回収は遂に出来なかつた。また前貸金の取立不能による損失の例として、五百川郷内貸金問題がある。即ち、青苧関係かと思われるが、文化元年から天保五年に至る前貸金のうち、廿三人分凡そ三七一兩の回収が滞り、天保七年（一八三六）にその返済要求訴訟を提起したが、酒井石見守の左沢役所では、同九年に至つて「百姓困窮」の故を以て内済を命じている。⁷⁾

天保八年、稲村家の後見人としてその復興を希う村居新七郎が、幼主に対して商人の指針を書き与えた。これを「微量骨算」、別名を「微量可笑記⁸⁾」と言う。内容は商人として身を立てる上の一般心得、地方特産物の買い方、上方物資の仕入方など、万般に亘つて詳細を極めたものであるが、特に紅花については上品物の産地、品質の見分け方など、貴重な経験に立って精叙している。しかし、幕末期の変動の激しい経済情勢や、町方の新興商人の勢力的な活動に対応出来ず、次第に営業を縮小せざるを得なかつた。それは紅花商人としてだけではなない。山間特産たる青苧などにおいても、五百川・大谷盆地に成長して来た今井・白田・鈴木などの勢力に圧されて、経営はいよいよ困難に陥つたのである。

かくして衰退期を迎えた稲村家は、岡村(中山町)の柏倉九左衛門、達摩村(全)の原田与惣右衛門、山辺村の後藤忠次郎、新宿村(朝日町)の今井治郎三郎などから大金の融資を受けたが、商人としての勢力挽回は不可能であった。下表は稲村家の所有石高の変遷を示したものである。安永以前のものは他村に所有する分を含んでいないが、文政頃には凡そ四三〇石所有の地主になっていた。それが明治の初年には七〇石足らずに減じている。この変遷は、そのまま稲村家の商業経営の盛衰を示すものであろう。

2 尾花沢盆地の紅花商人たち

尾花沢盆地は村山地方の北限地帯で、四月中旬まで積雪があり、しかも土性は酸性度の強いノバクをもって被われているから、元来は紅花の生産には不適であった。その代わりに、現金収入を図る地域産業として、自生する山桑を利用する原始的な養蚕業が古くから普及していたが、この作業は五月二〇日頃の上簇、同二〇頃からの収穫、続いて製糸作業に入るので、こういう作業暦から見ても、紅花の生産とは両立しない地域であった。この盆地の村々には近世中期以降の「村差出明細帳」が残っているが、畑作物産として紅花を記録している所は一村もないことが、明らかにそれを証明している。にもかかわらず、元禄時代の尾花沢に「紅花大尽」の異名を輝かした鈴木清風という紅花商人が出現したのである。

清風は本名を八右衛門と言い、その祖は牛房野(尾花沢)の土家で、八右衛門の三代前の八蔵が尾花沢に移住した

稲村家所有石高の変遷

年 度	持高	説 明
寛文11	石斗 5.8	上納分
享保 3	36.0	
延享 5	76.8	
明和 7	97.4	
安永 3	76.8	
文政 3	76.6	村居分
	100.0	出作分
	170.0	織田領内
	80.0	相模領内
計	426.6	
明治 8	169 <small>俵</small>	(66石前後)

(名寄帳・宗門帳による)

と言われる。同家は移住後、延沢銀山などを相手とする商人となつたらしく、八右衛門時代迄には既に或る程度の商業資本を蓄積していた。八右衛門はそれを資金として、京阪や江戸を相手に商業を営み、島田屋という豪商となつた。彼の全盛は元禄時代であるが、その間、松尾芭蕉をはじめとする当時の有名俳人と交遊して、遂に清風と号する俳人となつた。

商人としての清風の活躍は一向にわからない。元禄二年（一六八九）に芭蕉が奥の細道をたどつて尾花沢に清風を訪ねたが、同行の曾良が「蚕飼する人は古代のすがた哉」と作っているように、当時は早くも養蚕業の発達していた地帯であつたから、或いは生糸などの集荷取りきを行なつていたのかとも想像される。また有名な金融業者であつたから、その方の利潤も上げていたものであらう。

一般に彼を紅花の大商人であつたと認めているようであるが、それは必ずしも当たっていない。彼を紅花大尽にくり上げた説話はこの項の本筋でないから一切省略するが、元禄一五年（一七〇二）に江戸で奇智をもつて三万両の巨利を占め、一躍紅花大尽と謳われたという。若し仮りにこれが真実とすれば大変なことになる。すなわち、元禄一五年頃の紅花値段は京着で一駄三五両前後であつたから、三万両全部を売り上げ代金にした所で、それは八六〇駄に相当するが、当時の村山地方の全生産にしてもこれには達しない。しかも当時の江戸では本紅の製造や染色は殆ど行なわれていないので、大量の干花の取引きがある筈はなかつた。従つてこれは後世の仮作的説話に過ぎない。

しかし彼は、たしかに最上紅花商人の一人であつたが、その集荷・販売などに関する経営内容を示す史料は残っていないのである。ただ側面的に立証し得る史料として、同家の元禄頃のものとと思われる「金銀貸付帳」がある。その中、谷地の紅花商人たる柴田弥右衛門との貸借関係を見ると、

戊夏中紅花指引ニ入請取

子夏紅花買申候庭金之内ニ而指引済

卯七月紅花買口錢之内請取済

子六月紅花買代不足金上リニ成ル

などと記帳され、債務者柴田家の返済の多くは紅花をもって行なわれたか、或は柴田家を通じて買入れたと見られる紅花代金や、その際柴田家に別に支払うべき口錢などをもって、貸金との差引き精算を済ませていることがうかがわれる。

金融業者としての鈴木家の活躍は、元禄から宝永にかけて最も顕著で、その範圍も現在の北村山地区全域に及んだ。さらに特例として谷地・左沢・山形などから新庄・庄内に広がり、年間貸付金は千数百兩ずつに達している。これらのうち、谷地關係分は明らかに紅花買付資金の融資であるが、横山昭男氏の調査による地方別金銀貸付表から、紅花生産地分を見ると、楢岡・東根・長瀨方面に四七件で七六七兩余、本飯田・土生田・五十沢方面に三九件で三八兩余となっている。

これらは谷地・左沢・山形方面の四七件、二、七五五兩余に比較すれば少額であるが、北村地区は商業資本の流動が緩慢であったことを示すものであろう。即ち、谷地などに比較すれば大商人の發生が後れていたためで、貸付けは殆ど中小農家が対象となっていたものと思われる。そういう農家の借金返済の多くは、商品作物の換金時期か、或は抵当物資の現物による返済であった。その場合の抵当に紅花が当てられている例が単独借用証書類にも見られる。宝永六年（一七〇九）に五分一金納に差し詰った本飯田村の永岡五右衛門が、鈴木家から五兩を借用したが、その借用証書に、「元利共来ル寅ノ六月、紅花場ニ急度返済可仕（云々）」と書いている。こういう証文の場合は返済期になる

と、現金返済よりもむしろ現物をもって債務を果たすのが農民の一般的感情であったから、永岡も恐らくは紅花をもつて返済したものと思われる。

これら若干の史料によって想像するに、紅花商人としての鈴木家の集荷の仕方は、その目的をもつて直接投資した分の外に、生産地の業者や中小生産者に融資した金の代償物件として、或は差引きとして処理された紅花をもつて、上方に売りつけるという、特殊形態の紅花商人であったらしい。

大石田の二藤部兵左衛門家は、同河岸屈指の舟持荷問屋として成長して来たが、近世中期以降は酒造業・金融業の外に、店方商いなど多方面に手広な経営を行なっていた。明和期頃からは本格的な土地集積も見られるようになり、寛政十二年（一八〇〇）調査による所有地は、附近一五カ村に亘って一六町二反四畝歩となる。しかし、実際の手作り耕地は極めて少なかったから、農村耕作者とは言い難く、その経営は舟持荷問屋に主体が置かれていた商人である。

二藤部家の所有地は殆ど尾花沢盆地内に散在しているが、この盆地は前記のように紅花の生産地ではない。そういう特殊な地帯に特殊業務に携わるものが、紅花商人としての一面を持ったという所に異色がある。紅花の不生産地帯であるから、紅花を目的として小作人を掌握する筈はなく、紅花商いの有利性に着目するとすれば、生産地の集荷業者を配下に収めて、集荷に当たらなければならなかったことは、稲村家の場合と似ている。山形の鈴木藤七や谷地の木嶋伝七などは、二藤部家に従属する有力な集荷人であったし、楯岡や蔵増などにもおつたらしい。何れも大石田から遠方に散在する商人であつて、一切が委託されていたもので、後に「買目録」¹²で精算を行なっている。

鈴木藤七の集荷活動は不明であるが、二藤部家に提出した買目録類によれば、明和元年（一七六四）に二藤部家の屋号印をもって三駄、同三年には四駄片馬、同五年には二口で九駄片馬を集荷している例がある。それらの中に、生花と干花買いを区分して報告している所を見ると、生花を集荷して手干しをも行なっており、商標は何れも印であ

第三章 紅花商人の成立と発展

るが、銘柄に「藤手」或は「鈴飛」など、鈴木藤七に関係する名称を附している所に、委託經營のことが現われている。

木嶋伝七は谷地を中心とする大生産地から生花を買って手干しにした外、加工農家から相当量の干花をも集荷している。安永五年（一七七六）の「申ノ年紅花仕切覚帳」を見ると、二藤部家に対する精算は別表の通りで、両者の量が相半ばしている所からすれば、谷地々方の生花生産者の一部に、既に干花加工業が盛行していたことが知られる。集荷は全く二藤部家の委託によるものであるから、同家の思惑によって買い集め、その都度資金が前渡しされた。例えばこの年の生花買いは六月二日（太陽曆七月十七日）から始まり、十七日に終わっているが、その間の資金として先ず五月廿八日に二藤部から直々銭二二貫文を受け取った外、六月三日に二〇両、同十日に三〇両、十五日に一〇両、十七日に銭六一貫文を、夫人（使人）を通じて渡されている。このことは、伝七が同家に従属する使役集荷人であることを立証する。

紅花商人としての二藤部家の全貌を明らかにすることは、史料的に不可能であるが、安永期頃には年間二〇駄前後を取り扱う荷主であった。時によると榎岡在の生花を集めて手干しを行なう干花生産者ともなった。安永二年（一七

木嶋伝七紅花買方仕切（安永5）

生花干上り	干上り高	代	金
6月 2日	1.050	1.820	文
3~4	4.400	6.630	
5	5.100	7.1分	425
6	3.100	3.3.550	
7~8	6.000	7.1貫	325
9	8.000	10.1分	865
10	6.000	6.2.960	
11	6.700	10.3.313	
12	3.500	5.2.840	
13	1.700	2.1.450	
14~15	2.850	5.1.740	
16~17	1.800	2.3.325	
計	50.300 (ママ)	68.1.8.243	文
外ニ干花買	9.030	13.2. 440	
合計	59.330	81.3.8.683	
干花買別口	26.100	35.3.600	
	10.300	14.2.1.190	
合計	36.400	50.2.390	
二口計	95.770	132.1.9.073	
雑費		2.42.122	
総計		132.3.51.195	文

（鈴木伝七「紅花仕切帳」による）

七三) 十月に、酒田の船積問屋・加賀屋太郎右衛門から二藤部家に出した「紅字運賃目録」を見ると、加賀屋が船積みした印紅花荷量が合計で一八駄一箇(内二駄一箇は前年度分残荷)、その手板添金合計で四兩一分三匁五分七厘となつてゐる。この荷量のうち、三駄一箇は手干であつた。

もう一つこの地方で注目すべきは、最上川河湊の大石田に「紅花仲間買」の組織が出来たことであらう。その成立期は不明であるが、同河湊の有力荷問屋たる高桑幸助・渡辺喜助および森谷弥五兵衛の共同出資によつて、奥州南部地方の紅花集荷に当たつたのである。慶応二年五月の「議定帳」によると、三人の間の締結事項は

- 一、買代金を利足積り売払之上分割差引可仕候事

一、万一海上其外之義も前同断之事

一、金過不足出金仕候共売払之上銘々差引取究節ハ即金相済可申事

の三ヶ条であるが、附言として、利潤の配当および損失の負担については、京都差向問屋の「有利方成行」によることであるから、仕切書到着の上具体的に決定するというのである。なお、三人の出金負担率は高桑・森谷が各式分、渡辺が六分であつたから、損益の配分・負担もそれに依つたことは言うまでもない。

二藤部家紅花荷酒田加賀屋為積登分(安永2)

船主	数量	添金
能州七尾	三津口 太左衛門	1駄1箇 1歩6厘2分5厘
丹州	川崎屋 藤八	1 1
後州	浜崎屋 嘉兵衛	1 1貫400文
能州	岩崎 甚	2 2.800
加州	能木屋 長左衛門	1 1.400
佐州	北野屋 九郎兵衛	1 1.400
能州	高津 惣兵衛	1駄1箇 1.600
佐州	松屋 喜蔵	1 1.400
能州	深崎屋 四兵衛	1 1.400
佐州	有田 久四郎	1 1.400
加州	加賀屋 長三郎	1 1.400
佐州	茶碗屋 太郎右衛門	2 2.800
加州	有田 小三郎	1駄1馬1丸 2.300
加州	兼子 与四兵衛	1駄1丸 1.500
加州	八目屋 七右衛門	1駄1箇 1.700
計	18駄1箇2丸	4兩1分3匁57

(二藤部家史料による)

集荷機構は明らかでないが、仙北や南部地方は、既に山形の両長谷川家によって開拓され、その地の有力集荷商人に資金が投入されていたので、恐らくその例に倣ったものであろう。しかし、各地とも幕末の減収期にかかっていたので、特に遠隔地を新たに開拓することは困難であつたらしく、結果は余り思わしくなかった。慶応二年の決算を見ると、買代金総メ金一〇八四兩三分二朱余であつたが、仕切金額との差引で、金七一兩と銀九七匁六厘の欠損となり、この分は前記比率によって負担している。

3 柏倉家の特殊な取引機構

近世後期における柏倉文蔵家と江戸在住の和久井屋伊兵衛店との紅花取引機構は確かに異色のものである。それを述べる前に、買次業的在方商人としての面を概観して置こう。⁽¹⁶⁾

柏倉家には村方史料を始めとする同家関係の経済史料が豊富に保存されて来たが（現在明大刑事博物館収蔵）、それを見ると、商業史料としては文化二年（一八〇五）九月の「荏草仕入控」を上限とし、紅花関係史料としては、文化一〇年六月に京都の西屋新蔵から出された仕切書をもって初見とする。そして、文政期に入ると急増し、西屋の外に村山屋七兵衛・伊勢屋理右衛門・同源助・市村屋弥三郎・西村屋清九郎・藤屋忠兵衛など京都の有力紅花問屋仲間との取引が目立って来る。

文政元年（一八一八）に上京して直接取引の差配に当たっていた同家の支配人・井上茂右衛門からの仕切報告によると、その年の取引状況は西屋新蔵に二駄三袋、藤屋忠兵衛に一駄八袋、吉文字屋彦市に一駄一包で、井上の仕切勘定では、この荷代のうち京都の御本山に四五兩を、仏壇購入費に七兩五分の特別支出の外、井上滞在中の所用費を差引き、約一九三兩の残額で、そのうち一四〇兩は村居清七の為替で、残金は西屋からの直下しで領収している。この

年の残存史料に見える限りでは、総出荷量は四駄余であるから、取引高としては多いものではない。

しかるに、翌二年には急増して二〇駄四七袋、その代金七一九兩二分二朱、諸経費を含めて七四三兩二分二朱余に伸びた。その集荷地域は地元の高崎を中心とし、中野・金沢・落合・寺津・山辺・文新田・向新田・藤内新田など、割合に小範圍の生産地に限られていた。文政一三年の「長崎村書上帳」に記載されている分限者調によれば、当時の柏倉家は約三四二石分の土地を所有する豪農で、その耕地の約半分は居村長崎に、半分は殆ど近村に所有していた。これから見ると、集荷範圍は概ね支配關係地域内、或はその附近に集中されており、堅実な生産地掌握の方法であったと言えよう。

その時の「紅花仕入帳」をさらに検討すると、有力な集荷人を多数抱えており、特に長崎の与吉・庄助・小平治・市蔵・文五郎、向新田の善治郎・中野の文七・三郎治・亀之助などは、二〇貫目以上の大口集荷をしている。これらの集荷人の多くは、柏倉家の屋号たる全印を附した袋詰で納入していることが注目される。この年の全集荷額は、袋数にして一三二七袋となったが、そのうち一七％に当たる二二二袋は柏倉家の仕入花であったから、柏倉家は買次商人であると共に、一方では干花加工業をも経営しており、在郷商人としては代表的な形態であったと言えよう。なお「荷物為登覧」によれば、それらの紅花は別表のように相対売買されている。

柏家の堅実な商法は、京都の間屋との間に前金制による買次方式をとっていたことにも現われている。西村屋清九郎との間に行なわれた天保二年七月の仕切勘定によれば、相対契約を結ぶに際し、前金として三百兩を預っている。

柏倉文蔵家所有石高並他村出作地（文政3年）

高 342石821	居村高	柳 沢	沢 寺
内 167石098	達摩寺	向新田	大 寒
175.723	金 沢	北 目	河 中
	高 桶	深 掘	ノ 目
	嶋 塚	高 屋	出 高
	灰	13ヶ	村 出

（明大刑博蔵「長崎村書上帳」による）

この金で集荷した紅花は三三三二袋で、精算の結果二五兩三分程の剰余金が生じたので、「差引残過金相返候」と返金した。この場合、西村屋に対する柏倉家の立場は完全な買次業者で、在地の豪商であっても慎重な経営振りを示しているものと言えよう。

もう一つの仕切書を見よう。天保二年七月二二日(八月九日 陽曆)に柏倉文蔵から京都錦小路の紅花問屋市村屋弥三郎に宛てたものである。総出荷量二八駄五四袋、その代金に荷造・送駄賃・目早口銭・御役永・御口永などを合算して金一四六二兩余、

それに対し、「金子遣ニ請取、右之通此表無出入相済申候」と書き送っている。これで問題となるのは、代金決済期日が意外に早いことである。一般に荷受形式をとる場合は普通秋十月から極月頃までに仕切られるが、それが七月中に完了したということは、どういう意味をもつものであろうか。一つには前者同様に前金制をとったものか、二つには仕込み形式の取引きで、即金払いになったものが考えられる。その何れにせよ安全性の高い経営方式であった。

さて、柏倉家と和久井家の関係であるが、理解に苦しむ点が多いので、述べることは単に問題の提起となろう。伝える所に由れば、和久井家の祖は常陸結城の城主結城正勝の子で、寛永頃故あって山形に流浪したが、藩主鳥居氏の保護をうけて帰商、山形の十日町に住んで次第に産をなし、天保頃には江戸にも店を張って、米・大小豆・大小麦・綿・砂糖などの売買に当たった。柏倉家とは親しい縁故関係にあったから、江戸店では同家を通じて米・雑穀・水油など地方物産の流通を行なっている。さらにまた、天保頃の柏倉家宛の書翰の一節に、「私方隠居十兵衛事、紅花仕入ニ而此節他行罷在申候」などと書き送っているので、早くから関東紅花の集荷に当たっていたことが知られる。

和久井家の紅花取引きは、当然柏倉家との関係を深める。和久井家の集荷したものは言うまでもなく京都に発送し

紅花荷發送表

荷受人	發送數量
伊勢屋利右エ門	199 袋
西屋新蔵	464
市村屋弥三郎	188
川口弥蔵(大津)	466
計	1317

(注) 総集荷高より10袋不足

ているので、業界の動向や需要の状況、或は相場などについては、村山商人より遙かに敏感であつて、絶えず柏倉家に報告している。例えば天保四年の書翰では、「当地近在（関東）新紅花之儀も、過十八、九日より摘取に相成、廿八、九日迄ニつミ仕舞ニ御座候、尤も十五日ノ折ニ潤雨有之候、近在花惣雨ニ御座候、則十八、九日頃つミ入之紅花、少し斗奉御覽ニ入申候、右品ニ而七百五拾匁位ニ取引ニ御座候、此順氣ニ御座候得ハ、水戸も雨花出来可申斗奉存候」などと、関東方面の生産と相場の概況を知らせ、また「當時下直ハ紅花之儀ニ御座候、早場上新花初り時分より拾兩方下落仕候、右ニ付、御地之紅花も下直之處ニ而、尙、武両方口銭ニも可相成候、先月末之處之相庭ニ而ハ、當時引合ニも相成不申候」と、相場暴落により、買い付け方に警戒を要する旨を報ずるなど、柏倉家の経営に慎重な注意を向けている。

前記天保二年の紅花仕切書を見る限りでは、柏倉家と市村屋との直接取引であつたが、天保四、五年頃になると、柏倉・市村・和久井三人の相互關係が顯著に現われて来るように思われる。元來、紅花商人としての柏倉家は、買次商人、仲介業者として成立していたものであるが、この頃から、柏倉家とその主要取引先である市村屋との間に和久井が介在し、変則的な第二次仲介業の様相を呈して来る。天保四年のものと見られる次の書翰は、和久井の動きの一端を知る上から注目されるものである。

御世話ニ預リ、京都行紅花も三駄程敦賀着之趣申来候、定而後にも追々無事着可仕候、御安心可被下候、尤京都表今以商内相初り不申候得とも、相応之利分ニ相成可申哉と奉察候、当地近在紅花之儀追々下落仕候而、當時七八兩方下落御座候、極上物四拾貳、三兩位之御事御座候、左候得者最上花之方割合下直之様ニ被存候間、若御地ニ而古花新花とも御預り置被遊候品成とも、近在ニ有之候品少々ニ而も、又ハ拾駄迄買入度奉存候間、私出立之節

迄之直段ニ而出来候ハ、御買附可被下候、何れ多少とも利分ニも可相成候と奉存候、山形地廻り三拾三四両迄之商内有之候得とも、御地仕入之分市三郎殿ヲ買入候三拾壹両カヘ之品、三拾五両式分位迄直附御座候得とも売不申候、何れ六七両迄ニ者相成可申候、何等之引合故宜敷御考合被遊可被下候而、御仕入可被下候ハ、難有仕合奉存候、当地者御地も買人も無御座候ゆヘ如斯御頼申上候、金子之儀、御買附次第差下し可申上候、此段宜敷奉希上候(云々)

(天保四カ)
九目廿五日

和久井

伊兵衛

重蔵

柏倉 文蔵様

文六様

小兒嘉兵衛様

参人中

この書翰の最初に見える京都市紅花敦賀安着の報は、市村屋から和久井に宛てられたもので、その紅花荷は柏倉家から出荷されている。しかも文面から見ると、この紅花は和久井名義になっていたものである。とすれば、柏倉家は集荷人、和久井は荷主、市村屋は荷受人という関係になる。明治大学の刑事博物館には、三者の関係のうかがえる書翰類が多数収蔵されているが、市村屋は和久井に対してその都度「右之通無変入舟(敦賀)仕候儀申参候、定而近当着(京都)可仕と存候、其節へ追々御吉左右可申上候」などと報告しており、和久井はまたこの報告書をそのまま柏倉家に送り届けるという緊密さであった。

このように、和久井の存在は全国的な生産と相場の変動状況を判断して、柏倉家の出荷調整に気を配っただけでなしに、前記書翰からもうかがわれるように、関東物の生産状況によっては、柏倉家集荷の若干分を、江戸に送らせることもあった。この場合の和久井は江戸における直接の荷主の形態をとる訳である。次に示した天保四年十月の柏倉家の「紅花仕切勘定書」は、京都の市村屋に発送した分と、江戸の和久井に送った分の内容を明細に示し、和久井宛に仕切ったものである。代金の精算法は必ずしも明らかでないが、上方発送分については、和久井と市村屋との間に第一次決済が行なわれ、その結果に基いて、和久井と柏倉家との間に勘定されたものである。もっとも、江戸登せのものは和久井直払いであった。

二 印紅花仕切勘定書

一金壹兩貳朱ト

千貳百七拾六袋分

丁銀六匁三分

御 役 永

此錢六百七拾貳文

一 京都行三拾六丸

此袋六百五拾三袋

一 江戸行三拾貳丸

此袋六百貳拾三袋

メ 六拾八丸

此袋數千貳百七拾六袋

此荷造り賃五メ四百文

第三章 紅花商人の成立と發展

但沓袋ニ付四文懸リ

一金八兩沓歩式朱 拾沓駄沓丸へ添金

一金三兩三步三朱 買口錢

一金三步ト 江戸行四駄分

錢四百九拾八文 上ノ山出分諸懸リ

一錢拾六貫九百貳拾貳文 京都行拾沓駄沓丸

長崎ノ大石田迄、駄賃諸懸リ

(其外諸經費省略)

合金拾八兩一朱ト

錢三拾貳ノ八百九拾九文

此金貳拾三兩三步ト錢九拾九文

右之通ニ御座候、若算用違等之儀ハ重而御差引可被下候、為念如此ニ御座候 以上

天保四巳年十月

羽州長崎

柏倉文蔵

嘉兵衛

江戸神田鍋町

和久井伊兵衛殿

この荷送り勘定書は、前掲の和久井書翰に対応するもので、「金子之儀、御買附次第差下し可申上候」とあるように、買付けと同時に和久井から即金払いになっていたもので、この仕切面では諸経費だけの精算になっているのである。何れにせよ、和久井のような存在の紅花取引形態は、他に余り例のないもので、柏倉家の経営方式の特色として注目されると同時に、和久井の手腕も高く評価すべきであろう。

4 支配人から成長した本木家

和泉屋と称する谷地の榎藤左衛門家は、近世後期には約一四〇石の耕地を所有し、酒造業を経営する傍ら、塩・干魚などを取り扱う海産物商として成立していた。天保期には、幸生銅山の銅鉾（粗銅）を大阪に送る仕事なども請負い、在方商人としては出色のものであった。紅花を経営の中に加えた年代は不明であるが、現存する若干の資料から見ると、享和三年（一八〇三）の近江屋九郎兵衛の仕切が五駄、文化十四年（一八一七）の若山屋喜右衛門の仕切が約七駄で、その後次第に減少し、文政期に入ってから若山屋との関係は二駄にも達しなくなる。この頃から榎家の商業は、全体としても衰退の傾向を見せて来る。文化十二年に生まれ、後に五鳳と称する画家・俳人となった藤左衛門は、壮年の頃を回想して「曾て大いに家道を興さんとするの志有り、事反つて蹉跌し、平素感慨に堪えず」と言っているように、幕末頃の榎家は経済的に全く脱落していた。

榎家の財政の破綻は、無理な経営の拡大と、それに伴う適切な運営方針の失敗が主因をなすが、一般経済事情の激動によって、新旧勢力の交替期にあったために、従来の上方商人との流通関係が甚だしく不円滑になり、注文物資の不当差し押さえ、或は代金回収の不能などの問題が頻発したことに依るものと思われる。これを紅花取引きに関する一、二の例に見ただけでも、京都の老舗近江屋九郎兵衛の経営不振により、享和二年（一八〇二）の約三駄、同翌年

の五駄が勘定不能に陥り、いわゆる「出世証文」⁽¹⁸⁾の形で内済になったが、こういう相手方の經濟事情の変化による損失被害の重加が強く影響したものであらう。

この槇家の支配人で、後年独立して商人となり、發展したものに、沢畑(河北町)の宇野家と要害(同)の本木家がある。こういう例は前記の稲村家にも見られたが、在郷の商人出自の一つの系譜を示すもので、商品売買が農民層に直接密着するにつれて、次第に多く現われて来る。その場合の商品物資はもちろん一般生活諸用品・雑貨の類であるが、資本の蓄積と共に紅花の取引きを經營の中に組み入れ、自分の拡張して来た商圏を中心として、そこに生産される紅花の集荷を順調に伸ばすことが出来た。

槇家に手代として仕へた宇野与蔵は、沢畑村の商人宇野仁左衛門分家初代のもので、文化年間には既に紅花商人として独立經營に入っている。しかし、資本の点ではまだ充分でなく、文化十一年(一八一四)の「紅花買仕切書」を見ると、寒河江の中村七兵衛から七八両、安達又三郎から二二両、その他、吉次郎から三五両、又右衛門から四両ほどの融資を受けて、近在農村の紅花の集荷に当たったが、その代金が一六八両余、それから四人に対する返金を差引いて二九両余の手取金が残った。同家の史料には紅花関係のもの残存は至って少ないが、文政五年(一八二二)の「莊内紅花買帳」⁽¹⁹⁾は、勢力的な活動を知る上から貴重である。由来、庄内は紅花の生産が僅少であるにも拘らず、小出新田村(余目町)の治右衛門を紅花買宿として集荷に当たり、凡そ二九貫目、三五兩二分二朱分を買得し、余目から酒田に下すという、中々の意慾を示している。

独立後の宇野家は、大阪の小橋屋四郎右衛門店や、今宮屋伊兵衛店から大量の古着類を仕入れ、地元農村に販売して産をなした。嘉永七年(一八五四)の注文帳⁽²⁰⁾によれば、小橋屋から夏物四二束・秋冬物一〇八束、今宮屋から夏物一四束・秋冬物四二束を仕入れており、これは殆ど地元・近在に散在する古着行商人に卸されたのである。文政七年(一

八二四)の店卸帳を見ると、掛け貸しをした小売商人だけでも実に一七名に及んでいる。こういう卸問屋を経営する一方、引き続き榎家に入入りして、その支配権を握っていたことは、文政三年に京都の若山屋喜右衛門から出された紅花仕切書でうかがわれる。即ち、当時の仕切書の宛名は殆ど榎藤左衛門殿および御支配宇野与蔵殿と連名になっているのである。前記のように、この頃は榎家の衰退期に入っていたので、宇野家のようなその内実を熟知している者に経営の実権を任せざるを得なかつたのであろう。

宇野家の後に榎家に入って商売修業をしたのが本木林兵衛家である。榎家に仕えたのは恐らく初代要蔵で、天保の末年頃から弘化頃にかけての二代円蔵が独立して要蔵を襲名し、在方商人に成長した。元来、本木家は無高の水呑百姓であったが、円蔵の弟の仁平次というものが経営手腕があつて、水呑百姓から豪商への道を開拓したのである。仁平次は後に兄の二代要蔵(林兵衛)の養子となつて林兵衛を称し、慶応四年(明治元年)には所持高約二四石となり、明治四年の戸籍調査²¹⁾では、「四十九才林兵衛水呑百姓紅花・木綿・古手商渡世農業」となるが、全く幕末期における新興商人の代表的存在である。そして、明治八年には立附米凡そ一、三〇〇俵という大地主に発展している。

本木家の紅花買付け地域は非常に広く、地元河北地方全域の外、寒河江地区では高屋・鳴・慈恩寺・田代方面、河東地方では古来産地として有名な蟹沢・野田・松沢・長瀬・藤助新田に及ぶ。某丑年(慶応元年か)六月の史料²²⁾に、山辺の武田庄吉という仲買商人が「水花仕入金ニ健ニ請取申候所実正ニ御座候、追而目錄ニ御勘定相立可申候」と、金三拾兩の前借りに対する一札を入れて見ると、その集荷範囲は山形近在にまで及んでいたことが知られる。

弘化四年(一八四七)度の高屋花仕入れの状況を例示したのが別表で、その合計額を見ると千花の内の高額の人々は恐らく高屋の仲買人であつたらうと見られる。新兵衛の如きは七貫七〇〇匁、代金一一兩であつたが、翌嘉永元年

には二四貫目余、三九兩と飛躍する。これだけの干花を生産するには、六、八反歩の作付地を必要とする計算になるから、普通農家の畑作物の作付構造や、紅花栽培の嫌地性などから考えれば、新兵衛は自家生産者であると同時に、本木家と関係する有力な集荷仲買人と見なければなるまい。

売高一〇兩以上に上る者には、本表に現われる数名の外に、蟹沢村の権三郎、鳴村の治兵衛なども見えるが、これらの高額者は何れも新兵衛と同じ性格のもので、干花買いの外に加工業をも兼営していたものである。野田買いの場合、「八貫百匁拾貳兩貳朱宿」という記帳があるが、これは恐らく「サンベ宿」で直接買いをしたものである。

紅花商人としての本木家は、幕末に至るにつれていよいよ發展し、別表に示したように、弘化四年（一八四七）の集荷発送高が八八丸（二二駄）であったものが、安政二年（一八五五）には一四二丸（三五駄片馬）に伸びた。取引先たる京都の紅花商人も七人から一〇人に広がり、特に伊勢屋源助・同理右衛門・岐皇屋八郎兵衛との取引が著しく増大している。多くの仕切書を見ると、「上京仁平二殿」「在京仁平次殿」などと宛名になっているが、取引時期になると仁平次は京都に赴いて、荷受問屋との直接交渉に専念した。

本木家の特殊な取引先に播州姫路の奈良屋権兵衛がいる。奈良屋は同地の表屋庄兵衛（庄右衛門）と共に、有名な古着問屋で、槇家の主要商品たる古着類の大量取引先であった。本木林兵衛が産を為しかけた嘉永六年一月に、居村下楨部落の鎮守白山神社に、一對の御影石造りの燈籠を寄進した際、この二人は助力者として刻銘されている。嘉

本木家高屋花仕入高(弘化4年)

売人	仕入高	右代金		
		貫匁	兩分朱	文
新兵衛	7.700	11.0.0.	000	
新重三郎	8.650	12.3.0.	400	
新重二郎	5.700	7.1.0.	400	
新重太郎	8.850	12.3.0.	400	
平右衛門	2.100	3.0.0.	400	
庄兵衛	6.840	8.0.0.	360	
与左衛門	4.600	5.3.2.	400	
三右衛門	380	1.0.	400	
市蔵	1.000	3.2.	1400	
重兵衛	4.470	5.3.2.	740	
久兵衛	5.900	7.3.2.	330	
四郎兵衛	250	1.0.	200	
久八助	430	1.2.	1000	
久八兵衛	1.860	1.1.2.	1150	
とおと	365			
おとめ	700			
元	3.110	3.3.0		

(著者蔵「本木家仕入帳」による)

永七年正月に本木林兵衛がこの奈良屋に一三丸(二四二袋)の紅花を発送しているが、取引きとしては特殊な例であろう。當時林兵衛は在京中であつたから、この荷は京都から発送された。「紅花

送状」によると、仲継荷宿は京都の萬屋長兵衛、大阪の木屋市郎治で、「賃之義へ大坂迄当地(京都)払、大坂へ先者荷泊り御請取可被成下候」となっている。奈良屋はこの買収した紅花をどのように販売したものか、史料的には明らかでないが本木家としては大きな販路の拡張であつた。

紅花荷主としての本木家は、幕末・慶応頃が最盛期であつたので(右表)次にその実態を表示しておこう。ちなみに、荷受問屋羽州屋久右衛門は、本木家の隣村たる造山の出身であつたから、大阪の紅花業界の開拓には便宜であつた。前記のように、一介の水呑百姓から身を起し、村山地方でも屈指の紅花商人に成り得た本木家は、在郷荷主の典

本木林兵衛家出荷状況

出 荷 先	出 荷 量	
	弘化4年	安政2年
伊勢屋 源 助(京都)	13 丸	24 丸
美濃屋忠右衛門(//)	30	4
伊勢屋利右衛門(//)	12	56
岐阜屋八郎兵衛(//)	12	24
西村屋 清九郎(//)	12	8
綿 屋 勇 藏(//)	7	9
近江屋太右衛門(大阪)	2(乱花)	—
吉文字屋 彦市(京都)	—	9
西村屋清左衛門(//)	—	4
最上屋 喜 八(//)	—	4
計	88 (22駄)	142 (35駄片馬)

(著書蔵「本木家仕入帳」による)

本木家慶応元年度出荷高

荷 受 問 屋	出 回	荷 数	袋 数	諸引仕切代金	
				両分朱	匁
伊勢屋理右衛門	15		1644	3391.2.2	銀17.17
伊勢屋 源 助	1		80	130.1.0	2.89
近江屋 佐 助	2		144	272.0.3	5.00
羽州屋久右衛門	3		224	448.3.1	6.15
西村屋 清九郎	3		255	517.1.0	6.81
吉文字屋 彦市	4		359	655.1.2	13.09
最上屋 喜 八	1		75	158.2.2	1.74
計	29		2781 (42駄43袋)	5574.0.2	52.85

(著書蔵「本木家萬貫帳」による)

型的なものであったと言えよう。

- (1) 山形大学博物館蔵「稲村家文書」
- (2) 著者蔵史料
- (3~7) 山形大学博物館蔵同前
- (8) 著者採録写本
- (9) 鈴木家所蔵「金銀貸付帳」
- (10) 横山昭男著「尾花沢市史の研究」
- (11) 鈴木家蔵史料
- (12~14) 山形大学蔵「二戸家文書」
- (15) 同 前 「渡辺家文書」
- (16) 本項史料は総て明治大学刑事事博物館蔵「柏倉家文書」
- (17) 谷地長谷寺「小自在庵碑文」
- (18) 著者蔵史料
- (19~20) 宇野与四郎家蔵史料
- (21) 槇清哉家蔵史料
- (22) 以下の史料は総て著者蔵「本木家文書」

第七節 上方商人との取引形態と代金決算法

1 産地直買いと宿

明和二年（一七六五）の紅花問屋株仲間の廃止後は、享保以前の自由市場となり、相對直売買になったことは言うまでもない。その結果について、三井文庫蔵・寛政十年の文書は「問屋共儀其後ハ紅花屋と唱、年々羽州江罷越、相對之上買取、紅染屋共江売捌渡世仕、其外村方々も直々荷物為差登、紅屋方江売渡し、又ハ紅屋共儀も羽州江罷越相對買仕候故、商ひ向甚手広ニ相成、大勢之者共家業安息仕候由」と述べている。確かにその通りの筈である。

しかるに、当初は旧問屋側の牽制的な策謀などもあって、羽州最上地方に下って来て、直接相對売買を行なうものが極めて少数であった。「大町念仏講帳」の記載する所によれば、「当年（明和三年）京都より紅屋並に問屋壹兩人山かた直買に下り申候」というのが実態で、「取引き事情はむしろ低調の傾向にあった。しかし、予想外のこういう事態になったのは、敢て上方問屋側の悪埒な工作とばかりは言えないことで、数十年に亘って特権問屋の統制的な流通機構下にあったものが、急に解禁になったからといって、生産地との取引き態勢が整わない中に、直ちに生産地に向いて来ることの困難性・危険性に対する京都商人側の警戒の結果とも見られる。

従って、それに対する或る年月の準備期間が過ぎると、有力商人の進出が現われて来る。例としては年代的に若干下るが、関東方面に紅花の生産が増大する寛政期前後になると、京都の紅花屋として有名な若山屋喜右衛門の如きは、

生産市場の紅花商人を、若山屋の買次商人或は紅花買宿に指定し、手代の忠助なるものを派遣して専ら取引きに当たらせている。やがてこの忠助の活躍は村山地方にまで伸びるのである。若山屋の進出が比較的関東方面にあったのに対し、同じ京都の吉文字屋彦市が、仙台・村山地方を中心として、強力な集荷組織を結成していたことは注目される。この態勢が出来たのは文化二年（一八〇五）頃からであると見られるが、余りはっきりしていない。仙台・大河原の紅花商人高橋屋忠助文書（竹川家蔵）⁽¹⁾に次のようなものがある。年月と宛名を欠いているが、大河原・村田地方の買次商人仲間に事務的連絡を行なった書類と見られる。言うまでもなく、若山屋と同じように、吉文字屋の商圏もまた関東・奥州・出羽に及んでいたことがこの文書で窺われる。これらは若干の例に過ぎないが、自由取引が進むにつれて、京都の大手商人たちの生産地進出と、集荷組織の強化が次第に目立って来たことは見逃がせない。

京都鷹丸四條上ル

吉文字屋 彦市

手代 弥七

手代 茂七

御状被下候（以下欠か）御家方へ可□□下候

同東洞院四條上ル

吉文字屋介左衛門^(助)

手代 儀七

手代 文七

同東洞院□婦

吉彦
別家桑村彦左衛門

例年紅花仕入ニ下シ申候

例年紅花買宿

武州桶川宿

八百屋 半兵衛

武州熊谷石原

萬屋 儀兵衛

上州館林

日野屋九右衛門

最上山形三日町

福島や 次助

最上楯岡

吉田 勘右衛門

江戸差逗留致シ方

日本橋五丁目

柳屋 五郎三郎

飛脚取引

鳴屋 佐右衛門

新花之節御状被下候ハ、此方へ御頼被下度候

吉彦取引掛り役

平 吉

右之通ニ御座候福嶋取引も嶋屋佐右衛門方ニ御座候 以上

未七月吉日

この吉文字屋は、紅花買宿組織を通して、生産農民を実に巧妙に掌握する。例えば、天保の大凶饑に際して、南仙地方の窮民に対する救済事業などは、その方法の一つである。天保時代は四、五年の冷害大凶作を中心として、元年から八年にかけて天候の不順が停滞した。これは村山地方のみならず、仙台地方も同じような異状天候で、共に紅花の生産が減少した。天保八年（一八三七）三月の吉文字屋介左衛門の手紙によれば、「近來諸国出高些少、元付高値ニ御座候故、当所紅花方不引合」、中には破産する業者も続出し、ために「去年幾年残花多く、早春もいまだ取引些少、同様持合申候」と業界の不況を報じ、さらに「当所見込は、實地兩仙ニ而三、四拾駄位、最上（村山地方）半作位ならで出来申間敷見込ニ候間、多分出候ハ、当地相場相崩れ、大下落年と奉存候」と、陰に生産を抑制し、相場急変による上方問屋側の損害を警戒している。

勿論、天保の凶作は紅花に限ったことではない。農作物全体の生産が著しく低下し、多くの餓死人をすら出したことは周知の事実である。この惨状救済に乗り出した吉文字屋は、天保八年に京都の紅花屋仲間に働きかけ、笹谷・野上・川崎・碁石・小野の五宿農民の救恤金として三拾三両を得、また吉文字屋個人として村田・大河原・金ヶ瀬・岩沼の四宿に各拾兩宛を送って、困窮者一人当たり毎日白米一合宛を施与した。この時の書状に「前書金高七拾三兩也、今日当所御逗留大沼屋庄七様（村田村）江無相違相渡申上候」とか、或は「紅花出所村々江も施行致度候得共一中略一逆も行届兼候」と述べている。以上のことは、確かに吉文字屋の発意による難民救済の善行であったが、考え

ようによつては、仙南地方の生産農民を支配下に収め、その紅花の独占化を狙う一種の計画的投資とも見られる。こういう上手な資本投下が村山地方にも行なわれたか否かは、目下発見されている史料の限りでは実証出来ないが、恐らくはこれに類する何等かの方法が講じられた場合があつたものと思われ

る。
さて、前記高橋屋文書によれば、山形の福島屋や楯岡の吉田屋などは、吉文字屋の紅花買宿として特約を結び、吉文字屋彦市身内の手代たる弥七・茂七等が、直接村山郡内に向いて集荷する際の拠点とした訳である。紅花の自由取引制下においては、必要量の確保と優良品の選択のためには、出来得る限り産地からの直接集荷が得策であつたから、そういう商人たちは、何れも地方の有力商人たちを宿に特約し、集荷に奔走したらしいことは、次の表からも窺われる。即ち、上方荷主の屋号と紅花荷の商標が一致しているもの、或は出荷先が荷主本人宛になっ

山形買次商人と上方荷主・出荷先の関係 (天保6)

上方荷主問屋(住所・屋号)	荷数	印量	買次(宿)	出荷先
林助左工門(京都)		9丸	吉田 勘右工門	美濃屋 忠兵衛(京都)
〃		6	〃	吉文字 屋彦市(〃)
〃		8	〃	吉文字屋助左工門(〃)
小谷正三郎(江州日野) 羽	羽	4	〃	伊勢屋 源助(〃)
小林新右工門(水戸) 小	小	9	西屋 伊兵衛	本 人
井筒屋藤兵衛(〃) 其	其	7	〃	〃
吉文字屋彦市(京都)		8	福島屋 治助	〃
〃		8	山口屋 甚兵衛	〃
最上屋 喜八(〃) 企	企	11	大坂屋 彦兵衛	〃
岐阜屋八郎右工門(京都) 叶	叶	4	福島屋 治助	〃
外村与左工門(江州) 介	介	28	西屋 清兵衛	〃
伊勢屋利右工門(京都) △	△	5	西屋 伊兵衛	〃
越後屋源右工門(〃)		8	後藤 小平治	〃
布屋市郎兵衛(江州) 全	全	17	米沢屋 勘兵衛	〃
宮川 彦兵衛(〃)		12	〃	〃
油屋 作兵衛(大津)		6	鈴木 彦兵衛	〃

(山大博物館蔵「山本林右工門船紅花積入控」による)

ているもの場合は、買次商人を仕入宿として、相場師・仲介人・世話人など、いわゆる目早を相手として手代たち自ら集荷したものと見られる。

2 相対取引法と為任取引法

京都の紅花問屋が直接産地に向いて集荷に当たる方法よりも、実際的には、むしろ相対取引法をとる方がはるかに多かった。彼等は新春を迎えると産地の荷主に対して、年頭の挨拶を兼ねて上方の予想相場を知らせ、「当方相応之取引仕候間御休意可被下候、尚又別紙諸相場入御覽候間、當年も不相變御用向被仰付被下候様（云々）」⁽³⁾という意味の挨拶状を送るのが慣例であった。やがて時節が近づくと、改めて注文書を送るか、或は生産地に手代を派遣して交渉を行なうかして、在地荷主から取引契約を取りつけるのである。相対取引法というのは、このような当事者間の直接的な売買契約法で、当時の流通機構としては最も合理的で、一般的な取引法であった。

相対取引法はさらに二つの形式に分類することが出来る。後項でも具体的に述べるが、一つは特別の拘束がなく、紅花問屋と自由契約を結ぶもので、他の一つは前渡金制によって集荷の確実を期するものである。後者の契約は地方商人として堅実で安全性が高いが、収益の点から見れば必ずしも有利とは言いがたい。これに反し、前者の荷主は地方契約は結ぶが、全くの独自資本の運用による経営で、町方の豪商に多く見られた。但し取引きの事情によっては両者を兼ねることもあるが、買次業務に格差のあるものではなかった。

紅花は元來變動の激しい相場物である。生産地が限定されている上に、豊凶の差が著しかったことが原因する。文政十三年（天保元年一八三〇）は凶作年で、「干上り五拾六七兩ニ御座候、当時（十月）京都相場八拾五兩位ニ御座候」という高騰振りを示したが、翌天保二年には「干花之儀ハ近江より買入當郡着、直段七月より追々引下ケ、當時（十月）上方

相場損毛之由ニ御座候⁽⁴⁾」という不況を招いた。こういう相場の変動に際しては、同じ相対取引でも自由契約商人の受ける影響は深刻であつたようである。好況の天明五年(一七八五)の如きは荷主のみならずサンベ衆の如き小集荷人までが、「沓駄ニ付拾兩余ツ、地拂ニ而まふけ、悦申候」ということになるが、逆に暴落年に遭遇すれば荷主や問屋に倒産者が続出し、「潰れ」と称して、生産者に支払い不履行の損害を与えたものも少なくない。それに反し、買付金前払制による買次荷主の経営は、被害は常に軽微で済んだことは言うまでもない。

京都の業界も、明和二年(一七六五)の紅花問屋仲間名目廃止令、天保一二年(一八四一)の一般問屋仲間禁止令、嘉永四年(一八五二)の間屋再興令など、幕府による一連の流通組織の変更政策によって、新旧商人の勢力交替が激しく見られたが、その後の安定期に入つた安政頃(一八五四)には、「紅花商人名前書」⁽⁵⁾に次のような人々が列記されている。これらのうち、古来紅花撰方仲間・糸問屋兼紅花荷物付商・紅花荷宿に載せられている商人たちは、村山郡内とは特に關係が深いが、在地商人史料によると、伊勢屋・吉文字屋・若松屋・近江屋・美濃屋・岐阜屋などの相対取引が多い。しかしその量から見ると、むしろ紅花荷宿という仲介業的機能の濃い最上屋喜八や、近江屋佐助などとの取引量が比較的多いようである。相対取引と言っても相互の信用關係が中心をなすので、個人毎に相手差のあつたことは言うまでもない。

信用を旨とする相対取引でも、遠隔地間取引という運命的な悪条件下では、代金の決裁が不便であるばかりでなく、時には不慮の手違いや不正事件の発生も予想されるので、大手筋の荷主たちは荷宰領として支配人を京都に駐在させ、一切の事務折衝に当たらせるのが普通であつた。この場合、問屋側から出す精算仕切書の宛名は、荷主と支配人が併記された。

取引形態としてはこの相対取引法が一般的であるが、この他に為任取引法がある。出荷した紅花の販売に関しては

第三章 紅花商人の成立と発展

特に契約を結ばず、一切を問屋側に委任する、いわゆる信用委託販売法である。沢渡村（東根市）の紅花荷主菅原与左衛門が某酉年の七月に京都の岐阜屋八郎兵衛に出荷した場合の添状を見ると、「然者今般別紙送り手板表極雨印十九入四九為差登申候間、乍御免御倒売捌被下候様御頼申上候、値段之儀ハ七拾兩位之御見込ニ而御拂被下候様御頼申上候、乍併、相場物ニ候儀ニ御座候間、少々ハ御取計を以御捌被下候様御願申上候」と述べている。これは為任荷の性格を最も端的に表現しているものと言えよう。

荷主の菅原は、取引値段について希望意見を出しているが、契約的なことは取りつけていない所に、甚だ不利・危険な要素を含んでいるように見える。しからば、どういふ場合にこのよ^うな為任荷の方式をとつたのであろうか。一つには相対取引にまでは至らない少量の臨時的な荷物である。沢渡村は東根山内に偏在し、紅花の主要産地でなく、菅原家はその中に成立した小荷主であったから、時にはこういう方法もとらざるを得なかつたのであろう。

もう一つは、手持ち残花の売り急ぎということが考えられよ

安政期における京都・近江・江戸紅花商人仲間

住所	業種	商人氏名
京都	古来紅花撰方仲間	伊勢屋源助 伊勢屋理右衛門 吉文字屋彦市 若松屋喜十郎 近江屋次右衛門 西村清九郎
	近年開業撰方仲間加入	西村屋清左衛門 加勢屋久兵衛 大坂屋小八 大村屋清九郎 津藤屋権六 近江屋喜七
	糸問屋で紅花荷物付商い	美濃屋忠右衛門 綿屋勇蔵 岐阜屋八郎兵衛
	古来紅花荷宿	最上屋喜八 近江屋佐助
	近年紅花荷宿仲間加入	布屋彦太郎 丁子屋吟三郎 近江屋伊助 近江屋喜助
伏見	京都仲間中加入せざる紅花商	麻屋安次郎
江戸		蛭子屋金蔵 柳屋五郎三郎 玉屋善太郎 村田屋久蔵 丁子屋吟次郎

(注) 江戸商人5名は江戸通町小間物問屋のうち丸合組で紅花荷物を重に取扱うもの。名前書では江戸玉屋は勢州住宅、村田屋は京都住宅、丁子屋は江州住宅につき、それぞれ店預人として弥兵衛、彦七、徳兵衛を上げている。（「問屋再興調」四による）

う。干花は年度を越すと品質が低下するので、おそくも翌年三月までには処理する必要がある。山形の大荷主たる今佐藤家などの例を見ても、若干の小口荷が為任荷として発送しているのである。山形大学所蔵の最上屋文書の中に、佐藤家の為任荷仕切の例が見られるが、文政十二年十一月晦日付の仕切の如きは、僅か一駄片馬、その代金約八〇兩というものであった。大荷主の場合は取引関係が確実であるから、例え為任荷であっても、相互間に決済仕切上に問題の生ずる虞れはなく、相対取引と殆ど相異はなかった。

3 相対・委託取引法の実際

仕入宿中心の産地直接取引は、銘柄や品質を確めて買得出来るし、品不足の際も有利に集荷が可能であったが、手代出張のための諸費が高み、それが直ちに京都における販売価格に影響することが多かったので、実際の買付手段から見れば、一般的には、いわゆる買次商人を利用して集荷を相対委託する方が経済的であった。この場合、相対をもつて一切の集荷権限を委託するものと、買付資本の前渡しを行なって、荷主名義による集荷を委託するものがある。前表(三〇二頁)の中には後者の形態のものも含んで見ると見るのが妥当かも知れない。

前渡金は京都商人からすれば紅花買付金であるが、買次商人から見れば前借金の形となるので、正規の借用証文を入れることは言うまでもない。この証文は当然債権者側に保存されるものであるから、融通された金額など在地の史料では中々明らかに出来ないが、造山(河北町)の日塔久左衛門家に、京都若山屋喜右衛門関係の借用証文が若干残っている。そのうち、「紅花仕入金之當ニ預リ申」とか、「右金子為引当紅花荷物追而為差登可申」という文言で、明らかに前借金であることの判明するのは、別表に示した通りで、何れも京都若山屋喜右衛門と山形・紅花商人との関係のものである。安永三年の市村分二口計一五〇兩は、当時の相場から見れば凡そ三駄分、寛政六年の八七兩は式

駄分、文政四年の五〇兩は考駄分に過ぎず、若山屋の前渡金としては余りに少額である。しかし、これらは極く少数の残存史料であるから、市村屋および井筒屋と若山屋の資金関係を知るには充分とは言えない。

在方荷主の例では、長崎の柏倉文藏家の天保二年（一八三一）七月に西村屋清九郎との間に行なわれた「仕切勘定帳」を見ると、前預り金三百兩に対し、紅花三三二袋代に諸費を加え、総計二七二兩余となり、差引残金二五兩三歩、總五九文の過金となったので、「差引残過金相返候」と勘定を立てている。また西里の本木林兵衛は万延元年（一八六〇）一二月朔日に、吉文字屋彦市から金五〇兩を請け取り、「来西新花仕入前金請取書入預り置候」と、書入預証文を出していることなど、その例は多い。

この前渡金の慣行は、必ずしも買次商人全体に行なわれたものではない。大資本を擁している商人に委託する場合には、殆どその信用を重んじ、契約金・手付金の授受で済まされたことは当然である。また、本木林兵衛や前表中の市村屋の例のように、二月や十二月に取り組まれた前渡金は、紅花を書き入れとする前借金であると見られる。恐らくは、古着類など春物仕入金に充当すべき資金の一部であったろう。市村屋の証文面には本木家の場合と同一趣旨で、「右金子為引當紅花荷物追而為差登可申候間、荷物着之砌、売代金を以御引取可被成候」と記載している。従って、これらは間接的な前渡金と理解すべき性質のものである。

天保十二年（一八四一）以後になると、幕府の経済政策の変更に伴って、「問屋停止被仰付、勝手次第仕入方出来候ニ付、次第ニ上方商人共も相増（中略）、多分之前金相渡置、奥羽筋・近在（関東筋）」の紅花を、買次商人を通じて仕入れる上方紅花問屋が増加して来た。この傾向が、やがて江戸における「打越荷」（第六章 第一節）紛争に発展する原因

若山屋喜右衛門より紅花代金前貸例

年 月	前 借 人	金額	理 由
安永3. 5	市村屋 卯兵衛	100兩	紅花荷物代
〃	全 人	50	全 上
寛政6. 2	全 人	87	全 上
文政4. 7	井筒屋勘右工門	50	全 上

（日塔久左工門家史料による）

となつて行くのである。しかし、前渡金という名目の上方商業資本の投入は、町方荷主よりもむしろ在方商人に多く向けられたので、直接生産地を抱えている在郷町に、案外に势力的な仲介業者としての買次荷主が成長した。

相対による委託取引では、紅花代金の外に集花・荷造・運送などに関する一切の諸経費が、総て相対委託者たる上方商人の負担になることは、前項でも触れた通りであるが、ここではもう少し具体的に見ておこう。安政二年（一八五五）に本木林兵衛から京都の伊勢屋利右衛門に宛てた「御注文仕切目録」の概要は次の通りであるが、さらに多くの史料を表示してその内容を見よう。

伊勢屋利右衛門様分

（商標・銘柄省略）

メ三〇二袋

メ金式百五拾四両式朱ト

銀壹匁三分八厘

外掛リ物

一金壹両壹朱

一金式分壹朱

一金四両壹分

一金式兩ト廿九匁五分式厘

一金四両壹分

御役

荷造

口銭

目早口銭

添金

一金壹兩壹朱
一金貳兩也
大石田迄ちん
在方宿礼

ノ拾六兩三分三朱
合金貳百七拾壹兩壹朱

銀壹匁三分八厘

五月卅日(太陽曆七月十三日)

内金百兩也

受取

差引

殘金百七拾壹兩壹朱

銀壹匁三分八厘

次表で明らかなように、相對委託取引のうちでも、諸費の請求内容は概ね二分される。すなわち傘を商標とする本
木家自体の製品とその直接集荷品、および㊦・㊧・㊨・㊩のような他の業者からの委託品の二種で、傘印については
荷造諸費と運賃だけを記し、他の業者分については口銭・目早口銭・役永が明示されている。傘印は相對契約を結ぶ
際に利潤としての口銭や一定率の役永は、紅花代の中に既に計算されているのであるが、その他のものは純然たる取
次商品であるから、本木が取得すべき口銭と、その仲介に立った目早に渡すべき世話料と上納すべき役永とを明示し
ているのであろう。

また、時代によって諸費の内容に若干の相異が見られる。嘉永期を一つの転機として、それ以前には宿礼と畑前駄
賃という項目がある。その内容は必ずしも明確でないが、本木が傘印をもって集荷する際に、生産地に設けたいわゆる「サンベ宿」に対する謝礼で、畑前駄賃は生産者からの小集荷人たるサンベに支払った駄賃と見られる。弘化頃の

委託買次荷諸経費調

年度	商袋標数	宿札	口	口	口	御前賦賃	袋代	荷造賃	役	永	大石田迄賦賃	手板添金
弘化3年	傘 82袋	2分0米				0分2米	1分2米	2米+1貫文			2米+200文	3分0米
〃	〃 144	3.0				1分0	2.2	1分			1分0米	1両0.0
〃	〃 91	1.0				0.2		2米			2米	1.0.0
〃	〃 58						1.0	2米			2米	3.0
〃	〃 41	0.2						1米			1米+200文	2.0
〃	〃 73							2米			1米+400文	3.0
嘉永6年	△ 120		3分3米+1文4	3分3米+1文4			3分3米+1文4	3米+200文			3文81	1.1.3
〃	□ 367		288文09	288文09			171文26	62文5			1分1米	387文50
〃	傘 80						1分2米	1分0			1分1米+5文	1両1分0米
〃	〃 73							2米			1米+300文	3.0
安政2年	△ 62		125文	125文			28文10	28文10			75文	100文
〃	〃 71		2分+48文	2分+48文			1両+55文67	56.27			89.95	3両0.0
〃	□ 138		1両+7文91	1両+7文91			67.35	25.00			38.64	1.2.0
〃	△ 302	2両00	4両1分0米	2両+29文52				2分1米			1両0分1米	4.1.0
〃	◎ 143		1両+7文	1両+7文			3分+3文	1.0			1分+7文	2.1.0
万延元年	◎ 200		1両2.1	1両2.1				2.1			1分1米+5文	2.0.0
〃	△ 163		1両3分+1文36	1両3分+1文36			1両1分+8文	1分+1文80			5文63	1.3.2

(筆者蔵「本木家諸用控帳」による)

本木家の経営はまだ小規模で、集荷機構が未完成であったことを示すものであろう。それが嘉永以降になると、むしろ仲介・取次的業者に發展し、口銭でもって利潤を上げるようになるのである。

手板については別項で触れたが、その添金は運賃で、性質上大体の場合には概算であるから、後に京都からの仕切書によって精算される。「手板不足、田保・中村・池勤拂」などに見えるのはその例で、相對取引の際の慣行である。相對取引によって發送した紅花荷に対する精算仕切に際しては、「歩引」という規定が適用される。それは「為御登御荷物御支配付之分、代金百兩ニ付壹兩貳步ツ、之割を以歩引致」というのが定法であるが、その制定の年代や理由は判然としていない。推測するに最初は荷物輸送途上における損傷、或は目減り等に対する損害補填という意味のものであつたらう。というのは、「為御任之向者正味取引」が本筋であつた為任荷については、古くはこの制度が適用されなかつたのである。

この歩引制度は時代の下るに従つて慣行化し、むしろ手数料的な意味を含めて、問屋側の利潤に化したように思われる。こういう変質につれて、「歩引」とは別に「さし」ということが行なわれるようになったことは注目される。最上屋喜八に対する貫津（天童市）の赤塚庄次郎の手板に「貳拾袋入三丸、内さし貳袋有」、同じく山形の小林彦右衛門の手板に「廿四入三丸、内さし貳ツ有」と見えるのがその例である。これは目減りを予想する荷主たちが、余分に若干の袋数を差加えるもので、若し着荷計量の結果、目減りが無ければ、問屋側では有効荷量の中に加えて代金決済を行なう性質のものであつた。

正味取引を旨とする為任荷の場合は、その性質上、「さし」も「歩引」も不要であつたが、歩引きの本来の意味が変質して来ると、問屋側は合議して為任荷にも歩引制を適用、しかも歩引率を「一半引」に引上げた。すなわち、天保七年（一八三六）の四月に京都紅花屋中の名で、諸国紅花荷主中に対し、従来の正味取引を改め「當新花を為御任之向も御支配同様ニ歩引仕」る旨を、口上書をもって一方的に通告するに至つたのである。この措置に対し、為任荷主がどのような反応を示したかは明らかでない。

4 京都・荷問屋の卸売り

さて、京都の荷受け、或は仕切込み問屋たる荷主に集荷された紅花は、「すあい」と称する相場師を仲介として、紅粉屋や紅染屋に分売される。近世後期における最上紅花の買付人として屈指の荷宿であった最上屋喜八の例を見よう。同店の弘化四年（一八四七）から嘉永二年（一八四九）にかけての「紅花代金帳」によると、売渡し代金決済のついた取引紅屋が四五名、その中には京都市中の紅所として有名な中村屋善兵衛・綿屋徳兵衛・小紅屋和泉掾・松屋伝右衛門・玉屋弥兵衛なども見える。その外に、附込み売りになっている分が多数記帳されている。

これらの取引人のうち、中村屋善兵衛の場合を例に売渡しの実態を見ると、凡そ次表の通りである。この中村屋は、天明四年（一七八四）に定まった御広敷御用紅染屋三四軒に加わる有力な紅染屋であった。最上屋がその中村屋に売付けた数量は、嘉永元年には一六五〇袋（約二六駄）、翌二年には一二四〇袋（約二〇駄）に及んでいる。これらの年の最上屋が取扱った紅花の総量は不明であるが、僅か中村屋一軒に対する年間販売量が二〇駄以上に達していることから見れば大凡の想像が出来るであろう。

次に本表を見て気をつけることは、中村屋に売渡した殆どが⑤長谷川吉郎次と⑥長谷川吉内からの出荷品に限られていたことである。しかもその銘柄から判断すれば、大部分は仙南産のものであったと思われる。当時の仙台紅花は、最上産のものに比して品質が遙かに勝れていたから、巨大な商業資本家であった両家は、近世末期頃から仙台地方に進出して、優良品の買付けに当たっていたことは前記の通りである。中村屋が御用紅染屋という特権商人であったから、最上屋は特に両家の仙台花を売り付けたのである。これは勿論、中村屋の特配要求に対しての融通であろう。

販売を委託された荷受商人の場合は、時代によっては多少の差はあるが、一分二厘ないし一分五厘の委託口銭料を

第三章 紅花商人の成立と発展

相対引きしていたことは前記の通りであるが、さらに販売に際しては、荷受商人と言えども、内密の利潤を得ていたことは言うまでもない。

販売は主として京都内の紅屋を相手としたことは前記の通りであるが、時には問屋同志間で融通することも行なわれた。紅花の産地が特定化しており、しかも遠隔地にあつたために、或る問屋の保有紅花が不足する場合が生じて、速急に充足することは不可能であつたから、特に相互融通の慣行が必要となつたが、その場合は原価融通を本態とするから、若干の手数を世話料という形で、在方荷主に仕切られる。

文久二年（一八六二）に伊勢屋利右衛門から本木林兵衛に出した仕切（しきり）を見ると、伊勢屋が一一八両三分二朱余で引

受けた三丸（六〇袋）に対し、一半引の一両三分と二匁三厘を差引いたが、この荷はそのまま伊勢屋源助に融通し、その世話料としてさらに三朱を差引いている。また嘉永七年（一八五四）の西村屋清九郎仕切によると、綿屋勇蔵に

最上屋喜八より中村屋に売渡した紅花量

年 度	屋号・商標	数量	売 代 金	
嘉永元年春	源氏山	75	46.3.2 —	
	〃 〃	81	65.3.0 —	
	〃 仙通	60	47.3.0.3.75	
	〃 仙東, 仙英	155	93.0.2.7.03	
	〃 仙山	84	59.0.0.3.75	
	〃 仙徳	130	77.0.2.3.75	
	〃 秋紅花	215	73.3.2.1.87	
	〃 仙通 今仙飛	222	149.0.2.1.87	
	〃 仙旭	77	61.0.2.2.81	
	〃 芳雨, 上梁	168	68.1.0 —	
	〃 匡福	72	37.0.2 —	
	〃 金緋	131	71.2.2.0.93	
	〃 秋	仙改, 仙旭	180	185.2.2 —
嘉永2年春	〃 仙改 仙旭	180	145.2.2 —	
	〃 仙本福	120	125.2.2 —	
	〃 仙谷風	65	65.0.0.0.93	
	源氏山	133	114.1.0.2.81	
	源氏小松	88	90.0.0.3.75	
	源氏高	54	60.3.0 —	
	源氏蜀紅	88	74.1.2 —	
	〃 仙丹	114	124.2.2.3.75	
	〃 仙花口	92	80.0.0.0.20	
	〃 仙狼	64	54.0.0 —	
	源氏奥一	78	73.0.2 —	
	〃 盆後	〃 水国司	89	105.2.2.3.75
	〃 水勢力	75	82.0.0.1.07	

(山大博物館蔵「最上屋紅花代金帳」による)

渡した世話料として、一駄八袋分の本木が受け取るべき金額七七兩二分二朱から一分を差し引いているが、これは前者に比べると非常に高率である。これらの例から見ると、この種の世話料は一定率の規定はなく、むしろその時の需給事情によって相対決定されたものである。

融通を受けた伊勢屋源助や綿屋勇蔵は、何れも有力な紅花商人仲間であり、別に前記「最上屋紅花代金帳」を見ると、同じ仲間の近江屋伊助・綿屋勇蔵・伊勢屋利右衛門・近江屋佐助などにも分譲しており、この種の相互扶助的融通は案外多かったものと思われる。

5 代金の決裁法

紅花荷の発送は、平年においては旧七・八月中にその大半を終えるが、上方との需給関係によっては、秋から翌年の春までかかる場合もある。しかし、「紅花之儀者秋風相立候迄積置候而ハ、格別掛目も相減、捌方不宜、難渋至極仕候」ものであるし、また、翌年まで売れ残ったものは、いわゆる「古花」として値段も下落するので、生産地の荷主たちは、出来る限り年内に処理することが大切であった。従って、代金の決裁は十月から極月頃までに完了したが、遅くも翌三月節前までに一切の取引関係を済ますのが普通で、春送りの若干のものも旧盆前には精算が出来た。生産地の紅花荷主たちは、その大部分が上方物資や北海道(五十集物類)の仕込問屋として、手広な店舗営業を行なっていると同時に、また卸売業を営んでいるのが普通の形態であったから、販売物資の仕入れのためには、資金の回収・運用に細心の留意を払ったことは言うまでもない。商人たちにとって、この回収と運用の関係を抜け目なく処理して行くことが、利潤獲得の鍵であった。時代は多少上るが、延享元年度(一七四四)の稲村家の資金の廻転と、それによる再生産の状況を例示すると凡そ次のようである。¹²⁾

一、晒蠟百五拾九貫百五匁 針生買

代百兩貳百七拾七文

外ニ九百六拾文 箱代

壹貫貳百文 御役

メ貳分三百拾七文

又貳貫文 駄賃 山形迄

右蠟山形ニ而売り貫目

百五拾八貫九百廿匁

代金百六兩貳分六百八拾壹文

外ニ九百六拾文 箱代

内壹貫三百八拾四文 口永

残り百六兩貳分貳百五拾七文

右金ニ而紅花買候

四駄半

代金百貳拾六兩壹分貳百九拾五文

右引殘

拾九兩三分廿八文 久四郎殿より出し

右紅花江戸売りニ成

代百廿九兩

仍而本引残り 式兩壹貫七拾貳文

右代ニ而繰綿廿壹本買候

代百貳拾貳兩三分七百五拾四文

内百五兩貳分式百五拾四文 渡し申候代

拾三兩貳分七百九拾貳文 子ノ十一月渡

代金の決済には凡そ三通りの方法がとられた。売買には、先にも述べたように、最初から需要地の相場任せという委託の形をとる場合もあったが、大部分は相場に見合う相対売買であったから、荷送りと同時に、一駄標準の相場値段と代金支払期日が契約される。支払方法の第一は現金輸送である。例えば、天明元年（一七八一）霜月に、京都の若山屋喜右衛門から谷地の柴田弥右衛門に出された仕切書（註）を見ると、「売附紅花代金不残差下し此表無出入相済申候」と、凡そ五一兩程の代金を福島まで下している。これは恐らく嶋屋便に託したものであろうが、明年間の嶋屋の通送業務は、福島までしか伸びていなかった。これは恐らく嶋屋便に託したものであろうが、明年間の嶋屋の通その後文化の初め頃になって、嶋屋が山形に支店を設け、嘉永頃からは京屋が進出したので、山形における金銀の通送や為替業務も順調になった。

しかし、産地で雑貨の仕込問屋の性格をもっている商人の場合は、紅花代金が直ちに上方物資の仕入金に運用する関係から、大体は京都や江戸の現地で直接支払いが行なわれることが多い。そのためには、前記のように主人が上京するか、或は支配人を滞在させておくかして精算に当たらせる。それが不可能の際には、特殊契約を結んでいる現地

の間屋に委嘱して代行させる。例えば、宝沢村の会田六郎右衛門家の史料⁽¹⁾などを見ると、宝曆から明和にかけての仕切書では、京都の松任屋徳兵衛から会田宛に出されているけれども、実際は「以相對を売買仕代金不残西川源助殿相渡し、此表無出入相済申候」と、現金は京都の西川源助に渡しているし、また別の仕切書を見ると、山形屋八郎右衛門との紅花取引に際しても、現金仕払いは西川久左衛門及び同源助との間に行なわれている。この西川久左衛門は江州八幡の豪商で、源助は西川の京都出店の経営責任者であった。西川は宝曆以前に早くも山形十日町に同族の一人たる西川孫七なるものを派して出店を設け、江州産の蚊張などを販売させ、その見返り物資として紅花や青芋の集荷に当たらせていた關係から、会田家とも流通上の深い連繫があったために、会田が仕払うべき品代として、山形屋を通じて西川の本店に直渡しを依頼したものと見られる。

仕切

巳ノ十月廿日

但シ五拾両かへ

一金五拾両三歩ト

矣木印最上紅花沓駄沓袋

銀沓奴九分五リ

但シ五拾貳両かへ

一金百四兩

矣仙丹印 仙台紅花式駄

メ金百五拾四兩三歩ト

銀沓奴九分五リ

右之通以相對を売買仕代金不残西川源助殿相渡し此表相済申候也若拔袋算用違等御座候ハ、再指引可仕候 以上

宝曆十二年五月十八日

松任屋徳兵衛

會田六郎兵衛殿

西川 源助殿

第三には荷為替の利用である。この方法は、現金輸送に伴う不便・危険を避け得るばかりでなく、経費の節減、現金の早期決済が出来るから、非常に便利であった。近世後期になると、地方の富商・豪農に金融業者として為替業務を取り扱うものが発達して来たので、その利用度がいよいよ高まった。それは、前項で述べた山形の佐藤利兵衛家の場合でも充分に窺われることである。村山地方の紅花荷主が利用した為替は、言うまでもなく、京都の紅花屋から代金を取り立てる、即ち代金取立為替の一種で、紅花荷発送と同時に荷為替を組み、荷物を引当―担保として金融業者から前金決済を受けて手形を出すことになる。そして、京都の紅花問屋には別に「為替金請取証文」を送って、期日限り手形金額を支払うよう通知するのである。この場合、手形を受けた金融業者は、多くは上方物資の仕込問屋を経営していたので、自ら上京して手形を提示し、直接的に代金を取り立てたか、或は取引業者に手形を送って取り立てを依頼し、別はその業者との間の貸借決済に当てていたようである。次に、当時の紅花荷為替の一例を掲げよう。

紅花為荷替金請取証文之事

一步判金拾八兩三步也

此引当④印生入紅花 但 拾九袋入壹丸
拾八袋入壹丸
貳丸

右者私仕入紅花為替ニ相渡、於当地榎藤左衛門殿、右金髓ニ請取申所実正也、依之右為替金於京都ニ榎藤左衛門殿十月晦日限り此手形を以請取候向可被成候条、右紅花荷物引受、書面之金子無相違、早速御渡可被下候、為後日紅花荷物引当金請取手形仍而如件

文政元年寅八月

羽州最上大町村

武田才兵衛

京都烏丸通錦上ル所

若山屋喜右衛門殿

紅花荷為替金請取置証文之事

一金百五拾壹兩ハ

但歩判金也

此引当紅花荷物

(商標別省略) 拾七箇)

右之通京都若山屋喜右衛門殿江紅花荷為替取組、本紙証文相渡、右荷物着次第、右金十月晦日限本紙引替ニ相渡可申候、若右荷物海上積船難風ニ逢、荷物濡攪又者打荷致不足出来候共、聊無相違殘荷物引取、積船惣仲間割合懸り物、若松屋喜右衛門殿、為相渡可申候、若京都ニ而売損出来不足金御座候ハ、此手形を以於爰元無相違急度相渡可申候、万一破船ニ而荷物皆無流失いたし候ハ、兩損ニ而、互ニ出入無御座候、為後日置証文仍而如件

文政元年寅八月

大町村荷為替主

6 代金回収不能と出世証文

京都の紅花商人十四軒が、紅花売買独占権を得て、紅花問屋を設立した享保二十年以来、「紅花売買勝手悪しく罷り成り」、生産地の商人たちが迷惑を蒙ったのみならず、「拾四軒問屋之内、潰と申立て、紅花代金相渡不申候故、困窮之商人共紅花商売難成、迷惑至極」というような事態がしばしば発生した。特に元文年間には若山屋勘右衛門・紙屋勘兵衛・若山屋喜右衛門・伊勢屋理右衛門という大筋の紅花問屋が潰れ（倒産）を申立て、最上商人に与えた損害だけでも実に七千両に達したのである。これが動機となって、最上紅花商人たちの問屋仲間廃止運動が勃発し、遂に明和二年の紅花問屋名目禁止令が出るに至ったことは、第五章に詳述した通りである。

生産地荷主と京都問屋との間の取引きは主に相対で行なわれるが、問屋と紅粉屋・紅染屋との間の取引きは、生産地荷主に対して白地売買（あからまきの売）にはなっていないから、売買の独占権をもつ問屋に乗せられる機会が多かったのは当然であろう。前記四軒の問屋が倒産の状態に陥った経済的な理由は不明であるが、その後もこの四軒は堂々と問屋仲間としての権力を振っていたことからみると、潰れと称することに多くの疑問が残る。遠隔地取引きという不利な条件の中に、問屋の専権が行使されれば、とかくこういう不明朗な問題が発生し易く、従って、生産地側の受ける謂れない被害も絶えなかった。

潰れによるこの代金不払いの外に、宝曆頃の一般的傾向として現われて来たことに、代金支払いの遅延問題がある。

それまでの郡内特産物荷主商人たちは「九、十月ニハ紅花荷物不残売払罷下リ、其金子ヲ以雜穀・たばこ之類買入」れるという商法をとっていたから、商品作物を生産し、或は、若干の余剩雜穀を保有する耕作農民たちにとっては、「諸色金子の通用能、小物成金納等ニ手間無之」、経済的安定を得ていた所、宝曆頃からは「問屋方仕癖之不宜ニ、おのづから不捌ニ相成、翌春夏迄も持越シ、一国之金子不足故、売物下直ニ而、金子之手配リ差間」、農民の中には飢渴に及ぶ者や、商人の中には経営の不振に苦しむ者も生ずるに至った。この頃から農民層の分解が顕著になるが、その原因の一つがここにも見られる。

問屋側の不実な行為は、明和以後の自由売買制になつても止まず、両者間の紛糾は絶えることがなかつた。その不正を監視し防止するために、生産者や荷主たちが京都に「紅花売買会所」や「紅花世話所」設置運動を展開するのもこの頃からであるが、京都における市場流通に関して、支配的な権力を占めている紅花屋仲間の團結には対抗出来なかつた。しかし、自由売買制の結果は、旧問屋間にも競争意識が発生すると共に、新興紅花商人が拾頭して、相互間の対抗が激烈になつて来て、中には旧勢力の敗亡を見るようになった。その一例を近江屋九郎兵衛に見ることが出来る。

この頃になると、潰れと称する倒産名目による代金踏み倒しの強引さより、やや合法的な支払い無期延期という方法がとられる場合が多くなつたように見える。即ち「出世証文」による支払い中止である。近江屋九郎兵衛は天明頃には大奥御用紅花撰方仲間十二人の中に加わっていた大手筋の紅花商人であつたが、寛政の頃から商売不振に陥り、享和二年（一八〇二）の秋に、谷地の和泉屋（榎）藤左衛門が送つた紅花式駄片馬余の代金九拾兩三步の支払いが出來ず、十ヶ年賦返済を願つている。続いて翌三年の秋に和泉屋藤左衛門と寒河江の安達屋又三郎の両荷印をもつて、紅花込荷五駄を発送したが、その代金一九六兩二分ト銀八匁六分四厘のうち、百兩だけは文化二年（一八〇五）の暮

までに支払うことを約し、残高九六兩二分余をいわゆる出世証文¹⁶にして無期限返済ということにした。その理由は全く「身上不如意」ということで、返済については「私出世迄御延引」という約定であった。

紅花代金借用出世證文之事

一金九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

但シ元金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

内金五拾兩

此度正金御渡申候

又金五拾兩

当丑五月十二月兩度ニ
御渡し可申答別紙証文表

メ差引残り也

右著去々秋大津蔵入之紅花荷物藤左衛門殿御上京被成、御最眞御差函を以私宅江送り込ニ相成候處、去ル亥之極月限売代金売先々請取、且同翌早春目錄表不殘御国元江早速差下し可申金子ニ御座候處、私近年身上不如意ニ付無筋ニ勝手成方江遣込ミ、延引ニ相成、御国元々度ニ預御催促候得共、其後調達も出来兼當惑致居候處、去冬中為御催促御支配御兩人御上京被下御面談、御申訳可仕様も無之、尚又皆済可仕手段も無之、甚不埒之段恐入候得共、已ニ渡世も相休ミ居候程故、身上躰も日々行詰り、一向金子出方も無之、殊更去ル戌年御差荷紅花代金も、格別御憐愍を以十ヶ年賦ニ御取立御願申上置候上ニ而、重々不届成ル致方故、一通之挨拶ニ而ハ御聞済も無之答と、可申上言葉ニも行當り不申、當時如何様ニも致方無之、乍思ひ日数延々相成候處、無謂取込候金子故、町役

方江御願被成、既ニ御公訴ニも可相成段、則御旅宿扇屋正七殿ノ御内意有之、驚入奉存候、若ヤ江戸御出訴ニも相成候而ハ、私家名ハ勿論、町内迄も及難渋候義不軽事、甚以恐入歎ケ敷被存候、依之ひたすら御歎キ申上、書面之通本金之内金百兩都合當年中ニ差入、別紙證文表ニ而御請取被下、殘金九拾六兩式分八匁六分四厘ハ、我等出世候まで御延引御用捨被下、仕合證文ニ而御聞濟被成下候様、大黒屋久左衛門殿御取扱并扇屋正七殿御添言を以御詫御願申上候処、御承知難被成趣之所、厚キ御恩召を以て前書之通殘金ハ我等家名出世迄御待被下候様御聞濟被成下、重々難有存候、誠ニ右金子之義ハ格別之御慈愛を以私出世迄御延引被成下候上ハ、此已來何卒御陰を以渡世相働キ、私家名相統仕不致等閑ニ、紅花問屋ニ而身上行立次第、可成文ケ追々ニも返納可仕候、為後日年延金借用證文仍而如件

文化二年丑二月

京東洞院六角下ル町

紅花代借用人

近江屋九郎兵衛

羽州最上谷地

和泉屋藤左衛門殿

同 寒河江

安達屋 又三郎殿

御支配衆中

この出世証文は別に「仕合証文」ともいう。文政三年（一八二〇）正月に村山屋七兵衛から長崎の柏倉文蔵に宛てた仕合証文は、紅花代金約一一〇兩の借用に対するもので、文中に「自然私貯金等仕不埒之儀御座候ハ、此一札を

以如何様ニモ御取立可被成候」ということを附記している。しかし、これら証文が抹消されずに債権者側に残存している事實は、結局、近江屋や村山屋が債務を果さなかったことを意味する。返済不履行が営業不振の結果であるとすれば、近江屋や村山屋との紅花取引商人は、殆どこういう被害を蒙った筈で、生産地における損害は莫大な額に及んだことであろう。

町方・在方を問わず、豊富な財力と進歩的な企業性を持つ大商人は別として、群小の商人たちの中には、相場の暴落などによって大きな損失を受け、再起不能に陥る場合があったが、取引先の経営不振や策謀などによる代金不払い問題に遭遇して蒙る被害はさらに大きかったであろう。紅花代金はその他の換金作物の収入に比して金額も大きく、秋から春にかけての物資仕込み金に当てられるものであったから、代金の不払いや遅延は決定的な痛手となることは当然である。地方の荷主や商人層に絶えず勢力の交替が見られるのは、単に自身の放漫的な経営ばかりに因るものではなくして、このような相手側の不正不実が原因となることが多かった。

代金支払いに関する紛争は、遠隔地商人にとっては一つの宿命的なもので、敢て紅花の取引に限ったことではない。村山地方における青苧の大商人であった大谷村(朝日町)の白田弥次右衛門の場合を引用すると、文政十一年前後だけでも、青苧の取引きについて近江商人との間に、「荷物途中ニ而差留候出入」、「青苧売懸ヶ出入」、「白苧青苧売代金滞出入」⁽²⁾などが起きているが、何れも近江商人たちの不正強引な謀略による代金不払訴訟であって、荷主やその支配人の監視の行き届かない所に発生しているのである。

(1) (2) 高橋武彦著「高忠古文書叢書—奥羽大河原紅花の巻—」

(3) 著者蔵史料

第三章 紅花商人の成立と発展

- (4) 「大町念佛講帳」
- (5) 大日本近世史料「諸問屋再興調四」
- (6) 丸山茂採録史料
- (7) 著者蔵史料
- (8) 京都府立総合資料館蔵史料
- (9) 山大博物館蔵「最上屋文書」
- (10) 著者蔵史料
- (11) 大日本近世史料前出
- (12) 山大博物館蔵「稲村家文書」
- (13) 著者蔵史料
- (14) 著者蔵史料
- (15) 著者蔵史料
- (16) 横久右工門家蔵史料
- (17) 著者蔵史料
- (18) 著者蔵史料
- (19) 明大刑事博物館蔵「柏倉家文書」
- (20) 著者蔵史料

第四章 複雑な輸送慣行

第一節 羽州街道の駄送

1 山形・大石田間の紅花輸送法

最上紅花を京都その他の上方に輸送するには、羽州街道を大石田河岸まで駄送り、大石田河岸から酒田までは最上川の舟運に託し、酒田から積合問屋の手を経て海路敦賀に送り、ここから再び駄送り、さらに湖北から琵琶湖を渡して大津に着け、京都方面の紅花問屋に到達するというのが、極く一般的な定法であった。この海上輸送法を「北廻り」というが、一見、却って困難そうな北廻り輸送は、途中の安全、期間の短縮、運賃の低廉などの点からすれば、むしろ安全率と経済率の高い方法で、出羽国と上方の交通・運輸の關係は、古來、この北廻りで結ばれて来たのである。ただこの経路で問題となるのは、近世期における最上紅花のみが、大石田河岸まで何故に駄送りなければならなかったのか、そういう方法が何時から不文律的な定法として慣例化したのかということである。

村山地方の主要商品作物として、他国・他領への移出に際し、課税対象となるものは、紅花・青苧・蠟・漆・真綿・荏・胡麻・煙草など一三品であったが、荷之口(番所) 通り切手さえ所持しておれば、その輸送経路に厳しい制限はなかった。ただこの中で、北廻りを利用する紅花のみは、大石田まで駄送りという掟のような慣例があったのである。この慣例に対して、絶えず不満を持っていたのが船町河岸の問屋たちであった。

船町河岸は、最上川の支流たる須川に臨む河湊で、荷の積み下ろしからみれば必ずしも河岸としての好条件が整っ

ている場所とは言い難い。しかし、政治的にも経済的にも村山地方の大場たる山形の咽喉を脆している点で、河岸としての強味があった。天正年間に、最上義光が最上川の一部難所を改修して以来、船町と酒田間の輸送が便利になつたので、山形およびその地方の物資の需給は、殆ど船町を基点として行なわれて来た。そして、正徳二年（一七二二）には公認河岸としての高札も下附されて、大石田と並ぶ重要河岸となつた。

しからば、この頃すでに紅花の駄送が慣例化し、船町河岸からの船積みは禁止の状態にあつたかと云うと、未だそこまでは確定しておらず、船積みも駄送も未分化のまま、荷主や問屋の自由にまかせられていたようである。正徳から五〇数年を経過した宝暦十三年の次の「紅花送手板」二通を見ても、その時の事情によって、両者を併用していたことが証明される。即ち、前者の例は大石田まで駄送しているから、最初の川下げ運賃は大石田の船問屋村岡六右衛門が徴収しているが、後者の例は船町の羽南仁右衛門が船積みしたから、酒田までの運賃を精算し、大石田河岸は手板だけで通過したのである。

(例一) 紅花送手板

天紅印 紅花壹駄

但四箇附壹箇江五百匁袋拾六宛入

(外省略)

ノ三駄

此駄運賃金式両式歩五百文

大石田_ノ為添

第四章 複雑な輸送慣行

(外省略)

羽州山形荷主

宝曆十三年

佐藤長右衛門

未七月六日

大石田 村岡六右衛門殿

(以下省略)

金貳兩貳步五百文受取
内卷步ト五百四拾貳文大石田ニテ引
殘金貳兩ト九百六拾八文 七月八日酒田江下ス

(例二) 紅花送り手板

父〇印

紅花巻駄

(以下省略)

此駄運賃金三歩ト五百文

舟町々相添

(以下省略)

羽州山形荷主

宝曆十三年

佐藤長右衛門

未七月十五日

船町 羽南仁右衛門殿

前書之通り手板金三分五百文
右之内八百式拾文舟町ノ酒田迄運賃掛り物引取ル
残テ金式分ト七百拾文送リ

大石田 村岡六右衛門殿

(以下省略)

船町から積み下した例はその外にもある。最上高湯の紅花荷主齋藤源七が、某未年七月に、三駄片馬の紅花を大津の川口弥蔵に送った際の手板を見ると、運賃金三兩七分のうち、船町の荷積問屋阿部三右衛門が、「船町ノ酒田迄運賃掛り物」として式分五百六拾四文を引いており、大石田の船荷主名がなく、直ぐ酒田の真嶋伝兵衛宛になっているから、船町から川船で酒田に直行したことが知られる。

これより先、宝曆六年(一七五六)に成立したと見られる「運賃定法書」⁽²⁾によれば、上郷積みの品目の中に紅花を載せ、中船老艘の積荷量を三拾五駄と制限し、その運賃を酒田迄一駄につき永拾五匁七分三厘六毛と規定している。これは、当時は明らかに上郷(山形盆地)からの川下しを容認していることを示すもので、前記二例は当然有り得た送法であった。また、寛政十二年(一八〇〇)の稲村家の「紅花仕入目録」を見ると、同家の集荷人であった高楯村の喜七が京都に発送した運賃精算に「紅花四駄分舟町まで駄賃四八〇文大石田迄付賃四メ文」とあるが、これも恐らくは舟町から船積みにしたものであるう。

このように、自由運送が認められておっても、船町と大石田間の最上川は、まだ完全改修が行なわれておらず、特に三難所と言われた碁点・隼・三ヶの瀬などがあって、破船が絶えなかったため、紅花や絹糸のような高価な品は、その被害を避けて駄送するのが多かった。享保十四年(一七二九)七月に、山形の紅花商近江屋作右衛門が定めた

「紅花買目録」⁽³⁾を見ても、紅花武駄に対する運賃金壹兩壹分は「大石田より大津迄」の分であり、「山形より大石田迄ノ駄賃は諸掛リノ内ニ在之由」と、陸路駄送と運賃のことを述べているが、これは、大部分が駄送を主としているから、このことで、船積みが禁止になっていたという訳のものではなかった。

2 紅花駄送慣行の強化

船町河岸からの紅花荷川下げは、その量こそ少ないが、近世後期まで続いたものと思われる。もっとも、最上川の危険性を考慮して、制限々度の三五駄を積む、いわゆる「丸積み」をすることは殆どなく、他の荷物に若干ずつを積み合わせる方法を取り、万一の場合の被害を少なくしようとしていた。

船町の最も有力な問屋で名主兼帯の阿部孫市が、最上川筋難所の自普請を計画したのは天保十一年(一八四〇)である。「右川筋之内、隼瀬は御普請所ニ候得共、急流第一之難場にて、御城米船始難破船多ニ付、国産之紅花・絹糸類高価の品は、右危難ヲ怖れ、丸致壹艘積兼、荷主共一同甚不便利(云々)」という理由から、大石田川船方役所に願ひ出て許され、同難所の掘削り・瀬深い・石倉築立などを、船町河岸の自普請で行なった。その結果「山形商人共仕入紅花・絹糸類上方筋に為差登候分、船町河岸より酒田湊江差下候様相成、紅花荷物も丸積無差支、年々川船方御役所御定法之御書付ヲ以致川下」ことが出来るように改修されたのである。

次いで幸いなことに、天保十三年(一八四二)五月に幕府が令示した物価引下げの「申渡」⁽³⁾の一項に「河岸場之儀、是迄仕来ニ不拘、何れ之河岸場成共、都合宜敷場所ニ而船積水揚げたし、運賃諸掛リ相減候様可致候、若故障之筋有之候ハ、可申出候」と、河岸場の自由開放がなされたのである。この申渡は同年七月に村山郡内の代官所から各管内に令達された。河岸開放の目的は、言うが如く運賃や諸経費の低減による物価の抑制策であったから、駄送より川下

げの方がその目的に適うことは言うまでもない。かくして、場所の便・不便に従い、荷主の都合によって、勝手次第の送法によることが法的に公認されたのである。

しかし、これに対して利害相反する陸送継立宿駅から、反対陳情の出たことは当然である。即ち、羽州街道の天童・六田・宮崎・楯岡・本飯田・土生田の六ヶ宿は、「紅花荷物、船町村々川下ヶ相成候而は、村々諸御継立之助成無之」旨を申し立てて、川下げの件に承伏しなかった。この問題を重視した大石田川船方役所では、弘化四年（一八四七）の五月に、船町から紅花荷川下方を願い出たのに対し、「紅花丸積は勿論、其筋ニ而品替ニ而も、船積川下之儀は故障筋有之間、差控候様」にとの申し渡しを出した。これに驚いた船町側は、勘定奉行の松平河内守に訴願したり、関係支配代官に願書を提出したり、或は領主堀田備中守役場の添翰をもつて、尾花沢代官所に願い上げたりした結果、嘉永二年（一八四九）四月中に漸く両者の熟談内済すべき旨を仰せ渡された。しかし、宿場側はこれに応じなかつたため、船町側は同年九月に寺社奉行所に対して訴願を執行するに至つた。

（前略） 駅場・河岸共御用筋相勤候は相互之儀ニ而、既ニ今般も山形御城御詰米大石田河岸ヶ船積、船町河岸ニ而致水場、山形迄駄送仕、多分之御用筋相勤候儀ニ御座候、依之紅花ニ不限都而商人諸荷物孰ニも一方江片寄候而は、荷主共甚不弁利ニ而、自諸品直段ニ相響、國中衰微之基と奉存候、一体国産十三品は御役水上納仕、川船方御役所ヶ御定法之運賃御定書も有之、然ラ紅花荷物ニ限、相手之もの共故障申立候は何共難心得奉存候、此儘拾置候而は荷主共不弁利ニ相成、往々は船町村船津助成ヲ失ひ、一村相続方ニ拘誠難渋至極仕候間（中略）、船町河岸ヶ紅花諸品与積合差下候儀は勿論、荷主共任望、紅花丸積ニ差下候共、相手之もの共聊故障不申立、荷主共弁利ニ相成、船町村一村無難ニ永続相成候様、被仰付被下置度奉願上候

この難渋出入の相手方は、六ヶ宿の間屋代表たちで、天童の儀兵衛、楯岡の茂右衛門、六田の弥平次、宮崎の善兵衛、本飯田の与右衛門、土生田の甚九郎の六人になっている。これらの代表に対して、嘉永三年二月十三日に評定所に出頭して対決すること、並びに返答書を提出することの差紙があったので、土生田村の甚九郎が代兼人となって、返答書⁽³⁾を評定所に差出した。次にその要点を見よう。

先ず、六ヶ宿は奥羽下筋の往還で、御朱印御用の御方様を始め、下筋大名拾頭様およびその御家来、或は諸寺院様などの継立場であると、羽州街道の重要性を強調し、それにもかかわらず、「駄場地子御免許、或は助成御手当一切無之」と、宿駅は全く犠牲的業務であることを訴えている。しかもなお、宿場経営を継続し得る経済的理由について、「全国産之商人荷物駄送之潤益を以勤続罷在、同郡山形ハ大場ニ而商人數多有之、右紅花荷物例年村山一郡ハ凡千駄余も駄送之内、八分通ハ山形ハ荷物ニ而、古來ハ天童外五ヶ宿を継立、大石田川岸迄駄送仕来、同所ハ船積、同国酒田湊に運送ニ相成候旧例」で、これら諸荷物の運賃が唯一の収入であることを申し立てている。

第二点は、船町の荷主孫市の謀計を非難していることである。即ち孫市は、天保十五年（一八四四）中に山形の商人たち及び大石田の久太郎らと相計り、大石田川船方役所に紅花下しの乞船を願ひ出たが、代官大貫治右衛門はその可否について糺された。その際、大石田荷宿と各宿場荷宿が挙って反対したため、「尤之筋ニ御聞受被成下、紅花乞船ハ御差止、先前之通陸送り仕候様」にとの決定が下された。しかしその後、尾花沢代官の更迭があり、御用混雑を好機と見た孫市は、再び久太郎と申し合わせ、新代官石井勝之進に再願いたし、遂に「以来、船町村ハ紅花乞船差向候間、其段間屋共江申達候様」天童・楯岡の領主役場に代官から文通するという段階にまで成功した。六ヶ宿では直ちに反対陳情を行なったが却下になったので、天童宿間屋太左衛門と土生田宿間屋甚九郎が出府して、奉行所に歎願したり、尾花沢代官所に調査方を願ったりした結果、「御取調之上被仰付候は、仕来之助成ニ放れ難渋之趣相違も無之

御聞受被成、「右一条は、其筋江伺立之上御沙汰可有之候間、夫迄ハ巳年（弘化二年）巳前之通、船町河岸ハ紅花積入之乞船御差止並外荷品ニ而乞船いたし、荷替と号ケ紅花積込候儀も決而不相成」旨、各宿場及び船町に通達されたる旨を明かにしている。

第三点は、孫市は天保十三年に隼瀬の改修を行なつて、通船の難場を除いたと称しているが、この工事自体が困難なことで、その後間もなく改修箇所が破損し、通船には却つて迷惑になっている状況のため、紅花は総て陸送を本態としてゐる。また、天童宿から大石田までは僅々六里の行程で、彼等が言うように川下げ運賃より高額であるといふようなことはない。

第四点は、紅花運送の時期の問題に触れ、「紅花荷物は、大石田船積仕法は同所ニ着荷次第順ニ積入候間、何れも差急之儀ニ而、六月下旬々七月中盛、八、九月迄繼立」ている。しかるに、大石田より上流はこの時期が湯水期に入るので「例年湯水の砌ハ、川筋ニ而幾日滞船致候哉も難斗、依之商人ども往古ハ駄送り」して来たのである。

第五点は、宿駅場今後の存立問題を取り上げ、「最上山形之儀は奥羽第一之場所ニ而、諸国之商人入込、諸色売買有之、紅花を始上下之諸荷物数多有之、右駄送り之潤益ハ宿方第一之助成ニいたし、御伝馬相勤罷在候儀御座候処、今般船町村新規川下之目論見は、孫市一人之貧欲ハ事発り、六ヶ宿数万人は勿論、郡中一統之困苦ニ相成候仕業」で、心外至極である。

返答書は凡そ以上の内容を上げて陸送の妥当性を主張し、船町側の訴願は全く「国産之紅花荷物古来之例を崩し、宿継相止、船町一手ニ潤益引受、郡中諸民之愁傷不顧新規目論見」と非難し、旧来の仕来たり通り、紅花荷は総て宿駄送りとし、川下げは一切致さざるよう仰せ付けられたいと、次のように返答書を結んでいる。

(前略) 前々々紅花荷陸送仕来之儀、山形問屋役人相弁ひ居、実以右之助成ニ相放れ候而は、宿場相続も難相成、既ニ相手六ヶ宿六田・宮崎・楯岡者、全繼立之ため困窮仕詰、宿役相勤兼候段歎願仕、去ル卯年中(天保十四年)引統出府罷在、当時久須美佐渡守様御掛御吟味中ニ而、六田・楯岡問屋兩人在府仕候次第ニ而、此上宿方潤益ニ可相成国産荷物新規ニ川下等相成候而者、弥益窮迫ニ陥リ、六ヶ宿とも離散退転等之もの多出来、往々人少及亡村候外無御座、第一御伝馬御用御繼立之差支ニ相成候者眼前之儀ニ而、重々歎敷難儀至極仕候間、無余儀今般返答書を以奉申上候、何卒格別之以御慈悲、前書廉々逸々御憐察之上、訴訟方江御利解被仰聞、国産之紅花荷物へ、旧例仕来通宿々駄送りいたし、以来一切川下ケ不致様被仰付被下置度偏々奉願上候

嘉永三戌年二月

宿方六ヶ村

天童	義兵衛
六田	弥平治
宮崎	善兵衛
楯岡	茂右衛門
飯田	与左衛門
土生田	甚九郎

右五人は煩ニ而代兼

御評定所

この難渋出入については、当局が直ちに裁断を下すに苦慮すべき問題が含んでいた。即ち紅花荷の輸送が何れの一方をとるも、由来、法的の確たる根拠があった訳のものではなく、宿駅側でも認めているように、単なる旧慣に過ぎなかった。しかもそれが駄送中心の送法になったのは、最上川という自然の影響によるものが大きかったのである。従って、最上川の危険が除去された理由をもって、船町側から紅花荷積みの乞船が出されれば、川船役所としては、それを拒否する理由は無かった訳のものである。ただ奉行所や代官所で、訴願の度に中々明確な裁断が出来兼ねたのは、宿駅側が言うように、紅花荷の駄送量が減少することは、おのずから宿駅の疲弊を来たすこと、そのことがやがて「御伝馬御用御継立」という重要宿場業務に支障を来たすことと、船町側が主張するように、運送は荷主側の希望に任すべきであるという天保十三年の幕令の間に立たされた苦悩があったものと思われる。

この論争の結果はどのように解決されたであろうか。恐らくは双方の熟談内済という形で終わったものと思うが、その内容を知り得る史料は、現時点ではまだ見つからない。或は、宿駅側の申し立ての方が有利に展開したものであろうか、その後に至っても、船町側の出訴が続けられた形跡がある。但し、要求事項を緩和し、川下げ量に制限を加え、しかもその代償として、一駄につき三〇〇文ずつを宿場方に差出すという新しい提案のものであった。慶応二年（一八六六）四月に寒河江代官の更迭があり、三宅鑿作代官が山田佐金次代官に替った際、三宅代官の元手代野田金之助から、山田代官の新手代小原又十郎に出した申送書「大石田川船役所事由」の中に

船町より紅花丸積ハ不致、老年百四拾五駄に定、其余五駄迄ハ勸弁、尤尅駄ニ付三百文ツツ宿方江差出候旨出訴内済一件引渡ニ付、尚又引渡申候

とある。この内済が成立した年代は不明であるが、年間の積み合わせ紅花荷として、一四五駄に限り、記載されてい

る条件をもって内済した証拠書類を、新時代に引き続いたものであろう。これをもってみても、紅花荷は駄送に限るという確然たる規程は遂に設定されなかつたものと思われる。

3 新河岸設置問題

六ヶ宿の紅花陸送独占化の傾向に対抗する積極的な川下げ運動は、この船町が行なったものが最初であったが、その前にも二、三の新河岸設置計画と、それによる紅花の船積み問題を起して、宿駅側と紛争を惹起した例がある。その一つは野田河岸事件であり、一つは境ノ目河岸事件である。

前者は天保三年（一八三二）に、野田村（東根市）の名主前田新蔵が、従来の野田船場をもって河岸場に変更し、「商人荷物同村往来継立并船積問屋」を経営したい由を東根代官所に出願したものである。この件については代官所も新規事業として重視し、同年十二月に大石田川船会所に「船方ニ而差障リ無之哉」の旨を問い合わせたので、これに驚いた会所では、大石田河岸の船持問屋一人を招いて意見を聴取した。その後の経緯は明らかでないが、翌四年四月に出た結論は、紅花や青苧のような急を要する荷物は、滞荷になる恐れがあるので、新河岸の設置は反対といふことであつた。

京着急荷物ニ而、式三駄ツ、も買取荷造り次第、才料相添早々大石田送りニ相成候間、留置候様成儀決而不相成（中略）、紅花・青苧ハ勿論、差急候荷物野田村ニ而蔵入いたし、壹艘成まで留置、乞船奉願上候而、酒田湊へ積下候様成取斗、決而不相成（云々）

しかるに、代官所は滞荷になつては支障のある荷物以外は、若干の積み下しを認めたものであろうか、同年六月

に、東根附郡中惣代横尾正作が、「今般、同村（野田）名主新藏方ニ而、商人荷物同村往来継立、并船積問屋之儀御伺之上、御役永上納、御下知済被仰付候」旨を管内原町以下二六ヶ村、外に谷地郷に通報すると共に、同地方から酒田下しの商荷物は、新藏方へ送られるよう廻状を出している。これに対し、関係宿駅たる楢岡・本飯田・土生田の間屋および村役人から、強い反対の起きたことは当然で、同年八月に尾花沢代官所に新河岸の徹廢陳情が行なわれた。その趣旨は「当国最上川之儀ハ、諸荷物揚おろし河岸場、舟町・大石田・清水之三ヶ所ニ、往古々取究罷在」る所である。また、「村山郡宿々之儀ハ、定助郷無之、尚又、御料御私領共、御上様々宿役御免除聊無之、全商荷継立賃銭之潤沢を以相統」して来たのに、宿継立て下し荷の主要な部分を占める煙草や紅花が川下りになっては、「私共宿場相統難相成」、「自然、御伝馬継立方行届兼、遅滞可致儀歴然」であるから、「新規野田村問屋之儀ハ御免被下、格別之御慈悲を以、年来有来通ニ被成下置、宿方相統相成候様」と言うことであつた。

このために、野田河岸の新設と問屋の設置は中止となり、宿駅駄送のことは一応保護されたが、天保十四年（一八四三）にもう一つ新しく川下り下げの問題が発生した。即ち、幕府から「御改革ニ付、御国益其外奇特筋有之候者可申上旨」の布達が発せられたことを機として、阿部能登守領（奥州白河）山ノ辺陣屋附楢岡村の名主九左衛門が、隼瀬の難所における舟運の安全を守るという口実を以て、瀬取船三艘を造立し、式艘をその附近の隼上に、壹艘を境ノ目に常備し、瀬取り業務を開始したいと尾花沢役所の大貫代官に願ひ出た。しかもその条件として上げていることは、

- 一、三艘ニ而瀬取り下、元船荷軽ニ下舟為致
- 二、当御支配所御廻米之分は、無運賃ニ而瀬取仕
- 三、外御支配郡中之分は、頼茂有之候は、安運賃ニ而瀬取仕
- 四、御私領売荷其ま、頼ニ任せ、相對運賃申受

五、上下舟々瀬取仕、右は隼瀬ニ限り相用候而已ニ而、積荷通船等不仕

六、瀬取為非常と、境ノ目河岸へ荷揚場補理置、船頭共右場所江住居為致置候様仕度

という、凡そ六項目であった。この制度が許可になれば、願人が言うように破船の憂いが無くなり、商荷の運送も迅速となり、ために、諸色の値段が低廉になることは確実であった。

しかし、これらの諸条件、わけでも第六項に対する宿場側の見方は全く異なっていた。この年の十月に土生田・本飯田・大石田の間屋・名主および右村々の船方総代等一九名から、尾花沢代官所に提出された反対陳情書(註)によれば、この計画は、将来、境ノ目に河岸を設置し、荷揚場・継立場にしようとする意味を内在しているもので、それが実現した暁には土生田村と本飯田村は宿駅場としての生命を失い、大石田は河岸としての機能が低下する懼れがあると述べている。結局はこの申立てが認められて、九左衛門の計画は不成功に終わった。

(前略) 兼而風聞有之候ニハ、楯岡・天童・山形辺之出荷物者、楯岡名取村江継立、同村之境之目河岸江運送致、且又酒田之登り荷物之分ハ、右河岸ニ而水揚致し、同所名取村人馬ヲ以楯岡宿江駄送致し、往々者同所ニおゐて上下之諸荷物請払候所存ニ無相違相決候(中略) 内実者一己之私慾ニ抱り、商荷物ヲ重ニ受払仕候所存ニ而取巧ミ候儀ニ相違無御座候、然ル所、九左衛門願之趣御取用ニ相成候而ハ、両宿之潤益ニ可成上下之商荷物一切無之罷成、駅場相続ニ相抱り、自然御継立之御差支ニ相成候ハ歴然之儀ニ而、甚以難涉至極、歎敷奉存候(後略)

以上二つの例は、船町の計画やその目的より規模内容こそ小さいが、上郷の主要物産たる紅花・青芋・煙草など、いわゆる商人荷物の輸送ルートたる、宿場継立てという既存の権益に脅威を与えたものであった。こういう対抗的な

河岸や問屋の新設運動は、単なる利潤の追求ということだけでなしに、その裏には、宿場における専權行為に対する反撥のあったことも見逃がせないであろう。

宿場による陸上輸送の独占的傾向が強まるにつれ、寛政期頃には既にその弊害が現われて、世上の批判もあつたと見え、寛政七年（一七九五）の四月に、宿場問屋自体が「宿々申合議定之事」⁽¹⁾を作製して自肅を申し合わせている。その冒頭に「往還上下之諸荷物、於宿々不取斗之筋有之候而ハ、相互駅場之不益」の旨を述べ、宿法として第一に駄賃の高下を改め、私に引上げて過錢を取らないこと、第二に祝儀・酒代など決して強要しないこと、第三に理由なくして荷物を差し留めず、早速継立てること、第四に荷物に痛みなど生じないよう、随分手厚く取り扱うことなどを中心として、なお若干項目を決定しているが、これらは裏を返せば、兎角の世評を受ける対象となつて自己を自肅しようとしたものである。

この議定の最後に「宿々打寄此度一同申合、堅議定任一札取替候上ハ、以来役替ニ相成候共、後役江申送り、何様之儀有之候共、急度無忘却堅堅相守可申候」と確約しているが、長い間には再び不当行為が生じて来た。それに対する積極的な対抗措置として、前記のような問題が生じたものと思われる。なお消極的な対抗手段としては、次に述べる脇道輸送の問題も発生するのである。しかし、その度毎に宿駅側が反対陳情をしているように、彼等には諸侯の御伝馬継立てという有力な業務があつたため、問題は常に彼等に有利に解決され、山形から大石田までの陸上駄送法が保護されて来たのである。

4 脇街道駄送の禁止

山形と大石田間の紅花荷陸送の旧慣は前項の通りであつたが、宿場継立という輸送法の独占には、長い間に弊害も

生じ、それに伴う問題も発生し易かった。ここに述べる脇街道の駄送事件なども、注目すべき現れである。

言う所の脇街道とは、谷地（河北町）から横山（大石田町）に至る街道で、最上川を挟んで、東側（右岸）を走る羽州本街道に対し、西側（左岸）を通るいわゆる西部街道である。この街道の起点に当たる谷地も、末端の横山も、共に最上川に臨む河港でありながら、諸物資の積み下ろしの出来る河岸としての機能は公認されていなかった。従って、西部街道に沿う村の移出入物資は、総て谷地から対岸の六田村を経て、羽州街道を宿駅継立の方法によらねばならなかった。これは甚だしく迂回路になるので、運賃が嵩むのは勿論、時間的にも少なからぬ無駄のあったことは言う迄もない。ここに、脇街道による抜け荷の問題が発生した根本の原因がある。

この問題が表面化したのは寛政期頃からで、抜け荷の増大に困った本街道宿場の継立問屋たちは荷主たちに掛け合つて、旧慣によるべきことを納得させ、寛政七年（一七九五）の「宿々申合定之事」⁽¹⁴⁾の第七項に

大石田揚山形行木綿小間物等、当宿々相通候所、近年不勝手之儀を以、新規横山通運送ニ相成候段、宿々迷惑之極を以、荷主中江相頼、前々之通、此以来当宿々相通候積り相成候上ハ、右議定之通、急度後年ニ至迄、不取ほこれ様可仕事

と議定している。これによれば、大石田河岸で荷揚げした商荷の中には、本街道を通さずに、脇街道を横山から谷地・長崎と、臨時の稼馬をもって山形に運送するものがあったことが窺われる。

この議定事項は、荷主たちの了解を得た上で締結されたものであったが、その規制力が薄弱であったと見え、抜け荷は一向に止むことなく、その後間もなく、大石田河岸の荷宿六右衛門というものが商人共と語らい、再び脇街道駄送

を始めたばかりでなく、ますますその傾向が強くなり、ために、宿場の立馬なども年々減少し、御伝馬御用も差支える状況になった。これに困惑した宿場では、享和二年（一八〇二）に総代を出府させ、この事情を訴えた結果「御糺明之上、弥々脇道ニ相違無之趣是非相決シ、然上へ、以来走駄たりとも右脇通りは差通し候義不相成之御旨、種々御重キ御理解³」を受け、内済々口証文を提出することにより、西部街道は脇街道として、上下荷の駄送は公的に禁止となったのである。

それでもなお、大石田村荷主惣右衛門と谷地方面の商人との間に抜け荷駄送が依然として行なわれ、途中村々の駄送馬方が暗躍しており、文化元年（一八〇四）及び翌二年には、街道に張り込んでいた宿場派遣の人足のために、それら抜け荷と惣右衛門からの送り状が差し押えられ、同年七月に江戸奉行所に訴えられるという事件を惹起する等、脇道駄送問題は中々停止せず、両街道の商荷駄送権をめぐる紛争は続いた。しかし、これらの事件は何れも脇道側の不法行為で、関係支配庁は宿駅側の申し立てを正統と認め、その保護の態度をとっている。

脇街道抜け荷事件は、必ずしも上郷登せの普通商荷のみに限ったことではなく、上谷地方面で集荷された紅花荷の駄送についてもしばしば問題が発生している。その代表的なものは享和二年（一八〇二）と文化元年（一八〇四）の二回に亘り、谷地荒町の紅花荷主たちが、この街道を駄送して大石田に持ち込む途中、宿駅側の見張人に発見されて差し押さえられ、遂に江戸訴訟となった問題であろう。享和二年の事件当時の判決で、この道は既に脇道として、上下荷物共に駄送禁止になっていたにも拘らず、谷地側商人の解釈として、文化二年の訴訟では「横山通り下り荷物之儀者、手飼之牛馬人を以附通り候義ニ差構者有之間敷」旨を申し立てたが、この事件の審理に当たった幕府勘定奉行松平兵庫頭の判決は、谷地側の主張を退け、「国産荷物脇通り持送候段不埒ニ付、以来宿々駄送可致」ということで、文化二年八月に双方済口証文を取り替わして落着いている。その済口の大要は次の通りである。¹⁶

(前略) 川西横山通之儀者脇道ニ相決候上者、上下之差別無之事ニ付、以来谷地郷々川西横山通り都而大石田江
 荷物附送り候義者決而不致、六田・宮崎当番宿々差出、夫々順々ニ宿々を大石田へ上下共継送候筈熟談仕候上者、
(文化元年)
 去子年子年中差置候紅花荷物六箇者、帰村之上早速相返候筈ニ而、双方申分なく熟談仕、偏ニ御威光と難有仕合
 奉存候(云々)

しかしこの問題は、不法駄送をした谷地の紅花荷主と、それに異議を申立てた六田以下の五ヶ宿の間に成立した渡口で、脇街道全域に亘る商人たちとは無関係なものであったから、その効力においては必ずしも強いものではなかった。そこで五ヶ宿側では、この渡口内容を各村にも確認させることによって、脇街道利用の勢力を押さえ、宿駅場の権利を確立しようとし、渡口証文を村々に廻送して、披見方を求めたのである。この要求を受けたいわゆる上谷地郷の庄屋たちは、地域産業と運輸交通の発展を規制する恐れがあるとして、加印することを差し控え、新庄藩北口代官小野宗右衛門に意見を窺い出ている。⁽¹⁷⁾ その結果は明らかでないが、管下全庄屋の承認拒否であったから、代官も恐らくは強制的な指令は出さずに終ったものと思われる。

この問題の成否は別として、名主たちが挙って反対の意向を示したことは重大である。もちろん、実質的な理由としては、一旦加印すれば「御百姓共手作之産物手荷物等附送り候儀も六ヶ敷相成」という点にあったが、むしろ「此方村々右出入一件ニ付相抱候儀無之事ニ御座候」という点が見逃がせない。これは拒否の正当性を強調しているものであるが、その真意を探るに、加印することによって脇街道の輸送に関する一切の発言権を失なうことを恐れたための態度であったものと思われる。このように、運送制度の不合理に対する反対意見は強かったのである。

乍恐以書付御内意奉申上候

東通り六田村の土生田村迄五ヶ宿問屋共申懸り候、去子年御料荒町村巳之助と申者紅花荷物被押候ニ付、江戸出訴ニ罷成候所、此度相濟候由ニ而濟口証文持參致、披見印形致具候様ニ申懸り候。然ル処、此方村ニ右出入一件ニ付相抱候儀無之事ニ御座候得者、趣意違之様ニ奉存候間、印形可仕筋無之事と奉存候。右証文江披見印形致候得者、此以後御百姓共手作之産物手荷物等附送り候儀も六ヶ敷相成可申与奉存候。左候得ハ村ニ甚不益ニ罷成歎ケ敷奉存候間、此段御窺申上度、乍恐御届奉申上候、則濟口証文写奉差上候 以上

九月

吉田村庄屋	渡 辺 良 助
岩木村庄屋	安 達 東次郎
湯野沢村庄屋	海老名 権 藏
樽石村庄屋	斎 藤 久 次
長善寺村庄屋	笹 原 祐 助
大久保村庄屋	井 沢 庄右衛門
新吉田村庄屋	鹿 野 武右衛門

小野宗右衛門殿

こういう名主たちの危惧は、その後間もなく事実として現われて来ている。即ち、文化三年（一八〇六）に、山形の紅花集荷人と思われる伊兵衛・彦兵衛の二人が、上谷地郷内の天神湯野沢村の政右衛門および茂右衛門を仲買人として、同地方から集荷した紅花荷を、この脇道たる西部街道を駄送して横山村の太郎兵衛方に附け出し、そこから対岸大石田の荷問屋に送ったことがある。もちろんこれは規定を破った不法駄送であるから、大石田側では強硬に荷受けを阻み、「仕来り之通り、順々宿々々継立可申旨ニ而被差戻候ニ付」、太郎兵衛は「横山河岸船積み川下いたし度、

大石田川船御役所江乞船願出候得共、紅花荷物乞船之例無之ニ付、御差向ニ不相成¹⁸⁾仕来たり通り宿場継立て送りにさせられるという事件が起きている。この事件で新たに注目すべきことは、横山の商人が脇道送りに荷担していることで、これは、脇道利用を強化することによって、横山河港の発展を企図していることが窺われる。

河西地方の紅花の主要生産地は谷地で、干花集散の有力な在郷市場でもある。この谷地を基準として紅花の駄送距離を見ると、横山までは五里半、野田經由にして大石田までは八里ある。仮りに、河西地方における紅花生産の極限を白鳥とすれば、白鳥―谷地―野田―大石田のコースは実に十一里に近く、白鳥から横山までは僅か三里しかないのである。にも拘らず、十一里の道を迂回して荷送りしなければならぬことは、徒らに労力と駄賃と雑費が嵩まり、それが紅花直段に影響することは当然である。

もともと、この街道は脇道であっても、谷地郷とその領主戸沢氏の城下たる新庄との公用道路で、藩主が江戸と往來する時にはしばしばここを通過している。そのために、谷地・白鳥・富並（駒井）・横山などは脇道とは言いがら宿駅としての性格を備え、新庄藩庁から「人馬等其外継立物賃銭御定法書之御制札」も頂戴しているのである。しかし、幕府の奉行所は、羽州本街道の各宿場の任務の重要性や、その勢力に押されて、大石田河岸で集散される上り下りの商荷は、本街道駄送をもって定法としたのである。六ヶ宿の弊風はこの独占権から生ずる。享和から文化にかけて起きた脇道駄送の問題は、駄賃の嵩みという経済的なことの外に、この独占権に対する反抗の現われで、船町の川下げ問題とその規を一にしたものと思われる。

それは次のような事実でも窺われる。谷地は最上川岸に成立した地方的商業の町であるが、制度的には御廻米を積み出す単なる船場町で、前述のようにいわゆる商荷を積み下ろしする河岸場ではなかった。天保十三年の幕政改革に際し、河岸も船場も自由解放された当時、谷地の商人たちは「船積水揚ケ之儀、川岸に不拘、何方へ成共揚ケ候様

被仰渡候」¹⁹⁾と、新制度を歓迎し、それ以来、酒田から上る上方物資や北海物の水揚げや、地元物産の荷下げが漸く頻繁になったが、谷地の紅花荷問屋たちは、川下げの危険を避け、或は濡れ荷を来たし、品質の低下することを恐れ、谷地船場から紅花を船積みすることは殆ど行なわず、対岸の野田―郡山を経て六田宿に出し、そこから正規の宿駅駄送を行なっているのである。脇道駄送が違法であるとすれば、この送法は最も安全であった。距離が近くて低運賃だけが脇道駄送の理由であるとするならば、川岸開放以後は、多少の危険はあっても川下げをした方がもっと有利であった筈である。それを敢えてしなかったことから考えれば、脇道問題を再三惹起している心底には、六ヶ宿に対する反抗が強く動いていたものと見なければなるまい。

5 宿駅継立に関する諸規定

山形から大石田河岸まで陸送するには、前記のように六ヶ宿を継立てるのであるが、こういう宿駅には駄馬をもつて運送業を営む荷問屋が設置されていたことは言うまでもない。天保末期頃の代表的な問屋は天童の儀兵衛、六田の弥平治、宮崎の善兵衛、楯岡の茂右衛門、本飯田の与右衛門、土生田の甚九郎などであり、何れも経済力と政治力に富んだ人々であった。楯岡の茂右衛門の如きは問屋と名主役を兼帯し、しかも古来本陣も勤めていたし、本飯田の与右衛門もまた名主を兼ねた有力問屋であった。これらの外にも一宿駅に数軒ずつの問屋があり、文化年間の例でも六田の忠兵衛・清次郎・惣十郎、宮崎の三十郎、楯岡の忠次郎・九兵衛・長右衛門、本飯田の卯右衛門、土生田の市郎左衛門・喜六などを上げることが出来る、

これらの宿駅場は、全く「商荷継立賃錢之潤沢を以相続」している所であり、楯岡の如き大場は「諸家様御休泊無之候而ハ、駅場之潤沢聊茂無之殆窮迫」する性格のものであったから、運送の機能の整備と、権利の確保には常に気

を配っている。前記の船町における川下げ計画に対する反対、或は脇道輸送に対する禁止請願運動など、総て宿駅の経営を保護し強化するためのものであった。宿駅には問屋を中心として多くの馬指と馬方が住んで実務に当たっていたので、それらの生活を保護し、宿駅場全体の繁昌を図る上からも、問屋方は権利の擁護には真剣であった。もちろん、所管幕藩庁においても問屋の存続については善処しているが、各問屋間においても相互に連絡を保ち、しはしば協議を遂げて、勝手気儘の所業は許さなかった。

寛政七年（一七九五）四月に、六田・宮崎・榎岡・本飯田・土生田・尾花沢などの諸駅場問屋が相協議し、宿駅議定書として取り替わした「宿々申合議定之事」のことなどはその好例である。当時は既に宿駅としての機構も確立し、上郷登せ商荷の大部分と、紅花など上方送りの高価な商品は、大石田の河岸を集散地として、陸送が行なわれていたので、宿駅の運送独占の傾向は、それに伴う弊害の発生を濃厚にしていた。このことが、やがて上郷からの川下げ問題や横山からの脇道輸送という問題を誘発する要因にもなったので、宿駅側ではこの傾向を重視し、「往還上下之諸荷物、於宿々不取斗之筋有之候而ハ、相互駅場之不益ニ付、此度宿々打寄一同評議之上、取締り方堅議定仕、宿々江一札取替、万一心得違ひにて議定に違背する宿駅があつた場合には、「急度不取置掛合可申」ことを確約したのである。その議定内容は、前文と後文を除いて九ヶ条に分かれているが、一般から批判の対象となり易い従来悪弊の矯正については、

- 一、「於宿方駄賃高下相改、無甲乙様」に、距離に応じて規定の料金を要求すること、
- 二、「祝儀酒代等決而貫掛ケ申間敷」旨を、馬指や馬士に堅く申付けること
- 三、「無謂之儀ニ而、荷物差留置候儀曾而不可致」、その日のうちに着荷するよう継立てること
- 四、雨覆の無い荷物や俄か雨の場合でも、「荷物痛等無之様」取り扱うこと、不注意によって痛損荷の生じたと

きは弁金のこと

五、横山通りのような脇道運送は固く禁じ、「前々之通、此以来当宿々相通り」、繼立て運送を厳守することなどを重要な内容としている。

この議定に際して、別に道法による駄送運賃も協定事項として示されたが、その史料はまだ見つからない。文化十三年（一八一六）九月に、宮崎・榎岡の兩駅間屋が、駄賃増額のことを支配代官所に願ひ出した文書に、「当郡駄賃平均壹里ニ付、本馬壹疋江三拾四文、軽尻壹疋江廿三文、人夫壹人江拾七文位之当りニ而申請（云々）」とあることから察するに、御用荷物運賃規準たるこれに比較すれば、商荷は若干高率であったと思われる。

この年の定法運賃の増額（五割増）運動は、村山郡内の各間屋ともそれぞれの支配所に対して行なつたが、その主たる理由は「以前之兩替錢四貫文程之処、追年錢下りニ而、当時七貫式百文之兩替ニ御座候、夫ニ准シ、百姓之買立物木綿・古手・衣類等、或ハ馬沓・わらち之類迄、諸色之物高直ニ相成」、増額改訂が行なわれない限り、繼立て困難に陥るということであつた。この請願に対して、翌々文政元年（一八一八）の五月に至つて、「当寅々来ル午迄五ヶ年間、三割増」と仰せ出されたのである。五ヶ年を経た文政五年にこの規定がどのように変更されたか不明であるが、文政七年（一八二四）の御用留記録によれば、本飯田から大石田迄本馬六六文、軽尻四九文、土生田から大石田迄本馬三八文、軽尻二七文になつているから、本飯田・土生田間は本馬二八文、軽尻二二文となる訳で、前記の定法駄賃との間に相当の差がある。しかし、その理由は明らかでない。

本飯田の安達家文書に「儀掟定帳」というのがあつた。弘化二年（一八四五）九月に、

各区間定法駄賃（文政元年）

区 間 距 離	榎岡～六 田・宮崎	榎岡～ 本飯田	本飯田～ 土生田
	1里0町	1里5町	1里18町
人 足 1 人	錢23文	錢27文	錢35文
本 馬 1 駄	錢47	錢53	錢69
軽尻馬 1 駄	錢31	錢35	錢47

（北村山郡史）

各問屋で協定した商荷者駄に対する運賃が記入されている。それによると、耆里区間の運賃は、上り下り共に錢四三文で、その内訳は問屋側が三〇文、馬指払いが一三文という規定であった。幕末頃の商荷の運賃は、恐らくこれが規準となつて行なわれたものと見られる。

前記寛政七年の議定書で協定された祝儀や酒代禁止の理由は言うまでもないが、中々跡を絶たない悪弊であった。この街道には馬見ヶ崎川・立谷川・乱川のような大河を始め、幾つかの川があり、殆ど架橋していなかったから、徒渉以外には方法が無かった。仮りに架橋があつて見ても、漸く人の渡橋に堪える程度のもので、駄馬は徒渉しなければならなかつたのである。安永元年（一七七二）の十一月に山形宿と天童宿の間屋が長町村（山形市）の野呂川架橋について、「其村野呂川にて往来諸荷物度々怪我致し、馬持共難儀に及び候に付、馬渡り仮橋掛申度段相願候（云々）」⁽²³⁾と、長町村役に願ひ出ているが、このような小川にすら、駄馬のわたり得る橋はなかつたのである。従つて、そういう無橋河川ではややもすれば法外の渡河賃が強要され勝ちであつた。

紅花のような、特に濡れ痛みを恐れ、しかも急を要する荷物に対しては、川越錢と称して強要する場合が多く、禁止事項になつていても、後世までこの弊風は止まなかつた。文政十一年（一八二八）八月に、関根（関沢）の鈴木刑左衛門、新山の武田与兵衛、山形三日町の高橋四郎兵衛、同小林六之助、天童の甲勘助、同近藤新兵衛、同浅野三郎兵衛、六田の惣十郎、同伝右衛門、宮崎の三十郎ら、渡河箇所のある宿場の問屋代表が、それぞれの所轄所領役所に對し、渡河に関する取締方の願書を提出している。関根問屋鈴木刑左衛門文書によれば、法外の川越錢は当然紅花代金に加算されて高値になるので、問屋としては引き合はず、このことが止まない限り、扨なく船積み川下げの方法を考へざるを得ないといふのである。

仙台紅花笹谷越えにて、関根を経駄送致したる處、関根・宮崎間川筋多く、就中、宝沢川・乱川に差懸れば、聊の水にも大勢寄集りて手伝、格外之川越錢ねだり、従て元揚高値に成り、何れも引合わぬ事となり、宰領等は廻らなく、船積みを目論見るに至りたるを以て、関根・新山・山形の間屋を始め、左記間屋一同寄々協議、川越錢ねだり取締り方其筋に願出でたり

この願書に言うように、川下げ計画をもって對抗されては、繼立て宿場としては存亡に拘わることであったから、こういう問題の発生する都度、嚴重な対策を講じたことに違いないが、洪水などに際しては、荷主の弱味に付け込む馬士や雲助たちの無法な所業は絶えなかつたらしい。天保七年（一八三六）の同鈴木文書に「紅花荷物之儀、関根駅より下筋川に於て、川越体之者罷出、格外之酒代嚴談（云々）」とあるのは、その実態を物語るものであろう。嘉永二年の前記船町河岸の川下げ一件に際し、船町間屋兵次郎が、繼立て宿場の駄送独占の傾向を強く非難し、駄送による運賃諸掛りが、川下げの場合より遙かに多く要することを指摘しているが、それは全くの事実で、兵次郎の川下げ計画は、紅花荷主たちの反撥心を巧みに利用したものであった。

宿場や問屋の間に結ばれた議定の内容は、主として相互存続を目的としたものが多いが、各宿場間にそれぞれの権利を主張し、その権益を護ろうとした場合も少なくない。中でも最も重要なことは、在方農村の出荷物や入荷物の付け送りについて、各宿場が担当すべき村々の範圍を決定することであった。多くの荷を集散出来るということは、即ちその宿場の繁栄につながることであったから、自由放任の時代にあつては、その争奪は相當に激しく行なわれていたようである。

享和二年（一八〇二）に、楯岡と附近の村々との間に助合の問題について出入りがあつたが、文化二年（一八〇

五)にこの事件が落着いた際、「楯岡駅江諸荷物附出候村々取極」があった。その具体的な内容は明らかでないが、この事件を契機として、各宿場所属の村の範圍も協定されたものと思われる。しかし、各村輸送路の事情もあって、必ずしも規定通りは励行されなかったらしく、文政二年(一八一九)に楯岡宿と下山口村の間に問題が起きている。これは同年十一月に解決しているが、「為取替規定証文之事」⁽²⁶⁾によると、下山口村に入荷する上せ荷物は楯岡宿ともう一ヶ宿(不明)から継立てるが、「下り荷物、重モ之紅芋(紅芋)ハ、当村出荷楯岡駅場江附出継立可申事」を確約している。下山口村は地理的に言えば天童・六田・宮崎の各宿場に近距離であるのに拘らず、楯岡まで附け出すことは、生産者や荷主たちにとって苦痛で、こういう宿駅側の強圧に対する反感は、やがてまた川下げ問題に結びついて来るのである。天保四年(一八三三)に野田村の新蔵が最上川通船荷問屋を野田河岸に創設した際、問屋側の提出した反對陳情書の一節に、「当郡之儀、紅花煙草重之畑産物ニ御座候處、近年煙草荷過半船下しニ相成」、宿駅の存続も覚束ない現状であると言っていることは、やはりその間の事情を物語っているものであろう。

- (1) 著者蔵史料
- (2) 山形大学蔵「二戸部家文書」
- (3) 東村山郡史
- (4) 山形市史編集資料第一三〇号所載「住吉家史料」
- (5) 山形県史(旧)
- (6) 前出住吉家史料
- (7) 阿部政之助家蔵文書、明大刑博蔵史料
- (8) 北村山郡史「神部家文書」
- (9) 前出「二戸部家文書」

- (10) 北村山郡史
- (11) (14) 同前
- (15) 著者蔵史料
- (16) 明大刑博蔵史料
- (17) 著者蔵史料
- (18) 明大刑博蔵史料
- (19) 「大町念仏講帳」
- (20) (22) 北村山郡史
- (23) 川崎浩良著「山形の歴史」
- (24) 川崎浩良採訪史料
- (25) 北村山郡史

第二節 北海廻り敦賀經由の輸送法

1 大石田の川下げ規定

一般の商人荷を川下げする場分には、中船を使用することが原則であった。その積荷量は荷物の種類によって異なり、煙草は四五駄（一駄二四〇斤入）、青苧は三八駄（三六メ目造）、蠟漆は三五駄（四〇メ目造）などと規定されていたが、紅花は五〇〇匁入袋一六袋を一箇とし、四箇をもって一駄に造り、三五駄をもって中船一艘分とされてい

第四章 複雑な輸送慣行

た。もちろん、その量に満たない場合には積み合わせ荷も認められた。紅花荷がこのように減量されている理由は、国産品の中では最も高価なものであり、万一破船ということになれば、その損失が莫大に上ることを恐れたことによる。

一艘の積荷量が少ないから、他の荷物と比較して、その運賃が割高になることは当然である。宝暦年間（一七五一〜六三）に作られたと見られる「運賃定法書」⁽¹⁾によれば、上郷積みの場合は紅花一駄について永一五匁七分三厘六毛で、造り定法を越した分については、これに準じて加算された。大石田積みの場合は紅花一駄について永一匁一分四厘二八となっている。その後、この規定に若干の修正を加え、天保五年六月の大石田紅花荷宿の「紅花運賃定法控」⁽²⁾では、別表のように整理された。この計算の基礎となった一袋の運賃は一分五厘六毛六五六である。その外に、蔵舗法定として丁銀三匁、永に換算して一匁六分六厘、御役の出判料として永八文三分が徴収された。

商人物の運賃定法は、時代の変化に沿うて多少の変更はあったが、これが確実に守られていたかという点、必ずしもそうではなかった。勿論、不正行為については古来厳しく取り締まって来た所であり、差配制度も幾度か改正して、運送が適正にしかも迅速に行なわれるようにしたのである。しかもなお、商人側に不利な所業が絶えなかったことについては、運送関係者の単なる欲得からばかりとは言いきれない問題がひそんでいたのである。第一には船の不足である。正徳三年（一七三三）の「聞書」⁽³⁾（大石田監送問置）によれば「当所舟数先年者三百艘余

紅花運賃定法（大石田～酒田）

一 丸 量 (筒)	1 駄	3 丸(筒)	2 丸(筒)	1 丸(筒)
袋入	匁	匁	匁	匁
16	永 11.1400	8.3550	5.5700	2.7850
17	11.8400	8.8800	5.9200	2.9600
18	12.5300	9.3975	6.2650	3.1325
19	13.2300	9.9225	6.6350	3.3075
20	13.9300	10.4475	6.9650	3.4825
21	14.6200	10.9650	7.3100	3.6550
22	15.3200	11.4900	7.6600	3.8300
23	16.0000	12.0000	8.0000	4.0000
24	16.7100	12.5325	8.3550	4.1775
25	17.4100	13.0548	8.7032	4.3516

(天保5年6月「紅花運賃定法控」による)

御座候処ニ、近年諸色高直仕候ニ付、舟造立成兼、漸式百艘有之候内、御城米積候上船八拾艘ならて無御座、残テ百
式拾艘下々悪舟小舟ニ御座候」とあるように、正徳以前には三百艘以上もあつた最上船が、正徳・享保頃には二百艘
前後に減じていた。この傾向はさらに続き、宝曆頃（一七五一〜）には百六拾五艘となり、寛政頃（一七八九〜）に
は百拾艘四分（二五〇俵積）となつた。ここでは、減舟の理由は直接的に必要としないが、宝曆以後の事情について
見ると、「宝曆五亥年大凶作ニ而、村山郡一統困窮仕、田畑手入も行届兼候哉、地味悪敷罷成、何様手入仕候而も元
之地面ニ立直り不申故歟、出生之諸産物も不足ニ罷成、勿論船持之者茂衰徴仕」⁽⁴⁾ 追年船も不足になつたという。

第二には御廻米と商人荷の運送調整の問題である。即ち、前記「聞書」に「近年御料所御廻米石数格別相増候ニ
付、正月上旬御船留ニ相成、五月下旬迄御川下仕、其後、御私領御下米江差向候内、水涸ニ罷成通船必至と差止リ
且又雪国之儀ニ御座候間、年ニ々十一月上旬頃通船無御座、左候得者、壹ケ年ニ纔二―三月ならで商諸荷物往返運
送難相成リ」とあるように、減舟に伴つて、商人荷の運送事情は甚だしく窮屈にならざるを得なかつた。

紅花荷の川下げは、七〜八月をピークとして十月頃まで続くが、初期に發送する分はまだ私領米との競り合いがあ
り、さらに水涸れという自然現象に阻まれて、輸送機能が停滞し勝ちになる。仮りに天保二年（一八三一）の「出船
立合帳」⁽⁵⁾（御役所）によつて、同年七〜八月分の紅花荷川下げ船を見ると別表のようになってゐる。紅花荷は三五駄積
みが規定であるから、専用船二〇艘分で七〇〇駄、積み合せ船の場合紅花荷を二〇駄と見積つて一四艘二八〇駄、合
計三四艘で九八〇駄を下げたことになる。この年の干花生産高は不明であるが、「大町念佛講帳」の記載では、「紅
花之儀ハ春中より生花宜敷、摘方随分ニ御座候」とあるから、恐らくは千二―三百駄に達したものと思われる。従つ
て、生産高の七〜八〇％は夏二ヶ月間で川下げが完了したことになる。その残余の分は秋になつたか、或は陸路江戸
廻りになつたかである。

船数が減っている中で、青
 苧・煙草・絹糸などと競り合
 いながら、船を獲得するとい
 うことは極めて困難であつた
 ろうことは推測に難くない。

ここに競争が行なわれ、不正
 が入り込む隙が出ることも予
 測される。特に酒田湊一方口

で売買される場合については、弊害発生率が高くなることは当然である。村山郡内各私領の商人惣代たちが、寛政三
 年（一七九一）十月に、尾花沢代官鈴木喜左衛門に対し、その実態を訴えているが、その「口上書」に次のように言
 っている。

（前略）右之通売買不通用ニ御座候間、船々糺合ニ相成、増運賃等差出候方ニ者勝手ニ差向候而、積後（レ）
 候もの見込之相場をはつし、多分損失仕、潰候者も有之、甚難渋之筋ニ御座候、勿論、船会所江乞船仕候得者
 容易ニ差向不申、差定候運賃ハ増ニも相成、運賃次第ニ船差向、或者前運賃等借請候而船差向不申、捨置候
 義も間々有之候、前書之通積後（レ）候而者身跡ニ拘候間、無拋糺増候様罷成、重々難儀至極御座候（中略）、
 船割等之儀も甲乙有之、商荷物等積請不申、多分損毛仕候船も有之候様承知仕候（略）

即ち、減舟の結果は、船割りが著しく不円滑を来たし、ためにおのずから船々の糺合いとなり、増運賃を出さなけ

大石田河岸における紅花下船数
 （天保2年）

月日	下船数	積合せ荷
7. 4	1	
5	2	
6	1	
9	1	
11	1	絹糸荷積合せ
13	3	〃
14	1	
16	2	全分
21	2	
8. 2	2	
4	2	
7	1	
8	3	
9	1	
12	1	青苧積合せ
14	2	漆積合せ
15	1	煙草その他積合せ
18	1	
19	2	青苧積合せ
22	2	〃
25	2	〃
計	34	

注 紅花1艘積荷量35駄

れば、船の獲得は殆ど不可能の状態である。若しこれに後れば、相場の下落などによって、商人の蒙る損害が甚だしく、中には商人としての経営が成り立たなくなった者も生じたというのである。そして惣代人たちは「何卒御上之御賢慮を以船数も相増、船配リ等潔白相勤、船割等も無甲乙割合、商人荷物融通仕候ハ、潰船等も無御座、村山郡百姓・商人相続可仕」と申し立てている。

こういう弊害の発生は、国産の流通を阻害し、やがては幕藩領内の経済を疲弊させる基になるので、翌寛政四年には従来の川船差配権の請負制を廃して、大石田川船方役所を設置し、幕府の直差配下に置いて統制したのである。また天保期に入ると、大石田の荷問屋船持商人たちは、進んで「最上船株」や「大石田河岸荷問屋仲間」を結成して、商人荷の輸送制約を排除する運動を強化した。それでもなお、前節で述べたような船町河岸の紅花荷川下げ運動や、新河岸設置問題、新問屋設立問題など、大石田河岸の独占的流通機構に対抗する運動が絶えなかつたのである。

2 北海運漕と敦賀荷揚げ

羽州街道を陸路駄送によって大石田河岸に集荷された紅花荷は、一旦同地の荷問屋の倉庫に保管されるが、やがて船差配人の配船と通切手の交付を受けて積出すことになる。安政二年（一八五五）二月に、江戸小間物問屋丸合組から奉行所に提出した「紅花荷物商法取調申立候書付」に「紅花荷物之内、奥羽国々其土地買次商人ハ荷主とも江仕入致候紅花荷物、古来八年々秋彼岸前迄ハ北廻と唱、羽州最上川大石田と申所ハ船積いたし、越前敦賀湊江相廻、同所ハ上方筋ハ直廻いたし、秋彼岸後ハ紅花荷物御當地（江戸）へ相廻（云々）」とあるように、秋彼岸前の紅花荷は、大石田からいわゆる北廻り送路をとるのが慣行であった。

酒田に着船すれば、一旦その地の船積問屋に蔵入りし、改めて廻船業者の持船に積み替えられ、海路、越前敦賀の

第四章 複雑な輸送慣行

荷問屋に運漕される。ここに詳記するまでもなく、酒田湊には鑑屋惣右衛門をはじめ、大沼平八・尾関又兵衛など多くの荷積船問屋があつて、上下の諸商品の蔵入れを行ない、それぞれ取引先に荷送りを請負つていたが、某辰年の紅花船

荷主・取次荷主・船積問屋の関係 (某辰年)

荷主	取次荷主	荷印・荷量	酒田船積問屋	
藤屋 伝吉(山形)	吉田勘右衛門 (楯岡)	丸 14	鑑屋惣右衛門	
丹下 太右衛門(江州)		① 14		
長谷川 吉郎治(山形)		金 14		
大沼屋 養之丞(仙台村田)		雷 8		
足利屋 新兵衛(山形)	山田屋新五郎 (仙台村田)	谷 6	大沼平八	
大西 常七(京都)		口 8		
後藤 小平治(山形)	小野 源兵衛 (寒河江)	紅 8		
小林 新右衛門(水戸)		小 4		
土屋 源兵衛(山形)	酒田屋利右衛門 (米沢宮内)	土 4		尾関又平
佐藤 利兵衛(山形)		今 14		
高橋 太吉(天童)		企 4		
村居 清七(山形)		雷 10		
斎藤 利兵衛(仙台大河原?)		合 4		
福島屋 治助(山形)		田 4		
皆川 忠七(仙台)		舍 4		
石沢 権兵衛(天童)		石 8		
山家屋 利七(丹州)		合 8		
米屋 萬兵衛(丹州岩灘)		谷 6	根上文蔵	
宇野 与蔵(谷地沢畑)	田 4			
吉田 勘右衛門(楯岡)	田 15	中川吉郎兵衛		
長谷川吉郎兵衛(山形)				
鈴木 彦兵衛(山形)	本 4	叶屋 金兵衛		
柏倉 文蔵(山形長崎)	企 4			
山口 尾茂吉(長瀬)	今 2	柿崎 孫次郎		
榎平 太郎(谷地)	田 4	布袋屋三太郎		
鈴木 長四郎(最上江俣)	畏 4	酒屋 長八		
計		185		

(「明大刑博蔵史料」による)

積みの一例を上げれば前表の通りで、船積みを行なった間屋が九名に及んでいる。

酒田港から敦賀港までの航行日数は、海上の天候に左右されることが多いので、必ずしも一定してはいない。別表は、安政二年度における本木林兵衛家（河北町要害）の紅花荷出帆の状況であるが、出帆月日の無記入分は恐らく上欄と同一月日のものである。完備していないが、敦賀の荷揚間屋田保孫右衛門からの入船通知によれば、七月十日出帆の小西十郎船は同月十六日に、八月三日出帆の網屋九右衛門船は同月十日に入港しているから、幸い天候の順調な場合には十日足らず、大方は二週間前後で入港出来たものである。八月七日出帆の木屋富五郎船は難風に遭い、敦賀を目前にして若狭沖で破船したが、その日は同月二十日であったから、若狭沖に達するまで二週間を要したことになる。

言うまでもなく、敦賀の港は北国物資と西国物資の中継基地として、古くから非常な発展を遂げて来た所で、「日本新永代蔵」はその賑わいを「若州敦賀は北国の長崎にて、春は更袋の末、秋は長月の始まで、諸国美産の万人此湊に入来り、銅鉛・米・紅花・青苧・鯨子・いりこ・串貝・にしん・其外さまざまの商品問丸軒を並ぶる。取分、越後屋・茶屋・山本、数駄の荷物を出入して賑敷商ひ、誠に長者に似しといへるもさる事なり」と伝えている。天和二年（一六八

本木家紅花荷船出帆・入港調 (安政2年)

出帆日 月日	船主	出身地	積荷数	敦賀入港 月日
7.10	小西十郎	丹後	9	7.16
"	福島屋和一郎	但馬	8	7.23
"	板屋弥三郎	加賀	5	7.26
"	福島屋和一郎	但馬	8	
"	橋本六兵衛	能登	23	
"	神徳丸八五郎		23	7.26
"	嶋屋政兵衛		21	8. 2
"	大家屋勘三郎		9	
"	神徳丸八五郎		5	
"	網矢九右衛門	越中	4	8.10
"	千原屋三右衛門	但馬	2	
"	中屋次郎右衛門	能登	6	
7.25	橋本六兵衛	"	4	8.20
8. 3	網屋九右衛門	越中	3	8.10
8. 7	木屋富五郎	但馬	4	8.20
"	大泉勘三郎	大坂	4	若狭沖破船
8.19	千原屋三右衛門	但馬	4	
計	17船		142丸	

(著者蔵「紅苧控覚帳」による)

第四章 複雑な輸送慣行

(二) 編の「遠目鏡」によれば、売問屋・買問屋の総計三百数十人、そのうち、紅花・青苧問屋が茶屋弥兵衛・清水仁兵衛・田保孫右衛門の三人、その外に紅染屋として甚内・平兵衛の二人が成立していたのである。その後、これらの紅花問屋に交替があったらしく、最上商人の荷送り手板類を総合してみると、享保頃から最も多く利用したのは、田保孫右衛門と網屋伝三郎の二軒であった。酒田から海上輸送された紅花荷は、一旦これらの問屋に荷上げされ、次の輸送計画が立てられるのであるが、宝曆十四年の「寛」によると、紅花・青苧の荷物支配費は、「一箇に付一分ツ、」と規定されていた。

敦賀に荷上げされた最上紅花の量は、年間どの位に達したものであるうか。「七里文書」に、安永七年(一七七八)から天明二年まで五カ年に亘る「敦賀より大津着諸荷物駄数」の品目別合計が記載されている。これによると、紅花総量が「三千百拾駄」とあるから、年平均にすれば六二二駄となる。この年代の最上紅花で北海廻り出荷高は「大町念佛講帳」の記録によって見れば、宝曆五年(一七五五)は「凡最上紅花千百駄程酒田着申候由」、明和七年(一七七〇)は「押ならし七百駄大石田着有之候由」などと報じているから、当時の五ヶ年平均六百数拾駄といふのは、一応実数に近い数量を示すものと言ってよろしかろう。

下表は嘉永四年(一八五二)～同六年に、田保孫右衛門方に荷上げし

田保孫右衛門方荷上げ紅花荷量 (嘉永4年)

嘉永四年			同五年			同六年		
入港月日	船数	紅花荷量	入港月日	船数	紅花荷量	入港月日	船数	紅花荷量
9.29	5	418.75	3.13	1	5.005	8.22	2	220
10.13	3	116.00	7.21	1	100. —	〃.26	2	183
〃.17	1	12.50	〃.22	1	109.5	9.14	1	59
(不明)	(不明)	106.00	8.3~5	3	211. —	〃.16	1	24
			9.14~15	3	169. —	〃.25	1	79
			〃.20	1	101.745			
計	(不明)	653.25		10	696.25		7	565

(山形大学蔵「最上屋喜八諸国案内帳」による)

た駄数で、年間五七〇駄から七〇〇駄位に達している。これに網屋伝三郎分を加えれば、さらに膨大な量が見込まれるであろう。この頃の最上紅花の生産高は一千駄を遙かに突破しており、そのうちの若干量は江戸廻りで大阪に入港しているものもある。中には仙台物の集荷分も含まれておったとは思いますが、例えば、長谷川吉郎次・同吉内・佐藤利兵衛、紅屋久太郎等が、最上屋喜八に出荷したもののうち、大阪入港したのが嘉永五年に八六丸（二一・五駄）、翌六年に一二八丸（三二駄）であったから、それらの分を差し引き、さらに、前表に記載されていない春送り分を加えれば、最上紅花の大半が敦賀に上がったことになり、その賑わいも凡そ想像出来よう。

3 海上輸送と破船対策

海上航行中、悪天候に災され、或は思わざる難風に遭遇して、破船の憂目を見ることが少なくない。紅花荷積船の場合の若干の例を見ると、享和二年（一八〇二）に「紅花船能登味崎（^{vava}）ニ而破船之由、谷地中ニ而も十四五軒破船ニ逢候よし」という破船事件があった。被害内容は明らかでないが、こういう破船記事はその他の史料にもしばしば散見する所で、天保七年（一八三六）七月には、松前江差の山本林右衛門の紅花船が破船している。その時の「紅花積入控」によれば、最上地方の商人のうち山形の福島屋治助・村居清七・佐藤利兵衛・大坂屋治右衛門・長谷川吉郎次、天童の神保勘兵衛・高橋多吉、谷地沢畑の宇野与兵衛、大石田の二藤部兵右衛門など直接の荷主として、また取次荷主として山形の西屋伊兵衛・福島屋治助・山口甚兵衛・大坂屋彦兵衛・西屋清兵衛・後藤小平治・米沢屋勘兵衛・鈴木彦兵衛、楯岡の吉田勘右衛門などの紅花荷が被害を受けた。その他、京都・江州・水戸・仙台方面の荷主や取次荷主の分もあり、被害総額は二三口、二九九丸（約七五駄）に達した。この年の最上地方の干花相場は四五両位であったから、その損害は凡そ三、四〇〇両に近いものであった。このうち、山形商人関係では西屋清兵衛の二八丸、村居清

第四章 複雑な輸送慣行

七と佐藤利兵衛の一八丸などが多い。

また、安政二年（一八五五）八月廿日に、木谷富五郎の紅花積船が若狭沖で大時化で破船した際は、荷主二七名分、濡荷數量が二七七丸（約七〇駄）に及んだ。当時の田保孫右衛門の飛脚便によれば、荷物だけは「追々打上候様子ニ御座候、支配之者差遣置候事、とうり手形ハ揚候様子ニ御座候得共、送状揚不申由」とある。この場合、送状いわゆる手板が不明の場合は、荷主毎の被害調査が困難となるのは当然で、田保孫右衛門は「折々、一手板ニ數有之候分者、手板跡船へ廻り、荷物斗り積参り候事も有之候、自然木屋船も左様之義有之候時者、手板斗リニ而者惣積高相訳かね可申儀」と、酒田の積合問屋仲間にその調査方を依頼した。その時の積合荷物高調書を見ると、被害状況は凡そ別表に示した通りである。

安政2年 木谷富五郎船破船積紅花荷調

集 荷 問 屋	買 次 商 人	上 方 荷 受 人	荷 印 ・ 荷 量	積 合 問 屋
村 居 清 七 (山形)	田 屋 佐 二 兵	羽 州 屋 久 右 衛 門 (大 阪)	分 5 丸	尾 関 又 兵 衛
井 筒 屋 伊 惣 治 (山形)	高 橋 太	西 村 屋 清 左 工 門 (京 都)	全 倉 8	
〃		西 村 屋 清 九 郎 (〃)	卍 4	
〃		羽 州 屋 久 右 工 門 (大 阪)	爰 5	
三 浦 権 四 郎 (山形)		木 綿 屋 嘉 兵 衛 (〃)	⊗ 4	
〃		河 内 屋 藤 兵 衛 (〃)	㊦ 4	

藤屋 伝吉 (山形)			油屋 嘉兵衛 (大阪)	⊙	6	
〃			羽州屋久右衛門 (大阪)	⊙	5	
〃			近江屋治右衛門 (〃)	⊙	4	
〃			紙新 (〃)	⊙	2	
大沼 正七 (仙台村田)			西村屋清左衛門 (〃)	⊙ ⊙	9	
〃	渡辺 栄治		〃	小	8	
小林 藤右衛門 (水戸)	佐久間屋 万吉		伊勢屋理右衛門 (〃)	小	4	鎧屋惣右工門
〃	高橋 忠助 (仙台大河原)		〃	㊦	22	
麻屋 安二郎 (伏見)	〃		布屋 彦太郎 (〃)	㊦	4	
伊藤 仁八 (橿岡)	大沼 養之丞 (仙台村田)		岐阜屋八郎兵衛 (〃)	谷叶△	6	
宇野 仁左衛門 (谷地沢畑)			伊勢屋 源助 (京都)	其	4	
井上 九兵衛			羽州屋久右衛門 (大阪)	爰	8	
稲村 佐七 (大蔵)			伊勢屋理右衛門 (〃)	今	7	
高橋 五右衛門			岐阜屋八郎兵衛 (〃)	三	4	
伊勢屋理右衛門 (〃)	〃		伊勢屋理右衛門 (〃)	△	9	
西村 清左工門 (京都)	大沼 養之丞 (仙台村田)		西村 清左衛門 (〃)	谷	12	
大沼 養之丞 (仙台村田)			綿屋 勇藏 (京都)	⊕	10	

櫻井屋 源兵衛(谷地)	美濃屋忠右衛門(京都)	全	8
渡辺 喜助(大石田)	伊勢屋 源助(〃)	分	2
有井 四郎治(山形)	近江屋太右衛門(大坂)	⊗	8
計			丸 277 駄 (69)

(「浜村家史料」による)

不慮の災害に因るこのような損失が、一荷主だけにかかることを防ぐため、酒田の荷積問屋では、出来るだけ多く
の海船に分載して運送するよう配慮している。前掲本木家の安政二年の船別積荷数表を見れば、一四二丸の紅花荷は
一七船に分載されているが、これは必ずしも本木家からの發送月日順だけではなくして、計画的に行なわれているも
のと見られる。また、次表は文政十三年(一八三〇)―天保元年度における長崎の柏倉家の紅花船積調で、五〇丸を
一三船に分載されたが、そのうち、越前三国の大幸屋清三郎船が破船した例である。これに依ると、柏倉家の実被害
は僅か四丸(一駄)で、年間総出荷量の八%に過ぎなかった。若し仮りに、これを二、三船に分載し、その一船が遭
難したとすれば、柏倉家としては致命的な損害を受けたことであろうし、荷受問屋としても受ける影響が大きかった
ことと思われる。前記木谷富五郎船の場合も同じことで、各荷主毎の被害は案外に少額で済んだ。

破船の場合の積荷保険は、廻船問屋として独自に設けた例はあるが、一般的な制度としては発達していなかった。
古くは荷物の損害は「荷主有り徳」といって荷主の損、舟は「舟主痛み損」と言って舟主の損になったが、やがて、
捨て荷や破船の場合には「共同海損」と言って、「分散」「合力」の二法をもって損害の相互負担を行なうことが慣
例になった。分散というのは、残存した物件の価額を荷物および船舶の総価額に按分して、船主と荷主に配分する方
法で、合力というのは、荷主と船主が損害額に応じた一定割合の分担金を拠出してその損害を補填する方法である。

第四章 複雑な輸送慣行

従来は紅花・青苧の積合船が難船或は破船した場合は、両者一体として分散配当の方法を採るのが慣行として来たのであるが、文政十一年（一八二八）に京都の紅花屋一同が協議して、紅花・青苧の一統分散の慣行を、別々分散の方法に改め、各港の荷積問屋に通告した。

定

一、從莊内酒田積登之船、格別海上難破船有之節、積合紅花之外青苧ニ限り、分散等一躰ニ仕來候處當子年秋より一統申合、已來別々分散可致候條、相談取極申候、尤難破諸人用共、紅苧別々に割付可被申越候條、是亦相極申候事

右之通酒田敦賀積問屋衆兼而御心得置、嚴重ニ執量可被成候事

文政十一年子秋

京都 紅花屋中

大石田

設樂次郎右衛門

二藤部 兵三郎

庄 司 清次郎

柏倉家紅花荷積船調 (文政13年)

出帆	船	主	積荷	荷受問屋	備考
月日			丸		
8.21	加州	沖屋 六郎兵衛	4	西村 清九郎	破船
〃	〃	鹿島屋八郎兵衛	4		
〃	越中	城川屋与左衛門	4	綿屋 勇藏	
〃	若州	川崎屋 太三郎	3		
〃	〃	丹波屋五郎左衛門	3	市村屋 弥三郎	
26	能州	中屋治郎右衛門	5	伊勢屋 源助	
〃	越前(三国)	大幸屋 清三郎	4	市村屋 弥三郎	
9. 2	加州	永井 長之助	4	伊勢屋理右衛門	
6	越中	牧野屋藤右衛門	4	〃	
〃	〃	(敦賀)桑名屋安右衛門	4	〃	
〃	〃	〃	4	〃	
7	越中	牧野屋長右衛門	4	市村屋 弥三郎	
〃	若州(早瀬)	川崎屋 太三郎	3	〃	
計		13	50		着船12船 46 <small>樽</small>

(明大刑博蔵「柏倉家文書」による)

	酒田	加藤 甚内
	大沼 平八	鑑屋 惣右衛門
	根上 善平	
海津	磯野 源兵衛	
塩津	中村 佐右衛門	
	林 忠左衛門	
大津	塩屋 佐右衛門	
	白銀屋 陸助	
敦賀	田保 孫右衛門	
	丸屋 半助	
	網屋 伝兵衛	
	越後屋市右衛門	

この改革の行なわれた確実な理由は不明であるが、当時の紅花と青苧の相場は、一駄平均五〇兩対一〇兩位であったから、両者の一体分散制では、紅花荷主の負担する補填責任率が高かったから、この不合理を適正化するための改革になったものである。この改革と同時に難破事件のために要した諸経費も、別々に分担することにしたのである。

破船や難破は、当時の船の構造や航行技術からすれば避け難いことで、被害を最少限に止めるための方法としては、積荷量の制限を守ること位しか出来なかった。そこで出て来るのが神仏の加護に頼るといふ考え方である。各地の神社仏閣に祈願並びに奉謝の石燈籠や狗犬などが寄進されているが、それに海上安全・通船安全・海道安全などと刻されているのはその例である。かかる献燈事業のうちで最も組織的で、しかも最大の壮麗を誇るものは、摂州住吉神社宝前のいわゆる「紅花燈籠」であろう。

この計画は天保五年（一八三四）の秋頃に、京都の紅花屋中と当時在京中の最上紅花荷主たちの間に話がまとまり、翌年五月にその趣意書が全国の関係者に配布された。それによると、「近来海上積難破船多、不量之損金出来、御互ニ当惑不過之候、仍而去秋御在京御荷主方並ニ私共相談之上、摂州住吉大神宮江献燈仕奉祈、已来難事無之様、此度右石燈籠建立」いたし度いので、互に寄附されるよう希望している。なお、別紙計画書に記載された具体的な内容を見ると凡そ次のようなものである。⁽¹⁸⁾

(燈籠設計図面省略)

杓対 高サ貳丈三尺 天保七年 丙辰 吉辰

右為海上安全献燈仕度候ニ付紅花荷物南北海上積之分九十ヶ年之間左之通寄附仕候間御一統船積之御方ニ御承知之程所希候

紅花小入壹丸ニ付 銀五分

同 大入壹丸ニ付 銀七分

右之通ニ御座候 以上

完成したのは天保七年で、総高二二尺の花崗岩造り、予定より一尺だけ低かった。竿石正面には市川米庵書になる「献燈」、左方外側には「諸国紅花荷主中」、右方外側には「京都紅花屋連中」、内側には「執事田中和佐太夫」、裏面には「天保七年丙申三月」と刻された二基が並列している。この住吉神社は古来航海の守護神として業者の崇敬が厚かったため、この種の献燈が多い。

同境内に、本県関係の壮大な献燈がもう一対ある。山形の豪商佐藤利兵衛家を主軸とする同族たちによって結成された「永寿講」員が、大阪その他上方の取引商人たちの助力賛同を得て、文久二年（一八二六）三月に寄進した石燈籠で、その規模の雄大さ、その結構の壮麗さにおいて、さらに前者を凌ぐものであるが、このことに就いては、別に第三章第四節に詳記した通りである。

海上安全祈願の慣習は各荷主の地元においても盛んに行なわれた。例えば、山形八幡宮にある天保五年八月十五日銘の石獅子は、海上安全祈願として、同じく佐藤利兵衛が奉納したものであり、万延元年の大龍寺献燈には海上安全・商売繁昌と刻されている。特に注目されるのは、嘉永三年（一八五〇）五月吉日に、山形の三浦権四郎・吉野屋吉兵衛が宮町兩所宮に寄進した犬犬であろう。刻銘によると五穀成就・通船安全を目的としたもので、この事業の世話人として地元の阿部政次郎・高島屋藤左衛門・伊藤茂右衛門・笹原作之丞・佐藤与惣兵衛の外に大阪の木綿屋嘉兵衛・日高屋半兵衛、酒田の尾関又平、舟町の阿部孫市が名を連ねている。賛同寄附者は山形七四名、酒田・舟町・米沢・長町・新宿が各一名の外、取引先として大阪商人三〇名、播州商人三名、京都商人三名、江州・加州・越中商人各

一名で、これらの商人には、山形の紅花商人の殆どが含まれている。京都の最上屋喜八などは、最上紅花の主要な取引問屋であり、大阪の羽州屋久衛門は造山（河北町）の出身で、紅花をも取り扱っていた商人である。

特殊な例としては、護符を手板に織り込んで送ることがある。佐藤長右衛門が宝暦十三年（一七六三）七月六日に大津の川口弥藏宛に発送した紅花三駄の手板には、「御船守御祈禱札」⁽¹⁹⁾が添えてあり、表に「道中安全・海上無難・御祈禱之札」と書記され、中の守護札には梵字で「恐怖の原因となれるものを普く破砕する強い四天王に帰依する」という意味のことが書かれている。また、上山二日町にある紅花地藏の信仰も、単に年々の「紅花細息」を祈るだけでなく、海上安全を祈願したものであった。

4 敦賀・大津間の輸送法

敦賀の各問屋は、紅花船が入港して荷揚げが済むと、直ちに京都の名宛問屋に書状をもって着荷通知を行ない、同時に馬借問屋、すなわち陸上運送業者に委託して、琵琶湖北岸の諸港に駄送する。「敦賀馬借古記」⁽²⁰⁾によれば、「敦賀馬借古来百貳拾疋」と見えるが、この数は時代によって増減のあったことは言うまでもない。この馬借は湖北諸港に達するまでの各荷継宿場にも設置されていたのである。

敦賀からの上せ荷は、道之口の札番所で検査を受け、一方は疋田・新道野・杓掛を経て塩津の湖港へ、他方は疋田から分岐して追分・駄口・山中を通して海津の湖港に運ばれる。塩津と海津の間に大浦という湖港があるが、最上紅花の場合はこの港に着荷した例は見当たらない。最上紅花の生産がはじまったのは恐らく中世末期頃からであるが、宿場山中村の古い荷継規定、すなわち「敦賀志」に見える慶長十八年（一六一三）の「掟」に「当所より江州上下往還之儀、海津大浦いつかた成共、荷物其者望次第可能通事」とあり、若干の紅花は事情によって両港を自由に利

用することが出来たのである。しかし、大浦道の不備に災されて、その後も充分な送路とはなり得なかつたものであろう。

塩津および海津までの継立路と、各宿場の継立荷問屋は、生産地荷主・問屋の出す手板に明示される。享保期の大石田・二藤部兵右衛門荷や、宝暦期の山形・佐藤長右衛門荷のように、中期の送路は駄口・山中・海津のルートを利用するものも多かったが、後年になるにつれて新道野・沓掛・塩津のルートが普通の形となる。しかし、時には理解しにくい送路をとる場合もあった。例えば享保元年（一七一六）からの二藤部家記帳史料に「亥之紅花之節、酒田つるが新道野、山中之馬次立よし、塩津大津」とありそういう送路が便宜な時代もあつたのであろうか。また嘉永五年（一八五二）のものと思われる山形・長谷川吉郎治の紅花荷が、やはり山中を経て塩津に出た例もある。これらは何れも特別な理由があつたのであろう。道路が整備されてからの敦賀からの距離は、塩津まで五里半、海津まで七里半となるから、塩津送りが多くなつて来たのは言うまでもない。

しかし、塩津街道利用増大の傾向は、海津街道に所在する荷継問屋と、多くの馬借たちの生活を圧迫し、海津浜の運漕事業の衰微を招く結果となつた。これに反し、塩津街道の繁昌は継荷の滞貨を来たしたのみならず、塩津湊における湖船積替作業を甚だしく混乱させ、大津着岸の日限遅延を

送路・荷継問屋

駄口	山中	海津	塩津	大津
村田 重右衛門	伊原 弥右衛門	磯野 源兵衛	葛屋 平助	白銀屋 陸助
				川口 弥蔵
	伊原 弥右衛門	磯野 源兵衛	中村佐右衛門	油屋 作兵衛
				川口 弥蔵
	奈良屋太郎右衛門			中村佐右衛門
				川口 弥蔵
				中村佐右衛門
				白銀屋 陸助
				塩屋作右衛門
				白銀屋 陸助
			中村佐右衛門	
			白銀屋 陸助	
			中村佐右衛門	
			白銀屋 陸助	
			塩屋作右衛門	

第四章 複雑な輸送慣行

きたすに至った。相場の変動と品質の低下を恐れる京都の紅花問屋連中は両街道の荷量を調整して、運送の順調を期するために、何れの街道を経由しても、敦賀・大津間の運賃を同額にする条件を取りつけ、天保七年（一八三六）四月に、産地荷主に対して、両街道を公平に継立てるよう手板を発行することを要望している。⁽²⁾しかしこの要望は、必ずしも荷主たちの採用する所とはならなかったらしい。京都や大阪の上方諸物資問屋は、海津や駄口の困窮を防ぐために、北国に送る荷物については、努めてこの街道の駄送りに気を配り、紅花荷の輸送量の減少を補っている。

口、上書

一、近來御荷物多分塩津へ相向、湖水船積混雜仕、自然と大津着延引

ニ相成候ニ付、前々之通左ニ

敦賀へ塩津問屋江

是より船積

敦賀へ山中伊原弥右衛門殿江

夫へ

海津磯野源兵衛殿へ

是より船積

北廻り大石田～大津間輸

送り人	年	大石田	酒田	敦賀
二藤部兵右衛門	享保元年	(全人)	加賀屋藤十郎	田保孫右衛門
佐藤長右衛門	宝暦13年	村岡六右衛門	本間弥兵衛	田保孫右衛門
名和善兵衛	文化11年	庄司清次郎	市村屋治助	田保孫右衛門
細矢与左衛門	文政10年	設楽治郎右衛門	越後屋長治郎	田保孫右衛門
二藤部兵右衛門	文政13年	(同人)	鏡屋惣右衛門	田保孫右衛門
〃	〃	〃	叶屋金兵衛	網屋伝三郎
〃	〃	〃	大沼平八	田保孫右衛門
長谷川吉郎治	嘉永5年か	設楽治郎右衛門	中川吉郎兵衛	田保孫右衛門
赤塚庄次郎	嘉永5年か	設楽治郎右衛門	根上文蔵	田保孫右衛門
渡辺吉兵衛	安政5年	須藤久太郎	尾関又兵衛	田保孫右衛門

右兩方へ御差向可被成遣候、尤運賃之儀大津迄兩方とも同様ニ引合取極置候間、御荷物平等ニ御差向可被成遣候
此段御通達申上候 以上

丙申四月

京都

紅花屋中

諸国紅花

御荷主中様

繼立運送の終着、大津はさすがに東西物資集散の大基地で、多数の荷問屋や運送問屋が成立していた。宝永四年（一七〇七）二月調査による大津荷問屋史料には、幕末まで最も栄えた川口町の川口弥藏、平蔵町の油屋作兵衛、堅田町の白銀屋陸助などが既に成立しており、その外にも大小凡そ二〇軒の業者がおったという。さらに物資の流通が激しくなるに従い、最盛期には六〇〜七〇軒に及んだと記録されている。

産地の荷主によっては、これら大津の荷問屋に荷物を積附け置き、売捌き方を依頼するか、或は荷主・支配人が出向いて、直接その売り先を求める場合もあるが、契約発送の場合は、大津の運送廻船業者の手によって、京都・大阪・奈良などの問屋に廻送される。文化期には最大の廻船問屋であった近江屋喜兵衛の「運送賃銭定メ」⁽²³⁾では、大津から京都まで荷物一駄の運賃は、荷宰領の如何によって銀六匁・五匁四分・四匁六分の三段階に分かれており、人足持ちの場合には目方一〇貫目まで百五〇文、奈良・大阪方面行の荷については伏見まで一駄五匁四分ないし五匁、人足持ち一九〇文という規定であった。

5 運賃及び輸送日数

さて、最上地方の荷主・荷問屋たちが紅花を出荷する手順として、一駄毎に、端数については一箇毎に、屋印・屋号・商標・銘柄などを記した「會符」と称する荷札をつけ、同時出荷数量毎に荷送状、即ち「手板」と「通切手」を添える。手板の宛名は大石田から大津に至るまでの継立問屋名を記し、別に概算した運賃を添金として同封する。各継立問屋では、この添金の中から必要運賃を差し引いて、次の問屋に送るといふ仕組みになっている。

運賃は、大石田までの駄送分については荷主の諸懸り金の中に含まれるが、大石田から大津までの分は定法化されていた。もっとも、錢相場の変動や経済事情の変化によって、公定運賃の改訂が行なわれたことは言うまでもない。享保十四年（一七二九）七月に近江屋作右衛門が記した「紅花買目録」によれば、一駄について「運賃ハ大方式分式朱くらゐ」であったが、これは荷宰領が上乘りする場合で、問屋払いの時は二分位で済んだ。しかし、宝曆十三年（一七六三）七月に山形の佐藤長右衛門は三分五百文、安永二年（一七七三）十月に大石田の二藤部兵右衛門は一分、文化十一年（一八一四）七月に野川村の名和善兵衛は一両を添金にしているように一定の規定はなく、運賃の過不足については、後日精算されることになっていた。例えば、谷地の細矢与左衛門の場合、二丸（片馬）を送るに際して式分を添金したが、その手板の文言に「駄運賃之儀ハ、右添金之内御取可被成候、若過不足之儀者、京都伊勢屋理右衛門殿江御差引可被成候」とある。これを要するに、一駄につき二分前後が定法であつたらしい。次に送手板の例を示そう。この書式は何れの荷主のも殆ど同様である。

紅花送手板

符印鑑

④佐藤

注一黒印

父兼印

紅花 片馬

但式箇 卷箇江五百匁袋拾六入

同替印

同 片馬

右同断

ノ壹駄

此駄運賃三步五百文

大石田が為添

右之荷物送ニ致為差登申候濡摺等能ニ御吟味之上片時茂早く先ニ江為登可被下候 以上

羽州山形荷主

佐藤長右衛門

宝曆十三年

未七月十六日

大石田

村岡六右衛門殿

金三步ト五百文受取

内五百拾七文 大石田ニテ引

残金貳分九百九十三文

七月十九日酒田へ下ス

酒田

本間弥兵衛殿

一金式分九百九十三文受取

内四十八匁五分引

残金壹分四百八拾貳文 為登

敦賀

田保孫右衛門殿

内丁五百卅三文 ツルカニ而引残

丁七百四拾三文 登ス

山中

伊原弥右衛門殿

右之内四匁三分 山中にて引

残り丁四百六十八文 登ス

海津

磯野 源兵衛殿

内丁百九十八文舟太實

残り貳百七拾文大津へ上ス

大津

川口 弥藏殿

藏入

酒田から大津までどの位の日数を要したであろうか。三井家文書によると、大凡の見当では「海上順風次第ニ候得共、平均尅ケ月半ニ而ハ丈夫ニ着可致」予定であった。しかし、海上順風の場合は、酒田から敦賀までは一週間から二週間位の航行であったから、順調な天候で、各荷問屋の継立業務も滞らなければ、大体は一ヶ月を要しなかった。寒河江の中村家が、延享元年（一七四四）に紅花荷四駄を京都の近江屋九郎兵衛方に出荷した時の史料に、「九月三日ニ酒田出船、九月廿三日ニ京着仕候由、拾月十一日之状ニ九郎兵衛様より申参候」と見える。この年の九月は閏月でなかったから、僅か二十日間で着荷したことが知られる。荷主からの送手板には「片時も早々先々江為登可被下（云々）」と書いて、延着による荷損しを警戒するのが普通であるが、継立問屋や馬借業務の混雑期には、蔵入れのまま数日間放置されることも多く、輸送日数は常に不定であった。

6 大津・荷問屋の不正行為

流通商品の増加と問屋事業の拡大、或は社会的経済事情の変動に伴う経営の欠陥から生じたものか、ないしは計画的な行為か明らかでないが、文政・天保頃に大津の荷問屋に委託物資の売買に関する不正事件が頻発している。紅花荷についての問題史料は不足であるが、いまここに、最上青苧荷を対象とする一、二の事件をその実例として上げてみよう。

何れも大谷村（朝日町）の荷主白田弥次右衛門と大津の荷問屋間に発生したもので、その一つに文政十一年（一八一八）五月の「売掛金出入」の問題がある。同九年十一月に、弥次右衛門が川口弥蔵に青苧一二駄を、代金一七二兩

で売ったが、翌年二回に亘り八〇兩を支払っただけで、残額の九一兩の支払いが延滞した。そのために支配人を遣わして数度の督促を行なったが、「その度毎に「其場遁れ之挨拶ニ而、「投遣り同様等閑罷在り」、遂に埒が明かなかつたので、寺社奉行に訴訟を提起している。

これと同時に、別事件についても一つの出入を起こした。即ち、同十年に名取村（村山市）の荷主忠右衛門が川口弥藏に留め置きにしていた青芋九駄を弥次右衛門が譲り受け、弥次右衛門留め置き荷五駄を加え、合計一四駄を奈良の総屋新六に売り渡し方を契約したが、弥藏は「全ク私欲ニ泥ミ、遠国之商人と見侮り、右荷物可掠取巧と相見え」総屋に一駄も渡さなかつた。弥次右衛門は天津の年寄役忠兵衛に事情を訴え、その解決方を依頼しても埒が明かなかつたので、文政十一年五月に寺社奉行に訟訴して解決を図つた。

次に白銀屋陸助を相手とする「売代金滞出入」²⁸事件がある。これは、陸助が親戚と称する富並（波）村（近江）の塩屋新兵衛に、弥次右衛門の白干・青芋八駄片馬を無理に周旋し、その代金支払いを履行しないという事件で、文政十二年の十一月、天津の石原清左衛門役所に訴えた。弥次右衛門の支配人栄藏が天津に赴き、再三陸助に面会を求めたが、陸助方では「他行仕候由ニ而対面不仕候得共、遠国遙々罷登候儀ニ付、是非引合申度、暫ク逗留仕、度々罷越候得共前同様之訳ニ而一応之対面不仕」という不実さで、その要求に応じなかつたから、弥次右衛門は訴状の中で「陸助・新兵衛馴合、遠国者之儀ニ付、懸ケ引万端自由ニ不相成義を見込、相手之者共手段を以私方を謀り、青芋不残取込候義と奉存、言語同断不埒至極之致方」²⁹と非難している。

以上は青芋売買に関する天津荷問屋の不実の実状を示したのであるが、川口弥藏・白銀屋陸助・塩屋新兵衛など、近江の大問屋筋が何れも訴訟の対象となっているのである。このような問題は、必ずしも青芋荷のみに限つたことではなく、紅花荷の処置にも同様の事件が続発していたことと推察するに難くない。遠隔地間流通には、とかく起り易

い問題であった。

天保期に入ると、最上地方の青苧荷主だけでなく、紅花荷主たちも一斉に、大津の不正不実の問屋に対する荷送りを中止し、或は減量することによって、強い抵抗を示した。この措置は確かに効果的であったが、一面には、流通過程に停滞を来し、京都の紅花問屋並びに紅染屋に大きな支障を与えたことも事実である。これに驚いた大津の年寄役や京都の紅花問屋たちが仲介に入って、不正行為の取締りに当たると共に、諸国の紅花荷主たちに対して、従来通りの継立運送を行なうよう依頼するに至った。

例えば、油屋作兵衛方に対する出荷量の制限に対しては、天保六年四月に京都紅花屋中の名をもって、「右作兵衛殿方万端入念叮嚀ニ取計ニ致、荷物早着いたし、仲ヶ間一統便利宜敷候ニ付、御荷物多分御差向可被成遣候様」との口上書を発しているし、また、白銀屋陸助については「近来不束ニ御座候」とその非を認め、天保七年に年寄勤番であった富波村の塩屋新兵衛がその不心得を論じた。その結果、紅花屋側も「相糺候処手堅相成」ったことを認め、同年四月に「油屋作兵衛・若狭屋六兵衛殿儀ハ、先達而御通達申上候、然ル上ハ、右三家江御荷物平等ニ御差送可被成遣候様」にと、紅花荷主中に対して特に要望する所があった。斯くして、文政・天保期における大津問屋に対する報復的処置も正常化し、紅花荷物継立運送の機能が漸く回復したのである。

大津における運送或は取引上の不正事件は荷問屋だけの問題ではなく、馬持衆にも行なわれた。古い所では既に元禄年間にその例を見ることが出来る。「大津百艘船関係文書」によると、元禄十四年（一七〇一）に「北国筋東国筋江州所々より上り申諸色荷物之儀、従先規駄賃相対にて京伏見へ附送り仕候処、去々年卯冬より馬持中申合、駄賃相対なしに過分高直に取、荷物我儘に被致候故、諸国商人難儀仕」とある。このために、生産地の荷主は報復手段として大津に着荷せず、それぞれ別道を輸送する方法をとるようになったので、大津の衰微を憂いた荷問屋たちは、既

に元禄十三年に訴訟を起した結果、従来通りの順道輸送のことが申し渡されたのである。しかし間もなく、再び猥りになったので、十四年の訴願となったもので、こういう馬士共の横暴な態度は、大津の場合のみならず、駄送路には後世まで絶えない悪慣習であつたろうと思われる。

- (1) 山形市史編集資料第一三号
- (2) 山形市史編集資料第一三号
- (3) 山形大学蔵「二戸部家文書」
- (4) 山形大学蔵「二戸部家文書」
- (5) 長井政太郎著「大石田町誌」
- (6) 山形大学蔵「二戸部家文書」
- (7) 梅津保一「近世後期における最上川水運の諸問題」
- (8) 大日本近世資料四「諸問屋再興調」
- (9) 明治大学刑事事博物館蔵史料
- (10) 著者蔵「本木家紅苧控覽帳」
- (11) 敦賀郡史
- (12) 大津市史
- (13) 著者蔵「念仏講年代鑑」
- (14) 梅津保一「近世後期における東北・関東の紅花流通の一考察」歴史の研究一一号
- (15) 浜村家史料
- (16) 明大刑博蔵「柏倉家史料」
- (17) 京都府立総合資料館蔵史料
- (18) 明大刑博蔵「柏倉家史料」
- (19) 著者蔵史料
- (20) 敦賀八幡石井左近氏蔵史料

- (21) 明大刑博蔵「栢倉家史料」
- (22) 大津市史
- (23) 著者蔵「浪花講定宿帳」
- (24) 山形県史(旧)
- (25) 七ッ松・地福寺蔵「名物紅乃袖」
- (26) 著者蔵史料
- (27) 著者採訪史料
- (28) 著者採訪史料
- (29) 著者採訪史料
- (30) 明大刑博蔵「栢倉家史料」
- (31) 大津市史

第三節 陸路江戸廻りの輸送法

1 江戸廻りの送法

江戸小間物問屋丸合組に所属する紅花商人の惣代が、安政二年(一八五五)二月に奉行所に提出した「紅花荷物商法取調申立候書付」⁽¹⁾に、奥羽国々から生産される紅花荷物の流通路慣行について、秋の彼岸までは北廻りコースで上方に輸送するが、「彼岸後、紅花荷物御当地(江戸)へ相廻、私共仲間江引請、市中江売捌、又上方筋江も私共爲相登、売捌候仕来ニ御座候、近來者、奥羽両国紅花御当地江相廻候方運送并利ニ付、彼岸之季節ニ不拘、夏中、追々

御当地江相廻、私共引請申候」と述べている。しかしこの申し立ては、当時、江戸の間屋再興ということ企図してのことであるから、そのまま理解することは早計でろう。

秋の彼岸を季節的な一つの折り目として、北廻りコースから陸送江戸廻りコースにかえる送法は、北海の氣象状況の変化から見れば当然考えられることであるが、この申立書に言うように、近來は「彼岸之季節ニ不拘、夏中追々御当地江相廻」すようになつたとは考えられない。事實、この申立が行なわれた安政二年の例を見ても、要害（河北町西里）の本木仁平次は、七月から八月にかけて約三三駄を、山形の佐藤利兵衛をはじめ、谷地・楯岡・仙台方面の荷問屋たちが集荷した合計約六四駄と共に、最上川下し北廻りの航路で、酒田荷宿から船積みしており、その他の荷問屋も、地域生産の紅花は幕末期になつても北海廻りを主態にしていたことは事實である。

最上紅花荷の陸路江戸廻し送法は、確かに古い頃から行なわれていた。しかしそれは、季節に左右されたり、荷量に制限されたりするものではなくして、全く荷主の便宜的な事情によるものであつた。「土屋儀兵衛文書」に記載されている享保八年（一七二三）の項に「紅花・青苧等差急キ候荷物者、野州安久津迄六、七拾里陸附ニ仕相廻シ申候ニ付、殊外百姓商人難儀」の旨を述べているのは注目すべき史料であろう。当時は陸上輸送の業務に當たる定飛脚の機構がこの地方にまで延びていなかったから、特に馬士を仕立て、宰領が付き添う個人輸送という方法よりなかつた。このために駄送賃や雜費が甚だしく嵩まり、荷痛みもまた大きかつたから、百姓や商人たちにとってはまことに迷惑なことであつた。

安久津は下野国（栃木県）で、鬼怒川の左岸に位し、鬼怒川・利根川・江戸川などによる、河川交通の溯航終点として榮えて来た河港で、急を要する荷物はここから船積みにして川下げし、利根川との合流点から利根川を若干溯航して、境町（茨城県）附近から江戸川を下し、江戸に送るといふ方法をとつたのである。この河川輸送は後年まで行

なわれており、川田剛の「隨變紀程」(明治十四年、明治天皇、奥羽巡幸履録)にも明治初期の阿久津河岸について、「陸羽之物馬駄、至此舟運、達東京」と記している。こういう舟運を利用しない場合には、安久津から宇都宮に出て、本街道の各駅場を継ぎ立てたことはいふまでもない。

山形から陸送する場合の商人荷は、檜下から金山峠を経て七ヶ宿を通過するか、或は笹谷峠を越すのが普通で、乱川扇状地帯から生産されるものは、関山峠を越す場合もあった。近世後期に入って文化年中に江戸の定飛脚問屋嶋屋佐右衛門が、山形の横町にその出店を設けてからは、個人輸送は廃れて、殆ど嶋屋に託するようになった。嶋屋は既に延享年間(一七四四)に福島に出店していたので、山形から江戸までの輸送機構は整備された訳である。この山形・嶋屋の差し立て日は毎月二の日と六の日の六回で、七ヶ宿を経て江戸に登せるのが定法であったから、紅花荷物陸送路もおのずからこの路線が主として使用されるようになった。下つて嘉永年間(一八四八)に江戸の飛脚問屋たる京屋が、西屋彦兵衛を取次店として十日町に出店した。京屋の差し立て日は四の日と八の日の六回であったが、後にこの日程に変更があったものか、安政二年(一八五五)刊の「東講商人鑑」によると、嶋屋は二の日の三回、京屋は九の日の三回の集荷、翌早朝差し立てとなっている。何れにせよ、山形と江戸間の陸上輸送は、文化頃から急に発達した。

江戸からさらに上方に送るには、文化度以前は江戸の定飛脚問屋たちが請負って陸送したのである。嘉永六年と推定される「定飛脚問屋書上」³⁾を見ると、「奥筋并関東在々々京都へ紅花荷物運送之儀ニ付、今般私共被召出、御尋御座候、右者、文化度以前者、都而紅花為登荷物之儀者、私共請負仕、東海道・中山道馬継を以差立罷在、尤嶋屋佐右衛門・京屋弥兵衛方ニ而者、奥州仙台・福島ニ出店有之、其最寄之者ハ右出店江荷物差出、先々出店々京都迄為登方請負候而、江戸店江付込、夫々京都江為差登候儀ニ御座候(以下省略)」と、文化以前の陸送の事情を明らかにして

いる。しかしこの長距離の「馬付ニ而者宿々継立等之節、荷物痛も出来、運賃も船積者余分ニ付」、荷主側として是不利であった。

しかるに、文化頃になると海上運送の便が著しく進んで来たので、飛脚問屋嶋屋はその末年頃から江戸の廻船問屋たる井上屋重次郎と組んで船積みを始めたが、文政元年（一八一八）以来「最上・仙台・水戸・武州桶川在、々々京都江為差登候紅花荷物、佐右衛門方ニ而海上船積請負仕、荷高ニ応し、荷主江前金渡置、京都に荷着之上、右為替金、佐右衛門方請取候筈ニ而請負」事業を開始し、新たな輸送路が出来たのである。海上船積請負というのは一種の海上保険制であるから、荷主側にとっては安全度の高い制度で喜ばれた。

海上輸送には、時によると大惨事を招く恐れが多い。この嶋屋もそれによって躓いた。即ち、開業して僅か七年目の文政七年に、「紅花積付候廻船數艘難船」という悲惨な事態に遭遇し、「佐右衛門方荷主江者償分致候ニ付、右金損失ニ相成、其砌より佐右衛門義者、船積荷物相断候義ニ而」、これ以来、嶋屋の海上請合荷物のことは中止になったのである。その後、嶋屋は陸付請負だけを継続したが、奥州・羽州・江戸近郷の荷主たちはそれを利用せず、文政八年頃から荷主たちは船問屋井上屋重次郎と直相對をもつて船積みする慣習になり、馬継運送の紅花荷は、年間を通じても僅か一駄・二駄に減じてしまった。

言うまでもなく、いわゆる樽廻船問屋と称する船問屋は井上屋だけに限る訳ではないから、荷主の都合によってその委託は異なつて来る。次に掲げた荷送状は要害の荷主本木林兵衛が、萬延元年（一八六〇）に京都の紅花問屋伊勢屋源助に宛てた手板の控である。これを見ると、江戸までの駄送は嶋屋が取り扱っているが、海上輸送に関しては、江戸丸合組小間物問屋村田久蔵から、大坂荷物積払所利倉屋小八に宛て、船積みしている例である。

伊勢屋源助行殿

傘朗錦 紅花 廿壺入 三丸

同田籠 紅花 廿壺入 七丸

右壺月道中三而

同 同 少と濡いたみ 廿壺入 壺丸

加さし四袋

同雌紅 紅花 廿入 壺丸

メ拾式丸

江戸先

金壺両式歩 添金

封印三ヶ所

山形横町

嶋屋佐右衛門殿

江戸伝馬丁三丁目

村田 久藏殿

江戸日本橋 大坂荷物積所

利倉屋金三郎殿

大坂今はし

松坂屋 小八殿

京都

伊勢屋 源助殿

この手板控には発送月日を欠いているが、文面から見れば一月中のもので、「加さし四袋」を余分に加えていることは、冬期間の陸路輸送上極めて注目される慣行である。即ち、道中において濡れ痛みを生ずることを予想して、荷主の方でその分の補充として四袋を別に差し加えているのである。これを単に「差し」とも、または「副花さし」とも言い、荷主は若干の予備を加え、後の仕切において精算したものである。もう一点は、産地から江戸までの駄送は嶋屋が飛脚便として取り扱うので、その運賃は山形で前払いにし、江戸から先の運賃は荷物と一緒に封印をもって送金していることで、この仕法は北国廻りの場合の手板と多少異なっている。

山形―江戸間の駄送日数は、佐藤利兵衛家の荷物預り手形⁽⁶⁾によれば凡そ一五日を要し、駄賃は天保期から概ね二兩一歩位であるが、雪中には増金として二朱位が加算されるのが普通であった。次表は山形の佐藤利兵衛家に残存する江戸陸送の場合の「荷物預り手形」を表したものであって、駄送日数・運賃その他を理解するに必要な内容が多い。発送月日を見ると殆ど秋から翌春にかけてのもので、夏分の陸送が如何に少なかったかを、ここでも明らかに証明している。

佐藤家の場合、荷物預り人として嶋屋や京屋の定飛脚問屋を利用せず、山形の玉井家に依託していることが特色の一つであろう。「山形城内外諸事調書⁽⁷⁾」という記録によると、玉井平右衛門は秋元・水野時代の御用定飛脚問屋で、藩から米三俵宛支給されていたものである。表の中に玉井平兵衛、同平太郎などの名も見えるが、何れも平右衛門一家のものである。江戸川縁り境河岸の小松原家の船問屋帳に「江戸川・玉井平兵衛」とあるが、或は現東京の江戸

紅花荷物預り手形

江戸荷受人	荷量	運賃	備考
京屋 弥兵衛 (江戸)	12	丸 両歩朱匁	
近江屋 源七 (〃)	62	34.3.2	
村田 久蔵	3.3	19.2.1.1. 87	道中15日限
〃	12	7.2.0	
〃	50	28.0.2	
井上屋 重治郎 (〃)	3駄0	6.3.0	
(不明)	14	(不明)	
近江屋 源七 (江戸)	10	10.0.2	
村田 久蔵 (〃)	49	29.0.0.5.725	
利倉屋 金三郎 (〃)	45	25.1.0.3.75	
〃	32	21.0.0	吉田勘右衛門宛
(大坂行)	48	1駄=付 2両 24.1.3	吉田, 佐藤宛, 13日限
利倉屋 金三郎 (江戸)	18	10.0.2	
近江屋 源七 (〃)	6	3.1.2	
小嶋屋 吉蔵 (江戸)	3	1.2.3	佐藤利, 岩倉太宛
利倉屋 金三郎 (〃)	7駄5	15.3.2.1. 25	
村田 久蔵 (〃)	6	3.1.2	
〃	12	6.3.0	
〃	6駄0	13.2.0	
〃	1駄3	(不明)	吉田勘右衛門宛
〃	7.0	14.1.3	仙台紅花
〃	1.0	(不明)	
〃	7.3	16.1.3	大坂行 添金 4両
〃	7.0	17.2.0	
利倉屋 金三郎 (江戸)	6.0	34.2.0	
〃	2.0	19.0.0	
村田 久蔵 (江戸)	2.0	18.0.0	
利倉屋 重三郎 (東京)	9.2	123.2.0	
大阪屋 嘉兵衛 (?)	4	1.3.0	雪中割増 2朱
戒屋 六郎治 (東京)	8	3.2.0	〃 1分

佐藤利兵衛家

年 月 日	預り定才領
天保 5.10.13	玉井 平兵衛 (山形)
8. 3	〃
12. 9. 5	玉井平右衛門 (山形)
12.10	〃
12. 9.16	〃
12.10. 8	〃
天保15.11. 6	〃
15.10.27	〃
15.12.11	〃
弘化 4. 9.晦	〃
嘉永 4.11.晦	〃
6	〃
7. 4.	〃
7. 4	〃
安政 3.10.11	玉井 平兵衛 (山形)
3.10.11	〃
4. 9.16	玉井平右衛門 (〃)
4. 9.12	〃
4. 8	玉井 平太郎 (〃)
万延元 10.11	玉井平右衛門 (〃)
文久元 7.21	〃
元 10	〃
2. 8.12	〃
2.12	〃
慶応 3. 3	〃
明治 3.10.13	浦山屋三郎兵衛 (〃)
4. 4	玉井平右衛門 (〃)
2. 3.26	〃
寅11. 7	石沢藤右衛門 (〃)
〃11.18	〃

川に玉井の出店があつたものであろうか。天保七年の八月中にこういう肩書をもって、江戸の境屋正三郎に七四個の紅花荷を境河岸經由で送っている。出荷人は記載されていないが、この荷も佐藤家のものではなかつたかと思われ

る。
玉井は佐藤家の陸送荷物に対して、預り主であつたり、或はその運送人夫に付き添う宰領になつたりした。佐藤家は藩主に対する最有力の御用商人であつたから、その特権を利用して、玉井に宰領権を与えていたものであろう。また、玉井は佐藤家を「今旦那」と称していたことから察するに、佐藤家から経済的な援助などもうけている特殊関係があつたのかも知れない。次に荷預証文の一例を示そう。

荷預り証文之事

一、紅花

七駄ト三箇也

但四箇附

此駄賃金拾六兩壹分三朱ト弍百文

髓ニ受取申候 以上

外ニ江戸の大坂迄

添金四兩也預リ

江戸日本橋

利倉屋金三郎殿 行

村田 久藏殿 迄

右之通り髓ニ預リ申処実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万一途中ニおいて如何様之難事出来候共、急度相
弁少茂御損耗相掛申間鋪候、為後之荷請証文依而如件

文久二年戌八月十二日

玉井平右衛門 印

浦山三郎兵衛持

今旦那様

荷預証文の中には、吉田勘右衛門（楯岡）や岩倉太栄治（山形）などが宛名になったものが若干見えるが、これらは佐藤家の集荷人であるが、直接自己名義で宰領を依頼したものである。荷受人のうち、丸合組小間物間屋・村田久藏等の分を除いた、船間屋の井上屋重治郎、大坂荷物積払所の利倉屋金三郎宛の分は、明らかに海路大阪廻り京都

行きのものであった。

2 笹谷街道駄送の勧誘

山形藩主松平忠雅時代の荷口役を記録したものに「元禄五年從申年年々荷之口御役」がある。この中に主要国産品として紅花・青苧・煙草などがあって、荷口役の大半を占めているが、これらは何れも最上川を船下げる際に徴集したものであることは別項で述べた通りである。この外に、別に「八日町分御役」として元禄六年度分錢參拾參貫文、同七年度分錢參拾七貫二十六文、同八年度分錢貳拾六貫四百六拾壹文と見えるが、これは恐らく川下げ以外の紅花や青苧の荷役で、笹谷峠を駄送した分であらう。

山形から關根・笹谷を経て、奥州の川崎・猿鼻・塩沢・宮を通るこの笹谷街道は、兩國を連繫する道路としては古い。しかし、近世に入って出羽・津輕の諸藩主の江戸往来が繁くなるに際し、この笹谷越えは往々にして通行困難を極めることがあったので、秋田藩主佐竹侯が明暦二年（一六五六）に新たに山中七ヶ宿通りを整備したと伝えられる。それ以後の交通の中心は殆ど七ヶ宿通りに移り、笹谷街道は旧道となってしまうたのである。

しかし、路面だけでなしに、大名道路として必要な諸設備が完備するまでの間は、旧道の笹谷越えの一般利用も相当地にあり、元禄年間における山形藩の物資もこゝを通る場合が多かったものと見られる。「大町念仏講帳」元禄十二年度の記事によると、「当十月仙台あら浜廻し、御城米貳万俵、殊之外めいわく」とあるが、仙台荒浜出しとすれば、この大量の米は笹谷を通った筈であるから、当時の笹谷通りはそれ程廃れたものではなかった。享保十六年九月の地震によって、七ヶ宿の下戸沢村辺の道路が崩れたため、諸大名は一時笹谷通りを往還したことがある。依って、七ヶ宿通りの宿駅関係者たちは、翌十七年十一月に「兼而御往還之御通御座候を以、駅場相続罷在候処、笹谷方御通

被遊候ニ付、当年宿々至而迷惑申儀ニ御座候（中略）御憐愍を以、来月御下向之節、小坂通海道御通被為遊被下置度^⑩旨を、連名をもって歎願しているが、この頃は最早や七ヶ宿通りが公道として、諸大名の往還は勿論、庶民の交通、商人荷の輸送も殆どこゝを通過するようになったことが窺われる。

こうなつては、笹谷通りはもはや万一の場合の補助的道路としての性格を漸く保つに過ぎなくなり、宿駅の受けた経済的打撃が大きかった。たゞ奥州産の紅花のうち、北海廻り輸送をする荷物は、産地の関係から笹谷を通過して関根に出し、山形から大石田河岸に継ぎ立てたことは次項に述べるが、それも大量のものではなかつた。

このような事情の変化で経済的窮迫に陥つた笹谷通りの旧宿駅場では、猿鼻宿の検断と熟談の上、明和四年（一七六七）十月に、従来^⑪の運送駄賃を改正し、その外にも便宜を取り計らうことを条件に示して、最上紅花荷の笹谷通り駄送を誘致しようとしていることは注目される。この試みは全く七ヶ宿に対抗して、その復興を計らうとする努力であつた。

陸路 駄賃

此度、羽州商人衆々江戸江被為相登候紅花・青苧荷物、笹谷通、此筋被相通候儀ニ御座候ハ、縦雨雪之節ニ而、海道不自由ニ御座候共、壱里六拾老文之割合を以、無相違駄賃代請取可申候、勿論、外懸り物無御座、才料衆御泊り宿払等之儀ハ、前之通ニ可被相払候、仍而所付之下江駄賃代書付印形差遣申候

猿鼻町々水野町江

壱里壱町四拾間、壱駄ニ付駄賃代六拾三文請取、外ニ懸り物無之候、無滞駄送可申候、庭代ハ右之内ハ受取可申候 以上

第四章 複雑な輸送慣行

(以下省略―別表参照)

右之通駄賃錢申請、無諸懸り、滞不申駄送可申候由、先以御同役衆中申来り候、山形表へ御首尾、江戸登諸荷物之分(註考)□□、此筋被相通候様与□合可被下候 以上

明和四年

十月

笹谷町検断

彦左衛門様

右町検断 嘉右衛門印

源左衛門印

猿鼻町検断 嘉右衛門

源左衛門

永野町検断 清左衛門

即ち、各宿駅場の協定内容は、第一に雨雪などによる輸送の不自由に拘らず

一里につき駄賃六一文の割合とすること、第二に正規の駄賃以外の諸懸りは一切要求しないこと、第三に宰領人の宿泊料は従前同様のこと、言う三点にあった。旧来の協定や七ヶ宿の状況を知る史料を欠いているので、この内容を直ちに比較することは不可能であるが、従来の例よりも有利な条件であったろうことは推測される。しかし、この条件によって最上紅花荷が果してどの程度の荷量が笹谷を通るようになったか疑問である。前項に述べたように、文化年間に

猿鼻・桑折間各宿駅運賃表

	里町間	文
猿鼻町～永野町	1. 1.40	63
永野町～宮町	1.23.20	100
宮町～白石町	1.23.10	105
白石町～才川町	1.15.40	90
才川町～越河町	1.15.40	96
越河町～貝田町	18.40	36
貝田町～藤田町	1. 7. 0	73
藤田町～桑折町	1. 7.18	73

(関根村史料による)

嶋屋の飛脚問屋が山形に出来てからは、運送業者の手で輸送されるものは殆ど七ヶ宿通りを駄送することになったので、笹谷側で希望したような復興は遂に達成されなかつたらしい。しかし後節に述べるように、仙台紅花の山形廻り分は、産地の地理的条件によって、主として笹谷を通過している。

3 江戸廻り出荷量の推定

七ヶ宿や笹谷を通過して江戸廻り上方送りという送法をとった紅花は、年間どの程度の量があったものか、これを正確に捉えることは困難である。安政頃の江戸問屋側の申立によれば、前記のように、運送が便利になるに連れて、最上紅花は夏分も江戸廻りになったように言っており、また、明治二十一年に行なつた農商務省農務局の「本邦紅花産出衰退の実況調査」によれば、東京府下本紅製造問屋組合の答申書では「本邦紅花の入荷一ヶ年の高は、壹駄三拾貳貫目にして式千駄余に御座候。而して産地の区別左の如し、羽前国山形より千駄余（中略）、右入荷の六、七分は西京・大阪等へ転輸いたし候」と述べている。しかしこれは、前記安政頃の問屋再興に関する史料によつた答申で、同調査に対する京都府下紅商組合の答申では「昔時、本邦紅花の京都に輸入せし種類は、早場・仙台・水戸は大阪よりし、最上は敦賀より」と述べて、互に有利な説をとっているが、最上紅花は七月から十月頃まで、生産量の大半は大石田河岸から川下りになってくる実情なので、東京側の答申には疑点があろう。

前項で、急ぎの紅花荷は安久津に駄送した旨を述べたが、これは安久津から鬼怒川を下げたものに違いない。その場合は、境河岸で一旦荷揚げをし、同所の船に積み替えて江戸川に入るのが定法で、この境河岸の船問屋小松原家が、そのための一切の船差配を行なっていた。小松原家には元文以降の膨大な関係大幅帳が保存されている。その最も古い元文二年（一七三七）八月から、翌三年五月までの大幅帳一冊の中から、紅花川下り分を拾ってみると、全部で七

六駄二箇二俵となり、そのうち奥州金ヶ瀬・村田・白石・三春分が六五駄二箇、最上分が一駄二俵で、その比は凡そ八五%対一五%となる。しかも最上分の冬期江戸川輸送は殆ど認められない。

元文二年は春中の天氣が不順で、川通りの畑は洪水のために被害が多く、「紅花之儀駄數不足ニ相見え、凡最上より五百駄程出申候」という年柄であったから、平年との比較は出来ないが、境河岸を通った一駄余の最上紅花は、全生産量の僅か二、三%に過ぎなかったことになる。

さらに、同家の資料から無差別抽出によって、文政十二年（一八二九）および天保七年（一八三六）度分の状況を調査したのが下表で、前者の場合は二四駄一箇、後者は五八駄二箇で、元文から年代が下るに従ってその量は増大する傾向を示すようになるが、北海廻りの量に比較すれば未だ遙かに及ばない。しかし、この外に境河岸を通過せず、陸路江戸に入ったものがあつたとすれば、もう少し増量することは言うまでもない。


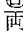
次に、京都の有力荷問屋・最上屋喜八と、山形の問屋間に行なわれた取引きで、特に陸送の場合を見よう。最上屋史料のうち嘉永四年（一八五一）から同六年に亘る「諸国案内帳」⁽¹³⁾に記載されている嘉永五年および同六年度の「新華大坂港入船案内覚」には、長谷川吉郎次・同吉内・市村

境 河 岸 通 過 最 上 紅 花

年 度	月 日	荷 出 人	荷 受 人	紅花荷量
文政12年	6.25	石沢藤右衛門	境屋 治郎吉	駄 4. 1
	7.11	佐平次		4. 一
	" 12	四郎次		2. 一
	9.25	茂 八		1. 一
	9.29	"		11. 一
	11. 3	藤右衛門	口屋庄右衛門	2. 一
	計			24. 1
天保 7年	7.28	石沢 巳之松	和久井伊兵衛	4. 一
	8.10	斎藤 清兵衛	境屋 正三郎	19. 一
	"	玉井 平兵衛	"	18. 2
	"	石沢 巳之松	"	16. 一
	9. 7	佐 沢 弥 蔵	境屋 清次郎	1. 一
	計			58. 2

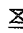








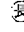







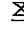






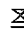
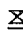
(小松原家資料による)

五郎兵衛・佐藤利兵衛の、最上屋宛大阪港入荷分が次表のように示されている。これらは何れも送路は不明であるが、大阪入港であるから、当然江戸まで陸送されたものと見てよい。

そのうち、  両長谷川家分がその大半を占めているが、当時の両長谷川家の集荷は、最上地方よりもむしろ南仙地方に主力が注がれていたため、この大量の出荷の大部分は南仙物で占められていたのである。それにしても、北海道敦賀入港の最上屋関係荷量に比較すれば、僅少なものであった。即ち嘉永六年度の両者入港比を見ると、大阪入港総量一二八九―三二駄に対し、「新華敦賀港入舟」では五六五駄でその比は九五%対五%という大きな隔差となる。これに最上屋以外との取引き分を加えるならば、その差はさらに拡大するであろう。

安政二年（一八五五）八月に、江戸丸合組から御番所に提出した「寛政以来荷高書上」⁽¹⁵⁾によると、寛政年間に江戸から登らせた紅花荷は凡そ六、七拾駄位であったが、「文政度頃より荷高相増、天保度手広中より近來相増、御当地より上方江相登候紅花荷高、凡そケ年ニ紅花千駄位」と書き上げている。幕末期の全国における紅花生産高は二千駄から二千四百駄に達しており、そのうち、最上紅花が千駄から千式百駄で、仙台方面が三百五拾駄前後、江戸近在・関東方面が七百五拾駄前後、関西方面から二百駄位の生産になっていたから、奥羽

紅花荷大阪上げ数量（最上屋取引関係）

出荷月	嘉 永 5 年		嘉 永 6 年	
	数量	出 荷 主	数量	荷 主
1月中	一		六	
7月中	9	 	52	 
8月中	27	 	9	  今 今
9月中	9	 	29	 
10月中	35	 	22	 
11月中	9	 	10	
計	89		128	
内 訳	43	 長谷川吉郎次	73	 長谷川吉郎次
	38	 長谷川吉内	43	 長谷川吉内
	8	 市村五郎兵衛	6	 市村五郎兵衛
			6	今 佐藤 利兵衛

(山形大学蔵「最上屋諸国案内帳」による)

関東物だけで一千駄となり、そのうち南仙物の一部は山形を通過するので、残りの一千駄程は書上げ通り江戸を通ることになる。従って最上紅花が陸送される場合があっても、その一千駄の中に含まれる量は精々数十駄に止まったものと見てよろしかろう。

- (1) 大日本近世史料「諸問屋再興調四」
- (2) 長井政太郎著「大石田町誌」
- (3) (1)に同
- (4) 右同
- (5) 著者蔵史料
- (6) 今佐藤利兵衛家史料
- (7) 県史編さん室蔵写本
- (8) 今佐藤利兵衛家史料
- (9) 山形経済志料所載「山形故実録」
- (10) 長井政太郎氏採訪史料
- (11) 川崎浩良採録史料「関根文書」
- (12) 農務局録事九六号
- (13) 大町念佛講帳
- (14) 山形大学蔵「最上屋文書」
- (15) 大日本近世史料「問屋再興調四」

第四節 奥州紅花荷の羽州通過

1 伊達藩の紅花移出制度

伊達藩領内に生産される所の、いわゆる「仙台紅花」の栽培起源は不明であるが、正保四年（一六四七）三月に制定された「伊達氏奉行境目留物等定書」¹⁾によると、「御留物」として一五品目を定めているが、その年の割付以後に他領移出を認められるものとして、綿・麻・粒菰と紅花を上げている。その後、寛文二年（一六六二）に改正されて、紅花は御留物の中に加えられ、一旦は移出の禁制品に指定されたが、宝永五年（一七〇八）には解除されて、他領出しは公認となった。この制限ないし禁止時代には、他領との境界付近に一九ヶ所の「境目」を設置して移出を監視していたが、羽州との交通路には二口・坂下・湯原・笹谷などに境目を置いたのである。

境目というのは、羽州の場合の「荷之口」とか「御番所」とか「関所」に当たるもので、もともとは、封建制下における領域経済、即ち自給自足の態勢を護るために、物資の移動に制限を加える目的で設置されたものであったが、生産が伸びて、自給充足量を越すことになる、特産物は特に国産と称して移出を奨励し、こういう役所は、出荷税徴収のための通切手改所の性格が強くなって来た。伊達藩の紅花生産は、宝永頃から次第に発展して来たが、宝暦頃からはますます増産期を迎え、紅花商人の活動も活発化する。大河原の高橋家、村田の山田家、東山松川村の千葉家などは、仲買商人としての代表的なものであった。かくして、領内特産品の発展が著しくなつて来た天明期になると、

藩では同五年（一七八五）に改めて「他領出」商品として、紅花をはじめ生糸・真綿など二八品目を指定し、その流通に際しては、別に指定した「御国産問屋」商人を通すという、藩の専売制を布いた。寛政期以後になるとこの専売仕法が改正され、仙台城下の有力商人が紅花・生糸など重要物産の一手問屋となり、他領出しによって利潤を独占し、藩では「国産方」を通じて、運上や商人判或は仲役などと称する税を徴収することになったのである。安政四年（一八五七）以降になると、藩の蔵元に指定された仙台の中井新三郎が国産物買入れを独占し、商業上の実権を握ることになった。

伊達藩の国産物移出制度は、概要以上の通りで、羽州最上地方の幕藩領内と異なっていて、その流通機構は早くから整備され、領主的経済政策に統一されていた。紅花の売買についてもまたこの制度に従ったことは言うまでもない。紅花商人たちは、藩の指定商人を通じて国産方に荷役を上納し、商人判という通切手の交付を受けることによって、何れの境目を経て移出しようと、それは全く自由であった。

2 仙台紅花荷の羽州通過

伊達藩でいわゆる「奥」と称する諸郡と、「南」と称する諸郡に紅花の産地が集中しているが、この紅花を江戸や上方に輸送するには、領南の境目たる越河を通って陸送するのが常道であるが、上方の紅花問屋と取引きされる紅花荷の一部は羽州に送られ、最上紅花と共に大石田河岸から船積みされるという、一見、極めて変則的な送路をとったことは注目される。先ずその実例を上げてみよう。次の例は笹谷から山形・秋元領新山を通過したもので、笹谷と新山の問屋では、それぞれの手続きを経て、酒田までの通荷を許可しているのである。²⁾

御役荷物手形

大坂商人七郎右衛門、紅花荷物四梱附式駄片馬、當領ニ而買調、本所江為差登候ニ付、駄送ヲ以坂田^(新)迄相通候條、其領分無滞相通候様ニ仕度、如斯ニ御座候、以上

天明三年
卯七月廿二日

笹谷町役問屋

鈴木 治三郎

新山問屋

武田 忠藏 殿

覺

一、紅花式駄片馬、但四梱附正味三拾六貫目入、端ハ式個ニ而拾八貫目、荷主大坂之七郎右衛門、仙台御領ニ而買調、本所江為相登申候、當所御関所入手形相願申ニ付、前々之通相改相違無御座候ニ付差遣申候、尤笹谷役問屋ハ入手形參候ニ付相添紙可申候、以上

天明三年卯七月廿二日

新山宿問屋

武田 忠藏 印

山形

御役所

右之通相違無御座候ニ付奥印形遣申候 以上

同所御関所

飯野 辰五郎

同

飯野 曾右衛門

以上のような整った通り手形こそ残っていないが、宝沢村の荷問屋会田六郎右衛門が、京都の紅花問屋西川久左衛門及び同源助に宛てた「紅花印附根牒」³⁾によると、明和元年（一七六四）の委託駄数は都合四三駄であるが、その中には一駄の仙台紅花が含まれてあった。また、宝曆十一年（一七六一）に山形屋小西八郎右衛門から会田六郎右衛門に宛てた「仕切」や、翌十二年に松任屋徳兵衛から同人に宛てた「仕切」等を見ると、その何れにも仙台紅花荷が加わっている。これら若干の例から推測するに、宝曆・明和頃から、伊達藩領内で買い調べられた紅花で、笹谷から新山を通過した荷量は相当数に達していたものと見られる。もっとも、会田六郎右衛門の場合は、会田自身が同領で集荷したものであろう。

しからば、羽州を通った仙台紅花は、年間どの程度に達したものであろうか、これを明らかにする史料は乏しい。幕末に近い文久元年（一八六一）の「紅花史料」⁴⁾に、羽州を通過したものと思われる荷量が見られる。それによると、南仙物と奥仙物を合して「出高双方にて凡五拾駄位」とある。幕末頃の仙台紅花の生産量は大体三〇〇駄から三五〇駄と推定されているから、そのうちの五〇駄位が最上商人によって集荷されたか、或は同地で他国の商人に集荷されたものの一部が、こういう送路をとったものであろう。

さて、この変則的方法が何故に行なわれたかを考えると、第一には荷痛みの問題があろう。後年、江戸・大阪間の海上輸送法が整備されても、江戸までの陸送には多くの宿駅を継立てるため、途中のわずらわしさがあったのみならず、積み替えごとに荷痛みが甚しかった。従って、特に急ぎ荷でない場合には、陸送距離の短い方を選ぶことは当然

である。第二に考えられることは運賃の低廉ということである。新山駅の武田問屋で天明三年（一七八三）に記録した「往来御役荷物並入手形留控帳」記載の史料によって、奥州大河原を中心とする江戸廻りと山形廻りの場合を比較すると、その宰領賃が、前者は四両を要するのに対し、後者は僅かに三歩と八〇文、銀一〇匁に過ぎなかったから、山形廻りの方が遙かに低廉であった。この両者の差額は、当然、上方における取引き値段に影響するので、問屋側としては、後者の方法をとることが多かった。但し、輸送の便宜からすれば、大河原・村田など、主として南仙地方からの出荷にそういう送法の例が多く見られた。

紅花海陸宰領賃

陸 京都

一、江戸廻寄駄に付

金四両

陸 但大河原より山形迄拾四里

一、仙台南より大石田迄

金貳歩ト八拾文

但川通拾九里

一、大石田より酒田迄

銀拾匁

海

一、酒田より大津迄

金壹歩

ノ

南仙地方から大石田迄の陸送コースは、笹谷峠を経て山形・大石田と、規定の宿場を継立てるのであるが、この区

間には宝沢川をはじめ、馬見ヶ崎川・立谷川・乱川など、輸送に障害を来たし易い川筋があった。こういう所では、ややもすると馬士・人足たちが定賃錢の外に、酒手などを強要する慣習があつて、荷主たちの雑費が嵩む恐れがあつた。この慣習については、幕藩庁でも厳しく取締つてゐるが中々止まなかつた。特に宝沢川の場合の如く、監視の不充分な地点におけるこの不正慣習が強く、仙台物の輸送に迷惑を及ぼす場合が多かつたので、文政十一年（一八一八）には関根・新山・山形などの荷問屋が協議して、「紅花荷川越錢強要取締願書」をその筋に提出して、この悪習の徹底的取締り方を要望し、仙台荷陸送の安全を囑つた。

3 南部・奥仙紅花の大石田河岸出し

京都市場における紅花相場を記帳した「紅花売値段書上帳」^(c)を見ると、南部森岡物としての相場が見えて来るのは文化の末年からであるから、それ以前も數量こそ多くはないが、奥仙地方の影響を受けて生産されていたものである。山形の村居清七・長谷川吉郎次・佐藤利兵衛などは、早くから奥仙から南部地方にかけて商業資本を投下して、生産地の有力商人と結合し、紅花の集荷に当たつてゐる。これらの荷物は、陸送して江戸通過の方法をとつてゐるが、中には羽州廻りにする場合も少なくなかつた。佐藤利兵衛家の史料に次のような送り手板が見られる。

送り手板之事

一紅花式拾八箇也

(銘柄數量省略)

メ本馬七駄分

外ニ荷負表拾四枚添

右之通、羽州山形佐藤利兵衛荷物、宰領金助持ニ而差送り候條、其御地無事着之砌、貫目封印濡摺等能々御改、御請取可被成下候、上方表為登方之儀、荷主方ノ差図可有之候間、可然御取計可被成下候、仍而送状如件

嘉永式年酉七月四日

奥州盛岡黒沢尻

馭問屋衆中

八百屋 源 七

羽州大石田

二藤部兵右衛門殿

覺

(銘柄別數量省略)

ノ三拾式丸

昏數六百八拾袋

右之通、宰領源左衛門為持差送り申候條、無事着之砌、諸事御改御受取、早速御積為登被成下度奉願上候、且荷札并封印等之儀者、山形佐藤利兵衛殿方ノ可申上候間、宜敷御取斗可被成下候、將亦、運賃諸入用添金子共ニ今御印ノ御添可申上候、此段御承知可被成下候 以上

嘉永六年

奥州盛岡黒沢尻

丑八月吉日

八百屋 源 助

羽州大石田

二藤部兵右衛門殿

本合海	早坂	惣左衛門殿
清川	齋藤	半九郎殿
庄内酒田	御問屋	衆中

以上の資料によって見れば、黒沢尻から山形までは、集荷問屋八百屋源助方の手代宰領が付いて駄々を駄送して来たが、山形から先の運送については、荷主たる佐藤利兵衛家が別に運賃その他の諸雑用を添金として支払うことになっていた。この送状で注目すべきは、大石田から酒田まで直送するのではなくして、途中、本合海と清川の船問屋の手を経ていることである。こういう手板書式の例は珍らしい。

京都の村山屋七兵衛は、手先きに村山屋久兵衛なるものを奥州南部に遣わし、一ノ関から黒沢尻にかけての地域、紅花生産地からすれば薄衣・山ノ目・金沢・中新田・花巻・岩谷堂・一ノ関・黒沢尻など、さらに奥仙地方の金成方面から、大量の紅花を集荷している。大石田の富樫久兵衛家の文化五年の史料によると、集荷量のうち四二丸（一〇駄片馬）は「陸荷送手板」をもって、福島飛脚問屋たる京屋弥兵衛の手を経て、江戸大川端町の船問屋・村沢善三郎に送り、ここから船便にして大阪北浜の荷問屋・肥前屋武兵衛に揚げ、京都の村山屋七兵衛に送っている。

しかし、これで全部発送済みでなく、残りの凡そ九駄に近い紅花荷については、その荷送り控として「一金巻分六拾文、金成もみや迄駄ちん」と記録に見え、さらに諸経費を加えた一駄の値段を「凡大石田着五拾三両三歩くらい」と記しているのが、集荷分の大凡半数を、奥州の宮駅から陸路笹谷峠を越し、山形を経て大石田河岸に出荷、ここで船問屋富樫家の手を通じて船積みされたことが知られる。このような南部・奥仙物の変則的送法の原因も、前項に述べたような理由によると理解してよいであろう。

- (1) 宮城県史登載史料
- (2) 川崎浩良採録史料、新山・武田家文書
- (3) 著者蔵史料
- (4) 山形経済志料第六集 長谷川吉内家文書
- (5) 川崎浩良採録史料 (2) 同
- (6) 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」

第五章
紅花流通機構改革運動の展開

第一節 紅花問屋仲間制度の成立

1 紅花問屋仲間「稻荷講」の結成

本邦における紅染の歴史はさて置き、近世に入ってからが目覚ましい発展のきざしは、早くも中世末頃から始まる。京都で最も有名な御紅染司たる小紅屋和泉掾は、同家の「御由緒書」によると、「(前省)、天正年間(中略)紅染業相始罷在、先祖御由緒ヲ以、御紅御用調進被為仰附而、代々連綿相統候儀ニ御座候」とあるように、天正年間にいわれる京紅の製造や紅染屋として、既にその名を現わして来る。やがて世相が安定する近世の寛永期以降になると、上方や江戸の風俗が次第に華美に流れるようになったので、幕府では緊縮令を出して、紅染物の使用制限を命じたが効果がなく、紅染関係業者が逐年増加の傾向を示した。この状態は寛文・延宝の頃からさらに顕著になり、紅染屋に所属する下請業者も年々増加した。

この業界の放任的な発展は、却って混乱と弊害をもたらすに至ったので、これを抑制し、さらに自己の権益の擁護を策した大手業者たちは、天和年間に「紅染屋仲間」という同業組合を組織し、議定書を制定して新業者の乱立防止に努めた。これを「稻荷講」と称した。盟約当時の参加者名や議定内容は今は明らかでないが、表面的には加入同業者の親睦、商売上の情報交換などを行なうことを目的としたものであった。しかし、事実上は旧来の大手業者たちの協力態勢を組織化し、群小の新規業者に圧力をかけることを目的としたものであったことは言うまでもない。

やがて貞享から元禄にかけての生活文化と消費生活の向上は、京都における友禅染など、いわゆる京染物の発展を促し、さらに化粧紅などの需要を一層たかめた。しかし、その染料原たる紅花の生産地が何れも遠隔地であったため、大量の原料を紅屋自体が生産者と直接取引することの不便を感じるようになって来た。その結果、染色工業の発展期を迎えると、紅花の流通構造に次第に変化が現われはじめつつあったものが、漸く合理的な組織が出来上る。元禄二年（一六八九）正月板行の「京羽二重織留」を見ると、その業務によって紅花問屋・紅花仲買問屋・紅花すあい・紅染屋の四種に分離独立し、おのおの専門化して来る。この「京羽二重織留」の前身をなす貞享二年（一六八五）九月板行の「京羽二重」には、まだこれらの機構は載っていないことから見れば、前記の紅染屋仲間が成立した天和頃（一六八八）に組織化されたものであろう。「京羽二重織留」に紹介されている専門業者は次の通りで、大量の紅花の需給関係は、この業界の整備によって効果的に行なわれるようになったのである。

紅花問屋

柳馬場八まん町角	会津屋	與右衛門
堺町通竹屋町上ル角	近江屋	休源
蛸薬師東洞院東へ入	松任屋	徳兵衛
柳馬場六角上ル町	井筒屋	清右衛門
同 仲買問屋		
東洞院八まん町下ル丁	升屋	太郎右衛門
東洞院誓願寺下ル	櫛屋	五郎右衛門

さかい町三條下ル町

東洞院六角下ル町

新町通誓願寺下ル町

堺町二條下ル町

同すあい

油小路二條上ル町

高倉通八まん町下ル丁

三條通油小路

ふや町三條上ル町

紅染屋

中立売室町西へ入町

からす丸中立うり下ル町

西洞院丸太町上ル町

からす丸八まん町上ル町

からす丸中立うり下ル町

新町長者町下ル町

新町丸太町上ル町

からす丸四條下ル町

山形屋八郎右衛門

柘屋 甚右衛門

大坂屋 清兵衛

花屋 七左衛門

美濃屋 重兵衛

伊勢屋 浄 祐

紙屋 勘兵衛

花屋 善左衛門

松葉屋 宇右衛門

小紅屋 宗 有

笹谷 又兵衛

小紅屋 源兵衛

小紅屋 和 泉

升屋 玄 二

十文字屋次郎兵衛

丸屋 左兵衛

京都に成立した紅花問屋は、まだ株仲間^①の制度にまで発展していなかったが、問屋四軒、仲買問屋六軒、すあい四軒、合計一四軒の業者は、先に紅染屋たちが結成した稲荷講に準じて「紅花問屋稲荷講」を組織した。制度的な公の保護はなかったけれども、同業組合としては権力があつたらしく、これに属さないものの同一営業に対しては、極力排斥したものと見られる。元禄十年（一六九七）に刊行された「日本国花萬葉記」所収の「山城記」に記載されている「京都紅花商名跡」によると、そこに現われて来る問屋・仲買人・すあいは総て「織留」の場合と同一人である。このことは、稲荷講が新規営業人の成立を強く阻止したことを示すものであろう。

紅花問屋稲荷講の性格は、旧来の紅染屋稲荷講のそれと殆ど変わりなく、組合員の親睦協調を旨としたもので、表面的な申合せとしては「仲ヶ間共寄合、捧神酒、昔より有来候通、商売躰之祝儀迄ニ御座候^①」と言っているが、その内実においては、早くも市場独占の意図を固めつつある結合体であつたことは推測に難くない。このことは、紅花流通史上きわめて注目すべきものである。成立当初は単なる親睦協調を目的とした組織に過ぎなかつたものが、次第に組織体としての制度化を図つて来るが、享保十八年（一七三三）七月に、旧来の稲荷講としての單純な申合せ事項を全面的に改訂し、次のような「定^②」を制定するに至つた。もちろん、この時点における組織はまだ私的なもので、何等の法的根拠を持つたものではなかつた。

定 丑七月改

- 一 紅屋講外之新紅屋方へ弥商事不仕、勿論直かへ方^②へも堅売申間鋪事
- 一 問屋講外之荷物御買候紅屋方へ、講中へ已来商事仕間敷事

一 売掛銀不埒の方ハ相互ニ中間江申合、掛合埒明キ不申内者商事仕間敷事

但中間江者不埒と申置、内談ニ而勝手成商事被致方相聞候ハ、申合之法式ニ可仕事

一 売先身上不埒之所有の方ハ、掛り合之もの早速申合委細遂吟味、相濟不申内者中間ハ商事ハ不及申、紅屋之

取次を以も商事被致候方相聞候ハ、中間を差除可申候、勿論取次之紅屋方へも商事無用ニ可仕候事

一 法外之仕掛有の方ハ右同前たるへき事

一 相對之上売渡候荷物程過被相返方、又ハ代物ニ難渋申かけ、定置候直段を押而被引、不実成筋中ケ間へ届有之候ハ、向後商事仕間敷候事

一 惣而埒明方之品悪敷候ハ、縦家名相改候共已來商事堅仕間敷候事

一 問屋中間可相守申合候事違背之方者、早速中ケ間差除キ、上下京紅屋方へも届可仕候事
右之通堅相守可申候、此外連中帳箱ニ認置候通弥堅可相守候 以上

享保拾八年丑七月

稲荷講

紅花問屋中

行事

稲荷
紅花問屋
講中

これより前、享保六年（一七二一）十一月に、幕府は一般の奢侈を抑制する一手段として、同業者の自由競争を阻止しようと、同業組織の結成を奨め、必要な基本的覚書を公布したが、独占権を狙う稲荷講紅花問屋もまたその規定

を適用して、公認獲得への準備段階に入っていたのである。

「定」の条文は前掲のように八ヶ条から成り立っているが、その主文をなすものは第一条と第二条であって、議員外の紅屋との取引の禁止、生産地と直取引を行なった者との商事禁止、議員外の間屋と取引を行なった紅屋に対する商事禁止を内容とし、紅花市場の独占を明確に打ち出したものである。その外の条文では、取引を上講中仲間としての心得を具体的に規定し、条文違反者に対しては、仲間除外の罰則を設けてその団結を図っている。

以上の内容をさらに要約すれば、第一に業者の新規発生を抑制したこと、第二には紅染屋の自由取引を禁じたこと、第三には議員の取引の公正化を図ったことで、結論的に言えば、この組織化をもって、紅花問屋を法的に確立しようとする意志の統一にあり、従来彼等が掲げていた「商売躰之祝儀」的な組織から、さらに公認問屋へと大きな飛躍をする構えを示したことになる。

2 紅屋仲間講の分立

天和以来の稲荷講が内部的分化して、問屋仲間十四軒の独立を見るに及んで、紅染屋・紅粉屋など、いわゆる紅屋と総称される製造業者たちは、別に仲間を結成して、稲荷講の中に紅屋講なるものを組織した。その性格は必ずしも問屋仲間に対抗的反撥的なものではなく、享保十九年（一七三四）二月の規約改正に際しての「口上書」に述べているように「従前々稲荷講中を相建、上下京紅屋仲間二季之参会、諸事申合」を主な目的としたものであった。

しかし、最初は平穩の中に並立していた二つの講も、紅花問屋講の勢力が稲荷講の中心を占めるようになると、紅屋講の方はおのずからその組織が弱まり、行事も次第に不規則になり勝ちであった。そこで紅屋仲間たちは、問屋仲間が享保十八年にその規約改正を行なったことに応じて、翌十九年二月に「極メ之通り仲間中もかため直し」て、その

団結態勢の再建を図ったのである。いま、その規約の全容を見る史料に欠くが、前記口上書によって、僅かに紅屋仲間新規加入の場合の条件だけを知ることが出来る。即ち「其職商売ニ相勤、自分宿入之上同職致候分ハ、是迄之通金百疋ニ五升樽、新規ニ紅商売仕候分ハ、入講金貳拾枚と相定有之候得共、品ニより其身上ニ応じ、減少ニテ講入相済申も御座候(云々)」とある。これによれば、紅屋に勤めていたものが独立開業する場合と、全く新規開業する場合の講加入条件が示されているだけで、講中に定員制を設けて新規加入を拒んだり、または加入資格に特別の枠を規定して、加入を規制するような条件はなかった。勿論、組合員の反則行為を取り締まる事項はあったらうと思うが、その点は史料的にまだ明らかでない。

元禄年間の前記「織留」や「名跡」などに見える有力紅染屋は九軒であったが、これらの外にも下請け業者や紅粉屋と称する群小の紅屋を加えると、享保末年頃の講員は全部で一四七軒に達していた。こういう大人数であったから、運用上の組織として上京六三軒、下京八四軒と地域的に二分し、前者から五名、後者から六名の年中行事役を選出して、組合運営の年番に当たらせたのである。

この講仲間は、京都においては紅花問屋仲間申合によって、或る程度の拘束を受けていたことは前述の通りであるが、問屋側との商事関係さえ結ぶ考えがなければ、法的には何等の制約を受けることなく、生産地と直結した自由取引が可能であったから、京都における本紅製造業や染色業の発展に伴って、講外の自由な営業者の出現は次第に増加したこともまた止むを得ない。そこで旧講の改組に際して、これらの新規業者に対しては、或る程度の義務を負わせることによって講加入を認め、その乱立を阻止すると共に、業界の安定を保持しようとしたのである。

3 紅花問屋と紅屋の公認

以上のように、享保の末年頃までには京都に紅花問屋仲間と紅屋仲間の組織が成立して、各権利の擁護を図って来たのであるが、何れも法的な拘束力を持たない任意仲間組織であったから、紅屋の中には問屋や講規定を無視して、生産地と直接取引を行なうものが絶えなかつたために、問屋との糶買いが激しくなり、自然と、紅花値段もその平衡を失なうような事態を招くに至つた。中には締め買ひなどを行なう業者も出て、京都の染色業界を混乱させるといふ弊害も生じたのである。村山地方の生産地記録によれば、享保十年の如きは相場が上昇し、「壹駄ニ付新金十七八両も利分とり候由風聞申候」とあるが、やがて数年後の享保十七年の記録には、「値段能、壹駄ニ付三拾式三兩位、花上方表景氣緩ク、売付いまた不申来候」など見える。これらは、自由取引の生産地に与えた影響を如実に示すもので、特に十七年の狂い相場は、京都における取引が一時停止の状態に陥つたことを物語っている。

このような経済的弊害が顕著に現われて来た折りも折り、生産地買付けに下つた紅屋およびその手代の中に、紅花の外に密かに絹糸を仕入れる者が出て、新たな問題を起こした。即ち、この不正行為が京都の「和糸問屋仲間」の知る所となり、その筋に摘発されるに至つたことである。

當時はいわゆる「享保の改革」の進行中で、幕府では享保六年（一七二一）に奢侈品の使用を禁止し、また物価統制策の一環として、一般仲間組合の結成を公認し、「諸商人、諸職人組合を極め、月行事相立、帳面銘々差出」させることによつて、著しく経済的実力をもつに至つた都市商業資本を幕府の統制監視下に置き、その独占的傾向を排除しようとした。こういう政策が、自由競争買ひによる紅花相場の暴騰と染色界の混乱、或は生糸密買による公認和糸問屋制度の無視などを見逃がす筈はなく、享保二十年（一七三五）の四月十三日に紅屋仲間の紅花直買を禁止すると

共に、紅花問屋仲間十四軒を公認し、紅花流通の正常化と価格の安定化を図ることになったのである。⁽⁵⁾

申渡シ(写)

上京行事 五人

下京行事 六人

其方共儀紅屋致渡世候処、紅花出所之國ニ江罷下り、直買致候ものも有之候故、紅花直段くるひ段ニ高直ニ相成候、其上、右之序ニ奥州筋ニ而糸をも買候様ニ相聞へ不埒ニ候、向後本人ハ勿論之儀、手代ニ而も紅花出所之國江罷下り直買致間敷候、若此以後彼地へ手代ニ而も指下し直買仕候者有之候ハ、急度可相答候、此旨惣紅屋共へ可得其意候事

卯四月十三日

奉指上一札

一 私共儀紅屋渡世仕候ニ付、紅花出所之國ニへ罷下り直買仕候ニ付、紅花直段等くるひ段ニ高直ニ相成、其上右之序ニ奥筋ニ而糸をも買候様ニ達御聴ニ、不埒ニ被思召候ニ付、向後本人ハ勿論之儀、手代ニ而茂紅花出所之國ニへ罷下り直買致間敷旨、今日被召出被仰渡奉畏候右被仰渡候趣惣紅屋共へ申聞セ、一統御請一札可奉差上処如件

上京紅屋行事

釜座下立売下ル町

享保廿年卯四月十三日

松屋 与兵衛

此外 四人

下京紅屋行事

何と通(ママ)

此外 花屋 彦兵衛
五人

○奉畏候、右之趣相背候ハ、如何様共可被為仰付候、為後日一札奉指上候処如件

丸印々此奥書惣紅屋中

この時、紅屋として認められたのは前記上下京百四十七軒で、年番行事を立て、春秋二回の總會を持ち、自主的な運営に当たらせた。年頭と八朔には年番たちが東西町奉行に対して御目見回礼のことも許された。遵守すべき仲間定法の主なものは、内証にて新規営業をなす者がおった場合は、直ちに行事に報告すること、紅株を抵当として借銀したり、或は紅株を入質したりしないこと、若し明株を譲る場合は紅屋中奉公人の宿入者に限ること等で、違反の内容容によつては、「銘ミ之紅株年行事江御預リ被成、紅商売御差留」という厳しい罰則も附加されている。

その後、同年十月十一日に京都の東町奉行所が紅屋仲間を呼び出し、仲間仕法を改正した。先ず上下京紅屋仲間から評定人を選定すること、年行事は両京から二人宛を選出し、うち一名は評定人から兼任すること、各仲間に紅花駄数と諸入費の割当を規定すること、紅屋仲間を一四七人とし、その外にも去る四月中には「上下之内、仲間入無之者数多有之由」なれども、「右紅花商売人、向後加り候こと相成不申」旨を申渡された。以上の内容が上下両京にどのように具体化されたか不明であるが、上京だけの分をその「会所諸用留」⁽⁶⁾について見ると、当行事として新町竹屋町の本爪屋喜兵衛と、同町の萬屋市兵衛の二人が仰付けられ、さらに評定人として次の一二人が選出されている。

評定人之覺

釜座竹屋町下ル丁	近江屋	勸兵衛
室町中長者町行当り	萬屋	源兵衛
新町竹屋町下ル丁	大森屋	權兵衛
油小路榎木町下ル丁	ミのや	利左衛門
室町中長者町	八文字屋	八兵衛
今出川室町西へ入丁	紅屋	久左衛門
西洞院竹屋町下ル丁	藤屋	久四郎
中長者町新町西へ入丁	松葉屋	弥右衛門
小川一条下ル丁	中村屋	善兵衛
出水釜座東へ入丁	吉文字屋	小兵衛
烏丸通上長者町	小紅屋	和泉
下長者町新町西へ入丁	升屋	藤右衛門

さて、次表は上京紅染屋並紅店六七軒に対する紅花荷の割当駄数と、それに対応する諸経費の賦課基準を見たものであるが、これによって経営の規模別に分類すると、上級に属するものが六軒、中級に属するものが二〇軒、下級に属するものが圧倒的に多くて、全体の六〇%強に当たる四一軒となる。下級のものでも特に駄数配当の低い二〇名は、恐らく上位のものの下請け業者か、或は職人階層のものであったと見られ、享保二十年の紅屋仲間公認に際して

特に講員加入を認められたものであらう。

このように、紅屋仲間が公認され、その特権が保護されると同時に、紅花問屋もまたその職能が公認となり、遂に流通と加工の分野が法的に独立したのである。紅花問屋仲間は次の通りである。

紅花問屋中

- | | |
|-----------|--------------|
| 東洞院三条下ル丁 | 若山屋勘右衛門 |
| 烏丸蛸薬師下ル丁 | 宿持手代 若山屋喜右衛門 |
| 四条高倉東へ入ル丁 | 同 若山屋 又兵衛 |
| | 同 若山屋 孫兵衛 |
| | 同 若山屋 又兵衛 |
| 小川蛸薬師下ル丁 | 此度行事 紙屋 勘兵衛 |
| | 宿持手代 紙屋 伊右衛門 |
| ふや町三条上ル丁 | 此度行事 伊勢屋利右衛門 |
| | 宿持手代 いせ屋 源 助 |
| 東洞院六角下ル丁 | 近江屋九郎兵衛 |
| 烏丸二条下ル丁 | 井筒屋 善 助 |
| 堺町三条上ル丁 | 山形屋八郎右衛門 |

紅花荷および入用銀組割

組 人 数	惣仲間 駄数割	入 用 銀 1ヶ月 = 付	
		組割当	家別 平均
1 番 6人	300	375.0	62.5
2	200	250.0	25.0
3	150	187.5	18.75
4	120	150.0	7.1
5	30	37.5	1.9
計 67	800	1000.0	

(注) 年間入荷量を仮りに800駄と見積る
組人数の中に紅店も加わる
(三井文庫史料による)

新町三条上ル丁

藤屋 市左衛門

室町二条上ル丁

池田屋 功 介

メ十四軒

右之通ニ御座候、右之銘、此度御番所へ被召出候、初日当月九日と及承候、則上下京紅屋行事右同日ニ被為召出候

四月二十日

以上

この一四軒という数字は、かつて稲荷講によって制限された株数であるが、その当時の講員とは、顔振れが殆ど異なっており、若山屋や伊勢屋の一統が進出していることが特に目立っている。元禄初期の稲荷講成立以来、僅か数十年間に激しい交替が行なわれた原因は判明しないが、明和三年（一七六六）閏十二月の文書の中に、「三十年以前は、軒数定り候儀も無御座候へ共、直買御吟味之砌、紅花商致来候者十四軒御座候内、二、三軒者已前より問屋ニ而、残ル十軒余ハ仲買ニ而紅花売買仕候ニ付、都合拾四軒御定為遊候」と述べている。しかし、これからも交替を立証出来る理由を充分に認めることは出来ない。或は公認以前の競り買による自由競争に敗北し、新しい勢力に屈したものが多かったであろうか。元禄期に仲買問屋として勢力のあつた柎屋甚右衛門の例を見ると「先年京都にて紅花売買仕候而罷在候処、商売相止、其後相果申候、右甚右衛門子孫ニ柎屋甚四郎と申もの罷在候へ共、紅花商売不仕候」と享保期には既に紅花仲買商を廃業しているが、これなどは、公認以前の競争の厳しさを示しているものであろう。

公認問屋の性格は、原則的にはいわゆる「荷受問屋」で、営業は委託売買を手段とするものであったから、問屋としての営利収入は、生産地荷主と京都紅屋との間に立つ荷受口銭ということになる。当時の口銭規定では、紅花代銀一貫匁につき三〇匁の割合をもつて、荷主と紅屋の双方から徴収することになっていた。この口銭は紅花代仕切の中

に含められて精算することが慣行であった。ここに仕切上の不明朗さがあり、既にその後の紛争を起こす原因を含んでいた。

- (1) 榎久右衛門家文書
- (2) 同 前
- (3) 三井文庫蔵史料
- (4) 柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」
- (5) 三井文庫蔵史料
- (6) 沢田章著「近世紅花問屋の研究」
- (7) 三井文庫蔵 史料
- (8) 榎久右衛門家文書

第二節 問屋制度反対運動の展開

1 不安内在の問屋制度

紅花問屋仲間制度の公認は、稲荷講中の長い間望んで来た所で、いよいよ独占権を獲得したことになるが、生産者や需要者としての紅屋側からは、必ずしも賛成されなかったようである。先ず、生産地村山郡内の農民達の率直な

声を紹介しよう。「享保二十年、紅花之儀日てりニ付諸人難儀ニ存候所、上方より下衆老人も無御座候、其故ハ去冬絹糸ことく高値、諸職人紅屋商及難儀候処、四月九日ニ二条様より紅花相調ニ田舎へ罷下り不申候様ニ急度被仰付、殊ニ紅花さばけ口之儀、向後問屋拾四軒之方より、紅屋百十八軒之者共買可申候而、猥リニ売買不仕候様ニ被仰付候（中略）、仍而右之趣最上へ申來候而、諸人難儀ニ存候（云々）」と、生産地における紅花市場の不況を嘆いているのである。

紅屋業者にとって、直買いの禁止はもと深刻な問題であった。問屋制度の確立は、紅花相場権を問屋側が握ることを意味するので、紅屋の商売がおのずから圧迫されることは自明であるばかりでなく、やがて問屋が独占権を不法に行使して、利益の壟断を図るに至るであろうという危惧が充分に予想されることであった。紅屋たちの中には早くからこの制度の成立することに警戒の意向を持っていた者が多かったらしく、公認指令が出された直後の四月十八日には、紅屋の首脳部と町役が奉行所に招致され、「紅屋直買不致儀、勝手不勝手之儀」について意見を徴されている。公認決定後のこういう調査は、奉行所でも反対の空気を察知した結果に外ならない。

これに対し、代表者たちは一様に「直買相止候而茂、京都問屋ニ而相調候得者、何之手支も無御座一旨を陳述し、さらに業者一般の反応についても、「商売差留り候杯と評判可仕管茂無御座候、勿論、左様之儀嚙申し義も無御座」と、流布されている噂を否定している。問屋の業務が正常に運営される限り反対の根柢はなかったから、この陳述は当然であろう。しかしこれは公儀に対する表面的な意見で、決して問題がなかった訳ではない。慎重な奉行所は引続いて二十日頃に、反対論者の有力者と見られていた藤屋忠右衛門や近江屋藤右衛門等を招致して、さらにその真意を審問していることから察するに、公認問題は紅屋側に相当の不安動搖を与えていたことは確かであろう。

京都の町奉行所では、反対意見の拡大化、それによって誘発されるであろう反対運動の行動化を恐れ、五月十五日

には、紅屋全員に対して個人ごとに率直な意見書を提出するよう令状を發している。⁽²⁾

先達而、紅花直買之儀糸直買ニも紛敷候ニ付被指留、有来ル問屋拾四軒ニ申付、内行事式人申渡、商内無滞可仕旨申付候、右之儀ニ付若指問候事も有之候ハ、無遠慮其訳書付、老人宛封、病人者名代出し候而茂不苦候間、来廿七日東御役所へ可致持參候、御所司代江も可被入御覽候間、其旨可被存候也

卯五月廿五日

紅屋仲間は廿六日の晩に急拠參会して、その態度を協議したが、先に積極的反对者と目された者には彈圧の手が伸びており、続いて主立者や町役から支障無き旨の一札も提出していることなので、仮りに反対意見はあっても、公儀の命令に真正面からその不利を主張することも出来なかつた。そして、翌二十七日には一様に受諾する口上書を提出したが、越後屋則右衛門（三井亀松改名⁽³⁾）の口上書を例示すると次の通りである。

御尋ニ付乍恐口上書奉指上候

先達而被為仰付候紅花直買之儀、糸直買と紛敷被為思召ニ付、紅花直買不仕、有来問屋拾四軒之内ニ而相調候様被為仰付奉畏候、然者指支之義無之哉と此度御尋被為遊候趣奉承知候、右拾四軒問屋ニ而相調商売仕候儀者、於私方指支之筋無御座候ニ付、乍憚書付を以奉申上候 已上

享保廿年卯五月廿七日

小川通中立売下ル丁

越後屋則右衛門

代 七 兵 衛

御奉行様

問屋の公認に対しては、紅屋側には確かに不満があり、さらに将来の不安が予想されたことであるが、成立直後の役所の取調べに対して、率直に反対意見を申し立てる筈はなく、また、公認の原因となった生糸の密買い事件の弱味もあったので、紅屋たちの提出した口上書は、一様に異議のないことを申し立てている。

言うまでもなく、村山郡内で生産される紅花は、染料紅の生産過程から見れば、原料としての生花、半加工品としての干紅の生産段階にとどまり、それを製品化するのには京都の加工業者、すなわち紅粉屋であり紅染屋であった。公認の間屋仲間が、原料生産者と加工業者の中間にあって、荷受問屋としての公正な流通機能を果たす場合には、需給関係の円滑化と相場の安定化を期待することが出来るが、一たび問屋としての集荷独占体制が確立したとなると、その後の運営に特権的弊害が発生するであろうという疑懼感は、生産者側も加工業者側も等しく抱いていたことであった。特に遠隔地取引きという悪条件下にある村山地方の生産者側に与えた不安は大きかったのである。

2 自由相対売買慣行の復活運動

問屋による紅花売買の独占権獲得に伴う予想された不安は、意外に早く事実として現われて来た。それは紅屋側よりもむしろ生産地において深刻な問題であった。自由売買の禁止は、先にも触れたように、その直後から商売手狭という弊害をもたらしたが、それよりもなお直接的で、且つ大きな打撃・被害は、京都の間屋の「潰れ」によって生ずる代金支払い不能という形で、現実襲って来たのである。

即ち、問屋制度が確立した享保二十年から元文四年に至る僅か五ヶ年の間に、有力問屋たる若山屋勘右衛門・同喜右衛門・伊勢屋利右衛門・紙屋勘兵衛の四軒が、相次いで家業不如意による「潰れ」、いわゆる破産を申し立て、生産地荷主に代金の支払いを履行せず、その額は実に七千両に達したのである。この被害の影響がやがて生産者にも及

ぼしたことは言うまでもない。

公認された当時の紅花問屋の性格は、前記のように殆ど「荷受問屋」であったから、生産地荷主と紅屋との間に立って、仲介料としての口銭を収入の主態とするもので、たとえ相場の変動があつても、破産を招くほどの損失は到底あり得ないことであつた。こういう事態の発生については、被害を受けた最上商人の一致した意見として、必ず紅花流通の独占支配による不正が内在している作爲的なものであるとし、さらに漠然とながら、「荷受問屋」から早くも「仕込問屋」への変質が、色々の問題を惹起する原因をなしているのではないかと感づいたものようである。

公認後僅か数年を経たに過ぎない元文四年（一七三九）の末頃から、村山郡中の紅花商人の一部の間に、その対策について協議が行なわれた結果、総代に選出された谷地の柘屋甚右衛門（旧柘屋の手代と称して谷地に來住していた）・青柳屋喜惣次の兩人が、翌五年四月に出京し、問屋仲間に対して、潰れの場合の損害補償は仲間全体が連帯責任を負うべきである旨を、人を介して厳しく申し入れた。しかし、既に仕込問屋に変質しつつあつた問屋側としては、そういう問題を簡単に承諾する筈はなかつた。

ただこの問題が紛糾し、訴訟沙汰に發展することを懼れた問屋側は、前年から商用のために京都に登つていた谷地北口村（新庄戸沢藩領）の商人鈴木庄七なる者に依頼して、妥協案として今後は「紅花荷物切手と紅花代金引替ニ仕賣買致度」と、即金支払いによって、代金の渋滞や不払の問題を解消したい旨を提案して来たのである。交渉の商人側としては、この提案が確実に実行されることになれば、内済もまた止むを得ないと考え、誓約書に調印を求めた所、問屋側は言を左右にしてこれを拒み、一向に応じる気配を示さなかつたから、遂に旧來仕来りのような自由相対売買制の復活を、京都町奉行所に訴願を執行するに至つた。この事件は、後に發展する問屋制度の廃止運動、さらには紅花流通機構の全面的改革の発端をなすものであるから、次に口上書（4）の全文を掲げよう。

乍恐奉願上口上書

私共羽州最上紅花商人共ニ御座候、御當地紅花問屋近年拾四軒と相定、已後紅花賣買勝手惠敷罷成、其上問屋共
 多分損失相懸ケ候間、惣商人商賣躰ニ相障迷惑仕候ニ付、郡中紅花商人為惣代私共當夏中ノ上京仕、段々書付
 を以奉願上候趣左ニ相認、乍恐御訴訟奉仕候、御憐愍を以御吟味の上、いか様とも被為仰付被下置度奉願上候
 一、私共羽州最上紅花商人共ニ御座候、國元御百姓紅花作始候事百年余と申候、就夫年々所々商人紅花賣買仕候
 得者、御百姓ハ右紅花を以御上納并諸役錢差上、御百姓ニ至迄心儘賣買仕來候処、六年以前卯ノ年より京都紅
 花問屋拾四軒と相究候由申來候故、夫拾四軒問屋江紅花荷物指為登、口錢出シ賣買仕候得者、年々問屋相
 潰、五ケ年之内最上商人共江多分損銀相かけ、商人者不及申御百姓迄必至と困窮仕候、依之最上商人惣代とし
 て我々為差登、當四月中京着仕候而、人を以拾四軒問屋へ申越者、拾四軒問屋口錢を以被相勤候上者、最上表
 江損銀被相懸候事商人共難得其意候、自今以後、問屋拾四軒仲間にて問屋被相勤候ハ、拾四軒之内相潰候
 共、残り問屋中ノ弁、最上商人共江損銀相かけ申間敷と請合被申候ハハ、内々ニ而相濟可申と度々人を以申遣
 候へ共、仲ケ間請合之儀曾而取あへ不申、然ル所、此度拾四軒問屋中ノ申越候者、此後紅花荷物切手と紅花代
 金引替ニ仕賣買致度と人を以申越候故、此儀不得心之事も御座候得とも、何卒内證ニ而相濟申度存候、我々得心
 可仕候間、拾四軒印形被致候様ニ申遣候得者、段々日ヲ延、其上印形不仕不屈キ之儀ニ奉存候、右之段々國元
 江申遣候所、國元商人共ノ申越候ハ、遠國ノ御公儀様江御願申上候儀千万恐多奉存候得共、右段々内證ニ而相
 濟不申上者難義之上之難義ニ御座候間、御百姓商人相立不申儀ニ御座候へ者、御願申上候様ニ申越候、依之此
 度御願申上候間、先年之通京都ニ而何方へ成共勝手次第相對を以広く賣買仕候様ニ奉願上候、殊ニ京都紅染屋
 中茂最上江罷下り、紅花被相調候様ニ是又奉願上候、當年紅花追付出來仕、拾四軒問屋へ荷物為差登候ハ、

年々相潰申候問屋ニ御座候得者、當年潰も難斗、荷物難差出、商人共可致様も無之仕合奉存候
右之趣被為聞召分、御慈悲之上いか様共被仰付被下置候ハ、難有可奉存候 以上

元文五年申六月廿六日

柘 屋甚右衛門

御奉行様

青柳屋 喜惣次

この口上書を中心をなすものは、「自今以後、問屋拾四軒仲間ニテ問屋被相動候ハ、拾四軒之内相潰候共、残り問屋中より弁、最上商人共江損銀相かけ申間敷と請合被申候ハ、内々ニ而相済可申」、若し左もなくば「先年之通、京都ニ而何方へ成共勝手次第相對を以廣ク売買仕候様ニ奉願上候、殊ニ京都紅染屋中茂最上江罷下り、紅花被相調候様ニ是又奉願上候」という点にあったことは前述の通りで、根本的な考え方としては現行制度の専売否定であった。

商人惣代と問屋側のしばしばの折衝が中々好転せず、最上地方の紅花は既に収穫期に入っていたので、問題未解決のまま荷送りをすれば、再び不利な条件で取引きされることが予想されるので、急ぎこの訴願手続きを取ったのである。しかし、問屋側は延引策を弄し、審理に入る前に、商人惣代の身元や訴願手続等に疑義の申し立てを行なうこと等もあって、奉行所における事実審理は中々進行しなかった。

最初この問題を提起したのは主として谷地の商人たちであったが、七月になると反対運動をさらに新庄・東根・山形方面の紅花商人にまで拡大し、八月には谷地及び寒河江から柘屋甚右衛門の外に、青柳屋喜惣次の伯父藤四郎・鈴木屋忠助・荒木屋与兵衛・中村屋六郎兵衛等が上京し、運動陣容の強化を図ると共に、さらに訴願内容の整理検討を行なうて万全を期した。その結果、十月七日に奉行所に対して第二回の口上書を提出したが、その理由とする所は、

問屋の性格變質による紅花売買仕法上の不正、口錢の不当引上げによる生産者側の損失、問屋潰れによる損失の三点に絞^り、次のように述べている。

一 羽州最上紅花賣買之儀、前々々商人共京都江紅花荷物為指登候處、先年者右荷物問屋方江請取置、相拂候節ハ問屋立會、紅花買入右荷主方へ曳合相對致させ、直段取組賣買仕候所、近年問屋拾四軒ニ相究候以後、商人共々荷物請込候而、売所荷主共方江者一切相知らせ不申、直段もいかゞ取組候哉拾四軒限り売買仕儀ニ御座候へハ、中間申合、売先何程ニ相拂候哉難斗、畢竟問屋共メ買メ売メ之様ニ相見へ、不分明ニ奉存候事

一 紅花売買口錢之儀も、先年紅花壹駄ニ付古銀三拾匁、文銀ニ而ハ五拾匁ツ、商人方ハ相渡候處、近年ハ紅花壹駄代銀高之内ハ三分通ニ引上ケ取之商売相立、其上潰ヲ申立、商人共江多分損銀相懸ケ候段、不得其意奉存候事

一 問屋拾四軒ニ相究候已後、紅花売買之儀ニ付稻荷講と申定書をいたし置、紅花相捌候由及承候、然上者紅染屋ハ問屋江損失相掛申儀有之間敷様ニ奉存候、然所、卯ノ年ハ五ケ年之内ニ若山屋勘右衛門・紙屋勘兵衛・若山屋喜右衛門・伊勢屋理右衛門合四人潰ヲ申立、最上商人共江損失相懸候金高凡七千兩余之處相違無御座候、然所、當三日双方被召出御吟味被遊候節、問屋共口上ニ申上候者、潰ニ而者無之、内證相對を以商人共江損銀相掛候と申上候、此儀不得其意奉存候、最上商人共遠路之海上為差登候荷物、相對を以損銀引請可申儀無御座候、奉察候處、御公儀様江者御訴茂不申上、偽を以て潰と申立、商人共へ押而損銀相懸ケ候段不屈キニ奉存候、元來、問屋之儀者売人買人引合、相對之上荷物取捌、口錢ヲ取商売相立申ものニ御座候へハ、縱無據筋ニ而身上相潰候共、商人共へ多分損銀相掛可申筋ニ無之候筈奉存候處、遠國商人共江達而潰ヲ申立損銀相掛候段、畢竟問屋商売ニ而御座候哉、紅花商人ニ而御座候哉、紛敷奉存候御事

以上の諸点は、紅花売買に関する独占的支配権を獲得してからの、問屋の専横振りを具体的に指摘しているのであるが、これらの弊害の生ずる根本的原因は、「問屋商売ニ而御座候哉、紅花商人ニ而御座候哉」、その性格が甚だしく曖昧な所にあると、その原点を衝いているのである。しかし、遠隔地取引きという地理的条件から、中々その経営の実態を抑さえ糺すことは困難であったから、前記訴願の趣旨を述べた後に、凡そ四項に亘る長文の問屋仲間機構の改革案を提出した。その要点を上げると、

第一点

向後紅花売買之儀、売人・買人・問屋立會、相對之上直段取引組商事為致度奉存候

第二点

此已後、紅花一色売買見届ケ之為、最上商人共御當地江出店相立置、商事日々ニ見届ケ、売買諸指引不埒無之様ニ吟味仕、白地取捌為致度奉存候

第三点

問屋之儀茂、先達而奉願上候通拾四軒ニ不限、此已後相望候もの御座候ハ、商売躰ニ御座候間、是又勝手次第ニ相立させ候様ニ被為仰付被下置度奉願上候、尤口錢之儀、右申上候通先年ハ紅花壹駄ニ付古銀三拾匁宛相渡候間、向後先年之通古銀三拾匁之割を以相渡候問屋相立させ度奉存候

第四点

御當地江出店相立候上者、紅染屋共勝手を以最上直買仕度候ハ、右出店ニ而勝手之商人と申合買入候様ニ致させ度奉存候、左候得ハ、紅染屋共直々最上へ罷下り候も同様之訳ニ御座候となる。これら要求点のうち京都出店設置の件については、十一月十三日の口上書をもって、「遠國御當地へ出店

相角度旨奉願上候段、恐多奉存候間、此儀相止申度候間、御下ケ被成下度」と中止を申出たので、結局は問屋口銭の復旧低減を含む白地取引売買の主張が中心となった。白地とは訴人たちの解釈によれば、「紅花売買白地と申儀者、紅花売拂候節荷物者問屋へ指出し、口銭之儀者先年之通古錢三拾匁割を以問屋へ相渡し、直段取引之儀者買人・売人直々直段取組申候へハ白地ニ奉存候、殊ニ現金売延売両用共紅染屋と商人相対次第仕度候、猶又荷物斗為差登候而、問屋を相頼賣買仕候節者、問屋より荷主へ相渡候仕切状ニ、紅屋誰方へ相拂候と書付相渡候様ニ被為仰付被下置候ハ、紅花賣買取引白地ニ奉存候」とあるように、問屋は荷受問屋の性格をもつて公正取引きを行なうべき用語で「あからさま」という義である。

しかし、問屋公認が行なわれてからまだ僅かに数年を経たに過ぎない今日、仮りに在地商人たちが指摘するような弊害があったとしても、奉行所として直ちに旧法に復するような処置をとることは、その權威にもかかわることであるし、さらには一層業界を混乱に陥れる危険もあったので、商人側の要求を直ちに認める訳には行かなかつた。そして苦慮の末、十二月に入ると遂に「荷主と問屋相對之事ニ候、都而商賣取引・口銭等之儀、奉行所へ申付候筋ニ而者無之候条、問屋共ト幾重ニも可致再談」と、体よく却下してしまつた。

申渡

羽州最上紅花商人惣代

柘屋 甚右衛門

青柳屋喜惣治代

藤四郎

右六人之者共願之筋、先達而紅花問屋行事共と召合吟味之上、畢竟紅花現銀ニ致賣買候得者、荷主之損銀有之間敷事ニ候段願人共江申聞候處、今一応了簡仕可相願旨ニ而、追付書付指出、京都出店之儀ハ願相止メ、拾四軒之外ニ手廣致賣買、紅屋とも國元へ罷下り直買いたし候様ニ仕度由、尤現銀賣買之儀ハ輕キ紅屋共不勝手ニ付、双方相對仕度候、荷主と買人と直段仕、口錢前々相渡候古銀三拾匁之割合を以相渡候様ニ仕度由申立候、此旨紅屋・問屋・行事共江相尋候處、現銀賣買指支候儀者、荷主と相對ニ而取引仕候得ハ、滞儀者是迄無御座候、口錢之儀、前々ハ荷物壹駄ニ付銀三拾匁宛取來申候得共、近年者荷主と相對之上相極候銀壹匁ニ付三拾匁ツ、取來候由申候得ハ、押而取候儀とハ不相聞候、六年以前吟味之上、紅屋共國元江下り直買之儀停止ニ申付、問屋拾四軒相極候事ニ而、此度六人之者申越ニハ難成候、賣人買人直相對、口錢等之儀茂荷主と問屋相對之事ニ候、都而商賣取引口錢等之儀、奉行所々申付候筋ニ而者無之候條、問屋共ト幾重ニも可致再談事

申十二月

3 旧制復活運動の失敗

元文五年の春以來半年に亘る訴願問題も、何等の効果を収めることなく、問屋との相對をもつて決定するよう申渡されたので、惣代人たちは改めて問屋交渉に入ったが、問屋側は「問屋拾四軒ニ相定候已後、商賣躰取捌之筋共ニ御公儀様々被仰渡之品を以取引致儀ニ候間、此已後相改、買人賣人引合、或先誰方江賣拂候与申儀ニ而も荷主衆江相為知申儀一切不罷成」と問屋制度の法的權利を理由にこれを拒否した。惣代側はその不当性を奉行所に口上書をもつて訴えたが、これは直ちに却下されたので、十二月廿一日附で遂に京都所司代に箱訴を執行するに至った。訴願内容

は前願と殆ど同様のものであるが、奉行所のとった「拾四軒問屋之儀六年以前御奉行様御吟味之上被為仰付候御儀ニ御座候、今又御改被遊候儀難成」という否定の態度に対しては、「拾四軒相定候而ハ、問屋之勝手斗ニ而、商人百姓紅染屋一統之難儀」の旨を強調縷述している。

これに対する審理は翌元文六年（一七四一）の正月から開かれ、商人惣代・問屋行事・紅染屋惣代等の喚問が順次に行なわれたが、この審理中、最も注目されたのは紅染屋の去就であった。四月十七日に紅染屋百五拾九軒の総意として書上げた口上書によると、「紅花之儀、於問屋賣人・買人と直対賣買致候得者明白ニ相成、紅屋共勝手宜難有奉存候、尤職人之儀ニ御座候得ハ、銘々宅ニ而も賣人と買人直相対も相成候様被為仰付被下候得ハ、弥以勝手宜奉存候」と、最上商人の主張に同意した。しかし、問屋側が先に提案した「紅花荷物切手と紅花代金引替」案に對しては、「現銀賣買之儀、現銀買ニ仕候ハ、下直ニも可有御座候得共、紅染屋家職之儀、得意先ニ季掛多御座候ハ、現銀ニ相究候ハ、難儀ニ奉存候、此儀ハ是迄之通相成候様ニ奉願上候」と、反対の意向を表明したのである。その結果、第一審では問屋・紅染屋間の相対売買は許可する所となつたが、荷主商人と紅染屋との相対直売買は不許可に終わった。

これを不満とした商人惣代たちは、その後も執拗に口上書をもつて追願を続けたが、審理が長引くに從つて「去夏中々永逗留仕、路用・雜用ニも手詰り、遠國者故才覚等も不罷成、此上永引候而ハもはや取統成兼、帰國の止むなきに至つたので、六月十八日に最後の口上書として、「問屋之儀者、口錢を以渡世仕候者ニ御座候得者」、仮りに口錢のことに関して問題があるとしても、「先年之通古銀三拾匁割之口錢者、縦紅染屋江売人參り直対仕候共、相渡可申旨御願奉申上候得者、問屋方ニ而指支ニ可罷成儀無御座候」筈と、荷受問屋の反対を論駁して、一旦帰國した。

在京一ヶ年以上に亘るこの訴願運動も、商人側の主張は遂に成功しなかつたが、主導者たちは帰國後も一層強硬に

その運動を展開した結果、同年の某月に至って、「通口銭」の廃止だけは成功したようである。このことに関して、谷地大町組の「念佛講帳」寛保元年（一七四一）の記事に

京都江商人相名代ニ甚右衛門・藤助・新二郎・忠助、寒河江より六郎兵衛・五兵衛罷登候而、二條御役所江御訴申上、願之通被仰付候、只今までハ、壹駄ニ付銀式百五拾匁問屋中間ニ而通口銭取申儀も、向後相止申候

と見えている。この問題を明らかにする資料を欠くが、京都の紅花問屋たちは、正規の口銭以外にも不当に「通口銭」と称するものを徴収していたものであろうか。この内容についてはなお後考に待たなければならない。

4 運動態勢の弱体

以上述べた訴願事件は、商人側が「問屋商売ニ而御座候哉、紅花商人ニ而御座候哉紛敷奉存候」と言っているように、京都の紅花問屋が、公認当初の単純な荷受問屋から、短年月の間に仕切込問屋的なものに変質し、やがて公認の特権を利用して、高利潤の収奪という悪質化したことに対する「紅花注文引受渡世」商人たちの抵抗であった。その指導者と目される柘屋甚右衛門は、かつて京都で問屋仲間株を持っていた有力な柘屋甚右衛門の手代筋の者であったが、主家が休株になったため、産地出買い当時の縁故を求めて谷地に來住し、主家と同姓同名を名乗って自ら地方紅花商人に独立したものである。こういう経歴からすれば、京都における問屋の変質の傾向や、取引き上にひそむ不正の内実については、十分に承知していたものと見られる。そういう意味からすれば、問題の発議者となって同志ないしは被害者を糾合し、常に運動の指導者的立場にあったことは当然考えられる人物であった。

ただ疑問の残るのは、生産地に対してどれ程広汎に、しかも強力に働きかけてこの訴願に踏み切ったのかと言う点

である。尤も、当初は単に潰れ問屋による損害弁償の要求を主たる目的として、柵屋甚右衛門の身内の者と思われる柵屋新二郎なるものを上京させ、江州日野の西田五兵衛という者を口利き人に依頼して、問屋仲間に対する交渉に当たらせたが、問屋側の強硬な態度に圧された西田は、「兼而所存と間違、御願相止申度候」と、この問題から手を引かざるを得なかった。そのために、柵屋甚右衛門は谷地地方の商人と語り、青柳屋喜惣次と共に総代格の名をもって上京し、それぞれの筋に反対の陳情・交渉・訴願を行なったのであるが、その時点における柵屋の運動は、まだ個人的な性格が強かったもののように思われる。しかし、問題の内容が生産地の商人及び生産者全体の損益に係わることであるが、運動を推進して行くためには、長期に亘る交渉と多額の費用が予想されるので、元文五年閏七月に、谷地・寒河江から六人の代表を上京させた第二回の訴願に際し、関係在地商人に広くその趣旨・計画を明らかにして、同意を求めると共に、運動の組織を固めたのである。

地元谷地で「名方頼入印形」を申し受けたものは、旧来この地方の有力商人たる土屋勘右衛門、堂ミヤ(田宮)五右衛門・伊藤左兵衛・堂ミヤ忠右衛門・細矢太郎左衛門の五人で、青柳屋喜惣次が証人となって提出した元文五年閏七月の「一札之事」によると、「新庄御領・東根御領・山形御領其外村々諸商人衆印形同意ニ相揃候ハ、御目ニ掛ケ可申候、若し相揃不申候ハ、右願書之筋相止メ、各方江御印形相返シ可申候」とある。このように、運動を支える組織体結成への配慮がやや後手になったということは、最初の計画が全く柵屋や青柳屋の安易な発意からなされたものであったことを示し、運動の弱体性を物語っている。

また、問屋制の弊害を最上商人全体の問題として捉えているにも拘らず、その積極的に運動を推進したのは、公料に所属する谷地・寒河江の商人たちが中心で、山形をはじめとする私領関係の地帯は表面的には殆ど参加していなかった。このことは、運動を進めて行く上に大きな障害となった。審理に際しての問屋側の反論に立った年行事の伊勢

屋利右衛門・紙屋勤兵衛の申立てを見ると、「前々より紅花之儀者、羽州山形町年寄・大庄屋・検断並惣荷主中連状ニ而応答仕候、然ル所ニ、此度右連中より兩人上京之添状等、曾而以無御座候」と、山形商人の関知しない事件で、単に柀屋一派の策謀に過ぎないと断じ、要求を拒否したのである。山形商人がこの運動に正式参加しなかったのは事実であるが、今回のような奉行所に対する訴訟事件などについては、藩庁に対する訴願手続の問題などもあって、幕府関係庁に直接訴願行動を起こすことは、差し控えなければならぬという行政上の理由があった。

山形商人や町役人たちからの添状が無いという問屋側からの手痛い指摘・詰問に対しては、訴人側では「此儀、最上表ニ而庄屋・検断並商人中申候者、年々相續損銀相かけ、不届成問屋江可申遣旨無之間、添状ニ不及と申候」と申す故に、持参しなかつたと説明している。これは苦しい言訳に過ぎなかつたもので、山形の商人側はもともとこれに参加する意志はなかつたものと見られる。

しかし、山形といえどもこの問題に全く無関心であつた訳ではない。例えば、柀屋たちの訴願中に、山形の庄屋・検断の内命を受けて密かに上京した者がおつたことを明らかにしている。しかし彼は素性不詳の者で、いよいよ訴願に際しては「少々意味御座候故、出所之儀者難成」と、訴願行動を共にしなかつた。この者は、山形から出京していることを探知した問屋側から「段々つきまわされ」、強引に運動参加を阻止された上、さらに最上商人物代の柀屋・青柳屋らに対して、「此度登り道中雑用、京都逗留中小遣等迄遣可申候間、此度之出所相止、一先最上表へ御返シ被下候様ニ」と、問屋側から内密に依頼を受けたりしており、在京中は殆ど動きの取れないようにされていた。「少意味御座候故」と言っているのは、こういう事情のことで、総代たちに言わせると、行動力のある同志とするには「無心者」であつたから、遂に訴願には加えなかつた。恐らく、山形の商人側としては、運動を全く拒否する訳にも行かなかつたから、一応の形式的に差し向けたものであつたらう。しかもこの者は、問屋側から或は脅かされ、或は

懐柔されて、山形側に訴願運動を支援しないよう、連絡方も強要されていた全くの傀儡的人物に過ぎなかった。

このように、山形商人の態度が意外に消極的であったことは、私領という行政的な理由が最も大きいのであるが、より具体的な面として考えられることは、山形商人は既に都市的商人に成長しつつあったことであろう。地元生産される小商品の単なる集荷業者ではなくして、山形という大消費地における、さらに広汎な後背地域における生活上の諸物資の流通を握る仕込問屋であり、卸問屋であった。従って、上方商人との取引関係が深く、在郷小商人たちが言う利害関係などについては、それほど重大な問題とは考えていなかったものと思われる。この点についてはさらに後節で触れる。

柵屋や青柳屋が申し立てるには「商人連判之儀ハ、最上表ニ而甚右衛門・喜惣次取置申候」と、さも最上商人の総意のように言っているが、この段階における事実は以上のような状況で、運動の初期の段階では、その後楯となった地域的基盤は、まだ谷地・寒河江地区を出ていなかったのである。即ち、紅花生産地域全体の共同の問題としては、未成熟のまま運動を先行した所に、脆弱性があったと見られる。そこにせつかくの改革運動を貫き得なかった主因があった。

- (1) 前出「大町念佛講帳」
- (2) 三井文庫蔵史料、沢田章著 全前
- (3) 三井文庫蔵史料
- (4) 〃(9) 横久右衛門家蔵史料
- (10) 著者蔵史料

第三節 機構改革運動と問屋制度の廃止

紅花売買場所の新設請願

強大な資本力と上方市場の独占権、それに奉行所の暗黙の力に支えられている紅花問屋の不正は、その後も飽くことなく続き、地方の荷主商人の中には、遂に破産に及ぶものも現われて来た。しかも、その影響は直接紅花を生産する農民層にも切実に迫って来た。元文・寛保の訴願事件から凡そ十年を経た宝暦頃の農民たちの言を借りれば、⁽¹⁾

紅花・青苧之儀、土地相応之作付と申、殊ニ六月ニ至候而ハ夫食一切無御座、困窮之百姓至極難儀之時節、紅花出来賣買仕候而益前後迄ハ漸渡世仕候所、近年、京都紅花問屋拾四軒ニ相定候以後紅花取捌悪敷、商人共損金仕紅花商相止メ候商人數多御座候ニ付、自然と摘出之紅花も直段以外下直仕、郡中一統之難儀ニ罷成至極迷惑仕候

と、紅花値段の下落による生活苦を歎かざるを得ない実情であった。次に荷主商人たちの苦情を聞いて見よう。⁽²⁾

近年京都問屋拾四軒之仲間賣口不分明之品多ク、紅花荷物年内金子ニ相成不申候様ニ罷成、商人共損金仕、其上永々逗留仕諸雜用多分ニ相掛リ候儀、商人無手廻故、百姓共仕付之作物等下値ニ賣拂候故、御年貢上納金不足ニ相成、年毎指障リ迷惑仕候、畢竟、以前と違問屋拾四軒之仕業不宜存候、子細ハ紅染屋方江賣渡候紅花直段ハ

高直ニ而、商人方江相渡候売仕切直段ハ甚下直ニ而、多分相違有之由承知仕(云々)

即ち、問屋の売買状況が不明朗で、しかも売り値と仕切値に不正があるのみならず、代金の年内精算を後らせるため、商人や荷宰領たちの滞京期間が長期に亘り、その失費を過重ならしめるが、この損失や失費分は、おのずから生産地の農民たちが紅花の安値という形で背負わねばならないという結果を招き、御年貢上納金にも支障を来たしていると言っているのである。このために、羽州最上地方の農民の中に、早急にその改善対策の樹立を要望する声が再び高まってきた。

たまたま、宝暦元年(一七五一)秋の京都における紅花相場の下落に際し、問屋と紅染屋間に不正取引が行なわれたり、売れ残り荷の返還要求に対する拒否問題などの起きたことが契機となって、遂に村山郡内の公料農民たちが立ち上がった。尾花沢及び寒河江各代官所管内の総百姓名代に選出された谷地の久兵衛・儀兵衛の二人が、宝暦二年六月に上京し、京都町奉行所に対して、問屋の不正行為を監視するため、新たな機関として「紅花賣買場所」の設置の許可請願書を提出するに至ったのである。その目的とする所は「拙者共紅花賣買場所相立、於其場ニ紅屋・荷主・問屋立会候ハ、売買明白」ということであつた。この請願運動は翌三年まで継続されたが、その間において、さらに百姓惣代として谷地荒町の石川藤右衛門、楯岡宿の喜兵衛・伊右衛門らが上京して、二人の運動に参加協力した。また、郡中名主惣代として、漆山村の片桐善左衛門と羽入村の植松伝兵衛は、手紙をもって「無申迄候得共、口上誤等無御座候様御氣付御尤ニ候、諸事之儀、藤右衛門殿篤と申述遣候(云々)」³⁾と、代表者たちを慰撫激励しているのである。

この運動の中心目的であつた「紅花賣買場所」という機関の設置は、先に柘屋や青柳屋の請願した「京都出店」の

設置問題と、その内容において大差はないが、ただその運動に立ち上ったものは、先には進歩的な一部商人に過ぎなかったが、このたびのそれは、直接生産に携わる下層農民たちで、しかもその地域が谷地・楯岡・漆山・羽入という主要生産地にまたがってあったのみならず、有力名主たちまでがその運動を支援するという態勢は、確かに大きな特色であり、注目すべき変化であったと言えよう。

翌宝曆三年になると、この農民運動をさらに商人たちが支援して、請願の内容を盛り上げた。彼等の提出した「羽州御公領御百姓中一統ニ御願有之候ニ付、紅花商人一烈仕、左之通御願申上候意趣」を、箇条毎に要約すると、

一、先年国元から願人が罷り登り「直段之儀於問屋売人買人立会売買仕候得ハ、明白ニ御座候段奉申上候ニ付、其趣双方江被仰付御請仕候」が、その後は殆ど守られていない実情なので、「直対之儀願下仕候」

二、「紅花売払仕切状代金請取候節、売先損益有之候而も、少茂申分無之段商人共ハ一札ヲ取、金子相渡申候、右一札不仕候得ハ金子相渡シ不申」という仕儀は、「全非分之致方ニ奉存候」

三、「拾四軒之間屋、紅花売先キ直段之儀、商人共ニハ一切為相知不申」のみならず、「紅屋名前ハ勿論、売渡候荷物、荷印筵菰相掛持運、隠物同然之致方」、全く「不得其意奉存候」

四、登せ荷物返還要求に応じないのみか、その訴訟に際し、「御公儀様江売附書上候直段と、商人共江為聞申候直段、式割余高直ニ書上仕候、然ハ売先売生被取候証拠明白ニ御座候」

五、「去ル未ノ秋、問屋共ハ紅花紅屋方江売渡候得共、一向商人江ハ其沙汰不仕、その理由を乱せば「紅屋ハ直段無之故、少も売附不申」という返答であるが、「問屋行事申ニハ、紅屋江三四拾駄ハ売附候」由、かゝる曖昧な点に關し「御公儀様江問屋共如何様之申訳仕候哉、不得其意奉存候」

ということになる。

在京中の訴願代表の久兵衛・儀兵衛の二人は、三年二月に、産地商人共の京都問屋の不実な行為に対する詰問事項を内容に列記して、奉行所に願書を再び提出した。即ち「此度奉御願上候儀ハ、紅花売買口銭ハ不及申、商人共々相定之通問屋共へ相渡シ、売先キ紅花荷物紅花問屋双方売買直段私共江通達仕、附花荷物紅花問屋と立会見せ申度」、そのために「紅花売買場所相立、於其場ニ紅屋・荷主・問屋立会候ハ、売買明白ニ御座候」という意見であった。現存する史料によれば、この願書には、羽州村山郡高畑御役所附石川村（現寒河江市内）の名主金兵衛、組頭六兵衛・権十郎、百姓代市平・七郎兵衛の六人が、奥書調印している。このことは甚だ注目すべき点で、先の代表名主たちの手紙とは事変わり、公領の村役たちが公然と運動を認めるに至ったのである。察するに、請願の理由を重視した主要生産地の公領村方では、石川村の場合のように調印した所が多かったもので、単に一部の有力農民や商人の先駆的運動にとどまらず、村山全体の問題に発展して来たことを示している。

2 大阪に新問屋設置

この「紅花売買場所」の設置運動は、当然問屋側の強硬な反対にあつて、早期解決の見通しは立たなかつた。そこで戦術を変え、谷地の久兵衛・長之助、それに漆山の半左衛門等が中心となり、密かに大阪安治川の上年屋万右衛門という商人と組んで、同地に別に「最上紅花問屋」の新設を計画し、宝暦五年（一七五五）四月にその契約書を取り交した。その仕法によれば、蔵敷料及び売口銭は売代銀の六分、前銀利息は月一分三厘ないし一分五厘、仕切代金は売付け次第支払いという三条件になつていた。

一 札之事

一 拙者儀、於当地ニ最上紅花問屋相立度旨御国許江申遣候所ニ、早速貴殿方御登被成下及御相談ニ、商仕法書付最上商人衆中江指下シ申候、為御登被成候荷物払方之儀ハ、京都直段之如相応ニ相払可申候

定

一 蔵敷売口錢共 銀高ニ付六分口錢

此外一切掛り物無御座候

尤仕切表売先名前書付可申候

一 前銀利足之儀ハ、正月ノ九月迄之儀ハ月壹分三厘、十月ノ極月迄ハ月壹分五厘

一 御荷物之儀ハ、大坂着次第代物代金相応ニ内為替可仕候、尤其時之相庭次第御払被成候ハ、早速仕切代金拙者方ノ指出可申候

右書付仕法之通相違有之候ハ、何様ニ茂可被仰付候、為其一札仍而如件

宝曆五年

亥四月

大坂安治川富嶋町

上年屋 万右衛門

羽州村山郡漆山 半左衛門殿

同州同郡谷地 久兵衛殿

同州同郡同村 長之助殿

これは正に、京都における紅花問屋の特権的市場の分散を画策したもので、大阪問屋と提携して、京都問屋の不法

行為を封じようとした有効な対抗手段であった。元来、享保六年（一七二一）に幕府が示した仲間組合公認法では、「新規に商売に取付候者有之候ハ、相届候上、勝手次第商売可致候、尤同職より妨申間敷候」という原則が規程されていたので、この計画は不法のものではなかったし、また、京都の紅花問屋仲間には全く無関係の設置であったから、拒否される理由もなかった。

上年屋の仕方は純然たる荷受問屋として成立したものであるから、京都側に大きな脅威を与えたが、上年屋の事業の成果については、はっきりした史料は残っていない。思うに、輸送の点からすれば若干の問題点があり、また、大部分の需要地である京都との配給機構の不整備ということ、地方商人と京都商人との長年に亘る取引関係のことなどもあって、村山郡中全体がこの計画を支持したかどうかについては、一概に断ずることは出来ない。しかし、京都の問屋側に与えた心理的作戦の効果から見れば、或る程度の成功を納めたものと言えよう。

3 紅花売買場所設置に付再願

この作戦は、さらに追い打ちをかけるように、宝曆七年（一七五七）の春から、谷地荒町の百姓仁兵衛が総百姓名代となって、「紅花売買場所」の設置について再願をはじめた。その内容は初願よりもさらに拡大し、京都及び大坂に各老ヶ所を設立して、冥加式千俵ずつを幕府に上納するというものであった。しかし、この計画に対する奉行所の意向は慎重で、問屋側の不正売買に関しては、言うが如き「慥成証拠無之」のみならず、にわかに「新問屋御漬シ難相成」事情もあるという理由で不許可になった。

宝曆九年（一七五九）の四月頃から、京都の薬種屋荒木平次郎なるものが、新たに「紅花売買会所」設置の儀を願ひ出ている。これは、羽州最上代表との間に結ばれた新契約によるものであるが、当時仁兵衛は「新問屋拾四軒之

内、数年間屋職相休ミ居候もの御座候間、近頃恐多御儀ニ御座候得共、右休ミ株壹軒御貫ヒ被遊、私共方江被仰付被下置度⁶⁾と言っている所から見れば、この休ミ株をもつて、平次郎に会所を設置させようと計画したものと思われる。両者の密約等を知る史料を欠くが、現存する次の無名の口上書は、恐らくは平次郎が奉行所に提出した願文の草稿であらう。

乍恐奉願上候口上

御当地江諸国々為指登候紅花売買会所、私ニ被為仰付被下度奉願上候、取捌之義ハ売人荷主・買人紅花や双方会所江為立会、売買無滞明白ニ取引為致度、尤会所世話料売代銀高々三分通取之候様ニ仕度奉願上候、右為御冥加一ヶ年ニ金三百兩ツ、御上納可仕候、御尋之義有之候ハ、奉申上度候、御慈悲之上被為聞召分、会所御免被成下候ハ、難有可奉存候 以上

卯四月廿七日

この平次郎の請願は翌十年の三月まで四回に及んでいるが、その間、会所設置が問屋仲間に与える影響、荷主から徴収する世話料、前銀支払の条件などについて聴取されたり、或は紅染屋行事・問屋行事と共に招致されて対決させられたりした。平次郎の計画に対する問屋側の反対の理由は「家業相離」になる不安であり、紅染屋側の申し立ては「御召御用等差障」になる心配にあった。平次郎はこれらの不安感に対して次のような条件を、ないしは反論を口述している。即ち、前者については「問屋仲買共肝煎ニ仕候上、駄別歩銀相渡申候得ハ、全家業ニ相離候筋ニテハ無之」と言い、後者に関しては、「此儀ハ年来之家職ニテ、紅花製地絹色品染分、是迄紅染屋共紅花善悪目利仕買請候儀ニ御座候得ハ、差支可申筋無御座候様奉存候、前々者直買等仕候節、御用無滞相動来候御儀ニ御座候」と、その不安を

否定した。それでもなお御召物の染め上げに不安があるならば、「私手寄ニ目利巧者成者共御座候、友^(ツマ)ニ目利致させ候様ニ可仕候」と、撰花についての責任を約し、「聊籠略取扱仕候にてハ無御座」旨を誓言した。⁽⁸⁾

もちろん、平次郎の請願と並行して百姓代表仁兵衛らの運動も続けられた。宝暦十年三月の願書に見える新しい論点として、会所を京都及び大阪の二カ所に設置したい理由に、「連年之内、紅花悪作ニ而駄数無数之年は、右場所(注京都)諸雑用まけ仕候儀御座候間、大坂ニ而も売買場所老軒被為仰付被下置度御願申上候、然ル上ハ、羽州表ニ而悪作仕候而も西国表ニ而出荷有之候得ハ、両持合取続永々相勤、惣百姓之諸役銭金納等之手繰リ宜敷相成候」旨を述べている。また、問屋の不法手段による利潤収奪の事実を上げると共に、特に最近における荷残りの傾向によって生ずる経済的圧迫の問題に触れ、「先年は九・十月ニハ紅花荷物不残売払罷下リ、其金子ヲ以雑扱たはこ之類商人買入候ニ付、諸色金子之通用能、小物金納等ニ手問無之候処、近年ハ問屋方仕癖之不宜敷ニ、おのずから不捌ニ相成、翌春夏迄も持越し、一国之金子不足ゆへ、売物下直ニ而、金子之手配リ指問(云々)」と訴えていることである。そして最後に問屋の不法行為に対して「猶又其外之証拠聊承知罷在候得共、至而此儀ハ難申上御義ニ御座候間、御慈悲之御賢察御願申上候より外無御座候御事」と、含みの多い一項を加えているのである。恐らくは、奉行所役人と問屋との間に或る種の馴れ合いが行なわれていることを、言外に指摘しているものであろう。

宝暦七年からはじまった第二回の紅花売買場所の新設に関する請願は、凡そ以上のような経過を辿ったが、請願者たちが宝暦十年まで何回となく提出した口上書の内容は、凡そ次の数項目に要約することが出来よう。

第一、問屋仲間共、自分ニ買請儀自今相上メ、紅染屋共紅花入用聞立、肝煎せ同様仕度奉存候、尤会所世話料之内ハ、紅花売駄ニ付銀拾匁ツ、相渡候様仕度奉存候

第二、世話料之儀、是迄紅花売代銀高ハ三步通取来候ニ付、前格ヲ以会所御免被為成下候上ハ、荷主共江対談仕、

無滞様取斗ひ可仕御事

第三、前銀之儀、越前敦賀・大津着仕候上、相好候荷主共江相對仕、無滞様ニ作略可仕候御事

第四、会所売買帳面差出置、紅染や荷主露頭致させ、^(ヤ)意論無之不益ニ取斗仕度奉存候御事

第五、紅染や目利行届不申儀有之候ハ、私手寄ニ目利巧者成者共御座候、友々目利致させ候様ニ可仕候

第六、為冥加と紅花耆駄ニ付米耆俵ツ、之積リニ而、毎年駄数ニ応シ御上納仕度候

以上の設置目的および仕法の内容を審さに検討すれば、奉行所として否定する理由は見出せない筈である。ただ問題となるのは、従来の紅花問屋仲間という公認制度をどのように処置するかということ、もう一点は「御込敷御用」を勤める紅染家職人たちが、幕府方大奥御用品納入に支障を来たさなにかという不安を、どのようにして除くかということであった。そのために、審理は中々進捗せず、請願者に必ずしも有利に展開しなかった。もちろんその陰には、問屋側の奉行所に対する有形無形の策謀が行なわれ、業者に対する強力な圧力が加わっていたことも想定されるのである。

4 勘定奉行の審理

その後、数年間の史料を欠くので、抗争の経過は詳かでないが、明和に入るとこの運動はより活発化する。即ち、紅花荷主百姓たる谷地荒町村の五兵衛、同大町村の五郎兵衛、同前小路村の金右衛門および伝蔵（代理人藤蔵）の四名が総代となって第三回目の訴願を行なった。

従来、この改革運動を展開して来た村々は、谷地をはじめ総て公領に所属していたことは先にも述べた。たまたま山形藩主・松平乗佑が、明和元年（一七六四）六月に三河国西尾城に転封となり、山形は公領として会津若松城主・

松平肥後守に城番を命じ、さらに江戸目付役の松平藤十郎を代官に任じて、旧領郷村を管知させたのである。前沢代官は慧眼の人で、着任早々年貢滞納の夥しいことを知り、領内の経済事情を調査の結果、特に紅花生産地帯にその傾向の著しいことが判明した。原因は言うまでもなく、訴願人がしばしば陳述しているような、紅花問屋の不法な処置によって蒙る損害のため、農民の拒税能力が低下していることにあることを認めたのである。時恰も、他の公領内には第三回の訴願が行なわれていたので、農村経済の復興と、徴税源の確立のために、早期解決の必要を感じた前沢は、その旨を幕府に報告した。その結果、問題は意外に早く好転の方向をとり、訴願の審理は江戸に移り、直接勘定奉行所の司る処となったのである。

先ず、勘定奉行役の一色安芸守政汎は、明和元年（一七六四）の閏十二月に、紅花問屋一四軒総代として行事の紙屋勘兵衛・若山屋勘右衛門、仲間惣代として松葉屋新助・越後屋角右衛門、下京紅屋行事丸屋徳兵衛・虎屋長兵衛、下京総代として袋屋作兵衛・玉屋九兵衛の八人を江戸に招喚、同月九日と十五日の二回に亘り、事件解決の基本的な実情について意見の聴取を行った。紅花問屋代表側に対する審問内容は不明であるが、紅屋行事と総代たちに行なわれた事項は、問屋公認以前の取引方法、公認問屋成立の事情、現在の取引の状況と相場立ての方法、和糸吟味の關係藏敷口銭仕切の方法、直買の利害、輸送中荷物盜難の有無、荒木平次郎の紅花売買会所設立願に対する反対の理由などを中心とする一七項、そして最後には、紅花直買制度復活の可否、公認問屋存続の可否、問屋増設の可否、さらに今後の勘定所の結論に対する異論の有無についての総括的一項が加えられた一八項目であった。

これに対する紅屋代表側の返答は、谷地の商人や農民たちの訴願している問屋制度と取引機構の改革問題の審理に重要な手がかりとなったので、長文に亘るがその全文を掲げておく必要があるう。

御 吟 味

一、紅花取捌之儀已前者如何様ニ致候哉

此儀、三十年以前者奥筋へ手廻り能紅屋共紅花直買ニ罷越候処、如何様之御儀御座候哉不奉存候へ共、和糸御吟味ニ付、紅花出生之因糸をも作出候ニ付、紅花直買之序ニ糸をも買登せ候故、紅花直買御停止被為仰付候、尤夫迄ハ直買之外彼地より差送り、又者代り物代ニ差登せ候紅花杯、京都手寄之方ニ而買請候儀御座候、其節迎も手廻し悪敷紅屋共者京都問屋ニ而買請候へ共、右奥筋相場を承合候而売買仕候、直買仕候者共も、譬者十駄潰し候者者四、五駄斗も仕入、残ル所者京都ニ而買請申候

一、問屋紅屋軒数相定り候義如何致候事ニ候哉

此儀、三拾年以前ハ軒数相定り候儀も無御座候へ共、直買御吟味之砌、紅花商致来候者十四軒御座候内、二、三軒者已前より問屋ニ而、残ル十軒余ハ仲買ニ而紅花売買仕候ニ付、都合拾四軒御定被為遊候、紅屋共者上下京ニ而百四拾八軒有来り候ニ付、御吟味之節銘々名前書付奉差上、右之軒数ニ御定被為遊被下候、其砌紅花直買仕間敷旨紅屋共一札印形奉指上候

一、行事者家筋有之候而相勤候哉

此儀、五、六人半季宛ニ而相代り候所、右軒数相定候砌より、兩人宛ニ、三年又者勝手ニより五、六年茂相勤来候得者、誰相勤候と限り候儀者無御座候、仲間之内ニ而見立候而相勤申候

一、当時紅花問屋ニ而買請候儀者如何致買請候哉、相場は問屋より相立候哉、紅屋より相立候哉

此儀、紅花代銀者銘々勝手ニより二季掛ケ或は現金ニ買請候、何れも問屋紅屋相對ニ而買請候、値段者問屋より何程と申候

一、和糸御吟味之義は如何様之訳ニ而有之哉

此儀、他商売之事ニ御座候得者委不奉存候へ共、京車屋町八幡町ニ而和糸会所相立有之候、併シ三、四年斗ニ而相止ミ申候得共、其訳者不奉存候

一、和糸会所者誰と申者相立候哉

此儀、老人者加島庄右衛門と申者、右之外三人斗ニ而相勤候様ニ及承候得共、委細之義者不奉存候

一、問屋より藏敷口錢仕切等之事如何致候哉

此儀、私共買請候者、紅花五百目入六拾四袋を以壹駄ト相定、値段相對仕、右之割を以代銀相払、代銀請取書取置候得者、藏敷口錢等之義者不奉存候、尤紅花荷印ハ帳面ニ留置候、口錢之義者銀壹貫目ニ付三十匁ト承り來候へ共、別ニ私共よりハ遣し不申候、値段ニ籠有之候得者何程と申儀ハ不奉存候

一、以前より紅花捌者如何有之哉

此義、當時紅染類多捌方宜敷御座候、併近來諸国より作出し候ニ付、紅花駄数も多御座候

一、紅花直買致候へ者其方共勝手ニ相成候哉

此儀、三十年已前直買御停止被為仰付候処、不勝手ニ付直買儀儀相願候得共不相叶、亦々十二、三年以前土屋越前守様京都町御奉行之節、谷地村久兵衛・儀兵衛と申者京都ニ而売場相立度旨相願候ニ付、差支有無之義御尋被為遊候処、右乍御返答直買之儀相願候所、一旦御差留被置候儀儀相願、剩御吟味中相願候段不届、重而右願申出候ハハ急度可被為仰付旨被為仰渡候ニ付、其後相願不申候得共、直買者勝手宜敷御座候、於御当地直買之義相願候儀者、京都御役所へ恐多奉存候ニ付御願不申上候得共、直買者勝手宜敷御座候

一、三十年已前と當時紅花相場ハ如何有之哉

此儀、三拾年以前ハ文金御吹替已前之儀ニ御座候、紅花老駄ニ付凡式拾五兩斗仕候、當時五拾兩斗茂仕候得共、年々出来善悪御座候而高下御座候

一、宝曆九卯年、荒木平次郎と申者紅花売買会所願候所、何之問有之紅屋共相障候哉

此儀、上々様方御召等紅染申候節、出生不宜紅花ニテハ難相成、依之紅花問屋出生宜敷紅花を相考買置候を、紅屋へ買請候義ニ御座候、平次郎義京都之者ニ御座候得共、葉種屋ニ而御座候へハ、紅花目利難相成間違等有之候而者、急御用御間ニ合不申難義仕、且又平次郎相願候者、諸国より出候紅花を一手ニ引受、問屋紅屋へ売渡し度旨御願申上候、左候得者買口手狭ク相成、末々手間等茂可有御座奉存、京都御役所江御断奉申上候

一、三十年已前諸国直買之儀如何様ニ致買請候哉、仕入金杯差遣し候敷、又者現金ニ買請候哉

此義、直買相成候節者、羽州表へ勝手宜敷紅屋共ハ手代等差下し、又者定宿江申遣し、彼地ニ而少々宛之紅花をも買集候義ニ御座候、尤代金者現金ニ買請候、其外国々より作出し候少々宛之紅花京都へ持参仕、或者其地へ商ニ参候而代々物替ニ仕候、紅花杯も前段申上候通、直買御差留被為仰付候已来少し茂買請不申候

一、紅花直買致候而、船中ニ而盜花杯出来申儀無之哉

此儀、右荷物は羽州より坂田へ積出し、上乘・宰領・手板等有之、船問屋ニ而吟味仕候得者、盜花等之義者御座有間敷と奉存候

一、問屋紅屋帳面引合吟味致候ハハ、紅花値段相知れ可申哉

此儀、紅花値段之義、帳面御引合被為遊候ハハ相分り可申候へとも、是迄之仕来ニ而、紅花之印譬者大上ヲ天上ト替、太上と替申儀茂御座候得者難相分り奉存候

一、五平次山形屋八郎右衛門出入ニ付、紅花入札致候義如何致候事ニ有之哉

此義、京都従東御役所紅屋行事共江被為仰付、仲間之者過半入札仕候

一、右紅花如何様之儀ニ付値段下値ニ入札致候哉

此儀、右紅花善悪有之、望無之紅花ハ下値ニ入札仕候ニ付、惣高二而者下値ニ相成候、尤新紅花前、殊二六月下旬ニ而紅花入用ニも無御座候故下値ニ入札仕候

一、前段紅花相場者問屋より立候処ニ、何故其方共相場を立入札致候哉

此義、銘々望次第第二入札仕候義ニ御座候得ハ、買合至候紅花相場ニ準入札仕候

一、三拾年已前之通紅花直買致候而も不苦哉、又者是迄之通問屋差被置候而も不苦哉、又増問屋出来候而も不苦哉、如何様ニ被為仰付候而も其方共申分無之哉

此儀、右之通被為仰付候而も差支無御座候、併買口一方ニ相成会所拵出来仕候義御座候而者指間甚難儀仕候

以上を通して、紅屋側の意向を見ると、直買制の復活について「於御当地直買之義相願候儀者、京都御役所へ恐多奉存候ニ付」、特に御願いを遠慮していたが、実際には「直買者勝手宜御座候」と陳述している。この発言は問題解決の核心に迫るものとして注目される。また、公認問屋制の存置問題と増設問題については、御決定に際して異議はないが、「買口一方ニ相成」る懸念の多い「会所拵出来仕候義御座候而者、指間甚難儀仕候」と、生産地側の農民や商人たちの訴願の重要部面を占める紅花売買会所の新設問題については、飽くまでも不賛成であった。

なお、勘定奉行所で問屋増置の可否を糺しているのは、たまたま、武州葛鹿郡龜有村(鹿)の者で、但州播州通船請負業を営んでいた清右衛門が、羽州商人の依頼を受け、京都に一四軒株以外の増問屋株を企て、紅花荷物引請御免の願書を提出していたことによる。但し、そこに至る事情は判明しない。宝曆から明和初期にかけての最上商人や生産者の

京都問屋に対する抵抗は、直接的には改革請願の弛まない展開と、一方においては、こういう上方商人と密かに結託して、側面から問屋側の独占的機能を弱めて行こうとした試みであったと思われる。しかし後者の場合は、紅花の流通市場に経験的には何等の実力を持たない一部野心的商人に乗ぜられる危険もあって、対抗手段としては何れも成功しなかった。

5 紅花問屋株仲間の廃止

前述のように、明和元年十二月に勘定奉行所が問屋側代表に行なった尋問の内容と、それに対する応答の状況は、直接関係史料の制約があつて明らかに出来ないが、他の間接史料をもつて推測するに、第一には、訴願人が陳述するような、口銭や蔵敷料取得上の不正の有無、第二には荷受問屋から仕切込問屋への変質の実情、第三には問屋公認以來、紅屋側が不満とする商売手狭の実態などについて、詳細な陳述を求められたようである。これに対して、問屋側は既得権擁護のために、極力弁明に努め、問題の打開を計ったが、奉行所を納得させ得るだけの証拠が整わず、結論的には窮地に追い込まれる結果となつた。

勘定奉行所では、紅屋側と問屋側の意見を参照して、最上商人たちの訴願内容を検討の結果、翌明和二年（一七六五）五月に問屋制度改革の必要を確認するに至つたので、先の関係者を再度江戸に招致し、七月四日に奉行・小野日向守一吉から問屋公認制の撤廃と、紅屋の直買制の復活を申し渡し、両者からはその請書を提出させた。⁽¹²⁾

奉指上一札之事

一 羽州紅花荷主共儀、京都紅花問屋取斗不宜故捌方差支候趣、但州播州通船請負人武州龜有村清右衛門江相願

候趣、先達而一色安芸守様江清右衛門奉願候ニ付、右荷主并清右衛門其外問屋紅屋共一同御吟味御座候処、先年者紅屋共も紅花出生之国々江罷越、勝手次第直売買仕候処、問屋相極候已来問屋共不束成捌方ニ付、清右衛門儀於京都増問屋株取立、紅花荷物引請正道ニ取斗候ハバ、外問屋共も自然と簾直ニ可相成趣品々申上、問屋共儀者三十ヶ年余以前者右之通り直売買相成候へとも、享保式拾卯年間屋十四軒ニ極リ候已来、自ラ荷物難渋も不致、盜荷物等無之取ノ宜敷、尤是迄不直成取斗仕候義無之由申上候、紅屋共儀ハ已前之通直売買致候様相成候へ者、勝手ニ罷成由申上候得共、一躰申争ひ無証扱之義者御取用ひ難成、問屋共儀紅屋江売渡候分斗口錢取之候得共、多分問屋共方江買取置候故、右之分者口錢無之候間、従前々仕来ニ而、仕切書付ニ口錢員数相認不申、蔵敷之儀者口錢江込取置候故、是又不認由申上候得共、左候ハバ、右之訳委細認分ケ、仕切書付も可渡処無其儀、一躰不取ノ致方、其上問屋極リ有之候てハ、売捌方手狭差支ニ相成候段者歴然ニ付、清右衛門へ増問屋株被仰付候様仕度と申儀并直売買ニ相成候共、問屋株者御立被置被下候様仕度旨、今般御吟味之上問屋共之内ニ而奉願候義ハ難成間、以来問屋名目相止メ、三十ヶ年余已前之通、銘々紅花出生之国々へ罷越直々売買仕、勿論荷主共儀茂外々紅花作り候者より荷物相渡度由申候分ハ引受之、勝手次第商仕、都而荷印帳面等巨細ニ取極、紛敷無之様仕、荷主共義も我儘之取斗仕間敷旨被仰渡、一同承知奉畏候、若相背候ハバ御咎可被仰付候、仍御請証文指上申処如件

明和二酉年七月四日

柴村藤三郎御代官所

羽州村山郡谷地

紅花荷主百姓

荒町村

五兵衛判

前小路村	金右衛門判
大町村	五郎兵衛判
前小路村伝蔵代	藤 蔵判
百姓 (武洲)	清右衛門判
京都紅花問屋行事	

(住所省略)

紙屋 勘兵衛 ㊦

(" ")

若山屋勘右衛門 ㊦

全所紅花問屋

(二名省略)

全所紅屋行事

(四名省略)

全所紅屋百四拾八軒惣代

(四名省略)

以上の判決および御請書提出と同時に、紅屋總代に対して「向後紅屋問屋ケ間敷取捌致候歟、又者問屋抔ト申もの有之候ハバ、早速可訴出旨」を小野日向守から仰せ渡され、村山郡内公料の商人・農民たちの実に三十年に亘る問屋制度改革問題に終止符を打ったのである。

その間、飽くことなく運動の推進力となって来たのは、谷地(河北町)の荷主百姓總代たちで、それを絶えず支援したのが寒河江・楯岡・高櫛など、公料に所在する紅花生産の中心地帯の商人たちであった。確かな年次は不詳であるが、恐らくこの訴願事件の頃と推定される某年、御勘定御組頭・土山宗次郎が、朝田伴七という入魂の者に、奥州・出羽の公料のうち、特に紅花生産地帯の経済事情を密かに調査方を依頼したことがある。目的はそれらの地帯の御年貢上納遅延の原因をさぐることにあった。某年八月の「内状并御直状」⁽¹³⁾という史料に、当時の調査結果の概要が載

ついで。

土山宗次郎様極密事ニ被仰候ハ、出羽奥州御上御領之内より、紅花一ヶ年ニ凡三万両程出申候、右紅花庭所御年貢四五年以来より納方遅ク、依之御上より御催促有之候得共、兎角及延引候ニ付、内密を以国方御尋有之候処、右紅花京都へ差為上、京都ニて相捌候代金を以米買入御年貢納候由、右之仕義故、当年之紅花庭所之御年貢翌年七月迄ニも皆済ニ相成不申候、右之通御年貢翌年迄も相納不申候てハ不済義ニ付、百姓方へ嚴敷申付候処、左候ハハ紅花ニて御納被下置候様願出、則御代官所より右之趣御勘定所へ被申出候義有之候(云々)

この書状を見れば、村山郡内における上納遅延の問題は、全く問屋側の代金支払仕法に不当性があることで、百姓側の言分としては、代金支払いが遅れるような場合は、止むを得ず代納として「紅花ニて御納被下置候様」にと、まさに棄鉢的な放言をすらすら述べている実情であった。

問題がいよいよ押しつまって来たこの頃になると、正当に対処して行こうとする紅屋仲間の一人の人間には、「百姓方より直々相調、代金迎も直々百姓方へ相払可申義と奉存、則右金子を以御年貢相納候筈之義と奉存、然者其年限ニ御年貢相納可申義、翌年七月迄も相納り不申候段、何共不審ニ奉存候」という意見が強く起きて来た。こういう生産地の実態調査や、紅屋仲間の意見は、やがて問屋制度の廃止と、自由取引き制への復活の気運を促進したことは見逃がせない。

紅花という換金作物の主要な生産地を形成している村山地方で、特に徴税収奪の厳しい公料所属の村々の百姓商人たちが、永年に亘って問屋側の不法に反抗し、関係役所にその改革を要求して来た理由も、全くここにあった。この運動の発祥地で常に指導的役割を果たして来た谷地の農民記録(註4)に、問屋廃止当時の喜びを、簡単であるが次のように書

き留め、生産地における景気の上昇を明らかにしている。

(明和二年)

紅花問屋拾四軒御取上げに罷成、古来之通三拾ヶ年前之通、紅花出生之国々江直下り相成候様ニ、紅花荷主相方

へ小野日向守様より被為仰付、大勢郡中之百姓悦申事ニ候、当時願人荒町吉田五兵衛、前小路金右衛門並伝藏、

当町(注大町)吉田五郎兵衛、右四人願成就悦帰国仕候

(明和三年)

紅花時ハ前年より多御座候(中略)当年京都より紅屋並ニ問屋老兩人山形直買ニ下り申候、依之百姓方甚気つよく有之、直段高直仕候、五月中京都ハ紅や問屋中ハ六七人山形へ下り紅花仕入、依之人氣強ク相成、生花直段五

十文ハ八拾文迄、干上り上物六拾弍式両、五拾四五兩位仕入花揚り、右下り衆有之候ふくミニ而右之直段相立、

百姓方悉く悦申候、夫故干花買ニ相成下直仕候而、百両ニ三駄位迄、中頭物四十両揚り、凡駄数千駄余

最上紅花の生産が千駄を越したのは、過去では宝曆五年(一七五五)の千百駄があるのみであるが、明和以後になると、自由市場制への復活が予想通りの好況をもたらし、千駄以上の生産が普通になった。このために、在方村々の手広の農民の中には、自ら干花加工を行ない、或は自ら仲買人を使役して干花買いはじめ、漸次在方荷主に発展して農村市場を形成し、やがては上方の資本とも直接的なつながりを持つ者が多く現われるようになって来て、最上紅花の生産と流通史上、大きな画期を迎えたのである。しかし思えば元文以来の長い闘争で漸く目的を貫徹したことはたしかに農民百姓たちの意識の成長であった。

(1) 〃 (5) 榎久右衛門家蔵史料

(6) 〃 (10) 著者蔵史料

(11) 〃 (13) 三井文庫蔵史料、沢田章著「近世紅花問屋の研究」

(14) 「大町念仏講帳」「念仏講年代鑑」

(其他) 榎久右衛門家蔵史料

第四節 紅花世話所の仮設承認

1 旧問屋の紅花荷宿経営

生産地側が漸く闘い取った自由市場の復活は、果して予期したような好結果をもたらし、生産と流通と収益が順調に展開されたかという点、必ずしもそうは行かなかつた。在郷の生産農民や商人たちの論点は、京都の問屋たちの不正取引の排除ということが先行して、不便な遠隔地間流通に必要な、取引き機構の改善に充分な注意が向けられなかつた。そのために、間もなく破綻を來たすのである。

直買い制度、或は相対売買制の復活によって、紅屋自身またはその手代の者共が、京都から直接生産地に出向いて集荷するか、産地の荷主と契約・依頼取引を行なう場合には、別に支障はないとしても、そういう関係のない産地の荷主たちが、市場に送って自由取引を行なう際には、たとえ荷宰領が付き添うか、或は支配人を京都に駐在させる

にしても、取引きの根拠地の設置、具体的な売買に関する仲介・斡旋業務の依頼、適正相場の見通しなど、流通の過程において、少なからず円滑を欠いたことは言うまでもない。

そういう不便・欠陥の発生をかねて予知していた旧問屋たちは、仲間制度廃止後間も無い頃から、取引きの世話役を勤める「紅花荷宿」という仕事を創始した。それは問屋という名目こそ使用しないが、その仕法から見ると、かつての間屋とその性格は殆ど変わらないものである。即ち、荷主から送られる荷物を一時預かり、荷主側と紅屋側の間に立って取引斡旋を行なうことを主たる内容とする業者である。規定としては、一定の庭敷料や口銭というものはなく、その代わりに、売買価格の差額を唯一の収入とするものであった。こゝに大きな問題点として指摘されるのは、荷主と紅屋の両者だけの直接交渉を認めないことで、従って、荷宿と紅屋の間の精算仕切内容は全く明らかに示されないことである。このような巧妙かつ不明確な仕法の下では、再び旧弊のような疑義の発生することは当然である。

例えば、相場が騰貴して来れば、その時期を見計らって高値に売付け斡旋をしても、仕切には下値の場合に偽作し、下値の傾向を示せば、それ以前に仲介したのも、安値相場に繰り替えて仕切り、巧妙に利鞘を稼ぎ、荷宿を利用する地方荷主に損害を与えるに至った。

旧問屋たちは、荷宿を経営するかたわら、自由取引制に乗じて、手代らを産地に遣わして集荷に当たったが、その際にもまた「於京都売レ能（キ）荷物買取、他ハ荷主と問屋と両商売」を行なって暴利を獲得し、さらに一方、産地荷主からの委託品の処理については、「先ず問屋方ニ買置候物先江売り、荷主荷物ハ直段引合かたき旨申之、売仕切不遣」、売り付け最後に廻して利潤を貪るといふ、悪埒な手段を弄した。

このような不当な企みは、たとえ自由売買制になっても、直接相対売買の実施が困難な隔地取引下においては、絶滅を期することは中々困難な問題であった。述べきたったような幾多の不正手段は、問屋仲間制の存立していた時か

らの常套的なもので、荷主や生産者たちから、従来もしばしば指摘されて来た処であったが、彼等が荷宿に転向してからは、その傾向が一段と巧妙かつ顕著に現われて来たのである。生産地の記録⁽¹⁾によると、明和三年（一七六六）の如きは紅花の生産状況が「近年無覚取申候」という大豊作年であったにも拘らず、その反面「京都着直段相立不申」という現象を生んだ。このために、荷主商人の一部には早くも苦境に立たされた者もおった程である。思うに、こういう現象の起きたのは、当時の相場の自然的変動の影響だけではなくして、未だに経済的実力と問屋的経営の実権とを握っている者たちの不法策謀によるもので、生産地の人々が漸く獲得した新規取引き方法も、期待した程順調な結果を収めることは出来なかつた。

2 紅花世話所設置計画

特権問屋が廃止されたことは、表面的には確かに中間の利潤搾取や、取引上の不正を抑止するに効果があつた筈である。しかし事實はこれに反し、問屋が荷宿に置き替えられたに過ぎず、流通面の実質的な掌握は、旧来と殆ど変わりがなく、不当な利潤収奪の面においてはむしろ潜在的に拡大強化し、悪質化して来たとも見られる。このために、かつて生産地の農民たちによって提唱された「紅花売買場所」という取引機関の特設問題が再燃して来た。

即ち、明和七年（一七七〇）の十一月に、高嶺村の百姓五兵衛・五平治の両名が、紅花・穀物等下落の際の農民の生活保証や、紅花の売り急ぎ防止などを目的とする「紅花世話所」というものを京都に設置する計画を立て、その認可方を江戸勘定奉行所に請願したのである。仕法条件の主要な点は、売上げ代百両につき口銭三両宛を徴収し、総収入のうちから、幕府に対して毎年百両宛の冥加金を上納すること、生産百姓や業者の希望者には、三拾両壹歩という低利資金を前貸融通することなどであつた。

発案者兩名の地位身分や信用上の実力などについては未だ明らかでないが、この企画には早くから江戸方面の有力な資本家が介入し、その指導に当たっていたようである。しかも、谷地方面の業者がこの運動を支援し、願書に逸早く得心印形していることなどから見ると、公料所属の生産地帯では恐らく目立つ反対はなかったものと思われる。

公認の間屋制から自由売買制への転換は、独占化から生ずる弊害を除去する目的をもって、農民・商人たちから出された強い要望によるものであった。しかるに、それから僅か数年後に、性格的には再び間屋が生んだ弊害、即ち独占化の傾向に陥り易い性格を持つ世話所を、例え裏面的な工作があつたにせよ、農民自体から持ち出されたことについては、奉行所としても、その取扱いや可否の決定に慎重にならざるを得なかつた。過去の事情のみならず、間屋廃止後急速に発展した農村の新興勢力に対しても、安易な考えで解決を図ることは危険であると察した奉行所は、審理に入る準備段階として、村山郡内の公料及び預り所の各代官・管治者に命じ、各村全名主に忌憚のない意見を徴させた。このような用意周到な、しかも大がかりな下意上達の調査は、全く異例のことに属する。

調査は明和八年（一七七二）に行なわれ、それに対する各村々からの詳細な返答書は、翌九年一月以降代官所毎に提出された。結果は意外にも予想を裏切り、柴橋代官所管内の場合は、紅花不生産地たる白岩山内及び左沢山内の三ヶヶ村を除き、利安金の借入れを目的として、「設置不苦」と賛成したのが僅かに一ヶヶ村、それに対し、強硬な反対意見を述べたものが実に七八ヶ村に及んだ。長瀬代官所管内の村々も、殆ど反対の意向を卒直に示している。⁽²⁾

(省) 此度願ニは世話所と申立、売買ニは不相抱候旨申上候得共、右間屋同様之儀と奉存候、右拾四軒相建候節さへ前書之通取計ひ候由、況や老軒相建候而ハ、猶又右ニ準し、南方手狭ニ相成可申と奉存候、左候得ハ、百姓方不勝手之筋と奉存候ニ付、世話所相建候儀、私共村々百姓共望無御座候(下略)

これらの村々の中には、五平治等が計画した初回の議定書に調印済みになっている村も多かったが、当時の事情については「去々寅十一月去卯春まで、五平治・左五兵衛別紙写ニ差出候議定書持參、村々江相廻り、此儀承知ニ候はゞ見届印形可致旨申之、勿論、高樺村・谷地荒町村其外村々得心印形致相見へ、右議定書見届候所、差而相障リニ相成候儀無之候ニ付、印形仕候儀ニ御座候」と述べ、判断の甘さを改めて、反対の意志を表明している。

提出された反対意見書の内容について奉行所が審査の結果、その前提をなす理由が、将来旧問屋の轍を踏むことになるであろうという不安感に過ぎず、やゝ薄弱の嫌いがあるとなし、最も強固な態度に出た柴橋代官所支配下の村々に対し、再調査を行なった。この返答書が二月に提出されたが、その内容は前回の返答書に比較して、より具体的に生産者たちの被る弊害を明らかにし、反対の意向をいさゝかも変えなかつた。⁽³⁾次にその論点の概要を見よう。

その第一点は、設立計画者が示している所の、売上代金百両につき口銭三兩宛徴収するという問題で、これに対しては「商人共当地ニ而紅華相整候砌、夫丈ケ之掛リを見込買調申儀ニ付、百姓手元江紅華買値段夫丈ケ下直ニ罷成」る道理で、結局は口銭は生産者の負担となり、手取金がそれだけ減少すると言うのである。

第二点は、かつての問屋制時代は「京都々直買之旅人一向下り不申、最上ニて紅花売買之儀ハ、当国上郷ニ而ハ山形、下郷ニ而ハ天童・谷地ニて斗水花売買仕、在々村方不勝手」になつたが、問屋廃止後は「京都直買之旅人共山形ニ落着旅仕罷有、在々所々ニ而五駄七駄宛注文干花仕候ニ付、紅花売買之外手間取日用者之女童部之類迄、紅花之内ハ在々所々ニ而不存寄日用錢取入、夏納之御年貢金上納仕、夫食之足りニも仕来」つたのである。しかるに、このたびの紅花売買世話所設置のことが許可になれば、この世話所もやがては独占化の傾向を生じ、問屋制時代の不勝手不便を再現するようになる懼れが多いことを強調している。

事實、明和期以降最上紅花の生産が急速に上昇し、在方市場が活気を呈して来たのは、自由市場が復活したことに

起因しており、この点について名主たちも「当国ニ而ハ、仲買商人共義、先年ハ最初々京都迄為差登候心懸ヲ以紅花相調申候処、近年京都々直買之旅人共年々罷下リ候ニ付、当地ニ而右直買之旅人共江相払候積りを以千華仕、捌方も格別手早勝手宜御座候ニ付、自然と仲買商人多ク罷成、百姓手元村々ニ而生花勢リかへ（驪買）のやうニ罷成、直買旅人下リ候儀、郡中甚勝手ニ罷成候」と附言しているのである。

世話所設置によって受ける影響は、公私領の別なく、村山郡中紅花生産地の総百姓の問題であるが、問屋廃止運動の場合と同じように、私領側の動きは殆ど見られなかった。もちろん、これは行政管轄の相違から、藩庁の意向を考慮せずに、江戸奉行所に直接訴願することを憚ったためでもあるが、公料側農民の主張を決定づけるためには、私領側農民の賛否を明確にする必要があった。公料名主たちは返答書においてこの点に触れ、「当郡之内、拙者共村村同様紅花多分作立候場所ハ御私領村々御座候処、右世話所相建申候而ハ拾四軒問屋有之之時節之通、紅花商手狭ニ相成、甚不勝手之節御座候旨申之、難儀存罷有候段風聞ニ御座候間、是等之村々江御尋被遊候ハ、不勝手之筋可申上と奉存候」と、私領側に対する意向調査方を希望している。

再吟味に対しては、以上のように反対理由を詳述したが、その結論としては「冥加金差上、御益申上候願之筋江相障り候様ニ而、甚恐入」る次第ではあるが、「右世話所相建候而ハ、郡中困窮之基イ顯然ニ奉存候間、乍恐此段聞召被為訳、御慈悲之御勘弁を以、是迄之通直売買相対次第ニ被成被下置度」旨を極力返答に及び、飽くまでも設置に反対した。最後に、若し仮りに今後において設立に賛成するような村々が生じた場合には、賛否の両者を江戸に招致して、対決させて戴きたいと硬い決意の程を示して、返答書を結んでいる。

斯くして江戸奉行所でこの問題を審理中、如何なる事情が発生したのか、翌安永元年（明和九年）の七月に、反対村々惣代名主として、紅花生産の中心地帯たる長瀬代官所附長瀬村の伝三郎、櫛山村の久右衛門、柴橋代官所附蔵

増村の忠三郎、長崎村の孫左衛門、山家村の三右衛門の五名が俄かに江戸に招致され、「縦何程申立候而も、未如何様共不被仰付已前、彼是難渋申候儀者、見越シ候了簡ニ而、御取用難被遊候間、一旦ハ御請仕、其上ニも困窮之筋有之者、何れニも可相願(云々)」と、反対訴願の筋は総て却下された形となつたのである。

3 紅花世話所仮設の承認

この申渡は、仮りに改定の余裕を含むものであつても、真に農民層の声を理解しての処置とは言い得なかつた。江戸奉行所役人たちは、紅花生産の技術的な過程や売買仕法上に起きる細部の点などについては、殆ど無知であつたと言つてもよい。審理中における問題の受け止め方や解釈等を見ても、「紅花買売之儀、生花ニ而、其日ニ百姓手元商人江売渡シ、商人共京都江為差上」というように、生産過程や流通機構の極く一般的な仕法に対してすら、その理解の仕方が単純で、「商道之儀ハ、手を越候程百姓不残之筋、依之、商人共江不売渡、此度紅花世話所被仰付候はば、世話所ハ前貸金等借請、村々申合、一村限りニ茂、百姓方ハ直ニ京都江為差登、世話所江差出候ハ、利分も可有之儀、夫丈百姓方勝手ニ可相成」と尤もらしく単純な判断をするのである。

この考え方からすれば、中間における利潤搾取を除くために、生産農民と紅花売買世話所と直結させることによつて、地方集荷商人の如き機構も不要になるという結論になる。これは生産地における干花製造及び製品の取引き上重大な問題なので、出府中の代表者たちは国元と往復して、その対策と農民の意見の統一に努力した。その結果、干花製造の特殊工程を次のように説明し、さらに農民の直登せの不可能な理由を力説した。

干紅花之義、年来致馴不申候而ハ出来不申、又は其村水不宜村方ニ而ハ干花難相成候ニ付、先年ハ、百姓手元ハ中買之者共水花買取候而も、尚又干花致候者江壳渡候義ニ而、甚功者不功者有之義ニ付、百姓直登之義ハ商人と違ひ、素人ニ而手馴不申義、其上羽之義遠国ニ而海上も有之候得ハ、自然難船等有之節ハ、行当差支可申と難義ニ奉存候、商人共之義ハ、登り下り商物見込も有之義、百姓之義は、紅花一色之事ニ御座候得は、旁以百姓直ニ為差登候義は、不相成義ニ奉存候

この申し立ては何等の粉飾も偽証もない真正正銘の所であるが、奉行所の諒解を得ることが出来ず、七月八月の審理に際して、物代人たちは、条件を附して次のように受諾せざるを得なかつた。⁽⁶⁾

右世話所之儀、沓ヶ年季ニ被仰付被下置度奉願上候、然ル上は、若右年季之内百姓共勝手ニ相成不申、御年貢御上納等之差障リニも相成候砌ハ、世話所御免御訴訟奉申上候間、何卒格別之以御慈悲、此段御聞濟被成下、已来百姓共取統候様御勤弁之上、仰被為付被置候様奉願上候

即ち一ヶ年間の試設という条件で承諾した形になったが、奉行所はこれを容認したものかどうか、若し設置されたとすれば、その後どのような功罪が生じたものか、現在の所、それらを徴すべき史料に欠けている。しかし、その後間もなく展開される諸般の状況から判断すれば、仮りに設置の許可があつて業務を開始したとしても、農民や商人たちの継続設置反対のために、案外短期で廃止されたものであらう。

4 旧問屋系商人の策謀

明和七年（一七七〇）の十一月から高樺村の左五兵衛および五平治が郡中総代と称して、紅花売買世話所設置の運動を開始した状況は前述の通りであるが、その背後に在ってこの運動を支え、旧問屋の勢力挽回を策謀していた京都商人のあったことに注目しなければならない。即ち、明和八年十二月に下総国岩井町の忠右衛門、江戸本石町の大黒屋伊右衛門なるものが相語らい、京都に紅花世話所を建て、「奥羽两国之紅花引請、願人共者売買ニ不拘売捌方世話仕、金百兩ニ付金三兩宛口銭取之、右之内冥加金上納いたし度旨を公儀に出願している。これは、恐らくは旧問屋共が後盾となつて、新たな方式による勢力挽回を画策したものであろうと見られる。左五兵衛・五平治の兩名もこの計画に加担合流したので、同月中に大黒屋伊右衛門が願書を持参して最上に下り、郡内公料の村々の連判を要望した。しかし、左五兵衛等の先の企てに対すると同様の趣旨で一般的に拒否の空気が強く、遂にこの計画は成立しなかつた。

次いで、翌明和九年二月に、紅染屋仲間の一人たる京都今出川通室町西へ入町居住の紅屋久左衛門が、江戸奉行所に前者同様の願書を提出した。然しその仕法は前者とやや異なり、「於京都紅花荷物之分売場相立、送状を以引請、中買之者拾人程相立置、荷物着次第荷主紅屋并中買為立会、紅屋并中買江入札為致、高値之方江為売払候積り」というのである。仲買組織をつくる理由については、「紅屋共買請候紅花者宜分斗ニ付、相残候分葉種屋又者大坂表木綿志ほり等いたし候者江売渡」す業務であることを強調し、さらに「紅屋共之内身上不如意之者江者、中買より金子之世話もいたし為買取、紅屋共より代金即日之取引ニいたし候積りニ候得共、金子手廻り兼候者有之候ハハ、少々宛者差延遣し、又ハ二三ヶ月指延候得者、夫丈ケ之利足為指出候積」と、仲買人をして資金調達役目をも果たさせよう

とするものであった。なお、口銭徴収の規定は、紅花代銀考貫目に付き三拾目宛、売主・買主双方から払わせ、直取引きの分に対してもこれに準ずるとしているが、これは旧問屋時代の仕法と全く同じである。

久左衛門は宝曆十二年（一七六三）以来江戸大奥の御広敷御用を免許されて来た有力紅染屋で、そのために必要な優良紅花の撰方については、旧問屋筋の業者と談合もついているという両者の特殊関係から察するに、世話所設置計画については、旧問屋の策謀に乗ったものと推量される。仕法の大部分が旧問屋時代の仕法を踏襲していることでもそれが窺われる。仲買人拾人程を専任するという仕法も、或は旧問屋仲間をもってこれに当てるという密約が出来ての計画でなかったかとも思われる。

この願書を受けた江戸奉行所では、直ちに京都東町奉行所に対して、紅染屋共を対象に「紅屋久左衛門於江戸表ニ相願候旨、其方共差障有無」の調査を命じた。奉行所では二月二十七日に上下京紅屋仲間行事四名を呼んでその旨を伝えたが、もちろん反対の意向を答申した。しかし、その反対理由が甚だ明確を欠く点があったから、三月二日に再び行事等を召喚して、不明の点五ヶ条を示し、その具体的な返答を求めた。

それに対する返答の主なものは、第一に世話所が将来「会所之様ニ相成候而者第一之指支」になること、第二に拾人程専任しようとする仲買人について「如何躰之者仲買仕候義哉、氣質も不存候者」では不安であること、第三に荷主・紅屋・仲買三者立会による入札制では、「紅花元値段段先々素人迄へ自然と相知レ候而者渡世難致」いこと、第四に売れ残る不良花処理に仲買が必要であるというが、「強テ宜敷紅花斗ニ而紅染仕候ニても無御座候、善悪紅花取合（製）法仕、御絹ニ染付宜敷様ニ仕候」ものにつき、悪花のみ残ることは有り得ないこと、第五に代金差延べおよび利金のことについては、従来金子手廻り兼ねる場合には、「延買相対」が慣例で、しかも無利足である。このように「双方持合ニ而渡世仕候者多ク御座候間、右躰ニ相定候得者、一向潰れ紅屋多御座候而、差向難儀仕候」結果を招

くに至ること、第六に銘々から口銭として別に徴収することは、紅染屋の経営を圧迫することになるので甚だ迷惑であるということ等である。

奉行所ではこの返答に満足せず、むしろ、「同職之内、此度紅屋久左衛門相願候事ニ候得者、申立候趣キ一向不相當候」と拒否し、同月二十三日に三たび紅染屋行事を招き、返答事項に反駁した上、「御益申立候願ニ、指障り候儀共甚不埒候、此上無謂勝手儘成儀答書指出候ハハ、品ニ寄申付方可有之候、仲間多人数之事ニ候得者、勝手儘斗申立候者共粗可有之趣ニも相聞候、左候ハハ、其者共名前を以可申出候、人別ニ呼出可遂吟味候」という嚴重な態度を示した。紅花売買世話所一ヶ所を新設するという問題について、紅染屋が挙って反対しているのに、江戸の奉行所が何故にこのような強硬な態度に出たのかは大いに疑問とする所であるが、思うに、旧問屋に支えられた紅屋久左衛門と奉行所との間に、余程緊密な黙約が結ばれていた結果によるものであらう。さればこそ、当時荷宿を經營していた旧問屋に対して、何等の意見徴取が行なわれなかったのみならず、難渋を訴える紅染屋に対しては「紅屋共多人数之内、纔ニ二両軒難渋之者有之由、残ル者共迄も同様難義之旨申立候段不都合之申立」とまで極言するのである。紅染屋仲間はこれに対してなおも抵抗するのであるが、四月十五日に提出した最後の返答書では、この際、止むを得ず売買場所の新設は御請けするが、高歩の口銭を低減し、売買場所は二ヶ所に設置するよう次のように提案した。¹⁰⁾

(前略) 愚旨之私共ニ御座候得者、右売場所一ヶ所ニ相成、高歩之口銭指出候て者、歴然一統潰ニ相成、指当り難渋之儀共御座候間、御益等指障り并対御役所へ不埒之儀ニ相成候儀も不顧、歴然難儀之事故一統相欺候ニ付、是迄数ヶ条之御答書奉指上候御儀ニ御座候、然処、何れも対御役所へ不敬之至ニ御座候旨恐恐驚候、此儀被為仰出候御書付之趣ハ御請可奉申上候得共、指当り難義ニ候得者、近頃恐多奉存候得共、何卒売場所二ヶ所ニ被為仰

付、口錢之儀者先達而も奉書載候通、高歩之口錢指出候てハ相互ニ不相統之儀ニ候得者、双方より壹歩宛取之候而、右二ヶ所之内一ヶ所者私共仲間江被為仰付被下候ハハ難有奉存候、左候ハハ私共よりも相応之御益等も指上ケ候而相務申候得者、一統相統可仕儀と奉存候間、此段御許容被成下候ハハ難有奉存候、何分、高歩口錢指出、一ヶ所売所ニ相成候てハ、最初奉申上候御用染物等ニも相障并歴然私共一統潰ニ相成申候間、此段被為聞召分、御慈悲之上何分被仰付被下候ハハ難有可奉存候 以上

紅染屋仲間が役所の説得に対して最後まで譲らなかつた原因は、言うが如く、紅染業の盛衰に關することであり、引いては大奥御用染物に影響することを恐れたことであつたが、その外に、紅屋久左衛門の裏切り行為に対する強い反感のあつたことは見逃がせない。久左衛門は前記のように御広敷御用達商人であつたが、紅染屋仲間の一人でもあつたから、返答書の中においても「右久左衛門ハ仲間之者ニて御座候得は、一統難儀筋者兼而吞込居候儀ニ御座候」と、彼の非道な企てを憎んでいたことで、紅染屋仲間の盛衰に拘わる大切な一戦であつたと言える。

さらに紅染屋仲間は「何卒久左衛門儀御呼登せ被下候ハハ、久左衛門へ応対仕度」と対決の構えを示しているが、当時、久左衛門は江戸に下つたまゝ滞留して、關係役所に対する裏面工作を続けていた。当時の幕政はまさに田沼意次の時代で、久左衛門が如何なる手段を講じていたかは凡そ想像の出来ること、奉行所が高圧的に久左衛門の願意を通させようとする所以も、久左衛門の大奥に対する行政手腕にあつた。しかし対決を迫られ、その上、紅染屋仲間にも直接経営の売買場所の新設を要求されては、奉行所はそれを拒否する理由が立たなかつた。その結果、久左衛門の願意は遂に実現することなく終わったのである。

5 定問屋制復活運動

明和八年前後の世話所設置運動が激しかった頃、注目すべきもう一つの異質な運動が行なわれていた。米沢萩村の忠兵衛と江戸麹町の宗兵衛が願人、江戸深川のたい屋五郎左衛門と同長堀町の中村屋忠蔵を金主とし、京都七条の総屋金兵衛を加印者とした五名の者が、明和八年九月に「三か津之ニ而諸売物定問屋無之所、紅花斗ニ而、金高ニ成候品物売捌世話人無之、立会売散シニ罷成候、双方甚難渋」ということを理由にして、京都に宿一〇軒、大会所一軒、江戸表に定宿一軒、出羽奥筋に会所一軒を設置して、紅花の流通売買に便宜を与えようとする計画の許可を江戸奉行所に願ひ出ている。⁽¹⁾

その定法としては、第一に、百姓商人が諸懸り金を必要とする時は荷物内金の利安貸付け、駄賃は定法を以て三度飛脚に渡し、京都・江戸における売り払いに際しては、荷主立会の下に差引きを明白にすること、登せ荷物は江州大津および城州伏見の船問屋・陸問屋で相改め、口銭の二重を防ぐこと、最後には年々の受益金と口銭の内から冥加金三〇〇兩上納のことを書き上げた。この新規計画については「出羽国御領主様御添簡並百姓銘判等則相添奉願上候」と言っているが、この点には多少の疑問が残る。

この願書に対する奉行所の態度としては、「只今迄右躰之願所々々差出候処、最上山形ハ紅花根元之様ニ被及聞召候処、山形之者共連印も不相見候ニ付、是迄御評義も無之」という理由をもってしばらく放置の状態にあった。事実、山形の商人たちが殆ど無関心で、従来のも加盟しなかったことが、運動を弱体化させた主因の一つであるが、山形の大荷主たちは京都の紅花市場を堅い信用をもって掌握しているので、流通機構の改変によって経済的に影響を受けることは割合に少なかったから、表立ってこういう運動を盛り上げようとはしなかったものと思われる。

奉行所から、この山形商人の不参加を指摘されて、運動が停滞していた時、たまたま飛脚用務で江戸に登っていた山形地蔵町の小三郎なるものが、飛脚宿三川屋太郎兵衛を通じて、代表加名調印を求められたのである。小三郎の素姓は明らかでないが、「御百姓並商人迄渡世取続のためニも罷成」重大な問題ならばと、次のような別紙⁽¹²⁾を添えて、明和八年十月十七日に、山形藩の会所宛に願連印加入許可を願ひ出た。この別紙に記載された内容は、特に重要な考え方を示しているので、次にその一部を掲げよう。

別紙を以奉申上候御事

一、(利安金貸付の事—省略)

一、古来之ことく於京都紅花定間屋相建候得ハ、紅屋共直仕入ニ罷下り候事も自然与相止可申と乍恐奉存候、右京都之者共罷下り直仕入仕候内、其節之商人紅花為差登、利運仕候事も相成間敷与奉存候、古来駄数多仕入仕候者も仕入を減、又ハ一切相止罷在候者も数多相見得申候、其故ハ、京都之者共罷下り永々最上表ニ紅花日々之相場を能存、其上、山形表ニテ元直段ヲも細ニ存罷登候故、最上奥筋之商人年毎ニ損失仕、只今ニテハ一切相止居候族も御座候、猶又、御役銀駄賃等之損益ヲ考、川筋通或ハ在ミハ罷出、生花干花相調、直々酒田表へ積下り候故、山形へ入込候駄数年増不足ニ罷成、御当地之賑も薄く罷成、紅花渡世之者も甚難義至極之筋ニ奉存候、右願成就仕、古来之ことく京都ニ定間屋相建、直仕入共相止候得ハ、自然与紅花之直段も年増ニ引直、御郡中御百姓商人甚勝手ニ罷成候義と乍恐奉存候、以御慈悲於江戸表連印之者共ニ被相願候通、私儀も願連印相加里申様ニ被仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候

明和八卯年十月十七日

以上

右之通当町小三郎奉願上候間加印仕差上申候 以上

地藏町願主

小三郎

同町組頭

利兵衛

検断 会 田 久 七

御 会 所

以上の内容から見ると、この新しい動きは紅花売買世話所設置運動などとは全く異なり、明和二年の紅花問屋名目廃止以前の、定問屋の再興を目的としたものであった。こういう考え方の根底をなすものは、問屋名目廃止後の自由取引により、産地における紅花の元値が明からさまになり易く、ために、京都の相場が下落の傾向を示して、最上紅花商人が莫大の損失を蒙るようになったこと、もう一つは、京都紅花商人の手代たちが、川筋通りや在々の生産地に直接進出して直買いをなし、自分の手で酒田に荷送りする場合が多くなったために、山形の市況が衰微する恐れが生じつつあるということにあった。これを防ぐには「古來のごとく、京都ニ定問屋相建、直仕入共相止（メ）候」ようにすることが必要であると考えたことである。この運動のかげに、京都の旧問屋の勢力が介入していたかどうかは、連印者の身分が明らかでないから窺い知ることは出来ないが、これは確かに一面の傾向を言い当てているものがある。

小三郎の願書には同町の組頭利兵衛と、同検断会田久七も奥書していることでもあるから、小三郎加印については、会所においては大した異議もなかったことで、或は黙認か許可が出たのではないかと思われるが、藩内の商人、特に山形町内の紅花荷主全員に、この運動に参加を求める程の力にはなり得なかつたらしい。第一、彼等が理由に上

げているような、問屋仲間廃止に伴なう被害はそれ程大きなものではなかった。十日町や七日町の紅花市の如きは、取引きの自由化によって確かに衰微の道を通ったが、それによって、経済的な混乱が生じた訳でもなく、むしろ新興商人進出の機会を与えたのである。まして、生産地でもない米沢萩村の忠兵衛ごときの計画に乗ぜられて、既に都市商人として経済的勢力を確立した山形の荷主たちが、京都の取引先にも影響する運動の渦中に入り込むことは容易にしなかったことは前の場合と同様である。

彼等一味の者は、奉行所が願意の審理判定を延期しているのは、山形商人の不参加を重要な理由の一つに言っているが、確かにそれもある。しかし、奉行所としてさらに重要な点は、紅花問屋仲間廃止を命じて以来、まだ数年を経ただけで、旧制復活を認容するという、幕府としての朝令暮改の無定見さを謹まなければならないという良心であったろう。山形商人不参加云々のことを問題としたのは、むしろ一種の名目的理由に過ぎなかったのであろう。かくて、この請願の結末は不明瞭のままに終わったが、その後も再燃はしなかったようである。

- (1) 柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」
- (2) 〃(3) 文部省史料館蔵「山口家文書」
- (4) 「東村山郡史」
- (5) 前出「山口家文書」、「東村山郡史」
- (6) 「東村山郡史」
- (7) 〃(10) 三井文庫蔵文書、沢田章著「近世紅花問屋の研究」
- (11) 〃(12) 山形市史編集資料第一七号

第五節 紅花会所開設計画の運動

1 紅花会所設置計画

流通過程における仲介的役割を果たす何等かの組織を必要とすることは、遠隔生産地側でも認める所であるが、これまで述べて来たように、紅花売買世話所に類するものの設置は、かつての独占権を再発する危険性を含んでおり、荷宿を利用すれば、取引事情の不案内によって思わざる支障が生じ、時には大量の残品が出たり、或は代金の支払いが滞ったりして、荷主側の滞京期間が長期に亘る場合が多く、それらの損失ないしは失費が予想外にかさみ、経済的困難を招くに至った。

こういう傾向がますます深刻化して来た天明の末から寛政期に入ると、その対策として再び紅花売買世話所設置問題が拾頭して来る。その最初の運動は、天明九年（一七八九）頃の寒河江・漆山代官所管内の商人たちの出府歎願にはじまるが、郡中の一般の意向としては、未だに「世話所老軒ニ而ハ手狭く相成可申哉」との不安が強く、運動としては発展を見ずに終わった。しかしこれは、次に間もなく迎える新しい段階への出発点となった。

即ち、それから四年後の寛政四年（一七九二）十月に至って、柴橋代官・池田仙九郎支配下にある白岩村の商人次兵衛が、江戸南伝馬町大黒屋九左衛門および同本銀町の日野屋庄兵衛なる者と相計って「国益ニ付紅花会所取立願」というものを柴橋代官所に提出し、江戸奉行所に請願するための添翰の交附方を願ひ出た。これには白岩の名主右藏

も奥印をしており、正規の手續を踏んだ願書であった。長文であるが、重要な問題であるから先ずその全文を示そう。

乍恐以書付奉願上候

一 国益ニ付紅花会所取立願

池田仙九郎御代官所

羽州村山郡白岩村

百姓

願人 次 兵衛

右者当国村山郡一円より作出し候紅花之儀、往古より京都江為差登売捌来候処、先年同所ニ間屋拾四軒有之節ハ右荷物間屋ニ而売捌、且売兼候節ハ其荷物相応之引当金相渡具候ニ付、国中金錢通用能弁理ニ御座候処、其後間屋共不埒之取斗仕不殘御取放ニ罷成、夫より取締候世話人と申茂無之間、当時ニ而ハ旅籠屋江着仕、右宿屋之世話を以売捌、不案内ニ売渡候事故、代金相滞又ハ捌兼帰国茂延引仕候得ハ、多分之雜用相掛り、其内御年貢金御上納之間ニ合兼、必至与差詰り、無是非捨売同前ニ仕、或ハ高利之金子を借、間を合せ候様成行年、荷物捌方手狭ニ相成、百姓方迄一統不益ニ而、自然与相痛候趣国中之取沙汰ニ付、先年ハ当国江入込紅花買出し仕候江戸南伝馬町式丁目治兵衛店大黒屋九左衛門と申もの、京都并上方勝手筋のものニ而、私義年来懇意合ニ付、当国紅花荷物捌方有之、手広く取締有之、第一百姓方潤ひニ相成候手段可有之哉与咄合仕候処、此儀ハ先年奉願候儀も有之、既ニ明和七寅年御料御三分様御支配村々一円之筋ニ茂無之ニ付、強而不奉願候処、又候去ル西年寒河江附漆山附之被相頼候得共、御三分様御支配村々一円之筋ニ茂無之ニ付、強而不奉願候処、又候去ル西年寒河江附漆山附之者共出府仕奉願候処、両郡中ニ茂限申間敷旨御吟味有之、則御支配様々柴橋柏倉兩御陣屋江御掛合被下置候間、村々御糺御座候処、世話所耆軒ニ而者手狭く相成可申哉之旨申上同意不仕候、併売買之儀者自在ニ為致、手暗儀

も為無之、会所を建置候義ニ御座候得ハ、聊以差支之筋無之弁利ニ候間、外ニ江不相構兩郡中ニ而奉願上候処、同郡之内益不益と兩様ニ相成候儀、不得其意之旨御理解被仰聞候条、右願書御願下ケ帰村仕候義之由九左衛門申聞承知仕候、依之得与勤弁仕候処、敢而障之筋も相聞不申、真ニ国益、金錢融通之基ニ而、小百姓迄も相潤ひ、紅花作り出し等相進ミ候義眼前ニ付、先年之議定書江此度大小百姓小作商人迄勝手ニ可相成仕法書取調、右九左衛門江掛合頼候処得心仕候、依之郡中申合、紅花世話会所老軒京都江相建、荷主と買人直相對ニ仕候得ハ、手暗儀も無之候間、右之趣ニ仕度奉願上候、尤去ル卯年（天明三年）以来凶作ニ而、郡中一統衰微困窮仕、御年貢米御皆濟差支候ニ付、不納潰百姓夥數出来仕、御不益之御儀と乍恐奉存候、此上凶作仕危急之難義御座候共、他国ノ入米不通用之困柄ニ付、立所ニ餓死仕候ノ外無御座、尤申年（天明八年）格別之御賢慮御慈悲を以圍方被為仰付候得共、其日々之相続ニ斗相抱り居候ニ付、貯方手薄ク難義至極仕候、併右紅花捌方宜敷御座候得ハ、御年貢米金納差支無之上納相成候ニ付、前書之通相頼置候、右九左衛門并江戸本銀町四丁目善兵衛店庄兵衛、右兩人江商向ニ不相拘、荷主買人直相對ニ取引為致、口錢之儀者是迄仕来之通、売方ノ金百兩ニ付三兩ツ、取集候金高之内、金百五拾兩惣郡中江刎取、御料所村ニ江年々為差出、右金子年々御役所江御申上、蒙御差図、新穀出来秋下直之時分見斗ひ相求メ、右穀數之儀著郡中身元健成者江預置候共、又者御陣屋元江郷藏同前ニ建置候而圍置候共、御下知次第仕、右圍米拾ケ年も相立候ハ、凡三千石余ニも相當可申、右之趣ニ御座候得ハ、縦飢難之儀御座候共、御公儀様江奉願上候而ハ、遠国之儀間ニ合兼候故、右圍米を以飢難を相凌候ハ、広大之助ケニ相成万一御料所村ニ御年貢上納方差支候之節ハ、右世話所引請人方ノ紅花引当安利を以金子貸附具候之様ニ及相談、旁以国益有之、郡中一統安心仕候間、右御願として江戸表江御指出被下候様柴橋御役所へ奉願候ニ付、外御分様江御懸合御座候処、尾花沢、寒河江、漆山御役所附郡中村ニ御糺之上、差障リ無之段被仰渡候、依之御当地ニ罷

在候右大黒屋九左衛門、日野屋庄兵衛御召出、仕法書之通諸向取極、紅花世話会所取立候様、被為仰付被下置候
ハ、莫大之御慈悲、国中之御救ト難有仕合奉存候 以上

寛政四年子十二月

池田仙九郎御代官所

羽州 村山郡白岩村 百姓

願人 次 兵 衛 印

御 奉 行 所 様

名主

右 藏 印

この長文の願意を要約すると、自由取引制復活以来、京都市場が不取締りとなり、旅籠屋同然の荷宿の世話をもって「不案内」に売渡すようになったので、「代金相滞又ハ捌兼、帰国茂延引」し、おのずから「御年貢金御上納之間ニ合兼」ねる状態に陥っている。しかも村山郡は「他国々入米不通用の国柄」であるから、天明三年の大凶作の痛手は未だに癒えず、御年貢米皆済にも差支え、不納潰百姓が夥しく生じ、「郡中一統衰微困窮」に迫られている現状で、まさに「御不益之御儀」と思われる。このための緊急対策として考えられることは、本邦随一の国産商品作物たる紅花の正常且つ有利な捌き方を打ち立て、「国益金銭融通」の円滑化を図ることが先決であると強調するのである。その方法として紅花会所の設置を提案するのであるが、これが設置実現すれば、「紅花捌方宜敷御座候得ハ、御年貢米金納差支無之上納相成」筈と、願いの本筋を詳細に述べている。

設置計画としては、京都に紅花会所となる売買世話所を一軒設け、その運営責任者として大黒屋九左衛門なる者に依頼するというものである。この大黒屋九左衛門という人物の経歴や、経営上の手腕力倆については明らかでないが京都・上方にも勝手筋のよい者で、集荷業者としても村山郡内には実績があったという。事業家肌の曲物でもあった

らしく、前節でも述べたように、明和七年頃の紅花世話所設置問題に際しても、その計画に参加して、陰の指導力を發揮している。もう一人依頼した江戸の庄兵衛は、経営の実務を担当する者でもあろうか。

先に設置請願のあった紅花世話所の問題も、その考え方や内容においては、この紅花会所も同一性格のものであったが、前者が不成功に終わった主たる原因は、「世話所老軒ニ而者手狭く相成可申哉」という一般の空気が強かったことにある。それで今回の願書・仕法においては、極力前回の不安感を除去し、公明正大の経営に当たることを声明している。例えば仕法の一項に会所では取引き關係を「大帳江記置、割判之仕切荷主方江相渡」置き、後年まで明白にするという如きもので、仕法は次の通りである。

紅花会所仕法書

- 一 会所世話料之儀者、享保年中京都ニ而問屋拾四軒之者共奉願上候ニ付被仰付候者、金百兩ニ付売方買方双方金三兩宛ニ相定候處、此度売方より金百兩ニ付三兩宛之口錢ニ相定申候
- 一 口錢高之内、金百五拾兩宛郡中江相戻し、右金子ニ而出来秋新穀見計下直之節相調、圓米ニ仕、御差図次第ニ可仕候
- 一 京都江戸表へ為登差之紅花、早速捌兼候節へ、荷物高ニ応じて安利之金子取替差出可申候
- 一 当国江紅花荷為替会所立置、荷物引受相応之金子取替、海陸荷主望次第請合差登可申候
- 一 国方御百姓荷主京都ニ紅花荷物為差登、問屋共其外紅花望之もの江勝手次第売付候様可仕候、国売直売仕候節会所より立合、荷主へハ金子請合相立、紅花買主へハ是又請合相立、買主之難儀ニ相成不申様取斗可仕候、左候ハハ、双方共遠国之儀互ニ氣質難存之処、会所ニ而双方請合ニ相立申候得者、誠ニ双方共ニ安堵仕候間手

広商可仕候、万一買主代金早速出来兼候ハハ、会所ニ而取替相渡可申候

一 紅屋共其外紅花望之者国方江罷下り、荷物買調申度ものハ勝手次第ニ可仕候、右双方国買直買之儀者毛頭差構不仕候、尤紅屋共買方ニ而調候荷物ハ京都会所江相達し、会所より荷物夫々江相渡候様可仕候、国方ニ而買調候荷物も定之口銭差出候様可仕候

一 御百姓方金子入用之節ハ、紅花蒔付之引当を以村役人印形ニ而、式拾五兩壹歩之利足勘定を以、右蒔附高ニ応し貸附候様可仕候、左候ハハ、御年貢御上納之進ニも相成、御百姓共勝手ニも相成可申哉と奉存候、左候ハハ、紅屋とも職分之染草差支無御座渡世相続可仕候

一 国方より宰領之者無御座、書状等ニ而為登候荷物、会所ニて出精仕売捌、金子等不遲差下し可申候、其節何印之紅花何屋作ニて代金何程ニ売候儀、右帳江明白ニ記置、割判之仕切荷主へ相渡、国方より荷主義年相立罷登り候而相糺申候ニも明白ニ相分、少も疑心無之様可仕候、左候ハハ、自然と不及宰領書状等ニ而手広之売買相調可申候

一 宰領有之荷物、宰領之者在京之内、身持等随分会所ニて氣を付、自然と不埒等出来申間敷候、然ル時ハ遠国荷主安堵可仕候

一 惣而紅花荷主会所ニて大帳江記置、割判之仕切荷主方江相渡可申候、左候ハハ、幾年相立候而も明白ニ相分候様可仕候、

右紅花世話所御願ひ下候上ハ、私共へ被仰出候ハハ、先年より之議定ハ不及申、此度世話所仕法書之通無相違取計可仕候、右之外勝手ニ相成候筋ハ可及御相談候 以上

寛政四子年十月

以上の仕法を見ると、従来のもものと相異なる点が多く、しかも、新規にして進歩的な内容を含んでいることが着目される。口銭の低減、凶作対策としての村々圃米の提供、残花に対する利安金の支払い、蒔付け高を引当とする貸付け、売付け斡旋の明確な事務処理、上京宰領に対する配慮などの外に、二、三の重要な事項を掲げている。第四項の紅花荷為替会所の設立、売付けの自由と代金請合制の採用、紅屋勝手買い荷の会所通過制など、確かに新しい販売・流通の機構を示したもので、こういう新仕法を立てることによって、「双方共遠国之儀、互ニ氣質難存之處、会所ニ而双方請合ニ相立申候得者、誠ニ双方共ニ安堵仕候間、手広商可仕候」と言うのである。

2 生産農民の反対

以上の願書および仕法に対する一般の反応は、柴橋・寒河江・尾花沢代官所支配管内はやや好感の傾向を示したが、宮崎・柏倉・東根・長瀨陣屋附の村々は殆ど反対の意を表明した。それらの動きを見ると、同年十二月に柴橋代官所では各御料村々に対して「郡中差障りの有無」を問い糺すと共に、願人たちの言う「国益等之訳」を明らかにするため、翌寛政五年正月には、九左衛門の提示した仕法書を配付して、各管内毎に意見書を取り纏めた。同年二月に長瀨陣屋附村々名主・組頭・百姓たちの連印で長瀨役所に差出した反対意見書に依ると、先ず第一に「口銭取立候様ニ相成候得者、商人并買出之者共口銭出之余計を見込、小前百姓共より其時々値段引下ケ可申間、差当り百姓共難儀歴然之儀」と申立て、備荒貯穀の提案に対しては、郡中村々の諸拝借物については既に三拾ヶ年賦返納の善政が公儀から布かれているのみならず、村限備荒制度も整備されている現在、「願人共申立候貯穀之儀ハ、最上郡中より売出し候

紅花代金口銭之内を以穀物調候儀、矢張村々申合調置候も同様之儀にて、別段郡中潤益ニ可相成筋無御座」とその無用を陳述した。低利資金融通という条件についても、村内に相互扶助の風習が確立しているので、「他国より借受候而ハ、産物交易と違、自然と右利足丈最上郡中衰微ニ相成」り、結論的には「当郡中ニおゐてハ決而潤益ニ相成筋無御座候、却て百姓方衰微之基」になるというものであった。

これだけの反対があつたにも拘らず、九左衛門は江戸勘定奉行に体よく働きかけて、その許可を懇望して止まなかつたので、奉行所でも是非の決定を躊躇し、寛政六年（一七九四）四月に郡内各代官に命じて意見を再調査せ、若し支障があるとなれば、その村々総代を出府させて反対理由を陳述するよう指令した。この時の意見書によれば、柴橋代官・池田仙九郎支配下の態度は、願人たる白岩の治兵衛と相談の結果、願意の内容を若干改め「新規之儀ニ付、万一京都より直買人等罷下り不申、地元売出手狭ニ罷成、不勝手之儀も有之候ハハ、其節ハ致破談、元之如く売買取引致候積」という条件を示して仕法の緩和を図つたので、結局は村々も承知の上、「誠ニ一兩年も年季を限取計候儀ニ候ハハ、国益筋申立候儀ニ付、差障之筋無御座候」旨を決定、五月に池田仙九郎から勘定奉行所に上申している。この外、寒河江代官所附の村々も同様の趣を申立てた。

これに反し、他の代官所・陣屋の管内はこれまでの態度を崩さず、強硬に拒否を表明して譲らなかつたために、結局は村々惣代の江戸召喚となり、同年七月に、滝川小右衛門代官所柏倉附・半郷村名主藤七、平岡彦兵衛代官所東根附・東根村百姓代又次郎、鈴木喜左衛門代官所長瀨附・猪野沢村名主理兵衛及び櫛山村名主久右衛門の四人が上府、九月まで再三に亘つて奉行所の尋問を受けた。九月二日に勘定奉行柳生主膳正久通に差出した「差障之趣意書」を見ると、反対理由の大綱においては従来と大差はないが、内容的にはより具体化されていることが注目される。

即ち、口銭の新規設定と小前百姓に及ばず影響を述べ、「村山郡ニ者凡金五万両分売出候得者、一ヶ年ニ金子五百（千石）

両程宛羽州々他国江出金いたし、夫丈国之不益出来、百姓一統難儀至極仕候」と訴える。また、十四軒間屋株時代の弊害に触れ、このたび世話所老軒の設置は「往古間屋拾四軒有之砌々商筋手狭ニ相成候而已ならず、如何様手暗儀も可有之哉、百姓一統甚安心不仕候」と指摘する。仕法書ではこれらの疑義に対処する一策として、生産地惣代一人を立会人として上京することを提案しているが、これに対しては「株式有之、実跡ニ而取締ニも可相成跡之もの不登登候而者、百姓安心不仕候処、身上相応ニ而取締ニも可相成もの何程願候迄、老ヶ年越京都ニ詰合候もの等、私共村々ニ者老人も無御座候」と立会人出京滞在の事実不可能を論じ、しかも、仮に適材がおったとしても、九左衛門が京都のもの共と馴合い、虚妄を企てれば何等の効を奏さないことを力説するのである。

さらにまた、郡内の意見分裂についてはその賛成派に対し、「寒河江附村ニ茂、先年（明和九年）同様差障申立候村方も多候得共、如何存候哉、此度者寒河江附一同差障無之趣申立候儀、難心得奉存候」と、その豹変を非難すると共に、九左衛門をもって「山師ニ可有御座」と次のように極言し、直売買制こそ手広の取引きが可能である旨を主張して譲らなかつた。

九左衛門儀者、乍恐山師可有御座与、郡中一統相心得罷在候儀者、既ニ先年々年来紅花間屋願之儀、色々手段仕候もの御座候間、縦此節御国益申立候共、全一己之利欲ニ拘り、往々百姓難儀之筋不相構不仁之願仕候もの心得罷在候間、私共郡中村々ニ而、九左衛門願得心仕候百姓老々人茂御座無候

斯くの如き強硬な反対の空気を察知した白岩の治兵衛は、この論争中に身を引き、その後は九左衛門一人の運動となつたが、生産者側の頑強な意見に圧された奉行所では、寛政七年（一七九五）四月に至つて遂に「羽州表ニ而差障申立ル村々も有之ニ付、先達而呼出令吟味といへとも、右村方之もの共いつれ差障申立ル上者、願人共申立之趣不及

沙汰」と却下するに至った。

しかし、九左衛門の支配意欲は執拗で、この却下にも屈せず、翌寛政八年には仕法書の一部を改正して再願に及んだ。先ず、不許可になった原因について、「柏倉・長瀨・東根右三ヶ所之儀者、世話所出来不申候共差支之儀無之趣申之印形抜ニ有之、多分之村方御国益ヲ以相願罷有候所、纔三ヶ所ニ而右之趣申立候謂無御座、則御差紙ヲ以御呼出被成下、厚キ御利害被仰聞候得共、惣代ニ而一向不相弁者共差出、兎角之趣而已申上決定不仕」と、出府した四人の惣代の無能を非難した、次いで、反対派の村々を説得する策として、郡内備荒困米費百五拾兩提供の原案を式百兩に増額することに改め、新たに、御廻米最上川運漕船として、六ヶ年に亘り、一ヶ年五艘宛、計三拾艘を新造して、物資輸送の便宜を計ろうとするものであった。⁽⁵⁾

この増船案は確かに卓見で、彼は当時最上川船差配制度が請負制に改正されてから、請負希望者の冥加金羅上げや、私利私欲の増長が舟主たちに影響して、潰れ船が次第に数を増し、享保から宝暦頃まで凡そ式百艘を数えた最上川船も、寛政頃には僅か九拾四五艘に減じ、御廻米や諸物資の輸送にはなはだしく支障を来している事実に着目し、「村山郡諸産物捌方一統手薄ク、自然と百姓商人衰微」する現状を救うために、自己資金による造船を申し出たのである。彼は再提出の願書においてこの件を次のように説明している。

右口銭之内ヲ以、匪穀之外ニ猶又壺ヶ年ニ五艘宛、六ヶ年之内新造造立仕、都合三拾艘是迄之船数江相増候様可仕候、左候へハ、御廻米御川下ケも格別拂取、乍恐為冥加奉公ニも罷成、随而者商荷物捌方ニ至迄甚弁利相成、自然与御百姓方一統之為ニ罷成候間、御年貢諸石代永上納方も相進ミ、品ニ潤益ニ相成候儀(云々)右之趣ニ御座候得者、村山郡初発より世話所相願候村ニ共ニ、尚又一円ニ相悅候儀ニ有之、其上、長瀨附村ニハ別而畑勝之

村方ニ而、雜穀多分酒田湊江差下し候処、船數不足ニ而難儀仕候間、分而弁理宣敷、三ヶ所（注 長瀨・東根・柏倉陣屋付）ニ置候而ハ猶又潤益之筋ニ御座候（云々）

九左衛門の紅花会所設置計画に対する反対派の考え方は、従来と殆ど交らず、生産市場を抑え、流通機構の独占を企図するもので、やがては旧問屋制度の弊を再現する危険性を含んでいるということにであった。果して然らば、この造船計画はさらに最上川の運漕権に手を伸ばそうとした注目すべき投資であったとも言えるであろう。こういう一般の見方であるにも拘らず、九左衛門は掛合いの者を派して、産地のおもだった村々を説得する一方、奉行所に対しては、この計画は「後年ニ至り而者、広大之御救イ」となること必定であると力説するのである。

この運動がどのように展開され、如何なる結果になったかを知る史料が欠けていて明らかでないが、その後の大石田河岸における船差配史料などを見ても、或は次に第二次請願が起きている事情などから察しても、この計画は成立しなかったものと思われる。

3 第二次紅花会所設置運動

前述の願人九左衛門は「凡三四拾年程以前羽州江罷下り、紅花問屋之義所、江及相談候」程の熱心な前歴を持つものであったが、寛政八年頃には願書の末尾に自ら「九左衛門も老年ニも罷成候儀ニ付、行届キ兼候儀も御座候」という年令に達していた。依ってその代行を試みたのであろうか、寛政十年（一七九八）二月頃、九左衛門の身内の者かと思われる江戸若松町の大黒屋平兵衛が、新仕法をもって京都に紅花売捌世話所の新設を願い出ている。新規の願いであるから、奉行所ではそれを審理せざるを得ず、平兵衛が願書に述べている所の「村山郡村々江懸合致得

心候(云々)」という内容について、その真偽を調査するよう郡内各代官所に命じた。⁽⁶⁾

一 此度若松町大黒屋平兵衛儀、於京都羽州村山郡紅華為売捌世話所一ヶ所相立、売主買人直相對ニ為売捌、紅花代金百兩ニ付金三兩宛口錢取立、其内ニ而商人共逗留中無旅籠ニ而相賄、藏敷等茂不請取並紅花売捌候迄之内商人共金子入用ニ候ハ、月三拾兩考歩之利足を以貸遣し、紅花売捌次第返濟之積、且為冥加年金百兩宛上納可仕旨願出、尤右之段村、江懸合致得心候段、右平兵衛申立候ニ付、右差障有無平兵衛申口之通相違無之哉之段、村山郡村ニ之分相糺可申旨

右午二月二十日申渡
(寛政七)

掛り 石川左近將監殿

組頭 関川吉右衛門殿

この時の仕法内容は大筋において前願のものと大差はないが、前願に示した新規造船の問題は撤回している。大石田河岸の船問屋たちの反対に逢ったものでもあろうか。勘定奉行所から調査の指令を受けた各代官所では、直ちに村々の意見を求めたが、柴橋代官所附惣代として、山野辺村名主庄右衛門及び平塩村名主彦右衛門から、寛政十年三月に代官三河口太忠に提出した書附(つ)によると、従来態度を変えていない。ただ、平兵衛という所の事前了解の事は全く無根であることを明らかにした。

御糺ニ付乍恐以書附奉申上候御事

(前略) 今般江戸若松町大黒屋平兵衛願之趣意、国益之筋無之候得共、口錢取立候内ニ而御公儀様江御冥加永上

納仕候申立、且取斗方善悪之程相知不申儀ニ御座候間、差障可申様無御座、是又試として三ヶ年季相定為取斗候様仕度奉存候、尤平兵衛儀九左衛門所縁之者ニ茂可有御座哉、何れも懸合等無御座候得共、九左衛門・治兵衛議定仕候通、京都ノ直買之もの不罷下、売買羅立薄、地元百姓之弱ニ相成候歟、又者於京都世話所売捌方不取斗之筋も相見得候ハ、(仮令試年季ニ候共破談仕、如元之売買仕候様被仰付被下置度奉願上候(後略))

午三月

羽州村山郡柴橋附村々総代

三河口太忠様

御 役 所

山野辺村名主 庄右衛門
平塩村名主 彦右衛門

この意見書に接した三河口柴橋代官は、率直にこれを認め、同年四月には、惣代たちの意を汲んで次のような報告書⁽⁸⁾を勘定奉行所に提出した。勿論、文中に代官自身の可否論は述べていないが、惣代人たちの言う所を充分に述べ尽くしている。

(前略)私御代官所村々之儀得与相糺候所、六ヶ年已前江戸大伝馬町大黒屋九左衛門儀、当時私御代官所羽州村山郡白岩村百姓次兵衛申合、於京都紅華世話所相建、荷主紅花屋直相對ニ売捌、為口銭代金百両ニ付金三両宛取立、右之内ニ而最上領之内御料所村々後年為手当備米仕度奉相願候ニ付、其節障有無糺有之候処、国益ニも相成候儀ニ付、為試先三ヶ年為取斗候積承知仕、然共京都ノ直買之者とも不罷越様相成候得者、自然与生花干花共売買手狭ニ相成候ニ付、地商人共自在ニ取引仕、売方百姓共難儀仕候ハ、(平)然之事ニ候間、左候節者試年季内たり共破談

仕候積議定書付差出申候、然ル処、此度平兵衛願之趣、何ニ而も国益之筋ハ無之候得共、口錢取立候内ニ而冥加金上納仕度段申候、且取斗方之様子ニも難相分儀ニ付、敢而差障可申様無之候得共、已来右之仕法ニ而極差支御座候而ハ、國中一統難儀仕候間、先為試三ヶ年取扱被仰付候様仕度、且又平兵衛此度村々江掛合等仕候儀無之処、一同得心仕候段申立候者、六ヶ年已前九左衛門々掛合有之候趣を以、対談取極候段申立候儀ニも可有之哉、此度之儀者何れ々も懸合等一向無之候得共、先達而九左衛門次兵衛与議定仕候通、京都々直買之者不罷越、売買手続ニ相成、百姓共難儀仕候故、又者於京都売捌方不勝手之筋も御座候ハ、縦令年季内ニ候共破談仕、前々之通百姓共勝手次第売買仕候様被仰下度与、村々惣代之者共書付差出候
右相糺候趣書面之通御座候、依之惣代之者共差出候書付相添此段申上候（後略）

奉行所では問題の重大さを覚り、軽々の決断が出来兼ねたので、別に某人に命じて、密かに実情を調査させると共に、その意見を徴している。その結果、寛政十年五月に至って奉行石川左近将監宛に「内々相糺候趣」という意見書が提出された。それによると、前半には明和二年公認問屋制度廃止の由来、自由取引きによる商い向きの拡大、その間に於ける旧問屋共の策謀、冥加金に対する批判を加え、世話所新設の可否に対する結論として「以来一手ニ売買仕候様ニ相成候へ者、相場之儀者世話所取扱人共自在ニ取極候間、矢張先年定問屋共取斗中同様之振合ニ成行、売方買方共難儀可仕、百姓共困窮仕候得者、自然与耕作不行届、追年御取箇も相減、御不益ニ相成候儀ニ付、当時少分之御益ニ者難替儀」と、設置反対の意向を明らかにしている。

しかし、注目すべき意見はその後半である。即ち前半では一旦「少分之御益ニ者難替」と、冥加金を目的とする許可を否定したが、たとえ僅か百兩の冥加金でも、窮迫せる幕府財政上から見れば必要であり、また、村方に対する飢

難手当のことも望ましいことであるとすれば、世話所設置を却下する代わりに、別に京都の紅屋たちに談合して、紅屋仲間の方から請願者の提案内容を実施してもらおうということも考えられる。そうすれば、幕府方も国方も百姓方も相互に立ち行くであろうと、次のような解決策を上申したのである。

(前略) 御益筋之儀ニ付、願人共申立候趣を以京都紅屋共御札御座候ハ、冥加金并村方飢難手当等之儀迄も引受取斗可申哉、左候得者、売買之儀者仕来通故、百姓共迷惑仕筋も無之、尤紅屋共儀者余計之納物等仕候故、過役同様之儀ニ者候へ共、世話所ハ一手ニ買請候より者勝手ニ相成、殊ニ大商之儀ニ付、銘々割合差出候逆も格別之儀ニも無之候間、敢而難儀之筋ニも不相成ニ付、難有御請も可仕哉、此処御賢慮被成下、何れニも行ニ村方難儀ニ不相成様御勘弁被下度、右申上候通、羽州之儀者外産物一向無之、畑作ものハ紅花重之場所故、此上直段下落仕候而ハ困窮弥増、御年貢上納ニも差支可申、既ニ明和年中問屋株御取放ニも被仰付候程之儀ニ而、紅花直段高下ニ寄、一国盛衰ニ拘り、容易成さる儀与奉存候間、愚案候趣御内々奉申上候 以上

この案は、確かに賢明な策ではあったが、幕府が積極的に冥加金を徴収するような印象を与えることを恐れたためか、採用にならなかった。即ち、松平定信の幕政改革で、政策としては、むしろ座や会所などによる専売制や、冥加或は運上を取り立てる方式を撤廃しようとした経済政策の直後に当たっていたので、見送らざるを得なかったものであろう。そして、平兵衛の願いに対しても何等の結論を与えず、徒らに時間を過した。

そのために、同年十一月に至って平兵衛は田屋専吉なる者を差添人として、試年季三ヶ年を一ヶ年に短縮、「売捌弁理宜敷、御郡中潤益之筋ニも相見得候ハ、末々被仰付候様仕度候」と再願に及んだ。その時に提出した「議定書之事」を見ると、冥加金百両、郡中備米代金式百両、三拾両老歩の利安金等の外に、新たに「御郡中より世話所趣法

之善悪為御見届、式三人御登可被下候、尤右入用之儀者此方ニ而諸事可仕候事」という監査法を附加し、特に売捌き処理上疑惑を招き易い送り荷の取扱いについては、「御郡中より御立合之衆中并其荷主最寄より在京致居被申候御方立合を以、為売捌可申」と、世話所一己の取計らいによる勝手不正に陥らざることを誓っている。しかし、その後も継続的に訴願する反対農民の意見が容れられ、遂に「於御奉行所、悉益不益之筋御糺之上、御潰ニ相成⁽¹⁾」り、平兵衛の計画もまた遂に葬られたのである。

(1) 柏倉亮吉家藏史料

(2) 三井文庫蔵文書、沢田章著「近世紅花問屋の研究」

(10) 北村山郡史

(11) 文部省史料館蔵「山口家文書」

第六節 公領名主たちによる新改革案の提唱

1 名主たちの企画する紅花世話所

自由取引以来、相對売買以外の紅花荷は、先述のように荷宿を利用したが、ここには明確な仕法もなく、したがって、口銭や世話料なども甚だ不分明なために、産地荷主としては極めて不便であった。世話所設置運動などは、この流通機構を正常な軌道に乗せたいための試みであった。しかし、その企画発案者は何れも遠隔生産地の被害荷主た

ちや干花加工農民たちで、具体的計画の段階になると、江戸や京都の商業資本の豊かで、しかも経営能力のあるものに頼らざるを得なかつたのは事実である。また、生産地のこういう要望を察した旧問屋系の一部の者には、かつての勢力挽回のために、みずから進んで有力生産人や荷主に働きかけ、流通過程の中に中間組織を再現しようとする動きのあつたことも事実である。

生産地の人々は、新機構の提案に対して基本的には殆ど容認出来ても、再びかつてのような弊害の発生を予想して、反対を唱えるものが多かつたのであるが、それは仕方そのものに対してではなくして、むしろ経営の実際面に介入する旧勢力に対する不信であつたと見られる。遠隔地取引きに最も必要で、最少限單純な荷宿すら、旧問屋系の経営は最初から不明確な性格のもので、寛政期頃のその専横振りについて、次のように訴えるのである。⁽¹⁾

一略一其後問屋と申名目茂無御座、旅籠屋同前之所江附入荷宿と号、右荷宿之取斗を以紅屋共江売払候得共、売主買人一向応対茂不為致、宿々存寄を以売捌米、近年別而私欲ケ間敷取斗ニ而甚手闇ク相聞、勿論口錢と申候而ハ引取不申候得共、啻駄ニ付内実何程宛之助成有之哉、荷主手前ニ而者一向不相分、且直段引上ケ候へ者、其刻売払候而茂、以前下直致候節之売仕切ニ仕立、又者直段引下ケ候得者、前方売払候荷物も、其節之相場ニ繰替候躰之様子、甚疑敷儀共御座候（云々）

生産者側が諸計画の将来に不安感をもって反対するのは、こういう辛い経験によることで、大黒屋九左衛門の計画した進歩的な世話所設置案に対しても、反対派が「世話所をケ所に相成、不益之儀も出来可仕哉難斗」旨を力説したのもこゝにある。

しかし、現実の問題として「段々京都表之取斗方年増自分勝手而已ニ而、荷主共多分損金仕自ラ相進ミ不申、自然と直段ニ拘り、連年百姓困窮」となる状態であった。これに堪え兼ねるようになった生産農民や荷主たちは、郡内の意志の統一を図り、京都の荷宿や紅花屋の不正を排除するために、既出案のような他勢力の導入を避け、自らの手で管理運営の可能な機関を設置しようとする気運が盛り上って来た。

その総意に押された鈴木喜左衛門代官所の尾花沢陣屋と宮崎陣屋、川崎平右衛門代官所の柴橋陣屋と寒河江陣屋、上杉弾正大弼預所の漆山陣屋の支配下にある村々の惣代名主たちが、しばしば会合してその対策を熟議した結果、京都に「最上紅花世話所」を新設することを決議し、文化五年（一八〇八）十月にその旨を江戸の勘定奉行所に請願するに至った。経営の機構は江戸神田の忠七店借新七、同浅草の利右衛門店借十兵衛の二人をもって世話所引受人に依頼するが、「世話所株式之儀へ、引請人兩人江為相任候儀ニハ無御座、郡中与相持」の形にする等、要心深い計画が立てられている。

奉行所に提出した仕法の内容は、「村山郡々作出し候紅花、豊凶之差別ハ御座候得共、沓ヶ年凡七百五拾駄と見込、沓駄ニ付平均四拾兩替ニ積り立、金高三万兩ニ及候ニ付、金百兩ニ付口銭三兩宛刎取候得ハ、沓ヶ年金九百兩」という収入概算を基準として、そのうち冥加金百兩、百姓手当團米代貳百兩とすれば残額が六百兩となる。さらに必要経費として、国元から世話所詰として登る三・四名に対する道中諸雑用、逗留中の賄代及び給金、荷物の蔵敷料、世話所造立維持の諸費用などを差引いた純益は「世話所引受人共江相渡候様仕候ハ、私慾勝手之取計ハ出来不申」という意見をも具している。その外の条件として、国方の仲買商人たちには、荷数に応じて志割の利安金貸与を認め、仮設年季を三ヶ年とした。このように、機構を改善し、責任の所在を明確にして独占化を防ぎ、さらに収入と支出を明らかにしたこと等は、大きな特色となっているが、その後の経過について述べる史料を欠いている。

しかし、村山郡内の生産農民や荷主商人たちが、株式の「相持ち」という形で、上方市場の独占化排除に乗り出さうとしたことは、確かに大きな成長を示すもので、注目すべき変化であった。紅花流通の機構・構造の改革運動のうち、前期には先ず問屋公認制度の廃止に、中期には世話所の設置反対に斗争を展開したが、生産の増大、在郷における加工業者と荷問屋の発展は、流通過程に旧荷受問屋の性格をもつ仲介業者的機構の必要に迫られたことは当然である。しかしそれが、先の仲間的利潤搾取に傾く状態に陥っては、従来の改革運動の真意にそむくことになるので、そういう危険性を排除して、上方市場の正常化を図るには、生産人側が自らの経営による中間的売買の斡旋、ないしは監視を行ない得る新取引法式を採用しようとする、新しい段階を迎えたことは、農村における生産者層の意識の成長と、これに対応する名主層の積極的な活動の展開を物語るもので、特に注目する必要がある。

2 内仲間の結成と荷受問屋新設案

この郡中名主たちの世話所設置運動は、その後さらに活動の主体を圧縮強化し、生産者の総意を背景として目的貫徹に進んで行く。即ち、先願から三年後の文化八年（一八一—）になると、村山郡内の支配的有力名主と思われる東兵衛・善右衛門・伊三郎・茂八・藤右衛門・庄右衛門・新九郎・庄六の八名が「内仲間」を結成し、江戸牛込の林右衛門・徳兵衛の二人を金主に加えて、新たに江戸・京都・大阪の三ヶ所に紅花問屋設置のことを計画、同年九月には西里村の新九郎と東根村の庄右衛門の二人が「村山郡御料御私領小前惣代」という名目で江戸に登り、勘定奉行所にその設置許可方を願ひ出ている。この時、前記の人々は「内仲間取極書」を作り、出府請願に必要な諸雑費は、総てこれらの人々によって支出することを決議したのである。

(表紙)
「内仲間取極書」

取極書之事

今般紅花問屋願之儀御申合、郡中向、惣代名主中、印形申請、小前為惣代西里村新九郎・東根村庄右衛門出府致候ニ付而者、願中諸入用之儀、内仲間一同出金致し、無差支様取斗可申候、尤江戸牛込若宮町林右衛門・徳兵衛合願ニ対談致候事ニ付、是又雑用無高下出金之積取極申候、且願首尾之上向、問屋詰之儀者、其節致対談候積、依之一同取極印形致置候、処仍如件

文化八末年九月

東 兵 衛

善 右 衛 門

伊 三 郎

茂 八

藤 右 衛 門

庄 右 衛 門

新 九 郎

庄 六

林 右 衛 門

徳 兵 衛

上府した惣代二人は、翌文化九年正月に「紅花問屋願書」⁽⁴⁾を奉行所に提出した。それによると、いわゆる「荷受問

「屋」を復興させることによって、全国生産地の紅花荷を取扱わせ、京都に残存して隠然たる勢力を張っている旧問屋系の紅花屋や、或は荷宿の不正行為を封じようとするもので、その構想は従来のものより遙かに強力なものであった。その仕法の概要を見ると、諸国生産総荷受予想高凡そ一千八百駄と見込み、口銭徴収額凡そ一千八百両、そのうち、冥加金として年々五百両宛を上納するというのであるから、従来提案して来た冥加金に比較すれば実に五倍に相当する。残金は三ヶ所の問屋地代及び家作、その他の諸雑用に充当し、さらに残金の生じた場合は、非常備金として積立てて置くこと、荷主商人の前借希望者には、為登荷相場の三割引きで借し付けること、問屋業務の取締監査として、諸国生産地の商人並びに生産百姓の惣代を、向々問屋に常駐させること等を条件としている。

乍恐書付を以奉願上候

一 出羽国村山郡御料御私領村々小前惣代、池田仙九郎支配所同郡東根村庄右衛門、西里村新九郎奉願上候、私共郡中村々上郷並里方之儀者、往古々畑方作物之内紅花第一之産物ニ而、年々御物成石代御上納心当ニ而作付仕来候、尤先年者京都表ニ問屋有之候処、子細有之御差止ニ相成候、其後者旅籠屋同前之所ニ而世話致候者共有之候得共、売主買人相对不為致、甚後聞き取斗ニ而、殊ニ口銭と申てハ壹錢も受用無之外、家業も不致、右世話一式ニ而渡世罷在候間、内うらへ者如何様之助有之候哉難斗、其上近年仕切金迄間々未然有之、追々商人共損金多、自ら百姓手元江響、乍恐石代御上納ニも差支、小前一同難儀至極仕候ニ付、郡中一統相談之上奉願上候者、江戸・京・大坂三ヶ所江、当申々子迄五ヶ年之間、為試紅花問屋御免被為仰付被下置度奉存候、且紅花荷出高年凡八百駄余と見込、平均壹駄金四拾兩替、此金七万貳千兩、右為口銭売主々売代金百兩ニ付金貳兩貳分宛、此金千八百兩、右之内為冥加乍恐年季中々年金五百兩宛奉差上、残金之儀者三ヶ所問屋地代・家

作其外諸雜用遣払、殘金有之候ハ、積金ニ致置、非常之備ニ仕度、尤問屋為取締諸國商人之内重立候者共並百姓惣代之者迄一兩人宛、向、問屋へ相詰立会相勤候様仕度、且荷物為登候荷主ノ金子借請度旨申候ハ、時相場三割引を以早速金主ノ為貸渡、売代金取立方者日數三十日延之積を以取斗、万事諸向、疑惑無之様正路ニ仕、聊差支無之様仕候間、何卒格別之御慈悲を以、右三ヶ所問屋御免被為仰付被下置候ハ、小前一同御救ニ相成、難有仕合奉存候、則口錢仕法書相添奉願上候 以上

文化九申年正月

羽州村山郡御料御私領小前総代

庄 右 衛 門

新 九 郎

御奉行所様

願書面では、生産地惣代と江戸商人二人の共同経営のような形になっているけれども、實際面では江戸商人の林右衛門と徳兵衛が金主となり、経営権もまたこの二人が握るように妥協が成立していたことは言うまでもない。そこで願書と共に「金主仕法」なるものが奉行所に添書として提出されたが、これはまた、全く革新的な注目すべき内容も盛ったものである。特に村山郡内及び仙台地方に生産されるものに対する取扱い仕法は詳細に述べられている。

即ち、大石田から最上川を下し、酒田湊から出荷される紅花荷は、「最上・仙台ニ而船積荷高千駄」と予想し、その分に対して、別に海上請負制を実施しようとしたことは、従来の仕法に全く見られない新規計画で、実施方法としては、時相場より二、三割引をもって保険金額とし、それに対する掛け金壹兩式朱を貸し渡すというものであった。但しこの場合、利用する積船は金主の方で酒田に別に廻船する船に限るという条件がついていた。これは総て壹駄四

拾兩を相場基準としたもので、代金は荷物引替速金を以て支払うが、その際、この保険掛け金の外、運賃として三分式朱、前貸利金いわゆる速金支払に対する利金として壹兩式朱四匁五分、合計金三兩式朱四匁五分を差し引いた残金三拾六兩三分三三匁を、四拾兩の額面をもって前払いするという方式であった。

これは、さらに後日精算を行なうのであるが、そのために必要な精算事務所、即ち会所なるものを、最上紅花の取引期間たる四、五月から八月頃まで、村山郡内に一ヶ所設置する計画を示している。精算の対象となるものは保険掛け金の外に運賃などもあった。運賃は海上最悪の場合三ヶ月を要するものとして計算しているが、大体はその半月の一ヶ月半位が限度であろうから、当然日数による運賃の精算も必要であったし、前金支払と相場変動との関係もこの会所で調整しなければならなかった。会所はそういう重要な任務を果たさせる機関として計画されたのである。しかも、村山地方に支払う金額は、四万兩まで為替手数料の徴収を見合わせるという特典をも設ける等、画期的な生産者優先の事項を規定したものである。

これだけ進歩的な企画の上に、さらに「金主向々会所之儀ハ、最上へ壹ヶ所、江戸ハ問屋へ壹人、京都へ壹人詰切と見込、尤最上を年々五月より九月迄ニ而引払、大坂ハ問屋金主之存寄次第ニ而場所可相定」と、その取締り責任の所在を明確にし、なお生産者側からの監視人を常置するという態勢は、確かに旧来の独占化復活を阻止するに充分なものであったし、遠隔地における生産と流通を助長保護する面からも、細かに考慮が払われたものであった。その上開設期間も試として五ヶ年に区切った請願であった。

金主仕法

一 最上江金之会所相建、尤年々四五月ハ九月迄、乍去多分五月ハ八月ニ而事済可申哉、是ハ郡中紅花仙台之分

共、京大坂江為登荷船積ニ付、時相場者式三割引ニ而海上請負金貸渡之積、勿論右船ハ金主勝手ニ酒田湊江相廻し置、右仕方左ニ

一金壹兩貳朱

紅花壹駄ニ付海上請負金

一金三分貳朱

同運賃金

一金壹兩貳朱四匁五分

前貸利金

合金三兩貳朱四匁五分

但壹駄四拾兩替ニ見込 尤海上三ヶ月定月壹割

右者荷物引替金四拾兩相渡候内、金三兩貳朱四匁五分引落、殘金三拾六兩三分三匁正金相渡、四拾兩之証文ニ而貸渡候積、尤海上三ヶ月定之外、四ヶ月目ハ、利金年八朱位ニ引下ケ候様致度、勿論海上請負振合も先年ハまし候事ニ付、請負金之方下直ニ被存候ハ、少々ハ引上候而も可然哉ニ候得共、可相成者書面之姿ニ取極申度候、凡最上仙台ニ而船積荷高千駄と見込、此金四万兩、内金千百貳拾五兩請負金、八百七拾五兩運賃金、金千貳百兩ハ利金、合金三千貳百拾兩、但海上順風次第ニ候へ共、平均壹ヶ月半ニ而ハ丈夫ニ着可致候間、利金千貳百兩之内六百兩ハ二重ニ可相成分、左候へハ、運賃金引、全金主へ可入分金貳千九百貳拾五兩、外ニ荷高千八百駄向々着之上、平均半年金主元ニ有之と見込、尤右代金七万貳千兩、此利金年八朱ニメ貳千四百拾貳兩、都合金五千三百三拾七兩者金主手元江徳用之分、其外運賃金ニも余程含有之事ニ候、但金主向へ会所之儀者、最上へ壹ヶ所、江戸者問屋へ壹人、京都へ壹人詰切と見込、尤最上を年々、五月ハ九月迄ニ而引払、大坂ハ問屋金主之存寄次第ニ而場所可相定、最上会所江為替金高四万兩迄ハ入不申候事 以上

この問屋設置運動に対しては、さすがに賛否の論争も起きなかったようであるが、現存する史料の上からは、奉行所における審理の結末を明らかにすることは出来ない。文化以後の村山郡内及び仙台方面からの船積関係史料や、荷主・紅花屋・紅染屋間の仕切関係史料は多いが、何れも自由取引を示すものだけで、新問屋を通過したと見られる例は見当たらない。このことは、恐らくは奉行所の不許可によって、新問屋設置問題も遂に断念せざるを得ない結果になったことを意味するのであろう。しかし、従来の改革問題に関する村名主の参加の仕方は、常に表面に立つことなく、代官所や奉行所からの意見聴取に応ずる程度のものに過ぎなかったのに、この度の請願は、名主たちが積極的に計画し、経費を拠出し合って運動を起こした所に大きな特色がある。相違する支配関係にこだわることもなく、村山郡全体の共同の問題として、逼迫した経済圧迫を打開するための総力結集の運動であった点を高く評価すべきであらう。

(1) 北村山郡史「笠原文書」

(2) 文部省史料館蔵「山口家文書」

(3) 柏倉亮吉家蔵文書

(4) 三井文庫蔵文書

(5) 同 前

第七節 機構改革運動不成立の問題点

1 審理の遅延と奉行所の立場

元文五年から始まった特権問屋撤廃運動は、村山郡内全農民の切実な問題として強力に展開した結果、遂に明和二年にその目的を果したが、その運動継続は実に二六年間に及んだ。これを前期とすれば、生産地の人々によって直接運営しようとし、或は上方や江戸の有力商人と結託して経営しようとする新流通機構の設置運動は、文化八年に至る四六年間の請願、論争が続けられたが、これが後期の農民論争である。この後期の改革問題は遂に結論を得ないままに終わったのであるが、その論点とする所は、自由経済によって生産と流通の発展を主張するものと、統制経済によって生ずる独占化の弊害を恐れるものとの対立にあったことは、既に詳述して来た所である。

しかし、自由取引きという原則と、遠隔地取引きという地理的に制約される不利な条件から発生する多くの問題点からすれば、従来の特権的問屋に代るべき自主的・民主的な売買所・世話所の如き新形態の媒介機構を京都に設けようとする運動は理解出来る。この点を捉えて、両者間に進出を図ったのが江戸の商業資本家であり、また京都の旧問屋勢力を背景とした商人たちであった。農民側の反対は、機関設置よりもこういう人々に運営を任せた場合の弊害再発の危険性に対するものであったことは言うまでもない。文化五年に郡中名主たちが独自の紅花世話所を計画し、世話人と郡中代表の相持ちにしようとしたのは、両者の主張する意向に少しでも接近しようとした案に外ならない。

長期に亘る訴訟論争に対し、奉行所の可否判断がなぜ遅延したのであるうか。その一つは、奉行所が生産地および京都における取引きの実態を確実に把握・理解していなかったことによる。そのために、奉行所では代官所毎に管内の与論を調査しているのであるが、両者共に正当な論点があつて、決断の資料とはならなかつた。また、郡内の各代官もそれぞれ生産者の圧力があつて、統制ある意見の上達は出来なかつたのが実情であつた。

次に、判定をにぶらせている問題に内部事情のからまつていたことも見逃がせない。すなわち、新機構設置案者の仕法を見ると、何れも年間数百両の冥加金を上納すると言つてゐるが、窮迫している幕府財政から見れば、それは有力な財源になり得るものである。のみならず、設置世話人となる有力商人側からの賄賂的潜行運動が、要路側に続けられていたのである。後章で述べる撰花問題に際し、紅屋九左衛門がとつた賄賂政策をうかがうことの出来る天明四年の「紅花一件ニ付音信之控」という帳簿が、三井文庫に所蔵されているが、これらを一見すれば、当時の行政の裏面の一端に触れることが出来る。こういう内実では、仮りに弊害再発の予想が立つても、設置を否決する勇氣はななく、おのずから延引せざるを得なかつたのであろう。しかし、この審理の遅延は、逆に言えば内心において反対側の意見に傾いていた証左とも言えよう。

奉行所では結論を出すために、先記のように地元代官の意見を徴したが、それが有力な基礎資料とならないことを知ると、密かに役人や特別要人を派遣して、現地の実情を調査させてゐる。その例は前項でも触れたことであるが、その報告の多くは自由取引制の有利なことを認める反面、新機構設置の必要性を痛感しながらも、独占化の危険性を警戒すべきであることを復命しているに過ぎず、結局は各代官所からの提出内容と大差のないものであつた。

そこで奉行所では、天明・寛政頃の世話所設置論争の最も激しかった時に、京都の紅屋関係の者で最も公正な立場をとつてゐる某に命じ、紅花売買制度の変遷と市場における取引き慣行、売買所や世話所の新設に対する率直な意見を

上申を求めている。その返答書は次のような内容のもので、その述べる所は公平無私、適確詳細を極めたものである。氏名と年月を欠いているが、上申者は業界の内実にも精通しており、その批判と結論において最も注目すべき返答書である。

一 於京都紅花取扱之儀ハ、凡七十年前正徳享保之頃迄ハ、紅花問屋と申義無御度、京都と奥筋国方と相仕と成紅花買入、紅染ヤへ売渡、又紅染屋も奥筋へ紅花買方ニ罷越、手広家業相続仕来り申候、然所、享保之頃於京都紅花問屋御免願候者有之、十四軒紅花問屋相定り、此十四軒之外江紅花荷物国方より引受候事不相成、又紅染屋も国方へ買方ニ下り候義も不相成立法出来、依而紅花荷物ハ問屋十四軒申合、売り直段定自由ニ売り候故紅染ヤ之分、問屋申次第何事も違背不相成、問屋之御蔭ニ而紅染屋家業相続相成ル事之様問屋申方も在之仕義ニて、正徳之頃とハ大相違、紅染屋甚心外ニ存、度々寄合企、申分不絶ニ在之候、若紅染屋之内代銀払方滞候へハ、紅染屋株問屋方へ引取、商売不相成ニ仕立、問屋方ハ座所同前之粧ひ、紅染屋中甚難渋仕候

一 問屋ハ問屋斗家業ニ可仕候、左ハなく、国方へ直買ニ罷下り、於京都売レ能荷物買取、然ハ荷主と問屋と商売仕候

一 国方荷主ハ問屋へ向ケ荷物差為登候處、先問屋方ニ買入置候荷物先江売り、荷主荷物ハ直段引合(き)かたく旨申立、売り仕切不遣、若荷主金子内渡頼入候へハ、高歩ニて借遣、国方荷主利分無之様仕向ケ、依而荷主心外カリ、紅染屋方江参り、紅染屋方へ買入直段と、又問屋方ハ荷主へ申直段と余程直違明白ニ無之、是等之仕義ニて国方荷主中難渋申合、京都御番所江国方より売り問屋壱ヶ所相立度旨御願申上候得共、又夫も差支等之筋ニて難調、右躰之仕義ニて、国方荷主一統正徳之頃と大相違、甚難渋而已之噂、止ル所百姓方買直下り、百姓方大

ニ痛ニ相成、困窮ノ様子相聞得候

一 享保之頃、京都問屋相立候而、紅染屋中国方荷主中難渋、百姓方大痛ニ相成り御座候處、宝曆之頃、山形御城御領地ニ成り、紅花地御年貢納り兼候筋ニ而、小野日向守様、京都紅花問屋紅染屋御呼下シ、問屋名目御取放、往古之通りと被為仰付御座候、依之、其後ハ京都紅染屋中間寄会等春秋一度顔付斗ニ集り、寄会勤外寄会無之、一統口リ難有存罷在候、扱又、国方荷主ハ紅染屋中へ直売相成ニ付、荷主十分之売方出来、甚難有存罷在候

一 下地^(白之)紅花問屋十四軒問屋名目放、只今ハ紅花屋と斗申ニ成り、国方へ罷越直買致、又国方荷主送り荷之分受取、紅染屋中へ持廻り売付家業仕候、且宝曆已来ハ、右十四軒之外国方手寄ノニ紅花荷引受紅染屋中へ売り候者追々出来仕、依而近来紅花捌方京都甚手広相成、夫故常陸・上総・伊勢・近江・伯耆・肥後等ニて紅花増作、京都へ差為登候、全売買自由廉直ニ在之故と申事ニ候

一 當時右之姿ニ而、京都紅染屋中国方荷主廉直ニて差支筋無御座候、然^(白之)下地紅花問屋十四軒、享保比、宝曆此迄三十年程之間、紅花取メ身勝手高利を取、身上向厚相成候處、宝曆後ハ左様之筋不相成ニ付、只夫而已を外ニ存、何卒折能ハ紅花取メ其模様相企度所存候、然共、一旦蒙御答候身分故願方相恐レ、人手を替願方催致度所存可有之義と存候

一 奥羽紅花仙^子五^斗百^駄も出可申、其外西国諸国込凡小式千駄斗、壹駄金五拾兩と見而金高拾万兩程之儀ニ可有御座候、右ヲ一手取メニ致度と申義ハ甚勝手過成ル筋と存候

一 百姓方凶作飢饉之年柄ニハ危急難凌、是等御救御(手) 当として年々御上納金仕度、又ハ道川船作等拵、百姓方ノ助力筋等を以、紅花取メり筋相願可申義も難斗存候、是一利在之筋ニ聞得候へ共、止ル所者問屋杯之こ

とく、仲人ノ身勝手致度所ハ御願可申筋かと存候

一 紅花ハ京都紅染屋中渡世家業ニ御座候、然ハ、其紅花作候百姓方ハ家業之大基ニ御座候故、随分爲百姓方ニ相成筋之義ニ候ハ、右年ニ御救之積金其外拵入用金等之筋、京都紅染屋中ハ其訳被爲仰候ハ、難有御受申上可仕筋と存候、左候得ハ、始メ終りと申所之廉直相続かと存候、無キ左も筋之諸掛リハ仲人致身勝手所故、都而始紅花作り出し候百姓と、終取扱致候紅染屋勤者之難義ニ相成可申筋と存候

一 右荒方之處奉申上候、委義ハ不奉存、京都紅染屋仲間年寄へ御尋御覽可被下候

(註 以上年月、差出人名、宛名欠)

以上の長文に亘る返答内容を要約すると、先ず、かつての公認問屋は「白地紅花問屋」、即ち「荷受問屋」として發足し、取引きは総て相対で明白に行なうべき制度であったが、やがて「仕切込問屋」に變質し、そこに幾多の不明朗な商行為が発生したことを具体的に述べ、生産者と紅染屋に与えた被害を指摘している。次に、明和二年の特権問屋の廃止と自由売買制の復活が、全国的に紅花生産を著しく増大させた原因であることを強調し、世話所設置計画の如きは、全く旧問屋系の勢力挽回のための策謀であると、大胆にその運動の裏面を衝いている。この辺は京都の業界の動きを直接見聞しているものの正しい觀察と言えよう。

そして最後に、請願者たちが設置条件として示している仕法内容のうち、生産者に与えようとする諸恩典につき、若しそれが生産向上に寄与するものならば、世話所不許可の条件として「京都紅染屋中ハ其訳被爲仰候ハ、難有御受申上可仕筋」と、紅染屋がその条件内容を果たそうとの決意を示しているが、こういう考え方は京都の紅花屋一統の総意であったものと見られる。「左候得ハ始メ(生産者)——終リ(紅染屋)と申所之廉直相続かと存候」と結語し、

自由取引きの現状維持を強く主張しているのである。しかし、これに対する奉行所の反応は明らかでない。

機構改革論争は、流通過程に荷受問屋の中間存在が必要かどうかの問題ではなくして、弊害再発の有無が問題であった。だとすれば、組織の制度化以前の相互の道義的課題の解決が先行しなければならなかった筈である。訴願審理の過程において、当事者間の談合によって解決すべき問題であると却下したところのある事實は、奉行所の考え方を現わしたもので、賄賂などの情実関係は別としても、審判が出来なかつた理由は結局この点にありと思われる。

紅花世話所設置による流通機構の整備は、産地の生産者から荷主に至る郡内全階層に共通の課題として、文化八年には名主総代たちの運動にまで発展したが、その結論を得ないままに、同九年（一八一二）頃をもって終末を告げることになる。即ちこの頃から、京都には御広敷具服御用仲間と紅染屋との間に、紅花撰抜問題が発生して混乱を来たし、業者の関与視点がその方に一変するのである。やがて天保の改革期を迎えるに及んで、十二年（一八四一）十二月には幕府の物価安定策によって、一切の問屋仲間の禁止されたことは周知のことである。しかしこの禁止令も僅か一〇年で解除され、嘉永四年（一八五二）三月には問屋仲間株の復活が認められるに至った。これによって、旧紅花問屋制が再興したが、同時に新規紅花問屋の開業も可能になり、相互に特権を主張したり、専横振りを發揮する余地は稀薄になったので、従来のような論争は発生することなく、取引きは一切自由に任せられるに至ったのである。しかも幕末期になるに従って、徐々に産業形態に変化が生じ、紅花生産が漸減の傾向が見えて来る。これに伴って、在郷の紅花商人は次第に地主化し、或は金融業化するが、この問題はさらに後章で詳述する。

消極的な町方商人

紅花世話所設置の問題に関し、その長期に亘る激しい論争の過程の中に、山形に集中している町方商人や、在方の

大荷主や豪商たちが、賛否の何れにも態度を表明せず、運動の主役陣営に参加していなかったのは、果してどういう意味を持つものであろうか。その一つには、私領という事情が考えられよう。山形の場合は明和頃の一時的な公領時代を除けば近世を通じて私領で、有力商人たちは色々の意味で藩の保護をうけ、特権を附与されていたので、藩外の公領農民や一部商人の請願運動やその論争の渦中に、直接参加することは、軽卒に出来なかったということが考えられよう。請願の方法や筋道から言ってもそれは順当ではなかった。上山藩内なども同じ理由で極めて消極的であったように見える。

しかし、山形藩をはじめとする私藩には、他国の大藩に見られるような勸業行政機関や統制的制度がなく、荷役さえ果たせば取引きは頗る自由であったから、流通上の利害に関する世話所設置などの問題に関して、藩内の生産者も荷主も無関心であり得たはずはない。明和九年（一七七二）二月に柴橋代官所附村々から提出された反対意見書¹に、「当郡之内、拙者共村々同様紅花多分作立候場所、御私領村々御座候」が、それら私領内の生産地でも、世話所設置に関しては「紅花商手狭ニ相成、其不勝手之筋御座候旨申之、難儀存罷在候」と、私領側商人の真意を述べている。特に山形の大手荷主などは表面にこそ立たなかったが、大方は世話所設置には否定的な意向が強かったのである。

ただ山形商人の場合は、反対意見書に言う如き単なる紅花商売の手狭、不勝手という理由だけでなく、より根本的なものとして、都市商人としての営業内容およびその経営形態から来ていることを思わねばならない。山形の町内には大規模の荷問屋が多く、特に近世中期には近江系の商人が実権を握り、やがて地元商人が発展して来る。これらの商人群は、紅花や青芋の集荷販売という季節的単一業務にのみ携わっていたものではない。即ち、村山郡内の特産商品作物と上方物資との相互交易、いわゆる「鋸商法」を手広く経営し、或る者は卸問屋として小売業者に売り渡し、或る者はこれらの業務に店舗業務を加え、年間を通じての需給状況から見ると、郡内所要物資総額の凡そ八割を占め

ていたと言われる。

山形町の商況の繁昌については先にも述べたように、天保十三年（一八四二）八月の「羽州船町村一件相手方漆山村善左衛門歎願書」に次のように記している。

一体山形町之義者、往古最上家之御在城ニ而、当時秋元但馬守様御城下ニ有之、町数三拾三ヶ町、其外町続之在村も有之、家数凡壹万軒程之大場ニ付、右町之もの共者何れも農業耕作等不仕、商ひ一円之もの共而已ニ而、村山郡村々数百ヶ村ニ有之候商人之人数々、山形町壹ヶ所之商人者十倍も多し、勿論、同所者至而都合宜敷場所故、奥州仙台辺・三春・白石・伊達郡、羽州置賜郡米沢、或者越後最寄之商人共、平常共入組（込）、諸品売買仕候土柄ニ而、村山郡在々村々之商人共も、酒田湊江罷越仕入致し候もの者稀ニ而、大概者山形町江罷出仕入方仕候儀ニ有之、酒田湊々村山郡一郡江登り候荷物者、凡七、八分通も山形行ニ可有之（云々）

これは恐らく近世の中期以降における山形町の実態と見られ、その他の史料にも「山形町ハ大場ニ而商人数多有之（中略）、山形之義ハ奥羽第一之場所ニ而、諸国之商人入込、諸色売買有之」と述べているのである。こういう大場の商人たちが、在方商人たちの紛争に巻き込まれたり、態度を明らかに打ち出すような軽々しい意見を出す筈はなかった。なお、享和元年（一八〇一）の調査による村山郡内主要町村の有力商人数は次表の通りで、山形商人数は総数の約六〇％に当たっていた。

山形商人が、世話所設置に案外消極的であった理由について、設置反対派は「当国之内ハ京都ニ出店之儀ハ数多可有之、其外、知音好身之方江勝手次第荷物為差登、右引当ニ而木綿・古手・小間物等を仕込差下候儀ニ而、売買差支

之儀者無御座候」と指摘している。これは正にその通りで、
 広汎な上方物資の仕込問屋を經營している山形の豪商たちに
 とっては、紅花世話所の有無は問題でなく、むしろ自由な信
 用取引の方が大切であり、有利であつたことは言うまでも
 ない。まして、中間機構に支配されることなく「勝手次第に
 為差登候得ハ、金百兩ニ付三兩と申口銭」も不要となるので
 常に消極的態度であつたことは当然考えられることである。

言うまでもなく、豪商・問屋たちの投
 下する巨大な商業資本にとつて、その蓄
 積の大きな部分を占めるものは、紅花の
 販売によつて得る所の収入であつたが、
 何と言つても、商売の本命は、上方物の
 諸品雜貨の販売にあつた。下表は近世後
 期の状況を示したものであるが、山形で
 紅花荷主を經營していた商人の年間主要
 業務の内容で、紅花仕入宿をもつて本業
 としているものは、二〇名中僅かに高島
 屋藤左衛門ただ一人に過ぎない。その他

山形紅花商人の主要取扱商品

商人名	主要取扱商品名
高田屋 弓太郎	和漢藥種
足利屋 新兵衛	呉服 太物 袷袋衣
近江屋 林兵衛	仏具 太物 呉服
山口屋 甚兵衛	小間物 書籍
紅屋 久太郎	千歳紅
青山 治右工門	藥種 諸紙類
三浦屋 権四郎	太物 小間物
市村屋 五郎兵衛	太物 紙 書籍 三都小間物
吉野屋 吉兵衛	藥種 砂糖
榎屋 勘右工門	地桐油 玉紅
西屋 清兵衛	呉服 仏具 小間物
岩瀬屋 太惣治	呉服 麻物 太物 古着
長谷川 吉内	呉服 太物
高島屋藤左工門	紅花仕入宿
鈴木屋 彦兵衛	松前海産物 砂糖類卸売
大屋 利右工門	呉服太物 古着卸売
長谷川 吉郎次	繰綿 太物卸売
大屋 利兵衛	繰綿 太物卸売
村居 清七	繰綿 太物卸売
西屋 金兵衛	繰綿 砂糖 太物卸売

(安政二年版「東講商人鑑」による)

村山郡内商人数(享和元年)

町村名	商人数	計
山形	68軒	68
長崎	4	
船町	2	
左沢	4	
山野	7	
寒河江	2	
溝延	1	
谷地	8	
野田	1	
東根・榎岡	11	
天童	5	47
漆山	2	

(三春伊佐夫氏蔵

「総商人名集」による)

の商人は殆ど上方物資の店先販売業か卸売業を主体とし、紅花の荷主的経営は飽くまでも季節的なものであった。

大商人たちが、紅花の取引のために京都に支店を設けたり、或は知音好身のものをもその拠点としていたことを述べたが、そこに常駐した支配人は、必ずしも紅花販売業務だけを主眼としたものではなく、仕払いを受けた現金をもつて、そのまま京都や大阪で商品化する役目を任されていたのである。多くの仕切書を見ても、国元に対する現金下しが極めて少ないのはこのためである。また、為替取引が行なわれているのも、こういう便宜があったからである。

諸品雜貨類の仕入れは大阪が中心で、例を今佐藤利兵衛家の場合にとつて見ると、同家と永寿講關係を結んだ大坂商人とその取扱商品の主なものは第三章第四節に述べた通りであった。これは在郷の豪商も同じことで、稲村家の商法心得たる「微量骨算」⁽³⁾に、大阪の綿仕入場として上物は ㊦ ・ ㊧ ・ ㊨ ・ ㊩ の四店を、中物は ㊪ ・ ㊫ ・ ㊬ ・ ㊭ ・ ㊮ ・

㊯ の七店を上げ、砂糖については「大坂・堺筋ニ平野屋惣兵衛・平野屋五郎兵衛等申大問屋共候間、是江直々参り」相調えた方が得策であると教えているが、直々交渉して買い付け契約と代金仕払をして来るのは、即ち在京の支配人の任務であった。このように交易物資の現地における相対売買・決済の可能な大資本商人は、たとえ中間機関が無くとも、京都紅花商人の奸計に乗ぜられる被害は少なかったので、問題にはおのずから消極的であったと言えよう。

もう一つ言えることは、山形は商業都市として発展させるためには、自由取引でなければならぬという考え方があった。寛政十年（一七九八）の三井家文庫史料に「京都より三井屋始若山屋喜右衛門など、手広之商人罷下、山形旅宿ニおいて干花買入、或者所々手寄之ものへ干紅花注文仕候ニ付、山形始々商人共羅立買入候ニ付、おのつから花売買勢ひ直しく（云々）」と見えるように、生産地直買い商人の往來の頻繁であったことは、小商人を含む山形の一般市況によい影響をもたらしたことは言うまでもない。その外、「京都が当国へ仕入ニ罷下候紅屋共之儀者、京都が色々荷物差下し置、相払候金子を以、当国ニ而直買仕為差登」という商法も慣行化されていたので、生産地

農民や在郷小商人たちが、必死の論争を継続する程の関心はなかったものであろう。そのために、世話所設置に関する計画者の呼びかけにも、上方商人の一部の働きかけにも、案外に平静であったのである。

(1) 文部省史料館蔵「山口家文書」

(2) 明治大学刑事博物館蔵史料

(3) 著者採録史料

第六章 問屋制度改変に伴う新事態の発生



大坂紅花仕入仲間式法帳

第一節 江戸打越荷の問題

1 問屋仲間制度の禁止と復活

近世における問屋制度の整備とその発達は、商品の流通を著しく進めたが、各種問屋に仲間組織が出来て、その勢力が増大するにつれ、組織内の権益を擁護するために、ややもすると排他的独占の傾向が生じて来たのは、むしろ当然の成り行きであったかも知れない。江戸の十組問屋などもその例に漏れず、近世後期になると海運を独占し、江戸の商業を一手に握り、或は奥州や羽州から大阪・京都等、上方向けに直送される商品荷物に対して、通り荷税を徴収する制度なども設けた。

江戸の商人で同業仲間を組織しているものは、総てこの十組問屋に加入し、特権株を所有して権利を護つたのであるが、問屋側はこの独占権を確保し保護を受けるために、毎年莫大な冥加金、即ち権利金を上納して、幕府に取り入っていた。しかし、流通の合理化から生まれたこの問屋・組合制度も、やがては江戸市民の生活を甚だしく脅すに至った。特権を利用して或は私曲を振舞い、或は江戸の物価を騰貴させるなど、社会的・経済的不安を招くようになったことは周知の通りである。

天保十二年（一八四一）五月以来、水野のいわゆる天保の改革が進められたが、この問屋組合の弊害もまたその組上に載せられ、同年十二月の町触れで遂に解体させられた。それ以来、江戸・大阪間の商業取引は自由となった。勿

論、問屋仲間の解体は十組問屋仲間に限らず、一切の組合にも及んだことは言うまでもない。また個人的な問屋に対して、単なる卸売の専業を廃して必ず小売業を兼業させることによって物資の流通を安定させ、一方、都会の商人が諸国の物産を買い集めて生産地に貯蔵する締め売買を禁止し、物価騰貴の因を除くことに努力した。

しかし、この流通制度の変革は、一時的には目的とした物価の騰貴を抑制することが出来たが、却って弊害が続出し、むしろ経済的には混乱の状態に陥つたのである。これを紅花取引について見ると、問屋仲間の解散後は、「京都・伏見辺紅花商人共、手附之もの差下シ、近郷紅花買次商人が直々買取、御当地（江戸）打越売買いたし候仕癖ニ相成候得共、手広中之儀故、御当地商人共差構不申」ということになつたので、生産地ではおのずから激しい糶買いが行なわれ、一時は紅花の生産地価格が騰貴の現象を呈した。

この問屋仲間禁止前後の市況の変動を、生産地における実態に捉えて見よう。紅花の主産地たる谷地の農民記録は、禁止令公布直前の現地市況を「紅花之儀ハ、春打立後れ候間出不足ニ而、直段生花百四十文より二百文位迄ニ御座候処、干花先ニハ七拾五兩位之処、御敵止上方へ被仰出候間、紅花・絹糸引下、紅花壹駄六拾兩、絹糸貳百目位之処、九月より追ミ引上、紅花ハ九拾兩位、絹糸百五拾目位相成申候」と報じ、翌十三年度の記事には「近來諸色直段追、高値ニ相成、世上一同難儀致入御聴、此度十組運上御免、問屋諸株仲間等銘目も御差留に相成申候」と書き留めているのである。

このように、幕府が意図した物価安定策は、却って逆効果を來たしたのみならず、禁止した旧來の問屋仲間機構に代わるべき新組織を作らなかつたために、物資の流通に大きな支障を來たし、さらに金融の道が塞がれ、取引きは全く無軌道の状態を招くに至つた。この経済界の混乱のために、さすがの水野改革も、早くも天保十四年（一八四三）には破綻を來たすと共に、弘化三年（一八四六）には問屋再興のことを建白する者なども生じ、幕閣内でも問題が重

大化した。その後、再興の可否については両論があつて決しかねたが、嘉永四年（一八五二）三月に至つて遂にその再興を許可せざるを得なくなつた。但し、この再興の間屋は廃止以前の間屋と性格において多くの差異を持たせ、独占のために生ずる弊害を極力除去することに力めたことは注目すべきであらう。

その二、三の点を上げると、先ず第一に年々の冥加金を廃した事、第二に荷積みは特定の船（菱垣廻船）に限る制度を除いた事、第三に問屋の数の制限を解いた事、第四に取引の自由を認め、必ずしも問屋の手を経る必要をなくした事、第五に鑑札の下附制を廃止するが、世業をもつてそのまゝ一種の株たることを認め、その株の売買譲与の自由をも許した事等が主なもので、その狙いは、従来の十組問屋が持っていた特権的なものを奪つて、各人の営業の自由を拡大したのである。

問屋株廃止以前、江戸で紅粉・白粉を取り扱つていた業者は、丸合組小間問屋に公認されていた者のうち、玉屋善太郎・柳屋五郎三郎・村田久蔵・蛭子屋金蔵・丁字屋吟次郎の五人であるが、文化頃から問屋の下組として、紅粉白粉の絞り渡世をしていた榊屋重兵衛等二八人の業者たちが、政策転換による問屋の再興に乗じて、旧問屋同様の紅粉問屋を称して独立し、波紋を起こした。旧問屋側はかつての権利を主張して、その新興問屋の成立を措止する訴願をおこなつたが、幕府としては、問屋株の自由を認めた以上、結論的には下組の成立を容認せざるを得ず、安政二年（一八五五）五月に至つて、二八人の新興問屋を仮組としてこれを許可した。これに対して旧問屋五人を元組と称して旧来の面目を保たせることにしたために、江戸の紅問屋は二組に分立するに至つたのである。

2 江戸打越荷の禁止令要求

紅花荷の江戸打越し一件は、問屋再興の条件たる第四の取引の自由制に絡んで発生した問題である。「打越し」とは、

江戸を中心として以東及び以西の物資を相互に流通し合う際に、江戸問屋の手を経ずして自由に取引きすることである。しかるに、元禄期以後、江戸の十組問屋が商権を握って以来、この打越し荷を認めず、必ず江戸問屋の手を経ること、またその運送が直接江戸問屋と無関係の場合でも、一応は連絡をつけること、言う商慣習を持つに至った。こういう慣習が生まれて来るのは享保期頃からで、文化頃からは特にこれを強化し、江戸の問屋は荷主と荷受人の間に介在して、荷口銭を徴収する特権を確立したのである。しかるに、天保改革の問屋仲間の禁止によって、当然この慣習も消滅し、江戸打越しが自由になったが、嘉永の問屋再興と同時に、打越し通り荷の掌握権をも復活させようとしたので、反対側との間に紛争が発生した。

問題の発端は、嘉永七年(安政元年一八五四年)六月に問屋組合から提出された打越荷物禁止権の回復要求の訴願にある。即ち、江戸丸合組小問物問屋のうち、紅粉白粉取扱組合の玉屋善太郎代理弥兵衛、丁子屋吟次郎代理金七等四人から、江戸町年寄喜多村彦右衛門役所に提出した願書(3)によれば、問屋再興の目的は「諸色直段引下方御取締之ため」であった筈なのに、その後「御当地打越通荷物、素人直売買、荷元仕入方、手広中同様糴合候ニ付、引下方差障、乍恐兼而御触面ニ相背、且京都・大坂之者共関東・奥筋迄も罷下り、元方直仕入仕候紅花荷物之儀者、通荷物ニ付、甚難渋至極仕候間、御取締被成下置候様願上候」というのである。

江戸問屋側のこの請願に対して、主管役人が如何なる処置をとったか詳細な史料を欠いているが、自由売買制が却って物価騰貴の因をなす恐れがあるとすれば、若干の統制も認めざるを得なかつたものであろうか、請願直後の七月には問屋および生産地の一部荷主との間に示談協定が成立している。内容的には、従来強行していた問屋の特権を緩めて、紅花の直登せ或は素人の直売買を中止する代わり、江戸問屋との取引き不調のため、拠なく上方に積み登せる際には、江戸問屋でその送状を認めること、若し難船に遭遇した場合には、江戸問屋が現地に出張して適切な処置を

とること、問屋の事務上必要な筆墨紙その他の諸経費は、世話料の名目で荷物一箇につき銀二匁ずつ荷主から差し出すことの三点で、双方はこの条文の一札⁽⁴⁾を交換した。

差入申規定一札之事

一 今般諸問屋御再興被仰付候ニ付、其御仲間紅花御取扱荷物之義、御当地江差出候分、其御仲間并ニ仮組紅屋衆之外、素人売買不相成、別而諸荷物御当地打越通荷物不相成候様、諸仲間御規定ニ相成候故、私共紅花御当地江差送り候節者、其御仲間江売捌候御定法ニ候得共、萬一不引合之節者、無扨上方江為登申度候間、各々様方之内々御送り状御認、御登せ可被成下候、猶又海上積之義ニ候間、萬一難破船之節者、別振ニ被成、其御仲間内々紅花荷物振元ニ御成御出張、御仕来通、萬端御世話可被成下候由、忝奉存候、筆紙墨為御世話料、荷物一箇ニ付銀式匁ツ、差出候様被仰聞、御尤承知仕候、然ル上者、已来紅花直為登、素人直売買決而致間敷候、為後日差入申規定一札、依如件

嘉永七寅年七月

(武州水戸下総關係 一四名省略)

	奥州仙台園分町	小谷	新右衛門
	羽州最上谷地	丸屋	長吉
同	山形	市村屋五郎兵衛	
同		村居	清七
同		米沢屋	勤兵衛

右者承知致、調印致候者ニ御座候

同	長谷川 吉 内
同	長谷川 吉郎次
同	市村屋清右衛門

当時、江戸問屋側で地方荷主何人に調印を要請したのか不明であるが、以上の史料では最上地方で谷地の丸屋長吉、山形では市村屋五郎兵衛ら六人、計七人に過ぎなかった。これらは最上地方の紅花荷主を代表する有力商人の一部に止まり、その他の多くの荷主の動向は明確でない。丸屋長吉は領主たる山形の秋元家の御勝手御用達を勤めた豪商で、弘化二年（一八四五）に秋元家が上州館林に移封後も、丸屋の居村たる谷地前小路村は館林の飛地領として残った関係から、秋元家との経済的つながりがあった、やがては江戸商人との取り引きに発展した商人であるから、問屋側の要望にも調印したものとと思われる。山形の荷主六人の場合も、紅花のみならず、江戸との取引きに特殊な関係を保持していた人々であったろう。梅津保一氏は「紅花打越一件の規定書に調印する者が少なかったのは、江戸紅花問屋から調印の依頼を受けた山形城下町商人が、この段階で村山郡一帯の商人層を編成することが出来なかったのではなく、江戸経由で上方へ紅花を輸送する者が、一部の有力商人に限られていたことを示しているものと思われる」と見ているが、確かに実情はそうであった。例えば、両長谷川家の場合などは、荷問屋として取扱った紅花の量は、村山郡内生産のものよりも、仙南地方のものが遙かに多く、その過半は江戸を通過して大阪に着荷させるといふ送法をとっていたので、この調印に参加せざるを得ない立場にあったのである。

3 打越荷禁止令の成立と最上商人の動向

このように、江戸打越荷の禁止は少数の賛成調印を得て、一応成立したのであるが、武州桶川宿の百姓浅五郎等は安政二年正月に「外産物者相弁不申候得とも、紅花之儀者、旧来京都表に直売・直積等致来、然ルを株式再興被仰出候邊、新規ニ右牒究屈之議定江調印致候旨(ついで)而者、村々御年貢上納・夫食足合手当之紅花売捌方差支候(云々)」と強硬に拒絶した。これに対し問屋側は「左候ハ、調印不致候とも、此上他国江売渡候荷物江戸廻し相成候得者、無断差留候旨(さ)」を通告し、もって江戸打越通荷物抑留を宣言したので、両者の交渉は遂に不調に終わり、訴訟事件に発展するに至った。その経緯の詳細は本項の目的とする所ではないから省略するが、両者の訴願をうけた幕府の勘定奉行は、市中商法筋に係わることは、勘定奉行の関知する所に非ずとして却下し、改めて町奉行の手に移して審理することになったのである。

その間、江戸問屋側では嘉永七年七月の前記協定成立と同時に、紅花荷の打越しを發見次第差留めを行なったが、安政元年十二月の事件は大きな波紋を呼んだ。その内容は、城州伏見の麻屋安治郎が仙台方面で仕入れた紅花荷六三丸を、京都の布屋彦太郎行き荷物として、仙台大河原の高橋屋忠助が荷次問屋となり、斎藤清兵衛なる者を荷宰領として發送した。この荷物は途中、野州(のしゅう)坏川岸の奥川舟積宿・加藤長右衛門の手を経て、江戸の樽舟廻船問屋井上屋重次郎に送り、海路大阪から京都に輸送する手配をした所、江戸問屋側は無断打越し荷としてこれを差し抑えたことにその端を發する。

高橋屋忠助は、前記協定書に調印したものでなかったから、この抑留問題は重大化し、遂に仙台藩庁は藩吏名義をもつて「陸奥守領分村々作徳出産之紅花、国産方役所ニ而始末相立、夫々指配申付、御当地積問屋江為指登、上方直

為登仕候儀者先年々之仕来」と言うことを理由に、新問屋の設置による支障とその改善などを指摘した願書⁽⁷⁾を提出した。また、京都および大阪の紅花屋仲間もこの抑留事件を重視し、安政二年（一八五五）二月に、江戸打越禁止と抑留に反対し、上方登せの紅花荷は江戸通過を避け、出来る限り陸送すること、水戸物などの海上登せの際は、江戸紅問屋よりの登せ荷物と混合しないこと等、最上商人はじめ水戸・早場（武州方面）・仙台方面の荷主たちに対し、協力方を要望している。⁽⁸⁾

一筆啓上仕候、暖氣之砌御座候処、先以各々様御安康ニ被遊御座、珍重ニ奉存候

一、従来紅花之儀者京・大坂九步通之遣草ニ而、江戸表へ下し荷物杯とハ事変リ、国方直取引海上船積之儀者、文化已前諸株取締中ニも仕来罷在候処、此度江戸紅問屋共新規之企仕組、同所打越通り荷物不相成杯と申立、今般文化如已前御再興被仰出候御趣意ニ相振候義を不顧、既ニ当時彼地迄罷登り候荷物差押江以之外成致方、右様江戸表ニ而荷物差押江候而者、御同前及当惑候ニ付、一統取極、則左ニ

一、向後為登紅華江戸表へハ不相廻、其国々々為陸登之事

一、水戸様産物者海上登りニ付、江戸紅問屋も登り荷物と混合不申様、右御産物之外、江戸紅花問屋者勿論、都而船積登荷物者取引差扣、荷主方へ及引合、一統評定之上取斗可致事

但 御産物者向後大坂大文字屋三右衛門揚ニ取極候事

右之通取極候間、宜鋪御承引被成下候、萬一江戸廻シニ被成候而者、当地取極差障候故、御気毒之見合ニも相成候間、御心得置可被下候、先者右御案内迄申上度、如斯御座候 以上

（安政二か）
卯二月廿七日

京都 紅花屋 仲

以上を見ると、協力方を要請された最上商人は山形一三名、天童一人、楯岡二人、谷地二人、西里一人となっており、これらの中には、先に江戸問屋側の抱き込みに応じた山形商人も含まれており、問題解決の困難さを示している。町奉行所では、桶川宿の訴願と高橋屋の事件とを一轄審理を行なったが、紅花荷主側の主張が「旧来上方筋直廻

大坂 紅花問屋仲

- | | |
|-------------|--------------|
| 村居清 七様 (山形) | 鈴木彦兵衛様 (山形) |
| 長谷川吉郎治様 (〃) | 大坂屋彦兵衛様 (〃) |
| 佐藤利兵衛様 (〃) | 三浦屋権四郎様 (〃) |
| 福島屋治助様 (〃) | 高島屋藤左衛門様 (〃) |
| 長谷川吉内様 (〃) | 工藤六兵衛様 (天童) |
| 藤屋伝吉様 (〃) | 伊藤仁八様 (楯岡) |
| 井筒屋権太郎様 (〃) | 吉田勘右衛門様 (〃) |
| 岩勢屋太惣治様 (〃) | 桜井源兵衛様 (谷地) |
| 市村五郎兵衛様 (〃) | 元木林兵衛様 (西里) |
| | 森谷与七様 (谷地) |

水戸 (九名略)

早場 (一四名略)

仙台 (七名略)

を為せしに、今に至り江戸打越通荷物なるを以て、上方筋直廻なり難きに於ては、銘々旧来之営業差支難渋する」という点にあり、それに対して江戸問屋側の反論する所は、「前々より諸荷物共、上下江戸打越通荷物とならば、荷数隠れ、為に江戸相場立方に支障を来たし、且つ、懇命ありし諸問屋再興諸荷物直段引下げ方に差支える」ということであつて、双方相譲らなかつた。

紅花荷物運送方法の旧慣習からすれば、先にも述べた通り、江戸打越しは禁止になつていたが、文政七年（一八二四）に嶋屋佐右衛門の海上請合荷物制度が廃止になつてから、荷主は自由に樽船問屋へ直相對を以て船積みすることが行なわれるようになった。それに加えるに、天保十二年（一八四一）の諸問屋株式の廃止令が出るに及んで、この商習慣は全く無統制となるに至つたものである。しかも、文化文政期になると江戸近傍の紅花生産が急増しており、問屋廃止令と同時に上方の紅花商人の生産地進出が著しくなり、直取引が行なわれるようになったため、この混乱はいよいよ顕著になつたものと見られる。そして、問屋再興の頃はこういう自由な形の取引きは常識となり、奥州や羽州における上方商人の買いや、江戸打越しも公然と行なわれるようになったのである。

しかし、町奉行の審理の過程において、江戸打越しの生じたこういう来歴・経過が明らかになつたので、荷主や商人側の申立は敗訴の判決を受けた。そのために、嘉永七年七月に一部商人との間に取り交わした一札はこれを廃棄し、別に双方熟談の上、新たに議定書を制定した。従来の仕来りでは、江戸に到着する紅花荷は一旦江戸問屋の手に入り、市中で必要な量を控除した残荷を、丸合組仲間の送状をもつて、改めて各需要地に発送するという方法がとられて来た。こういう形の取引きでは、丸合組の買い付け相場が概して低廉で、荷主側の収益が寡少になる場合が多かつた。関東方面の紅花生産が伸び、京都紅花商人との直売買が行なわれるようになる、特に早場地帯たる武州の生産者や荷主たちが、丸合組の不当利潤に反抗し、江戸打越しを強行するようになった理由も理解される。

そこで新議定書では、生産地荷主たちの否定する従来の仕法を改正し、荷主から上方への為登荷物は、送状を添付して廻船問屋または定飛脚問屋に寄託すること、両問屋はこの送状を丸合組行事に提示して裏書を受けること、口銭として紅花荷一箇につき関東筋は銀一匁六分ずつ、奥筋は一匁三分ずつを徴収すること、上方筋宛の陸付荷からは口銭の徴収を行なわないこと、丸合組行事の裏書分について、海難の場合は荷主・廻船問屋が立合い、船法を守ることを条文化して互いに取り替わした。丸合組の権限がこれらの点以外に亘らないとすれば、相場立てに関する荷主側の疑惑も解消される筈で、締約も一応は無事に成立した。

為取替一札之事

(前文省略)

- 一、京都并伏見其外上方表江、関東筋紅花荷物ヲ積送り候節、江戸表迄高瀬船又者陸附運送致、江戸表廻船問屋江着致候得者、此荷主ノ上方商人宛名之送状ヲ、廻船問屋・定飛脚問屋ノ通町組小問物問屋之内丸合組行事江相届候得者、右荷物と送状引合、相違無之候ハ、丸合組行事江裏書致シ、早速出帆相成候事、
- 一、右改方為諸懸と、関東國々之分者、巻箇ニ付銀壹匁六分宛、荷主ノ行事江受取可申候、
- 一、右同断、奥羽荷物者、巻箇ニ付銀壹匁式分宛、荷主ノ行事江受取可申候、
- 一、右式廉諸懸リ熟談口銭之外、丸合組行事ノ一切荷主方江入用相懸ケ不申候、
- 一、関東・奥羽荷物陸付運送ニ而、江戸表定飛脚問屋江着致候荷物も、丸合組行事相改、荷主送状裏書致候得者、此荷物飛脚問屋ノ陸附ニ而上方筋江差送り候間、馬継運賃多分ニ相掛候ニ付、丸合組行事方ニ而改方諸懸リ之熟談口銭者、受取不申候、

一、紅花荷物丸合組行事裏書相濟候送状相添候荷物、渡海中海上難事有之候得者、荷主并廻船問屋立合、一船積合荷主同様船法相守可申候

右之通、丸合組行事、関東・奥羽紅花荷元、京都并上方筋惣代、向々為取替証文仍如件

安政二卯年九月

(氏名省略)

この議定書にはなお「継上申書」⁽¹⁰⁾がある。その一節は、江戸における必要量の紅花に不足を生じた場合の措置を述べたもので、「御当地ニ而、御染物方・御菓子方御仕立御用紅花絞り種払底ニ而、御差支可相成程之節者、為登荷物之内丸合組江引受、上方買附相場を以相当之仕切いたし、状通其向々江相達、全疑惑無之様取扱候積」と、規定書末に關係者が継紙調印をしている。これによって、江戸の御用紅花絞りに用いる紅花が不足した場合は、何時でも為登荷物の中から上方相場をもって買付けることが出来るようになった。これらの議定書に調印をした通町組小間物問屋之内丸合組の総代は、玉屋善太郎・柳屋五郎三郎・村田屋久蔵・蛭子屋金蔵・丁字屋吟次郎の五人であるが、実際の調印はそれぞれの店預人や店支配人が代理している。

江戸廻りの流通機構がこのように改正され、そして江戸問屋組合の特権が規制されたことに對する最上商人や荷主の反応はどのように現われたかという点、甚だ消極的態度であったように見える。嘉永七年七月の議定に際しては、谷地・山形の有力商人七名の調印があったにも拘らず、新議定に際しては殆どこれを無視している。安政二年九月の調印には各生産地の総代が加わっており、山形からは紅花商人惣代として銀町の百姓清兵衛なるものが一応調印した。しかし、この清兵衛は、紅花荷主層全員の合意で選出された代兼人でなかったと見え、安政四年頃になつても「既ニ一昨卯年中、山形紅花商人為惣代、同所銀町百姓清兵衛取締議定為取替証文調印相濟有之候山形御領之内、外村々紅

花商人共之内ニも、睨と相弁不申もの共も有之」という実情であつたから、江戸の問屋行事は絶えず山形の重立つ荷主たちの了解を求めることに交渉を続けた。

その結果、安政四年二月に至つて漸く山形の紅花商人を説得し、清兵衛をもって総代権者たることを認めさせることに成功した。この示談が成立すると、清兵衛は直ちにその旨を藩庁に届けて了解・承認を求めたので、藩主水野和泉守家来松本帯刀は、同月十五日附をもつて、その承認届書（付）を与えた。清兵衛もまたこの届書と同時に、総代人として議定書に調印すべき旨を奉行所に上申したのである。

水野和泉守領分

羽州村山郡山形銀町

紅花商人惣代 清兵衛

右之もの今度出府仕候処、去卯年九月中差上置有之候紅花荷物諸国運送為取替証文ニ、山形丈之紅花商人為惣代調印為仕差支無御座候間、今段御届申上候 以上

二月十五日

水野和泉守家来 松本帯刀

乍恐書付ヲ以奉申上候

羽州村山郡山形紅花商人惣代山形銀町百姓清兵衛奉申上候、去卯年中、御当地紅花問屋行事共、諸国紅花商人江相掛リ、当御奉行所様江奉願上候一件御吟味中、外国と者示談行届、議定取極候得共、羽州郡中商人共、是迄示談不行届候処、追々（マ）国許おゐる仲間評議之上、山形領分紅花商人共儀、去卯年中議定之通相守候様、今般一同示談行届候間、其段領主役場江申立、私儀、今般当御番所様江、山形領分紅花商人惣代として罷出、乍恐此段奉

申上候、以上

水野和泉守領分

安政四巳年二月十五日

羽州村山郡山形

紅花商人惣代

銀町 百姓 清兵衛

御奉行所様

右宿(省略)

この調印によって、去る安政二年から懸案になっていた江戸打越通荷物取締りに関する新商法規約と山形商人の關係が明確に成立したのであるが、この正式示談が済む以前にも、荷物を江戸廻しにする商人たちは、現実の問題として、先の規約に従っていたのである。安政三年に役所では通り荷の実情把握のために、議定証文に未調印の者で、関東・奥羽方面から、江戸廻り上方筋に登せ荷物を出している商人の取調べを行なったが、それに対する丸合組行事から提出した返答書によれば、山形および村山地方の紅花商人として、一四名を列挙し、これらのものは何れも「去る^(安政)卯年中御取調之上、商法相立候儀承知相弁、荷物当地江相廻し候度毎、宰領之ものを以御当地商法通送状相改為登方致呉候様私とも江頼越候(云々)」⁽¹²⁾と言っている。江戸における新商法は既に成立していたのであるから、未調印と雖もそれに従わなければ、江戸は通過出来なかったのは当然であった。

乍恐書付ヲ以奉申上候

- 一 去ル卯年中、紅花荷物御当地江相廻し打越通荷物取締方御調之上、商法御立被成下候砌、武州・下総・奥羽并京都・伏見紅花取扱候もの共、議定証文為取替仕候ものとも之外、其後近国・奥羽共紅花荷物御当地江相廻し、上方筋為登荷物仕候もの共御尋ニ御座候、則左ニ

右之もの共儀者、別段名前毎紅花為登荷物取締方示談不仕候得共、去ル卯年中御取調之上商法相立候儀承知相弁、荷物御当地江相廻し候度毎、宰領之ものヲ以御当地商法通送状相改為登方致具候様私とも江頼越候ニ付、則荷物相改、荷元送状江丸合組行事裏書相附、熟談口錢請取為積登ニ相成候間、取締方行届、聊差障候儀無御座候

一 (省略)

右御尋ニ付此段奉申上候 以上

安政三辰年八月

同所	市村屋	五郎兵衛
同所	市村屋	清右衛門
同所	真壁	忠助
同所	米沢屋	勘兵衛
羽州最上岡村	柏倉	清右衛門
同	長崎	小関
同	榑岡	三郎兵衛
同	吉田	勘右衛門
同	谷地	丸屋
		長吉

丸合組行事

通塩町新助地借

与兵衛
外 壱人

山形・最上商人の調印が後れた理由は明らかでないが、前述のように、惣代を自称して調印した清兵衛に対する不信、或は有力商人同志間の意見の不一致などが考えられよう。さらにまた、長谷川家のように大量の江戸廻り荷を取扱った商人の場合は別として、一般的には最上紅花の大部分は最上川による運送が行なわれていて、江戸に陸送するという方法をとる商人は案外に少なかったことも原因したのであろう。江戸廻りの少なかった理由については、いまさら言うまでもないが、長距離の陸上輸送による荷痛みを避けたこと、江戸廻りは時間的に経済的に不利であること、さらに紅花は「秋風相立候迄積置候而者、格別掛目も相減じ、捌方不宜」ものであるから、大部分は夏中に最上川を下してしまったこと等が上げられよう。このように、最上川運送を中心とする荷主たちにとって、新制度の及ぼす影響は極めて少なかったから、調印にも自然と消極的であったものと見られる。

- (1) 大日本近世史料―「諸問屋再興調」四
- (2) 河北町・柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」
- (3) (1)に全
- (4) 全 前
- (5) 梅津保一「近世後期における東北・関東の紅花流通の一考察」歴史の研究一一号
- (6) (1)に全
- (7) 全
- (8) 日塔久左衛門家文書
- (9) (1)に全
- (10) 全
- (11) 全
- (12) 全

第二節 京都における紅花撰花問題

1 撰方仲間 の 成立

京都今出川室町西へ入ル町に居住する紅屋久左衛門家は、古くから御官服御紅染御用を勤めて来ており、紅花問屋仲間が成立した享保二十年（一七三五）以前は、良質の御用紅花調達のために、生産地に赴いて直々に仕入れていた。直買禁止後は特に問屋から必要量の紅花を撰り買いたることが許され、宝暦十二年（一七六二）からは新たに「御広敷御紅御用」という名目の特権を附与された家筋であった。

明和二年（一七六五）七月に京都における紅花問屋名目が廃止され、自由売買の旧に復するに及んで、中々の手腕家であった当時の久左衛門は、天明元年（一七八一）に江戸源助町に住む定治郎と相謀り、江戸市内に紅花問屋を新設しようとして幕府に願ひ出たが、京都紅染を本場物として取引する江戸の有力な呉服商人たちの反対によって失敗した。しかしこれに屈せず、天明三年（一七八三）に至って別の野望を画策した。即ちこの年の十一月に、悴久蔵を代理人として、幕府に対し「当時迄京都ニ而紅花荷物引請売捌候者共より買受、御用相勤来候得共、不淨或は曲類（別本虫類）有之分入交、御用指支、損銀も相立難儀」なる旨を申し立て、御紅御用の職分冥加として、年々銀五枚宛を上納することを条件に、京都の紅花屋に入荷する紅花の中から、上物三〇駄ずつの撰花権許可の事を願ひ出した。幕府の勘定奉行所としては、御広敷御用に支障を来たすという理由を重視し、直ちに京都業界のこの問題に対す

る反応を調査したが、別段の異議もなかったから久左衛門の願いを許可し、この旨を京町触れをもって公布し、十二月十五日までに紅花屋たちの請書提出を命じたのである。

乍恐奉願上候口上書

一 私儀往古より高倉家に随ひ、御官服御紅染御用代ニ相勤、並宝曆十二年より御広鋪御紅御奉相勤候、前前ハ紅花出生之国元江罷越、直仕入仕候处、享保廿卯年於京都紅花問屋拾四軒相建候ニ付、直仕入相止メ、右之者共より年々御用御染物之紅花撰抜買請候得共、明和酉年問屋共商売方ニ付不宜取計有之候由にて、紅花作出候国方之者共願出、御吟味之上御取放ニ相成候間、又候以前之通直仕入可仕候处、五拾年余も過去候儀故、国方馴染之者も無御座候ニ付、当時迄京都にて紅花荷物引請売捌候者共より買受、御用相勤来候得共、不淨或は虫類（別史料曲類）有之候分入交、御用指支、損銀も相立難儀仕候間、京都へ相廻候紅花高一ケ年千四五百駄程にて、上紅花三四百駄も有之候ニ付、右之内御用ニ相用ひ候不淨虫類等不入交性合宜上紅花、年々三拾駄宛撰抜置売渡候様、紅花引受売捌候者共へ被仰渡御座候様仕度、値段之儀ハ時々相場を以相對仕分無之様可仕、且年来御用相勤候職分之為冥加、銀五枚宛毎年十一月廿五日限江戸御金蔵へ上納仕度段、於江戸御勘定御奉行様へ奉願候处、御吟味之上此度願之通被為仰付難有奉存候、依之以来右願上候趣を以紅花撰抜之儀取計仕度奉存候間、猶又重立紅花取扱候名前相知有之向江者、右撰方之儀私方へ罷越可及対談旨被仰渡、右之外名前不相分向とも紅花取扱候者有之散在罷在候得へ、右之者共儀者早々御役所へ名前申上、且又紅花撰方之儀者、右同様私方へ罷越可及対談旨洛中洛外へ御触流被成下候様奉願候、御慈悲之上、右願之通被為仰付被下候ハハ難有仕合奉存候 以上

天明三年卯十一月十五日

今出川室町東へ入丁

御広輔御紅御用達

紅屋久左衛門在府ニ付

代悴 紅屋久藏

御奉行様

(町 触)

御広敷御用相勤候今出川室町西江入町紅屋久左衛門儀、御用ニ而相用候紅花不淨或者虫(曲か)類有之分入交、御用向指支候儀共有之ニ付、他国々京都江相廻り候紅花高之内ニ而、御用ニ相用候上紅花、年々三拾駄宛撰抜置売渡候様、紅花引請売捌候者とも江申渡候様致度旨、値段之儀者時之相場を以相對いたし、非分無之様可致旨相願候ニ付、江戸表願之通被仰付候間、右紅花引請売捌候名前相分候もの共此度呼出し、右之趣申聞、上紅花撰方之儀者久左衛門方江罷越、可及對談旨申渡請書申付候、此外紅花取扱候もの共名前難相分、此度不呼出者共茂同様ニ相心得、銘々名所書記、来ル十二月十五日迄伊予御役所江罷出請書可致候、右之趣洛中洛外江可相触者也

卯十一月

この町触が出ると、久左衛門は直ちに有力紅花屋一二人に談合して、撰方仲間としての組織を作り、京都西奉行所に請書を提出させた。奉行所では翌四年閏正月九日にこの特権組織を承認し、町触をもってその氏名を発表した。なお、撰方仲間に対しては「非分之懸物等一切取立候儀無之」よう誓約させ、一方、紅花屋全体に対して「是迄之通り直買仕来候分、不限多少当地江相廻候分ハ、不殘左之拾式人之内最寄勝手之方江指出、一通り撰受候上、勝手に引取

候様可致」と令して、業界の反対を抑えると共に、撰抜方の円滑化を期したのである。一二人の仲間は次のものたちで、何れも久左衛門の計画に積極的に荷担した同志と見られる。特に本家格の六人は、享保以来の公認問屋筋のもので、最上紅花の著名な取引商人であつて、問屋廃止後は常に何等かの形で旧勢力の挽回を謀っていた連中であつた。従つて、久左衛門はこの空気を見抜いて抜け目なく抱き込んだことであらうし、一二人側からすれば、これを好機として、特権の回復を狙つたものと見られる。

(町触之帳 天明四年辰閏正月)

今出川通室町西江入町紅屋久左衛門儀、御用ニ相用候上紅花三拾駄宛、年々京都江廻高之内ニ而撰抜候儀ニ付、去卯十一月廿二日触書指出候処、右紅花撰方之儀ニ付、左之拾式人之者とも江久左衛門ガ申談置候趣有之候ニ付、是迄之通り直買仕来候分、不限多少当地江相廻候分ハ、不残左之拾式人之内最寄勝手之方江指出、一通り撰受候上、勝手ニ引取候様可致候、勿論、右一通撰受候ニ付而も、非分之懸物等一切取立候儀無之段久左衛門申立候間、其旨相心得、若非分之儀等有之候ハ、早々可申出候

蛤薬師東洞院東へ入丁	若山屋	勘右衛門
烏丸通蛤薬師下ル丁	若山屋	喜右衛門
室町通四条上ル丁	伊勢屋	源 助
四条通烏丸東へ入丁	伊勢屋	利右衛門
東洞院六角下ル丁	近江屋	九郎兵衛
蛤薬師西洞院西入町	山形屋八郎右衛門	

若山屋勘右衛門別家

衣棚三条上ル丁

若山屋 与兵衛

若山屋喜右衛門別家

東洞院錦小路上ル丁

若山屋 半兵衛

伊勢屋源助別家

四条通室町西入ル丁

伊勢屋 善七

伊勢屋利右衛門別家

四条烏丸東へ入丁

伊勢屋 嘉兵衛

近江屋九郎兵衛別家

蛤薬子東洞院東へ入丁

近江屋 熊次郎

山形屋八郎右衛門別家

蛤薬師西洞院西入丁

山形屋 宗 八

右之趣洛中洛外へ可相触者也

辰閏正月

なお、紅花撰方仲間について町触が出た当時、速刻その請書を町奉行所に提出したものは、紅花屋最上屋喜八をはじめ二人に達したが、その後、久左衛門に対して「西国より出生之紅花之儀へ、貴殿御名代松屋庄左衛門より荷主江相對を以被買請、御用ニ相立候紅花ハ御引取被成、其余之分者拙者共江買請、猶又入用無之分者、紅花商売之方江指出売払申度、左候ハ、拙者共商売之勝手ニ相成候ニ付、此段及御対談候処御承知被下致大慶候」と、西国産の紅花入荷分に対しても、撰花を認める一札を出したものが実に三九人に達し、久左衛門を中心とする撰花仲間の勢力は、

遂に全国生産地の紅花全体におよんだのである。

2 撰花制度の混乱

紅屋久左衛門の主導による撰花仲間の結成は、江戸勘定奉行や大奥の関係筋に対する強い裏面工策によって成功したのであるが、御用御服飾たちの反撃に遇って、撰花の独占権を掌握する野望は必ずしも成功したとは言えなかつた。その後久左衛門は、京都に新たに紅花会所なるものを設置しようとしたが、これもまた、出羽商人たちから紅花問屋の復活の危険性があるとして反対され、その実現は見ないで終わった。その上、紅花問屋制度廃止後の自由取引は、京都における新興商人の発展と、それに伴う一部旧商人の敗退を促し、撰花仲間の異動を見ただけでも次表の通りに激しく、不安定な状態が続いたのである。

このような容易ならぬ混乱が進行中、最も大きな打撃を受けたのは、言うまでもなく久左衛門の紅花撰花問題であった。それは仲間に休株者が続出したばかりでなく、撰花そのものが計画通りに実施出来なくなったことである。即ち、撰花除外の大奥呉服飾仲間とその出入紅染屋以外の紅屋たちの中には、生産地に赴いて直買いをして来て、撰花に応じない業者が多くなって来たのみな

紅花撰方仲間の移動

天明4年		文化11年	天保3年
若山屋 勘右工門		×	×
若山屋 喜右工門		○	○
伊勢屋 源 助		○	○
伊勢屋 利右工門		○	○
近江屋 九郎兵衛		○	西村屋 清九郎
山形屋 八郎右工門		○	布屋 弥兵衛
若山屋 与兵衛		×	柴崎屋 宗右工門
若山屋 半兵衛		越後屋 新 七	○
伊勢屋 善 七		村山屋 半兵衛	×
伊勢屋 嘉 兵衛		山城屋 武右工門	○
近江屋 熊 次郎		川村屋 藤 七	×
山形屋 宗 八		吉文字屋 彦市	○

(注) ○印継続 ×印休株 (三井文庫史料による)

らず、紅染屋の中にも撰花制度そのものに反対する意向の強いものが現われるに至ったのである。

先に撰花の公認を得ている久左衛門は、文化十一年（一八一四）と同十三年にこの事情を公儀に訴え、天明四年の触書に示された内容の強化勵行方を求めると共に、權益の確保を図った。京町奉行所ではその都度令達を發して、確實に撰花を受くべきことを命じたが、殆どその効果を上げることは出来なかつた。時には違反者を招致して処分するという強硬手段を講じてさえも、脱法的抜売買は止まず、撰花はいよいよ困難を極める状態であつたから、奉行所では天保三年（一八三二）に三度目の令達を出して、この混乱を正常化しようとしている。

紅花撰方に関するこの混乱とは別に、紅染屋組織についても一つの重大な問題が派生した。紅染屋仲間に加わつていない群小の紅屋たちが、密かに紅染業を行ない、御用御服商人の中には、これら潜り業者と取引き關係を結ぶ者が現われて来たことである。このことは、法的な統制を乱すばかりでなく、紅染屋仲間の存立に影響する所が大きかつたから、町奉行所では文政六年（一八二三）と天保五年（一八三四）の二回に亘つて、その禁止と摘発を嚴命した。しかし既に末期の症状を呈している幕府の権力では、前者同様この不正と無軌道を抑止することは不可能であつた。

かくして、天明四年（一七八四）一月に紅花撰方仲間制度の成立を見てから、天保十二年（一八四一）十二月に、各種株式・問屋・仲間の禁止令が發令されるまでの凡そ六〇年間に亘り、京都の紅花業界は混乱を續けて来たのである。外部的には、生産地との流通組織・機構の改革問題を抱え、内部的にはこのような新旧勢力の激しい対抗に明け暮れながら、やがて天保改革による一切の商業行為の自由化時代を迎えた訳である。次に、久左衛門一派の計画に大きな打撃を与えた別派の動きを見よう。

3 撰方仲間に対する抵抗

紅花撰抜法については、さすがに久左衛門も抜け目がなく、「直段之儀者、当時之相場を以相對いたし、非分無之様致度」と申し立てているので、この制度に請書を提出した紅花屋は、前記のように二人に達した。京都西奉行所の土屋伊予守は、未提出の紅花屋に対して「此外紅花取扱候者名前難相分、此度不呼出候者共茂同様ニ相心得」、十二月十五日まで請書の提出要求を触出していることから見れば、必ずしも紅花屋全員の調印があつたものとは思われない。

果たせるかな、この特権制度に真向から反対し、「右選方相請不申」旨を願ひ出た一団のあつたことは注目すべき事件であつた。それは、旧来「御広敷御紅染御用達」として、御召物類の紅染御用を承つて来た御用達の有力商人たちで、その中心をなしたのは日野屋市左衛門・伊豆蔵屋吉右衛門・蛭子屋与三右衛門・鱗形屋清兵衛・越後屋源右衛門・山形屋清次郎・菱屋新兵衛・山田屋治兵衛・袋屋九兵衛・秋田屋庄三郎の一〇人である。

彼等は翌天明四年の二月までにしげしげ会合を重ねて対策を協議し、同月二十五日に各代理人をもつて、撰抜方拒否を京西奉行所に申し出た。その理由は「私共儀、御本丸大奥御召御紅染御用相動来候ニ付、先年紅花出生之國方紅花相對相場を以直買ニ仕候内、出生之紅花思話敷無御座候節、且又、急御用等在之候節者、当地紅花取扱候者とも撰抜、其時之相場を以相調、下職之者共江染方申付、御用向相動来候儀ニ御座候」という慣例であるから、今さら撰方に同意する必要を認めないというのである。このことは、久左衛門を中心とする旧勢力の支配下に立つことの不満を言外に含めているもので、御用商人たることを笠に着る特権仲間の再興に対する、激しい対立を示すものである。

一〇人の願意は正当の理由があるものとして、西町奉行所は直ちにこれを許可し、二月廿七日附をもって江戸の勘定奉行所にその旨を傳達した。しかし、この問題は簡單には済まなかつた。即ち、問題を闡知した久左衛門は、各關係方面にその撤回方を要望したが、容れられなかつたので、四月になると江戸に上つて「右願之義、私方江河之御尋御糺も無御座、右拾人之者願之通被仰付候儀ニ御座候、勿論右被仰付候趣、私江者干今何之被仰渡も無御座候得共、弥拾人之者願之通御聞届ニ相成候てハ、御憐愍を以私江御免被成下撰花之儀、御触通も一向相立不申、甚以歎々敷奉存候（云々）、右願人之者共願之儀者、御聞届不被成下様」にと、勘定奉行所に訴願した。

言うまでもなく、久左衛門に許可を与えるに際しては、京都における紅花取扱者に対して、その可否を問うた上に決定したことであつたから、西奉行所の今回の独断的な処置にはたしかに問題があつた。その外、一〇人の呉服御用仲間および当時京都におつた三四軒の紅染屋などの圧力もかかつての不法承認であつたと見られるので、勘定奉行所は京都奉行所に再三に亘つてその顛末を詰問したが埒があかなかつた。しかも、久左衛門は江戸に在つて幕府の要路に表裏から必死の運動を続けているので、同年七月には西町奉行土屋伊予守が出府の上、勘定奉行所と事情を懇談して、その解決を図つた。

この間の京町奉行所の所論は、御本丸大御奥御召御紅染御用一〇人の願意を正統とし、特に久左衛門等の新計画については、流通上に問題のあることを強調している。勘定奉行所との応答文書を見ると、その一節に「都而紅花之儀ニ付而久左衛門方致支配候様ニ相成候而者、去年中被仰聞候御趣意ニも振^{マツ}レ可申哉」と言い、或はまた「御用承染方ニ相用候紅花迄も、売買紅花同様久左衛門手先之撰方相請候筋にてハ、一円紅花之差配仕候様ニも相当候而ハ、却而如何之儀ニ奉存候ニ付、先書之通御報得御意候儀ニ御座候」と述べている。その強調する内容は、久左衛門とその支配下にある一二人にのみ撰方権を与えることは、明和二年に紅花問屋名目を廃止し、自由売買制を認めた幕府の根本

方針に違背し、再び特権商人の発生を招く結果になると言うのである。勘定所では遂にこの理を認め、十月に至って次のような町触を令達して漸く撰花問題を解決した。

今出川室町通西江入町紅屋久左衛門儀、御用ニ相用候上紅花三拾駄宛、年々京都江廻り高之内ニ而撰抜候儀ニ付、去卯十一月二十二日触書差出、猶又右紅花撰方之儀、右久左衛門手先若山屋勘右衛門此外拾壱人之者共取斗候ニ付、最寄勝手之方へ指出、一通り撰受候上、勝手ニ引取候様可致、勿論右一通り撰請候ニ付而も、非分之懸物等一切取立候儀無之段久左衛門申立候間、其旨相心得、若非分之儀等有之候ハバ早々可申出旨、右撰方取斗候拾式人之者共名所書記、当辰閏正月九日猶又触書指出置候、然処、後藤縫殿助・茶屋四郎次郎・茶屋宗味・丸屋五左衛門・秋田屋庄三郎・袋屋九兵衛・山田屋次兵衛・菱屋新兵衛・山形屋清次郎・越後屋源右衛門・鱗形屋清兵衛・蛭子屋与三右衛門・伊豆蔵屋吉右衛門・日野屋市左衛門此拾四人儀ハ、御召御紅染御用相勤候ニ付、御用ニ相用候紅花、久左衛門手先之撰方へ不及指出ニ、是迄之通勝手ニ引取候様、此度於江戸表ニ申渡有之候間、其旨可相心得候、若右御用之外之紅花も御用と申立、撰方へ不指出もの有之候ハバ、吟味之上急度可申付候、右之趣洛中洛外江不洩様可相触者也

辰天明四十月

この一四人のうち後藤・兩茶屋・丸屋の四人は紛争中に新たに加わった者であり、後に丸屋平七・加賀屋善兵衛も撰花除外を許されたので、天明六年正月には一人の仲間となった。この仲間は触書にも明記されているように、御用紅染に使用する紅花は直買いを認められたが、御用以外の紅花をも御用と称して撰花を拒否すれば、吟味の上曲事たることを堅く申し付けられた。これに対して御召御用人たちは「御用向を申立、御威光ケ間敷儀堅ク仕間敷旨被仰

渡奉長候、右被仰渡趣堅相守、私共一統下職之者共迄申合、相互吟味仕、非分成儀少しも仕間敷候」と請書を差出した。これによって、久左衛門一派の御広敷御紅御用達と、日野屋をはじめとする御広敷御服御用達の撰花問題は分離することになったのである。

4 御服御用仲間と紅染屋の協力

撰花除外の運動に成功した御広敷の御服御用仲間一〇人(後に一六人)には、それぞれ下職と称する出入紅染屋が所属しておったが、その中には、既に久左衛門に対して承諾の一札を入れている者もおって、両者の間に多少の不統一と混乱があった。御服御用仲間は呉服師としての重責を果たすためには、それぞれの下職紅染屋を糾合する必要があるので、撰花除外の許可が出ると、再三に亘って紅染屋と談合を行ない、天明四年四月十二日に呉服御用仲間の掟書と、仲間出差出す紅染屋の一札が決定した。当時の御用仲間一〇人と下職としての紅染屋三四人の従属関係は別表の通りであった。

仲間掟は八箇条から成り、御用向は総て入念に心がけること、御召物については一切他言しないこと、御用向に關しては御威光がましい振舞をしないこと、仲間を支障の生ずる恐れのある願い事はしないこと、仲間年番を立てて年

呉服師及下職の關係

御召御用仲間 (呉服師)		紅染下職 (紅染屋)
秋田屋 庄三郎	中村善兵衛、近江屋喜兵衛、亀甲屋権兵衛、松屋清助、近江屋利兵衛、綿屋徳兵衛、近江屋伝兵衛、吉野屋六郎兵衛	
袋屋 久兵衛	玉屋弥兵衛、花屋彦兵衛、亀屋平兵衛	
山田屋 次兵衛	大森屋権兵衛、○近江屋喜兵衛	

二回ずつ寄合を催し、御用向の取扱いについて協議すること等を規定している。紅染屋から提出した一札は、前文をなす一項を加えて一〇カ条に及ぶもので、出入下職三四人全員が調印し、呉服御用仲間一〇名宛になっている。その主要な条文を示すと次の通りである。

入置申一札之事

(前文省略)

一、御召御紅染御用随分大切ニ相勤、聊籠末仕間舗候、勿論於当地御召物取扱候節、御威光ケ間敷儀急度致間敷候事

一、御召御端数并御用向之儀、不依何事堅他言いたし申間舗候事

一、御次用御紅染草之分者、紅屋久左衛門殿撰抜候残花相調相用候様被仰付承知仕候

但御召ニ相用候残花遣候而も不苦候事

菱屋	新兵衛	万屋源兵衛、松葉屋徳兵衛、帶屋重右衛門、近江屋太兵衛、大坂屋清左衛門、松屋新五郎
山形屋	清次郎	小紅屋大太郎
越後屋	源右衛門	○大森屋権兵衛、越後屋則右衛門、龜屋仁兵衛、大坂屋六右衛門
鱗形屋	清兵衛	松葉屋新助、大森屋平兵衛、龜屋忠兵衛
蛭子屋	与三右衛門	近江屋市兵衛、近江屋長右衛門、伊豆蔵屋喜右衛門、俵屋惣兵衛、大森屋幸助、近江屋孫兵衛
伊豆蔵屋	吉右衛門	○近江屋長右衛門、○伊豆蔵屋喜右衛門、○俵屋惣兵衛、錢屋太兵衛
日野屋	市左衛門	○小紅屋大太郎、袋屋作兵衛、津国屋庄兵衛、○俵屋惣兵衛

注計 34人 (○印は二重下職)

(三井文庫史料による)

一、御召物御染揚不出来等仕候ハ、幾度ニ而茂御仕替仕、御日限御間ニ合申候様急度可仕候、尤是迄被仰付候職方ニ而、万一不出来之儀有之候ハ、私共申合、何方ニ而成共御染方仕、御用向指支不申様急度取計可仕候

一、是迄紅花年分遣ヒ種過不足有之、売買者格別、御用を申立、別段ニ荷数多分ニ相調、花屋同様之取捌かたク仕間敷候事

一、諸国直買京都直買并注文を以取寄候紅花之内、上花無之、御用ニ難相用、又者急御用等ニ而紅花手支候節者私共仲間直買之者共取替遣可申候事

一、国方直買并注文を以取寄候ハ、右駄数微細ニ相記、各様御仲間向ニ江相届可申候、勿論当地直買之分者、買方売方双方ハ書付を以、是又向ニ江勝手次第無懈怠相届可申候、尤御届申上候ニ付、一錢目之懸物かたク指
出申間鋪旨被仰聞、承知仕候事

一、私共之内、国方江紅花直買ニ罷下候節者、御仲間向ニ江其旨を以相届ケ、御用濟之上罷下可申候、尤道中筋者勿論、於国方も御威光ケ間鋪儀決而仕間鋪候

但私共之内、組合ニ而紅花直買ニ罷下候儀ハ、かたク仕間鋪候

一、各様方御勤被成候御用向之御儀、是迄之通之御仕法ニ而、新規ニ御用を被申立、私共之内江企ケ間鋪儀御談被成候共、一切御請申間敷之旨被仰聞、承知仕候、且又私共各様方之御名前を以御用之名目を申立、益ケ間鋪儀急度仕間鋪候、右躰之儀、私共友吟味可仕候、若心得違等致候者御座候ハ、御出入御省可被成候、其砌一言之儀申間鋪候

(後文省略)

天明四年辰四月

小川通中立売上ル町

中 村 善兵衛 印

(外下職三三名住所氏名省略)

秋田屋庄三郎殿

(外呉服御用仲間九名宛名省略)

呉服御用商人と紅染屋とのこのような妥結は、紅屋久左衛門等一二人の紅花撰方仲間と、撰方除外を主張する呉服御用商人仲間一〇人との問題が、江戸勘定奉行と京都奉行との間の意見調整未解決のうちに行なわれたものである。

このような情勢下に、この妥結が急速に成立した理由には、新紅花の取引季節が迫っていて、一刻も猶予出来ないという事情があった。即ち、妥結した四月十二日は、太陽曆に換算すると五月三十日に当たり、生産地の開花期も僅か一ヶ月余の後に迫っていたのである。

そこで慌て出した紅染屋たちは、撰抜仲間以来の市村屋三郎兵衛・渡会屋善右衛門・最上屋喜八等の紅花屋に、やがて着荷する筈の紅花の取引きを懸け合つたが、問題未解決の時点で申し入れを承諾する訳には行かないと拒否された。呉服御用仲間の記録によると、「五月に指懸り、新花仕入時節ニ候故、出入方三拾四軒之紅染屋々、拾式軒花屋之外渡会屋・最上屋・市村屋その外、関東問屋着荷之方江懸合候処、先方取引致度胸合候得共、久印方(久左衛門)御触流候節、御公儀江御請印指上置、然ニ此度呉服飾拾人之方願相叶、商致度趣ニ候得共、御触流無御座故、取引難致」という返答であった旨を記しているのである。

これに対し、呉服師側としても引き下がる訳に行かず、「取引不致候而者、御願相叶、手広相成候与申物ニ而者無

之」と、出入り紅染屋側と再三会谈熟議を重ねた上、五月二十七日(太陽曆七月十四日)に、呉服師仲間一〇名は各代理人を立てて、町奉行所に善処方を歎願に及んだ。「私共儀者、右撰方不相請候段者、御聞届被成下候段申聞候得共、荷主之者江、前書之通御触も有之候儀ニ付、対談而已ニ而者信用不仕、取引差支難渋仕候」故、久左衛門手先一二人の撰方に拘らず、取り急ぎ自由売買の許可を仰せつけられたいという請願であった。

言うように、これは呉服師仲間にとっては時期の迫った緊急の問題であったから、京都町奉行所は、紅花屋代表として前記渡会屋・最上屋・市村屋に藤屋忠兵衛を加えた四人の者と、さらに、紅花買入れを兼業していた和絲絹問屋の代表一人を役所に招き、江戸奉行所とは連絡も行わず、独断で呉服屋仲間の願意承認のことを申し伝えた。このことに依つて、京都における撰方仲間と御服用仲間との二勢力分野が画然と相対立するに至つたのである。

本節引用史料は総て左に依る

- 1 三井文庫蔵史料
- 2 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」
- 3 沢田章著「近世紅花問屋の研究」

第三節 大阪紅花仕入問屋組織の成立

1 選花問題の波及

大阪には古来西国に生産される若干の紅花が入荷していたが、江戸・大阪間の海上輸送機構が整備されるにつれ、

関東物や奥州物の大部分が、江戸の船問屋を通じて大阪に荷揚げされ、京都に送られるようになったことは既に述べた通りである。

大阪荷上げの総量は不明であるが、その一部は大阪の紅花屋との間に取引きされた。安永六年版の「増補改正難波丸綱目」を見ると、大阪の紅粉屋名跡として、紅屋新右衛門をはじめ三三名を録している。これらの紅粉屋が使用する原料紅花の大半は、元々は京都の紅花屋から入手していた。それが大阪廻送の発展するにつれて、その地にも紅花屋を経営するものが次第に増加したが、仲間結成までには至らなかった。

天明頃、紅屋久左衛門が御紅用達のため撰花問題を起こしたことは前述した通りであるが、その天明五年に、京都だけで三〇駄の撰抜きは困難であるとの理由をもって、大阪廻送の増大を期に、大阪紅花屋からも選択先取権を得ようと画策した。しかし、大阪には当時紅花屋仲間の制度が確立していなかったため、幕府に対して新たに身元の正しい者を三軒選んで紅花問屋を設置することを請願した。そして、そこから幕府御用品に相当する優良紅花を先取しようとしたのである。幕府では同年十一月十一日付をもって、この久左衛門の請願内容を大阪三郷の紅花商人たちに示し、これに対する意見並びに利害関係などについて返答を求めている。¹⁾

当時は京都における撰花問題が、紅染屋およびその下職らの抵抗によって混乱しており、予定の三〇駄確保には困難な事情下にあったので、久左衛門は止むを得ず大阪紅花市場にまで手を伸ばすことを計画したのであったろうが、それに対する大阪三郷の答申は明らかでない。大阪商人としては経営規模も小さく、仲間組織も成立していない所に、撰花に協力する問屋の新設を見ることについては、大きな衝撃であったに違いないし、また、京都業界の反撥勢力が効を奏している事実を知っていたので、恐らくは大阪側も受諾しないで終わったのではあるまいか。

2 紅花仕入問屋仲間の組織

その後、大阪における紅花屋が漸次発展するにつれて、仲間組織の必要に迫られて来た文化年間に至って、堺屋庄兵衛・近江屋安治郎・嶋屋清兵衛・福田屋太右衛門・肥前屋藤兵衛・紅屋卯兵衛・大和屋儀助・大塚屋嘉兵衛・伊勢屋喜兵衛・肥前屋武兵衛の一〇名が協議の結果、「松栄講」という一つの仲間講を結成するに至った。当時の規約内容は知られていないが、紅花取引に関する一般的な統制をとると共に、京都側に対して一つの勢力的対抗を示したことは注目される。

彼等は仲間結成と同時に、京都の紅花屋仲間年番行司たる村山屋七兵衛・市村屋弥三郎・最上屋喜八・藤屋忠兵衛の四名に対し、「当地紅屋中取締申堅メ、紅花取引之分左之名前拾軒之外一切取引不仕候（中略）、依之其御地紅花商内之儀、右名前之内取次を以紅花取引仕候間、已來紅屋中直御取引被下間鋪候（云々）」と、書翰を以て通告し、京都紅花商人たちの自由取引を拒否している。

しかしこの組織が、大阪においてどの程度の権力を持っていたものか、京都の勢力進出を抑えることが出来たかは明確でない。その後の状態を見ると、紅屋に対する掛売りの損害、生産地荷問屋との間に仕切不正の問題など統発し、その度ごとに「荷主方毎々察当請候儀有之迷惑」を受けようになった。その間、仲間にも多くの陰替があり、有名無実の組織に陥ったらしい。

そこで大阪の新興紅花問屋たちは、不信挽回のための取締り強化策として、幕府の問屋再興許可令を機に、嘉永七年（一八五四）正月に至って「紅花仕入問屋組」を新たに組織した。「仲間式法帳」によれば、新問屋仲間の規定は前文共に一五ヶ条から成り立っており、その中に組織の問題、取引き上の問題、運営の問題、違背者処分の問題な

ど、詳細に亘つたものであるが、次に直接紅花の取引きに関係する分のみを摘記すると次のようである。

定

(第三項) 一、当紅花問屋之儀、先年より數軒有之候得共、当時銘々共五軒相統仕來候處、取締申候仲間と申ニ茂無之故、此度紅染屋方江申合、組合問屋仲間相定、萬事堅申合、猥ニ不相成候様致度、既ニ近年掛損等も多、殊ニ国方仕切納方不同不締付、荷主方毎々察當請候儀有之迷惑ニおよび、此後乱ニ不相成候様申合、荷主方并得意方双方御為ニ宜鋪候様致度存、心專一ニ候事

(第二項) 一、毎間日限相定、本人并支配人立会候而顔合致、仲間之商売向ハ勿論、又ハ其時々景氣ニ応じ、国方高下之模様并当地売先高下無腹臆申合、双方之御為方宜様致相談取斗可申候、遠國之取引ニ候得者、不実意杯致間鋪、尤虚言等申間鋪候、其砌銘々所存之趣無遠慮可申候、我意を立申募間敷候、多分之了間を用ひ可申事

寄合定日左之通

(注 無記入)

右之通日限相定候上者、定日無怠出勤可致候事

(第三項) 一、紅花代金之儀者現金取引ニ御座候處、相對ヲ以延売有之節ハ三十日切ニ相定、格外之延応対致間鋪候事

(第四項) 一、売先得意方之中ニ、銘々共々売込候代金其儘ニ差置、買掛無之方ニ而應對を以取引致、又者親類別家或者悪意之手筋を以名前等替、商売相統被致候不実成御人も有之候、左候而者白地売込有之候者及迷惑候、則其砌掛り合無之者ハ当分之利欲ニ迷ひ、應對を以売込候而者、先買先問屋ニ而買代金不束ニ致置候而も、商売取統相成候姿ニ御座候、右等之仁出候時ハ、自然銘々共商売向差支、取引手狭ニ相成、不繁昌之基候間、其節売込有

之候者之銀子不相濟候内ハ、決而商内致間鋪候、此儀者銘ニ互之事ニ候得者、篤与可得心事ニ候、則壳代銀不足ニ被成候得意かた有之及迷惑候節、組合打寄双方承合、弥先方不実意之取斗有之候節者、名前書記此帳面江張紙いたし置候而、右代銀応対相濟不申内ハ、相互ニ決而取引致間鋪候事

一、^(第五項)仲間取引之儀者相互之事ニ候得者、不実意之取引致候方ハ仲間江申出、一統堅取引致間鋪候事

右之條ニ急度相守可申候、組合申堅於相破者組内御除キ可被成、其時一言之申分無御座候、為後日申堅銘ニ印形依如件

嘉永七年

甲寅正月

嵐屋 清兵衛 ㊦

河内屋 藤兵衛 ㊦

羽州屋久右衛門 ㊦

木綿屋 嘉兵衛 ㊦

油屋 喜助 ㊦

これを見ると、加判者は先の松榮講員と全員交替している。このうち羽州屋久右衛門は谷地・造山の紅花荷主たる日塔家系譜のものである。文政六年（一八二三）一二才で山形薬師町の高田家の養子となり、天保十四年に三二才で大阪に出て羽州屋久右衛門と称し、最上紅花をはじめ、水戸産蒟蒻粉などを取り扱って産を成した人である。

仲間定では新加入者の取扱いについて「是迄之積銀割合ヲ以出銀、顔合振舞為致可申事」という条項を定めているが、附加箇条において、「銘々召抱候奉公人心得違致し、或勝手ニ暇乞杯致し、紅花同商売致し又者紅花取次等いた

し候節ハ、銘々其主人が差留可申候事」と規定し、猥りに仲間人数の増加することを防止して、組織の維持強化を図っているのである。

規定の内容として最も重要な点は、定期の会合では、生産地および大阪における相場について、腹藏のない談合を行なうこと、現金取引きを本態とし、相対延売りの場合も三十日を限ること、白地取引きを旨とし、不実の売買を厳に戒め、察当の生じないよう注意をすること、仲間相互間に不正があつた場合は、取引きを禁止すること等にあり、如何にも大阪商人らしい取り決めになっている。

大阪紅花問屋と最上商人との取引きの実体は中々つかみ難いが、佐藤利兵衛家・嘉永七年の「紅花仕切帳」によると、嶋屋清兵衛に対して一六駄片馬（六六個）、その代金七九三両二朱と銀三八匁四分を送付、また河内屋藤兵衛に対して三駄、一五四両二分と銀七匁四九を取引きしている。これは一軒分の大阪関係荷としては少なくない。

山形の三浦屋は近世後期から紅花荷問屋を開始した商人であるが、問屋制度廃止中の弘化二年（一八四五）の「諸国取引酒田運賃控」を見ると、「大阪諸取引名寄寛」が記録されており、その中から紅花問屋として上げられているものに紅屋半兵衛・嶋屋清兵衛・椋屋清兵衛・扇屋与兵衛・大鶴屋九藏・小堀屋武兵衛・桜井屋庄兵衛・河内屋藤兵衛・土羽屋喜兵衛の九名がいる。また安政二年の要害村（西里）本木林兵衛家の「紅苧控寛帳」には、これらの外に今宮屋伊兵衛・淀屋太兵衛・羽州屋久右衛門・河内屋小兵衛・木綿屋嘉兵衛・近江屋太右衛門・丹波屋作兵衛・木屋市兵衛・越後屋武助などが列記されている。もちろんこれらの商人は、何れも手広の大阪物資の卸問屋であるが、村山商人との取引関係の深いもので、登せ荷としての紅花の買付けも行なっていたのである。

(1) 絵具染料商工史、大阪市史

(2) 京都府立総合資料館「最上屋文書」

(3) 日塔久左衛門家藏史料

(4) 山形大学博物館蔵「三浦文庫」

(5) 著者藏史料

第七章
最上紅花衰退の原因



第一節 新産業政策の影響

1 明治初期の産業政策

幕末頃の日本産業は、安政の開港以来、外国貿易の影響をうけて、その経営・内容を次第に変えつつあったが、明治維新を迎えるとその進行は一層顕著になった。明治政府がとった初期の殖産興業政策の根本方針は、先ず富国強兵の確立にあり、そのために、明治四年の二月から漸次旧来の石代納の規定を整理して、八月には田方の全金納を認め、次いで九月には田畑勝手作りを許可した。翌五年になると、二月には田畑永代売買の禁令を解除するなど、産業振興の基盤を固めたのである。その間政府は、蚕糸・蚕種の改良増産をはじめ、茶の生産を奨励するなど、外国貿易の拡大強化を図り、外貨の獲得に努めている。

山形県(当時は山形県、置賜県、酒田県の三県分立)では、この政府の方針に則り、明治五年正月に早くも次のような物産繁殖のことを諭達した。⁽¹⁾ その前文に

当管内物産寡少ニシテ、貨幣輸入之道無之、追々及疲弊歎敷次第ニ付、村々役入共丹精ヲ抽テ致世話、栽植牧畜等速ニ相開、物産繁殖人民富貴之基ニ相成候様厚ク心掛可申、右植立方ニ付物之得失ヲモ不相弁、只管旧來之仕来ニ泥ミ、瑣々之故障等申立、相妨候者モ有之候ハ、屹度可申諭事

と述べ、次に具体的内容として物産繁殖方世話掛の設置、桑・茶の植立てや牛・豚牧養のための山野開墾の奨励、桑・楮・茶など植立てと苗木の盗難防止、苗木仕立売捌業者の認可などについて指示している。しかし政府や県が期待するような作付転換や新商品の生産は、急速に進展するものではない。旧農民の性格としては「地主小作人共目前之小利ニ拘リ、又ハ互ニ斟酌イタシ候辺ヨリ、作付不相成向モ有之、」桑・茶ノ植付けは不充分であつたために、県では同年の八月に再びその実行を要請した。

明治五年八月、大蔵大臣井上馨が旧慣習の解禁条例を定めたが、その一項に、前年公布された田畑勝手作り許可の件に触れ、「漸々米作ヲ減シ、桑茶漆楮土地ニ相応スル物品、或ハ牛馬羊豕^(ウツ)牧畜等常々心掛、充分物産繁殖之法可申立事」を令した。山形県がこの旨を管轄町村に布達したのは十月に入つてからで、同月の十九日に「当管内之地ハ運送不便利ニシテ、米穀下直ニ有之、夫食不足之患ハ少ク候得共、外ニ物産不相生候故、出去リ候金銀ヲ可取入道無之、此上永ク此仕来ニ泥ミ居候ハ、イツ迎も国之有富ニ可至目的ハ有之間敷、甚タ歎息之事ニ候」と、前二回に亘る県の令達内容を更らに強力に推進し、「管内一般富樂之土地ニ相成候様心掛可申」と懇諭した。⁽²⁾

山形県がこのように農業生産の構造改善に真剣な態度を示して来たのは、大体明治四年の後半頃からであるが、農村疲弊の実態に接している地方農村の先覚者たちの中には、県の方針策定以前に、早くも殖産振興に関する有力な意見を上申する者がいたことは注目すべきである。谷地の柴田弥や堀米実などはその著名な例で、明治四年五月の彼等の上申書などの考え方は、その後、県が方針を決定する際の有力な手がかりとなつた。明治の初期は紅花の生産は若干減少の傾向にあつたが、まだ千駄以上に達していた。しかし、総て国内消費に充てられる物産だけに、貿易を目的とする生糸や茶などに比較すれば、相場の上昇率は極めて低く、国産としての将来性は既に失われかけていたことは否めない。柴田や堀米は紅花集散の在郷的拠点に居住しておりながら、早くも紅花や青苧などの将来性に見切りをつ

け、新興産業の育成に重要な意見を發表したゞけでなく、自らその先頭に立ち実践に移しその指導に尽力してゐたのである。堀米の上申書³の内容を見ると、「物産多く、利益年毎ニ積リ候ハハ、富国強兵之自然之形勢不待論、産物無数、損費盈過候ハハ、兵氣弛弱、一和之協力を失ひ、追年御国威ニも拘リ候様可相成敷」と、「富国強兵策の根本に触れ、次に本県の殖産興業策について具体的に述べてゐる。即ち「近年、日用之諸物価十倍余ニ相成、出入之諸品比較仕候得ハ、不平均之価不少、就中、郡中第一之産物干紅花・青苧之儀ハ、天保之度米尅俵価金三朱程之節、干紅花尅駄六、七拾兩程、凡尅ケ年産荷一千駄価七万金、此節尅駄価八、九拾兩、諸品十倍とハ六拾余万金之不足相立、青苧其外之物産不平均之不益夥敷、生糸・蚕卵紙之増益金有之候得共、素より荷數無之聊之儀ニて、諸国より買入候練綿・木綿・絹布・渡来品・塩・干物・砂糖・菓種類・蠟・小間物類、其外之數品出入候価算計仕候得ハ、凡尅ケ年五拾万兩余、正金を以損費相立候様奉存候。右当算ニ候ハハ、拾ケ年全郡之金錢殆と尽果、他国他郡より借財夥敷出来、自然と日用之諸品も乏敷相成、活計相統難相成、恐多も御貢上納ニも差支候様可相成ハ眼前と、歎息之至リニ奉存候」と、物産の寡少と物価高によつて招来する県の經濟的疲弊を論じてゐる。

しかして、眼前に予測されるこの状態を克服する方法は「愚慮仕候ニ干紅花其外価不平均之不足、別品価を以満足仕候ニハ、養蚕、茶製より外無御座候間、有志之輩有之、厚く心配可致候得共、地面又ハ雜費金所持無之候而ハ、製行難相成空論ニ而已押移リ実行難立と奉存候」故、「乍恐、御威光を以御精論誘導被成、下座⁴其實行御賢察被成下、勉勵尽力之有無を以御賞叱御座候ハハ、全郡困窮相凌、無難永続、广大之御仁恵」と上申した。特に従来の粗悪な製糸技術の問題に触れ、極細に引く二編織りの方法を採用し、利益の増大を図るよう指導することの必要を力説してゐるのである。

県ではこの意見を尊重し、明治四年十月には小野善助の計画になる「機械製糸伝習所」設置問題、同六年六月には

佐藤利兵衛・長谷川吉郎治・同吉内等が出資者となって設立した「産業場」の問題などに、積極的な支援を与えてい
るのみならず、明治五年四月には県下製糸業者に二編操り法を奨励する諭達を發し、次いで同年十一月には「生糸取
締規則」を公布して、輸出規格の統一を強化するに至ったので、県の産業は養蚕・製種・製糸を中心として急激にそ
の型体を変えるのである。

2 新産業の紅花生産に与えた影響

以上概説したように、政府及び県のとった明治初期の産業振興政策は、外国貿易に重点をおいた生糸・茶の増産に
あった。そのうち、茶は明治十年代に入つて東村山郡や西村山郡内に盛行したが、十五年頃を最高として漸次衰微の
道を辿る。それは、第一に静岡県のような大量生産県に圧迫されたこと、第二に在来の緑茶よりも、輸出品としては
紅茶が歓迎されて来たこと等に原因がある。このために、県の指導する重要産業としては、全く養蚕業・製糸業にし
ばられるに至った。

養蚕業の発展には、当然の結果として桑園の拡大を必要とする。いまその初期の拡大の方向を統計的に明らかにす
ることは不可能であるが、地域的な僅少史料によつて見れば、紅花の生産地として著名な谷地々方では、明治五年に
凡そ一七、一七〇本の桑樹を新栽している⁴⁾。当時の報告では立木育てとして一反歩平均五〇本を栽植しているから、
この本数は三四町三反五畝歩分に相当する。同年田井村（河北町）の今田弥兵衛が米沢方面から三万本の桑苗木を購
入して、広く西村山郡内の希望者に販売したが、これは六〇町歩分に当たる。また谷地北口村では、明治五年に一、
八六〇本、翌六年春にはさらに五、一五〇本を植付けたから、兩年で一四町歩余に達した。北口村の場合は、明治八
年の調査によると、所有総畑面積が凡そ七二町二反歩であるから、明治五、六年の新植桑園だけでも全畑地の二〇

%に達していたことになり、この傾向はさらに年毎に増大した。

桑園に転換した畑地は何処に求めたかという点、それは殆ど従来の紅花畑であったと考えられる。明治に入ってから紅花の需要は、次節で考察する理由から急激に減退し、ためにその価格も低廉であったから、商品作物としての生命を失ない、新しい換金作物への作付転換が行なわれる。谷地々方の例からみると、茶・藍・薄荷などが伸びて来るが、一般的には桑園の発展には及ばなかった。それに反して、明治十四年度の相場表には早くも「生花・干花、本年無し」と記録され、紅花栽培の全滅を報じているのである。

紅花の栽培が衰えた第一の原因は、以上のように、貿易の振興を重点とする農政政策の変化によるものであるが、この養蚕の圧迫は、必ずしも明治期に入って突然起きて来たものではない。「上山見聞隨筆」(菅沼定昭著)によると「安政度、御上より御触出しにも養蚕専らに成りて、畑には桑木多く植付、又養蚕の為に田畑の入手も自然廻り兼、秋に至り收穫減少する様の事にては不相成趣を、度々御達し相成る程の事なりし。御一新以来は商法開けて貴く、田畑は賤くなり、養蚕の為に金を多く採るゆへに、一般おごりに長じて田畑をいやしめ、売払ふ様に至りしなり。むかしは絹糸売買は金壹両に付百二三拾匁位ひなるを聞覚へしが、文久三年(一八六三)度郷村小物小前の絹糸売買を御上に於て改むる事に相成り、近年絹糸高値にして、此年は金壹両に付八拾五匁位なり」と、幕末頃からの絹糸の好況を記録し、このために、従来の慣行として「六月中には紅花摘切売立に相成りし故、諸仕切勘定は六月中には仕払等相成りしもの」であったが、「是も嘉永度安政のはじめ頃迄にて、ついに紅花はすたれ、養蚕追々繁昌して、諸勘定仕払等は皆蚕に負せる事になりしなり」と、上山地方における養蚕と紅花栽培の交替を述べている。

この傾向は、特に養蚕奨励を積極的に行なつた上山・松平藩内のみに限つたことではなく、漸次村山地方全体の農村にも現われつゝあつたのである。一例を上げれば、安政四年(一八五七)の石川村(寒河江市)における紅花の生

産高は「年々平均凡積式駄位」であったものが、慶応元年（一八六五）の報告では「老ヶ年出高紅花四拾八貫目程、但年々産額不同ニ者候得共、平年ニ而者大概増減無御座候」とあり、約一〇年間に二五%の生産減となった。そして新しく養蚕が登場して来る。同年十二月に寒河江代官所に提出した「産出品書上帳」⁽⁵⁾には次のように報告している。

一 蚕まひ⁽⁶⁾ 拾五石程

但先年ハ蚕養ひ候もの一切無之処、近年生糸相場追々高直ニ随ひ、農間相稼候得共、生まひニ而当郡上ノ

山或ハ置賜郡米沢商人共江
 売捌申候、尤右拾五石生糸
 ニ製候得ハ拾式ノ目程ニ相
 成候由ニ御座候

同村のこの生産の変化は、明治期に入るとさらに進行を早め、下表で示すように、紅花の衰退がいよいよ明らかになって来る。これは全く新産業の勃興の結果に外ならない。山形県^(三縣)（分立時代）における養蚕関係の生産発展過程は、正確に捉えることは不可能であるが、概ね下表の通りである。明治八年度の不況は最上川大

石川村商品作物生産の変化

産物	安政3年	慶応元年	明治4年	明治5年	明治6年
紅花	64	48	27	21	18
茶			53斤	70斤	85斤
桑			450	500	550
生糸			2.100
藍			30	40	80
綿			455	550	535

(沖津常太郎氏蔵「年中物産取調書上帳」による)

養蚕関係製品の生産高

年度	蚕種紙	生糸	屑糸	繭
明治3年	19,890	5,841.000	830.089	83,893.800
4	24,831	6,525.000	925.000	93,210.000
5	20,000	8,325.000	1,085.000	118,937.000
7	44,133	4,705.291	38,885	30,217.859
8	36,075	3,633.292	111.750	22,298.061

明治3, 4, 5年分は「山形県史」(新)による
 同 7, 8年分は「山形県物産取調書」による
 注 繭は上中下の合計 糸には節糸を含む

第七章 最上紅花衰退の原因

洪水による桑園の被害のためと見られる。

下表は谷地々方における絹糸・新米・干紅花の年次別相場を示したものである。これで明かなように、幕末期から明治初年にかけての相場の変動は、絹糸が二倍から三倍に、新米が二倍ないし四倍に上昇しているにもかかわらず、干紅花は多少の変動はあるけれども、二倍に達したことはなく、むしろ下向の傾向が強い。こういう状態は、当然の結果として紅花栽培の減少を来たし、旧来の紅花商人たちのうちでも、新産業の将来の動向を直覚く察知した有力な商業資本家たちは、逸早く機械製糸事業の経営に当たったり、或は生糸集荷業を開始したりして、次第に日本の新しい資本主義的態勢の中に参加して行くのである。このことについては、さらに後述する。

- (1) 著者蔵「山形県御通達控」
- (2) 全 前
- (3) 堀米四郎兵衛家文書
- (4) 柴田秀夫家文書

諸品相場の変遷（谷地々方地相場）

年 度	絹糸 1 両二付	新米 1 俵	干花 1 駄
	匁 匁	分 文	兩 兩
文久元年	80~130	2.100	80~105
2	120	2	80~40
3		2(200 文返)	
元治元年	55~120	2.100	55~60
慶応元年	40~35	1.200	80~110
2	42~43	2兩0分2朱	94~100
3	37~38	1.3.0	150~60
明治元年	80~50	3.3	44~90
2	32~33	2.0.3	140
3	30	2.0.0	110
4	37~38	1.0.0	125
5	(100匁—3兩~3兩2分)	3.2	80~90
6	38~43		80~100
7	45~46	1.1.2	100~120
8	46	1匁675	125
9	45~25	1.160	70
10	40~46	1.000	70~90

(谷地地方各契約帳による)

これより明かなように、幕末期から

(5) 同家蔵 「大町念仏講帳」

(6) 沖津常太郎氏蔵史料

第二節 外国染料輸入による打撃

1 中国紅花・印度紅花の輸入

中国の紅花は四川省が特産で、普通は「唐花」と呼ばれ、印度産の紅花は「天竺花」と称される。明治二十二年の京都紅商組合の調査によれば、「本邦紅花産額減退の徴候は天保年間⁽¹⁾にあり。其故は、始めて京都に支那花を輸入せしは、薩州藩邸の国産として現はれしなり」というから、薩摩では早くも天保頃には支那紅を輸入、それを国産として京都に出荷していたことが窺われる。しかし、その量は僅少なもので「本邦紅花に影響を及ぼせしことなし」という程度であった。最上紅花生産地帯の農村に養蚕業が普及して来るのは前記のように幕末・文久期頃からで、この頃から各村の明細書上帳類にも「当村蚕仕候もの近年御座候」と報告している村が多見するようになる。さらに明治に入ると、需要性の高い茶の生産が増大して来て、養蚕と共に紅花と交替するのであるが、しかし、国内における染料としての紅花の需要が減少した訳ではない。そのために、染織業界では国内産の不足を補う必要から、支那花や印度花の大量輸入に切り換えざるを得なかった。農商務省の農商工公報号外「質問応答録」(明治二十年三月発行)はその事情を「明治四、五年頃より我製茶の需要を海外に増すの徴あるにより、茶樹栽培の利は紅花栽培に優り、又他の作物に於

第七章 最上紅花衰退の原因

ても、紅花採収の利よりも勝れるものありと云ふを以て、漸次紅花の栽培は他の作物に移り、其産出を減ずると同時に、支那紅花の輸入を増加して其不足を供給し（云々）」と報告している。

さて、国産紅花の減産に替わって、外国産紅花の輸入がどのように伸びたであろうか。それは別表で明らかかなように、明治元年から同三年まではまだ一〇万斤に達しなかつたが、同四年から八年までは急速に上昇して、数量で最高凡そ四〇万斤、その価額は実に二二万七千円に達した。しかし、翌九年以降は漸次減少の傾向を示し、十六年度輸入分から再び一〇万斤を割り、次表のように、明治二十一年度分は四万七五〇〇斤程度に減じるに至つた。この原因は次項で述べるように、新たに入つて来た化学染料による圧迫に堪えられなかつたことによるものである。なお、普通に印度産と称される輸入花には東印度産のものと暹羅産のものがあるが、何れも支那産の輸入量には遙かに及ばず、明治二十年前後の両者の比は別表の通りである。

京都の紅染業者が外国花に依存するようになった原因は、単に国産紅花の生産が低下したことだけに因るのではない。即ち第一章でも詳細に触れたように、国内の主産地たる村山郡の紅花などは「只管に収利の多からんことを欲し、殘花のみならず、枝葉までを混じ、其甚しきに至りては米粉、米糠を投じ斤量を重からしめ、以て買者を瞞着せんと

外国産紅花輸入連年比較表

年次	数量 斤	価額 円	平均
			100 均価 円 格
明治元年	51,770	13,383	25.85
2	93,329	62,887	67.38
3	14,800	10,286	69.50
4	168,718	124,803	73.95
5	207,815	155,974	75.05
6	113,624	84,574	74.43
7	270,664	188,692	69.71
8	391,079	216,617	55.39
9	292,601	190,263	65.03
10	280,124	182,851	65.28
11	265,132	161,178	60.64
12	259,859	169,524	65.24
13	207,400	127,713	60.94
14	136,305	86,910	63.76
15	146,726	73,501	50.10
16	86,109	49,173	57.00
17	74,294	39,741	53.12
18	60,902	39,870	65.46

(明治20年3月農商工公報号外質問応答録。
大日本外国貿易18箇年対照表による)

する」傾向が強かったので、この奸手にかかった京都の紅花商人たちは、むしろ外国紅の輸入品に頼った方が安全であると考えたことは事実であった。これは最上紅花の衰亡を早めた一因として見逃がせない。「質問応答録」ではこの濫造粗悪品と支那紅花との搾紅上の技術的比較及び収支上の損益について左の通り述べて、最上紅花不買の理由を明かにしている。

支那紅花ニモ、其品等ニ因リテ各優劣アリト雖、我ノ如ク残花ヲ混ゼズ、花瓣ノミヲ採集シテ方三寸位ニ庄搾シ、容易ニ其善悪ヲ識別スルヲ得。布片染色ヲ試ムルニモ易ク、夕ニ之ヲ浸セバ朝ニ液汁ヲ搾リ取ヲ得。其上ニ残滓余濁ナク、之ヲ製シ上グルニ石多シ。^(七)我紅花ハ残花ソノ他ノ混合物ノタメニ、二晝夜・三晝夜ヲ過ギザレバ液汁ヲ搾ルヲ得ズ、其上石少ナシ(中略)。支那産ノ上等品ニシテ現今^(明治二十年)ノ相庭和百斤ニ付式百五拾円位ナレドモ、本品^(紅花)ノ相庭ハ變動常ナク、買氣立ツトキハ忽チ一日中ニ五、七拾円ヲ上騰スルコトアリテ一定セズ。若シ当今羽前最上産ニシテ極上製ノモノアリタランニハ、壹駄百式三拾円位ノ格合ナレドモ、使用ノ便否ヨリ算スルトキハ、彼ハ百斤スナハチ拾六貫目ニ付式百五拾円、是ハ壹駄スナハチ三拾式貫目ニ付百三拾円ナレドモ、其正味ハ七八拾円ヲ得ルニ止マルヲ以テ彼は比較シ来レバ、使用上是ニハ七倍ノ損アリ。故ニ紅商ノ今日ニ存スルモノハ、専ラ外入ヲ仰グニ因ル。若シ一朝輸入ヲ欠クコトアラハ、紅商業ハ廢絶スルニ至ルベシ。(注 前表と価格差多し、兩者の調査違いか、相場の変動か)

紅花輸入国別表

輸入国	明治19年		明治20年		明治21年	
	数量	元 価	数量	元 価	数量	元 価
支 那	38,063	24,310	46,868	29,624	32,347	19,939
東印度、暹羅	7,269	919	5,476	983	15,193	1,297
計	45,332	25,229	52,344	30,607	47,540	21,236

(農務局録事第96号による)

こういう酷評を受け、需要を減少させたことは、まさに生産農民自身が、自ら墓穴を掘ったものと言っても過言ではあるまい。

明治二十二年七月発行の「農務局録事」九六号に、「本邦紅花産出衰退の実況調査」なる記事があり、その中に東京の本邦製造業者・村田宗清の後見人たる岩松長松の答申書が引用されている。それを見ると、「支那及び東印度紅花の品質は、文久年間輸入したる品は粗悪のもの多かりしが、追々上等品に相成り、近く四、五年は良否差あることなし」と言っており、その反面、「本邦紅花は原質他国に優れども、採取の工合にて支那紅花より紅少なし」と、本邦紅花の採取方法の不良による品質の粗悪さを難じている。実際に搾紅量を比較して見ると「本邦紅花壹貫目を搾り、紅の正味を得ること壹割式三分を製出す。支那紅花を以て同様搾るに式割以上を製品し、東印度の紅花にては、同様製造するにやうく七、八分位なり」という相異であった。

こういう批判は敢て東京における業者間にのみ起きたことではない。京都の紅花商組合側の言い分も「品格上より論ずれば、本邦紅花の勝れるや万々なり。殊に秀優なるは仙台の南仙並に最上の松沢、早場の西山（水戸）とす。是等の花を以て染得れば、光沢鮮明比類なく、永く褪色の憂なし」と、本邦紅花の真価を高く評価しつつも、輸入紅花を使用した方が総体的には廉価になるし、開港以来の輸入増に圧されて、日本紅花の使用量が次第に減退した旨を陳述しているのである。

2 化学染料による圧迫

前項に掲げた年度別の外国紅花輸入額の増減表を見ると、明治八年を頂点として、翌九年から徐々に減少しはじめ、十六年からは急下降線をたどることになる。これは、決して本邦紅花の復興、増産によって外国紅花を放逐した

ことを意味するものではない。明治二十一年度の調査によれば、この年東京に入荷した本那紅花は、仙台地方産のものが僅かに式駄、また京都の状態を見ても、最上・仙台物を合しても漸く捨駄に過ぎず、その他の生産地物は殆ど絶滅していたのである。

このように、植物性紅花需要の衰兆を招いた原因は、西洋諸国に開発された化学染料の舶来による。中南米地方に主として産するサボテンの寄生虫たるコチニールを原料として製したカルミン・コチニールは、鮮麗な紅色の染料で、外国では割合に早くから猩々緋の染料として使用しており、日本でも寛政二年（一七九〇）には幕府で長崎出島の蘭館に対し、コチニールの製法および猩々緋その他の織物の染色技術に熟達した技師の派遣を要請して、製絨所の設立を計画したことがあった。このコチニールに糊を混じて粉末にしたものを染粉または紅粉と称し、安政頃には長崎の交易商人たちによって、食用紅として輸入、食料品の着色に用いられたが、当時はむしろ画工の絵具などに多く使用されていた。

カルミン・コチニールが洋紅と称されて、明治十年前後から盛んに食用紅に使用され出したが、その頃からアニリン系の新しい化学染料の輸入を見ることになる。このことが、日本の植物性を主体として来た染料界に大変革をもたらしたと同時に、紅花生産に決定的な打撃となったことは言うまでもない。京都の紅粉屋や紅染屋たちが、「本那紅花の減退する原因は、従来は絹・木綿の染料、菓子・齒磨・料理・錦絵の類、婦人化粧等に多く用ひしに、八、九年以前（明治十三年前後）より絹・縮緬の類はスカレットを用ひ、木綿類はヨーションを以て染付け、菓子・料理の類は彼の染粉製の食料紅を用ひ、齒磨・錦絵の類は多くヨウコウ・ヨウシン等を用ふることゝなれり」と言い、「明治十三年頃、外国より洋粉アニリン輸入し、新紅と唱へ、其大に廉価なるがため、本那紅花は勿論、支那・印度花まで影響を及ぼせしこと大にして、皆無の域に沈淪し、本那紅花昔時の百分壹にだも及ばず、九分九厘までの退縮に陥る斯の如し、

第七章 最上紅花衰退の原因

実に慨嘆の極と云ふべきなり」と言っている。⁽³⁾これは明治二十年前後の実情である。

新紅と言われた人造化学染料が、明治初期において量的にどれ程輸入されたものか、統計的には正確に把握されない。品目毎に区分せず、包括的に染粉と称するものを見ると、外務省の発表になる「各開港場輸出入物品高」で、明治三年の上半期における染粉の輸入量は二一、〇九二斤二五瓶、下半期は一九、四八三斤余と示している。これらは主として神奈川・兵庫・長崎の各港で扱われたものである。

アニリン染料として統計に現われて来るのは別表のように明治十六年からで、十九年までに漸増の傾向を示し、凡そ二〇万斤、一九万斤に達したが、翌二十年には凡そ三二万斤、二七万斤に急増した。洋紅と言われたカルミンの場合、その輸入も比較的早く、大阪絵具染料同業組合の調査によれば次表の通りで、十一年の異常な増加を除けば、五〇〇〇六〇〇斤台にあったが、十四年から急増を見、十六年には二五〇〇〇斤に迫っている。

従来の華麗優雅な本紅染に魅せ

られてゐる染屋たちが、本邦紅花の衰微を慨嘆し、言うが如く「外敵の鋭鋒」を防いでその復興を望んでも、技術的には染色が簡単で、経済的に頗る廉価な輸入化学合成染料には遙かに及ばなかった。い

ま両者を価格の点で比較すると、明治二十年頃の輸入染料は次表のようであるが、仮りに最上紅花上物を一駄一三〇円として、それから搾出する紅粉量を一〇%に計算すれば一六〇匁単位二〇斤となるから、製造費や雑費を加算しな

アニリン染料輸入量額

年 度	数 量	価 格
	斤	円
明治16年	113,372	137,056
17	134,116	144,374
18	137,651	142,432
19	191,775	185,335
20	306,834	266,635

(明治大正年間に於ける染料薬品並染色関係品輸入統計「絵具染料商工史」による)

カルミン輸入高

年 度	数 量	価 格
	斤	円
明治8年	398	2,166
9	580	4,015
10	不明	2,241
11	4,569	21,890
12	690	3,151
13	665	3,967
14	1,927	10,842
15	1,346	6,114
16	2,461	10,238

(「絵具染料商工史」による)

くとも一斤六円五〇銭となるので、それが紅染屋の手に渡る時の価格が他と比べて甚だしく高価になることは凡そ想像にかたくない。さらにまた「質問応答録」に述べる所によれば、洋紅による染色代が非常に安価につき「二十年前（明治初期）桃色染木綿老反の染代は、当時の銀四匁を価せしに、今は僅かに式銭の染代を払ふのみ」とあり、到底本邦の紅花の及ぶ所ではなかった。結局は技術的に経済的に見て、市場における新紅との競争に完敗せざるを得ない結果となったのである。

幕末期から明治の初期にかけて、以上のような染料界の急激な変化に遭遇した山形県の場合は、紅花の生産が忽ち低落し、新情勢に順応しなければならなかった。山形の商人で生糸を取扱ったものは、江戸（東京）・横浜からの返り荷として、江戸大伝馬町の間屋・村田久蔵店から唐花を仕入れて来たと言う。また洋紅については、「米沢大年表」の記載する所によれば、米沢桂町の登坂家初代の又蔵が、早くも明治五年に横浜から独逸アニリン染料を仕入れて販売しており、先覚者たちの洋紅に対する着目が意外に早かったことが知られる。

(1) 農務局録事九六号「本邦紅花産出衰退の実況調査」

(2) 全 前

(3) 全 前

洋紅の価格（明治20年頃）

品 種	品 質	1斤価格
		円 銭
ベ ニ コ	上等	1.75
	下等	1.00
ヨ ウ シ ン	上等	3.00
	下等	2.65
スカレット		1.15
フックシン		1.55
ヨ ウ コ ウ		5.85

(明治22年7月農務局録事による)

第三節 最上紅花衰亡の実態

1 明治期における生産の推移

前章でもしばしば述べたように、羽州村山地方の畑作地帯の農民は「雪国ニ付、畑方一作ニ而困窮仕候得とも、紅花斗リニ而漸々取統罷有（云々）、紅合一色之助成を以是迄御年貢無滞御上納仕来、百姓渡世相送申候」というのが、近世における実状であった。最盛期の生産額は凡そ一千数百駄に達し、全国生産額の過半数を占め、その価額は数万両に及んだ。しかも、平野部の畑作物としては随一の換金作物であったから、貨幣経済の浸透に伴って、この現金収入こそ貧困な農村経済を支えて来たものであり、一方その流通市場を通して、町方商業の振興は勿論、在方商人の勃興を促す基盤をなして来たのである。

この紅花の年間収入が、最上地方全体の諸収入総額の中で、どのような比率を占めていたものか、統計的に明らかにすることは不可能であるが、前記、明治四年の堀米の上申書では、天保の米価一俵金三朱程の節、村山郡に入った紅花代金は凡そ七万両と言っている。従ってこれを米高に換算すれば実に三七万俵に相当する。当時の村山郡（旧山形県）における米の生産高は概ね三六万石（三斗七升入一〇〇万俵）前後と見られるから、それと比較すれば凡その推定が出来るであろう。この高度の経済的価値は、明治の極く初期においても殆ど変らなかつた。明治八年三月の「世益新聞」第二号附録の報ずる所によれば「出羽ノ山形県（村山、最上地方及び西郷の一部）ハ、従来他国ヨリ毎年平均シテ入り来ル所ノ

金が三拾萬兩トス。ソノ内、十萬兩ハ紅花ニテ納マル所ノ益ナリ。十萬兩ハ商法ニテ得ルトコロノ益ナリ。十萬兩ハ湯殿山へ參詣イタストコロノ旅人ヨリ得ルトコロノ益ナリ」とある。この記事は別の目的を以て書かれたものであるから、そのまま信ずることは無理であらうが、前者と照合すれば必ずしも根拠のない単なる誇大発表ではなかった。

これだけの経済的実力を持ち続けて来た紅花も、結局は鎖国的封建制下における染料としての独占的性格がもたらしたものであったから、前項で詳説したように、一旦その社会的情勢が変わると、無惨にも需要価値を失なつた。下表は明治期における最上紅花の急速な減産過程を如実に示しているもので、僅々十年間で殆ど絶滅に類したのである。この推移の早さは前項に掲げた諸表と対応すれば明瞭なことで、明治十年前後には支那紅花や印度紅花と交替し、さらに十二年以降になると、外国紅花を含めた植物性染料原としての紅花は、總て化学染料に圧迫され、明治二十年頃には仙台物を合わせても漸く二〇駄位で、日本紅専用による旧来の染色業者は殆ど廃絶するに至つた。

紅花生産地帯でも衰退の速度は養蚕や製茶など、新興作物の普及の状況に比例して現われたことは言うまでもない。例えば、本表明治十二年度の生産額四、五八〇斤の地域別生産は、北村山郡の二、一二五斤を最高として、東村山郡の一、四二二斤、西村山郡の一、〇三一斤がこれに続き、南村山郡の如きは僅かに二斤という名目的生産量になっている。これは南村山郡の養蚕、東西兩

郡の養蚕・茶の普及を物語るのである。北村山郡の場合は地質や気象などの条件によって、新作物の普及が稍々おくられていたので、明治十一年発行の「山形県地誌提要」などは、未だに北村山郡における紅花の特産性を認め「楢岡の

明治期における最上紅花生産高

年 度	単位斤	単位貫	単位駄
明治 7年		12,610	凡 400
8		6,448	201
9	39,710	6,354	200
10	14,347	2,296	72
11	11,665	1,866	58
12	4,580	733	23
13~14	(不明)		
15		416	13
16		215	7
17		95	3

明治 7, 8年 山形県物産取調書
 " 9, 10, 11年 全国普通農産表
 " 12年~ 山形県統計表

第七章 最上紅花衰退の原因

南北紅花を産す。松沢・蟹沢の二村最名有り」と書いてある。しかし、一〇駄そこその生産では往時の盛況とは比較すべくもなく、この頃から他地区と異なった煙草や薄荷の生産に転換しつつあったのである。

2 最上紅花商人の変質

京都における最上紅花を取扱った商人の中でも、中心的な勢力をもって明治期まで残ったものに最上屋喜八がいる。この店の「紅花仕切下書帳」⁽¹⁾によって、明治六年度の最上紅花の仕切状況を数表にしてみると凡そ別掲の如くであつて、山形市場における紅花商人の活躍はまだ相当に強力なものであつた。即ち、近世後期から紅花の集荷と流通を掌握していた長谷川吉郎治・佐藤利兵衛・佐藤利兵衛門・福島治助・市村五郎兵衛・高橋伊之助・紅屋久太郎などは、何れも一〇駄以上三〇駄前後を出荷していることが知られる。これに比してこの年の仕切帳に関する限り、在方紅花商人として見えるのは宮宿・前田沢の今井五郎八と、大石田の渡辺喜助の兩人に過ぎない。このことは、減産しつつあつた生産の大部分は、在郷商人の手を離れて、殆ど山形商人に

明治6年花最上屋仕切表

荷主	仕切数量		代金	
	袋数	駄数換算	金	永銀
長谷川吉郎治	1,962	30.42	2,882.1.1	29.56
長谷川吉内	123	1.59	226.2.1	—
佐藤利兵衛	1,046	16.22	1,743.2.1	12.52
佐藤利右エ門	1,252	19.36	1,983.1.0	11.47
村居清七	211	3.19	313.0.2	0.93
荒井定吉	109	1.45	229.3.2	4.68
福島治助	(不明)	(凡 33.00)	3,159.2.1	10.47
市村五郎兵衛	(")	(凡 15.00)	1,476.3.2	8.18
高橋伊之助	719	11.15	1,073.2.0	5.00
三浦権四郎	288	4.32	401.3.0	4.31
紅屋久太郎	1,088	17.00	1,822.0.2	9.58
今井五郎八	249	3.57	455.3.3	4.84
近江屋吉兵衛	162	2.33	285.2.2	1.87
渡辺喜助	225	3.33	314.2.0	3.59
笹谷長六	349	3.57	560.0.3	—

(山形大学蔵「最上屋喜八文書」による)

注 駄数は1駄64袋として換算

福島・市村両家分は1駄100両として駄数推定

よって集荷されていたことを示している。

それから約十年を経過した明治十五年度の最上屋「紅花高合勘定帳」を見ると、いよいよ減少して、楯岡の青沼好蔵を加えて僅かに五人との取引があっただけで、その出荷総額も凡そ一二駄程度になる。これは、当時における最上紅花の総生産量に近いものであろう。若干量は東京にも出荷されたが、同地の紅商人・渡辺登久蔵の陳述する所によれば「送荷者は旧時その地方に於て問屋若くは仲買業を営みたる輩が、旧時を忘れず、旧得意の交誼を失はざらんがため、僅に庭園の一隅に培養したるものを採取し、恰も其荷主が東京上途の土産物とも云ふべきもの」に過ぎず、既に紅花商人としての活動時代ではなくなつた。

然らば、従来の紅花商人はどのように変質したであろうか。各個人については省略するが、概括的に見れば、幕末から明治初期にかけての社会的変貌、或は経済的事情悪化などの影響をうけて、一部の商人は経営難に陥り、往時の姿を失つたが、幸いにしてこの時代を乗り越えたものは、在方においては土地の集積によつて地主化し、町方の商人は蓄積された貨幣資本の運用によつて、さらに新時代に対応する商人に転身したか、または金融業者的な傾向を持つに至つた。金融機関としての銀行経営が山形に登場して来るのも明治十年前後からで、その資本投資者は何れも旧豪商地主たちであつた。

地域的なこの変化の相異は、当時の地主調査の結果からも窺われる。明治七年に立附米百俵以上を所有していた者の人名録を見ると、村総持を除いた該当者は、村山四郡で凡そ九九〇名に達するが、このうち山形は六四名で、比率

明治15年花最上屋仕切表

荷主	袋数	駄数換算		代金 円
		袋	駄	
長谷川吉郎兵衛	80	1.16		凡271
長谷川真則	109	1.45		282
市村五郎兵衛	240	3.48		628
高橋伊之助	86	1.22		200
青沼好蔵	155	2.27		346
〃		(凡1.20)		186

(山形大学蔵「最上屋文書」による)

からすれば漸く六・五%の低率で、一千俵以上は村井清七・長谷川吉次郎の二人、その他は何れも四百俵未満の弱少地主である。この比率は明治十七年の地価金一万円以上の調査でも同様で、村山四郡六四名中、山形はその六・五%の四名という結果を示している。この四名の中には、前二者に新関善八・三浦権四郎が加わっているに過ぎない。

山形は明治維新という政変を迎えて、封建時代の城下町から新たに山形県という行政区の異都として生まれ変わるが、それと同時に地方の中心的商業都市として発展する。それを促進した一つは汽船による輸送路の変化であらう。従来、紅花の見返えりとして移入した多くの上方物資は、日本海を経て最上川を輸送したので、酒田を一つの基地として最上川の沿岸には河港が発達し、多くの取次商人が成立したが、明治七年頃から横浜・塩釜間の海運が進んだ結果、北海産の五十集物以外の綿・木綿・砂糖・金物など多くの日常生活物資の輸送には、次第にこの航路を利用するようになった。即ち、横浜を出帆した貨物船は、先ず仙台の寒風沢港に寄って山形向けの物資をおろすと、それを小船で塩釜に送り、貞山堀を舟行して蒲生に至り、そこから駄送、笹谷峠又は二口峠を経て山形に着荷させるのである。従って、従来の山形の大筋商人たちは、多額の資本金を投入して、全く上方物資の仕込問屋的な商人に変質した。

もう一つ注目すべきものに札幌の発展がある。山形における札幌は、寺津に着荷する塩の取引きなどを中心として、近世後期には盛んに行なわれていたが、海上輸送の便が開かれてからは、練綿や砂糖などにもその方法が行なわれるようになった。この場合、商人と商人の間に立って取引きを成立させる仕事に当たったのが旧来の目早業者である。紅花の生産が盛りの頃には、在地における紅花集荷業者と京都の紅屋問屋との商談を進めて来た目早が、山形にだけでも六、七十人が活躍していたが、紅花の衰微によって、目早の業務は主として札幌の仲介業に変化した。

この札幌は全くの投機的商売であったから、現物引渡し以前に起きる価格・相場の変動等によって、大きな経済的影響を受け易いことは言うまでもない。商略にたけたものは巨利を占め、思惑買いに失敗したものは莫大な損

失を蒙ったり、取付け騒ぎに全財産を失なう破目に陥ったものもいる。

この個人的な札商いの危険性を避けるために、山形の豪商有志たちが相図り、明治十五年山形に「山形共立勸業博物館」を設立した。そこに多くの商品見本を陳列して、現物の見本売りを開始したが、内実的に見れば札商いの性格と大同小異のものである。この博物館の幹部に就任した者に長谷川直則・渡辺吉兵衛・福島治助・三浦権四郎・有沢半左衛門・高田助太郎・藤井吉助・佐藤善助などがある。これらの人々は何れもかつての紅花商人や目早業者の有力連中で、山形の商権を握っていたのである。

次に製糸事業の発展に伴なう山形商人の動向を見よう。近世中期以来養蚕業の進んでいた米沢・置賜地方は、政府が明治五年に群馬県富岡に官営製糸工場を設立すると、翌六年にはその有利性に着目した新潟県人渡辺利八が、米沢に進出して機械製糸場を起したが、それに刺激されて、明治七年には漆山村の多勢亀五郎をはじめ、次いで同村の多勢吉郎治、屋代村の長谷川平内など、それぞれ村内に同工場を創立して、早くも資本主義的経営を開始したので、置賜地方の製糸業は一躍発展を見るに至った。

村山地方（旧山形県）では、明治六年六月に山形市七日町に設立された「産業場」がその嚆矢である。生糸・織物などの殖産を目的としたもので、主として従来の紅花商人たる佐藤家や両長谷川家などが、その経営資金を投入しているが、日本有数の金融業者たる小野善助の代理として、水浦正助がこの経営に参加していることは注目される。早くも中央の資本力が地方の産業開拓に介入して来たのである。

また明治十年九月に、県令三島通庸が山形・専称寺別院の覚成寺敷地二、四七四坪を三〇〇円で買収し、建坪五〇三坪の製糸場を建設して、洋式製糸機械を取り付け、翌十一年六月から創業した。その後十四年に至り、この製糸場を県営から民営に移管することになったので、山形の長谷川吉郎治・長谷川直則・福島治助・佐藤久三郎・三浦権

力の弱い業者の中には、遂に没落する者も多かった。明治二十四年七月から翌二十五年六月に至る滿一ヶ年に亘る京都・最上屋の「生糸合高勘定帳」⁽⁷⁾によって、村山地方における生糸集荷商人との取引関係を見ると、その数三九人に達しているが、それらは殆どかつての紅花・青苧商人たちであった。

3 京都・最上屋の場合

化学染料の輸入によって、京都の紅花問屋や紅粉製造業者のうけた打撃はさらに大きいものがあつた。先ず、最上屋・明治十五年度の「紅花高合勘定帳」⁽⁸⁾に、当主・井山喜八が書き留めた備忘記事を見よう。

一、近來異國カスカレットト申ス新紅追々持渡リ大流行、紅地之向キ八九分迄皆々新紅染ニ付、本紅商内水張休業同様、右ニ付思惑達、既ニ神戸七十番引取天竺花追々下落、大損ニ相成申候、旁々以、一昨辰年後巳年之計(明治二二)(明治一四)算大相違之處、猶又当春前頭之次第、逆も紅花方此末目当相附キ不申、必至十方ニ暮レ、心痛仕候、猶向後ハ紅花方ハ勿論、外ニ老商法心掛、前後聊無油断勘考、法則專一ニ心掛可申候事

この史料については、既に山形大学の工藤定雄教授も触れられているように、別に公用文書や意図的記録でないだけに、紅花問屋たちの切実な苦悩を正直に伝えているものと言つてよい。事実、新紅に圧迫された外国紅花は、前項史料に表示したように、明治七年頃から次第に安値の兆候が現われはじめ、十五年からはいよいよ暴落するという商況になったために、神戸の七〇番街にある貿易商社で外国紅花の思感買いをした京都の紅花商人たちは大損害を蒙り、必至と途方に暮れたのである。

最上屋もまた同様の苦境に立ち至り、「紅花方ハ勿論、外ニ老商法心掛」る必要に迫られたことは言うまでもな

い。何をもって新規の一商法と考えたものか明らかでないが、旧来のように、紅花を重点とする経営は最早成立しない時代を痛切に感じ、商品内容を新たに転換しようとしていたことは確かである。さてこの場合、果して何に移行しようとしたのであろうか。恐らくそれは、地元京都の機屋に対する原料絹の供給ではなかつたらうか。

京都の西陣をはじめとする機業についてはここに多言を要しないが、かつては糸問屋と機屋とが株仲間をもって独占的に発展して来たものであった。しかるに、天保の改革によって一旦この発展が制止された。西陣の原料絹は古くは糸割符商人によって輸入される中国系の白糸に頼ったのであるが、正徳頃（一七一―）から国産の和糸生産の奨励によって、いわゆる田舎絹の利用が多くなって来た。近世後期になると京都の和糸問屋の勢力が伸び、西陣への生糸供給は文化・文政頃には二万梱に達した。これが天保改革の影響で、安政期（一八五四―）には一万三、四千梱、安政六年には八千余梱に減少したのである。¹⁰⁾

その後、貿易の振興によって生糸の輸出増と、それによって生じた絹価の騰貴のため、西陣のみならず、その他の絹織物の機業地は何れも経営が苦境に陥った。しかし明治に入って間もない六年に、西陣機業の近代化を目指す京都府の榎村知事はフランスのリヨンに人を派して精巧な織機を輸入させ、八年から伝習生に織法を教授させたため、旧来の手織機は改良されて、十年代になると西陣機業は急速に進歩し生産が高まったのである。紅花の将来に見切りをつけた最上屋がこの現況に着目し、原料絹の集荷販売に乗り出そうと考えたものと想像出来る。しかし、最上屋の現存する商用諸帳簿を概覧すると、明治十五年頃から生糸取引が若干見えて来るが、まだ本格的ではない。

前記勘定帳によって、さらに具体的に最上屋の商況を分析して見よう。明治十五年に最上商人から入荷した紅花は凡そ七五〇袋で、駄数に換算すれば一二駄に満たない量であるが、それすら年内に消化し切れず、相当量が翌十六年度に残花となった。その上、売捌値が下落したので、十五年度の高合勘定では次表のような損益計算となり、差引き

明治15年度最上屋収支損益表

最上荷主	出荷数量	仕切代金	売捌金	損金	利金
		袋 円	円	円	
長谷川 真 則	109	303.185	282.078	21.107	円 7.375
青 沼 好 藏	(凡80)	185.665	156.210	29.455	
高 橋 伊之助	86	209.031	161.250	47.781	
市村 五郎兵衛	240	661.750	493.125	168.625	
長谷川吉郎兵衛	80	271.375	278.750		

(山大蔵最上屋関係史料により作る)

(注) 前表と實際仕切の関係によって多少の相意が出ている。

長谷川家紅花収支勘定表 (明治15年度)

収 支	項 目	代 金	説 明
入荷仕切計算	紅花代	円 280.500	企大久保印21入1丸 22入4丸(内差し12 袋)代
	出荷諸費	2.560	花詰袋 109袋代
		1.250	元結繩筵代
		0.325	5丸荷造賃
		2.800	買先之者口銭
		5.000	山形~潜ヶ浦迄諸掛 り
		7.500	潜ヶ浦~神戸迄運賃
外ニ運賃	1.250	神戸~京都迄運賃	
	2.000	各買入ニ付諸入費	
	計	303.185	
売捌計算	売捌代	130.078	企大久保印22入2丸 ト1袋山田政七へ売 ル
	残花代	152.000	企大久保印22入2丸 ト20袋未春残荷也
	計	282.078	
差 引		21.107	損金也

(山大蔵最上屋関係史料により作る)

凡そ二六〇円の欠損を見ている。この金額は、仕切総額に対して凡そ一六%になっているから、欠損率としては意外に大きかったことを示す。

幸いにして十六年の前半は市況が好調であつたらしく、一月から六月までの勘定によれば、昨年度の残花売上げで四二八円、新しく入荷した最上紅花一五五袋及び仙台紅花八九袋の分で九八円、支那紅花二九本余で一七〇円、その合計金六九六円余の利金を収めた。しかしその反面、七月の残荷改めによれば、これまでの残荷分も累加して、最上

紅花が二〇六袋、唐花と天竺花が各六本ずつの残花があり、さらに新らしく開拓した商品類の中にも、平絹六箇、生糸六四八疋、生太織四三〇疋の未処理品が出ていることから察すれば、同店の経営全体としては、決して思わしい状態ではなかったらしい。勿論これは、明治十年代の前半に起きた全国的なインフレーション、後半に襲ったデフレーションなどに、大きな影響を受けた結果によることとは言うまでもない。

現存する史料から、最上屋の商業の変遷を確然と知ることが不可能であるが、明治十四年度の「荷物判取帳」を見ると、生糸類の売り方は増加しているが、まだ新紅の取引きは明示されておらず、翌十五年度に至って漸く現われて来る。即ち、九月から十月にかけての判取量（売立量）は、「三ツB竹露」という商標のスカレット一五三斤と五瓶（一瓶一斤八）、西洋町スカレット九箱（缶か）であったから、このころから新紅の取引きに進出したものである。

しかし量的に見れば、まだ唐紅の販売が中心を占めていたようである。しかしこれは、紅花集荷問屋としての老舗的權威を保つための、最後の努力であったに過ぎない。神戸の開港は慶応三年のことで、間もなく、居留地貿易の拠点としての外国商館が開設され、そこを通して大量に舶来する新紅の圧迫には堪えられなかった。さらにまた、大阪を中心として、組織的に勃興して来た新染料商人仲間の活躍もあって、独り最上屋のみならず、京都方面の旧来の紅花商人は、経営の変更或は転職を余儀なくされ、中には経済界の変動によって潰れ去ったものも多い。

最上屋の膨大な経営史料は、京都府立総合資料館と山形大学に、一部は京都の某氏に分蔵されているが、前二者の整理表⁽¹³⁾によると、「紅花高合勘定帳」が明治二四年度をもって最後としているのに対し、同年度から新規に「生糸高合勘定帳」が見られるようになる。もっとも、それ以前数年間の高合帳類が欠除しているので確実ではないが、恐らく明治二〇年前後から、完全に生糸仕入問屋に変わったものと思われる。

以上、最上屋の変質動向を概観したが、こういう変化は敢て最上屋のみに限ったことではなく、明治一〇年頃まで

京都における紅花業者に大きな消長・隆替が見られる。明治一年九月発行の「京都売買独案内」に登載されている京都の紅花関係名跡は下掲の通りで、紅花商五人、紅染商七人、小松紅商六人に減少している。屋号の記載がないから、旧来の商人・問屋名との照合は不可能であるが、井山喜八（最上屋）・林彦市（大文字屋?）・西田清左衛門（大阪屋?）など、僅かの老舗を除けば、殆ど新規業者が多く、しかも、純粹な最上紅花による業者とは言い難く、小町紅商以外のものは概ね化学染料アニン系系の業者になったものであろう。

- (1) 山形大学蔵「最上屋文書」
- (2) 企 前
- (3) 農務局録事九六号 前出
- (4) 「区々村々立附米百俵以上所有人名録」明治八年一月発表
- (5) 「山形県管内 地価金三千円以上 公債証券五百円以上 所有人名録」明治十八年調製
- (6) 川崎浩良著「山形の歴史」
- (7) 京都府立総合資料館蔵「最上屋文書」

明治11年京都における有名紅商人

商 種	住 所	氏 名
紅 花 商	富小路綾小路角	井 山 喜 八
	駄屋町三条下	安 部 安 次 郎
	室町四条上	藤 林 源 助
	烏丸四条上	林 彦 市
	同 姉小路上	小杉 清左工門
紅 染 商	衣棚下立売上	東村 伝右工門
	小川三条下	立 木 彦兵衛
	御幸町五条上	浅 川 伝兵衛
	烏丸上長者町	川 瀬 由兵衛
	室町丸太町下	中 路 勘兵衛
	烏丸錦小路上	井 上 久次郎
	御幸町三条上	西田 清左工門
小町紅商	四条寺町西入	木 村 平兵衛
	五条柳馬場	奥 田 利 助
	堺町二条上	小 松 新 六
	油小路綾小路下	津 田 善兵衛
	四条御旅町	久保田惣左衛門
	松原西洞院角	小 守 惣 助

(「京都売買独案内」による)

- (8) 山形大学蔵 前出
- (9) 工藤定雄「最上屋紅花史料整理に寄せて」『歴研月報』八一号
- (10) 古島敏雄著「大系日本史叢書産業史三」
- (11) 「日本産業史大系」六 後藤靖「西陣織」
- (12) 山形大学蔵 前出
- (13) 「歴研月報」八一号 付表1

第四節 最上紅花の復興計画

1 明治二十年前後の復興計画の失敗

先に最上紅花衰亡の原因とその過程を見たが、それは政府の貿易振興政策による新商品作物の生産、安価な支那紅や印度紅の輸入、化学染料の舶来など、社会産業経済の大きな変化によるものであった。この変化は明治初期から急速に現われて来たが、これに対応出来なかった日本産の紅花は忽ちに廃退せざるを得なかった。三百年にわたって全国随一の伝統と名声を誇り、社会経済を支えて来た最上紅花もまた、この情勢に抗することは不可能であって、明治十年前後には早くも商品性を失ったのである。

本県の近代畑作経営は、桑園、茶園を中核として、菜種、煙草、藍、薄荷などの導入、西洋果菜類の試作、果樹類の増殖などに大きく転換したが、明治十年代までは何れも試験的段階を出ておらず、しかも外国輸出を目的とした商

品は、常に相手国の経済事情によって、価格の変動が激しく、生産者は絶えず不安定な状態に置かれた。例えば、明治十年代の前半は、生糸を始めとする商品作物は高騰し、生産農民の経済を潤したが、後期に襲ったデフレーションは、生糸相場をはじめ農産物の暴落を招き、特に養蚕農家の経済を極度に脅かしたことは周知の通りである。

過ル明治十三年ヨリ追々諸物価騰貴、十四年ニ至リ甚々敷処、昨十五年度ヨリ諸品ノ価下落シ、本年（一六年）ニ至リテハ、何品ニヨラズ直段引下ケ、生糸穀類等就中下落シ、昨年度中ヨリ本年秋ニ至リ、比較スルニ三割四割ノ直下ケニテ、品ニヨリ五割ヨリ一倍ノ低落ニ相成リ、金融通ノ不景氣、諸商業ノ不活潑實ニ前代未聞ノ事ニ候

この時代の県の勸業行政は、政府および県令三島通庸の施策を基本として進められたが、後半の経済界の動揺期になると、新たに県の特産物の振興ということが、強く表面に出て来る。その中に紅花栽培の復興、保存ということも一つの問題として取り上げられた。紅花の衰微が農村経済に大きな影響を与えたことを重視した県は、明治十年八月から東京上野公園で開催された「第一回内国勸業博覧会」を機とし、花種を出品して、一般に紅花の耕作法・肥培法、所用効能等についての関心を高めようとしたが、説明書に記載されている所では、一ヶ年生花総生産高も僅かに三百貫ということで、既に反響を得られる時代ではなかった。

明治10年代農蚕物価の変動（河北地方）

	米 4斗俵	生糸 9目	蚕種 円 銭	大豆 38升入 円 銭
明治12年	2.60	380	1束 40.00	2.25
“ 13年	3.70~		100.00	3.20
“ 14年	3.00	380	1枚 30	2.10
“ 15年	2.05	300	25	1.60
“ 16年	1.15	190	50	1.40
“ 17年	1.60	270	1.50~	1.40
“ 18年	1.60	220	1.00~	1.20
“ 19年	1.60	260	1.00	1.45
“ 20年	1.58	265~	...	1.10

（「大町念仏講帳」による）

県では当時、殖産興業に關する対策委員会を設けて、産業政策の強化速進を図っていたが、「勸業諮問会」という組織の活動は最も注目すべきものであった。明治十六年十月に開催された同会に對し、県が「各地方適當ノ物産蕃殖改良ノ方法」について諮問しているが、これは全く養蚕業不況対策の意味を持つもので、農村經濟の立て直しを図ろうとしたのである。諮問会の委員は何れも各郡から選ばれた篤農家たちで、「各地方適當の物産」について熟議の結果、県下全体としては藍を選定し、地域別では北村山郡の煙草、南村山郡の藺、東置賜郡の薄荷、西村山郡の梟(カラムシ)（青苧）、南東村山郡の紅花、東置賜郡の人參を上げている。特に梟、紅花、人參の復興と増産に議論が集中したことは興味がある。次に結論の一端を摘記して、県当局や委員の考え方を見よう。

凡ソ物ノ供給ハ、需要ノ多寡如何ニ因リテ増減ス、則チ其減少セル者未タ必スシモ非トスヘカラス、其実ニ就テ之ヲ言フトキハ、人參ノ如キ或ハ其挽回ヲ期スヘカラスト雖、梟・紅花ニ至リテハ全ク需路ノ線路ナキニ非ス、他日或ハ之カ需要を増スヘキナリ、且ツ此ニ品ノ本郡ニ於ケル、畜ニ其氣候・土質ノ相適合スルノミナラス、栽培ノ法愈々精、愈々緻、名声大ニ他州ニ達ス、則チ其産出ノ寡少ナルヲ以テ、豈ニ悉ク之ヲ湮歿セシムヘケンヤ、況ヤ各員モ亦之ヲ振作スルノ意ナキニ非サレハ、後采(ウヰ)尤モ精良ナル品質ヲ産出セラレシコトヲ望ムナリ

しかしこの考え方は、「他日或ハ之カ需要ヲ増スヘキナリ」という、将来の需要に對する淡い期待感と、「其産出ノ寡少ナルヲ以テ、豈ニ悉ク之ヲ湮歿セシムヘケンヤ」という、過去の歴史的産物に對する愛着感を根底に持っているだけで、経済的な生産価値については、確信のある意見を附していない。

かかる薄弱な結論であつたが、県はこの決定に基いて、各郡の特産物の振興に乗り出した。具体的な方策については明らかでないが、各新聞などでもこの方針を歓迎し、紅花などの有利性を宣伝した。これらのために、若干の販路

開拓も出来たと見え、明治十九年度の荒町（河北町）下組契約帳の記事に、「紅花ハ近年外国品之盛価ニ奪ハレ、農家ハ廢物ニナリタル所、今年ニ至リ、ニハカニ需要者出来、農家早クモ之ニ目ヲ着ケ、所々畑ニ植付致シ、老ノ物産トナリ、価ハ百五十拾枚トナルト云フ」と述べている。恐らくこれは、染料としてよりも藥用的効果が認められて、一部業者の需要が伸びたものであらう。

県では、梟や紅花をもつて生糸の収入減を補う補助作物として、果して将来性を期待出来るものか不安であったために、明治十九年に農商務省に対し、「今般諸新聞ヲ一見スルニ、紅花ハ有益ノ模様ニ相見エ候間、左ノ件々御明示有之度」と、紅花の培養法・摘取法・製法・販売ノ景況の四項について紹介状を發した。紹介内容を見ると、県が最も知りたいのは、最後の販路の問題であつたことは言うまでもない。

農商務省ではこれに対し、翌二十年の三月に同省の發行になる「農商工報号外質問応答録」に応答の内容を公表し、紅花生産の復活を希望するものの参考に供した。しかし、一読するにその内容は至つて常識的で、結論とする所は、かつての最上紅花が陥つた製品の粗悪化を指摘し、「今後栽培ヲ試ムルモノハ、宜シク茲ニ猛省シテ、粗製濫造ノ弊ニ流レサラン事ヲ」と警告し、「我が紅花ハ花弁柔カニシテ、品位支那産ニ優レルヲ以テ、勉メテ良品ヲ製セハ、価格モ亦支那産ノ上ニ出スルヤ、疑ヒヲ容レサル所ナリ」という單なる希望的意見に過ぎなかつた。

これだけでは、県や地方の指導者や生産農民の一樣に知りたいもの、すなわち、紅花の栽培を復活させ、産業として経済的に成り立って行く展望、或は可能性の有無について、重要な手がかりとなるものは、殆ど示されていないのである。そこで県では、二十二年の一月に再度次のような実況調査を農商務省に依頼した。趣旨は、本県の特産として謳われて来た紅花の將に絶滅せんとするのを惜しみ、新販路の開拓を内外に求めたいと思うが、「到底將來に望なきものなりや否や」という点にあつた。

従来紅花は本県の特産なるに、近年需要漸次減少し、今方は販路ほとんど閉塞し、随ひて栽培者甚稀に、種苗の如きも將に絶滅せんとするの勢あるに至る。故に、更に需要の途を求めて、新販路を開かんと欲す。然れども、其製造の如何に拘らず、又海の内外を問はず、到底将来に望なきものなりや否や、調査の詳細なるものあらは示されんことを要す

この再調査の依頼を受けた農商務省では、先ず東京の紅商人たる渡辺登久蔵に就いて、一般的に「日本紅花の景況」を調べたが、なお具体的な問題に關し、最大の需要地であった所の代表として、東京府下本紅製造問屋組合と、京都府下紅商組合に対し、率直な意見を求めた。その問題は次の八ヶ条に亘るものであった。⁽¹⁾

本邦紅花衰退の實況調査問題

- 第一、支那若くは東印度紅花の輸入を仰かざる前に、本邦紅花の東京 京都に輸入したるは何地方の産なるや、又転輸するは何地方にして、其重なる用途は如何
- 第二、本邦紅花の東京 京都に輸入及び転輸したる一ヶ年の高、其地方区別
- 第三、支那若くは東印度紅花と、本邦紅花と、其採取方法并に荷造の上に於て何れか優れるや、又その搾取製造に就きて何れか便益大なるや、其優れる所の詳細の開陳を要す
- 第四、支那若くは東印度紅花と本邦紅花と、従来價格の差如何
- 第五、支那若くは東印度紅花の品質は、最初輸入したるものと、近時輸入のものと優劣なきや
- 第六、外国より輸入する所の食用紅の、食用に供せられたるは何年頃に始まりたるや、又爾後細工紅真花 紅製に如何な

る影響を及ぼせしや

第七、食料紅は海外何国より輸入するものを用ふる尤多きや、又その価格如何

第八、本邦紅花産額減退の徴候は何年頃より現われしや、爾後今日までの景況如何 此他必要と認めたる事件は附

記を要す

この質問に対する三者の答申は、それぞれ適切詳細を極めたもので、その全文は二十二年七月の「農務局録事」九六号に発表された。その内容については前章の随所に引用しているので、茲には繁をさけて省略するが、果が考える復活奨励については、何れも悲観的な報告に終っている。化学染料との値段の比較に触れては、「如何せん、廉価の競争に打勝能わず。終に今日の如き状況に立至れり」と、市場の法則とも言うべき需要と価格の関係から、将来の期待薄を率直に述べている。

東京の間屋側の結論としては、「当組合に於ても種々尽力して、本紅の拡張を計らんと為せと、勢今日に及ひ如何とも挽回を為す手段これなく（云々）」と、既に日本紅花に対する期待を放棄した形であった。化学染料の輸入が増加してからの本紅の使用は、僅かに婦人化粧用の小町紅に限られ、明治二十年頃に至ってその販売もやや上向きの傾向にあったが、京都の組合側は本邦紅花のみならず、支那、印度紅花までが皆無の域に沈淪退縮に陥っていることについて、「実に慨嘆の極と云ふべきなり」と嘆きつつも、増産のための手段としては何一つ述べていない。

ただ、京都の組合が最後に言っていることは、「此時に当り一致協力、奮って殖産興業を励み、自治の精神を楯として外敵の鋭鋒を防ぎ、漸次旧時に回復を謀らざれば、尽く蹂躪せられて、本邦紅花の其痕を留めざるに至るべきなり」と言うことであった。しかし、言う処の自治の精神をもって化学染料の進入を防止するとか、或は一致協力して

殖産興業に励めるとかは、全くの観念的な所論に過ぎず、何れも具体的には何等の策も意味もなかったのである。

かくして、県や勸業委員たちが企図した最上紅花復興の計画は、明治二十年前後を境として全く沙汰止みとなった。

2 皇室御用としての紅花の保存

最上紅花の全滅を惜しむ気持ちは、その盛時を知っている若干の人々の心の中に生きていた。かつては生産の中心地を占めていた出羽村（山形市）の人々にそれが見られる。明治三十年代の同村志村の後藤清蔵、漆山の後藤文太郎らは、収益を全く度外視してその栽培を続けて絶滅を防いだ。明治三十七年、県立漆山農事試験場長に赴任した米丸忠太郎が、紅花の特用性に着目し、特に漆山の伊豆田清吉に委託して、三十八年度から浸種試験・種子新古試験・摘芯試験等を明治四十一年まで継続した。この外にも有望特用作物として藍・煙草・蘭草などの試験を行ない、所長自ら研究報告書を作製して県に提出し、その再興意見を上申している。

たまたま、明治四十一年の伊勢皇太神宮の式年遷宮を迎えるに際し、その調度品の染色用として、明治三十八年の春頃、県の農商課を通して紅花御買い上げの報に接し、出羽村の試験栽培が俄に脚光を浴びるようになった。農事試験場の研究もこれと併行して実施されたが、種子の不足や生産技術の未熟が村民の苦勞であった。しかし経験者と有志たちの努力によって、四十年には必要量の生産に成功することが出来た。

かくして、出羽村における復興の念願は、よい機会に恵まれて達成したが、これは一時的な特殊事情に因ることで、その後は再び需要が減少した。そこで、志村の人々は山形の岩淵店と特約を結び、有志の間に栽培が継続された。岩淵店は旧来の紅屋で、前記式年祭用の紅花栽培については、県商工課長の栗田寛や、京都高島屋呉服店の支配人・渋谷弁治郎らの来訪を受け、生産に尽力方を依頼されたのである。これによって岩淵は一策を案じ、かねて敬神家とし

て知られた高嶺村（天童市）の豪家・岡崎弥平治や佐藤庄右衛門に実情を話して快諾を得た。両家は直ちに小作人らに播種を委嘱して協力した。また一方、栽培の経験者・志村の佐藤清蔵に交渉し、村の有志に栽培を依頼し、よく賣を果した功勞者である。岩淵店はその後も紅花の保存に心を用い、有志の農家で生産した分は、犠牲的に相当の高価で買入れを継続していたのである。

次いで大正八年の明治神宮の御造営、昭和三年の天皇即位の御大礼に際しても御用命を受けたが、畑地は既に桑園化し、予定の數量を生産するに相當の困難が伴ったようである。御大礼の際には、宮内省御用商人たる東京の高田裝束店の依頼によるもので、出羽村農会と高田店との間に交わされた契約の概要は次のようなものであった。

- 出羽村農会及株式会社高田裝束店取締役代理者高田義男との間に紅花栽培採収并に納品に關し契約を締結す
- 一、栽培せる紅花が不幸にして病害其他天候等不可抗力により失敗に歸したる時は実査の上株式会社は農会に耕地の小作料に該當する額を賠償するものとす
- 二、取引は出羽村に於てなし現品并に現金を引替すること
- 三、取引に際し現品には価額に差異を附せざる事 但し花餅壹ノ匁金壹百円とす

なお、昭和二年四月十三日の調査によると、播種反別は一町二畝一五歩、栽培者は一二名であったが、翌三年には二町五反三畝二四歩、四九人の栽培者となった。三年度の実績を見ると、干花生産量は四九貫七一六匁、その価格は四、九一四円四四錢に達した。このうち凶作反別が七反五畝二〇歩あり、この分に対して補償金一三〇円が渡された。次いで昭和四年の式年遷宮に際しても御用命を受け、高田商店と契約を結んだが、天候不順のため不作で、収量

は六分作に終わった。しかし播種反別凡そ一町歩、取引き量が凡そ二三貫三〇〇匁、その代金が一、一六三円六五錢となり、無事納入することが出来た。思えば、上代において宮廷・貴族たちによって開拓された本邦紅花文化は、再び皇室御用という形で生かされたのである。

明治から昭和にかけての最上紅花は、このように、皇室御用という特殊事情のために、危く余命を保ったが、それは飽くまでも限られた分量の契約栽培で、商品としての生産生命を持つものではなかった。その後、長期に亘る戦争時代を迎えると、その制約によって絶滅したのである。しかし、戦後の平和と生活文化の向上は、山形県を代表する花として、その保存・復興を図る運動を招来した。その中核となったものは、一つが「山形紅花振興会」であり、一つは「山形県紅花保存会」である。前者は懐古的・情緒的な傾向が強く、作付けから本紅の製法に至る過程を旧法に求め、飽くまでも最上紅花本来の技法と優雅な味わいを再現しようとするものであり、後者は新しい科学的操作によって紅を抽出し、製造の現代化と産業化を図ろうとするものである。共に化粧品として或は染色用としてその商品化に全力を注いだ結果、昭和四十年には「山形県紅花生産組合連合会」が設立され、同四十六年度は県下に大凡四〇haに近い栽培を見るに至った。需要者は主として東京の大手化粧品メーカーと、米沢の織物会社で、何れもそれら会社との契約栽培であるから、自由・無制限な栽培は不可能であるが、商品生産として十分に成り立ち、県に再現された新しい産業として脚光を浴びつつある。

(1) 柴田秀夫家蔵「大町念仏講帳」

(2) 明治十年「県御用達綴」

(3) 「勸業月報」第五号

(4) 明治二十二年「農務局録事」九六号

- (5) 山形県農事試験場史
- (6) 岩淵栄治「紅花の話」「羽陽文化」第一八号
- (7) 昭和五年出羽小学校編「郷土の紅花」
- (8) 小形利吉述「出羽村に紅花を尋ねて」

結

語

最上紅花の生産は、出羽一國の領主となった最上義光の、一六〇〇年前後の上方との文化交流期頃から急速に發展したものと思われるが、近世初期の鳥居、保科藩時代には、他の特産物と共に荷役徴収の対象として重視され、寛文、延宝の頃には早くも数百駄を上方に輸出する有力な国産となった。これは、風土の適順という自然的環境に恵まれた結果にもよるが、さらに大きな誘因となったものに、その品質に対する上方商人の逸早い着目があり、生産を奨励するための資本の投入が盛んに行なわれたことが上げられよう。伝えられる如くであるとすれば、歴史的にも商人気質の強い近江商人の山形進出は既に近世も早期にあり、青苧や紅花の買いつけを行なっていたのである。しかし、初期の活躍の具体的なことや、生産や流通の機構などについて知り得る史料は残っていない。

紅花は決して村山郡内の独占的生産品ではない。それがやがて「紅花は最上山形の産をもって最良となす。」と謳われるようになったのは、近世初期の終り頃から中期の初頭にかけての頃からで、元禄・享保期以降は「最上紅花」の名は京都の染色業界を風靡するに至った。生産構造や集荷、流通機構の整備過程が、史料的に明らかになって来ると、大凡この時代からである。

生花の生産部門は当然農民の担当であるが、干花製造の工程と、上方との流通部門は、資本や取引きの関係から、一般的には山形のような都市商人の司る所であった。しかし、元禄・享保の發展期を迎えると、外来商人や土豪的商人が在方の中心的町場にも出現し、都市商人の特権的領域に進出するようになる。しかも彼等の中には、都市商人と資本提携を結ぶもの、集荷、発送などの経営面に協業化を計って新興勢力の扶植に努めるものも多く、在方に新たな紅花市場を形成するようになった。

元禄末期以来の堀田藩では、従来山形に設置して来た交易市場を花市に指定し、特権を附与して保護を加えたので、この市場を利用する紅花宿、或は荷主が多く発生し、また上方の花買人の往来もあって、非常な活気を呈した。花

市は生花生産者およびその集荷人と、干花加工業者および荷主との直接的な接点となるので、藩が市場を重視し保護を加えることは、領内の経済的基盤をなす國産商品の生産と流通の動向を、常に把握することが可能であったからである。そのために、領内の紅花関係業者は勿論、上方の紅花商人に対して、生産地における直買いを堅く禁止したのである。

花市という特設機関による流通機構の強化は、たしかに山形における紅花商人の発展を促がし、商業資本の蓄積を助長したが、幕府がとった村山郡内の領有支配の分散政策、別けても紅花主要生産地帯の公料化の傾向によって、領主の集権的なこの計画も永続はしなかった。村山郡内一〇万石を領有した堀田藩に代わって、延享三年に新入封した松平氏は六万石であったが、内実は下総に二万三千石を領有し、村山郡内では山形各町二万石、周辺二二ヶ村で一万余千石という小藩で、市場流通を支える力も意味も喪失したのである。

先ず、生産の向上と在方公料における市場の発展、生産地の中心的町場に新たに成立せる在方商人の勢力など、市場の広域化と自由取引きという流通機構の変質に立って、藩政や町方商人に対する対抗が激しく、山形の特権市場は全く衰亡する。近世中期の後半から農村における生花生産者、小集荷業者、干花加工業者、在方紅花商人などの直接的結合、さらに在方紅花商人と上方の紅花問屋との取引きの直結など、生産、集荷、流通などの機構は大きく変化し、農村市場をいよいよ発展させることになった。

この間、京都の紅花問屋機構にも大きな改変がある。すなわち、元禄前後から紅花商人或は紅染屋間に仲間組合の初期的成立が見られたが、享保の末年には公認の紅花問屋株式仲間が結成された。この仲間は成立当時の性格としては荷受問屋であったが、公認後僅か数年ならずして仕込問屋の性格に変質し、集荷の独占権を利用して取引上に多くの弊害をもたらし、生産地との間に常に問題を惹起する。地方の生産農民や荷主商人たち、特に公料内の進歩的な業

者たちは、株式仲間制度の撤廃と新規流通機構の設定のために、元文度から実に数十年に亘る訴願・抗争を展開する。これは紅花生産地帯の住民の商品流通に対する意識の成長を示すもので、社会経済史上特筆すべき問題であろう。

紅花問屋株式仲間の廃止問題は、明和二年遂に生産地側の勝訴となったが、京都の旧紅花商人との結託による新規紅花世話所の設置問題は、郡内を統制経済と自由経済の二派に分裂させ、両者間に激烈な論争を起すが、主張する所が各々正当の理由があったために、奉行所は遂に判決を下さず、天保の改革に至って問題は自然消滅した。従って株式仲間停止後の紅花の流通は、いわゆる「手広商売」という自由取引の形態がとられた訳である。

前記のように、近世中期の後半に入る宝暦頃から、農村市場が急速に発展するが、この頃から干花の生産構造にも大きな変化が生じて来る。株式仲間が廃止されたことよって、京都商人の生産地進出が一層顕著になり、さらに前金渡しという取引契約の仕法は、従来は町方商人に大半を握られていた干花加工作業を、農村商人や地主階層に普及させることになった。ここにまた新たな生産形態が現われて来る。干花加工業は大規模経営になる程、そこに附随するのは労働力の問題である。最盛期には家族や常雇人だけでは充足出来ず、多数の賃取労働人を加えて、一種の家内工業的な経営が見られるようになった。これは農村における生産構造上、注意すべき変化であると言えよう。

干花は紅花生産地での最終的加工商品であるから、生花生産者自身が加工を行ない、最も有利な条件で、集荷業者や荷主に販売することが望ましい。幕末期に至るに従い、そういう傾向が次第に顕著に現われて来た。彼等小農民はその製品を村内の親近集荷人に売り渡すか、支配関係の深い地主的荷主に納入するという、小族団的単位の販売形態をとった外、村々に開設される小取引市場、すなわち「宿」に持参して、直接市場取引に参加するようになった。かくして、農村の生産構造や流通機構が細分化し、分業化の傾向が強まって来た。そして、大量の干花加工を行なっていた荷主業者たちは、製品の取次荷主的存在に変化して来るのである。

紅花は換金性の極めて高い商品作物で、しかも年産一千数百駄に上る生産額であったから、村山郡内の畑作地帯は、早くから貨幣経済の浸透率が高く、そのために、一般の消費生活の度合も深まった。そういう経済的社会的発展が、山形を東北有数の商業都市として成立させ、上方物資の交易商人としての豪商たちを生んだ。

しかしその高度の経済性が、総ての紅花生産農民の富有度をも高めたことにはならない。紅花の商品化による現金収入の収奪をねらう貢租の高率金納化や、前期資本主義的な流通機構などによって、却って小農層の貧困化を招いたのである。紅花のみに限らず、その他の換金作物の多産地帯たる村山郡が、米作地帯や山間地帯に比して、農民層の分解が著しく進行している事実が、特徴的にそれを証明している。もっとも、こういう傾向を強めたのは、弱体小藩の私領において、領内に生産される商品作物を、領主的商業経営の中に掌握出来ず、公領においても、生産と流通に統制的行政が殆ど行なわれず、全く富商、豪農たちの支配に任せられていたという、社会的経済組織の作用であったと見られる。この点、強力に商品生産を掌握していた上杉藩とは全く対象的である。

大凡以上のようなことが、最上紅花の社会経済史に及ぼした影響であろうと思うが、これらの個々の問題については、戦後、多くの研究者の研究対象となり、無慮数十編に及ぶ詳細かつ貴重な報告が行なわれている。特に在方荷主の発展過程、町方・在方の市場の構造、流通機構の改革闘争、紅花生産地帯における地主制、領主専売制、花市の盛衰などの問題については、遺憾なく分析されている。その他の問題を加えた研究の動向については、著者が前に山形県「図書館だより」四三号（四二―二発行）に「最上紅花研究の動向」として大要を発表しておいたし、最近では、近藤出版社発行の「近世史ハンドブック」の中に、伊豆田忠悦氏が述べられているので、参考にされたい。

索 引

凡 例

この索引は

I 人名

II 表, 図版

III 事項

からなっており、配列は表音式カナヅカイの五十音順にした。

I 人名

- 1 氏名, 屋号のわかるものは, 本文に名のみでしるされていても, 完全な形でしるした。

例 和久井は荷主…… 和久井屋伊兵工……289

- 2 名のみしかわからないものは, 村名, 職名等を補記した。

例 五兵工(高擲村)……………261

五兵工(谷地荒町村)……………446

三十郎(宮崎村間屋)……………348

甚内(サンベ)……………275

- 3 二つ以上の氏名, 屋号をつかっているものは, 本文にかかっているものを取り→印をもって, そのところを見るように指示した。

例 紅屋久太郎→佐藤長右工門 佐藤長右工門→紅屋久太郎

- 4 同一人で, 異字でかかれているものは, 正しい方をとり, 異字の方は()に入れて補記した。

例 伊勢屋利右工門(理右工門) 鐙屋惣(宗)右工門

- 5 2頁以上にわたり, 出ているものはつぎのようにした。

例 柏倉文蔵……………285—292

- 6 家名で, 2頁以上にわたるものは, ——で結んでしるした。

例 稲村家……………271—279

II 表, 図版

- 1 この索引は, 家および件名の五十音順によった。

例 木嶋家 木嶋伝七紅花買方仕切……286

紅花生産額 安永, 天保期生産額……31

III 事項

- 1 この索引は, 件名の五十音順に配列した。

- 2 件名は, 本文の目次にしたがいで作成し, 若干の変更を加えた。

(三春伊佐夫)

I 人 名

<p style="text-align: center;">了</p> <p>相沢兵助171</p> <p>会津屋与右工門414</p> <p>会田伊右工門112</p> <p>会田久七475</p> <p>会田六郎右工門321, 322, 405</p> <p>青柳屋441</p> <p>青柳屋喜惣次.....430, 432, 435, 439</p> <p>青柳清兵工.....171, 221</p> <p>青柳兵右工門155</p> <p>青沼好藏249</p> <p>赤塚庄次郎315</p> <p>秋田屋庄三郎.....539, 544</p> <p>秋田屋助左工門254, 255, 256</p> <p>秋場庄五郎261, 262, 266</p> <p>朝田伴七458</p> <p>浅野三郎355</p> <p>麻屋安治郎521</p> <p>安達東次郎350</p> <p>安達又三郎297, 325, 327</p> <p>鑑屋惣(宗)右工門155, 363, 372</p> <p>油屋喜助550</p> <p>油屋作兵工.....378, 384</p> <p>阿部久右工門277</p> <p>阿部久左工門.....277, 278</p> <p>阿部久四郎278</p> <p>阿部三吉234</p> <p>阿部三右工門336</p> <p>阿部太四郎277</p> <p>阿部藤兵工277</p> <p>阿部政次郎374</p> <p>阿部孫市.....337, 339, 340, 374</p>	<p>網屋九右工門364</p> <p>網屋伝三郎.....365, 366</p> <p>網屋伝兵工372</p> <p>新井甚五左工門208</p> <p>荒木平次郎447, 448, 450</p> <p>荒木屋与兵工432</p> <p>有沢半左工門574</p> <p>有馬内膳.....93</p> <p>浅五郎(武州桶川)521</p> <p style="text-align: center;">イ</p> <p>飯野曾右工門405</p> <p>飯野辰五郎404</p> <p>池田屋功介425</p> <p>井沢庄右工門350</p> <p>石井勝之進339</p> <p>石川左近将監.....488, 490</p> <p>石川長右工門265</p> <p>石川藤右工門443</p> <p>石沢豊治221</p> <p>石津屋重郎左工門529</p> <p>伊豆田清吉587</p> <p>伊豆田忠悦.....222, 596</p> <p>井筒屋権太郎529</p> <p>井筒屋清右工門414</p> <p>井筒屋善助424</p> <p>和泉屋藤左工門→榎藤左工門...325, 327</p> <p>石原清左工門383</p> <p>伊豆屋吉右工門539</p> <p>伊勢屋.....308, 425</p> <p>伊勢屋嘉兵工536</p> <p>伊勢屋喜兵工548</p> <p>伊勢屋源助.....235, 299, 317, 390,</p>
---	--

391, 424, 535
 伊勢屋善七536
 伊勢屋浄祐415
 伊勢屋利右工門(理右工門)···224, 226,
 235, 299, 312, 317, 318, 324, 424,
 429, 535
 磯野源兵工372, 377, 381
 市村屋311
 市村屋久太郎237
 市村屋五郎兵工···229, 399, 519, 520,
 523, 530, 571
 市村屋三郎兵工·····545, 546
 市村屋清右工門·····520, 530
 市村屋弥三郎57, 80, 291, 292,
 293, 548
 一瀬勘兵工·····90, 98
 伊藤左兵工·····259, 439
 伊藤仁八221, 272, 523
 伊藤茂右工門374
 稲村家228, 275—283, 318, 336
 稲村喜七279
 稲村七郎左工門214, 277, 278
 稲村七郎治·····277, 278
 井上馨556
 井上喜八(最上屋)580
 井上茂右工門289
 井上屋重次(治)郎389, 394, 521
 伊原弥右工門·····377, 381
 今井五郎八·····249, 571
 今井治郎三郎283
 今井伝十郎255
 今宮屋伊兵工235, 297, 551
 岩倉太栄治394
 岩勢屋太惣治523
 伊右工門(楯岡村)·····265, 443
 伊三郎·····495, 496

伊兵工(山形?)350
 市平(石川村)445
 市左工門(土生田村問屋)352

ウ

植松伝兵工443
 植村長右工門220
 羽州屋久右工門·····300, 375, 550, 551
 内池宗十218
 羽南仁右工門·····334, 335
 宇野忠蔵298
 宇野仁左工門297
 宇野与蔵297
 宇野与兵工366
 梅津保一520
 浦山三郎兵工394
 海野善左工門255
 海野藤左工門255
 卯右工門(本飯田村問屋)352
 卯三郎(サンベ)279

エ

江口茂右工門207
 越後屋市左工門372
 越後屋角右工門451
 越後屋源右工門539
 越後屋則右工門428
 越後屋武助551
 榎並屋平右工門235
 海老名権蔵350
 遠藤加右工門·····76

オ

扇屋正七327
 扇屋与兵工·····235, 551
 大蔵永常·····12

大阪屋治右工門	366	小野蘭山	50
大阪屋清兵工	415	小原又十郎	342
大阪屋彦兵工	523	表屋庄兵工(庄右工門)	299
太田藤四郎	259		
大塚屋嘉兵工	548		
		力	
大沼屋正七	241, 243, 529	加賀屋善兵工	541
大沼平八	363, 372	加賀屋太郎右工門	288
大沼屋養之丞	529	鍵屋茂兵工	529
大貫治右工門	339	柏倉九左工門	123, 124, 125, 283
近江屋	308	柏倉清右工門	530
近江屋伊助	318	柏倉文蔵	171, 289—296, 311, 327, 370
近江屋勘兵工	423	片桐善左工門	443
近江屋熊次郎	536	加藤作国	108
近江屋休源	414	加藤甚内	372
近江屋九郎右工門	156	加藤長右工門	521
近江屋九郎兵工	224, 262, 296, 325, 327, 382, 424, 535	加藤八右工門	162
近江屋作右工門	219, 336, 379	門屋永蔵	128
近江屋佐助	308, 318	甲 勘助	355
近江屋太右工門	551	紙屋伊右工門	424
近江屋藤右工門	427	紙谷勘兵工	324, 415, 424, 429, 451, 458
近江屋安治郎	548	亀屋伝吉	529
大森屋権兵工	7, 8, 423	河内屋小兵工	551
大森屋長左工門	416	河内屋藤兵工	550, 551
小笠原三右工門	93	川口弥蔵	378, 381, 383
岡崎弥平治	588	川崎浩良	165, 231
岡田伝右工門	220	川崎平右工門	101, 494
岡田豊前守	93	川田剛	388
奥山孝右工門	163, 164		
樋山十蔵	208	幸	
大幸屋清三郎	370	木嶋伝七	286, 287
小沢屋平治	242	北原妾女	90, 98
尾関又平(又兵工)	33, 363, 374	喜多村彦右工門	518
大鶴屋九蔵	551	岐阜屋八郎兵工	299, 308, 309
小野宗右工門	349, 350	木屋市兵工	551
小野日向守一吉	456		

木谷(屋)富五郎	364, 367, 370	後藤文太郎	587
京屋弥兵工	409	後藤平三郎	197
喜七(高楯村)	336	小西八郎右工門(山形屋)	405
喜兵工(楯岡村)	265, 473	小橋屋四郎右工門	297
儀兵工(天童村間屋)	339, 341	小林半四郎	106
儀兵工(谷地)	265, 443, 445	小林彦右工門	315
喜六(土生田村間屋)	352	小林六之助	355
金右工門(谷地前小路村)	450, 458	小紅屋和泉	316, 415, 423
金兵工(石川村名主)	445	小紅屋源兵工	415
九左工門(楯岡村名主)	344, 345	小紅屋宗有	415
久右工門(櫛山村名主)	466	小堀屋武兵工	551
久治郎(造山村)	273	小松原家	398
久兵工(谷地)	265, 443, 445, 446	今田弥兵工	558

ク

櫛屋五郎右工門	414	近藤新兵工	355
工藤定雄	576	小三郎(山形地蔵町)	474, 475
工藤八之助	173	五兵工(高楯村)	265, 463, 465
工藤六兵工	169, 171, 172, 221, 523	五兵工(谷地荒町村)	450, 457
熊井理左工門	170	五平治(高楯村)	265, 463, 465, 469
栗田寛	587	五郎兵工(大町村)	458
桑村彦左工門	304	五郎兵工(大谷村)	255
九兵工(楯岡村間屋)	352	権十郎(石川村)	445

サ

源重郎(田代村)	273	斎藤源七	336
		斎藤久次	350
		斎藤清兵工	521
		斎藤半九郎	409
		境屋正三郎	393
		堺屋庄兵工	548
		作間屋万吉	529
		桜井源兵工	523
		桜井屋庄兵工	551
		桜井屋基三郎	248
		酒井石見守	282
		笹原作之丞	374
		笹原祐助	350

ケ

コ

笹谷又兵工	415	柴田八兵工	254, 255
佐藤信淵	50	柴田弥右工門	262, 284, 320, 324, 428
佐藤市兵工	256	柴村藤三郎	115
佐藤一族	233—240	渋谷弁治郎	587
佐藤卯兵工	231, 246	島田屋(鈴木清風)	284
佐藤三良兵工	254, 256	嶋屋清兵工	235, 248, 548, 550, 551
佐藤長右工門→紅屋久太郎	234	嶋屋佐右工門	304, 305, 388, 389, 390, 524
237, 335, 375, 376, 379, 380		清水仁兵工	365
佐藤弥三郎	169	庄司清次郎	371
佐藤利兵工	105, 165, 171, 175, 226, 229, 231, 233, 234, 237, 240, 246, 249, 322, 366, 367, 374, 387, 391, 399, 408, 511, 523, 529, 551, 661	十文字屋次郎兵工	415
佐藤利右工門	229, 231, 237, 240, 245, 246, 529, 661	寿鶴斎	37
佐藤与惣兵工	374	上年屋万右工門	445, 447
佐藤庄右工門	588	白田外記	255
佐藤清蔵	588	白田甚四郎	255
佐藤久三郎	574	白田惣十郎	255
左五兵工(高揃村)	469	白田弥次右工門	382, 383
三右工門(山家村名主)	467	白田弥十郎	255
三十郎(宮崎村問屋)	352, 355	白田六郎右工門	253, 254
		白銀屋陸助	372, 378, 383, 384
		神保勘兵工	366
		庄右工門(山辺村名主)	484, 489
		庄右工門(東根村)	495, 496, 497, 498
		庄六	496
		次郎兵工(白岩村商人)	477
		治兵工(サンベ)	279
		治平工(白岩村)	265
		次兵工(白岩村)	478
		七郎兵工(石川村)	445
		七郎右工門(大石田村)	98
		基内(サンベ)	279
		甚九郎(土生田村問屋)	339, 341, 352
		新九郎(西里村)	495, 496, 497, 498
		新蔵(野田村)	357
		新門様(教如上人)	13

シ

ス

菅原与左工門	309
鈴木喜左工門	494
鈴木刑左工門	355
鈴木屋庄左工門	242
鈴木治三郎	404
鈴木庄七	430
鈴木庄蔵	272
鈴木清風(島田屋)	228, 283—285
鈴木屋忠助	259, 432
鈴木藤七	286
鈴木八兵工	253
鈴木彦兵工	367, 523
鈴木与右工門	35, 253, 254
須田善右工門	159

セ

関川吉右工門	488
銭屋小八	248
銭屋伝兵工	248
清右工門(武州亀有村)	455, 458
清次郎(六田村問屋)	352
清兵工(山形銀町紅花商)	526, 527, 528
善右工門	495, 496
善七(坂野辺新田)	155
善兵工(宮崎村問屋)	339, 341, 352

ソ

総屋金兵工	473
惣右工門(大石田村)	348
総左工門(大石田村)	98
惣十郎(六田村問屋)	352, 355
宗兵工(江戸麴町)	473

タ

大黒屋伊右工門	469
大黒屋九左工門	327, 477, 480, 483, 484, 485, 486, 487, 493
大黒屋平兵工	487, 491
たい屋五郎左工門	473
高島屋藤左工門	374, 523
高城孫四郎	93
高田金兵工	245, 246
高田助太郎	574
高田為次郎	245, 246
高橋伊之助	229, 571
高橋九四郎	277
高橋四郎兵工	355
高橋多吉	366
高橋屋忠次郎	83, 84
高橋屋忠助	303, 521
宝屋弥左工門	173
滝小右衛門	69, 70
田口五郎左工門	148
竹岡理右工門	225, 226
武田才兵工	323
武田庄吉	298
武田忠蔵	404, 406
武田与兵工	355
竹原屋祐太郎	237
竹俣当綱	151, 153
竹屋長左工門	261
多勢亀五郎	574
多勢吉郎治	574
田中和佐太夫	246, 374
谷本教	78
玉井平右工門	391, 394
玉井平太郎	391
玉井平兵工	391

玉屋九兵工	451	伝蔵(谷地前小路村)	450
玉屋久右工門	34		
玉屋善太郎	514, 521, 526		
玉屋弥兵工	316		
堂みや五右工門	259, 439		
堂ミヤ(田宮)忠右工門	259, 439		
田保孫右工門	364, 365, 367, 367, 381		

丹野三七郎	262		
丹波屋作兵工	551		
太左工門(天童村問屋)	389		
太郎兵工(横山村)	350		

子

茶屋弥兵工	365
丁字屋吟次郎	517, 518, 526
長右工門(楯岡村問屋)	352
長南氏	12
長之助(谷地)	265, 446
忠右工門(名取村)	383
忠右工門(下総國岩井町)	469
忠三郎(蔵増村名主)	467
忠次郎(楯岡村問屋)	352
忠兵工(六田村問屋)	352
忠兵工(上山新町)	97
忠兵工(米沢萩村)	469, 476

ツ

土屋勲右工門	259, 439
土屋利兵工	262
土山宗次郎	458

テ

天童日野屋	172, 220—221
伝右工門(六田村)	355
伝三郎(長瀬村名主)	466

ト

富樫久兵工	409
土羽屋喜兵工	551
戸部市十郎	76
虎屋長兵工	451
戸沢政盛	17
藤蔵(前小路村)	458
東兵工	495, 496
徒兵工(江戸牛込商人)	495, 498
徳兵工	496
藤右工門	495, 496

ナ

直江兼統	152, 153, 159
中井新三郎	403
永岡五右工門	285
長岡藤左工門	255
長岡外右工門	255
長岡仁兵工	255
永田次郎兵工	189
長浜五平	155
仲野真子七	168
仲野半四郎	171, 221
中村織右工門	163, 164
中村喜兵工	218
中村屋金蔵	473
中村屋佐右工門	372
中村七兵工	221, 228, 259, 267, 297, 382
中村屋善兵工	316, 423, 544
中村林兵工	218
中村屋六郎兵工	259, 432
奈良屋権兵工	299, 300
名和善兵工	379

名和の宗介……………13

二

新関善八……………573

西川久左工門……………218, 219, 321, 405

西川源助……………321, 322, 405

西川孫七……………218, 321

西田五兵工……………439

西田次郎兵工……………261

西田七兵工……………261, 262

西田清左工門……………580

西田半兵工……………262

西野長兵工……………34

西村屋清九郎……………211, 290, 291

日塔久左工門……………273, 274, 310

二藤部兵左工門……………286, 366, 376, 408

二藤部兵三郎……………371

西谷(屋)伊兵工……………218, 234, 366

西谷金兵工……………218

西谷権右工門……………218

西谷善太郎……………218

西谷惣右工門……………218

西屋清兵工……………234, 366

西屋新蔵……………289

西屋彦兵工……………388

仁兵工(谷地荒町村)……………447, 449

ノ

野田金之助……………342

能登屋九郎左工門……………252

ハ

長谷川家……………175, 215, 240—243

長谷川吉五郎……………575

長谷川吉内……………229, 242, 316, 366,

399, 520, 523, 529

長谷川吉郎次(治)……………165, 229, 241,
249, 316, 366, 399, 407, 520,

523, 529, 571, 573, 574

長谷川直則……………574

長谷川平内……………574

長谷部肇……………169

八文字屋八兵工……………423

花屋七左工門……………415

花屋善左工門……………415

花屋彦兵工……………422

浜村家……………155, 156, 212, 214—218

早坂惣右工門……………409

林 伊太郎……………120

林 忠左工門……………372

林 彦市……………580

原田与惣右工門……………283

半田家(谷柏村)……………267, 270

半左工門(漆山村)……………265, 445, 446

ヒ

柁屋……………440

柁屋新二郎……………439

柁屋甚右工門……………415, 425, 430, 432,
435, 439

柁屋甚四郎……………425

柁屋清兵工……………551

菱屋新兵工……………539

肥前屋藤兵工……………548

肥前屋武兵工……………548

日高屋半兵工……………374

日野屋市左工門……………539

日野屋九右工門……………304

日野屋庄兵工……………477

平賀恵八……………96

蛭子屋金蔵……………517, 526

蛭子屋与三右工門……………539

彦右工門(平塩村名主)……………488, 489
 彦兵工(山形?)……………350
 彦兵工(上山二日町)……………97

フ

福島治助……………165, 175, 193, 229,
 240, 304, 306, 366, 523, 529,
 571, 574
 福田四郎左工門……………225
 福田屋太右工門……………548
 袋屋九兵工……………539
 袋屋作兵工……………451
 藤井吉助……………574
 藤沢八郎右衛門……………91
 藤屋市左工門……………425
 藤屋久四郎……………423
 藤屋忠右工門……………427
 藤屋忠兵衛……………80, 289, 546, 548
 藤屋伝吉……………523
 古川古松軒……………19, 37
 古川七右工門……………262
 文吉(サンペ)……………279

ヘ

紅屋卯兵工……………548
 紅屋久左工門……………423, 469, 470, 471,
 472, 532, 533, 534, 535, 537,
 538, 539, 540, 541, 545, 547
 紅屋久蔵……………534
 紅屋久太郎→佐藤長右工門……………229,
 237, 240, 366, 571
 紅屋半兵工……………551
 逸見庄左工門……………260, 261, 266, 267
 逸見武……………270

ホ

北条長左工門……………108
 細井戸屋徳兵工……………248
 保科正三……………257
 保科民部……………90, 98
 細矢太郎左工門……………259, 439
 細矢藤四郎……………47
 細矢与左工門……………379
 堀田正虎……………123
 堀田正春……………122
 堀米四郎兵工……………173, 263, 264, 265
 本間善藤太……………157
 本間弥兵工……………381

マ

前沢藤十郎……………108, 112, 142, 451
 前田新蔵……………343
 真壁忠助……………530
 榎藤左工門……………296, 298, 325
 真木藤左工門……………324
 榎屋重兵工……………517
 升屋玄二……………415
 升屋太郎右工門……………414
 升屋藤右工門……………423
 松浦右工門……………93
 松坂屋吉兵工……………196
 松坂屋小八……………390
 松坂屋弥右工門……………196
 松任屋……………279
 松任屋徳兵工……………214, 219, 321,
 322, 414, 424
 松木帯刀……………527
 松平河内守……………338
 松平定信……………491
 松平下総守……………93

松平忠雄94, 395
 松平藤十郎451
 松平乗佑38, 111, 450
 松葉屋宇右工門415
 松葉屋新助451
 松葉屋弥右工門423
 松屋庄工門536
 松屋伝右工門316
 松屋与兵工421
 丸屋佐兵工415
 丸屋長吉519, 530
 丸屋長七520
 丸屋徳兵工451
 丸屋半助372
 丸屋平七541
 孫左工門(長崎村名主)467

ニ

三浦屋権四郎229, 231, 244,
 249, 374, 523, 551, 573, 574, 575
 三河口太忠488, 489
 三川屋太郎兵工474
 三島通庸582
 水浦正助574
 水野和泉守527
 水野忠精164, 165
 水野忠邦164
 水口久右工門206
 湊屋専次郎529
 美濃屋308
 美濃屋重兵工415
 ミのや利左工門423
 三春伊佐夫253
 三宅鑿作342
 宮崎安貞12, 70, 72
 宮村孫左工門113, 114, 115,

116, 117

ム

村居(村井) ...175, 212, 214—218, 279
 村井新七郎282
 村居新六郎232
 村居清七165, 216, 229, 249,
 277, 289, 366, 407, 519, 523,
 529, 573
 村岡六右工門334, 335, 336, 380
 村沢善三郎409
 村田久蔵389, 390, 394, 517, 526
 村山屋久兵工409
 村山屋七兵工57, 327, 328, 409, 548

モ

最上屋576—581
 最上屋喜八80, 240, 308, 315,
 316, 366, 375, 399, 536, 545,
 546, 548
 本木家296, 301, 370
 本木仁平次387
 本木林兵衛46, 311, 312, 317,
 364, 389, 523, 551
 本瓜屋喜兵工422
 木綿屋嘉兵工374, 550, 551
 森谷弥五兵工216
 森谷与七523
 茂八495, 496
 茂右工門(楯岡)339, 341, 352

ヤ

八百屋源助408, 409, 529
 八百屋半兵工304
 山形屋喜八529
 山形屋宗八536

山形屋清次郎536
 山形屋八郎右工門→小西八郎右工門...
 219, 321, 415, 424, 535
 山口屋甚兵工.....193, 366
 山口惣藏.....245, 246
 山瀬遊圃38, 187
 山田幸右工門165
 山田佐金次342
 山田勘左工門.....76
 山田屋治兵工539
 柳屋五郎三郎85, 304, 517, 526
 大和屋儀助548
 大和屋又三郎235
 山本林右工門366
 山家伝藏529
 弥右衛門(長崎村)12, 15, 27, 29,
 72, 73
 弥平次(六田村問屋)339, 341, 352

ユ

結城正勝291

ヨ

横尾正作344
 横山昭男285
 横山嶺山226
 吉田屋(楯岡)306
 吉田屋勘右工門.....193, 237, 304,
 366, 394, 523, 530
 吉田藤兵工.....263, 265
 吉野屋吉兵工374
 吉野屋六郎兵工.....79, 80
 吉原増右工門.....124, 125
 吉文字屋308
 吉文字屋小兵工423
 吉文字屋介左工門.....303, 305

吉文字屋彦市.....85, 193, 240, 289,
 303, 305, 306
 淀屋太兵工551
 米沢屋勲兵工366, 519, 530
 米丸忠太郎587
 萬屋市兵工422
 萬屋儀兵工304
 萬屋源兵工423
 与三郎(田代村)273
 与左工門(本飯田村問屋).....339, 341, 352

リ

利倉屋小八389
 利倉屋金三郎.....390, 394
 鱗形屋清兵工535
 林右工門(江戸牛込商人).....495, 498
 林右工門496
 六兵工(石川村)445
 利兵工(山形地蔵町)475

ロ

若松屋308
 若山屋425
 若山屋勘右工門.....261, 324, 424,
 429, 451, 458, 535
 若山屋喜右工門85, 193, 262,
 296, 298, 302, 303, 310, 311,
 320, 323, 324, 424, 429, 535
 若山屋又兵工424
 若山屋半兵工536
 若山屋孫兵工424
 若山屋与兵工536
 和久井屋伊兵衛.....289, 291, 293,
 294, 295, 296
 渡会屋善右工門.....549, 546
 渡辺喜助.....245, 571

渡辺吉兵工(吉野屋) ……231, 244, 574	渡辺良助 ……368
渡辺善次 ……134	渡辺利八 ……574
渡辺登久蔵 ……585	綿屋徳兵工 ……316
渡辺信夫 ……174, 269, 272	綿屋勇蔵 ……235, 318

II 表, 図版

稲村家

稲村家享保5年の商業概要 ……277
稲村家対村居家の代金差引関係 ……279
稲村家紅花集荷人決算 ……280
稲村家所有石高の変遷 ……283

柏倉家

柏倉文蔵所有石高並他村出作地 ……290
柏倉家紅花荷積船調(文政13年) ……371
紅花発送表 ……291

木嶋家

木嶋伝七紅花買方仕切 ……287

佐藤家

佐藤家の上方取引商人と仕入商 品名 ……232
佐藤家紅花仕切状況(嘉永7年 10月) ……236
佐藤利兵工家紅花荷船為替(天保 元一慶応3年) ……238
佐藤利兵工家紅花岡為替(天保8 一安政元年) ……238
佐藤利兵工家紅花荷物預り手 形 ……392—393

鹿野家

鹿野家の紅花経営(天保10—明治

4年) ……273

鈴木家

鈴木八右工門と谷地紅花商人の 貸借関係 ……263
鈴木庄蔵字干花加工概況(弘化5 年) ……271

中村家

中村家延享元年度紅花買入高及 雑費 ……225
中村家紅花売買損益表(享保20— 寛保元年) ……225

日塔家

若山屋喜右工門より紅花代金前 貸例(安永3—文政4年) ……311

二藤部家

二藤部家紅花荷加賀屋為積登分 ……288

農民

岡組村々高掛金(享保16年) ……124
上谷地郷9カ村先納割符例(安永 8—嘉永元年) ……129
蔵増村田畑耕作状況(天保8年) ……128
秋元領農村の階層構成 ……133

農産物

山口村畑地作付構造(寛政頃)……………41
石川村商品作物生産の変化 (安政3—明治6年)……………560
農蚕物価の変動(明治10年代河北 地方)……………582
山形県の養蚕関係製品の生産高 (明治3—8年)……………560

羽角家

羽角家の作付体系(寛政4年)……………70

長谷川家

長谷川家の大沼屋に対する投資 ……242
長谷川家紅花収支勘定表(明治15 年度)……………578
長谷川吉内家仙台紅花買付最上 屋出荷高(安政3—5年) ……243
長谷川吉内家の最上屋出荷仕切 額(天保5—同9年) ……243
長谷川吉郎治家の最上屋喜八に 対する出荷仕切高(天保4年) ……241

半田家

半田家紅花作業経過(明和5年)……………73
半田家の紅花経営(文政3—天保 11年)……………270

紅花生産額(全国)

近世後期における全国紅花生産 高(生産地別)……………36
享保期における全国生産額……………36

紅花生産額(村山地方)

安永、天保期生産額(庄内)……………33

北目(北垣)村個人別蒔付反別 (安政2年)……………42
柴橋村干花生産額(慶応2年)……………45
干花の年度別地域別生産額(寛文 7—幕末)……………31
松橋村干花生産額(慶応2年)……………46
村山地方における紅花栽培面積 概算……………43
明治期における最上紅花の生産 高(明治7—同17)……………570

紅花商人 京都

安政期における京都、近江、江 戸紅花商人仲間……………309
産地別年次別紅花公定値段(文化 9—天保11年)……………58—59
京都における有名紅花商人(明治 11年)……………580
紅花関係商人名……………414—416
紅花撰方仲間の移動……………537
呉服飾及下職の関係……………542

山形

永寿講員と長明燈寄進者名……………247
紅花の生産・販売統制……………138
山形紅花商人……………230—231
山形町内紅花仕入宿経営者名(元 文3年)……………192
山形紅花商人の主要取扱商品……………510
山形買次商人と上方荷主・出荷 先の関係(天保6年)……………306

紅花相場

目早口銭協定額……………182
諸品相場の変遷(谷地地方)……………561

生花100匁相場の変動(明和3年)53
 年々相場調(元禄12—宝暦7年).....54
 文政2年改訂値段(京都).....59
 紅花地相場と京都相場の比較(文
 化9—天保11年)60
 最上紅花値段段書上(享保17—元文
 4年)52

紅 屋

紅久店宝暦13年紅花出荷精算239

逸 見 家

逸見家紅花畑作雇人(天保11年).....73

細 矢 家

細矢家における紅花及商品作物
 の収入(文久2—明治9年).....48

最 上 屋

紅花荷大阪上げ数量(最上屋取引
 関係).....400
 最上屋収支損益表(明治15年度)578
 最上屋絹糸取引商人と取引高(明
 治24.7—25.6).....575
 最上屋仕切表(明治6年)571
 最上屋仕切表(明治15年)572
 最上屋喜八より中村屋に売渡し
 た紅花量(嘉永元—2年)317
 最上屋に対する山形商人の紅花
 出荷状況(明治6年)249

本 木 家

蟹沢村干花販売代金(弘化4年).....47
 本木家高屋花仕入高299
 本木家慶応元年度出荷高300
 本木林兵工家出荷状況(弘化4—

安政2年).....300
 委託買次荷諸経費調(本木家)314
 本木家紅花荷船・出帆・入港調
 (安政2年)364

山形の商人

水野藩御用商人の家業(安政2
 年).....233
 村山郡内商人数(享和元年)510

輸 送

大石田河岸における紅花下船数
 (天保2年)361
 各区間定法駄賃(文政元年)354
 北廻り大石田〜大津間輸送路・
 荷継問屋.....376—377
 木谷富五郎船破船積紅荷調(安政
 2年)367—370
 境河岸通過最上紅花(文政12—天
 保7年).....399
 猿鼻・桑折間各宿駅運賃表397
 田保孫右工門方荷上げ紅花荷量
 (嘉永4年)365
 荷主・取次荷主・船積問屋の関係363
 紅花運賃定法天保5年(大石田〜
 酒田).....359
 紅花荷および入用銀組割424
 紅花荷役の変遷(寛文8—文化6
 年)98
 輸送路.....21

輸入染料

紅花輸入国別表(明治19—21年)564
 洋紅の価格(明治20年頃)568
 フェリソ染料輸入量額(明治16—
 同20年).....567

外国産紅花輸入連年比較表	563
カルミン輸入高(明治8—同16年)	567

米沢藩の紅花

置賜郡中, 紅花上納額(享保15年)	161
紅花の地方別定法買上高(天保年間)	162
米沢藩紅花買上高及払高(寛政2, 3年)	163

流 通

流通機構	21
------	----

そ の 他

村山郡内各所領(天保13)	17
中川郷村々御役	131

図 版

大阪紅花仕入仲間式法帳	514
京都商人直買用生産地地図	178
諸国産物番付(幕末)	2
天童藩専売制申渡書(部分)	88
品質改善願書部分(天文3年)	28
紅花送手板と護符	332
紅花問屋仲間制度廃止請願書	410
紅花畑と花つみ	554

Ⅲ 事 項

ア

相対・委託取引法の実際	310—315
相対取引法と為任取引法	307—310
異色の在方紅花商人	275—301
伊勢商人の活躍	221—227
稲村家	275—283
上杉藩(米沢藩)の紅花買上制	159—164
羽州街道の駄送	333—358
打越荷禁止令の成立と最上商人の動向	521—531
内仲間の結成と荷受問屋新設案	495—501
運賃及び輸送日数	379—382
江戸打越荷の禁止要求	517—520
江戸打越荷の問題	515—531
江戸廻り出荷量の推定	398—401
江戸廻りの送法	386—395

大石田の川下げ規定	358—362
大阪に新聞屋設置	445—447
大阪紅花仕入問屋組織の成立	546—552
奥州紅花荷の羽州通過	402—410
大津荷問屋の不正	382—386
織田藩の専売仕法	168—172
尾花沢盆地の紅花商人たち	283—289

カ

外国染料輸入による打撃	562—568
海上輸送と破船対策	366—375
化学染料による圧迫	565—568
柏倉家	289—299
上方商人との取引形態と代金決算法	302—329
機構改革運動と問屋制度の廃止	442—461
機構改革運動不成立の問題点	502—512
旧制復活運動の失敗	436—438

旧問屋系商人の策謀	469—472
旧問屋の紅花宿経営	461—463
京都における最上紅花	55—63
京都、荷問屋の卸売り	316—318
京都における紅花撰花問題	532—546
京都、最上屋の場合	576—581
近世中期に成立した在方の紅	
花商人群	259—265
近世の紅花生産地	6—9
金納源としての紅花収入	119—136
貢納米の金納化	119—121
皇室御用としての紅花の保存	587—590
江州、伊勢商人の市場開拓	211—227
耕種法の未熟	69—76
御服御用仲間と紅花屋の協力	542—546
公領代官の市場統制	111—119
公領名主たちによる新改革案	
の提唱	492—501
サ	
在方紅花商人の成立期	257—259
在方紅花商人の勃興	251—275
栽培面積の拡大化	37—46
笹谷街道駄送の勧誘	395—396
佐藤家	233—240, 243—248
産地直買いと宿	302—307
自由相対売買慣行の復活運動	429—436
出荷業者の量目不正	78—83
宿駅継主に関する諸規定	352—358
消極的な町方商人	507—512
定問屋制復活運動	473—476
小仲買人サンベの性格	187—190
庄内地方の紅花作付禁止令	154—158
上層農民の干花加工業参加	266—268
商品物資の生産と在方商人の	
発生	251—257

新河岸設置問題	343—346
新興生産地（武州下総常州）	
の品質向上	83—88
新産業政策の影響	555—562
新産業の紅花生産に与えた影	
響	558—562
生産高の向上	27—49
生産者の収益性	44—49
撰花制度の混乱	537—538
撰方仲間に対する抵抗	539—542
撰方仲間の成立	532—537
撰花問題の波及	546—548
仙台紅花荷の羽州通過	403—407

タ

第二次紅花会所設置運動	487—492
伊達藩の紅花移出制度	402—403
中国紅花、印度紅花の輸入	562—565
敦賀、大津間の輸送法	375—378
天童日野屋の変遷	220—221
戸沢藩財政の紅花収入依存	126—132
問屋仲間制度の禁止と復活	515—517

チ

中村家	221—224
名主たちの企画する紅花世話	
所	492—495
生花生産の不適正	61—69
南部・奥仙紅花の大石田河岸出	
し	407—410
荷問題の発生	194—197
荷役制度の整備	89—119
荷役徴収率の更改と口留番所	
の整備	97—107
上ノ山藩の指定花買宿と役銭	130—132
農民層分解の進行	132—136

ヤ

山形, 大石田間の紅花輸送法…333—337
 山形の八幡商人の系譜…218—219
 山形花市の成立…198—202
 山形花市場の変遷…198—210
 山形藩の抜荷防止対策…107—111
 山形藩の紅花奨励策概要…136—143
 山形紅花市場の機能の低下…203—207
 山形紅花市場の衰亡…207—210
 米沢藩の生産事情…151—154

山形の紅花商人

近世中・後期の山形紅花商人…227—250
 山形紅花商人の発展の概況…227—233

山形紅花商人(その他)…248—250
 稲村家…275—283
 尾花沢盆地の紅花商人たち…283—289
 柏倉家…289—299
 紅花商人佐藤一族…233—240, 243—251
 紅花商人長谷川一家の活躍…240—243

ラ

陸路江戸廻りの輸送法…386—401
 流通機構の組織化…20—21
 量産主義とその弊害…66—69

ワ

脇街道駄送の禁止…346—352

主 要 参 考 文 献

〔単行本〕

- | | | | |
|-------------|-------------------------|-----------|------|
| 今 田 信 一 | 最上紅花史料 | 日本常民文化研究所 | 昭17 |
| 今 田 信 一 | 最上紅花史放談十話 | 河北町 | 昭31 |
| 今 田 信 一 | 最上紅花史の研究 | 井場書店 | 昭47 |
| 観光資源保護財団 | 最上紅花 | 同財団 | 昭50 |
| 山形県立図書館 | 最上紅花資料展目録 | 山形紅花振興会 | 昭39 |
| しばた はじめ | ふるさとの染料作物 | 半迷会 | 昭38 |
| | 紅花について—郷土の花 | 紅花保存会 | 昭42 |
| 鈴 木 孝 男 | 紅花—紅花栽培並に紅花応用絹染法 | | 昭31 |
| 沢 田 亀之助 | 紅—伊勢半 170 年史— | 伊勢半 | 昭34 |
| | 最上紅花の盛衰(今田信一) | P 459~512 | |
| | 日本の年輪 | 朝日新聞社 | 昭44 |
| | 紅(有馬真喜子) | P 77~80 | |
| 水 上 勉 | 失なわれゆくものの記 | 講談社 | 昭44 |
| | 最上の紅花 | P 23~37 | |
| 石 川 正 俊 | 叶内長兵衛伝—山形の「街と市民の歴史」— | 創文社 | 昭34 |
| | 紅 花 | P 18~24 | |
| 水 上 勉 | 花の村・海の村 | 三笠書房 | 1971 |
| | 最上の紅花 | P 69~82 | |
| 読売新聞山形支局 | 最上川—歴史と文化— | 郁文堂書店 | 昭44 |
| | 最上紅花 | P 62~70 | |
| 赤 塚 長一郎 | 郷土のあゆみ—山形県— | 高陽堂書店 | 昭51 |
| | 舟運栄え紅花の販路拡大 | P 117~120 | |
| 高 山 左 近 | 地方記者山形双六 | カンナ書房 | 昭44 |
| | 紅 花 | P 235~242 | |
| 川 崎 浩 良 | 山形の歴史(下) | 郁文堂書店 | 昭39 |
| | 最上紅花の産出 | P 194~207 | |
| 川 崎 浩 良 | 出羽文化史料 | 郁文堂書店 | 昭38 |
| | 本県紅花栽培の推移 | P 399~401 | |
| | 最上紅花史余談 | P 402~404 | |
| 柏倉亮吉教授還暦記念会 | 山形県の考古と歴史 | 山教史学会 | 昭42 |
| | 紅花流通機構の改革問題とその矛盾性(今田信一) | P 162~181 | |
| 丸 山 茂編 | 山形県文化史(2) | 山形県文化普及会 | 昭23 |
| | 山形県の特産と商業—紅花— | P 186~199 | |

東根市史編集委員会	東根市史編集資料 16 紅 花 P 3 ~ 5	同 会	昭46
横 尾 寿三郎	東根抄史 紅 花 P 59 ~ 60	東根愛郷会	昭30
西根村史編纂委員会	西根村史談 紅 花 P 324 ~ 329	西根村	昭27
河北町誌編纂委員会	河北町の歴史(中) 紅花の衰退 P 168 ~ 174	河北町	昭41
丸 山 茂	干布村郷土史 郷土の特産紅花 P 363 ~ 372	豊栄村干布地区公民館	昭33
天童町史編纂委員会	天童の生い立ち 紅花作り P 139 ~ 142	天童町	昭27
河北町誌編纂資料編	11 最上紅花取引形体に関する生産者並びに問屋の論争(今田信一)	河北町	昭29
	河北町誌編纂資料編 20 最上紅花史放談十話(今田信一)	河北町	昭31
阿 部 豊 一	明治村史 紅花作り P 147 ~ 149	東村山郡明治村	昭28
山形市史纂編委員会	山形市史編纂資料 (3) 名物紅乃袖 P 5 ~ 20		昭41
山形市史編纂委員会	山形市史編纂資料 40 丹野家文書 紅花・紅取引関係史料(大友義助) P 83 ~ 165		昭50
山形市史編纂委員会	山形市史編纂資料 41 紅花の話(渡辺徳太郎) P 114 ~ 136		昭50
山形市史編纂委員会	山形市史 中巻 最上紅花の発展 P 417 ~ 420	山形市	昭46
結 城 善太郎	我が郷土 出羽村の変遷史 出羽村の紅花 P 111 ~ 116	出羽村役場	昭29
梅 津 吉 造	上山繁昌記 上山地方の紅花 P 118 ~ 127	誌趣会	昭36
同刊行委員会	十王郷土誌 紅 花 P 94 ~ 95	同刊行委員会	昭35
最上川編集委員会	最上川流域の自然と文化 山形紅花市場の衰頽過程(伊豆田忠悦) P 173 ~ 179	長井政太郎先生退官記念事業 実行委員会	昭46
丸 山 茂	天童風土記 (2)	天一堂書店	昭33

	天童藩の紅花専売	P 2～7	
上市市史編纂委員会	上市市史 別巻(2) 紅花 P95～97	上市市	昭50
後藤 嘉一	やまがた経済風土雑記 紅花十万両 P 1～7	詩趣会	昭46
山形県郷土資料復刊協会	山形経済志料(4) 紅花送り状 P 227～228	郁文堂書店	昭45
藩政史研究会	藩政成立史の総合研究—米沢藩— 青苧・線及び紅花専売仕法の成立 P 690～713	吉川弘文館	昭38
後藤 嘉一	山形商工会議所史 上 苧麻・紅花の産出 P 32～34	山形商工会議所	昭47
	山形市史草案 下 紅花の産出 P 972～989	山形市役所	昭14
	西郷村誌稿 養蚕飼育と紅花栽培の交替 P 179～181	西郷村(南村山郡)	昭32
	天童温泉夜話—開湯六拾周年記念出版— 紅花のこと P 72～75	天童温泉協同組合	昭45
川崎 浩良	山形の歴史 後編 最上紅花の産出 P 183～197	出羽文化同交會	昭24
斎藤 圭助	上杉鷹山公ノ農政 樹芸政策 紅花 P 193	カメラ會	大 9
安孫子 藤吉	思い出のままに—回想の県政雑記— 紅花のこと P 348～353		昭51
山形市教育會	山形市郷土誌本 紅花 P 99～101	同 會	昭15
丸山茂・大木彬	水郷寺津史 移入物資他 P 243～251	村史發刊実行委員會	昭43
中山町史編纂委員會	中山町史資料編 1 秋葉弥右エ門家文書(紅花代金預手形他) P 245～247 高橋基内家文書 P 128～129 紅花代金未払に関する訴状案 右に関する名主添状案 右訴訟に対する返答書案)		昭42
	日本庶民生活史料集成 10 名物紅の袖 P 411～417	三一書房	昭45
地方史研究協議會	日本産業史大系 3 東北地方篇 東大出版會 最上紅花 伊豆田忠悦 P 58～75		昭35

- 山形県郷土資料復刊協会 山形経済志料 6 (復刊合本) 山形商業会議所 昭46
 最上川運賃定法 P371~381
 今古記録 P392
- 山形商業会議所経済志料編纂部 山形経済志料 (1) 山形商工会議所 昭45
 最上の特産紅花 (渡辺弥太郎氏一夕話のうち) P14~15
- 山形商業会議所経済志料編纂部 山形経済志料 (2) 山形商工会議所 昭45
 村山郡出産紅花他十二品荷出役銭覚 (文化6)
- 山形商業会議所経済志料編纂部 山形経済志料 (3) 山形商業会議所 昭45
 太廟御造営と最上紅花 岩淵栄治氏談 P167~169
- 大友義助 最上郡大蔵村史編集資料 (2) 大蔵村教育委員会 昭47
 仙台紅花につき口上 (安政元年) P222
- 三泉村誌編纂委員会 三泉村誌 (1) 昭45
 羽州屋久右衛門について P115~117
- 横山昭男編 尾花沢市史の研究 尾花沢市史料調査委員会 昭35
 商業の発達と嶋田屋の活動 P147~161
 紅花川下し一件 P192~194
- 後藤嘉一 やまがた明治零年・山形商業史話 郁文堂書店 昭42
 紅花と山形商業 P289~291
 紅花商人の繁栄 P320~322
- 山形市 山形市史別巻 (2) 昭51
 紅花摘み唄, 紅花染唄 P183~184
- 武田昭蔵 上山郷土史抄 昭51
 紅花 P195~200
 上山郷土史資料 上市市教育研究所郷土調査研究部 昭32
 紅花 P59
- 米沢市 米沢風土記 (3) 昭51
 米沢の紅花史 P211~218
 最上町誌 最上町誌編集委員会 昭35
 尾花沢の紅花 P281~282
- 長岡規矩雄編 荒砥町誌 荒砥町史編纂委員会 昭29
 青苧と紅花 P165~166
- 安部惣七 草木百話—山形県南民俗植物誌— 昭40
- 岡田益吉 続東北開発夜話 経済往来社 昭32
 酒田港から海路「紅花」を京阪地方へ移出 P189~192
- 米沢市立第二中学校 第7回日本学生科学賞校賞1位入賞記念誌 昭39
 郷土の植物染料について (ベニバナ, アイ, カリヤス) P24





結城嘉美	やまがた植物記	「山形県の植物誌」出版記念会	昭49
	郷土の花「べにばな」	P 89～93	
出羽小学校	郷土の紅花		昭5
	新風土記 (1)	朝日新聞社	1974
	紅花(疋田桂一郎)	P 6～38	
	紅花の省力機械化栽培法の確立に関する試験成績書	山形県立農業試験場	昭46
登坂又蔵	米沢市史	名著出版	昭48
	紅花及び青苧	P 1074～1075	
浅野源吾編	米沢藩史(東北産業経済史2)	東洋書院	昭50
	青苧, 紅花, 楮等栽培	P 230～236	
	白鷹町史上	白鷹町	昭52
	産業紅花	P 559～563	
真壁仁	手職—伝統のわざと美—	やまがた散歩社	昭52
	紅花づくり(桜井きく)	P 31～38	
真壁仁	紅と藍	平凡社	昭54
	[雑誌論文]		
渡辺徳太郎	紅花の話		昭12
	山形県文化時報17号	P 3～5	
鈴木清助	紅花の保存について	羽陽文化18号	P 1～3 昭28
今田信一	最上紅花放談	羽陽文化18号	P 8～18 昭28
佐藤正巳	紅花雑感	羽陽文化18号	P 19～20 昭28
川崎浩良	紅花雑考	羽陽文化18号	P 21～24 昭28
岩渕栄治	紅花になるまで	羽陽文化18号	P 24～26 昭28
しばたはじめ	紅製りの記	羽陽文化18号	P 26～28 昭28
岩渕栄治	紅花の話(附 紅製法の事)	羽陽文化18号	P 29～34 昭28
しばたはじめ	紅と土俗について	羽陽文化18号	P 34～35 昭28
鈴木孝男	郷土の花「紅花」	羽陽文化37号	P 12～15 昭33
結城哀草果	紅花と民謡	羽陽文化40号	P 25～26 昭33
石田周介	紅花研究七年回顧	羽陽文化43号	P 14～16 昭34
川崎浩良	鈴木清風は果して紅花大尺なり哉	羽陽文化43号	P 10～14 昭34
鈴木清助	べに花の旅路	羽陽文化43号	P 1～2 昭34
	べに抽出の科学的談話—和田水氏語る—		昭35
	羽陽文化49号	P 4～5	
篠田秀男	紅花	羽陽文化56号	P 11～14 昭37
佐々木菊治	日本の紅花	農業991号	P 1～15 昭42

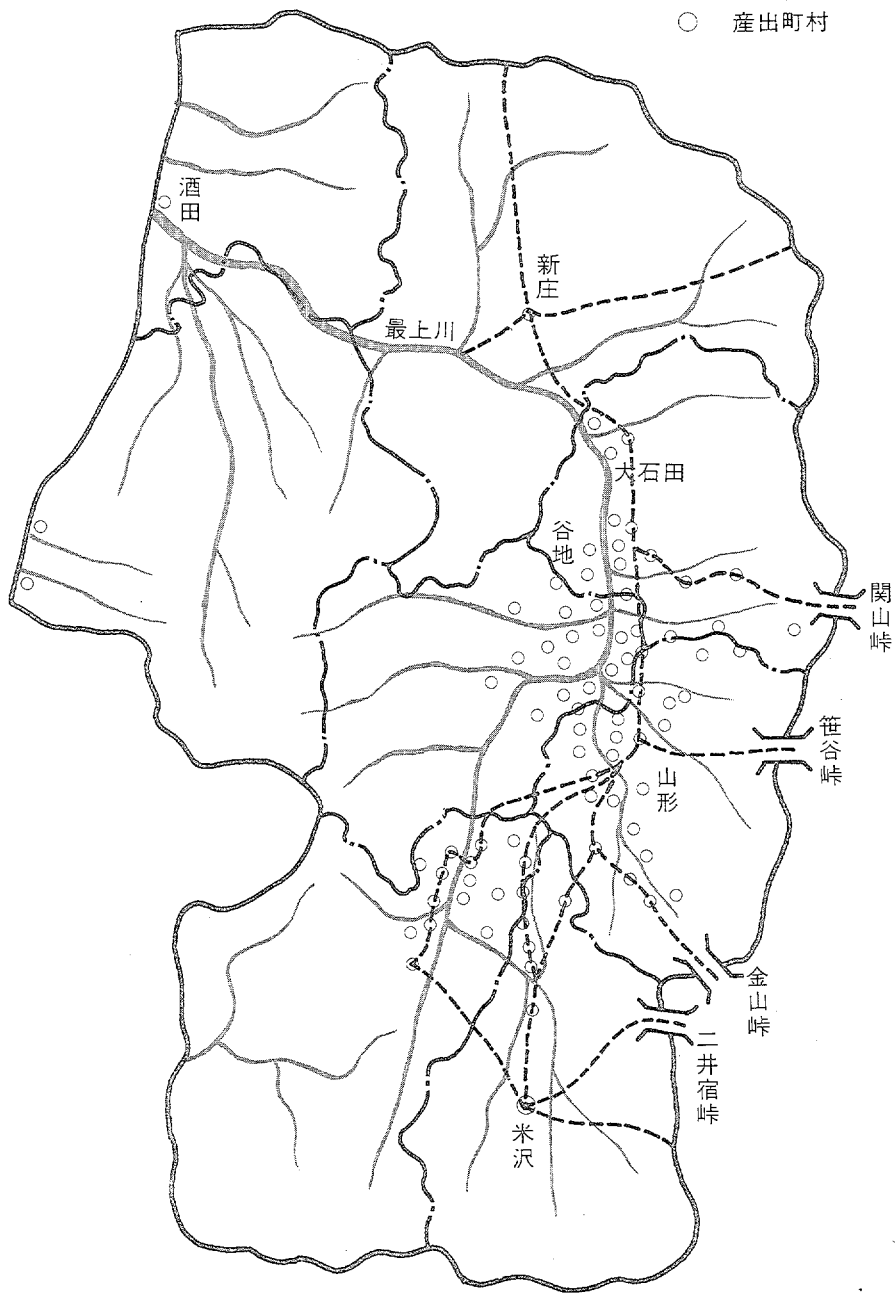
- 水上 勉 最上の紅花 太陽51号 P154~158 昭42
- 今田 信一 「最上紅花」研究の動向 やまがた43号 P6~9 昭42
最上紅花の文献 やまがた43号 P10~11
山形県立図書館調査相談室
- 中沢 勝磨 最上紅花入門 染織と生活(2) P50~52 昭48
- 今田 信一 「最上紅花」の歴史—その生産と流通—
染織と生活(2) P31~36 昭48
- 大泉 順子 草木染め(べに染め)について 昭47
山形城北女子高等学校紀要4号 P21~24
- 丸山 茂 天童藩の紅花専売 山形史学研究2号 P27~29 昭31
- 今田 信一 紅花流通機構の改革問題とその矛盾性 昭42
山形史学研究6号 P162~181
- 佐藤 八兵衛 私と紅花の出会い 農業山形27巻6号 P23~24 昭51
紅花と蟬の声—創作的史實的に— 昭27
山形教育38号 P46~51
- 鈴木 高弘 大石田河岸二藤部家の経営—在方荷主的側面の考察— 昭42
山形近代史研究1号 P39~54
- 湯村 幸男 江戸中期に於ける農村商人の一考察—山形県東村山郡大蔵村稲村
家を中心にして— 山大史学1号 P46~52 昭31
- 伊豆田 忠悦 最上川流域の商品流通と地主制の成形—村山地方における研究成
果と課題— 歴史の研究10号 P66~77 昭38
- 梅津 保一 近世後期における東北・関東の紅花流通の一通察—嘉永・安政期
の紅花打越荷物一件を中心に— 歴史の研究11号 P52~66 昭40
- 横山 昭男 近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態—最上紅花間
屋佐藤家を中心として— 歴史の研究14号 P39~60 昭47
- 横山 昭男 近世中期における米沢藩財政の構造—明和・寛政の改革期を中心
に— 山形大学紀要 人文科学7巻3号 P59~109 昭47
- 渡辺 徳太郎 山形市商業の思い出—奥羽の商權把握から両銀の創立まで—
山形公論 5巻3号 P4~59 昭4
- 早坂 忠雄 お国自慢史蹟・人物と名所その30 俳人の紅花大尺 昭35
清風鈴木八右衛門 むすび80号 P2~4
ベニバナなどの発色と解明—米沢二中香華クラブ— 昭37
置賜博物 No.18 P6
- 渋谷 紀起 新油料作物ベニバナに関する研究—特に山形県在来種の系統分離
について— 山形農林学会報18号 P11~15 昭36
- 渋谷給起, 佐藤美保子 染料作物ベニバナの雑種強勢 (1) 昭46

山形農林学会報28号 P 1~3

金田二郎	最上の紅花 農業山形2巻8号	P 18~22	昭29
佐藤当郎	奥の細道と紅花 農業山形6巻7号	P 34~37	昭30
結城勇助	紅花品質向上と上手な調整方法 農業山形25巻5号	P 20~22	昭49
武田安治	最上の紅花 郷土3巻5号	P 1~6	昭23
松坂二郎	くれない雑記 赤光3巻5号	P 18~19	昭32
	本邦紅花産出衰退の実況調査 大日本農会報96号		
しばたはじめ	紅花漫筆 山形評論10巻6号		
鈴木孝男	紅花について 山形評論10巻6号		
今田信一	紅花篠風の話 郷土3巻9~10号		昭23
今田信一	郷土の花に生命を 細流35号		昭39
屏田秀男	紅花 隨筆サンケイ		昭37
しばたはじめ	紅花 民芸山形(1) P 9~11		昭45
榎本宗次	高屋太夫と清風 日本歴史69号	P	
榎本宗次	俳人鈴木清風の豪農的側面 日本歴史69号	P	
渡辺信夫	紅花生産と一村方地主 日本歴史90号	P	
しばたはじめ	べにばな 半迷12号	P	昭36
	紅花抄 季刊 銀花29号春	P	1977
真壁仁	紅花つくり—桜井きく— やまがた散歩8号	P 43~47	昭48

最上紅花産出分布図

-  峠
-  川
-  道路
-  産出町村



あとがき

昭和四十七年に本書が刊行されて以来、いろいろと研究者の方々より、ご援助をいただき、好評のうちに品切となりました。

しかし研究の進歩にともない若干の訂正が必要となったのと、再版をのぞむ人々の要望により、改訂版を刊行することとしました。

一改訂に当り、柏倉亮吉・三春伊佐夫の両氏よりいろいろとお世話になり、刊行については、高陽堂書店社長高橋倫之助氏および鈴木茂雄氏、また印刷については、田宮印刷所の方々にお世話になりました。厚くお礼申し上げます。

最上紅花史の研究 改訂版

昭和四十七年九月二十日初版発行
昭和五十四年十月二十九日改訂版発行(限定五百部)

定価 五、五〇〇円

著者 今田 信一

発行者 高橋 倫之助

発行者 高陽堂書店

山形市旅籠町三丁目二十一
電話〇二二六三二(八六六代)
振替口座 山形 二九〇番

田宮印刷所 山形市大字大森西門外一四一〇

元丁本・落丁本はおとりかえします (中山製本)

著者略歴

明治三十四年 山形県生

大正十二年 山形県師範学校卒

専攻 近世農村経済史

現在 山形県史編纂会議員

主な著書

最上紅花史料 アチック・ミニューセラム

山形県史 農業編 (畑作史・副業史)

河北町の歴史 (上・中)

山形県西村山郡河北町大字田井六一